



平成 25 年版

成果レポート

～成果の検証と改善に向けた取組～

平成 25 年 7 月

三 重 県

県民の皆さんへ

平成 24 年度は、長期的な視点から三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示す、おおむね 10 年先を見据えた長期戦略「みえ県民力ビジョン」と、平成 27 年度までの中期戦略「みえ県民力ビジョン・行動計画」の初年度として、その目標達成に向けた取組を進めてまいりました。

また、本年 4 月には「みえ県民力ビジョン」を推進していく上での職員の行動指針や政策課題を明らかにした「平成 24 年度三重県経営方針」を定め、平成 24 年度が「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感でき、「幸福実感日本一」の三重をめざす新たな一步を踏み出す一年となるよう、県庁全体が一丸となって県政運営に取り組んでいるところです。

県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならないと考えています。このため、事業の実施にあたっては、実施自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱し、県民の皆さんにとっての「成果」とは何か、成果が県民の皆さんに届いているかという視点を常に持って取り組むことが重要であると考えています。

この「平成 24 年版 成果レポート～成果の検証と改善に向けた取組～」は、昨年度、「平成 23 年度県政運営の考え方」に基づき取り組んだ事業の成果を検証するとともに、平成 24 年度の取組の改善方向と平成 24 年度末にめざす目標値を、県民の皆さんにご報告し、今後の県政運営に対するご意見やご提案をいただくことを目的に作成しました。

今後とも、常に心を澄まして、県民の皆さんの生の声に耳を傾け、現場重視で県政運営に取り組み、県民の皆さんと力を合わせて、県民力による「幸福実感日本一」の三重づくりを進めてまいりますので、県民の皆さんにおかれましては、忌憚のないご意見をいただくとともに、今後の県政運営に対する一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 25 年 7 月

三重県知事 鈴木 英敬

平成25年版 成果レポート

【目次】

	頁
第1章 平成24年度の県政運営と平成25年度の経営方針 ……	1
(1) 平成24年度を振り返って ……	3
(2) 平成24年度の主な取組 ……	5
(3) 平成24年度の取組の総括 ……	21
(4) 平成25年度三重県経営方針 ……	26
＜参考＞県民の皆さんの「幸福実感」について ……	45
 第2章 施策の取組 ……	 49
(1) 政策体系とは ……	51
(2) 政策体系一覧 ……	52
(3) 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の 算出方法について ……	55
(4) 施策数値目標等一覧 ……	57
(5) 改善・注力一口コメント ……	62
(6) 施策評価表の見方 ……	68
(7) 施策評価表 ……	70
 第3章 選択・集中プログラムの取組 ……	 321
(1) 選択・集中プログラムの取組とは ……	323
(2) 選択・集中プログラムの取組一覧 ……	324
(3) 選択・集中プログラムの取組数値目標等一覧 ……	325
(4) 改善・注力一口コメント ……	327
(5) 選択・集中プログラムの取組評価表の見方 ……	330
(6) 選択・集中プログラムの取組評価表 ……	332

第4章 行政運営の取組	415
(1) 行政運営の取組とは	417
(2) 行政運営の取組一覧	417
(3) 行政運営の取組数値目標等一覧	418
(4) 改善・注力一口コメント	419
(5) 行政運営の取組評価表の見方	420
(6) 行政運営の取組評価表	422
 (参考) 用語説明	 453

「成果レポート」とは・・・

県では、長期戦略である「みえ県民力ビジョン」や中期戦略「みえ県民力ビジョン・行動計画」などに基づき、前年度の県政の取組について評価を行い、その結果を翌年度における取組の改善へ生かすこととしています。

「成果レポート」は、毎年度の評価によって明らかになった成果や課題、翌年度の改善方向などを取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えするための年次報告書です。

※ なお、「成果レポート」は、地方自治法第233条第5項に定める「主要な施策の成果を説明する書類」（主要な施策の成果に関する報告書）としても取りまとめるものです。

【参考】

地方自治法第233条第5項

普通地方公共団体の長は、(中略)当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類(中略)を併せて提出しなければならない。

※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末に用語の説明を掲載しています。

第 1 章

平成 24 年度の県政運営と
平成 25 年度の経営方針

第1章 平成24年度の県政運営と平成25年度の経営方針

1 平成24年度を振り返って

平成24年度の県政を取り巻く国内外の状況は、以下のとおりでした。

平成24年度は、東日本大震災から1年、紀伊半島大水害から半年が経過してもなお、被災地域の復旧・復興が道半ばであることに加えて、南海トラフを震源域とする超巨大地震の発生が危惧されるなど、自然災害に対する一層の備えが求められる中でスタートしました。

そのような中、8月と10月には幼い命が犠牲となった児童虐待死亡事例が県内で発生するとともに、いじめや体罰が全国的な社会問題となりました。また、9月には三重県漁船の衝突海難事故*が発生するなど、県民の皆さんの生命や安全を脅かす事件や事故等に備えることが急務となりました。

さらに、本県が平成21年度から22年度にかけて施工した港湾改修工事で不適正な事務処理等が行われていたことが明らかとなり、一連の事案を極めて重く受け止め、全庁を挙げて再発防止等に取り組むこととなりました。

一方で、スポーツ界での本県出身選手の活躍が明るいニュースとなりました。

7月から8月にかけてロンドンで開催された夏季オリンピックでは、3連覇を達成した女子レスリング吉田沙保里選手をはじめ、女子バレーボールの山口舞選手、男子サッカーの山口螢選手、パラリンピックでは、男子陸上車いすの伊藤智也選手や男子車いすテニスの齋田悟司選手など、県出身のアスリートが世界の大舞台で活躍し、県民の皆さんの心を熱くしました。

また、国内大会では、伊賀白鳳高校陸上部の全国高等学校駅伝3位入賞、伊賀FCくノ一の皇后杯全日本女子サッカー選手権ベスト4、デンソー女子陸上長距離部の全日本実業団対抗駅伝2位入賞など、県内スポーツ団体等が輝かしい成績を収めました。

さらに、11月には、オリンピック3連覇と世界選手権をあわせて13連覇の偉業を達成した女子レスリング吉田選手に国民栄誉賞が授与され、受賞報告会では多くの皆さんが名誉ある受賞を祝福しました。

経済情勢については、夏場にかけて国内経済に回復の動きが見られたものの、その後の世界経済の減速等を背景に弱い動きとなり、緩やかなデフレ状況が続きました。3月に公表した「三重県民経済計算速報（早期推計）」では、平成23年度の県内総生産が実質値で2年連続のプラスとなり、県民雇用者報酬と民間最終消費支出が4年ぶりに増加するなど明るい兆しも見えました。

特に、観光分野では、平成24年の本県への観光レクリエーション入込客数が、3,787万人と前年比で222万人増加し、県内宿泊客数が前年比10%増の833万人で全国第8位の伸び率となりました。

また、雇用情勢は依然として厳しい状況でしたが、平成24年の県内の有効求人倍率は0.88倍と



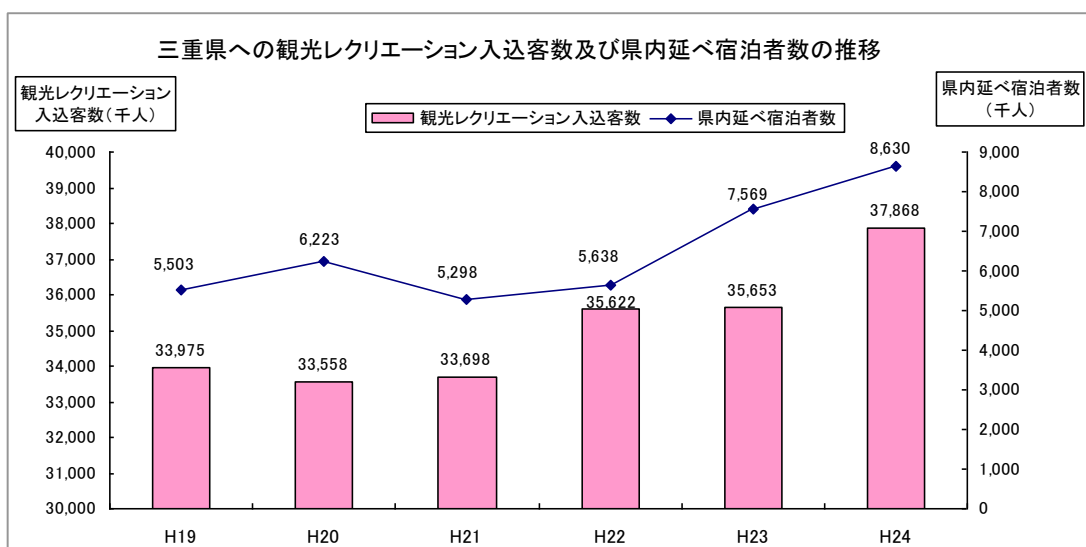
女子レスリング吉田沙保里選手（右）
（三重県民特別栄誉賞授与）

なり、前年の 0.71 倍から 0.17 ポイント改善しました。

県内人口の動向は、平成 25 年 3 月（推計）の県人口が 183 万 4,262 人となり、前年同月比で約 1 万人の減少となりました。国の推計では、本県の総人口が平成 32 年には 180 万人を下回るとされるなど、人口減少が進むことが懸念されています。

国政では、米国、中国、韓国、ロシアなど世界の指導者が決定する中、12 月に第 2 次安倍内閣が発足しました。1 月には、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「3 本の矢」による「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が示され、円安が進み、平均株価は上昇傾向で推移しました。また、3 月には環太平洋パートナーシップ（T P P *）協定交渉への参加が表明されました。

このような状況において、1 月から 2 月にかけて実施した「第 2 回みえ県民意識調査」では、県民の皆さんが日ごろ感じている幸福度の平均値が、10 点満点で 6.68 点となり、前年同時期に実施した前回調査に比べ 0.12 点増加しました。また、県民の皆さんが生活の中で感じる、16 の政策分野ごとの地域や社会の状況についての実感（「幸福実感指標」）は、ほとんどの項目で「実感している層」の割合が増加しました。（調査の概要は 45 ページ参照）



- ・「宿泊旅行統計調査」（観光庁）、「観光レクリエーション入込客数推計」（三重県）を基に作成しています。
- ・県内延べ宿泊者数については、平成 23 年度以降、従業員 9 人以下の宿泊施設も対象に含めるよう基準変更されていることから、経年比較には注意が必要です。※県内延べ宿泊者数の平成 24 年度値は暫定値

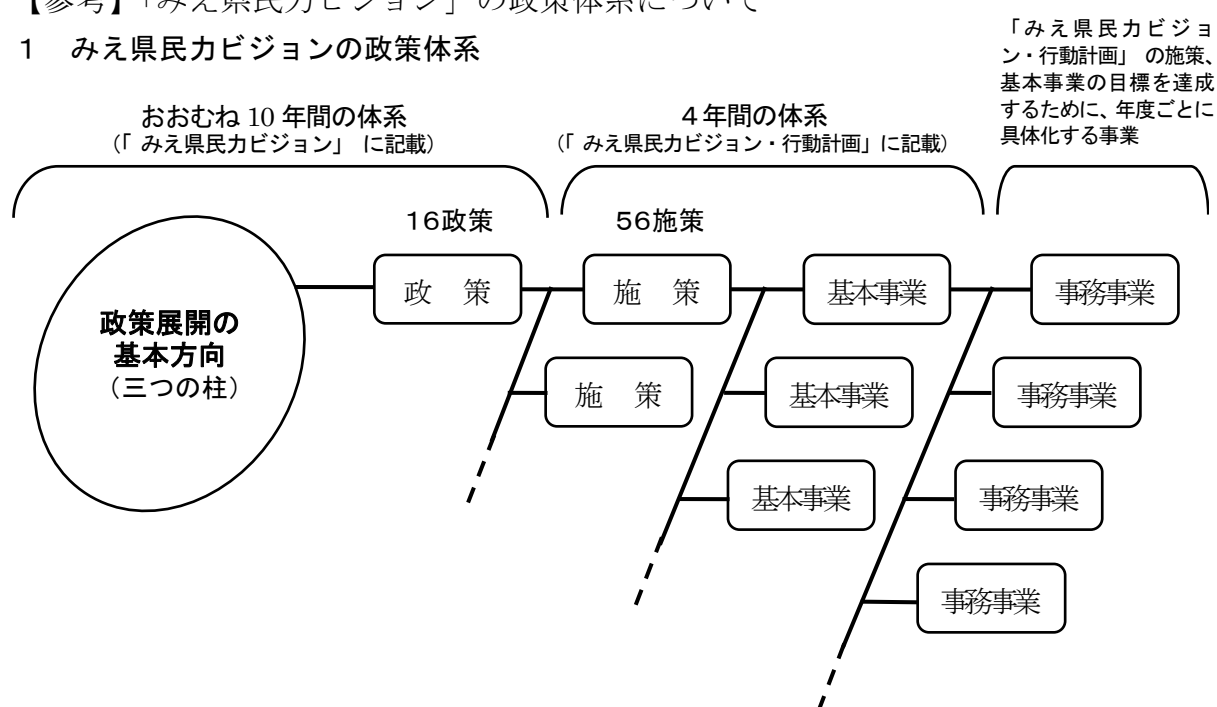
2 平成 24 年度の主な取組

平成 24 年度は、同年 4 月に策定した長期の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」のスタートの年にあたり、「みえ県民力ビジョン・行動計画」や、その他の計画等にした目標の実現に向けた取組を着実に進めました。

「みえ県民力ビジョン」に掲げた政策展開の基本方向である「『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～」、「『創る』～人と地域の夢や希望を実感できるために～」、「『拓く』～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～」の三つの柱で整理した、主な取組は以下のとおりです。

【参考】「みえ県民力ビジョン」の政策体系について

1 みえ県民力ビジョンの政策体系



2 政策展開の基本方向（三つの柱）と 16 の政策一覧

I 『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	II 『創る』～人と地域の夢や希望を実感できるために～	III 『拓く』～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～
1 危機管理	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	1 農林水産業
2 命を守る	2 教育の充実	2 強じんて多様な産業
3 暮らしを守る	3 子どもの育ちと子育て	3 雇用の確保
4 共生の福祉社会	4 スポーツの推進	4 世界に開かれた三重
5 環境を守る持続可能な社会	5 地域との連携	5 安心と活力を生み出す基盤
	6 文化と学び	

I 『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

(I-1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～)

東日本大震災の被災地の復旧・復興を支援するため、「三重県東日本大震災支援本部」のもと、被災地及び県内避難者への取組を継続して行うとともに、被災地に職員を派遣し（県職員 12 名、警察官 261 名等）、農業・水産施設等の災害復旧事業や災害復旧工事にかかる用地補償、警戒区域等でのパトロールなどの業務を担いました。

また、関係機関やNPO団体等と連携して、ボランティアバスによるボランティアの派遣（「みえ発！ボラパックⅡ」 27 便、延べ 460 名派遣）、義援金の取りまとめと提供、被災農業者の受入れや定着の促進などに取り組みました。

紀伊半島大水害による被害からの一日も早い復旧・復興に向けては、国や関係市町と連携し、きめ細かな対応や工程等についての丁寧な情報提供を行うとともに、被災した河川・道路等の公共土木施設及び農地農業用施設等の復旧を進めた結果、平成 24 年度末時点での復旧状況は、公共土木施設で 89%（原形復旧）、農地農業用施設で 92%、治山、林道、自然公園で 84%となりました。

防災・減災対策の推進については、平成 23 年 10 月に策定した「三重県緊急地震対策行動計画」に基づき、津波避難や住宅・公共施設の耐震化、防災教育などの 13 の行動項目に緊急かつ集中的に取り組み、ハザードマップの作成や津波避難計画の策定、地域主体の避難訓練の実施をはじめ、地震・津波に備えるための対策が進みました。

しかしながら、平成 24 年度に実施した「防災に関する県民意識調査」では、東日本大震災発生後も「危機意識を変わず持ち続けている」人が 39.4%いる一方で、「時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と 41.9%の人が回答し、危機意識の低下が懸念されています。こうした状況のもと、震災で芽生えた意識を行動に結びつけること、防災・減災を日常生活の中に溶け込んだ形で展開する「防災の日常化」を定着させること、さらには、災害に強い三重づくりを進め、子や孫の世代まで引き継ぐことをめざした「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定に着手しました。

また、住民一人ひとりの津波避難計画「My まっぷラン*」を核とする「津波避難に関する三重県モデル」の構築や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定を行うとともに、「みえ防災コーディネーター*」（81 名）や女性防災人材（53 名）等、防災関連人材の育成に努めました。

大規模災害に備えた体制の整備については、全国知事会及び近畿 2 府 7 県との災害時応援協定を見直し、県内においては「三重県市町災害時応援協定」の改訂を進めるとともに、民間団体等と新たに 17 の協定や覚書を締結しました。加えて、道路啓開マップを作成し、国、市町、建設企業と連携してマップを活用した訓練を行い、迅速な啓開作業に向けた態勢整備を進めました。

また、国に対し「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」制定に向けた提言を行うとともに、災害時要援護者や観光客の避難対策、離島対策等を主眼とした実践的な防災訓練や県内初の国民保護実動訓練を実施するなど、国や関係自治体、防災関係機関、地域住民との連携を強化しました。

さらに、木造住宅の耐震化補助、県立学校や災害拠点病院等の耐震化、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しな



国民保護実動訓練

どに取り組み、総合的な防災・減災対策を進めました。

自然災害からの被害を軽減させる観点からは、風水害対策について、河川、海岸堤防や治山、砂防施設等のハード整備を進めるとともに、治水上支障となっている河川堆積土砂の撤去を進めました。また、地震・津波対策として、河川堤防について、損傷箇所を特定する詳細調査や、河川改修にあわせた耐震対策を進め、海岸堤防について、緊急に対応が必要な脆弱箇所の補強や、高潮対策等にあわせた耐震対策を進めました。ソフト対策については、浸水想定区域図の市町への提供や土砂災害警戒区域等の指定を進めるための基礎調査を実施し、市町の警戒避難体制の整備を支援しました。

食の安全・安心の確保については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する、食品等への放射性物質の影響を考慮して開始した、農畜水産物、加工食品、学校・保育所給食の放射性物質検査（検体数 11,118 件）を計画的に実施するとともに、県民の皆さんが検査結果を確認できるように、県ホームページをリニューアルするなど、食に対する安全・安心を確保するための取組を進めました。

感染症対策については、感染症情報システムを利用する保育所、学校等が拡大（利用率 95.4%）し、感染症発生の早期探知に取り組んだ結果、各利用機関において適切な学級閉鎖措置等の対策を速やかに行うことができました。

「幸福実感指標」の「災害等の危機への備えが進んでいる」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合が 30.6%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合が 60.2%となり、それぞれ前回調査に比べて 6.2 ポイントの増加、6.3 ポイントの減少となりました。

（I-2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～）

県民が安心して良質な医療を受けることができるよう、「三重県保健医療計画(第5次改訂)」を策定しました。第5次改訂では、これまでの4疾病に精神疾患対策を追加するとともに、在宅医療対策を加え、「5疾病・5事業及び在宅医療」として注力するほか、災害時における医療体制の見直し等を行い、新たな課題に対応していくこととしました。

医師の不足や偏在の解消に向けては、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う「三重県地域医療支援センター*」を5月に設置し、4つの診療領域（内科、外科、救急科、総合診療）における後期臨床研修プログラムの作成を開始しました。また、医師無料職業紹介事業等の医師不足による影響を当面緩和する取組や、県内医療機関での一定期間の勤務を返還免除条件とする医師修学資金貸与制度の運用等の中長期的視点による取組を進めました。医師無料職業紹介事業では8件が成約するとともに、修学資金の貸与制度では、新たに67名へ貸付（貸与者累計348名・返還者を除く）を行い、今後、県内医療機関での勤務が見込まれる医師が増加しました。

また、8月には、最適な地域医療体制の確立に向けて、津市及び三重大学と寄附講座の設置に関する協定を締結しました。



「三重県地域医療支援センター」設置式

救急医療体制の整備に向けては、平成 24 年 2 月から運航を開始したドクターヘリの出動件数が年間 272 件（現場出動 162 件、病院間搬送 110 件）に上り、救命率の向上や後遺症の軽減等に貢献しました。

県立病院の改革では、4 月から県立総合医療センターの地方独立行政法人化、県立志摩病院への指定管理者制度の導入を行い、新たな運営体制のもと、それぞれの病院が求められる機能を果たしながら経営基盤の確立に向けた取組を進められるよう支援しました。

がん対策については、国の「がん対策推進基本計画」との整合を図りつつ、県のがん対策をより一層充実させるため「三重県がん対策戦略プラン第 2 次改訂」を策定しました。また、がん患者の罹患状況を把握し実効性のあるがん対策の検討につなげるため、平成 23 年 7 月から運用を開始した「地域がん登録」は、届出数が 40,359 件、院内がん登録医療機関が 14 病院に拡大しました。

健康づくりについては、子どもから高齢者まで、全ての県民の皆さんが健康課題を解消し、自らが健康であることを実感できるよう、地域の実情に応じた取組が県内各地で展開されることをめざして、平成 34 年度までの新しい基本計画である「三重の健康づくり基本計画」を策定しました。

また、新たに「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定し、市町、関係機関・団体等と歯科保健に関するそれぞれの役割をあらためて確認するとともに、M I E S*（ミエス）を活用した歯科保健からの児童虐待防止について検討を行いました。

「幸福実感指標」の「必要な医療サービスが利用できている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 48.8%、「実感していない層」の割合が 40.8%となり、それぞれ前回調査に比べて 3.4 ポイントの増加、4.3 ポイントの減少となりました。

（I-3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～）

犯罪対策については、県民に強い不安を与える凶悪犯罪、侵入犯罪等に対する検挙活動や、地域と一体となった犯罪抑止活動などに取り組んだ結果、平成 24 年の県内における刑法犯認知件数は 21,493 件と前年に比べて 722 件減少し、過去 10 年間で最少となりました。

交通安全対策については、四季の交通安全運動などの啓発活動、信号機や歩道の整備等に取り組んだことで、交通事故死者数・負傷者数はいずれも長期的には減少傾向となっており、交通事故死者数は過去最少であった平成 23 年と同じ 95 人でした。また、全国で相次いで発生した通学児童死傷者多数事故を受けて、通学路の安全確保に向けた緊急合同点検を文部科学省、国土交通省、警察庁と連携して行い、信号機や横断歩道、防護柵等の交通安全施設の整備を進めました。



春の交通安全運動出発式

消費生活の安全については、消費者被害の未然防止のため、消費生活講座等の開催やさまざまな広報媒体による情報提供を行ったほか、消費生活相談におけるあっせん解決や助言、事業者指導などを行いました。

薬物乱用防止については、化学構造が類似している物質群が指定薬物として包括的に規制されるなど、薬物規制が強化される中、小中高校生等を対象とした薬物乱用防止講習会による啓発や、違

法・脱法ドラッグの販売の恐れのある店舗への立入調査等に取り組みました。

また、献血協力者の安定的な確保に向けた取組を組織的に推進するため、県内市町や関係団体で構成する「三重県献血推進連絡会」を6月に設置するとともに、若年層の献血意識の向上を目的とした「三重県学生献血推進連盟」の2月設立を支援するなど、ネットワークの構築を推進しました。

「幸福実感指標」の「犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が61.4%、「実感していない層」の割合が33.5%となり、それぞれ前回調査に比べて2.5ポイントの増加、2.9ポイントの減少となりました。

（I-4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～）

高齢者福祉については、特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けて、市町と連携して介護基盤の整備を進めるとともに、地域包括ケア*を推進する中核的な拠点である地域包括支援センター*へ専門アドバイザーを派遣（8回）し、職員への研修や具体事例に関するアドバイスを実施しました。また、4月に三重大学医学部附属病院を「基幹型認知症疾患医療センター」として新規に指定したことや、「認知症サポーター」の養成（平成24年度末累計：79,983人）により、認知症高齢者とその家族へのサポートを充実しました。

障がい者の自立支援については、庁内に設置した「三重県障がい者支援施策総合推進会議」を通じて、福祉、雇用、教育、農業分野等が連携した就労支援等を進めるとともに、情報コミュニケーションを支援するため「三重県聴覚障害者支援センター」を4月に開設するなど、障がい者の自立に向けた支援体制を強化しました。また、3月には、障がい者の地域社会への参画を促進するため、芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「三重県障がい者芸術文化祭」を県として初めて開催しました。平成33年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けては、新たな障がい者スポーツ競技団体の設立を支援し、4競技団体が設立されました。

地域住民による支え合いの促進については、高齢者や障がい者が地域で自立した生活を続けられる体制づくりを行う市町を支援しました。また、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、東海三県で初となるパーキングパーミット制度*（「三重おもいやり駐車場利用証制度」）を全市町の協力を得て10月から開始しました。（利用証交付者数 10,201人、「おもいやり駐車場」の登録届出数 1,560施設、3,296区画）



「おもいやり駐車場」

「幸福実感指標」の「必要な福祉サービスが利用できている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が34.0%、「実感していない層」の割合が44.3%となり、それぞれ前回調査に比べて1.3ポイントの増加、1.7ポイントの減少となりました。

（I-5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～）

地球温暖化対策については、県環境審議会に、地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方の審議を諮り、中間案が取りまとめられました。また、電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業に

において、伊勢市をモデル地域として、企業、団体、大学、行政等が参画した協議会を設立し、協議会の取組や各主体の役割等を定めた計画「おかげさまAction!」を策定しました。

廃棄物対策については、生活環境保全上の支障等が生じている4つの産業廃棄物不適正処理事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）において、産廃特措法による国の支援を得て平成25年度から恒久対策に着手できるよう、実施計画を策定し、環境省との協議を実施しました。このうち、桑名市五反田、四日市市内山の2事案については、平成24年度内に実施計画にかかる大臣同意が得られました。

生物多様性の保全については、さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進するため、NPO等が行う希少野生動植物の保全活動や里地里山保全活動を支援するとともに、祓川自然環境保全地域の生態系維持回復事業計画*を地域住民、関係団体等と連携して策定しました。

大気・水環境の保全については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づく海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策を推進するため、関係者による協議会を開催するとともに、本県の提案をもとに東海三県一市が連携し、伊勢湾総合対策協議会による国への提言活動等を行ったところ、国の平成24年度補正予算において、「海岸漂着物地域対策推進事業」として全国で約100億円（本県分約2億7千万円）という大規模な予算が措置されました。



海岸清掃活動（答志島奈佐の浜）

「幸福実感指標」の「身近な自然や環境を守る取組が広がっている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が29.1%、「実感していない層」の割合は55.3%となり、それぞれ前回調査に比べて0.7ポイントの増加、1.2ポイントの減少となりました。

Ⅱ 『創る』～人と地域の夢や希望を実感できるために～

（Ⅱ-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～）

人権が尊重される社会づくりについては、人権を身近に感じてもらえるよう、各種媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、参加型啓発等、幅広い年齢層に対応した多様な手法による啓発活動を行うとともに、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的行動ができる力」を育むため、教育活動全体を通じた人権教育を推進しました。また、人権相談に関わる人材の育成支援を目的とした相談員を対象とするスキルアップ講座を開催しました。

男女共同参画の社会づくりについては、「三重県男女共同参画センター」を中心に、県民の皆さんへの学習機会の提供や啓発を行いました。また、女性の就労を支援するために、県内4か所で定期就労相談や「再就職準備ぷちセミナー」等を開催しました。

多文化共生社会づくりについては、多言語での行政・生活情報の提供、外国人住民相談窓口の設置、外国人住民向け防災セミナー及び外国人被災者を想定した避難所運営訓練等に取り組みました。また、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラムの実践研究や巡回相談員の派遣等により、外国人児童生徒の就学や学習を支援しました。

NPOの参画による「協創」の社会づくりについては、地縁団体や企業など、さまざまな主体とともに、「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」を策定しました。また、ボランティア関係組織と連携して「みえ災害ボランティア支援センター」を運営し、東日本大震災被災地への継続的な支援活動を行いました。

「幸福実感指標」の「一人ひとりが尊重され、誰もが社会に参画できている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が20.4%、「実感していない層」の割合が61.5%となり、それぞれ前回調査に比べて0.6ポイントの増加、1.8ポイントの減少となりました。

（Ⅱ-2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～）

学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識するとともに、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、一体となって子どもたちの学力を一層育んでいくため、平成24年度から「みえの学力向上県民運動」を開始しました。

県民運動を展開するため、「みえの学力向上県民運動推進会議」を10月に立ち上げるとともに、「みえの学力向上推進プロジェクト会議」を庁内に設置し、県民総参加の取組を推進していく体制を整備しました。あわせて、教職員の資質向上に向けて、授業実践研修や授業研究担当者育成研修など、授業力向上にかかる研修を充実しました。

また、市町教育委員会に対して「全国学力・学習状況調査」の実施を働きかけたところ、平成24年度は、抽出と希望利用をあわせて県内公立小中学校の99.3%において調査が行われ、授業改善の必要性や家庭での学習時間の短さなど、多くの課題が明らかになりました。

子どもの学びを支える環境づくりに向けては、滋賀県大津市で発生した深刻ないじめ事案を受けて、「かけがえのない命！いじめを絶対に許さない緊急アピール」を7月に発表するとともに、いじめ問題緊急調査を実施したところ、いじめの認知件数が国公立立あわせて1,319件と前年度の約5倍になりました。その結果を受け、啓発リーフレットを作成・配布するとともに、関係機関と意見交換を行い情報共有を図るなど、いじめや不登校などの課題解決や未然防止、早期発見・早期対応に取り組みました。

本県において発生した運動部活動や生徒指導に関わる体罰事案を受けて、12月に検討会議を設置し、事例調査や再発防止策の検討を進めていたところ、大阪市での事案を受けて実施した全国的な実態調査でもあらためて体罰の実態が明らかになったことから、運動部活動指導者研修会の開催、体罰防止映像教材の作成などにより、体罰の禁止を徹底するとともに、体罰に関する電話相談窓口を2月に設置し、早期の実態把握に取り組みました。

また、学校におけるいじめや体罰の解消・早期対応を支援するため、平成25年度から「子ども安全対策監」を新たに配置することとしました。

地域に開かれた学校づくりについては、コミュニティ・スクール等の導入に向けた地域での取組が一層進むよう、市町教育委員会と具体的な情報交換を行いました。また、平成24年度から全ての県立学校で学校関係者評価を義務化するとともに、小中学校に対して制度の普及に努めた結果、9割を超える公立小中学校でも学校関係者評価が実施され、学校運営の改善や教育活動の充実に向けた取組が進みました。

特別支援教育については、障がいのある子どもたちについて、就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を整備するための情報引継ツールである「パーソナルカルテ*」の作成と活用を推進するとともに、特別支援学校において生徒本人の適性と職種のマッチングの促進、外部人材を活用した職場開拓等によって、就労率の向上を図りました。また、特別な支援を必要とする児童生徒の増加や障がいの重度化等の緊急課題に対応するため、くわな特別支援学校を4月に開校するとともに、特別支援学校東紀州くろしお学園本校（統合）及び松阪地域特別支援学校（仮称）の整備地を決定し、あわせて、県立特別支援学校整備実施計画の改定を行いました。

学校における防災教育・防災対策については、防災に関する専門的な知識を持つ学校防災のリーダーとなる教職員を養成するとともに、児童生徒や教職員が自分の命は自分で守ることができるよう、県内公立小中学校及び県立学校の98.3%において「防災ノート」を活用した防災学習などに取り組みました。8月には、宮城県から中学生10名を招き、志摩市と鳥羽市において「子ども防災サミット in みえ」を開催し、生徒等の防災意識の向上を図りました。また、県立学校の校舎等の耐震補強工事等を計画的に推進した結果、県立学校の校舎等の耐震化率は平成24年度末で99.4%となりました。



学校での防災教育

「幸福実感指標」の「子どものためになる教育が行われている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が28.9%、「実感していない層」の割合は49.1%となり、それぞれ前回調査に比べて1.2ポイントの増加、0.8ポイントの減少となりました。

（Ⅱ-3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～）

社会全体で子育て家庭を応援する地域社会づくりについては、第7回「子育て応援！わくわくフェスタ」を「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して開催するなど、地域の企業や団体と協力して、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪を広げました。

また、12月に「みえの子ども白書フォーラム」を開催し、アンケート調査により明らかとなった子どもと大人の意識の違い等について県民の皆さんに周知するなど、子どもが豊かに育つことができる地域社会の実現をめざす「三重県子ども条例」の理解が進むよう取り組みました。

安心して子どもを産み、育てられる環境の整備については、市町が実施する特定不妊治療費の助成における所得要件を緩和し、不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するとともに、子ども医療費助成に対する県からの支援対象を、9月以降、「義務教育就学前まで」から「小学校6年生まで」の児童の入通院に拡大しました。

また、子どもの心身の発達支援体制の強化に向けて、「こども心身発達医療センター（仮称）」及び併設する特別支援学校の整備計画概要を取りまとめ、設計等に着手しました。さらに、待機児童の解消に向けて、市町等が実施する保育所整備等を支援しました。

児童虐待防止については、県内において2件の虐待死亡事例が発生したことを受けて、「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」による検証が行われ、市町職員も含めた虐待危険度を判定する能力の向上や関係機関相互の情報共有と連携が重要であるなどの意見が出されました。委員会における検証を踏まえ、平成25年度から「子ども虐待対策監」を新たに配置するとともに、児童相談センターに法的対応室を新設し、弁護士、警察官等の専門人材による、法的対応や介入型支援等の体制強化等を図ることとしました。

また、虐待通告時によりの確な対応を行うためのアセスメントツールの研究開発やリスク情報を共有化するシステムの導入に取り組むとともに、市町の児童相談体制の強化に向け、児童相談センターに市町支援プロジェクトチームを新設し、専門的な助言や人材育成支援等、市町の実情に応じた支援に取り組むこととしました。

さらに、10歳代の母親による出産直後の子どもへの虐待が全国の虐待死亡事例の中で高い割合を占めていることから、「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイアル』」を11月に開設し、望まない妊娠や性の悩みに関する若年層に向けた相談体制を充実しました。

「幸福実感指標」の「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が53.8%、「実感していない層」の割合は30.8%となり、それぞれ前回調査に比べて0.6ポイントの増加、0.7ポイントの減少となりました。

（Ⅱ-4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～）

学校スポーツの推進に向けては、教員を対象とした講習会やモデル校での実践研究をとおして、魅力ある授業づくりや適切な運動量が確保される授業づくりに取り組みました。平成24年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、小学校5年生の男女と中学校2年生の男子が、体力合計点の平均点において全国平均を下回ったものの、全体的には上昇傾向となり、中学校2年生の女子は初めて全国平均を上回りました。

地域スポーツの推進に向けては、県民の皆さんにスポーツを「支える」機会を提供するために、1月に「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」を新たに設置し、登録を開始しました。また、女子レスリング吉田沙保里選手のオリンピック3連覇のパレード及び国民栄誉賞受賞報告会を多様な主体と共同で開催し、多くの県民の皆さんと感動を共有しました。



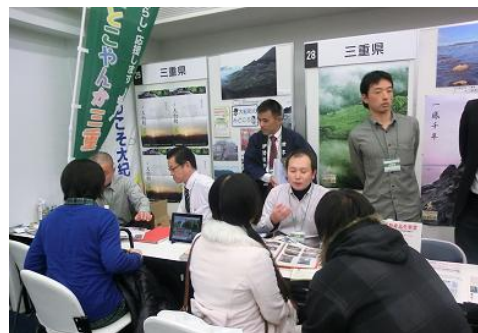
地域でのスポーツ活動

競技スポーツの推進については、平成33年に本県で開催される第76回国民体育大会の開催に向けて、市町や関係機関・団体とで組織する「第76回国民体育大会三重県準備委員会」を8月に設置し、大会開催の基本方針等について検討を進めました。また、県内トップレベルの成年選手やジュニア選手等の育成・強化を図るとともに、指導者を対象とした研修会を開催し、指導技術の向上に取り組みました。県内のスポーツ施設については、老朽化や利用者ニーズの多様化、本県開催の国民体育大会に対応していくため、県営スポーツ施設の整備や市町スポーツ施設の整備支援の考え方をまとめた「三重県スポーツ施設整備計画」を策定しました。

「幸福実感指標」の「スポーツを通じて夢や感動が育まれている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 57.1%、「実感していない層」の割合が 26.5%となり、それぞれ前回調査に比べて 0.5 ポイントの増加、2.2 ポイントの減少となりました。

（Ⅱ-5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～）

南部地域の活性化については、第一次産業の担い手確保対策に取り組むなど、市町、有識者と構成する「南部地域活性化推進協議会」等で南部地域活性化基金を活用した事業の具体化を進めるとともに、市町、大学と連携して集落機能を維持するための取組をモデル地域において実施しました。また、三大都市圏での移住フェアの開催や田舎暮らし情報を紹介するパンフレットの作成など、県南部地域への移住促進に取り組みました。



三大都市圏での移住フェア

東紀州地域の活性化については、紀伊半島大水害からの観光面での復興を図るため、名古屋、大阪での観光・物産展の開催、熊野古道伊勢路を核とした旅行商品の企画やエージェントセールス等に官民挙げて取り組んだ結果、熊野古道等への来訪者数は、前年度に比べて約 24,000 人増加しました。また、平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年に向けて、7 月に世界遺産登録 10 周年事業企画委員会を立ち上げて準備を進めました。

「美し国おこし・三重」については、県民の皆さんとの座談会や全県的に展開するテーマプロジェクトに取り組むなど、地域をよりよくしようとするグループの活性化とグループ間の交流・連携を進めたことで、パートナーグループに前年度比約 2.2 倍の 175 グループが新たに登録されました。

農山漁村の振興については、地域の農業者をはじめ、さまざまな関係者の創意工夫のもと、県内 61 地域で「地域活性化プラン*」が新たに策定され、農産物の付加価値向上などの取組が進められました。また、野生鳥獣による農林水産被害額が前年度を上回るなど、依然として状況が深刻なことから、市町の組織する鳥獣被害対策実施隊への支援や、シカ専用の大量捕獲わな（ドロップネット）の導入を促進するとともに、獣害につよい地域づくりに向けて、座談会の開催やアドバイス等の支援活動を実施した結果、新たに 63 の集落で獣害対策の取組が開始されました。獣肉等の利活用の促進については、解体処理施設の整備支援や、外食事業者等との連携によるシカ肉を活用したコロッケ入りカレーなどの商品開発に取り組みました。

市町との連携による地域活性化については、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の地域会議で、19 テーマを協議・検討するとともに「1 対 1 対談」や「サミット会議」を実施するなど、県内各市町と連携して地域課題の解決に取り組みました。

「幸福実感指標」の「自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 73.1%、「実感していない層」の割合が 18.9%となり、それぞれ前回調査に比べて、増減なし、0.8 ポイントの減少となりました。

（Ⅱ-6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～）

文化の振興については、芸術性の高い音楽、舞台や美術、優れた生活文化などの文化活動の成果を発表する場として、県展、県民文化祭、音楽コンクールを一体的に行う「みえ文化芸術祭」を開催するなど、県民の皆さんが多様な文化芸術に親しむ機会を提供しました。また、3月には斎宮歴史博物館が「奈良県立万葉文化館」及び「島根県立古代出雲歴史博物館」との間で、文化交流に関する協定を締結するなど、歴史や地域文化を通じた他県との交流を進めました。

生涯学習の振興については、生涯学習センターでのセミナーの開催や、県立図書館でのサービスの提供、県立美術館、斎宮歴史博物館での展示等により、多様な学習の場を提供しました。開館30周年となった県立美術館では、記念事業として日本の伝統工芸である「型紙」をテーマとした「KATAGAMI Style 世界が恋した日本のデザイン」展などを開催しました。

新県立博物館については、平成26年の開館に向け、建築及び展示にかかる工事を計画的に進めました。また、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざし、「みんなでつくる博物館会議」の開催や、参加型プロジェクトである「MMM（みえマイミュージアム）プロジェクト」の展開に取り組みしました。

「幸福実感指標」の「文化芸術や地域の歴史等について、学び親しむことができる」という項目に対しては、「実感している層」の割合が36.9%、「実感していない層」の割合が46.4%となり、それぞれ前回調査に比べて2.1ポイントの増加、2.7ポイントの減少となりました。

Ⅲ 『^{ひろ}拓く』～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

（Ⅲ-1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～）

農業の振興については、平成23年度に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画の周知と的確な進捗管理を行うとともに、県が開発した夏場の高温に強い米の新品種「三重23号（結びの神）」の販売促進や東紀州産みかんのタイへの輸出支援を行いました。また、担い手の確保・育成に向けて、新規就農者の定着に向けたサポート体制の構築、農業への企業参入や農福連携の促進、営農の低コスト化・高度化等を進める農業基盤整備などに取り組みしました。

林業の振興については、新たな取組として「あかね材」のPRを行う企業を22社選定し、モデルハウスや商業施設でのPR活動を支援したほか、首都圏での県産材のPRを目的とした大規模展示会への出展を行い、県産木材の需要拡大に取り組みしました。また、未利用間伐材等の木質バイオマスのエネルギー利用促進に取り組んだ結果、県内の林業・木材産業事業者、発電事業者等が連携し、安定供給体制の構築に向けた「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」が2月に設立されるとともに、新たな需要につながる複数の発電事業計画が立ち上げられました。

3月には、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを進めるために検討してきた「みえ森と緑の県民税」について、関係条例案が県議会で可決され、平成26年4月からの導

入が決まりました。「みえの森と緑の県民税」の円滑な導入に向けて、市町との協議や災害に強い森林づくりを行う予定地の調査等の準備に加え、県民の皆さんへの周知を進めることとしました。

水産業の振興については、希望ある三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にした「三重県水産業・漁村振興指針*」に基づき、地域自らが活性化に取り組む「地域水産業・漁村振興計画*」の策定を促進したことで、県内の10地区で新たな計画が策定され、地域の水産資源を生かした新商品の創出などにつながりました。また、漁業資源の増殖や管理を図るため、漁業者自らが作成する資源管理計画*の策定や、就業希望者が漁業技術を習得し、円滑に漁村に定着できる仕組みづくり（漁師塾*）を支援しました。

農林水産業におけるイノベーションの促進については、産学官の連携による「みえフードイノベーション・ネットワーク*」を5月に創設し、さまざまな主体の知恵や技術を集結し融合することで、衛生管理されたシカ肉を使った新メニューや調味料、米粉や伊勢茶を使った焼き菓子など、県内農林水産資源を活用した多くの商品等（62件）が開発されました。また、三重ブランド*に加えて、県内の優れた商品を選定・発信するための「みえセクション*制度」を2月に創設するとともに、首都圏百貨店等での三重県フェアや、台湾



みえフードイノベーションから生まれた商品

での三重県物産展等を開催して、県産品の積極的な営業活動を行うなど、「もうかる農林水産業」の実現に向けた活動を展開しました。

「幸福実感指標」の「三重県産の農林水産物を買いたい」という項目に対しては、「実感している層」の割合が86.5%、「実感していない層」の割合が7.8%となり、それぞれ前回調査に比べて0.9ポイントの減少、0.1ポイントの減少となりました。

（Ⅲ-2 強じんて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～）

平成23年秋から取り組んだ1,052社の企業訪問によって把握した現場の課題や「みえ産業振興戦略*」検討会議での議論等を踏まえ、7月に、地域から新しい時代を拓く地域の成長戦略としての「みえ産業振興戦略」を策定しました。また、戦略の具現化に向けて、11月に「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボード*を設置し、新しい産業政策の方向性について検討を行うなど、経済変動にも強く、高い付加価値を有する産業構造への転換及び雇用創出に取り組みました。さらに、企業と幅広いネットワークを持つ金融機関と協定を締結し、投資セミナーを開催するなど、金融機関と連携して企業誘致を推進する仕組みづくりを進めました。

戦略的な企業誘致の推進については、県内企業の再投資や県内外からの新たな投資を呼び込むため、新しい企業投資促進制度の構築に取り組みました。特に成長分野の企業や外資系企業、マザー工場*など付加価値を創出する施設の誘致とともに、県内企業の成長や高付加価値化に向け、投資そのものを促進するマイレージ制度*を導入しました。また、7月に「みえライフイノベーション総合特区」が国の総合特区に指定され、11月には同特区計画が国に認定されたことから、規制緩和（3案件）や財政支援（2案件）に向けた国との協議を進めるとともに、県内7つの研究開発支援

拠点（みえライフイノベーション推進センター：M i e L I P）の整備や、統合型医療情報データベース構築などに向けた準備を進めました。

県内中小企業の海外展開の促進に向けては、中国及びASEAN*諸国での事業展開を支援する海外展開拠点（ビジネス・サポートデスク）を中国の上海、タイのバンコク及び県内に設け、県内企業が求める現地企業情報の提供や現地調査のサポート等を行いました。さらに、「第1回中国（北京）国際サービス貿易交易会」への県内企業等との共同出展（5月）や、台湾経済産業交流ミッション団の派遣（7月）、上海・タイ販路開拓ミッション団の派遣（9月）など、トップセールスや県内企業の商談機会の創出を進めた結果、台湾政府経済部台日産業連携推進オフィスとの産業連携に関する覚書を日本の自治体として初めて締結するとともに、台湾企業との技術連携や商品開発など、県内企業の台湾への進出を促進するための環境整備が進みました。さらにタイ投資委員会と産業連携の覚書の締結について合意するなどの成果が生まれました。



台湾経済産業交流ミッション団

また、11月には、ドイツのNRW（ノルトライン・ヴェストファーレン）州の経済ミッション団が来県し、「日独環境エネルギービジネスシンポジウム」が開催されるとともに、1月には、欧州で中小企業等の技術開発や事業化支援を行うスイスのCSEM社のサテライトオフィスが三重大学地域戦略センター内に設置されるなど、欧州の自治体や企業との交流や連携が進みました。

ものづくり中小企業の振興については、ものづくり基盤技術や新市場開拓につながる改良開発型の技術開発を支援するとともに、優れた技術等を有する県内中小企業が連携して取り組む試作品の開発や、大学等との共同研究、県内外の企業グループとの連携を支援しました。また、県内ものづくり中小企業が大手企業などの川下企業*に、自社の技術や新製品等を直接アピールするとともに、意見交換を行う出前商談会を開催しました。商談会には延べ253社の県内企業等と2,800人を超える川下企業の担当者等が参加し、新たな商談や取引につながりました。さらに、県内ものづくり中小企業の新たな連携を模索するため、2月に「三重県・北海道」産業連携推進会議を設置し、農商工連携など具体的なプロジェクトの構築に向けて取組を開始しました。

環境・エネルギー関連分野と地域活性化などの地域の諸課題とを結び付けたスマートライフの推進については、今後の成長産業として期待される環境・エネルギー関連産業の育成・集積をめざし「みえグリーンイノベーション構想*」を策定するとともに、産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」を設立し、具体的なプロジェクトの検討に着手しました。また、11月には電力の安定供給に対する地域からの貢献及び木曽岬干拓地の有効利用を図るため、木曽岬干拓地でメガソーラー*事業に取り組む事業者を決定するとともに、2月には、事業者が中心となり「メガソーラー地域活性化研究会」が、3月には、次世代のエネルギー資源として注目されているメタンハイドレート*に関する「メタンハイドレート地域活性化研究会」が発足するなど、新エネルギーや次世代エネルギー開発を通じた産業振興や地域の活性化に向けた取組が進みました。

「幸福実感指標」の「県内の産業活動が活発である」という項目に対しては、「実感している層」の割合が28.6%、「実感していない層」の割合が52.2%となり、それぞれ前回調査に比べて0.8ポイントの増加、1.9ポイントの減少となりました。

（Ⅲ-3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～）

雇用の確保については、経済関係団体や労働関係団体等の参画を得て、「三重県雇用創造懇話会」を開催し、「ひとづくり戦略」、「障がい者の雇用支援」、「若者の雇用支援」をテーマに、従来の枠を超えた働き方など、雇用に関する新しい仕組みの創出に向けた検討を進めました。特に「障がい者の雇用支援」では、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立を支援する制度を創設し、平成 25 年 3 月には 1 社が厚生労働省から特例子会社の認定を受けました。「三重県雇用創造懇話会」からは、障がい者雇用の促進に県民総ぐるみで取り組むために、その重要性を認識してもらえるような「場」が重要との意見があったことから、今後、障がい者雇用支援の新たな仕組みづくりの検討を行うこととしました。

雇用支援については、若年者の安定した就労に向けて、国などの関係機関と一体的に運営する「おしごと広場みえ」を拠点に、雇用関係情報の提供、職業相談、職業紹介、キャリアカウンセリング、各種セミナーの開催など、就職支援サービスをワンストップで提供しました。また、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用し、約 2,500 人の雇用を創出しました。



合同就職説明会

勤労者の職場や地域、家庭等でのワーク・ライフ・バランス*の推進については、セミナー等を開催するとともに、女性の活躍支援やワーク・ライフ・バランス、次世代育成などを積極的に支援する企業 68 社を「男女がいきいきと働いている企業」として認証するとともに、特に意欲的な取組を行っている企業 4 社を表彰するなど意識啓発に取り組みしました。

「幸福実感指標」の「働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 15.3%、「実感していない層」の割合が 69.8%となり、それぞれ前回調査に比べて 1.6 ポイントの増加、2.9 ポイントの減少となりました。

（Ⅲ-4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～）

首都圏における営業活動を総合的に進める「首都圏営業拠点*」を、東京日本橋に設置することを決定し、オープンに向けて、「食べる」、「買う」、「体験する」といった複合的な機能のあり方、運営に当たっての考え方などについて具体的な検討を進めました。

また、食や観光、県産品などの三重の魅力を首都圏において総合的に発信するため、1 月に東京ミッドタウンで三重県フェアを開催するとともに、三重の応援店舗や企業、三重ファンの発掘に取り組むなど、営業拠点を核にした面的な情報発信につなげていくためのネットワークづくりに取り組みました。

関西圏への営業機能の強化に向けては、平成 25 年 4 月から大阪事務所を関西事務所に改め、兵庫県や京都府を含めた関西全域に営業活動を展開していくとともに、ネットワークや情報発信力の拡充、販路拡大や観光誘客面の取組を強化していくこととしました。

観光産業の振興については、平成 25 年の神宮式年遷宮*や平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年を控え、県民の皆さんや市町、観光事業者等と一体となった「三重県観光キャンペーン」を平成 25 年 4 月から 3 年間展開するため、10 月に「三重県観光キャンペーン推進協議会」を設立し、11 月のキックオフイベントで、キャンペーンの名称を「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」と決定しました。また、「遷宮」、「古事記」などの共通テーマを活用した観光 P R を、島根県及び奈良県と連携して展開するなど、さまざまな機会やメディアを活用した情報発信、大都市圏での観光 P R 等に取り組みました。



三重県観光キャンペーンスタートイベント

海外からの誘客に向けては、7 月に知事を団長とした産業・観光交流ミッション団を台湾に派遣した結果、「2013 日台観光サミット in 三重」の誘致が決定しました。また、10 月には「台北国際旅行博」、2 月には「台湾ランタンフェスティバル」に出展するなど、三重の魅力をアピールしました。さらに、「昇龍道プロジェクト」など広域連携によるプロモーション活動に取り組みました。

国際戦略の推進については、韓国、ベトナム、台湾の駐日大使等や各国駐日大使グループの訪問受入れなどにより、これらの国や地域とのネットワークづくりが進みました。また、7 月には、平成 25 年度に姉妹提携 40 周年を迎えるブラジル・サンパウロ州の現地関係者と事前調整を行うとともに、11 月には、姉妹提携 20 周年を迎えたスペイン・バレンシア州に三重県訪問団を派遣し、バレンシア市内の「ジャパンウィーク 2012」に参加するなど姉妹・友好提携先との文化・経済交流に向けた連携を進めました。さらに、平成 23 年度に中国河南省と締結した観光交流協定の成果として、河南省の新鄭国際空港から関西国際空港への直行便の運航が開始されました。

平成 24 年の本県への観光レクリエーション入込客数は、3,787 万人と前年比で 222 万人増加し、県内宿泊客数は前年比 10%増の 833 万人で全国第 8 位の伸び率となりました。

「幸福実感指標」の「国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 21.0%、「実感していない層」の割合が 58.6%となり、それぞれ前回調査に比べて 3.7 ポイントの増加、5.6 ポイントの減少となりました。

（Ⅲ-5 安心と活力を生み出す基盤 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～）

大規模災害などから県民の皆さんの命と暮らしを守り、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支えるため、高規格幹線道路*や直轄国道の整備促進、未事業化区間の早期事業化に向けた取組、これらにアクセスする道路や緊急輸送道路*などの県管理道路の計画的な整備を推進しました。

紀勢自動車道については、紀勢大内山から紀伊長島間の約 10.3km とそのアクセス道路や伊勢南北幹線道路及び四日市鈴鹿線（鈴鹿橋）等の県管理道路約 10.7km の供用、緊急輸送道路の整備、道路防災対策を進めたことで走行時間が短縮され、地域間の交流・連携が進むとともに、災害や救急医療への備えが進むなど、地域の安心と活力を生み出す基盤が整いました。

また、地域と一体となった国などへの働きかけにより、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の新規事業化や亀山西ジャンクションのフルジャンクション化、鈴鹿PAスマートICの連結、地域高規格道路*磯部バイパスの新規事業採択が決定しました。

さらに、紀伊半島のミッシングリンク*の解消に向け、事業化に向けた働きかけを継続してきた、熊野大泊から新宮間については、地域の皆さんの声や学識経験者の意見を踏まえ、平成25年4月に概ねのルートが決定され、うち紀宝から新宮間が新宮紀宝道路（熊野川河口大橋（仮称）含む）として、5月に新規事業化されました。



紀勢自動車道（紀勢大内山IC～紀伊長島IC）
開通式

公共交通網の整備については、バスや鉄道などの生活交通を維持・確保するため、事業者等に対して支援を実施しました。また、各種公共交通機関の利用促進に取り組むとともに、空路やリニア中央新幹線などの広域・高速交通基盤の充実に向けた働きかけを関係機関に行いました。JR名松線の復旧に向けては、JR東海、津市との三者協定に基づき治山工事を実施するとともに、運行再開後の利用促進等について津市との協議を開始しました。

集約型都市構造*の形成、災害に強いまちづくりの構築を進めるため、新たに2区域の都市計画区域マスタープラン*を策定し、平成24年度末時点で県内18区域（全24区域）での策定を終えました。また、長期優良住宅*の認定や違反建築物の是正指導、東日本大震災被災者への県営住宅の提供などに取り組みしました。

水資源の確保と安定供給、洪水調節や河川環境の改善等を目的に、川上ダム建設事業等の促進について関係機関と調整を進めました。また、水道及び工業用水道については、施設の老朽劣化対策や耐震化等の改良工事を計画的に実施し、安定して給水しました。

「幸福実感指標」の「道路や公共交通機関等が整っている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が40.8%、「実感していない層」の割合が52.4%となり、それぞれ前回調査に比べて3.3ポイントの増加、3.5ポイントの減少となりました。

3 平成 24 年度の取組の総括

平成 24 年度「三重県経営方針」では、次に掲げる五つの課題を全ての部局、全ての職員の共通事項として自覚し、最優先で取り組みました。

五つの課題ごとの主な取組結果は以下のとおりでした。

【参考】平成 24 年度「三重県経営方針」で掲げた五つの課題

五つの課題	主な内容
I：あらゆる危機に対して万全な備えを	○命と暮らしの安全・安心を確保することは、「幸福実感日本一」の大前提。大規模自然災害をはじめとして食の安全や感染症対策など多種多様な危機に対して迅速かつ的確な対応が求められている。 ○「危機管理統括監」のもと、危機をいち早く察知し、危機発生時に的確な対応をとるため、情報管理の一元化や危機管理体制の一層の充実・強化を図り、危機管理に対して総合的かつ横断的に取り組む。危機に対しては、「この程度で収まるだろう」という根拠のない憶測からスタートすることはやめ、最悪の事態を想定して全力で初動対応にあたることを要請。
II：一日も早い紀伊半島大水害と東日本大震災からの復旧・復興に向けて	○紀伊半島大水害からの復旧・復興は道半ば。被災した地域ごとに抱えている課題や置かれた状況が異なっている。それぞれの実情に即してきめ細かく対応し、一日も早い復旧・復興に向けて最大限の努力をしていく。住民の皆さんが不安感を募らせることのないよう、工程等について市町と連携して丁寧に情報提供する。 ○奈良県、和歌山県と連携した取組を進めるとともに、国や関係市町と連携し、全庁を挙げて引き続き全力で取り組む。 ○関係部局が連携して、南部地域活性化プログラムや産業振興などに取り組み、紀伊半島大水害からの復興を契機とした地域づくりを促していく。 ○東日本大震災の被災地に対しても、決して「押し付け支援」になることなく、復興を迎えるその日まで、関係機関と連携し、息の長い支援を継続。
III：日本経済をリードする三重をめざして	○日本経済が停滞していても、世界は待ってくれない。今こそ、三重県が世界の潮流を捉え、強みを生かし、弱みを克服しながら、日本経済をリードする存在としての役割を果たさなければならない。 ○「みえ産業振興戦略[*]」を策定し、グローバル対応、多様な主体の連携強化、製造業とサービス業の融合などに焦点をあて、地域に活力と雇用を生み出す強じん度で多様な産業構造への転換を図る。 ○東日本大震災や円高等の影響による失業者への雇用・就業機会の提供などに引き続き取り組む。
IV：「幸福実感日本一」に向けた計画的かつ創発的な取組	○「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた目標の達成に向けて取り組む。特に注力すべき課題として掲げた 16 本の「選択・集中プログラム」について全力で進めていく。 ○「みえの現場・すごいやんかトーク」や市町との定期協議の実施等を通じて、現場におけるニーズや課題の積極的な把握に努めながら、状況の変化に的確に対応し、事業内容について柔軟に見直すなどにより、県民の皆さんが成果を実感できるものにする。 ○「政策創造員」を設置するなどして、中堅・若手職員の政策創造能力を高め、三重県の自立的経営を実現するための創造的な政策立案体制を構築する。 ○職員一人ひとりが、事業の一つひとつにおいて、情報発信力を高め、三重県の認知度向上を図り、三重県へのヒト・モノ・カネ・情報の流れを創り出す。
V：行財政改革先進県として	○行財政改革に対する県民の皆さんの期待は極めて高いことを十分に認識し、「三重県行財政改革取組」に掲げた「人づくりの改革」、「財政運営の改革」、「仕組みの改革」を柱とする 52 の取組項目について、ロードマップ（工程表）に基づき、全庁を挙げて取り組む。 ○「人づくりの改革」では、「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」を策定し、高い意欲と能力を持った人材の育成や、自ら変革していく組織風土づくり、勤務評価制度の定着・施行などを進める。 ○「財政運営の改革」では、徹底した歳出の見直しや多様な財源確保の検討・実施などとともに、次世代に負担を先送りしないよう財政の健全化に取り組むべく、平成 25 年度当初予算策定に向けて、予算編成プロセスを見直す。 ○「仕組みの改革」では、政策や事業の評価を改善に結びつけるための効果的で効率的な新たな仕組みの構築、地域機関の見直しなどを進める。

（Ⅰ あらゆる危機に対して万全な備えを）

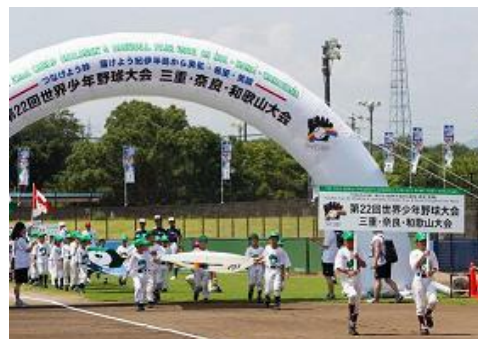
平常時には全庁的な視点で危機を察知し、災害や危機の発生時には各部局等を横断する強い権限をもつ「危機管理統括監」を新しく設置するなど、危機管理体制を強化したことで、危機情報が一元的に集約されるようになり、各部局等が一体となって災害等に対応できる体制が整いました。

９月に発生した宮城県沖での三重県漁船の衝突海難事故*に際しては、「危機管理統括監」が対策本部長として指揮を執り、事故対応にあたる第二管区海上保安部へ速やかに職員を常駐させ、情報収集や乗組員家族へのサポートに充てるなど、迅速で的確な対応を行いました。

また、県政に対する県民の皆さんの信頼を大きく損なう事態となった、港湾改修工事にかかる不適正事案、県民生活に好ましくない影響を及ぼすことが懸念された微小粒子状物質（PM2.5）の飛来などに際しても、危機をいち早く察知し、組織を挙げて全力で初動対応等にあたりました。

（Ⅱ 一日も早い紀伊半島大水害と東日本大震災からの復旧・復興に向けて）

紀伊半島大水害による被害からの一日も早い復旧・復興に向けては、国や関係市町と連携し、きめ細かな対応や、工程等について丁寧な情報提供を行うとともに、被災した河川・道路等の公共土木施設や農地農業用施設等の復旧を進めた結果、復旧状況は平成24年度末時点で、公共土木施設で89%（原形復旧）、農地農業用施設で92%、治山、林道、自然公園で84%となりました。



第22回世界少年野球大会

7月に、財団法人世界少年野球推進財団と三重・奈良・和歌山県が協力して、くまのスタジアムを主会場に開催した「第22回世界少年野球大会 三重・奈良・和歌山大会」は、世界15の国・地域から参加した324人の子どもたちと、スタッフ、観客を合わせて約6,200人の皆さんにご参加いただいたことで、被災地域の子どもたちをはじめ被災された地域とそこに暮らす皆さんの勇気や元気につながるイベントとなりました。また、9月には、東紀州地域における観光面での復興アピールと地域の皆さんに元気を届けることを目的として、「紀伊半島大水害復興イベント～行ってみよう♪東紀州元気祭～」を熊野市で開催しました。

東日本大震災の被災地への支援については、被災地に職員（県職員12名、警察官261名等）を派遣するとともに、関係機関やNPO団体等と連携して、ボランティアバスによるボランティアの派遣（「みえ発！ボラパックⅡ」27便、延べ460名派遣）、義援金の取りまとめと提供、被災農業者の受入れや定着の促進などに取り組みしました。

また、平成25年3月末時点で492名に上る被災地からの避難者や、県内への避難を検討している皆さんに対して、住宅の提供及び提供可能な住宅情報の発信、県や関係団体等が行う支援内容や連絡先の発信等を行うとともに、民間事業者が行う家事や買い物等の日常生活支援事業を支援しました。

なお、災害廃棄物の広域処理については、ガイドラインの策定など災害廃棄物処理の安全性確保に向けた取組を行うとともに、市町等とともに受入れに向けた調整を行いました。被災地の災害廃棄物（可燃物）の処理先が確保されたことから、本県での受入れはありませんでした。

（Ⅲ 日本経済をリードする三重をめざして）

三重県が世界の潮流を捉え、強みを生かし、弱みを克服しながら、日本経済をリードする存在としての役割を果たすため、「みえ産業振興戦略*」に基づく取組を展開しました。

経済のグローバル化への対応については、成長する海外市場への県内企業の事業展開を支援するため、中国及びASEAN*諸国における海外展開拠点（ビジネス・サポートデスク）を中国の上海、タイのバンコク及び県内に設置し、現地動向などの情報提供や個別相談、展示商談会などによる販路開拓支援等を進めました。また、ものづくり技術の高度化をめざし、世界に通用する基盤技術の開発や新市場開拓につな



「台日産業連携推進オフィス」との産業連携に関する覚書

がる改良開発型の技術開発を支援するなど、高い付加価値を有する産業構造への転換を図るための取組を進めました。さらに台湾政府経済部のもとに設置された台日産業連携推進オフィスと三重県との間で、日本の自治体としては初めて締結した産業連携に関する覚書を活用し、それぞれの産業・企業の強みを生かした産業連携を進めました。

製造業とサービス業の融合については、サービス産業の高付加価値化を促進するため、QCサークル活動等で経験やノウハウを持つ製造業と連携し、生産性向上に関するセミナーを開催しました。また、地域の消費へとつながる価値ある商品・サービスづくりを推進するため、クリエイターやデザイナーによる地場産品等の魅力を伝える映像作成、新しいライフスタイルを提案する価値創造型の新市場開拓に取り組むなど、デザイナー等とのマッチングや商品開発のための具体的な仕組みづくりを進めました。

また、県内の雇用情勢が引き続き厳しい状況にある中、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用し、失業者に対する雇用機会の創出に県と市町で取り組んだ結果、約2,500人が雇用されました。

（Ⅳ 「幸福実感日本一」に向けた計画的かつ創発的な取組）

「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた目標の達成に向けて、知事と部局長等が施策等の展開方向を協議する政策協議で進捗状況を確認しながら取組を進めました。平成24年度目標値に対する達成状況は、各施策等の県民指標で48.2%、特に注力すべき課題の解決に向けた「選択・集中プログラム」の数値目標で50.0%となりました。

また、知事が現場に赴き地域で活動する県民の皆さんと対話する「みえの現場・すごいやんかトーク」を33回開催するとともに、知事と市町長が地域の課題等について協議する「サミット会議」や「1対1対談」を行うなど、現場におけるニーズや課題の積極的な把握に努めました。

職員の政策形成能力の向上については、部局等の推薦を受けた職員等で構成する「政策創造員会議*」を新たに設置し、調査・研究活動を進めるとともに、自治体の首長経験者、企業経営者等を講師に「若手・中堅職員養成塾」（6回、延べ564名参加）を開催しました。



「若手・中堅職員養成塾」

県民に向けた情報発信の強化については、県広報紙「県政だより みえ」、テレビ・ラジオや県ホームページといった既存の広報媒体に加えて、フリーペーパーやツイッター等も活用して、県民の皆さんの情報入手手段の多様化を図りました。

また、知事が行う記者会見（定例会見23回）などを通じて、報道機関にも積極的な情報発信を行いました。さらに、当初予算編成における知事と部局長との協議等の庁内会議をインターネット上で動画配信するなどして、意思決定プロセスの透明性を高めました。

（Ⅴ 行財政改革先進県として）

自立した地域経営を実現し、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげていくため、「三重県行財政改革取組」に掲げる「人づくりの改革」、「財政運営の改革」、「仕組みの改革」を柱とする52の具体的取組について全庁を挙げて推進し、計画どおり22の取組を達成しました。

「人づくりの改革」については、県職員が目指すべき職員像や能力を明確にし、人材育成の基本的な考え方を示した「三重県職員人づくり基本方針」を策定しました。同方針では、これまでの「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」にシフトし、組織全体でより積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」に取り組むこととしており、平成25年度から新たな人材育成を推進していく体制や仕組みを整えました。あわせて、管理職員へのモチベーションマネジメント研修及び職員提案制度の実施や「M I E職員力アワード」への応募促進などにより、職員力の更なる向上に取り組みました。

また、港湾改修工事にかかる不適正な事務などにより、県民の皆さんの県政全体に対する信頼を大きく損なったことから、職員のコンプライアンス意識、危機意識の向上に向け、管理職員等に対する研修及び全所属において所属長による対話型の研修等を実施し、再発防止の徹底に取り組みました。さらに、平成25年度から「コンプライアンス推進監」を新たに設置するとともに、組織内でお互いに確認し合える体制を再構築し、信頼される公務員としてのあり方をしっかりと職員に浸透させる取組を推進していくこととしました。

「財政運営の改革」については、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債発行の抑制を図った結果、平成25年度末の県債残高（臨時財政対策債など、その発行について県の裁量の余地がないものを除く）は、中期財政見通しで示した残高を下回る見込みとなりました。また、平成25年度当初予算の編成にあたり、従来の施策別財源配分制度を廃止し、政策的経費について部局横断的な優先度判断を実施するとともに、知事と部局長による協議を充実するなど、予算編成プロセスを見直しました。

さらに、インターネットオークションの活用などによる未利用財産の売却（12件、1億682万円）、公用車への広告掲載（7社、47万円）などにより多様な財源の確保に取り組みました。

「仕組みの改革」については、「みえ行政経営体系」の課題等を踏まえ、PDCAサイクルを活用した評価・改善を確実に計画につなげるマネジメントサイクルである「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）＊」を構築し、平成 25 年度から本格運用できる体制を整えたほか、現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制等とするための地域機関の見直し、個別の外郭団体等のあり方及び県関与の見直し方針を明確にした「三重県外郭団体等改革方針」の策定など、効果的・効率的な県政運営を推進しました。

特に、平成 25 年度組織改正等においては、首都圏営業拠点＊推進体制の構築等による三重県のブランド力アップ、新たに設置する「危機管理地域統括監」を地域防災総合事務所長及び地域活性化局長が兼務することによる地域における防災・危機管理機能の強化、児童相談センターの体制強化等による児童虐待やいじめへの対応などに取り組むこととしました。

また、フラット制による組織運営を見直し、業務実施の基本を「個人」から「組織」に改め、人材の育成とチェック機能の強化を図ることとしました。

4 平成 25 年度三重県経営方針¹

I 平成 25 年度の三重県経営にあたって

(1) 「平成 25 年度三重県経営方針」の位置づけ

「平成 25 年度三重県経営方針」は、平成 25 年度の三重県政を推進するにあたっての基本となる方針であり、「みえ県民力ビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）＊」において起点となる P l a n（計画）に位置するものである。

(2) 平成 25 年度における県政の考え方

平成 25 年度は、極めて厳しい財政状況の中にあっても、「みえ県民力ビジョン・行動計画」やその他の計画等²に示した取組を着実に推進していくとともに、県民の皆さんにより一層の成果を届けていく。

そのため、「選択・集中プログラム」や紀伊半島大水害からの復旧・復興、社会情勢の変化等への対応に注力して取り組むほか、国が実施する緊急経済対策に対して、的確に対応する。

特に、平成 25 年度は、20 年に一度の神宮式年遷宮＊を迎えることや、地震、津波、風水害等への対応が喫緊の課題であること、児童虐待やいじめなどが深刻化していることなどを踏まえ、「選択・集中プログラム」等の取組を展開する中で、以下の諸課題に的確に対応する。

- 三重県のブランド力アップ ～三重の魅力を大きく発信～
- 地域を守る ～防災・減災対策の推進～
- 子どもを守る ～児童虐待やいじめへの対応～

また、各施策の展開にあたっては、県民の皆さんの声や現場で発見した課題、みえ県民意識調査の結果などを十分踏まえ、目標達成に向けた戦略的な取組を一層推進する。

¹ 「平成 25 年度三重県経営方針」：県政運営の基本方針として、平成 25 年 4 月に策定。平成 25 年度の政策課題等について知事と部局長等が議論する「秋の政策協議」や、新たな予算編成プロセスに基づいた予算協議等を経て、「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組を絞り込むとともに、社会情勢の変化等へ対応するために、特に注力する取組を定めた。

² 計画等の例：「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「みえ産業振興戦略＊」、「三重県新エネルギービジョン」、「みえの観光振興に関する条例」、「三重県観光振興基本計画」、「三重県行財政改革取組」など。

Ⅱ 平成 25 年度の政策課題及びその展開方向

(1) 平成 25 年度における政策展開のポイント

- 三重県のブランド力アップ ～三重の魅力を大きく発信～
- 地域を守る ～防災・減災対策の推進～
- 子どもを守る ～児童虐待やいじめへの対応～

① 三重県のブランド力アップ ～三重の魅力を大きく発信～

(主な取組)

- 神宮式年遷宮*の好機を生かし、多くの皆さんに三重の魅力を知っていただくため、関係者と一体となった「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を実施し、全庁を挙げた観光PRを展開（新しい豊かさ協創³⁾）
- 東京日本橋に「首都圏営業拠点*」を設置し、三重県の認知度向上や三重県への誘客、県産品の販路拡大を推進するとともに、関西圏における営業機能を強化（緊急課題解決7、社会情勢の変化等）
- 熊野古道世界遺産登録 10 周年のイベントやキャンペーンの実施などによって東紀州地域の情報を積極的に発信（南部地域活性化）
- 文化会館、図書館、美術館など「文化交流ゾーン*」を構成する県立の施設等が連携し、「伊勢」をテーマにしたシンポジウム、展覧会、演劇などのさまざまな取組を実施（社会情勢の変化等）



② 地域を守る ～防災・減災対策の推進～

(主な取組)

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定するとともに、「三重県地域防災計画（震災対策編）」を抜本的に見直すなど、総合的な防災・減災対策を推進（緊急課題解決1）
- 紀伊半島大水害により被災した施設の1日も早い復旧に向けた取組を推進（社会情勢の変化等）
- 河川堆積土砂の撤去や河川・砂防・海岸施設の整備など、自然災害による被害を拡大させないための取組を推進（社会情勢の変化等）
- 計画的かつ効果的な修繕・更新のため、公共土木施設等の老朽化による劣化の状況を点検（社会情勢の変化等）

³⁾ () 内は、「選択・集中プログラム」（緊急課題解決プロジェクト、新しい豊かさ協創プロジェクト、南部地域活性化プログラム）及び「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」における記述箇所を示す。

③子どもを守る ～児童虐待やいじめへの対応～

(主な取組)

- 児童虐待防止のため、職員の大幅な増員、組織体制の強化、情報共有の仕組みなどの整備を行い、法的対応と介入型支援を強化するとともに、市町の相談体制の一層の充実に取り組む（社会情勢の変化等）
- いじめの未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、相談体制を充実させるとともに、学級満足度調査を活用し、子どもたちの問題解決能力の育成を図る（新しい豊かさ協創1、社会情勢の変化等）
- 体罰等の実態把握と早期対応、再発防止の取組を実施（社会情勢の変化等）
- 子どもを通学路における危険から守るための交通安全施設や防犯施設等の充実・整備（社会情勢の変化等）

(2)「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組

① 緊急課題解決プロジェクト

(緊急課題解決1)

命を守る緊急減災プロジェクト

東日本大震災の発生以降、南海トラフを震源とする巨大地震への対応など、防災・減災対策の強化が求められている。しかし、県民の危機意識が時間の経過とともに薄れつつあることから、防災対策を特別な活動として取り組むのではなく、日々の生活と一体的に取り組む「防災の日常化」の定着を図ることが重要である。

このことを踏まえ、「三重県地域防災計画（震災対策編）」を抜本的に見直すとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これらを「災害に強い三重づくり」の共通指針として、取組を着実に推進する。

また、地震被害想定調査の結果を踏まえた石油コンビナート防災アセスメント調査を実施するとともに、紀伊半島大水害で明らかになった課題を踏まえ、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しを進める。

さらに、市町の新たな減災計画による取組を支援するほか、これまで育成してきた防災人材が地域の核として活躍できるよう、「育成から活用へ」を主眼とした防災人材育成・活用の新たな取組を展開する。そうした取組を通じて、学校における「防災ノート」の活用などによる防災教育を一層推進するとともに、平成24年度に実施した「津波避難に関する三重県モデル」及び女性や災害時要援護者の視点に立った「避難所運営マニュアル策定指針」の地域への水平展開を進める。

加えて、木造住宅及び公共施設等の耐震化や災害医療対応マニュアルに基づく災害医療体制の充実を図る。

また、海岸堤防の脆弱箇所への対策を、国の補正予算も活用しながら加速させる。このほか、

津波浸水が予測される区域における河川堤防等の脆弱箇所への対策に着手するとともに、防潮扉の動力化や水門の遠隔操作化、避難路等の整備などに取り組み、総合的な防災・減災対策を推進する。

(緊急課題解決2)

命と地域を支える道づくりプロジェクト

自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予想され、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれている。また、集積する産業や魅力ある観光など地域を支える幹線道路等の整備が求められている。

このため、平成 25 年度の供用開始予定となっている**紀勢自動車道**（紀伊長島～海山）、**熊野尾鷲道路**（三木里～熊野大泊）や第二伊勢道路等の整備を進める。また、「新たな命の道」として地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンク*となっている未事業化区間（熊野大泊～新宮）の早期事業化を図る。

交通需要への対応と交通渋滞の解消、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、**新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進**を図る。

(緊急課題解決3)

命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

平成 24 年度策定の「三重県保健医療計画（第 5 次改訂）」に基づき、医療従事者の確保やがん対策、救急医療対策、在宅医療等の取組を進める。

特に、三重県地域医療支援センター*において、三重大学や医療機関等と連携して総合診療医を含む内科・外科等における後期臨床研修プログラムを作成することを通じて、**若手医師がへき地や医師不足地域を含む県内の複数医療機関をローテーションしながらキャリア形成する仕組みづくり**を進める。また、医療機関等が行う指導医の確保・育成や子育て医師等の復帰支援等の取組を促進する。

看護職員も依然として不足していることから、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置や就労環境改善のためのアドバイザー派遣、研修会の実施などの取組を促進することにより、**看護職員の離職防止、復職支援**を図る。

また、できる限り住み慣れた自宅や地域で療養生活を送ることができるよう、在宅医療の充実を図るため、**市町の在宅医療連携体制の構築に向けた取組に対して支援**するとともに、**県民に対して在宅医療・在宅看取りの普及啓発を実施**する。

さらに、がん対策のより一層の推進を図るため、「三重県がん対策戦略プラン第 2 次改訂」（平成 24 年度策定）に掲げる諸施策を、さまざまな主体の参画のもと着実に実行するとともに、**がん対策の推進に関する条例の制定**に取り組む。

(緊急課題解決4)

働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト

産業・労働・教育の 3 つの分野の連携による「三重県キャリア教育支援協議会（仮称）」を設置し、**若者の就労と企業等の人材確保を支援**する。

特に、若者を取り巻く雇用環境については、求人と求職のミスマッチによる早期離職が課題となっていることから、産学官が連携し、企業と学生の相互理解と就職・定着を図るため、長期インターンシップなどの実践的な就業体験プログラムを実施するなど学生の就業体験の機会を充実する。

また、新たに設置する首都圏営業拠点*を活用したUターン就職への支援など**若者と企業等とのマッチング機会を充実**するとともに、ビジネスマッチング等による**三重の若手経営者と首都圏の企業家との出会いの場の構築**などといった人的ネットワークづくりを進める。

さらに、出産や育児等を契機に離職した女性の就労を促進するため、相談会やセミナー、女性経営者を交えたサロンを開催する。

加えて、福祉・介護職場等の人材ニーズに応じた福祉人材センター専門員による**求職者と事業者等とのマッチング支援や情報提供の充実等**に取り組む。

(緊急課題解決5)

家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

子どもの健全な育成に必要な自己肯定感を高めるには、周りの大人の関わり方の影響が大きいことが指摘されている。こうした中、県内の児童虐待相談件数の増加や家庭の養育力の低下など、子どもを取り巻く環境には課題が山積していることから、身近な地域社会全体で子育て家庭を応援する取組のより一層の推進が求められている。

このため、新たに市町等と連携して、「みえの子育ちサポーター」の各地域での活動促進を図るとともに、企業等と協力して、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大と地域ごとの自主的な活動の推進に向けた**取組情報の共有や会員同士の交流の場づくり**を行う。

また、子育て中の親の悩みの共有や親同士のつながりを促進するため、参加体験型のプログラム「**親なびワーク**」を児童虐待未然防止の観点も踏まえて、乳幼児を持つ親を重点的な対象としてリニューアルする。

平成27年度の子ども・子育て支援新制度*の本格的な施行に向けて、市町の保育・放課後対策等を充実するとともに、新たな子ども・子育て支援機能の構築を図るための三重県版子ども・子育て会議を設置して取り組む。

さらに、虐待を受けた児童など、社会的養護が必要な児童については、できる限り家庭的な環境の下で養育し、特定の大人との愛着関係の形成を育むことが必要であることから、「三重県社会的養護のあり方検討会」での議論を踏まえ、里親委託の促進や児童養護施設の小規模ケア化など、**家庭的ケアを推進するための環境整備**に取り組む。

(緊急課題解決6)

「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

障がい者の工賃アップに向けて、福祉事業所産品等に関する実態調査の結果を踏まえ、**経営コンサルタントを活用した福祉事業所の経営意識の向上**や作業改善等の取組を進めるとともに、共同受注窓口*によるさらなる受注拡大に取り組む。

また、「三重県雇用創造懇話会」での意見や企業が障がい者を雇用する際の課題を踏まえ、企業等における障がい者雇用が促進され、県民総参加での障がい者雇用の促進につながるよう、

産業界や労働界、行政等関係機関、専門家等により、障がい者雇用の理解促進、授産品の販路拡大等を行う新たな仕組みづくりの検討を進める。

さらに、子どもの発達支援の充実に向けては、引き続き、医療、福祉、教育と連携した取組を進めるとともに、総合拠点としての「こども心身発達医療センター（仮称）」の整備に向けた工事を進める。あわせて、同センターに併設して、県内の発達障がい児、肢体不自由児等の教育支援の拠点となる特別支援学校の新設に向けて、準備を進める。

加えて、障がいのある子どもたちの早期からの途切れのない支援体制の充実に向け、「パーソナルカルテ^{*}」の推進強化市町を拡大し、その作成と活用を進める。

（緊急課題解決7）

三重の食を拓く「みえフードイノベーション」～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

三重県の強みである「食」の魅力等を生かした「もうかる農林水産業」の実現をめざす、産学官連携による「みえフードイノベーション・ネットワーク^{*}」を活用した各プロジェクトが成果をあげつつあることから、さらなるプロジェクトの創出や県外からの来訪者を意識した商品づくりに取り組む。加えて、商品化等に向けた研究成果の活用や戦略的なブランドづくりなどを一層進めることで新たな三重の「食」を開拓し、県内農林水産業を牽引していく売れる新商品の開発を強化する。

また、首都圏営業拠点^{*}を核にした首都圏及び関西圏において、戦略的な営業活動等を展開し、三重の認知度向上を図りつつ、県産品の情報発信やブラッシュアップにより販路開拓等をさらに強化する。

さらに、農林水産資源の高付加価値化に向けた地域の自立的な取組を促進するため、地域活性化プラン^{*}等の策定地域の拡大や実践に向けた支援に取り組む。

（緊急課題解決8）

日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト

三重県を強じて多様な産業構造とするために策定した「みえ産業振興戦略^{*}」の具体的な展開を進める。このため、県内中小企業の外部連携や海外展開が進んでいない実情を踏まえ、特に中国・ASEAN^{*}諸国等への取組を強化するなど、県内中小企業が取り組む海外展開を支援する。

また、県内外からの積極的な投資を促進するため、金融機関や商社との連携による企業誘致体制の充実・強化を図る。さらに、県内企業の再投資や県内外からの新たな投資を呼び込む仕組みとして「マイレージ制度^{*}」を活用し、新たな成長分野であるクリーンエネルギー分野やライフイノベーション^{*}分野の企業や外資系企業、マザー工場^{*}、研究施設など、高付加価値創出型施設の誘致に取り組む。あわせて、地域経済への波及効果が高い集客交流施設など、サービス産業の誘致を推進するとともに、研究者や技術者など「人材の誘致」にも取り組む。

さらに、県内中小企業の付加価値を高め、販路拡大を促進するため、産学官連携を県内外の地域を巻き込んだローカル・トゥ・ローカル^{*}の取組まで広げ、ものづくり技術と地域資源と

の融合による新たなビジネスの創出等につなげていくとともに、地域資源のブランド化をめざす事業者とクリエイター等とのマッチング機会の創出に取り組む。加えて、中小企業や小規模事業者が環境変化に柔軟に対応し、競争力を維持していくことができるよう、また、地域の経済・社会・雇用を支える存在として今後も重要な役割を果たすことができるよう、「三重県中小企業振興条例（仮称）」の制定に向けた検討を進める。

（緊急課題解決9）

暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト

依然として野生鳥獣による農林水産被害に歯止めがかからないことから、市町による集落リーダーの育成や組織化など**獣害につよい地域づくり**を進めるとともに、鳥獣被害対策実施隊等における捕獲者の確保など**地域の捕獲力を強化**する。また、市町や企業等と連携した**大量捕獲技術の開発**や捕獲体制の広域連携等に取り組む。

さらに、外食産業等と連携した新たな商品化の実現など獣肉の一層の利活用に向けた成果が生まれつつあることから、企業等と連携した新商品の開発やレストラン等での新メニューへの活用促進に加え、**品質や供給量の安定確保のための解体処理施設整備の支援**や解体処理から加工・販売等に至る**獣肉の処理・供給体制づくり**を進める。

（緊急課題解決10）

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

地域の暮らしの安全・安心を確保するため、過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）について、産廃特措法による国の支援を受けて、**環境修復事業**を実施していく。緊急対策等に着手済みの2事案（桑名市五反田、四日市市内山）も含め、**平成25年度には4事案全てにおいて本格的に着手し、実施計画に基づいて適切な事業の進捗を図っていく。**

また、新たな不適正処理事案を発生させないよう、産業廃棄物の排出量が多い事業者に対して**電子マニフェストの利用や優良産廃認定業者の活用促進**について重点的に働きかけるとともに、産業廃棄物の処理実績が多い処理業者に対しても優良認定の取得を働きかけることなどにより、**不法投棄を許さない社会づくり**を進める。

② 新しい豊かさ協創プロジェクト

（新しい豊かさ協創1）

未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト

全国学力・学習状況調査の結果等により、三重県の子どもたちは全国と比べて読解力や表現力が弱い、家庭学習の時間が短いなどの課題が明らかになったことから、学校・家庭・地域が一体となって、読書活動の充実を図るとともに、ワークシートを活用した家庭学習を促進するほか、「まなびのコーディネーター*」を活用し、地域の教育力を生かした「**みえの学び場づくり**」を行うなど、**子どもたちの学力向上に向けた県民総参加による取組**を着実に進める。

また、図書館司書の有資格者を小中学校へ派遣することにより、学校図書館を活用した授業を支援するとともに、**授業改善モデルの実践研究等による教職員の授業力の向上**を図る。

さらに、コミュニティ・スクール等の導入や、地域住民の知識・技能を活用した学習支援活動等が平成 27 年度には全市町で実施・定着されるよう、**地域に開かれた学校づくり**を推進する。

(新しい豊かさ協創2)

夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト

本県で開催される平成 30 年の全国高等学校総合体育大会、平成 33 年の国民体育大会に向けた準備を、市町や競技団体と連携して進めるとともに、トップアスリートの育成及び優れた指導者の養成や確保のために、「**三重県競技力向上対策基本方針（仮称）**」の策定や、新たに「**三重県競技力向上対策本部（仮称）**」の設置などにより、**本県競技力の一層の向上**を図る。

また、同じく本県で開催される平成 33 年の全国障害者スポーツ大会に向けて、これまで三重県に設立されていなかった競技団体の結成や専門的な知識を有するスポーツ指導員・コーチの養成を行う。

さらに、スポーツを通じた地域の活性化を進めるため、さまざまな主体で組織する「**みえのスポーツ・まちづくり会議**」での議論を生かし、地域づくりや観光振興につながる**スポーツイベント等へメディカルサポートやトップアスリートを派遣する等の支援**を行うとともに、県民の方々が主体的に広くスポーツを支える「**みえのスポーツ応援隊**」（スポーツボランティアバンク）の充実を図る。

(新しい豊かさ協創3)

スマートライフ推進協創プロジェクト

「三重県新エネルギービジョン」の具現化を図るという観点から、防災対策、観光振興、健康・医療など地域のニーズや課題と、環境・エネルギー技術とを結び付けるため、「**みえスマートライフ推進協議会**」のもとに、「グリーンイノベーション推進部会」、「新エネルギー導入部会」、環境・エネルギー技術の活用によるまちづくりを目的とした「**地域モデル検討部会**」を設け、**モデルプロジェクトを推進**し、産業振興等に生かしていく。

具体的には、次世代型コンビナートをめざす「**バイオリファイナリー*研究会（仮称）**」や、中小企業の環境・エネルギー関連分野への参入を促進するための「**エネルギー関連技術研究会**」において関連産業の振興を図る。また、スマートアイランドをはじめとする沿岸部、市街地、中山間地の地域モデルや、メガソーラー*、木質バイオマス、EV などについて、市町や企業等と連携して、新エネルギーの創出や新しいビジネスモデルの創出、低炭素なまちづくりに結び付けるための調査研究、開発支援等に取り組む。

(新しい豊かさ協創4)

世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト

神宮式年遷宮や熊野古道世界遺産登録 10 周年を契機に、三重県への誘客拡大をめざし、関係者と一体になって「**三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～**」を 3

年間実施する。

キャンペーンでは、周遊パスポートや5つの地域部会におけるイベント、おもてなしなどにより周遊性、滞在性の向上を図り、三重ファンやリピーターを増やす。

また、遷宮や古事記など共通テーマを活用し、島根県や奈良県等との連携による情報発信に取り組むとともに、三重県営業本部*等と一体となり、全庁を挙げて三重の魅力を情報発信していく。

さらに、海女や忍者をはじめとする三重県が世界に誇る観光資源の情報発信に地域と連携して取り組む。

海外からの誘客については、「2013 日台観光サミット in 三重」が平成25年5月に志摩市で開催されることから、「重点強化期間」として、台湾への観光PR、誘客活動を集中的に行うとともに、多様なネットワークの構築を通じて県内中小企業と台湾企業との連携につなげていくなど、台湾との連携・交流に取り組む。

(新しい豊かさ協創5)

県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、幅広い層の県民の皆さんが、主体的に社会や地域の活動に参画するための支援や場づくりなどに取り組んでいる中で、さらに活動の質的向上を図るとともに、さまざまな主体の参画が求められている。

このため、地域の皆さんと学生が地域の課題について意見交換や具体的な取組を行う「学生」×「地域」カフェの開催、大学生ボランティアによる少年の立ち直り支援活動等の展開、大規模災害発生時に外国人住民を含むさまざまな主体と協力して多言語で支援を行う環境づくりなどに取り組む。また、「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」(平成25年3月策定)を活用し、さまざまな主体との「協創」を推進するほか、「美し国おこし・三重」における**県民力拡大プロジェクトプレイベント等の開催**などにより、県民による「協創」の地域づくり、社会づくりを進める。

③ 南部地域活性化プログラム

県南部地域では、生産年齢人口の減少、過疎化等が進行し、地域の活力が低下していることから、若者の雇用の場の確保や定住の促進に向け、第一次産業の担い手確保や、高校生を対象に地域との関わりを通して次代の地域を担っていく人材育成等について、**南部地域活性化基金**を幅広く活用し、関係市町とともに取組を進める。

紀伊半島大水害からの復興に向けて、神宮式年遷宮や高速道路の概成の契機を生かし、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年の**プレイベントやキャンペーンを実施する**など東紀州地域の積極的な情報発信に取り組むとともに、熊野古道世界遺産登録10周年事業の準備を着実に進める。

また、新たに設置した「地域活性化局」が本庁の南部地域活性化局と連携し、南部地域の活性化に取り組む。

（３）社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組

① 紀伊半島大水害を踏まえた自然災害への緊急的な対応

集中豪雨が多発するなど自然災害への脅威が高まっていることから、紀伊半島大水害の経験も踏まえ、県民の皆さんの不安を払拭するための緊急的な取組を進める。

具体的には、紀伊半島大水害により被災した施設の１日も早い復旧に向けた取組を進めるほか、市町からの要望が極めて高い河川堆積土砂の撤去や、河川・砂防・海岸施設の整備など、自然災害による被害を拡大させないための取組に特に注力する。

② 社会情勢の変化への対応及び新たな仕組みの構築

（子どもを守る取組）

県内の児童虐待相談件数が増加している中、昨年は２件の児童虐待死亡事例が発生しており、児童虐待を防止する観点から、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの保護などに、よりの確に対応する必要がある。

このため、三重県児童虐待死亡事例検証委員会における検証を踏まえ、**職員の大幅な増員、組織体制の強化、情報共有の仕組みなどの整備を行い、法的対応と介入型支援の強化を図るとともに、市町の相談体制の一層の充実**に取り組む。

具体的には、児童相談センターに、弁護士や警察職員等を配置した専門組織を新設し、児童相談所が実施する法的対応や介入型アプローチに関する専門的な支援を行う。また、一時保護など援助方針の判断的的確性を高めるため、アセスメントツールの開発を行うとともに、虐待事例のリスク情報を共有化できるシステムの導入を行う。さらに、市町の人材育成等を支援するための専門チームを新設し、市町へのアドバイザー派遣、巡回相談を行うとともに、相談内容を適正に管理する児童相談記録システムの導入を支援する。

また、児童相談所に保健師等の増員を行い、市町等における母子保健の取組との連携を強化するとともに、相談体制を充実する。本庁には、「子ども虐待対策監」を新たに設置し、児童相談センターと連携して危機管理対応や市町支援を行う。

こうした取組により、三重県全体の児童虐待防止対策の強化を図る。

深刻化するいじめの未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりをさらに推進するため、**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、相談体制を充実**させるとともに、**学級満足度調査^４を活用した学校全体での学級集団づくりによる子どもたちの問題解決能力の育成**や、学校、保護者、地域住民等が一体となり中学校区単位で子どもたちを支える子ども支援ネットワーク*の構築及び活用を進める。

また、電話相談等による**体罰等の実態把握と早期対応に努めるとともに再発防止**に取り組む。あわせて、運動部活動については、教員や外部指導者を対象とした講習会等の開催により、体罰をはじめとした運動部活動の課題に対する見識を深め、指導者の資質や指導力の向

^４学級満足度調査：学校生活における児童生徒の意欲や満足感及び学級の状況を調べるもの。この調査結果から、学級生活において支援の必要な児童生徒を把握するとともに、学級全体の状況も把握する。

上を図る。加えて、「子ども安全対策監」を設置し、いじめ等問題行動の解消に向けた対応や学校・市町教育委員会の早期対応への支援、いじめ・体罰などにより専門的な支援が必要な児童生徒への対応を進める。

生活保護世帯、ひとり親家庭、児童養護施設の子どもたちが主体的に学び、自ら課題を乗り越える力を引き出すため、大学生等のボランティアなどによる学習支援を行う。

さらに、他府県において、多数の通学児童等が死傷する交通事故や児童が略取・監禁される凶悪事件が相次いで発生しており、通学路等の一層の安全確保が課題となっていることから、子どもを通学路における危険から守るため、**交通安全施設や防犯施設等の充実・整備**に取り組む。

（公共土木施設の着実な維持管理に向けた対応）

笹子トンネル事故を契機にクローズアップされている公共土木施設の老朽化に関し、本県が管理する道路、河川、砂防等の施設でも、他の都道府県と同様、その老朽化が進行している状況にある。

このため、こうした公共土木施設等について、国の補正予算を活用しつつ、**老朽化による劣化の状況を点検し、計画的かつ効果的な修繕・更新**に取り組んでいく。

（ライフイノベーション*の推進）

「みえライフイノベーション総合特区」（平成 24 年度指定）を活用し、画期的な医薬品等の創出、県内への企業や研究機関の立地等を促進することにより医療・健康・福祉産業を振興し、県内経済の活性化等を図る。このため、新たにライフイノベーションに関する施策を総合的に推進する課を設置するとともに、県内の産学官民が連携して、**医療データベースの構築や研究開発支援拠点の整備・運営**などに取り組む。

（三重県営業本部*の展開）

三重県の魅力を前面に打ち出した営業活動を戦略的に進めるため、平成 25 年夏に、東京日本橋に「**首都圏営業拠点***」を設置する。

首都圏営業拠点では、これまで首都圏で築いてきたネットワークの活用・拡大、目的・ターゲットを明確にした戦略的な営業活動を推進するとともに、関西圏においても、ネットワークの強化を図り、「打って出る営業活動」を展開することで、三重県の認知度向上や三重県への誘客、県産品等の販路拡大につなげる。

特に、首都圏においては、「三重フェア」などの開催、三重ファンを獲得するための講座やセミナーなどを通して、首都圏全体での情報発信を行うとともに、コアな三重ファンの拡大、応援店舗・企業の拡大などに取り組む。

また、東京日本橋にアンテナショップを設置している奈良県、島根県との連携を推進するため、遷宮や古事記などを共通テーマにした PR を行う。

（新しい文化振興方針の策定と新県立博物館の整備）

平成 19 年度に策定した「三重の文化振興方針」について、グローバルな視点や教育、産業、

観光などの他分野との連携といった幅広い観点から検討を行い、10年先を見据えた新しい指針を策定する。

また、平成26年春の新県立博物館開館に向け、展示製作、情報システムの構築などの施設整備を行うとともに、MMM（みえマイミュージアム）プロジェクトなど県民参加型の取組を通して、“みんなでつくる博物館”のための組織や運営の仕組みを構築する。

さらに、20年に一度の神宮式年遷宮*の機会をとらえ、文化会館、図書館、美術館など「文化交流ゾーン*」を構成する県立の施設等が「伊勢」をテーマにシンポジウム、展覧会、演劇などのさまざまな取組を行うなど、事業、運営の両面から「文化交流ゾーン」の連携強化に取り組む。

（木曽岬干拓地の将来構想の検討）

長期末利用状態であった木曽岬干拓地にメガソーラー*が設置されることを契機に、事業者や関係市町等と連携して周辺地域の活性化検討を進める。

また、木曽岬干拓地の今後の有効利用を図るため、県と関係市町で構成する木曽岬干拓地土地利用検討協議会において、平成25年度中には木曽岬干拓地全体の土地利用の方向性を定め、平成26年度には土地利用計画が策定できるよう検討を進める。

（みえ森と緑の県民税導入の準備）

紀伊半島大水害を踏まえ、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、平成26年4月から導入する新たな税の円滑な導入に向けて、市町との連携を図るとともに、県民への周知に取り組む。

③ 国の緊急経済対策への的確な対応

国が実施する「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」）に対し、県としての的確に対応する。実施にあたっては、既に計画されている取組の進捗を図るとともに、地域のニーズや顕在化した課題に対応した、真に必要な事業に注力して取り組む。

具体的には、「復興・防災対策」に対応して、老朽化が進む道路・河川等の施設点検や、河川、海岸、道路、ため池、山林、漁港等の地震・津波、風水害等にかかる防災・減災対策に取り組む。

また、「成長による富の創出」に対応して、高速道路等のアクセス道路の整備や渋滞対策を進めるとともに、中小企業・小規模事業者対策、農林水産業の新規就業者の確保や新商品の開発、木質バイオマスの利用促進などに取り組む。

さらに、「暮らしの安心・地域活性化」に対応して、緊急雇用創出事業を活用した雇用創出、農林水産業の基盤整備や公共施設の木造化、通学路の交通安全対策などに取り組む。

Ⅲ 平成 25 年度の行政運営

① コンプライアンスの徹底

港湾改修工事にかかる不適正な事務などにより、県民の皆さんの県政全体に対する信頼を大きく損なったことから、早期の信頼回復に向けて、法令遵守・公務員倫理などコンプライアンスの徹底、危機意識の向上などに真正面から取り組むことが求められている。

このため、「コンプライアンス推進監」を設置し、信頼される公務員としてのあり方をしっかりと職員に浸透させる取組を実施するとともに、フラット制による個人単位の業務体制を改め、チェック担当者、決裁者を増やすなど、組織内でお互いに確認し合える業務体制を再構築し、引き続き、全庁的にコンプライアンスの確立に取り組んでいく。

② 三重県行財政改革取組の推進

（「三重県行財政改革取組」の着実な推進）

「三重県行財政改革取組」で掲げた具体的取組については、「ロードマップ」で示した工程に基づき、引き続き適切な進行管理を行い、全庁的な推進を図るとともに、特に、「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）＊」による政策推進、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく外郭団体等の見直し、ネーミングライツ等による多様な財源確保策の導入などについては、平成 25 年度に着実な成果を出せるようにさらに取組の推進を図る。

（「三重県職員人づくり基本方針」による人材育成）

県政運営をよりの確に推進していくためのベースは「人」であり、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力をもった人材を育成することが求められている。

このため、「みえ県民力ビジョン」に掲げる「県民との『協創』」「現場重視」「職員力の向上」などの考え方を踏まえ、「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」をめざす「三重県職員人づくり基本方針」（平成 24 年 12 月策定）に基づき、人材育成をこれまでの「職員任せ型」から組織の「積極関与型」へ見直すとともに、若手職員等を指導する OJT リーダー（班長等）の設置、各部局ごとに若手・中堅職員が政策課題等を検討、実践するジュニアボードの設置など仕事を通じた人材育成機能の充実などに取り組む。

また、この「三重県職員人づくり基本方針」では、港湾改修工事にかかる不適正事務等の反省を踏まえ、コンプライアンス意識の向上に関する取組を定め、高い倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行できる、県民の皆さんから信頼される人づくりをめざす。

（「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による県民に成果を届けていく県政運営）

予算要求・年間計画策定・進捗管理・事業評価・事業見直しなど、さまざまな場面で必要とされる情報を一元的に管理する「オールインワンシステム」を主要なツールとして、成果レポートなどの評価等を踏まえて、改善を検討する場と位置づけた「政策協議」を経て、施策等の取組方向や次年度の経営方針・予算編成などに的確につなげていく「みえ成果向上サイクル（ス

マートサイクル）＊」の本格的な運用を開始し、「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた各施策等の目標を着実に達成し、県民に成果を届けていく県政運営を進める。

（広聴広報の充実による県政の質の向上）

「三重県広聴広報基本方針」（平成 25 年 2 月策定）に基づき、県民との相互理解と信頼関係を深め、県政の質を向上させていくため、県民とのコミュニケーションツールとしての広聴広報活動の充実を図るとともに、職員一人ひとりの広聴広報意識の向上に全庁挙げて取り組む。

平成 25 年度を、三重の魅力を大きく発信していく絶好の機会としてとらえ、「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」をはじめとした県の事業や県政情報を、インターネットのソーシャルメディアや、地上デジタル放送におけるデータ放送など、さまざまな広報手段をフルに活用し、積極的に県内外へ発信していく。

また、県民の声相談やトーク事業など、さまざまな広聴ツールを活用して県民の声を幅広く収集し、県民の意見やニーズを県政に反映するよう努める。

③ 平成 25 年度の予算及び組織

（本県の財政状況）

平成 25 年度の財政見通しは、歳入面では法人の経営状況の改善が見込まれるものの、欠損金の繰越控除制度などの影響もあり、県税収入の大きな伸びは期待できないものと見込んでいる。一方、歳出面では、社会保障関係経費や公債費が増加する見込みとなっており、厳しい財政状況となっている。

平成 26 年度以降においても、社会保障関係経費と公債費があわせて毎年 100 億円程度ずつ増加し、義務的経費の増大が見込まれていることから、本県の財政状況は、今後、さらに一層厳しい状況となっていく。

（平成 25 年度当初予算のポイント）

平成 25 年度当初予算は、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の 2 年目として、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、「平成 25 年度三重県経営方針（案）」を踏まえて、編成した。

あわせて、国の緊急経済対策を活用し、緊急かつ集中的に取り組むべき防災対策等を積極的に実施するため、平成 24 年度 2 月補正予算と一体的にとらえた 14 ヶ月予算として編成した。

また、極めて厳しい財政状況の中、限られた財源を柔軟に無駄なく配分するため、新たな予算編成プロセスのもと、施策別財源配分制度の廃止・知事と部局長による協議の充実等を通じて、注力すべきものには注力する一方で、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を図った。

とりわけ、「平成 25 年度三重県経営方針（案）」において、社会情勢の変化等に対応するため特に注力して取り組むこととした事業については、別枠で予算を確保するなど、下記の諸課題に的確に対応していく。

- ① 三重県のブランド力アップ ～三重の魅力を大きく発信～
- ② 地域を守る ～防災・減災対策の推進～
- ③ 子どもを守る ～児童虐待やいじめへの対応～

一方、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制するとともに、総人件費の抑制を図るなど、財政健全化への取組を進める。

【参考】

○予算規模

- ・平成25年度当初予算（一般会計）は、対前年度当初予算比0.8%増の6,749億円で2年ぶりのプラス予算（平成24年度2月補正予算（基金積立金除き）をあわせた14ヶ月予算では、3.8%増の6,945億円）。
- ・義務的経費は、対前年度当初予算比0.9%増の4,175億円。
- ・投資的経費は、対前年度当初予算比0.5%増の1,092億円（平成24年度2月補正予算をあわせた14ヶ月予算では、18.3%増の1,286億円）。

○財政健全化への取組

- ・将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制し、平成24年度当初予算における計上額から7.2%減の641億円（平成24年度2月補正予算を含む）を計上。
- ・一般職給与費については、本県独自の給与の特例的な減額措置は終了するものの、実質ベースで平成24年度当初予算額以下。

（平成25年度組織改正等のポイント）

本庁組織について、新たな行政需要への対応など、必要に応じて、所要の改正を行うとともに、地域機関については、限られた行政経営資源の中で、県民サービスの視点や地域の特性を踏まえた見直しを実施し、県組織全体として、現場重視で「みえ県民力ビジョン」の施策を的確に推進していくことをめざす。

特に、三重県のブランド力アップ及び県民の安全・安心等について、重点的に体制整備を図っていく。

○ 三重県のブランド力アップー三重県営業本部*の展開ー

「首都圏営業拠点運営総括監」の新設、「関西事務所」の設置により、三重県営業本部の機能強化を図る。

○ 地域を守るー地域における防災・危機管理機能強化ー

「地域防災総合事務所」及び「地域活性化局」を設置し、各地域に設置する「危機管理地域統括監」を所長及び局長が兼務することにより、地域での防災・危機管理機能を総合的に発揮することをめざす。

○ 子どもを守るー児童虐待やいじめへの対応ー

- ・児童相談センターに「法的対応室」及び「市町支援プロジェクトチーム」を、本庁に「子ども虐待対策監」を新設し、児童虐待の防止のために、体制を強化する。

・教育委員会事務局に「子ども安全対策監」を新設し、いじめ・体罰等への対応を図る。

○ 地域、産業振興の推進

南部地域の活性化、ライフイノベーション*の推進、障がい者雇用の推進、農林水産業の振興のため、所・局の設置、職の新設、課の再編等により、体制強化を図る。

○ コンプライアンスの向上

総務部に「コンプライアンス推進監」を新設するなど、コンプライアンスの向上のための体制見直しを図る。

○ その他地域機関の見直し

保健・福祉サービスのよりの確な提供のため、保健福祉事務所の組織を廃止し、「保健所」と「福祉事務所」に分離する。

○ 組織運営の見直し

「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、新たな人材育成に取り組んでいくこととあわせて、現行のフラット制による組織運営を見直す。

今後は、本庁に「課長補佐」「班長」「班長代理」、地域機関に「課長代理」の新たな職を設置し、業務実施の基本を「個人」から「組織」に改め、求められる人材の育成をめざすとともに、チェック機能の強化を図る。

Ⅳ 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～

- 成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さんの力を結集することが必要。
- 「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

心得1：まず目線を変える

- **自らも県民。** 県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
- 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのを集中して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。
※ 「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笹芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 危機管理においては、「このくらいなら大丈夫だろう」という楽観的な視点は禁物。「最悪の事態に発展するかもしれない」と、常に悲観的な想像力を働かせよ。
- 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、**県民の皆さんと「協創」を。**
- **市町は**、住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、決して「上から目線」に陥ることなく、**真に対等な立場で「協創」を。**
- 県内や組織内のみの内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。
- かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。

心得2：「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施すること自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱しなければならない。
- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。

- 県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。県からの一方的なお知らせに留まらず、県民の皆さんの声を幅広く受信して意見やニーズを県政に反映させていくことを常に意識するとともに、県民の皆さんに県政情報をわかりやすく伝え、共有していく視点を大切にする。

心得3：現場とスピード感を重視

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、幅広い関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来の行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省くべきではないが、**何事もスピード感を持って対処**。併せて、**タイミングを逸してはならない**。100点の方法であってもタイミングを逸すれば0点と同じ。70点の方法であってもタイミングが合っていればベストの方法となる。

心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
- 部局間の縦割り打破。「**部局益を忘れ、県益を想え**」との意識（参考：「後藤田五戒」）。常に県民の皆さんのためになっているかという視点で自分を見つめ直す。

※「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非ずというなかれ、自分の仕事であるといつて争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」。：佐々淳行著『平時の指揮官・有事の指揮官』より引用

- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。**職員間のコミュニケーション**を活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても常に**コンプライアンスを意識**し、三重らしさや地域の特性を大切にしながら、「**変えてはいけないこと**」、「**変えてもいいこと**」、「**変えなくてははいけないこと**」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「**変えなくてははいけないこと**」については、失敗を恐れて放置するのではなく、変革に向けて果敢に挑戦していく。

- 一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、
- ①職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）、
 - ②業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）、
 - ③アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）

につなげる。この「**3 P I 運動**」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していた
だけの新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。

<参考> 県民の皆さんの「幸福実感」について（「第2回みえ県民意識調査」の概要）

県では、「みえ県民力ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げており、県民の皆さんの幸福実感を把握するため、「みえ県民意識調査」を毎年実施しています。

この調査では、日ごろ感じている幸福感や「みえ県民力ビジョン」に掲げる16の政策分野ごとの地域や社会の状況についての実感（「幸福実感指標」）を毎回質問し、推移を把握することとしています。

また、平成24年1月から2月にかけて実施した第1回調査の集計結果を詳細に分析したところ、「家族」や「結婚」、「就労や収入」などが県民の皆さんの幸福実感に大きな影響を与えていることなどが分かってきましたので、平成25年1月から2月にかけて実施した第2回調査では第1回調査のフォローアップをするための質問項目も盛り込んでいます。

第2回調査の集計結果をまとめた報告書は平成25年4月に公表していますが、調査の結果が「三重県経営方針」の策定や当初予算議論等の際に資料等として活用されるよう、より詳細な分析を行い、夏頃までに研究レポートをまとめ、公表する予定です。

1 調査の設計

調査地域	三重県全域
調査対象	県内居住の20歳以上の男女 10,000人
調査方法	郵送による発送・回収
調査期間	平成25年1月～平成25年2月
有効回答数	5,432人（有効回答率 54.3%）

2 調査結果の概要

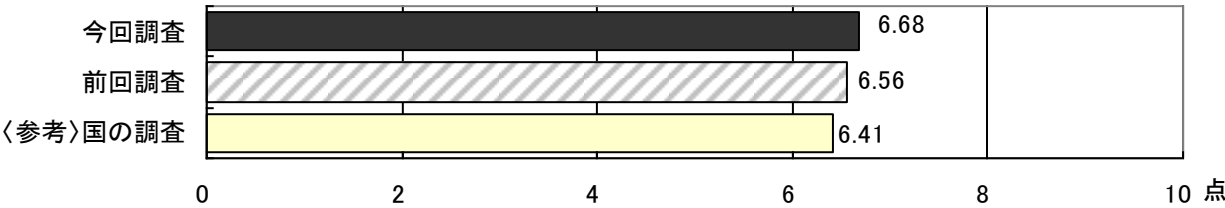
（1）日ごろ感じている幸福感について

県民の皆さんが日ごろ感じている幸福感について、10点満点で質問したところ、平均値は6.68点で、前回調査と比較すると0.12点高くなっています。

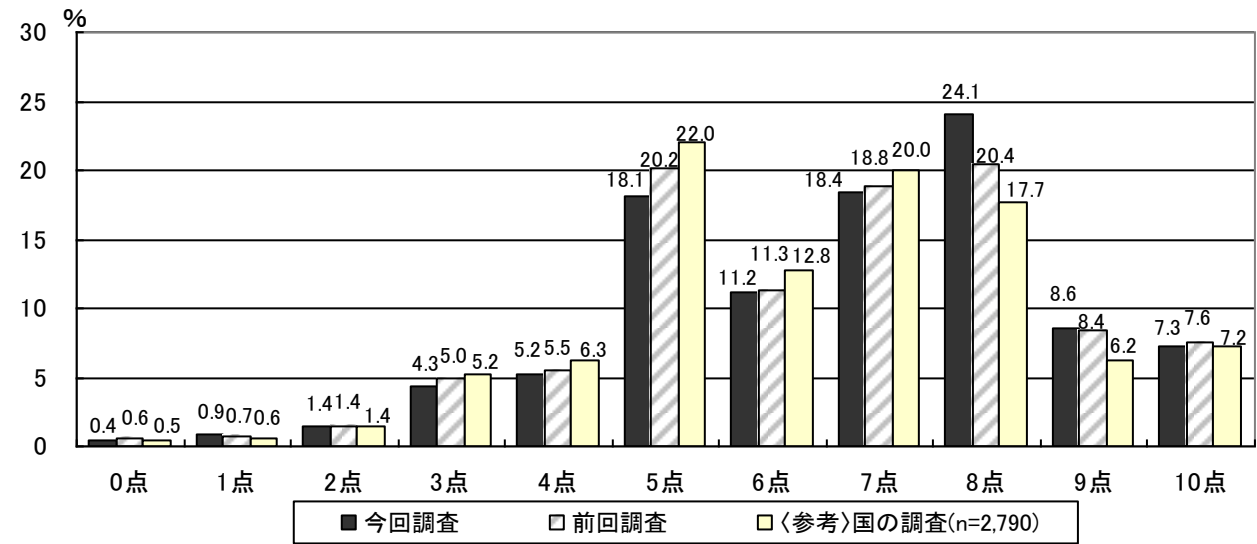
点数の分布をみると、「8点」が24.1%と最も高く、次いで「7点」（18.4%）、「5点」（18.1%）となっており、M字曲線を描いています。前回調査の分布と比較すると「8点」の割合が3.7ポイント高くなっています。

なお、平成24年3月に内閣府が実施した平成23年度国民生活選好度調査（以下、「国の調査」と記載）では、平均値は6.41点となっています。また、点数の分布をみると、「5点」が22.0%と最も高く、次いで「7点」（20.0%）、「8点」（17.7%）となっています。

図表 1 日ごろ感じている幸福感の平均値



図表 2 日ごろ感じている幸福感の分布



※「国民生活選好度調査」は、15歳以上80歳未満を対象としていることや、調査員が調査票を配布、回収する個別訪問留置法であることなど、本県の調査方法と異なる点があり、注意が必要です。

※国の調査・・・平成23年度国民生活選好度調査（内閣府、平成24年3月実施）

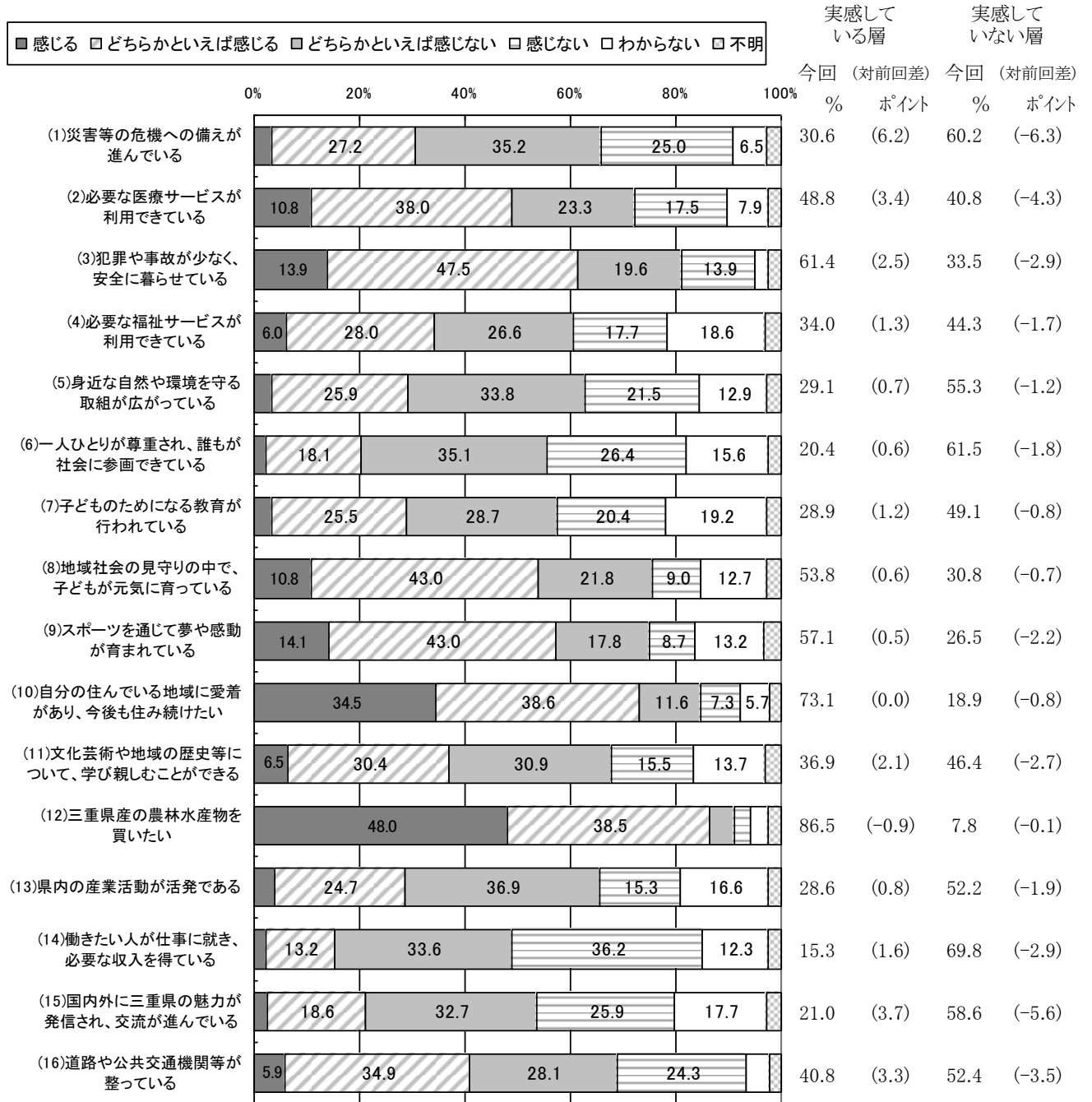
（2）地域や社会の状況についての実感

「みえ県民力ビジョン」に掲げる政策分野ごとの16の「幸福実感指標」に基づいて地域や社会の状況についての実感を聞いたところ、「実感している層」の割合は、『(12)三重県産の農林水産物を買いたい』が86.5%と最も高く、そのうち「感じる」も48.0%と最も高くなっています。次いで『(10)自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい』(73.1%)、『(3)犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている』(61.4%)となっています。

一方、「実感していない層」の割合は『(14)働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている』が69.8%と最も高く、そのうち「感じない」も36.2%と最も高くなっています。次いで、『(6)一人ひとりが尊重され、誰もが社会に参画できている』(61.5%)、『(1)災害等の危機への備えが進んでいる』(60.2%)となっています。

前回調査と比較すると、「実感している層」の割合は『(12)三重県産の農林水産物を買いたい』を除いた15項目で同率か高くなっています。前回調査との差でみると、『(1)災害等の危機への備えが進んでいる』(+6.2ポイント)、『(15)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる』(+3.7ポイント)、『(2)必要な医療サービスが利用できている』(+3.4ポイント)の順に高くなっています。一方、「実感していない層」の割合は16項目すべてで低くなっています。

図表3 地域や社会の状況についての実感(項目別)



※「実感している層」の割合・・・「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合を小数点第2位で四捨五入した数値の合計

※「実感していない層」の割合・・・「感じない」と「どちらかといえば感じない」の割合を小数点第2位で四捨五入した数値の合計

※スペースの関係で、図表には5%未満の数値を表示していません。

第2章

施策の取組

（１）政策体系とは

政策体系は、「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民力ビジョン」でお示しした＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）および＜政策＞に加え、「みえ県民力ビジョン・行動計画」（以下、「行動計画」といいます。）において、＜施策＞の内容と構成する＜基本事業＞をお示ししています。

＜施策＞には、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」と、県（行政）が取り組んだことの効果がわかる指標（「県の活動指標」）を設定しています。

平成 25 年版成果レポートでは、平成 24 年度に県が取り組んだ事業の取組の成果と課題を、この政策体系で整理・検証しています。

また、成果と課題の検証結果を踏まえた、各施策ごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントと特に注力する取組を中心に明らかにしています。

【施策の指標の考え方】

＜施策＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「県民指標」、「県の活動指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

平成 25 年版成果レポートでは、行動計画で掲げた平成 27 年度目標値とあわせて、今年度の目標値もお示ししています。

○ 県民指標

「県民指標」は、各＜施策＞のこの計画における目標（「平成 27 年度末での到達目標」）をふまえ、当該＜施策＞において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

＜施策＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

○ 県の活動指標

「県の活動指標」は、各＜施策＞の目標を達成するために、県が＜施策＞を構成する＜基本事業＞として取り組んだことの直接的な事業効果をあらわす指標です。

＜施策＞は複数の＜基本事業＞から成り立っていますので、＜基本事業＞の効果が相まって＜施策＞の成果につながります。このため、＜施策＞の進行管理において、「県民指標」を補足する指標として用います。

なお、「県民指標」として県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標に適切なものがない場合には、県（行政）が主体として取り組んだことの効果がわかる指標を設定しています。

(2) 政策体系一覧

「守る」命と暮らしの安全・安心を実現できるために	政 策	施 策	頁
	I－1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	111 防災・減災対策の推進	70
		112 治山・治水・海岸保全の推進	78
		113 食の安全・安心の確保	82
		114 感染症の予防と体制の整備	86
	I－2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	121 医師確保と医療体制の整備	90
		122 がん対策の推進	96
		123 こころと身体の健康対策の推進	100
	I－3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	131 犯罪に強いまちづくり	104
		132 交通安全のまちづくり	108
		133 消費生活の安全の確保	112
		134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	116
	I－4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～	141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	120
		142 障がい者の自立と共生	124
		143 支え合いの福祉社会づくり	128
	I－5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～	151 地球温暖化対策の推進	132
		152 廃棄物総合対策の推進	136
		153 自然環境の保全と活用	140
		154 大気・水環境の保全	144

目次 「創る」人 と地域の夢 や希望を 実感でき るために	政策	施策	頁
	Ⅱ－１ 人権の尊重と多様性を 認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが 参画できる社会～	211 人権が尊重される社会づくり	148
		212 男女共同参画の社会づくり	152
		213 多文化共生社会づくり	156
		214 ＮＰＯの参画による「協創」の社会づくり	160
	Ⅱ－２ 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む 教育～	221 学力の向上	164
		222 地域に開かれた学校づくり	170
		223 特別支援教育の充実	174
		224 学校における防災教育・防災対策の推進	178
	Ⅱ－３ 子どもの育ちと子 育て ～子どもが豊かに育つことができ る社会～	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	182
		232 子育て支援策の推進	188
		233 児童虐待の防止と社会的養護の推進	192
	Ⅱ－４ スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～	241 学校スポーツと地域スポーツの推進	196
		242 競技スポーツの推進	202
	Ⅱ－５ 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある 地域～	251 南部地域の活性化	206
		252 東紀州地域の活性化	210
		253 「美し国おこし・三重」の新たな推進	214
		254 農山漁村の振興	218
		255 市町との連携による地域活性化	224
	Ⅱ－６ 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む 社会～	261 文化の振興	228
		262 生涯学習の振興	232

目「拓（ひらく）」強みを生かした経済の躍動を実感できるように	政策	施策	頁
	Ⅲ－１ 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311 農林水産業のイノベーションの促進	236
		312 農業の振興	240
		313 林業の振興と森林づくり	246
		314 水産業の振興	252
	Ⅲ－２ 強じんて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～	321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	256
		322 ものづくり三重の推進	262
		323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興	268
		324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興	274
		325 新しいエネルギー社会の構築	278
	Ⅲ－３ 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331 雇用への支援と職業能力開発	282
		332 働き続けることができる環境づくり	288
	Ⅲ－４ 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～	341 三重県営業本部の展開	292
		342 観光産業の振興	296
		343 国際戦略の推進	302
	Ⅲ－５ 安心と活力を生み出す基盤 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	351 道路網・港湾整備の推進	306
		352 公共交通網の整備	310
		353 快適な住まいまちづくり	314
		354 水資源の確保と土地の計画的な利用	318

(3) 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法について

1 評価結果をふまえた施策等の進展度の判断基準

- ①平成 24 年度における施策等の進展度を、県民の皆さんに分かりやすくお示しするため、県民指標や活動指標等の達成状況、取組実績等をもとに、総合的に施策等の進展度を A～D で判断し、判断理由を記載しています。
- ②A～D の判断は、施策等を所管する部長、副部長、次長の判断によるものですが、判断に際しては次の表 1 の考え方を目安としています。

【表 1】

適用 区分	①県民指標 の達成率	②活動指標 の平均達成 率	進展度の算出方法
A. 進んだ	100%	100%	①の結果により A～D を区分する。 ↓
B. ある程度進んだ	85%以上 100%未満	85%以上 100%未満	②の状況により、①の区分のままでよ いか検討する。 ↓
C. あまり進まなかった	70%以上 85%未満	70%以上 85%未満	③活動指標や構成する基本事業の中 身と施策目標との相関関係（下記）を 考慮し、総合的に判断する。
D. 進まなかった	70%未満	70%未満	(1)活動指標ごとの重みや取組実績 (2)(1)以外に設定した基本事業の数 値目標の達成率、基本事業ごとの 重みや取組実績

※選択・集中プログラムについては、「県民指標」が「プロジェクトの数値目標」、「活動指標」が「実践取組の目標」となっています。

2 目標達成状況の算出方法

- ①目標達成状況は、単年度ごとの目標値の場合には、平成 24 年度の実績値を平成 24 年度の目標値で割って算出しています。
- また、目標項目が減少を目指すものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割って算出しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 24 年度実績値}}{\text{平成 24 年度目標値}}$$

(例 1) 平成 24 年度の目標値が 130、実績値が 120 の場合

$$= \frac{120}{130} = 0.92 \quad (\text{小数点第 3 位以下四捨五入})$$

0.995～0.999 の場合は第 3 位まで記載)

②目標値が累計値の場合は、平成 23 年度の現状（実績）値を平成 24 年度目標値及び実績値から差し引いて計算しています。（下記＊参照）

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 24 年度実績値} - \text{平成 23 年度現状（実績）値}}{\text{平成 24 年度目標値} - \text{平成 23 年度現状（実績）値}}$$

（例 2）平成 23 年度の現状（実績）値が 100 で、平成 24 年度の目標値が 130、実績値が 120 の場合

$$= \frac{120 - 100}{130 - 100} = \frac{20}{30} = 0.67 \quad (\text{小数点第 3 位以下四捨五入})$$

0.995～0.999 の場合は第 3 位まで記載

＊目標値が累計値の場合に、このような算出方法を用いているのは、成果レポートが単年度の評価や実績を報告するものであることからです。

累計値の場合には、過去の取組の成果である実績値を差し引いて算出することにより、単年度の成果（目標達成状況）を表せるようにしています。

(4)施策数値目標等一覧

施 策		数値目標						
		目標項目		24年度 目標値	24年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)
111	防災・減災対策の 推進	県民指標	率先して防災活動に参加する県民の割合	43.0%	43.0%	1.00	B	2,841
		活動指標	新地震・津波対策行動計画の進捗率	-	-	-		
			県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	6回	7回	1.00		
			自主防災組織の実践的な訓練実施率	29.0%	28.5% (速報値)	0.98		
			県防災情報メール配信サービスの登録者数	40,000人	38,500人	0.96		
			災害拠点病院等の耐震化率	71.4%	68.6%	0.96		
			耐震基準を満たした住宅の割合	84.5%	83.7%	0.99		
			緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率	91.2%	91.2%	1.00		
			消防設備等の充足率	83.3%	82.9%	0.995		
			高圧ガス等施設における事故発生防止率	100.0%	99.6%	0.996		
112	治山・治水・海岸 保全の推進	県民指標	自然災害への対策が講じられている人家数	234,300戸	234,200戸	0.90	B	24,578
		活動指標	河川整備延長	463.6km	463.6km	1.00		
			土砂災害保全戸数	17,940戸	17,964戸	1.00		
			海岸整備延長	285.3km	285.6km	1.00		
			山地災害保全集落数	1,521集落	1,519集落	0.88		
113	食の安全・安心の 確保	県民指標	食品検査における適合率	100%	100%	1.00	A	970
		活動指標	自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数	157施設	159施設	1.00		
			高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	100%	100%	1.00		
114	感染症の予防と体制の整備	県民指標	感染症の集団発生事例数	0件	1件	0.00	B	834
		活動指標	感染症情報システムを活用している施設の割合	100%	95.4%	0.95		
			感染症情報化コーディネーター数(累計)	130人	128人	0.96		
			HIV抗体検査件数	1,025件	862件	0.84		
121	医師確保と医療体制の整備	県民指標	人口10万人あたりの病院勤務医師数	120.0人 (23年度)	122.3人 (23年度)	1.00	B	27,748
		活動指標	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	180人	181人	1.00		
			県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	644人	566人	0.88		
			救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	593機関	576機関	0.97		
			医療相談件数	761件	746件	0.98		
			県立病院患者満足度	80.0%	73.1%	0.91		
			市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	37.9% (23年度)	55.2% (23年度)	1.00		
122	がん対策の推進	県民指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	74.5人 (23年)	78.5人 (23年)	0.95	C	104
		活動指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 24.4%	乳がん 19.8%	乳がん 0.81		
				子宮頸がん 28.8%	子宮頸がん 28.3%	子宮頸がん 0.98		
				大腸がん 24.2% (23年度)	大腸がん 23.4% (23年度)	大腸がん 0.97		
			がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	681人	673人	0.94		
123	こころと身体の健康対策の推進	県民指標	健康寿命	男77.4歳 女80.7歳 (23年)	男77.1歳 女80.1歳 (23年)	男0.996 女0.99	B	1,689
		活動指標	8020運動推進員数	249人	225人	0.90		
			自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数	7地域	9地域	1.00		
			特定健康診査受診率	43.2% (23年度)	41.1% (23年度)	0.95		
131	犯罪に強いまちづくり	県民指標	刑法犯認知件数	21,900件以下	21,493件	1.00	B	1,864
		活動指標	街頭犯罪等の認知件数	3,200件以下	3,458件	0.93		
			凶悪犯の検挙率	80.0%	73.0%	0.91		
			主な侵入犯罪の検挙人員	210人	193人	0.92		
			暴力団検挙人員	280人	216人	0.77		
			犯罪被害者等支援の理解者数	3,500人	4,284人	1.00		
			交番・駐在所施設の充実度	40.0%	40.0%	1.00		
132	交通安全のまちづくり	県民指標	交通事故死者数	90人以下	95人	0.95	B	2,603
		活動指標	交通事故死傷者数	13,300人以下	13,382人	0.99		
			信号機の整備箇所数(累計)	3,160か所	3,163か所	1.00		
			シートベルトの着用率	96.5%	95.6%	0.99		
133	消費生活の安全の 確保	県民指標	消費生活情報を県民が利用している件数	54,500件	51,032件	0.94	B	165
		活動指標	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	97.6%	98.4%	1.00		
			消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	97.3%	98.0%	1.00		

施 策		数値目標						
		目標項目		24年度 目標値	24年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)
134	薬物乱用防止等と 医薬品の安全確保	県民指標	薬物乱用防止講習会の参加者数(累計)	245,200人	264,566人	1.00	A	281
		活動指標	薬物乱用防止事業の協力者数	2,981人	3,014人	1.00		
			医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	0%	0%	1.00		
			生活衛生営業施設における健康被害発生件数	0件	0件	1.00		
			犬・猫の引取り数	3,351頭	3,249頭	1.00		
141	介護基盤整備など の高齢者福祉の充 実	県民指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待 機者数	1,572人	1,740人	0.90	B	14,093
		活動指標	主任ケアマネジャー登録数	636人	656人	1.00		
			特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施 設整備定員数(累計)	14,227床	14,027床	0.73		
			認知症サポーター数(累計)	63,000人 (23年度)	65,525人 (23年度) 79,983人 (24年度)	1.00		
			地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	741人	874人	1.00		
142	障がい者の自立と 共生	県民指標	グループホーム等において地域で自立した生活をして いる障がい者数(累計)	1,203人	1,233人	1.00	B	8,031
		活動指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,838人	5,622人	1.00		
			雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	80人	80人	1.00		
			総合相談支援センターへの登録者数	5,520人	5,315人	0.96		
			社会的入院から地域移行した精神障がい者数(累計)	410人	418人	1.00		
			県障がい者スポーツ大会参加者数	1,450人	1,300人	0.90		
143	支え合いの福祉社 会づくり	県民指標	福祉サービス利用援助を活用する人数	1,150人	1,149人	0.999	B	2,802
		活動指標	民生委員・児童委員活動件数	530,000件	533,821件	1.00		
			介護関係職の求人充足率	29.2%	22.6%	0.77		
			適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	79.0%	79.2%	1.00		
			さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取 組実施数	45件	51件	1.00		
			生活困窮者等の就労・増収達成率	50.0% (23年度)	44.2% (23年度)	0.88		
			戦傷病者等の支援事業への参加者数	1,145人	1,096人	0.96		
151	地球温暖化対策の 推進	県民指標	温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含 む)	+6.3%以下 (22年度)	+4.9% (22年度)	1.00	B	307
		活動指標	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比 率	+0.6%以下 (23年度)	+1.9% (23年度)	0.32		
			三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M－EMS)認証事業所数(累計)	290件	278件	0.73		
			環境活動参加者数	5,300人	4,875人	0.92		
			環境教育参加者数	30,000人	33,797人	1.00		
152	廃棄物総合対策の 推進	県民指標	廃棄物の最終処分量	352千トン以下 (23年度)	345千トン (23年度)	1.00	B	987
		活動指標	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	951g/人・日 以下(23年度)	967g/人・日 (23年度)	0.98		
			産業廃棄物の再生利用率	39.2% (23年度)	41.1% (23年度)	1.00		
			産業廃棄物の不法投棄総量	440トン以下	150トン	1.00		
153	自然環境の保全と 活用	県民指標	生物多様性の保全活動実施箇所	44か所	44か所	1.00	B	204
		活動指標	ニホンジカの推定生息頭数	49,000頭	75,335頭	0.65		
			自然環境の新たな保全面積(累計)	3ha	9.9ha	1.00		
			自然とのふれあいの場の満足度	82.0%	81.2%	0.99		
154	大気・水環境の保 全	県民指標	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	93.9%	92.9% (速報値)	0.99	B	8,471
		活動指標	大気・水質の排出基準適合率	100%	99.3%	0.99		
			NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率	100%	100% (速報値)	1.00		
			生活排水処理施設の整備率	78.8% (23年度)	79.1% (23年度)	1.00		
			水環境の保全活動に参加した県民の数	19,000人	23,834人	1.00		
			調査研究成果件数	4件	4件	1.00		
211	人権が尊重される 社会づくり	県民指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の 割合	27.0%	26.7%	0.99	B	611
		活動指標	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の 受講者数	950人	881人	0.93		
			人権イベント・講座等の参加者数	39,500人	40,247人	1.00		
			人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラム を作成している学校の割合	55.0%	55.2%	1.00		
			人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受 講者数	1,050人	990人	0.94		
212	男女共同参画の社 会づくり	県民指標	社会全体において男女が平等になっていると思う人の 割合	15.0%	11.5%	0.77	B	184
		活動指標	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	25.7%	25.1%	0.98		
			男女共同参画フォーラムの男性参加率	30.0%	42.2%	1.00		
			女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行ってい る企業等の割合	24.6%	27.9%	1.00		
			「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	15か所	15か所	1.00		

施 策		数値目標						
		目標項目		24年度 目標値	24年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)
213	多文化共生社会 づくり	県民指標	多文化共生に取り組む団体数	160団体	161団体	1.00	B	122
		活動指標	日本語指導ボランティア数	670人	671人	1.00		
			セミナー、ボランティア研修等参加者数	350人	383人	1.00		
214	NPOの参画による 「協創」の社会づく り	県民指標	NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	12.5%	7.7%	0.62	C	154
		活動指標	NPO法人に対する寄付金総額	140,000千円 (23年)	152,088千円 (23年)	1.00		
			認定NPO法人数	5法人	3法人	0.60		
			NPOと県の連携・協働事業数	65事業	65事業	1.00		
221	学力の向上	県民指標	学校に満足している子どもたちの割合	80.5%	78.7%	0.98	B	80,931
		活動指標	授業内容を理解している子どもたちの割合	82.0%	80.6%	0.98		
			新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1年後 定着している割合	86.0% (23年度)	84.5% (23年度)	0.98		
			研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の 割合	91.0%	98.1%	1.00		
			1,000人あたりの暴力行為発生件数	3.3件	4.0件	0.83		
			特色化教育実施事例数	85件	87件	1.00		
222	地域に開かれた学 校づくり	県民指標	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組ん でいる学校の割合	93.0%	95.3%	1.00	B	76
		活動指標	学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者 や住民等の参画を進めている県立学校の割合	40.0%	81.2%	1.00		
			教材「三重の文化」を活用した中学校の割合	80.0%	61.9%	0.77		
223	特別支援教育の充 実	県民指標	県立特別支援学校高等部卒業生の進学および就労率	30.0%	38.7%	1.00	B	6,101
		活動指標	個別の教育支援計画を作成している県立高等学校の割合	50.0%	41.1%	0.82		
			県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入してい る学校数	3校	3校	1.00		
			暫定校舎の教室数	10教室	8教室	1.00		
224	学校における防災 教育・防災対策の 推進	県民指標	地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	63.0%	64.9%	1.00	B	937
		活動指標	防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の 割合	100%	98.3%	0.98		
			学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる 学校の割合	50.0%	99.7%	1.00		
			県立学校の非構造部材の耐震対策実施率	10.0%	4.1%	0.41		
231	子どもの育ちを支 える家庭・地域づく り	県民指標	「三重県子ども条例」の認知度	50.0%	35.5%	0.71	C	108
		活動指標	キッズ・モニター活用事業数	8事業	8事業	1.00		
			「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計)	1,155会員	1,124会員	0.71		
			子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店 の割合	92.5%	92.7%	1.00		
232	子育て支援策の推 進	県民指標	低年齢児(0～2歳)保育所利用児童数	12,200人	12,418人	1.00	B	9,977
		活動指標	病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用含む)	16地域	15地域	0.94		
			三重県不妊専門相談センターへの相談件数	200件	273件	1.00		
			ひとり親家庭情報交換会参加者数(累計)	100人	121人	1.00		
233	児童虐待の防止と 社会的養護の推進	県民指標	児童虐待通告に対する48時間以内の安全確認の実施 率	100%	100%	1.00	C	2,161
		活動指標	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件 数	29件	29件	1.00		
			思春期ピアサポーター養成者数(累計)	30人	29人	0.97		
			要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	35.8%	40.2%	1.00		
241	学校スポーツと地 域スポーツの推進	県民指標	成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	55.0%	54.5%	0.99	B	357
		活動指標	新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもた ちの割合	74.0%	70.6%	0.95		
			総合型地域スポーツクラブの会員数	24,750人	27,005人	1.00		
242	競技スポーツの推 進	県民指標	国民体育大会の男女総合成績	30位台	38位	1.00	C	431
		活動指標	全国大会の入賞数	106件	96件	0.91		
			県営スポーツ施設年間利用者数	804,856人	847,468人	1.00		
251	南部地域の活性化	県民指標	南部地域の市町における生産年齢人口の減少率	15.6%	16.4%	0.95	B	87
		活動指標	南部地域において市町の連携した取組数(累計)	2取組	2取組	1.00		
252	東紀州地域の活 性化	活動指標	集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数(累 計)	3地域	2地域	0.67	B	292
		活動指標	熊野古道の来訪者数	285千人	274千人	0.96		
			地域内で開発された新商品数(累計)	51件	51件	1.00		
253	「美し国おこし・三 重」の新たな推進	県民指標	地域の活動などに参加している住民の割合	34.6%	33.8%	0.98	B	156
		活動指標	パートナーグループ登録数(累計)	700グループ	513グループ	0.48		
			パートナーグループネットワーク構築数(累計)	2,100	1,455	0.62		

施 策		数値目標						
		目標項目		24年度 目標値	24年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)
254	農山漁村の振興	県民指標	農山漁村地域の交流人口	5,160千人 (23年度)	4,874千人 (23年度)	0.94	C	2,465
		活動指標	生活環境を整備する農山漁村集落数(累計)	4集落	4集落	1.00		
			野生鳥獣による農林水産被害金額	728百万円 (23年度)	821百万円 (23年度)	0.89		
			「いなかビジネス」の取組数	125件	125件	1.00		
			農村の資源保全活動対象集落数	460集落	502集落	1.00		
			藻場・干潟等の保全活動対象面積	273ha	286ha	1.00		
255	市町との連携による地域活性化	県民指標	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	36取組	40取組	1.00	B	648
		活動指標	県と市町が連携して地域課題の解決に取り組んだ件数(累計)	18件	17件	0.89		
			三重県過疎地域自立促進計画の進捗率	36.0% (23年度)	41.2% (23年度)	1.00		
			特定地域の利用率	31.7%	32.8%	1.00		
			宮川流域ルネッサンス事業の取組に関わる団体数	65団体	68団体	1.00		
261	文化の振興	県民指標	参加した文化活動に対する満足度	64.0%	63.2%	0.99	B	1,479
		活動指標	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	1,210,000人	1,180,672人	0.98		
			文化芸術情報アクセス件数	70,000件/月	64,952件/月	0.93		
			文化財情報アクセス件数	16,700件/月	16,723件/月	1.00		
262	生涯学習の振興	県民指標	参加した学習活動に対する満足度	72.0%	71.8%	0.99	B	3,717
		活動指標	県立生涯学習施設の利用者数	655,000人	700,446人	1.00		
			「協創」による博物館づくりへの参画者数	330人	324人	0.98		
			社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数	110人	132人	1.00		
311	農林水産業のイノベーションの推進	県民指標	県産品に対する消費者満足度	28.0%	29.5%	1.00	A	1,378
		活動指標	農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数(累計)	10件	29件	1.00		
			農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	25件	25件	1.00		
			林業の研究成果が活用された商品および技術の数(累計)	5件	5件	1.00		
			水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	5件	9件	1.00		
			企業との連携による食育等のPR回数	8回	11回	1.00		
312	農業の振興	県民指標	食料自給率(カロリーベース)	45% (23年度)	44% (23年度)	0.98	B	6,547
		活動指標	水田利用率	94.0%	94.3%	1.00		
			新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数(累計)	5産地	5産地	1.00		
			近隣府県の畜産産出額に占める割合	13.8% (23年度)	14.4% (23年度)	1.00		
			農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)	2,410経営体	2,306経営体	0.96		
			基盤整備済み農地における担い手への集積率	36.9%	38.0%	1.00		
313	林業の振興と森林づくり	県民指標	県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	303千m ³	290千m ³	0.96	C	4,941
		活動指標	「三重の木」認証材等出荷量	32,000m ³	33,899m ³	1.00		
			施業集約化団地面積(累計)	20,000ha	26,312ha	1.00		
			新規林業就業者数	40人	42人	1.00		
			間伐実施面積(累計)	9,000ha	5,870ha	0.65		
			森林づくり参加者数	27,000人	32,539人	1.00		
			森林文化・森林環境教育の活動回数	1,700回	1,749回	1.00		
314	水産業の振興	県民指標	主要魚種生産額の全国シェア	7.46% (23年)	7.64% (23年)	1.00	A	1,864
		活動指標	県内の沿海地区漁協数	21漁協	20漁協	1.00		
			資源管理に参加する漁業者数	700人	712人	1.00		
			沿岸の浅海域再生面積(累計)	65ha	65ha	1.00		
321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	県民指標	県内への設備投資額(累計)	330億円	160億円	0.48	C	1,333
		活動指標	企業誘致件数(累計)	40件	26件	0.65		
			クリーンエネルギーバレー構想で取り組むプロジェクト数(累計)	3件	3件	1.00		
			医療・健康・福祉分野の製品開発取組数(累計)	16件	18件	1.00		
			新たに構築した産学官等のネットワーク数(累計)	3件	3件	1.00		
322	ものづくり三重の推進	県民指標	製造業に係る中小企業の付加価値額の伸び率	103 (23年)	117 (速報値・23年)	1.00	A	336
		活動指標	海外事業展開に取り組む企業数(累計)	10社	10社	1.00		
			経営戦略に基づく事業化への取組企業数(累計)	25社	32社	1.00		
			販路開拓支援により新たな取引につながった数(累計)	50社	73社	1.00		
			企業の成長を支える産業技術人材の育成数(累計)	100人	153人	1.00		

施 策		数値目標						
		目標項目		24年度 目標値	24年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)
323	地域の価値と魅力 を生かした産業の 振興	県民指標	地域資源活用関連産業の製造品出荷額等の伸び率	103 (23年)	100 (推計値・22年)	0.97	B	2,695
		活動指標	地域資源を活用した新商品を開発し、売り上げにつながった企業数(累計)	10社	11社	1.00		
			新しい商品・サービス等の創出件数(累計)	10件	10件	1.00		
			商業活性化の取組により集客増や収益向上に結びついた事業者等の数(累計)	3者	3者	1.00		
			商工団体等の支援により新たな事業展開に至った件数(累計)	160件	155件	0.97		
324	中小企業の技術力 向上支援と科学技 術の振興	県民指標	中小企業等との共同研究件数(累計)	30件	39件	1.00	B	372
		活動指標	企業の課題解決数(累計)	20件	23件	1.00		
			県研究機関における新分野関連技術開発件数(累計)	10件	12件	1.00		
			県民等の科学技術に対する理解度	75.0%	65.9%	0.88		
325	新しいエネルギー 社会の構築	県民指標	新エネルギーの導入量(世帯数換算)	230千世帯 (23年度)	226千世帯 (23年度)	0.98	B	2,548
		活動指標	エネルギー政策を総合的に推進するための取組件数	5件	5件	1.00		
			大規模な新エネルギー施設数(累計)	5件	5件	1.00		
			企業の省エネ取組の件数(累計)	5件	3件	0.60		
			次世代エネルギー等に関連する調査研究のテーマ数(累計)	1件	1件	1.00		
			水力発電の年間供給電力目標の達成率	100.0%	96.5%	0.97		
331	雇用への支援と職 業能力開発	県民指標	雇用対策事業による就労者数	1,440人	1,374人 (見込)	0.95	B	3,422
		活動指標	県が就職に向けて支援した延べ若年者数	15,750人	14,214人	0.90		
			民間企業における障がい者の実雇用率	1.54%	1.57%	1.00		
			地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数	750社	815社	1.00		
			県が実施または支援する職業訓練への参加者数	3,140人	3,086人	0.98		
332	働き続けることがで きる環境づくり	県民指標	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	29.5%	28.6%	0.97	B	585
		活動指標	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合	95.0%	98.0%	1.00		
			「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数(累計)	126件	141件	1.00		
			「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合	93.0%	95.4%	1.00		
341	三重県営業本部の 展開	県民指標	三重が魅力ある地域であると感じる人の割合	45.0%	52.5%	1.00	B	145
		活動指標	営業本部活動回数(累計)	100回	233回	1.00		
			三重の応援団など三重県を応援する三重県ファン数(累計)	250人	105人	0.42		
342	観光産業の振興	県民指標	観光消費額の伸び率	116	101	0.87	B	1,399
		活動指標	観光レクリエーション入込客数	3,650万人	3,787万人	1.00		
			県内の外国人延べ宿泊者数	100,000人	94,660人	0.95		
			リピート意向率	82.0%	83.9%	1.00		
343	国際戦略の推進	県民指標	海外自治体等との連携により新たに創出された事業数(累計)	5件	15件	1.00	B	127
		活動指標	みえ国際協力大使数(累計)	140人	142人	1.00		
			新たに連携構築を行った国際的なネットワークの数(累計)	1件	1件	1.00		
			観光における海外自治体等との連携事業数(累計)	2件	3件	1.00		
351	道路網・港湾整備 の推進	県民指標	県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	15.3km	21.3km	1.00	B	30,012
		活動指標	県内の幹線道路の新規供用延長	10.3km	10.3km	1.00		
			舗装の維持管理指数	5.0以上	5.3	1.00		
			四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量	20万TEU	18.3万TEU	0.91		
			県管理港湾の入港船舶総トン数	1,503万トン (23年度)	1,475万トン (23年度)	0.98		
352	公共交通網の整備	県民指標	県内の公共交通機関の利便性に関する満足度	41.0%	41.2%	1.00	B	252
		活動指標	地域間幹線系統数	40系統	43系統	1.00		
			中部国際空港および関西国際空港の就航便数	1,715便	1,819便	1.00		
353	快適な住まいまち づくり	県民指標	コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	3区域	5区域	1.00	B	2,796
		活動指標	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	73.9%	77.3%	1.00		
			商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,317施設	2,303施設	0.90		
			新築住宅における認定長期優良住宅の割合	26.2%	24.0%	0.91		
			特殊建築物等の維持保全適合率	55.0%	53.9%	0.98		
			市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	31件	31件	1.00		
354	水資源の確保と土 地の計画的な利用	県民指標	地籍調査の実施面積(累計)	469km ²	456km ²	0.38	B	11,091
		活動指標	飲料水の供給に対する満足度	87.2%	89.9%	1.00		
			浄水場等における主要施設の耐震化率	93.3%	94.8%	1.00		
			地籍調査の実施市町数	24市町	23市町	0.96		

(5)改善・注力カーコメント

施 策 名	
改善・注力カーコメント	
111 防災・減災対策の推進	主担当部局 防災対策部
「災害に強い三重づくり」を進めるため、「三重県地域防災計画(震災対策編)」の抜本的な見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定を行うほか、石油コンビナート防災アセスメント調査や、紀伊半島大水害で明らかになった課題をふまえ風水害対策の検討に向けた基礎調査を実施します。 大規模災害に備え、県災害対策本部の体制強化に取り組むとともに、広域的な支援・受援体制や災害医療体制の整備等を進めます。また、まちの安全性の向上に向けて木造住宅の耐震化を促進するほか、市町の防災・減災対策を引き続き支援し、地域の災害対応力の向上を図ります。	
112 治山・治水・海岸保全の推進	主担当部局 県土整備部
紀伊半島大水害により被災した公共土木施設の災害復旧(原形復旧)について、年度内の完成をめざします。また、道路の拡幅や河積の拡大を行う改良復旧については、早期の完成をめざします。 河川堆積土砂の撤去については、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を基に選定した、今後数年間の実施候補箇所や当該年度の実施箇所等を市町と共有する仕組みを構築し、3事務所で試行します。 海岸堤防の脆弱箇所への対策を、国の平成24年度補正予算も活用しながら加速させます。 津波浸水予測区域以外の河川堤防や急傾斜地崩壊防止施設等の劣化状況等を把握するため、点検を実施します。	
113 食の安全・安心の確保	主担当部局 健康福祉部
食中毒の発生を未然に防止するため、生食用食肉取扱施設や浅漬製造施設等を重点的に監視するとともに、式年遷宮や三重県観光キャンペーン等に伴い増加する国内外からの来訪者に対して安全な食品が提供できるよう、食品関係事業者等の監視指導の強化に努めます。 また、畜産農家への定期巡回、立入調査等により、飼養衛生管理基準の遵守や発生時の早期通報体制の徹底を図るとともに、高病原性鳥インフルエンザについては、防疫演習等を通して防疫体制の強化に努めます。	
114 感染症の予防と体制の整備	主担当部局 健康福祉部
県内の保育所、学校等に対して感染症情報システムの有効性をさらに啓発し、感染症情報システムを活用している施設の割合を100%にするとともに、県民の皆さんにも、感染症のわかりやすい予防方法等の情報を感染症情報化コーディネーターと連携して提供します。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、県の「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するとともに、市町の同行動計画策定を支援します。	
121 医師確保と医療体制の整備	主担当部局 健康福祉部医療対策局
三重県地域医療支援センター等において、関係機関等と連携し、将来の地域医療を担う若手医師のキャリア形成支援に取り組み、若手医師の県内医療機関への定着及び医師の不足・偏在の解消に向けた取組を着実に進めます。また、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置や就労環境改善のためのアドバイザー派遣等の取組を促進し、看護職員の離職防止、復職支援を図ります。さらに、住み慣れた自宅や地域で療養生活を送ることができるよう、市町の在宅医療連携体制の構築に向けた取組に対して支援します。	
122 がん対策の推進	主担当部局 健康福祉部医療対策局
乳がんを中心に検診受診率の向上を図るため、昨年度の実績について分析し、より効果的な受診勧奨の手法を検討するとともに、検診の普及啓発に当たっては、NPO、関連企業等とも連携して取り組みます。 また、戦略プランの実効性を確保し、がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じた対策を総合的に進めるため、医療関係者やがん患者等の参画を得ながらがん対策推進に関する条例を制定します。	
123 こころと身体の健康対策の推進	主担当部局 健康福祉部医療対策局
ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりを進めるため、関係者で構成する研究会を設置し、県内外の先駆的な健康づくりについて情報収集、調査等を行います。 また、こころの健康の保持・増進、自殺者の減少を図るため、人材育成や関係機関の連携に取り組みます。 口腔保健支援センターにおいて、歯と口腔に関する正しい知識や生活習慣の改善、フッ化物の利用に関する普及啓発に取り組むとともに、歯科保健からの児童虐待防止の取組について市町や県歯科医師会等と取組を進めます。	
131 犯罪に強いまちづくり	主担当部局 警察本部
県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、サイバー犯罪等の変化する犯罪情勢に的確に対応するとともに、特に県民に強い不安を与える凶悪犯罪の徹底検挙を強力に推進します。 また、積極的に犯罪情報・地域安全情報の提供を行うことで、地域住民の防犯意識の高揚を図り、地域社会の連帯感や絆を強化して、県民の身近で発生する犯罪を減少させていきます。	
132 交通安全のまちづくり	主担当部局 環境生活部
交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根付かせるため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成強化を図ります。 高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者自身が中心となって交通安全を推進していただくため、シルバーリーダーの育成・活用に力点を置いて取り組みます。また、三重県飲酒運転0をめざす条例の趣旨をふまえて、飲酒運転根絶に向けて関係機関・団体等と連携・協力して総合的な取組を進めます。	
133 消費生活の安全の確保	主担当部局 環境生活部
消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等さまざまな主体と連携して消費者教育を推進するとともに、幅広く啓発活動を行います。特に高齢者の被害を防止するため、市町等と連携し、消費者啓発地域リーダーの養成及び活動支援を行うことにより、地域における自主的な啓発活動を促進し、地域で支え合う意識を醸成します。 また、県相談員による市町相談窓口への日常的助言のほか、単独での相談員配置が難しい市町に対して、広域的連携による相談体制について助言や調整等支援を行います。	
134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	主担当部局 健康福祉部
薬物の乱用の恐ろしさについて広く県民の皆さんへ啓発するため、啓発活動に取り組んでいただける団体をさらに拡大していきます。 また、三重県動物愛護管理推進計画の改訂作業に取り組むとともに、三重県動物愛護管理センターの機能の充実等について検討します。	

施 策 名	
	改善・注力ーロコメント
141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	主担当部局 健康福祉部
特別養護老人ホームの入所待機者は依然として多いことから、特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備を進めます。さらに、特別養護老人ホーム等の入所施設の利用者の安全を確保するため、施設の耐震改修の取組を支援します。 また、地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センターの機能強化をはじめ、介護予防に効果的な取組の支援や認知症対策を進めます。	
142 障がい者の自立と共生	主担当部局 健康福祉部
障がい者が地域で自立して暮らすことができるよう、住まいの場や日中活動の場の整備を支援するとともに、就労の支援、相談支援体制の強化に取り組みます。とりわけ、地域生活を送るうえで欠かすことのできない生計費の確保ができるよう、一般就労の定着を図る就労安心事業の実施や工賃アップと共同受注窓口の受注拡大に取り組みます。 また、共生社会の実現に向けて、障がい者が社会のさまざまな活動に参画できるよう、スポーツや芸術文化活動への参加機会の充実などの環境整備を進めます。	
143 支え合いの福祉社会づくり	主担当部局 健康福祉部
福祉・介護分野の人材確保を図るため、福祉人材センターに求人・求職情報を集約し、就労希望者への相談支援を的確に行うとともに、職場体験や就職フェア等を通じて福祉・介護職場に対する理解や関心を高め、新たな人材の参入につなげます。 また、生活保護世帯の子どもの将来の自立を図るため、生活保護世帯の中学生に対して学習支援を行い、高校進学を支援します。	
151 地球温暖化対策の推進	主担当部局 環境生活部
地球温暖化対策を進めていくため、県民、事業者等の意見を広く聴きながら、さまざまな主体が、自主的かつ積極的に取り組める内容を盛り込んだ地球温暖化対策の推進に係る条例制定に向けた取り組みを進めます。 また、電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、企業、団体、大学、行政等が参画した協議会が策定した行動計画を国の補助制度を活用した取組などにより着実に進めていきます。	
152 廃棄物総合対策の推進	主担当部局 環境生活部廃棄物対策局
南海トラフ地震等における災害廃棄物処理が円滑に進むよう、市町の災害廃棄物処理計画を改定するための指針の策定等を進めます。 RDF焼却・発電事業について、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が着実に整備されるよう、市町と一体となって検討を進めます。 廃棄物の3Rを進めるため、バイオマス系廃棄物の再資源化等に向けた取組等を行うとともに、産業廃棄物の適正処理を一層確保するため、排出事業者責任の徹底を図る取組を進めます。 産業廃棄物不適正処理の4事案について、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づく恒久対策に早期に着手し、対策工事を着実に実施します。	
153 自然環境の保全と活用	主担当部局 農林水産部
県民の自主的な自然環境保全活動を促進するため、生物多様性の調査や計画の策定を県民の皆さんとともに行います。 また、県民の自然とのふれあいを推進するため、被災した大杉谷登山歩道の全線開通に向け早期復旧を図るとともに、優れた自然環境の保全や重要な生態系の維持回復のための取組を進めます。	
154 大気・水環境の保全	主担当部局 環境生活部
自動車排出ガスに係るNOx・PM総量削減計画の目標達成に向け、関係団体等から十分意見を聴取した上で地域の実状に応じた流入車対策の具体策を取りまとめます。 また、海域における環境基準達成率の向上を図るため、陸域からの汚濁負荷の削減に向け、引き続き、工場・事業場における総量規制基準の遵守を徹底するとともに、生活排水処理アクションプログラムに基づき、生活排水処理未普及人口の解消に取り組めます。海岸漂着物の流域圏での対策については、本県が東海三県一市のリーダーシップを取り、具体的な発生抑制の検討などに積極的に取り組みます。	
211 人権が尊重される社会づくり	主担当部局 環境生活部
「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、全庁的な調整と進捗管理を行うとともに、さまざまな主体と連携・協働を進めます。なお、人権問題に関する県民意識調査の詳細分析を行い、人権教育・啓発等の施策に活用します。 県民参加型啓発やスポーツ組織と連携した啓発イベント等、効率的、効果的な人権啓発を行うとともに、人権教育については、学校、家庭、地域が一体となって、さまざまな取組を総合的かつ効果的に実施します。また、人権に関する相談員への資質向上支援等を通じて、県全体の人権相談への対応力の向上を図ります。	
212 男女共同参画の社会づくり	主担当部局 環境生活部
「第2次三重県男女共同参画基本計画」の「第一期実施計画」をふまえ、県附属機関等の委員への女性登用及び男女共同参画施策の総合的・効果的な推進を図るとともに、市町や関係機関と連携して企業、地域における取組を進めます。 三重県男女共同参画センターとの連携を強化し、各種の講座・イベント等により男女共同参画意識の効果的な普及を進めるとともに、これまで十分にアプローチができていなかった男性、若年層、企業等に対して働きかけていきます。 また、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の計画期間が終了することから、見直しを行います。	
213 多文化共生社会づくり	主担当部局 環境生活部
外国人住民が、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができるよう、さまざまな主体と連携して取り組みます。特に、医療機関に医療通訳の配置が進むよう医療通訳の育成や医療機関との関係構築に努めるほか、「みえ災害時多言語支援センター」の運営を円滑に行うため、コーディネーターの育成や防災関係団体等との連携の強化を図ります。 また、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム(JSLカリキュラム)により、外国人児童生徒の社会的自立につなげていきます。	
214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	主担当部局 環境生活部
NPO法人の活動基盤強化と地域における活動の促進が図られるよう、認定NPO法人の拡充に向け、条例の制定と制度の適切かつ円滑な運用に取り組みます。 「新しい公共」のヒント集の活用にあたり、対話による気づきを促し、活動の活性化につなげるため、県内全てのNPO法人(約600法人)を訪問します。 東日本大震災のためのボランティアバス参加者は、県内で発災した場合の支援活動の中心的な役割を担うことが期待されるため、参加者のネットワークを生かし、県民の防災意識の向上に取り組みます。	

施 策 名	
	改善・注力ーロコメント
221 学力の向上	主担当部局 教育委員会
	子どもたちの学力向上に向け、学校における授業改善の取組への支援や読書活動を推進するとともに、「みえの学び場づくり」など地域の教育力を活用した取組を実施し、学校・家庭・地域が一体となって取り組む「みえの学力向上県民運動」をより一層進めます。あわせて、授業力向上に向けた研修の充実を図ることにより、教職員の実践的な指導力を高めます。 また、いじめ・体罰の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、スクールカウンセラー等の配置を拡充するなど教育相談体制を充実するとともに、生徒指導や運動部活動にかかる研修等により教職員の資質向上を図り、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めます。
222 地域に開かれた学校づくり	主担当部局 教育委員会
	開かれた学校づくりを推進するため、「開かれた学校づくり推進協議会」における協議の充実を図るとともに、市町教育委員会と連携し、公立小中学校にコミュニティ・スクール等の導入を進めるなど、家庭や地域と連携した学校運営や教育活動を展開します。 また、各教科等における教材「三重の文化」の活用を進め、三重の良さを実感できる郷土教育を充実させます。
223 特別支援教育の充実	主担当部局 教育委員会
	パーソナルカルテの活用を促進し、障がいのある子どもたちの支援情報が円滑に引き継がれ、就学前から卒業まで一貫した支援を受けることができる体制の充実を図ります。 また、特別支援学校高等部卒業生の就労希望実現のため、職業に関するコース制を導入する学校の拡大や、外部人材を活用した職場開拓の促進、関係機関と連携した組織的な就労支援体制の構築に努めます。 特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加やさまざまな緊急課題に対応するため、「県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)」に基づき、特別支援学校の整備を進めます。
224 学校における防災教育・防災対策の推進	主担当部局 教育委員会
	児童生徒や教職員が「自分の命は自分で守る」ため、防災ノート等を使い、地域とも連携して「自助」の意識を高めるよう学校における防災教育・学習を支援するとともに、防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員を養成し、各学校で中核となって防災教育を推進する体制を整備します。 また、学校における防災機能を強化するため、市町が実施する小中学校の防災機能整備への支援を行います。
231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	主担当部局 健康福祉部子ども・家庭局
	「三重県子ども条例」の認知度の向上に向けて、ホームページ等により県からの情報発信力を強化するとともに、みえの子ども白書も活用して、条例の趣旨の周知に努めます。 また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」、「みえの子育ちサポーター」などの活動が、各地域の子どもや子育て家庭を応援する実践的な取組となるよう市町や関係機関と連携して進めるとともに、ワークショップ形式の「親なびワーク」を児童虐待未然防止の観点もふまえて、乳幼児を持つ親を重点的な対象としてリニューアルします。
232 子育て支援策の推進	主担当部局 健康福祉部子ども・家庭局
	子どもを持ちたいと希望する人が安心して産み育てられる地域づくりを進めるため、保育士確保、市町が行う待機児童解消に向けた取組や放課後児童対策を支援するとともに、子ども医療費助成事業に対する支援を引き続き実施します。さらに子ども・子育て支援新制度の実施に向け、子ども・子育て支援事業支援計画策定の準備を開始します。 また、不妊や不育症に悩む方々のため、相談体制の充実や特定不妊治療助成事業を実施するとともに、県全体の子どもの発達支援体制の強化のため、関係機関による連絡協議会等の開催や「こども心身発達医療センター(仮称)」の工事に着手します。
233 児童虐待の防止と社会的養護の推進	主担当部局 健康福祉部子ども・家庭局
	児童虐待による死亡・重篤事例を二度と発生させないよう、法的対応、介入型支援の充実・強化並びにアセスメントツールの研究開発及びリスク情報の共有化を図るシステムを導入するとともに、市町との定期協議を実施し、市町の実情に応じた支援を行います。また、未然防止に向け、妊娠期からの支援体制の充実や出産前後からの親子支援の推進等、保健・医療分野との連携体制の強化を図ります。 さらに、三重県社会的養護のあり方検討会での結果をふまえ、各施設等と引き続き協議を行い、「家庭的養護推進計画」の策定に向けた取組を進めるとともに、里親の新規開拓や里親等への委託促進等に取り組めます。
241 学校スポーツと地域スポーツの推進	主担当部局 地域連携部スポーツ推進局
	教員を対象とした研修等の充実、体力向上推進アドバイザーによる学校訪問等をとおして、体育授業の工夫や改善を進めるとともに、子どもたちの運動習慣、食習慣、生活習慣の改善を図り、子どもたちの体力向上を総合的に推進します。 市町のスポーツイベント等への支援と、みえのスポーツ応援隊の普及啓発に取り組み、スポーツをとおした地域の活性化と人材の育成を図ります。また、総合型地域スポーツクラブの安定した運営と定着をめざします。さらに、スポーツに関わるさまざまな取組を支えるため、体育スポーツ振興基金の活用や新たな基金の創設等を検討します。
242 競技スポーツの推進	主担当部局 地域連携部スポーツ推進局
	平成33年に本県で開催する「第76回国民体育大会」に向け、国体準備委員会において正式競技における会場地市町の選定等の開催準備を進めます。 また、競技力向上を図るため、三重県競技力向上対策本部を設置し、選手の育成や指導者の養成等、総合的・計画的に取り組めます。 さらに、県営スポーツ施設の管理等においては、指定管理者と連携しながら、施設の安全性や利便性の確保に努めるとともに、平成26年度からの新たな指定管理者公募の手続きを進めます。

施 策 名	
改善・注力ーロコメント	
251	南部地域の活性化 主担当部局 地域連携部南部地域活性化局
市町・有識者・県で構成する南部地域活性化推進協議会などの場において、十分に情報共有を図りながら南部地域の活性化に向けた取組を着実に進めます。 具体的には、南部地域活性化基金を活用し、市町の主体的な取組を支援するとともに、移住の促進や集落機能を維持する取組などのさらなる進展を図ります。 また、新たに設置した地域活性化局や関係部局との連携を密にし、効果的・効率的な事業展開に努めます。	
252	東紀州地域の活性化 主担当部局 地域連携部南部地域活性化局
紀伊半島大水害からの復興を確実なものとしていくため、関係者と連携して地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興等の取組をさらに進めます。 熊野古道世界遺産登録10周年や式年遷宮、高速道路の概成を好機ととらえ、地域のコーディネーターである東紀州地域振興公社、集客交流拠点である熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら、地域と連携してプレイベントやキャンペーンの実施、誘客に向けた情報発信に取り組むなど世界遺産登録10周年事業の準備を進めます。	
253	「美し国おこし・三重」の新たな推進 主担当部局 地域連携部
プロデューサーの助言や専門家派遣、財政的支援、ネットワーク化の支援などの「地域での美し国おこし」に引き続き取り組みます。 また、平成26年の県民力拡大プロジェクトへの注目を喚起するとともに期待感を醸成するため、プレイベントを実施し、パートナーグループの皆さんの活動のさらなる磨き上げを行うとともに、県民の皆さんの一層の参加・参画を促進します。	
254	農山漁村の振興 主担当部局 農林水産部
農山漁村地域において、豊かな地域資源を活用したさまざまな商品やサービスの開発を促し、都市との交流などを通じて、収入や雇用の確保につなげる「いなかビジネス」の取組を重点的に促進します。 また、獣害対策については、獣害につよい地域づくりを推進するとともに、野生獣の捕獲力強化や地域における捕獲技術の向上、捕獲獣の解体処理から加工流通までの地域の体制づくりを進めていきます。 さらに、農業・農村や水産業の多面的機能の維持増進につながる取組の持続的な発展に向け、企業や学校等さまざまな主体と連携した、地域コミュニティ活動としての定着や地域資源を活用した経済活動創出を促進します。	
255	市町との連携による地域活性化 主担当部局 地域連携部
「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」により、一層、市町と連携して地域課題の解決に取り組みます。 過疎・離島地域の実情を踏まえ、住み慣れた地域で安心して暮らしていける取組の支援を行っていきます。 木曽岬干拓地の将来の活用策について、地元市町とともに議論を重ね、土地利用の方向性を定めます。 大仏山地域について、地元市町とともに議論を重ね、土地利用の具体化に向け土地利用構想を策定します。 宮川流域ルネッサンス協議会に引き続き参画し、地域資源を生かした自発的な地域づくりに取り組みます。	
261	文化の振興 主担当部局 環境生活部
県の果たすべき役割や文化交流ゾーンの運営のあり方を明確にし、外部の意見も広く取り入れながら、新たな文化振興方針を策定します。 また、文化交流ゾーンを構成する各施設の連携を一層強化し、文化交流ゾーンの魅力や価値を高めるために施設の運営のあり方を検討します。 さらに、県内にある身近な文化財（鳥羽・志摩地域の海女習俗）について、その価値を再発見するため引き続き調査を進めるとともに、平成25年5月に保護団体を設立し、ユネスコ無形文化遺産の前提条件となる国文化財指定を視野に入れ、年度内には県文化財に指定されるよう取組を進めます。	
262	生涯学習の振興 主担当部局 環境生活部
新たな「文化と知的探求の拠点」として新県立博物館の整備を仕上げるとともに、県立美術館、斎宮歴史博物館及び生涯学習センターにおいては、次世代を担う子ども等を対象にした参加体験型の学習機会を提供します。 また、住民に身近な拠点である公民館や図書館等は、本県の生涯学習等の推進に大きな役割を果たしていることから、市町と県の連携を密にし、県民の皆さんがどこでも学習できる環境づくりを進めます。 さらに、研修会等を通じて社会教育関係者等の人材育成を推進するとともに、関係者の交流の場の拡充を図り、豊かな体験活動や子どもの読書活動などについて情報交換やネットワークづくりを進めます。	
311	農林水産業のイノベーションの促進 主担当部局 農林水産部
「みえフードイノベーション・プロジェクト」等による新たな商品づくりや地域の特徴を生かした戦略的なブランド化などに取り組み商品力のさらなる強化や販路開拓の取組を強化していきます。 また、農林水産各研究所において、食品産業事業者等のニーズを踏まえた研究テーマの設定を行うとともに、「みえフードイノベーション・ネットワーク」等との連携や研究成果の商品化等を進めます。	
312	農業の振興 主担当部局 農林水産部
「もうかる農業」の実現につなげていくため、集落等による地域資源を生かした新たな価値創出に向けた活動を支援する「地域活性化プラン」の取組を、関係機関が連携して重点的に進めます。 また、食料自給率の向上に向けた需要に応じた米の生産や麦・大豆等の生産拡大、戦略的な園芸産地振興、畜産物のブランド力向上、家畜防疫体制の強化、多様な農業経営体の育成、生産基盤整備等に取り組めます。 さらに、全面的な営農の再開に向け、市町等と連携し、紀伊半島大水害の災害復旧事業に取り組めます。	
313	林業の振興と森林づくり 主担当部局 農林水産部
紀伊半島大水害により被災した林道施設等の復旧について、平成25年度完了に向けて取り組みます。 「もうかる林業」への転換を図るため、公共建築物等の木造・木質化や木質バイオマスのエネルギー利用等を進め、県産材の利用拡大に取り組むとともに、森林施業の集約化、路網整備等による木材生産の低コスト化を進め、県産材素材生産量の増大に取り組めます。 森林の適正な管理による公益的な機能の発揮を図るため、搬出間伐の低コスト化により生産林の整備を促進するとともに、環境林の整備を進め、間伐実施面積の増加に向けて取り組みます。 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、平成26年4月から施行する「みえ森と緑の県民税」の円滑な導入に向け、市町と連携して取り組みます。	
314	水産業の振興 主担当部局 農林水産部
水産物に対する県民ニーズの多様化に応えることができる水産業・漁村を実現し、「もうかる水産業」への転換を図るため、地域水産業・漁村地域計画の策定・実践支援や水産物の新たな商品開発、漁港の改善、災害に強い生産体制づくりに向けた取組を進めます。また、漁業者やこれから漁業を始めようとする方が安心して操業できるよう安全確保に向けた啓発に努めます。	

施 策 名	
	改善・注力ーロコメント
321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進 主担当部局 雇用経済部
	「みえ産業振興戦略」について、地域の成長戦略としての実効性が担保されるよう職員による企業訪問やその時々を経済情勢等を踏まえて、ローリング(更新・改訂)を行っていきます。 今後の企業誘致活動においては、「マイレージ制度」による立地済企業の再投資や、県外からの新たな投資の呼び込みに加え、「マザー工場化」の促進、「サービス産業」の誘致にも取り組んでいきます。 「みえライフイノベーション総合特区」については、国の財政的支援や規制緩和の早期実現を図り、総合特区の取組を強力に推進していきます。
322	ものづくり三重の推進 主担当部局 雇用経済部
	海外展開拠点(ビジネス・サポートデスク)について、日本貿易振興機構(JETRO)他の関連支援機関と連携したサポート態勢をより一層充実・強化し、県内企業のニーズの把握に努め、海外政府関係機関や試験研究機関とのネットワークを、県内企業の販路の拡大や海外企業・試験研究機関等との具体的な業務提携などに結びつけていくコーディネート機能の強化に取り組みます。 また、県内中小企業の課題を解決し付加価値を向上させていくため、ものづくり技術基盤の開発、新たな市場開拓につながる改良開発型の技術開発に加え、ニーズの高い中小企業の予備的な研究としての「可能性試験」の3段階で企業の段階・業態に応じたきめ細かな支援に取り組みます。
323	地域の価値と魅力を生かした産業の振興 主担当部局 雇用経済部
	首都圏や県内におけるデザイナー等の専門家とのマッチングや商品開発のための具体的な仕組みづくりを進め、県内地域資源関連産業の価値創造型の産業への転換を進めます。例えば、新たに首都圏営業拠点を活用したビジネスマッチング等による三重の若手経営者と首都圏の企業家との出会いの場の構築など人的ネットワークづくりに取り組みます。 また、サービス産業の高付加価値化を促進するため、QCサークル活動等で経験やノウハウを持つ製造業と連携して地域別等の勉強会を開催し、課題と成果をネットワーク化し、優良事例や改善手法の共有を通じた実践とPDCAを支援する体制づくりをめざします。
324	中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興 主担当部局 雇用経済部
	県研究機関内に連携担当を配置し、共同研究の前段階となる県内企業の課題抽出後の連携担当による情報共有、現場派遣型技術支援や、技術開発等の可能性試験を実施することにより、研究プロジェクト(共同研究)による課題解決の向上につなげていきます。 また、地域資源を活用した技術開発については、多様な主体と連携して研究会活動を進め、技術開発、試作開発を共同研究などによって支援し、ブランド力強化に向けた新商品の開発につなげていきます。 さらに、自動車の軽量化技術に関する取組については、出前商談会での技術提案に向けた県内企業の独自技術開発を支援するとともに、大手企業との商取引への新規参入を促します。
325	新しいエネルギー社会の構築 主担当部局 雇用経済部
	産学官連携による「スマートライフ推進協議会」のもと多種多様な研究会等が設置されていることから、新たなビジネスモデルや社会モデルを創出していくためのアイデアや課題を協議するために、関係者の連携と横断的な取組に努めます。 具体的には、次世代のエネルギー資源に関連する地域活性化の取組方策の検討に当たっては、市町や利害関係者等の協力体制が重要であることから、「メタンハイドレート地域活性化研究会」を起点に、関係者の連携と横断的な取組に努めます。
331	雇用への支援と職業能力開発 主担当部局 雇用経済部
	若者の雇用支援については、雇用創造懇話会の議論を基に、未就職卒業者、正社員を希望する非正規就労者、自立が困難な若年無業者等が持つ多様な課題を解決できるよう支援内容の見直しを進め、就職件数の増加につなげていきます。 障がい者の雇用支援については、社会全体の障がい者に対する理解と雇用の場の確保にも資するモデル店舗の運営方法等について検討し、実現に向けての課題整理を行います。 働く意欲のある女性の就労支援については、相談事業などにより就労ニーズを的確に把握し、企業に共有していくことで、雇用創出につなげていきます。
332	働き続けることができる環境づくり 主担当部局 雇用経済部
	労働団体や使用者団体と連携し、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことの効果や取組事例の啓発を行うことで、取組企業の拡大を図るとともに、『男女がいきいきと働いている企業』認証制度に多様な業種から申請されるよう申請書類の見直しや優れた取組の周知方法の充実を図り、いきいきと働き続けることができる企業を増やしていきます。
341	三重県営業本部の展開 主担当部局 雇用経済部
	首都圏における営業活動を総合的に進めるため東京日本橋に設置することとした「首都圏営業拠点」について、オープンに向けて準備を進めていきます。また、日本橋近隣の店舗や企業を始め、三重ゆかりの店舗や企業等と連携し、首都圏全体で面的な情報発信が展開できるよう、ネットワークづくりを進めていきます。 また、関西事務所においては、兵庫や京都を含めた関西全域に対して、食や観光など三重の魅力について営業活動を展開していくとともに、「関西営業戦略(仮称)」を策定し、さらなるネットワークや情報発信力の拡充、販路拡大や観光誘客の取組の強化につなげます。
342	観光産業の振興 主担当部局 雇用経済部観光・国際局
	国内誘客については、「三重県観光キャンペーン」を官民一体となって集中的に取り組み、「三重県の認知度向上」「周遊性・滞在性の向上」「県民の観光行動の促進」「三重ファン・リピーターの増加」を通じて、遷宮後も観光入込客数や観光消費額を維持することをめざします。 海外誘客については、5月に志摩市で開催される「日台観光サミット」のチャンスを活用し、台湾旅行会社と連携して、持続的な送客がなされる取組を実施します。 「忍者」や「海女」など、世界に誇る三重県独自の観光素材を活用し、首都圏等における知名度向上を図ります。
343	国際戦略の推進 主担当部局 雇用経済部観光・国際局
	国際戦略については、対象国や対象事業を絞り込んで取り組みます。また、「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボードなどで、議論を重ね、三重県がめざすべき海外展開の方針を明確にし、産学官で総合力を持って対応できるようにします。 外国人誘客については、単に観光客を対象とする観光誘客のみならず、産業や物産と一体となって三重の魅力を総合的にPRし、ビジネス客も含めた外国人来県者全体の増加をめざします。 台湾との交流についても、観光のみならず産業面においても持続的な連携を図っていきます。

施 策 名	
	改善・注力コメント
351	道路網・港湾整備の推進
	主担当部局 県土整備部
	平成25年度供用予定の紀勢自動車道(紀伊長島～海山)、熊野尾鷲道路(三木里～熊野大泊)、第二伊勢道路や四日市湯の山道路(高角～吉沢)等の整備を進めます。また、「新たな命の道」として地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンクとなっている熊野大泊以南の未事業化区間の早期事業化などを図ります。 交通需要への対応と交通渋滞の解消、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進を図ります。 交通の安全確保のため、トンネル、照明灯や道路標識等の詳細な点検を実施し、事故等につながる重大な損傷が発見された場合は、早急に対策を行います。
352	公共交通網の整備
	主担当部局 地域連携部
	県民の皆さんの円滑な移動のため、国や市町、事業者など関係機関との適切な役割分担のもと、県内のバスや鉄道などの地域における公共交通の確保のため、国等と協調して支援します。 中部国際空港および関西国際空港の機能充実やリニア中央新幹線の全線同時開業に向けた要望活動等について、関係自治体や経済団体等と連携し取組を進めていきます。 交通に関する中長期的な方向性を示す「三重県総合交通ビジョン(仮称)」の策定に取り組みます。
353	快適な住まいまちづくり
	主担当部局 県土整備部
	集約型都市構造の形成(コンパクトなまちづくり)につながる土地利用を促進するため、県と市町との連携を密にし、計画的に用途地域の指定や特定用途制限地域及び特別用途地区の指定を進めるとともに、市街地整備や、鉄道と道路立体交差等都市基盤整備の取組を進めます。 不特定多数が利用する既存建築物の安全確保のため、当該建築物への立入調査を徹底し、改善指導を行います。 5月18日に熊野灘臨海公園で開催の第24回全国「みどりの愛護」のつどいなどを通じて、県南部の魅力を全国に発信するとともに、都市緑化意識の高揚に努めます。
354	水資源の確保と土地の計画的な利用
	主担当部局 地域連携部
	川上ダムについては、独自に検証を行った伊賀市の対応を注視しつつ、早期完成に向けて取り組みます。 また、水道用水・工業用水の安全・安定供給に向け、老朽劣化対策や耐震化などを計画的・効率的に進めるとともに、品質管理の徹底や業務の改善、災害時などの関係機関との連携強化に取り組みます。 地籍調査については、休止市町の解消に向けた取組を進めるとともに、公共事業等の既存測量・調査の成果を反映できるよう県庁内関係部局による横断的な取組を進めます。

(6) 施策評価表の見方

施策〇〇〇

〇〇〇〇〇

平成 25 年版成果レポートでは、平成 24 年度の県の取組について、「みえ県民カビジョン・行動計画」（以下、「行動計画」という。）の政策体系で整理し、取組の結果、得られた成果と課題を検証し、今年度の改善・注力の方向をお示ししています。

【主担当部局：〇〇〇〇〇】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんとめざす、平成 23 年度からおおむね 10 年後の長期的な目標を記載しています。

平成 27 年度末での到達目標

行動計画に掲げる施策の行動計画期間内（27 年度末）の目標を記載しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	施策の進展度を A ～ D の 4 段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行動計画における県民指標を記載しています。		24 年度の目標値 ※ 1	24 年度の目標の 達成状況※ 2	25 年度の目標値 ※ 1	27 年度の目標値 ※ 1
	23 年度の現状値 ※ 1	24 年度の実績値 ※ 1			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。				
25 年度目標値の考え方	この目標項目に設定した、平成 25 年度における目標値設定の考え方、理由などを記載しています。				

※ 1 当該年度の取組結果を評価する時点で、当該年度の現状値・実績値が把握困難な指標は、把握可能な最新年（度）の数値を用い、「（〇〇年（度））」と併記しています。これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年（度）を「（〇〇年（度））」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※ 2 24 年度における目標達成の状況を 1.00（達成）～0.00 までの数値で表記しています。

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
基本事業名を記載しています。	基本事業の目標項目名（活動指標）を記載しています。		24 年度の目標値	24 年度の目標の達成状況	25 年度の目標値	27 年度の目標値
		23 年度の現状値	24 年度の実績値			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
平成 25 年版成果レポート(案)では、事業費（「予算額等」欄）は、平成 23 年度、平成 24 年度は決算額、平成 25 年度は予算額を記載しています。 また、概算人件費は施策ごとの配置人員を基礎として算出しています。						

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
概算人件費		〇〇〇			
(配置人員)		(〇〇人)			

平成 24 年度の取組概要

「*」の付いている語句は、巻末（参考）の用語説明のページに説明を掲載しています。

平成 24 年度の取組内容（県の取組（活動）結果）を具体的に明らかにしています。

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

平成 24 年度の取組結果について、平成 27 年度末までの到達目標を踏まえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

検証結果を踏まえ、平成 25 年度における改善のポイントと取組方向を明らかにしています。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【〇〇部 副部長 〇〇 〇〇 電話：059-224-0000】

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向の中でも、施策を推進していくうえで平成 25 年度において特に注力するポイントを明らかにしています。

(7) 施策評価表

施策 1 1 1

防災・減災対策の推進

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成したものの、活動指標で未達成の項目があることから「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合		43.0%	1.00	45.0%	50.0%
	39.5%	43.0%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、「三重県緊急地震対策行動計画」の目標項目に掲げる「避難計画に基づく避難訓練の促進」に市町や地域と連携して集中的に取り組んだ結果、目標値を達成しました。平成 25 年度においては、2 %の向上をめざし目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進（防災対策部）	新地震・津波対策行動計画の進捗率		—	—	20%	100%
		—	—			
11102 災害対応力の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数		6 回	1.00	6 回	8 回
		5 回	7 回			
11103 「協創」による地域防災力の向上（防災対策部）	自主防災組織の実践的な訓練実施率		29.0%	0.98	36.0%	50.0%
		23.1%	28.5% (速報値)			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (防災対策部)	県防災情報メール配信サービスの登録者数		40,000 人	0.96	42,000 人	50,000 人
		36,000 人	38,500 人			
11105 災害医療体制の整備（健康福祉部医療対策局）	災害拠点病院等の耐震化率		71.4%	0.96	68.6%	82.9%
		62.9%	68.6%			
11106 安全な建築物の確保（県土整備部）	耐震基準を満たした住宅の割合		84.5%	0.99	86.4%	90.0%
		82.2%	83.7%			
11107 緊急輸送ルート の整備（県土整備部）	緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の改良率		91.2%	1.00	91.2%	94.5%
		91.2%	91.2%			
11108 消防力向上への支援（防災対策部）	消防設備等の充足率		83.3%	0.995	83.5%	84.0%
		82.8%	82.9%			
11109 高圧ガス等の保安の確保（防災対策部）	高圧ガス等施設における事故発生防止率		100.0%	0.996	100.0%	100%
		99.6%	99.6%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	7,062	4,376	4,329		
概算人件費		848			
(配置人員)		(94 人)			

平成 24 年度の取組概要

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ・ 三重県地域防災計画、三重県石油コンビナート等防災計画、三重県水防計画の修正事項について審議するため、「三重県防災会議」及び「三重県石油コンビナート等防災本部員会議」を合同で開催
- ・ 「三重県地域防災計画（震災対策編）」の抜本的な見直し及び同計画の具体的な中期計画となる「三重県新地震・津波対策行動計画」、県北勢地域における広域防災拠点のあり方等を検討するため、有識者等で構成する 3 つの三重県防災会議専門部会を設置。防災・減災対策検討会議：5 回開催、被害想定調査委員会：2 回開催、広域防災拠点施設等構想検討委員会：4 回開催
- ・ 南海トラフを震源域とする大規模地震・津波への対策を推進するため、「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める 9 県知事会議」（以下「9 県知事会議」という。）を通じ、「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定など、国等に対する政策提言を実施（6 回）
- ・ 平成 23 年度に見直した本庁の災害対策本部体制との整合を図り、地域機関の見直し状況もふまえ、地方災害対策部組織の見直しを実施
- ・ 大規模災害に備えるため、全国知事会等と連携し、広域的な災害支援体制についての協議を実施。全国知事会、近畿 2 府 7 県（関西広域連合と連携県）において、災害時応援協定の見直しを実施するとともに、中部 9 県 1 市で実施細目の見直しを実施

- ・ 県と市町の災害時広域支援体制を実効あるものにするため、「三重県市町災害時応援協定」の改訂を行い人的派遣の仕組み等を整備するとともに、実施細目を策定
- ・ 三重県東日本大震災支援本部の運営を通じて全庁的に連携した支援体制を確保し、関係機関やNPO団体等と連携して、被災地に対する支援や県内避難者への情報提供を実施
- ・ 県民 5,000 人を対象した「防災に関する県民意識調査」を実施。有効回答率 59.4% (2,971 人)
- ・ 三重県ライフライン企業等連絡会議を 3 月に開催し、地域防災計画の見直しに反映させるため、意見交換を実施
- ・ 「三重県緊急地震対策行動計画」の目標達成に向け、地域減災力強化推進補助金により、市町が緊急かつ集中的に実施する避難対策を重点的に支援
- ・ 東日本大震災で明らかになった避難に関する課題に対応するため、「津波避難に関する三重県モデル」の構築及び「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定を実施

【災害対応力の充実・強化】

- ・ 総合防災訓練（実動訓練）として、三重県・鈴鹿市総合防災訓練、三重県・鳥羽市合同防災訓練を実施するとともに、図上訓練として、災害対策本部の統括部機能別訓練を 4 回、統括部運営訓練を 2 回（うち 1 回は警報発表により中止）、総合運営訓練を 1 回実施。また、多数傷病者発生災害対応訓練を 1 回、4 県（三重、和歌山、徳島、高知）共同津波避難訓練を 1 回実施
- ・ 防災ヘリコプターに対する出動要請（救急搬送、救助（山岳、水難等）、火災防御、災害応急対策活動等）を受け、69 件（25 年 3 月現在）の緊急事案に対応。（内訳：救急搬送 21 件、山岳 24 件、水難 12 件、火災防御 3 件、災害応急対策活動 2 件、転院搬送 7 件）
- ・ 「広域防災拠点施設等構想検討委員会」を設置し、「広域防災拠点のあり方」と「北勢拠点の候補地」を検討。「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」を策定。また、防災ヘリコプター運航基地の現況調査を実施
- ・ 三重県国民保護計画に基づく有事への対応を迅速かつ的確に実施するため、本県としては初の国民保護共同実動訓練を実施
- ・ 平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害による被災世帯を対象に市町が実施する被災者の生活再建支援に要する経費の一部を補助（対象市町：津市、伊勢市、尾鷲市、熊野市、大台町、度会町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町）
- ・ 大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けて、道路啓開マップを策定。国・市町・建設企業との連携による訓練を実施し、道路啓開基地の整備及び道路構造の強化に着手

【「協創」による地域防災力の向上】

- ・ 平成 24 年度は、これまで未実施であった 3 市町を含む 17 市町で図上訓練の実施支援を行い、県内全 29 市町において図上訓練の実施を達成。他にも、地域でのタウンウォッチング、防災すごろく・タブレット等を活用した啓発、HUG*（避難所運営ゲーム）による啓発、出前トーク 153 回を実施
- ・ 地域別防災研修を 6 県民センター（四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野）で実施
- ・ 三重、和歌山、徳島、高知の自主防災組織が一堂に会する 4 県連携自主防災組織交流大会（三重県自主防災組織交流会）を開催。また、市町単位の自主防災組織連絡協議会の設置及び活動支援を県内全市町で実施
- ・ 災害発生時に迅速で的確な応急復旧活動を実施するため、民間団体等と新たに 17 の協定や覚書を締結
- ・ メディアによる啓発活動として、三重テレビ「レッツ！防災」を週 3 回 50 週（同内容を県内ケーブルテレビ 9 局でも週 1 回以上 46 週）、FM三重「る・る・る防災みえ」を週 2 回 52 週、東

海ラジオ・CBCラジオ「こんにちは三重県です」を月1回10ヶ月、放映・放送

- ・ 「三重県新地震・津波対策行動計画（中間案）」に関する県民からの意見を聞く場として、伊賀市で「防災フォーラム」を開催
- ・ 民間団体と締結した「災害用物資（白い小箱）を活用した防災活動に関する協定」に基づく防災啓発活動（キャラバン）を県内19市町で実施
- ・ 三重大学と連携し、防災関連人材の育成を実施。女性防災人材育成：53名受講、さきもりジュニアの育成（高校生対象）：9名受講、自主防災組織リーダー研修：9回開催、みえ防災コーディネーター*スキルアップ研修：22回開催、みえ防災コーディネーター育成講座：81名育成、自主防災組織活性化支援事業：90組織
- ・ 企業が自主的に防災力を高めていけるよう、「みえ企業等防災ネットワーク*」を活用し、企業向けのBCP（事業継続計画）セミナー（4回）や、地域別企業研修（5回）を開催。また、「三重県中小企業BCPモデル」を活用し、継続的な啓発を実施

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ・ 平成23年度からの3ヵ年事業で衛星系防災行政無線の更新事業を実施。平成24年度は更新内容の一部を見直し、東日本大震災と同等規模の地震を想定した津波対策を実施
- ・ 県民の早期避難行動を促すため、「防災みえ.jp」の防災情報メール配信サービスに平成24年5月から県管理河川の水位情報を追加するとともに、ホームページで県内全域の避難準備情報、避難勧告、避難指示及び避難所開設状況を一覧で表示できるように改善
- ・ 電話とメール配信を組み合わせた高速化・多様化技術を使い、緊急初動対策要員及び県職員への迅速かつ確実な連絡体制を構築

【災害医療体制の整備】

- ・ DMAT*（災害派遣医療チーム）の隊員や災害医療を担う医療従事者を対象に訓練や研修を実施。実動訓練への参加：18名、技能維持研修への参加：43名、災害看護研修への参加：320名
- ・ 災害拠点病院等では、二次救急医療機関2病院において、耐震化工事を完了。1病院が耐震化工事から全面建替えに整備計画を変更し、工事完成を平成26年度に延期
- ・ 東日本大震災において県が実施した医療・救護活動の内容等をふまえ、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しを実施
- ・ 市町の担当者会議等において福祉避難所の確保を働きかけるとともに、市町の現状や課題を把握し、担当者の相談に応じるなどの取組を実施

【安全な建築物の確保】

- ・ 木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施。耐震化を促進するため、未耐震の住宅所有者への住宅訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を市町と連携して実施

【緊急輸送ルートの整備】

- ・ 災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進

【消防力向上への支援】

- ・ 平成24年7月に三重県市町総合事務組合と基本協定を締結し、消防救急デジタル無線の県域一体となった共同整備にかかる建設工事の発注及び施行管理業務を受託。12月には建設工事着手
- ・ 年間3,351名の消防職団員・その他消防防災関係者等の教育訓練を実施
- ・ 「三重県消防広域化推進計画」に基づき市町と協議しながら消防の広域化に向けた取組を実施

【高圧ガス等の保安の確保】

- ・ 高圧ガス事業所の完成検査、保安検査及び立入検査：403 件実施。タンクローリー等の路上検査を県内 14 か所で実施。LP ガス販売店に対する立入検査：487 件実施。火薬類の製造施設、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査：92 件実施
- ・ 電気工事業者の事務所等の立入検査：16 件・現地調査：145 件実施、電気用品販売業者の店舗等の立入検査：15 件実施
- ・ 危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習を県内 13 箇所(21 回)で実施。受講者 4,151 名。消防設備士を対象とした工事整備対象設備等の工事・設備に関する講習を県内 2 箇所（9 回）実施。受講者 929 名

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 東日本大震災の教訓をふまえ、「三重県地域防災計画（震災対策編）」を抜本的に見直し、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」とする方向性を定め、具体的な作業に着手しました。また、「三重県緊急地震対策行動計画」の取組結果を検証するとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」についても、「防災・減災対策検討会議」等の審議をふまえ、平成 25 年 3 月に中間案を取りまとめました。
- ・ 国等に対する政策提言については、「9 県知事会議」による提言活動を展開した結果、議員立法による「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定に向けた取組が本格化するなど道筋をつけることができました。
- ・ 各計画の基礎となる被害想定調査の前提である、国の震源モデルの提示が当初の予定よりも大幅に遅れており、策定作業に大きな影響を与えています。「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」についても、原子力災害対策を含め、検討を行うとともに、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しに向けた準備を進めていく必要があります。
- ・ 大規模災害に備えた体制整備に向けては、県災害対策本部の体制強化を進めるとともに、県と市町の支援体制や広域的な災害に対する全国知事会議等の広域支援体制を整備しました。また、災害時要援護者対策や観光客対策などの地域特性をふまえた県民主体の実践的な実動訓練や新体制の検証を目的とした図上訓練等を実施しました。
- ・ 東日本大震災への支援では、県内避難者の支援のため、県をはじめ支援団体の支援内容・連絡先一覧など避難者向け情報を充実しました。また、東日本大震災支援本部員会議では、被災地の状況について派遣職員から報告を受け、現状の共有を図りました。今後も、支援に当たっては、被災地・県内避難者のニーズに沿って取り組んでいく必要があります。
- ・ 地域の防災・減災に向けた取組を地域減災力強化推進補助金により支援したことにより、市町の「逃げる」ための環境整備や避難体制の整備が進んでいます。国による南海トラフ巨大地震の被害想定等をふまえた津波避難対策に加え、災害時要援護者への支援、風水害も視野に入れた取組など、市町における対策検討に対応していくことが求められています。
- ・ 広域防災拠点のあり方の検討や北勢広域防災拠点の整備に向けては、「広域防災拠点施設等構想検討委員会」の審議を経て、方向性がまとまりました。
- ・ 「津波避難に関する三重県モデル」の構築と「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定の成果を生かすため、策定したモデルと指針が、地域での対策に反映されるよう市町と連携した取組を推進していく必要があります。
- ・ 地域防災の一翼を担う企業において、従業員向けの防災啓発・教育の実施など、具体的な取組が進むよう、「みえ企業等防災ネットワーク」を活用し、企業の活動を支援していくことが必要で

す。また、企業におけるBCPの作成促進や、地域との連携を強化するため、同ネットワークによる活動の活性化を図り、企業防災力を高めていく必要があります。

- ・ 県防災情報メール配信サービスについては、配信メニューに河川水位情報を新たに加え、機能の強化を図りましたが、登録者数の伸びには繋がりませんでした。今後は、配信する情報の必要性や有用性を理解いただけるよう利用促進に向けた情報提供のあり方を改善していく必要があります。
- ・ 二次救急医療機関2病院の耐震化が完了しましたが、1病院が耐震化工事から全面建替えに整備計画を変更したことに伴い、工事完成が平成26年度となりました。今後も大規模災害時に地域の医療提供の拠点となる災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化を進めていく必要があります。
- ・ 災害医療体制の整備については、災害時の医療にあたる医師・看護師等の医療従事者に対して、その対応力の向上を目的とした訓練や研修等を実施したほか、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しを行いました。今後も訓練や研修等を実施することにより、医療従事者の能力の維持、向上を図るとともに、見直しを行った「三重県災害医療対応マニュアル」の実効性を確認していく必要があります。
- ・ 20市町で福祉避難所の確保が進みましたが、未確保の市町において対応策の検討が進むよう働きかける必要があります。
- ・ 木造住宅の耐震化補助については、診断2,904戸、設計487戸、補強工事416戸に対して実施し、耐震化を促進することができました。引き続き、診断結果を受けて確実に補強工事へとつなげていくため、診断を終えた方に直接促していく取組が必要です。
- ・ 道路啓開対策として、道路啓開マップを作成するとともに、マップを活用した国・市町・建設企業との連携による訓練を実施し、迅速な啓開作業に向けた態勢整備を図りました。今後は迅速な啓開作業を補完するため、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備及びリダンダンシーの確保が困難な箇所について道路構造の強化を進めていく必要があります。
- ・ 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を重点的かつ効率的に取り組みました。引き続き、大規模災害から県民の命と暮らしを守るため、整備を推進する必要があります。
- ・ 消防の広域化について、伊賀ブロック及び四日市・菰野ブロックにおいて協議を続けていますが、他のブロックにおいては広域化に向けた進展はありませんでした。引き続き、両ブロックの取組を支援していくとともに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（消防庁告示）の改正をふまえて、「三重県消防広域化推進計画」の見直しを検討する必要があります。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 被害想定調査の遅れが防災・減災対策の遅れにつながることを防ぐよう、「三重県地域防災計画（震災対策編）」の見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定、「三重県石油コンビナート等防災計画」を見直すための石油コンビナート防災アセスメント調査を適切に推進していきます。
- ・ 災害に備えた災害対策本部の体制についても、今後訓練等で検証し、精度を向上させていく必要があります。また、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」にかかる新たな課題検討に着手し、計画の見直しを進めます。原子力災害対策については、知見のある有識者の助言を得ながら対策の検討を進めます。
- ・ 住民の迅速な津波避難や災害時の地域医療体制など、地域の課題や特性をふまえた住民主体の実動訓練を実施します。

- ・ 東日本大震災への支援について、県内避難者への情報を広く収集し、提供していくとともに、被災地に向けては“支援から交流へ”といった視点から、取組を促進します。また、支援本部員会議（四半期ごとに開催）の場を活用した派遣職員の報告会についても、引き続き実施していきます。
- ・ 県と市町の広域支援体制については、救援物資や広域避難について、地域防災総合事務所・地域活性化局の役割を含め検討を行います。
- ・ 北勢広域防災拠点施設の整備に向け、候補地の所在地である四日市市との協議を進めます。
- ・ 避難体制の整備に向けては、津波避難計画や避難所運営マニュアルの策定の必要性を啓発するとともに、地域防災総合事務所・地域活性化局やこれまで育成してきた防災人材とも連携し、市町や地域で行う取組を支援します。
- ・ 「みえ企業等防災ネットワーク」を活用し、地域防災における企業の役割等について検討を行うとともに、BCPの作成促進に引き続き取り組んでいきます。また、県内の企業を対象とした「企業防災力診断」を実施し、企業の防災取組の現状を把握するとともに、今後の効果的な企業への支援方法について検討を行います。
- ・ メール配信サービスについては、ニーズに合わせて配信内容が選択できるよう登録方法を見直し、その有用性をホームページやチラシ等で周知していきます。
- ・ 災害拠点病院等の耐震化については、建替工事に変更した病院が予定どおり平成26年度に完成できるように働きかけるとともに、耐震化工事が未実施の病院について、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、計画的に進めていきます。
- ・ 災害医療体制の整備については、医療関係機関との連携を図りながら、医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、「三重県災害医療対応マニュアル」に基づく訓練の実施により、マニュアルの実効性等の確認を行います。
- ・ 引き続き市町に対し、福祉避難所の確保や福祉避難所に代わる対応策の検討に向けた働きかけを行うとともに、他市町からの災害時要援護者の受入れや人的支援など、市町間の連携を促します。また、国に対して福祉避難所の設置に対する財政支援を要望していきます。
- ・ 木造住宅の耐震化については、引き続き、診断、設計や補強工事等の補助を行うとともに、住宅訪問、診断を終えた方を対象とする耐震補強相談会等を市町と連携して実施していきます。
- ・ 緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めるとともに、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組みます。
- ・ 消防の広域化について、伊賀ブロック及び四日市・菰野ブロックの取組を支援していくとともに、平成25年4月1日に改正された消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、「三重県消防広域化推進計画」の見直しを行います。

特に注力するポイント（平成25年度）【防災対策部 副部長 濱口 尚紀 電話：059-224-2181】

- ・ 「三重県地域防災計画（震災対策編）」を抜本的に見直すとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これらを「災害に強い三重づくり」の共通指針として取組を確実に推進します。
- ・ 加えて、紀伊半島大水害で明らかとなった課題をふまえ、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しに向けた基礎調査を行うとともに、国による被害想定調査の結果をふまえた石油コンビナート防災アセスメント調査を進めます。
- ・ 大規模災害に備え、県災害対策本部の体制強化に取り組むとともに、県と市町の支援体制の充

実や広域的な災害に対する支援・受援体制の整備を進めます。

- 引き続き、市町が取り組む防災・減災対策を支援するとともに、「津波避難に関する三重県モデル」による避難計画の策定や避難所運営マニュアルの策定について、自主防災組織やこれまで育成してきた防災人材と連携した取組を推進し、地域の災害対応力の向上を図ります。
- 医療関係機関との連携を図りながら、医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、「三重県災害医療対応マニュアル」に基づく訓練を実施して、マニュアルの実効性等の確認を行います。
- 住宅訪問や診断を終えた方を対象とする耐震補強相談会を充実させることにより、建物被害の軽減、さらには、まちの安全性の向上に向けてより一層木造住宅の耐震化を促進していきます。
- 消防広域化の推進による消防防災体制の整備に向け、市町の意見もふまえて「三重県消防広域化推進計画」の見直しを行います。

施策 1 1 2

治山・治水・海岸保全の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由
		河川、砂防、海岸事業の活動指標は目標値を達成したものの、治山事業で目標値を達成できなかったため、県民指標についても、目標値を達成できませんでした。河川、砂防、海岸事業による施設整備は進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への 対策が講じら れている人家 数		234,300 戸	0.90	235,000 戸	237,100 戸
	233,200 戸	234,200 戸			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数				
25 年度目標 値の考え方	今年度の事業実施箇所を勘案して 800 戸増加することをめざし、目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11201 洪水防止対策の 推進（県土整備部）	河川整備延長		463.6km	1.00	463.9km	464.3km
		463.4km	463.6km			
11202 土砂災害対策の 推進（県土整備部）	土砂災害保全戸数		17,940 戸	1.00	18,040 戸	18,260 戸
		17,843 戸	17,964 戸			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11203 海岸保全対策の 推進（県土整備部）	海岸整備延長		285.3km	1.00	286.3km	288.4km
		284.2km	285.6km			
11204 治山対策の推進 （農林水産部）	山地災害保全集落数		1,521 集落	0.88	1,537 集落	1,571 集落
		1,504 集落	1,519 集落			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	31,143	42,539	49,405		
概算人件費		2,651			
（配置人員）		（294 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・紀伊半島大水害により被災した施設の復旧や再度災害を防止するための河川・道路等の改良復旧、及び土砂災害が発生した箇所の再度災害を防止する土砂災害防止施設の整備を推進
- ・河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止・軽減を図るため、堆積した土砂を撤去するとともに、堆積土砂撤去の箇所選定の仕組みを検討
- ・地震や津波に対しても壊れにくくするため、河川堤防については、損傷箇所を特定するための津波浸水予測区域内の詳細調査等を実施。また、海岸堤防については、空洞化等により対策が必要な箇所の補強工事を実施
- ・風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備を推進。また、市町の警戒避難体制の整備を支援するため、浸水想定区域図の提供や、土砂災害警戒区域等の指定を進めるための基礎調査などのソフト対策を推進
- ・老朽化等により脆弱となった農業用ため池、排水機場等の基幹的農業水利施設について、地震や洪水等による災害に対する安全性向上のための整備を推進
- ・災害に強い森林づくりを進めるため、山地災害危険地や機能が低下した保安林の整備を推進

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・一昨年の紀伊半島大水害により発生した公共土木施設災害の復旧に取り組み、平成 25 年 3 月末現在で概ね 9 割の災害復旧事業（原形復旧）が完成しました。
- ・治水上支障となっている河川堆積土砂の撤去を進めました。市町からの要望も多いことから、対象箇所の情報等を市町と共有しながら、より一層の取組を進めることが必要です。
- ・地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、県管理河川堤防については、津波浸水予測区域内の、特に緊急性の高い河口部付近について、損傷箇所の特定に向けた詳細調査や、河川改修に合わせた耐震対策を実施しました。今後は調査結果に基づく計画的な補強や、耐震対策を進めることが必要です。海岸堤防については、緊急な対応が必要な脆弱箇所の補強や、高潮対策等に合わせた耐震対策を実施しました。引き続き、計画的な補強や耐震対策を進めることが必要です。
- ・安全性の確保に向け、これまで整備してきた河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等の劣化等の状況を把握することが必要です。

- ・風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備を進めましたが、整備の必要な箇所がまだ多く残されていることから、引き続きハード対策を進めるとともに、市町の警戒避難体制の整備を支援するためのソフト対策のさらなる推進が必要です。
- ・農業用ため池や基幹的農業水利施設について、耐震整備や補修が必要な箇所が多く残されていることから、引き続き効果的・効率的な整備が必要です。
- ・治山対策については、紀伊半島大水害により発生した山地災害等の早期復旧に引き続き取り組みました。大型台風や集中豪雨等による被災箇所の復旧や機能の低下した保安林の効果的・効率的な整備が必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・紀伊半島大水害による公共土木施設災害については、一日も早い復旧に取り組みます。
- ・河川堆積土砂撤去については、治水安全上の優先度や地元要望を踏まえ、対象箇所の情報を市町と共有し、箇所毎の優先度を市町に分かりやすく示す方法の検討を進め、優先度の高い箇所から計画的に取り組みます。
- ・地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を進めます。
- ・河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、緊急度に応じた計画的な修繕・更新に向け、劣化状況等の点検を実施し、点検結果に基づき必要となる補修対策を検討します。
- ・河川・海岸・土砂災害防止施設については、効率的な施設整備により安全性の向上に努めます。また、市町による警戒避難体制整備や住民による安全で的確な警戒避難行動を支援する情報について、分かりやすく、きめ細かな提供に努めます。
- ・山地災害危険地区の情報について、三重県地理情報システム（M-G I S）に掲載し、住民の警戒避難行動を支援する分かりやすい情報の提供に努めます。
- ・農業用ため池や基幹的農業水利施設については、耐震調査等を進め、必要となる補修や耐震対策等を検討し、効果的・効率的な整備を進めます。また、住民の避難行動を支援するため、避難路等の情報を市町に提供し、安全意識の向上を図ります。
- ・治山対策については、効率的な予算執行に努め、紀伊半島大水害の災害復旧、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等を進めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【県土整備部 次長 舘 敏彦 電話：059-224-2651】

- ・紀伊半島大水害により被災した公共土木施設の災害復旧（原形復旧）については、年度内の完成をめざします。また、道路の拡幅や河積の拡大を行う改良復旧については、早期の完成をめざします。
- ・河川堆積土砂の撤去については、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を基に選定した、今後数年間の実施候補箇所や当該年度の実施箇所等を市町と共有する仕組みを構築し、3 事務所で試行します。
- ・海岸堤防の脆弱箇所への対策については、国の平成 24 年度補正予算も活用しながら加速させます。
- ・津波浸水予測区域以外の河川堤防や急傾斜地崩壊防止施設等の劣化状況等を把握するため、点検を実施します。

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ*等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で 24 年度目標値を達成しており、大規模な食中毒等の発生がなかったことや危機発生時の管理体制を強化したことなどから、「進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
食品検査における適合率		100%	1.00	100%	100%
	100%	100%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合				
25 年度目標値の考え方	食の安全・安心の確保には、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、100%達成を目標値として設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11301 食品の安全・安心の確保（健康福祉部）	自主衛生管理（HACCP*手法）導入取組施設数		157 施設	1.00	162 施設	172 施設
		152 施設	159 施設			
11302 農水産物の安全・安心の確保（農林水産部）	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率		100%	1.00	100%	100%
		100%	100%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	498	304	218		
概算人件費		1,479			
(配置人員)		(164 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 食の安全・安心確保のための全庁的な推進体制である「食の安全・安心確保推進会議」から、危機発生時については「三重県危機管理計画」に基づく「危機対策本部」が対応するよう変更し、危機管理体制を強化
- ・ 生食用食肉の規格基準遵守の徹底のため、食品衛生の措置基準等に関する条例を整備
- ・ 牛肝臓の生食による腸管出血性大腸菌食中毒発生防止のため、県内の食肉関係 297 施設に立入検査および提供禁止についての指導を実施
- ・ 県外の浅漬けを原因とする大規模な腸管出血性大腸菌食中毒事件発生を受け、浅漬製造 20 施設への緊急立入検査等を実施
- ・ 微生物、残留農薬、残留抗生物質などの食品検査を実施し、不適合であったものに対する改善指導を実施（検査件数 2,513 件、不適合率 2.39%）
- ・ 農畜水産物、加工食品、学校給食、保育所給食について計画的な放射性物質検査を実施（検体数 11,118 件（四日市市を含む）、結果は全て基準に適合）
- ・ HACCP*手法を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進（新規取組開始 7 施設、取組施設総数 159 施設）
- ・ 食品表示ウォッチャー46 名を委嘱し、モニター活動を延べ 5,202 店舗に対して実施し、うち 5 店舗について表示を改善
- ・ e-モニターなどのアンケートを活用し、県民の皆さんの意識実態を把握するとともに、県ホームページ「三重県食の安全・安心ひろば」をリニューアルして、食品の放射性物質検査等について総合的に情報を発信
- ・ 米トレーサビリティ法に基づく監視指導を実施（752 件）
- ・ BSE対策として、と畜検査時の全頭検査のほか、24 か月齢以上の死亡牛検査を実施（検査結果は全頭陰性）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ*について、100 羽以上飼育する全ての養鶏農家で立入調査を実施（立ち入り検査戸数 141 件）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアルの改正と防疫動線情報の集積を実施
- ・ 農薬、肥料の適正流通並びに適正使用について監視・指導を実施（農薬販売者 137 件、農薬使用者 25 件、肥料生産販売者 166 件）
- ・ 動物用医薬品、飼料等の適正流通並びに適正使用について監視・指導を実施（動物用医薬品 64 件、飼料等 46 件）
- ・ 養殖水産物の水産用医薬品残留検査*、貝毒検査*（58 回）や養殖業者に対する衛生管理指導を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 県内の食肉関係施設や、浅漬製造施設への監視指導等を実施した結果、食肉や牛肝臓の生食による食中毒、浅漬けによる食中毒の発生を防止することができました。

- ・ 県内においては、ノロウイルス等を原因とする食中毒が発生したことから、食中毒の発生を未然に防止するため、引き続き食品関係施設等の監視指導を行っていく必要があります。
- ・ 県民の皆さんに安全・安心な食品が提供されるよう、食品監視指導計画に基づき計画的な食品の放射性物質検査、微生物検査等を実施し、不適合であった場合は事業者に対して速やかに改善するよう指導を行いました。今後も県内に流通する食品の安全・安心確保のため、計画的に食品検査等を実施することが必要です。
- ・ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を多くの施設に導入していくために、まずは地域のリーダー的存在となり得る食品関係事業者に対して、この制度を理解し積極的に制度導入に取り組むよう働きかけてきました。新たな導入取組施設は目標数を上回りましたが、地域的な偏りがあるため、取組施設の少ない地域を中心に今後も働きかけが必要です。
- ・ これまでの食品表示ウォッチャー制度による取組等により、県内に流通する食品の表示の適正化が進んだことから、今後は、より専門的な視点での食品表示適正化に向けた新たな取組が必要です。
- ・ 食品表示については、消費者庁が食品衛生法、JAS法、健康増進法の平成25年度中の一元化に向けた法案の成立に取り組んでいるところであり、新しい制度への対応が必要です。
- ・ 厚生労働省は、平成25年4月1日からBSE検査対象の月齢を21か月齢から30か月超に見直しましたが、7月1日に48か月超に見直しを行う方針であることから、全頭検査体制の見直しを検討する必要があります。
- ・ 家畜伝染病の病原体動向調査や高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査実施により、家畜伝染病の発生予防につなげました。今後、発生防止の取組や発生時の防疫体制を引き続き強化する必要があります。
- ・ 農薬・肥料の立入検査等については、監視指導の実施等により販売業者等の法令遵守意識は向上していますが、一部販売店で帳簿等の未整備等があることから、適正管理を促す指導を行っていく必要があります。
- ・ 養殖水産物の水産用医薬品残留検査、貝毒検査（58回）や養殖業者に対する衛生管理指導の実施により、安全・安心な水産物を消費者に供給することができましたが、今後は、通常の検査に加え、突発的に発生した貝毒や赤潮による被害に迅速に対応するため、検査頻度や地点数の増大と、現場での検査を可能とする簡易検査法の確立が必要です。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 食中毒の発生を未然に防止するため、引き続き、生食用食肉取扱施設や浅漬製造施設等を重点的に監視するとともに、式年遷宮や三重県観光キャンペーン等に伴い増加する国内外からの来訪者に対して安全な食品が提供できるよう、特に観光地の大規模宿泊施設やレジャー施設の飲食店などの関係事業者等の監視指導の強化に努めます。
- ・ 食品の放射性物質検査、微生物検査等を計画的に実施するとともに、その結果が規格基準等に不適合であった場合、事業者に対して改善するよう適切に指導します。
- ・ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」について、制度導入取組施設の少ない地域を中心に、事業者等を取組を促し、自主衛生管理に取り組む事業者の増加につなげます。
- ・ 食品の表示については、食品表示ウォッチャーに代わり、一般社団法人三重県食品衛生協会との連携強化を図ることにより、食品の不適合表示の情報収集や適正化に向け、関係事業者の指導等を実施します。
- ・ 食品表示の一元化に対応できるよう、消費者庁を始めとする関係省庁からの情報収集に努めるとともに、国の方針が明らかになり次第、消費者、事業者等への周知を図ります。

- ・ BSE 検査については、厚生労働省の検査対象月齢の見直しに合わせて、消費者や事業者などに十分な説明を行った上で、検査の対象を見直します。
- ・ 畜産農家への定期巡回、立入調査等により、飼養衛生管理基準の遵守や家畜伝染病発生時の早期通報体制の徹底を図ります。また、高病原性鳥インフルエンザについては、防疫演習等を通して防疫体制の強化に努めます。
- ・ 農薬に対する監視指導について、立入検査により不備事項が明らかになった販売店舗への重点的指導を行います。また、生産履歴記帳やGAP*の推進を引き続き進めます。
- ・ 安全・安心な水産物を供給するため、通常の貝毒検査の実施に加え、突発的な貝毒や赤潮の発生などの緊急時において、迅速に対応が可能となる簡易検査法の確立に向けて、必要となるデータの蓄積を行います。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【健康福祉部 次長 永田 克行 電話:059-224-2321】

- ・ 式年遷宮や三重県観光キャンペーン等に伴い増加する国内外からの来訪者に対して安全な食品が提供できるよう、食品関係事業者等の監視指導の強化に努めます。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生防止・まん延防止の取組や農水産物の生産工程管理および衛生管理を促進することで食の安全・安心確保に努めます。

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

平成 27 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、飲食店での O 1 5 7 の集団食中毒が 1 件ありましたが、適切に拡大防止対策を講じたことで、地域への感染拡大がなく小規模に収まったことや、3 つの活動指標についても、特に注力していた 2 つの活動指標については、95%以上で概ね達成し、保育所・学校等における感染症の大規模な発生を防ぐことができたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
感染症の集団 発生事例数		0 件	0.00	0 件	0 件
	0 件	1 件			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度は、三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症〇157）による集団感染（食中毒）が 1 件有り、目標値を達成できませんでしたが、集団発生を無くすことが感染症対策の目的であることから、平成 25 年度においても、集団発生事例数0件をめざし目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11401 感染症予防普及 啓発の推進（健康福祉部）	感染症情報システムを 活用している施設の割合		100%	0.95	100%	100%
		86.7%	95.4%			
11402 感染症危機管理 体制の整備（健康福祉部）	感染症情報化コーディネーター数（累計）		130 人	0.96	180 人	280 人
		81 人	128 人			
11403 感染症対策のため の相談・検査の推進 （健康福祉部）	H I V 抗体検査件数		1,025 件	0.84	1,050 件	1,100 件
		796 件	862 件			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,462	1,146	319		
概算人件費		388			
(配置人員)		(43 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 保育所・学校や医療機関等と連携した発生状況を早期に把握できる感染症情報システムの構築（感染症情報システムを活用している施設の割合：95.4%、未参加は 61 施設）
- ・ 感染症発生時の対応が的確に行うことができる感染症情報化コーディネーターの養成とその役割や養成状況等について、県ホームページにより周知（47 人（累計 128 人））
- ・ 第一種および第二種感染症指定医療機関の感染症病床運営支援（5 施設）
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する市町等への情報提供と県対策本部条例の制定（市町説明会の実施）
- ・ 患者への直接服薬指導、定期結核健康診断の経費補助、結核の正しい知識の啓発（定期結核健康診断の経費補助施設数：96 施設）
- ・ 人権を尊重した無料 HIV 抗体検査、相談、啓発等の実施（検査件数 862 件、相談件数 645 件）
- ・ 三重県予防接種センターを設置し、市町が定期予防接種等を円滑に実施できるよう支援（予防接種センター接種人数：850 人、相談件数：642 件）
- ・ 市町が「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づき実施する予防接種事業への支援（29 市町）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 県内医療機関、保育所、学校等と連携して、感染症情報システムを活用した感染症発生の早期探知に取り組んだ結果、保育所、学校等が適切な学級閉鎖措置等の対策を迅速に行うことはできましたが、感染症情報システムを活用している施設の割合は 100%に届きませんでした。
- ・ 引き続き、感染症情報化コーディネーターを養成するとともに、よりわかりやすい情報を提供していくため、コーディネーターの能力向上を図っていく必要があります。
- ・ マダニが媒介する日本紅斑熱の発生が全国で最も多く（平成 24 年に 37 人発症）、また、他県において重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の患者が国内で初めて確認されたことから、今後、マダニが媒介する感染症に対する感染予防の啓発が必要です。
- ・ 新型インフルエンザ等の対策については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」の市町等への説明会を開催するなど、法律施行に向けた準備を進めることができました。今後は、速やかに県の新型インフルエンザ等対策行動計画および市町の同行動計画を策定することが必要です。
- ・ 集団発生すると社会的影響が大きい結核の対策については、早期発見・早期治療につながるよう結核健康診断や治療費助成を実施した結果、平成 24 年末現在、県内の新たな結核発病者は、253 人（結核年末統計による速報値）で、昨年より 27 人減少しましたが、引き続き早期発見・早期治療につながる取組が必要です。
- ・ 早期発見・早期治療が発病防止や感染拡大防止に効果的であるエイズ（AIDS）等については、保健所において人権に配慮した匿名の相談・無料検査を実施しており、届出患者数は昨年より 2 名減少して 10 名でしたが、全国的には増加傾向にあり、引き続き県民の皆さんに対して、検査の必要

性を啓発していく必要があります。

- ・ 予防接種については、市町・医療機関等との連携により円滑な運用を図ることができました。また、三重県予防接種センターにおいて、基礎疾患等があり、予防接種に十分な注意が必要な方へのワクチン接種や、県民の皆さんや市町等からの相談に対して、適切に対応することができました。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 感染症情報システムに、県内全ての保育所、学校等が参加するよう、引き続き参加に向けた働きかけを行い、発生時に速やかな感染拡大防止対策をとることができるよう取り組んでいきます。
- ・ 感染症情報化コーディネーターを養成するとともに、感染症情報を効果的に活用できるよう、コーディネーターのスキルアップに取り組みます。
- ・ マダニが媒介する感染症の対策については、マダニの活動が活発になる時期にあわせて、保健所、市町等と連携して、予防啓発資料の配布やホームページへの掲載等により、県民のみなさんに感染防止に向けた啓発を行います。
- ・ 新型インフルエンザ等の対策については、特措法の施行に伴い県の「新型インフルエンザ等対策行動計画」を速やかに策定するとともに、関係機関との情報共有や連携体制の確認等、発生した際に迅速な対応がとれるようにします。また、市町等の同行動計画の策定を支援していきます。
- ・ 結核については、引き続き早期発見・早期治療に繋がるよう結核健康診断の実施や治療費助成を行うなど、適切に対応します。
- ・ エイズ（A I D S）等については、県民の皆さんが積極的に検査を受けられるよう匿名の相談・無料検査を実施するとともに、早期診断・早期治療が発病防止や感染拡大防止に繋がるため、検査の有用性等の啓発を行っていきます。
- ・ 三重県予防接種センターにおいて、予防接種に十分な注意が必要な方へのワクチン接種や予防接種に関する相談事業の実施および定期接種を実施する市町への支援等適切な運用を図ります。また、市町・医療機関等と連携して接種率の向上に努めます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【健康福祉部 次長 永田 克行 電話:059-224-2321】

- ・ 県内の保育所、学校等に対して感染症情報システムの有効性をさらに啓発し、感染症情報システムを活用している施設の割合を 100%にするとともに、県民の皆さんにも、感染症のわかりやすい予防方法等の情報を感染症情報化コーディネーターと連携して提供します。
- ・ 特措法に基づく、県の「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定します。また、市町の同行動計画策定を支援します。

施策 1 2 1

医師確保と医療体制の整備

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成したほか、医師確保対策などで三重県地域医療支援センター*の設置等推進体制の整備等が図られたことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
人口 10 万人 あたりの病院 勤務医師数		120.0 人 (23 年度)	1.00	122.9 人 (24 年度)	124.0 人 (26 年度)
	118.6 人 (22 年度)	122.3 人 (23 年度)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤医師数				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度は、医師確保対策等に総合的に取り組んだ結果、目標値を達成しました。このため、平成 25 年度においても、平成 27 年度の目標達成に向けて、毎年 0.57 人程度の向上をめざして目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数		180 人	1.00	192 人	217 人
		167 人	181 人			
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数		644 人	0.88	651 人	665 人
		574 人	566 人			
12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部医療対策局)	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数		593 機関	0.97	618 機関	668 機関
		568 機関	576 機関			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12103 医療の質の向上 (健康福祉部医療対策局)	医療相談件数		761 件	0.98	767 件	778 件
		755 件	746 件			
12104 県立病院による 良質で満足度の高い医療 サービスの提供 (病院事業庁)	県立病院患者満足度		80.0%	0.91	80.0%	80.0%
		73.9%	73.1%			
12105 適正な医療保険 制度の確保 (健康福祉部医療対策局)	市町が運営する国民 健康保険の財政健全 化率		37.9% (23 年度)	1.00	58.6% (24 年度)	69.0% (26 年度)
		24.1% (22 年度)	55.2% (23 年度)			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	67,726	47,753	49,995		
概算人件費		3,264			
(配置人員)		(362 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 医師の不足・偏在の解消に向けて、医師不足の影響を当面緩和する取組として、医師無料職業紹介事業（問い合わせ 22 名、成約 8 名（常勤 4 名、非常勤 4 名））、病院勤務医師負担軽減対策（7 病院 7 事業）等を実施
- ・ 中長期的な医師確保対策として、医師修学資金貸与制度の運用（新規貸与 67 名）、地域医療研修センター事業（研修医 33 名受け入れ）、研修病院魅力向上支援（10 病院 1 団体 13 事業）、総合診療医育成拠点整備支援（4 病院 1 診療所）、子育て医師等復帰支援（1 病院）、指導医育成支援（1 病院 1 団体）等を実施
- ・ 三重県地域医療支援センターを平成 24 年 5 月に設置し、若手医師へのキャリア形成支援と医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに着手
- ・ 看護師確保対策として、修学資金の貸与（65 名）、実習指導者養成講習会（67 名）、実習施設への受入支援（14 施設）、養成所への運営支援（11 施設）を実施
- ・ 看護師養成所の定員数増加（30 名）に向けた国への申請に関して、指導・助言を実施
- ・ 定着促進対策として、21 施設に病院内保育所への運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築のため、体制整備支援（40 施設）、アドバイザー派遣（4 施設）、多施設合同研修事業（参加者延べ 1,225 名）、研修責任者研修（参加者 31 名）、教育担当者研修（73 名）、実地指導者研修（100 名）等を実施
- ・ 看護師の資質向上のため、訪問看護及びがん看護に関する専門研修を実施（訪問看護：37 名、がん看護：8 名）
- ・ 「県政だよりみえ」において、かかりつけ医を持つことのメリットや医師等の状況などについて連載するとともに、メディアによる啓発、ポスター掲示などの啓発キャンペーンを平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月まで実施
- ・ 救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関が 8 機関増加、電話案内件数 85,138 件、

電話案内利用の増加に伴い2回線増設

- ・ 本県の「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」（以下、「傷病者搬送等実施基準」という。）の検証を実施
- ・ ドクターヘリの出動件数は、272 件（うち、現場出動 162 件、病院間搬送 110 件）、訓練回数は、離島 5 回、高速道路 4 回、検証は毎月開催
- ・ 各市町において在宅医療を担う多職種の連携を進める地域リーダーの養成研修を開催（135 名養成）
- ・ 三重県医療安全支援センターの相談窓口において、746 件の相談に対応（理解を得られた割合 72.8%）するとともに、医療従事者等に対して医療現場でのコミュニケーションの取り方についての研修会を開催
- ・ 三重県保健医療計画の第 5 次改訂を行うため、三重県医療審議会（3 回）、各専門部会（延べ 30 回）を開催
- ・ 市町と協議を行い、市町国民健康保険の広域化に向けた環境整備を行うための指針となる三重県国民健康保険広域化等支援方針の改定を行い、保険財政共同安定化事業の拡充の手順、平成 27 年に達成すべき目標収納率、医療費の適正化策等を策定
- ・ 県立総合医療センターの地方独立行政法人化および県立志摩病院への指定管理者制度導入を実施
- ・ それぞれの県立病院において、医療ニーズに対応した病院運営を実施
- ・ 病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進するため、「三重県病院事業中期経営計画（平成 25 年度～平成 27 年度）」を策定
- ・ 最適な地域医療体制の確立に向けて、津市及び三重大学と「寄附講座の設置に関する協定」を締結
- ・ 公立大学法人三重県立看護大学の自主的、自立的かつ効率的な大学運営を支援するため、業務運営に必要な経費を運営交付金として交付

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 今後、県内で勤務を開始する医師修学資金貸与者（貸与者累計 348 名・返還者を除く）等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として県内の地域間、診療科目間の偏在解消には時間を要するものと考えられることから、これらの若手医師の県内定着と偏在解消を進める仕組みが必要です。
- ・ 三重県地域医療支援センターの設置により、若手医師へのキャリア形成支援と医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等を行う体制が整備されるとともに、三重大学等関係機関が共同して取り組むことへのコンセンサスが得られました。年度後半には、4 つの診療領域（内科、外科、救急科、総合診療）における後期臨床研修プログラムの作成を開始しました。今後、これらのプログラムを完成させ、若手医師への周知を図るとともに、他の診療科のプログラムの作成にも順次着手していく必要があります。
- ・ 研修病院の魅力向上支援を通じて、MMC 卒後臨床研修センター*が取り組む、県内全ての研修病院が相互に協力病院となり研修医の選択肢を拡充する MMC プログラムの運用が開始され、全国的にも先進的な事例として関心を集めるなど、今後臨床研修医の確保につながるものとして期待されています。このため、三重県地域医療支援センター等の取組と相乗効果を生み出すよう、さらに連携を図っていく必要があります。
- ・ 平成 25 年度から看護師養成所の定員数の 30 名増が認可されたことから、今後の県内看護職就業数の増加が見込まれます。一方、看護職員の定着促進を目的とした新人看護職員の卒後研修については、一定規模以上の病院で取組が進み、多施設合同研修受講割合は平成 23 年度の 75%から 92%と増加しましたが、100 床未満の小規模施設の受講割合は 56%と低いため、今後も施設規模に応じた

取組を実施する必要があります。

- ・ 「三重県医療機関等看護職員需要調査」の分析から、病院内保育所の充実が入職5年後の看護職員の定着に効果があることが検証されたことから、今後「24時間保育」や「病児保育」など多様な保育ニーズに対応できる施設を増やしていくことも必要です。
- ・ 地域医療再生計画に基づき、総合診療医の育成拠点整備や病院の再編統合などを支援しました。計画の期限である平成25年度中に事業を実施するとともに、取組成果をまとめる必要があります。また、平成24年度国の補正予算で積み増しされた地域医療再生基金を活用するためには、新たな地域医療再生計画を策定する必要があります。
- ・ 救急搬送における軽症の割合が50%を超えるなど、適切な受診行動が定着していないことから、かかりつけ医を持つことなどに関して、県民の皆さんの理解と協力が得られるよう、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。
- ・ 県民の皆さんが休日・夜間等でも安心して受診できるよう、救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関をさらに増加させる必要があります。
- ・ 傷病者搬送等実施基準については、各消防本部からの搬送データを調査・分析、検証していく必要があります。
- ・ ドクターヘリについては、救命率の向上等の効果があったと考えますが、他県との相互応援については、具体的な連携体制の構築には至っていません。
- ・ 新生児集中治療室(NICU)の増床や母体胎児診断センターの設置により、周産期医療の体制が整備されました。今後、新生児の死亡率を低下させるため、リスクの高い出産を担う周産期母子医療センターとリスクの低い出産を担う産科医療機関・助産所との機能分担、連携体制を構築していく必要があります。
- ・ できる限り住み慣れた自宅や地域で療養生活を送ることができるよう在宅医療の充実を図る必要があります。そのためには、医療と介護にまたがる多職種が連携し、患者・家族をチームとしてサポートする体制の構築が必要であり、連携の調整を行う市町の主体的な取組が求められます。
- ・ 引き続き医療相談等に対する適切な対応や医療安全に関する講演会等による医療の質の向上のための対策が必要です。
- ・ がん、脳卒中、救急医療等の5疾病・5事業及び在宅医療対策の医療連携体制の構築に向けて、県保健医療行政の基本方針である三重県保健医療計画の第5次改訂を行いました。P D C Aサイクルに基づき、計画を効果的に推進していく必要があります。
- ・ 保険財政共同安定化事業の拠出方法を変更し、保険料(税)の平準化に向けての取組を進めました。引き続き、市町と国民健康保険の広域化に向けた環境整備について協議を進めるとともに、収納率の向上や医療費の適正化に取り組む必要があります。
- ・ 県立総合医療センターおよび県立志摩病院について、いずれも円滑に運営形態を移行しました。引き続き、求められる機能を着実に果たしながら、経営基盤の確立を図っていく必要があります。
- ・ 県立病院において、それぞれの役割やニーズに応じた医療を提供し、円滑な病院運営を実施しましたが、引き続き経営の健全化を図っていく必要があります。
- ・ 県立一志病院において、津市による三重大学への寄附講座の取組が始まるなど家庭医療にかかる機能が充実しました。今後もこうした取組の成果を生かしながら最適な地域医療体制の確立に向けて取り組んでいく必要があります。
- ・ 県が作成した中期目標(平成21年度～26年度)の達成に向けて、公立大学法人三重県立看護大学が引き続き効果的、効率的な大学運営を行えるよう自主性・自立性に配慮しつつ支援を行う必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 医師確保については、特に、三重県地域医療支援センターにおいて、新たに行う医師の需給状況の把握・分析等を通じた今後の取組への反映や、MMC 卒後臨床研修センター等の関係機関と連携した若手医師の県内定着に向けた取組を進めるとともに、平成 24 年度後半から作成を開始した後期臨床研修プログラムについて、県内における診療領域ごとの指導医や研修病院等の状況をふまえ、三重大学や医療機関と綿密な調整を行いながら、より多くの診療領域におけるプログラムの作成を進めていきます。
- ・ 看護職員の定着促進については、小規模施設における新人看護職員多施設合同研修の受講者割合が低いことから、小規模病院を中心に看護管理者研修会などを行い支援していきます。また、病院内保育所の充実が課題であることから、中堅看護職員の定着に向け、「24 時間保育」や「病児保育」など多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置を進めていきます。
- ・ 地域医療再生計画の事業を計画どおり平成 25 年度までに実施できるよう、各事業主体と連携して取り組むとともに、取組成果の活用を検討します。また、新たに策定する地域医療再生計画に基づいて、医師確保対策、災害医療対策、在宅医療の推進などに取り組めます。
- ・ 県民の皆さんが地域医療に対する理解を深め、適切な医療機関の受診など一人ひとりができることに取り組めるよう、他府県の事例を参考にしながら、県内の地域医療を守る活動を行っている団体等と連携するなど、効果的な啓発を進めます。
- ・ 救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進については、目標達成に向け、引き続き新規の開業医を中心に参加を働きかけるとともに、登録済みの医療機関にアンケートを実施し、より参加しやすいシステムへの改修を図るなど、三重県医師会等の関係団体と連携して取り組んでいきます。
- ・ 傷病者搬送等実施基準については、検証結果をふまえ、必要に応じてその見直しを行うとともに、医療機関と消防機関の連携を促進します。
- ・ ドクターヘリの広域連携について、事務局である愛知県等と具体的な連携策について検討を進めます。
- ・ 安心して産み育てる環境づくりについて、周産期医療における産科医療機関と周産期母子医療センターとの連携体制を構築するため、診療所医師と高度専門医療機関の医師とが共同診療できる産科オープンシステムの拡充に取り組めます。
- ・ 在宅医療の充実に向けて、市町に対して、多職種による事例検討会の開催など在宅医療連携体制の構築を支援するとともに、各地域において県民の皆さんへの在宅医療に関する普及啓発を実施します。
- ・ 患者と医療関係者とのより良い信頼関係構築のため、引き続き医療相談や医療安全研修等を実施します。
- ・ 三重県保健医療計画（第 5 次改訂）の着実な推進に向け、5 疾病・5 事業及び在宅医療対策に関する各専門部会において適切な評価・検討を進めます。
- ・ 三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、県調整交付金の活用等により、引き続き、国民健康保険の広域化に向けた保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、収納率の向上、医療費の適正化などの市町の取組を支援します。
- ・ 平成 24 年 4 月に地方独立行政法人に移行した県立総合医療センターについては、評価委員会において初めて法人の業務実績評価を行います。
- ・ 公立大学法人に移行して 5 年目を迎える県立看護大学については、評価委員会において 4 年間の業務実績全体について中間総括を行います。
- ・ 県立こころの医療センターについては、病院機能の再編を引き続き推進し、外来機能の充実を図る

とともに、訪問看護などのアウトリーチサービス等の日中活動支援の充実に取り組みます。また、県立一志病院については、これまで取り組んできた家庭医療の実績をもとに、家庭医が中心となり、関係機関はもとより住民の皆さんとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに取り組みます。

- ・ 県立志摩病院については、基本協定等に基づき診療体制の回復が着実に進められるよう、指定管理者に対して適切に指導・監督を行います。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【健康福祉部医療対策局 医療政策総括監兼次長 佐々木 孝治 電話：059-224-2326】

- ・ 三重県地域医療支援センター等において、三重大学をはじめとする関係機関・関係団体と連携しつつ、将来の地域医療を担う若手医師のキャリア形成支援に取り組むことによって、若手医師の県内医療機関への定着を図り、医師の不足・偏在の解消に向けた取組を着実に進めます。
- ・ 多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置や就労環境改善のためのアドバイザー派遣、研修会の実施などの取組を促進することにより、看護職員の離職防止、復職支援を図ります。
- ・ できる限り住み慣れた自宅や地域で療養生活を送ることができるよう、市町の在宅医療連携体制の構築に向けた取組に対して支援します。
- ・ 医療を提供する側と医療を受ける県民の皆さんとの相互理解と信頼関係を醸成するため、地域医療に対する理解を深め、守る取組を推進します。

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	C (あまり進まなかった)	判断理由	がんによる死亡者数が増加に転じており、また、がん検診受診率など目標に届いていない項目があるため、「あまり進まなかった」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）		74.5 人 （23 年）	0.95 （74.5 人/78.5 人）	71.6 人 （24 年）	66.0 人以下 （26 年）
	77.4 人 （22 年）	78.5 人 （23 年）			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるよう年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できませんでしたが、平成 27 年度目標値 66.0 人を計画的に達成できるよう数値目標を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12201 がん予防・早期発見の推進 (健康福祉部医療対策局)	がん検診受診率 (乳がん、子宮頸がん、大腸がん)		乳がん 24.4%	乳がん 0.81 子宮頸がん	乳がん 28.0%	乳がん 35.0%
			子宮頸がん 28.8%		子宮頸がん 30.9%	子宮頸がん 35.0%
			大腸がん 24.2%	大腸がん 0.98 大腸がん 0.97	大腸がん 27.9%	大腸がん 35.0%
			(23 年度)		(24 年度)	(26 年度)
12202 がん治療・予後対策の推進 (健康福祉部医療対策局)	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)		乳がん 20.8%	0.94		
			子宮頸がん 26.7%			
			大腸がん 20.5%			
			(22 年度)			
			大腸がん 23.4%			
			(23 年度)			
			681 人		804 人	1,050 人
			557 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	183	155	207		
概算人件費		36			
(配置人員)		(4 人)			

平成 24 年度の取組概要

- がんの予防・早期発見を推進するため、9 市町が実施する全国の先進事例に基づくがん予防の取組を支援するとともに、民間企業や N P O と連携して啓発活動を実施
- 科学的根拠に基づくがん対策の推進のため、県内のがん患者について、その診断・治療・予後に関する情報を収集する地域がん登録を推進（14 病院、登録届出件数 27,629 件、累計件数 40,359 件）
- がん診療等の医療機関の連携体制を強化するため、I T を活用した三重医療安心ネットワークを運用し、県内医療機関での診療情報の共有を促進（情報開示病院 8 か所、情報閲覧病院 136 か所、登録患者 2,816 名）
- 医療提供体制の充実を図るため、がん治療のための施設や装置等の設備を整備（施設整備 1 か所、設備整備 2 か所）
- 緩和ケアの質の向上を図るため、がん診療に携わる医師・看護師等を対象に緩和ケアの基本的な知識・技能を習得するための研修会を 7 病院で実施（受講者 116 名、累計 673 名）
- 県がん相談支援センターの相談（603 件）を実施するとともに、毎月第 1 日曜日も相談を実施するなど相談体制を充実
- 肝炎に関して、広報誌、リーフレット等を通じて正しい知識や早期治療に関する普及啓発を図るとともに、ウイルス性肝炎の治療費助成（新規 351 件）を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ がん検診受診率向上のため市町の取組を支援するとともに、日本女子サッカーリーグに属するサッカーチームと乳がん検診推進のための協定締結などにより、県民の皆さんに対して、がんに関する正しい知識とがん検診の重要性について普及啓発を進めましたが、本県の乳がん検診の受診率は 19.8%と目標値 24.4%を下回っています。内閣府の調査によると、がん検診を受診しない理由は「受ける時間がない」のほか、「がんであると分かるのが怖い」、「費用がかかり経済的負担が大きい」、「健康状態に自信があり必要性を感じない」などとなっており、調査結果を踏まえた受診促進のための普及啓発に取り組む必要があります。
- ・ 関係機関・団体等と「三重県がん対策戦略プラン第 2 次改訂」の策定に取り組みました。策定したプランの実効性を確保するとともに、県民の皆さんと一体となってがん対策に取り組む必要があります。
- ・ 地域がん登録の届出件数は、13 病院 12,730 件（平成 23 年度末）から 14 病院 40,359 件（平成 24 年度末）に増え、がんの実態把握を進めているものの、平成 23 年から開始したがん登録の集計データでは、罹患数、生存率を正確に把握するには至っていません。精度の高いがん登録を実施するためには、がん登録の届出数の増加とともに、がん登録担当者の資質向上に取り組む必要があります。また、がん登録データを集計分析して、がん対策の基礎資料として活用につなげる必要があります。
- ・ 三重医療安心ネットワークを拡充する取組を進めた結果、病院の処方や検査結果、画像情報等の共有が進んでいます。今後、主要病院の参加拡大により、検査の重複をなくすなど患者の負担軽減を図るとともに、診療情報の共有化による医療機関の連携策を検討する必要があります。
- ・ 放射線治療のための施設やデジタルマンモグラフィ装置等の設備が整備され、県民の皆さんのがん診療・治療に活用されていますが、がん診療連携拠点病院等を中心にさらなる施設・設備の充実が必要です。
- ・ 緩和ケアの体制を充実させるため、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修を 7 病院において実施しましたが、がんと診断された時から心のケアも含めた緩和ケアの提供をするためには依然として人材が不足しています。
- ・ 県民の皆さんが、各地域でがん相談ができる体制づくりが進んでいます。がん診療連携拠点病院等に設置されたがん相談支援センターにおいて、がん患者とその家族の多様化するニーズに対応できる相談支援や情報提供が必要です。
- ・ 県肝疾患専門医療連絡協議会を開催して、肝炎に関し医療機関と情報共有、意見交換を行うとともに、広報誌、リーフレット等を通じた正しい知識や早期治療に関する普及啓発に取り組みましたが、肝炎対策のコーディネーター養成は、実施態勢が整わず遅れています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 受診率向上に有効と考えられる個別受診勧奨や個別検診の推進、特定健診との同時実施など、受診しやすい環境づくりを各市町に働きかけます。また、「2 人に 1 人が、がんにかかること」など、がんに関する正しい知識の習得と理解を深めることができるよう、さまざまな機会を通じて周知を図るとともに、民間企業等と連携して、がん及びがん検診の必要性に関する啓発の取組を展開します。さらに医療関係者やがん患者等の参画を得ながら、がん対策推進に関する条例の制定に取り組みます。
- ・ 医療機関に対して院内がん登録の実施を働きかけ届出件数の増加を図るとともに、地域がん登録に関わる担当者の資質向上のための実務研修を開催します。また、三重大学が行う地域がん登録で収集したデータを解析して、がんに関する予防・治療対策の評価・立案の活用を検討します。
- ・ 医療連携を強化する三重医療安心ネットワークについて、参加する医療機関の拡大を進めるとともに、

地域の中核病院と地区医師会が三重医療安心ネットワークを活用して、急性期から在宅まで切れ目ない医療連携のシステム化に取り組みます。

- ・ がん診療連携拠点病院で構成する県がん診療連携協議会において、がん診療やがん登録の連携を進めるとともに、がん患者がその居住する地域にかかわらず、等しく適切ながん治療を受けられよう、がん診療に関わる病院の医療施設や設備の整備を促進します。
- ・ 緩和ケアに関する医療体制充実のため、がん診療拠点病院以外の医師の研修修了者を増加させるため、さまざまな機会を通じて研修会への医師の受講参加を促進します。緩和ケアの人材不足の課題に対しては、看護師、薬剤師等の医療従事者にも受講の対象をさらに拡大し人材育成を進めます。
- ・ がん相談支援センターが医療機関、がん患者会等と連携して、最新のがん情報の提供をきめ細かく対応します。また、がん相談支援センター相談員の資質向上を図るため、国立がん研究センター等が実施する研修に参加した相談員による伝達研修を実施するなど、各病院が連携して相談員全体の資質向上を図ります。
- ・ 医療機関との連携を図りながら、市町、民間企業等を対象に肝炎対策コーディネーター養成のための研修を開催します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【健康福祉部医療対策局 医療政策総括監兼次長 佐々木 孝治 電話：059-224-2326】

- ・ 乳がんを中心に検診受診率の向上を図るため、昨年度の実績について分析し、より効果的な受診勧奨の手法を検討します。また、検診の普及啓発に当たっては、NPO、関連企業等とも連携して取り組みます。
- ・ 戦略プランの実効性を確保し、がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じた対策を総合的に進めるため、医療関係者やがん患者等の参画を得ながらがん対策推進に関する条例を制定します。

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気のときも、適切な治療や支援を受けています。

平成 27 年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	目標に届かなかった活動指標があるものの、健康寿命はほぼ目標値を達成しており、また健康づくり関係の計画を策定する中で関係者の意識の醸成も図られたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
健康寿命		男 77.4 歳 女 80.7 歳 (23 年)	男 0.996	男 77.6 歳 女 80.6 歳 (24 年)	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)
	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 77.1 歳 女 80.1 歳 (23 年)	女 0.99		
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できませんでしたが、平成 27 年度目標値を達成できるよう、平成 25 年度においては、平成 24 年度実績値から毎年 0.5 歳程度の延伸をめざし目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12301 健康づくり活動 の推進 (健康福祉部医療対策局)	8020 運動推進員数		249 人	0.90	276 人	330 人
		222 人	225 人			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12302 こころの健康づくりの推進 (健康福祉部医療対策局)	自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数		7 地域	1.00	9 地域	9 地域
		6 地域	9 地域			
12303 生活習慣病・難病対策の推進 (健康福祉部医療対策局)	特定健康診査受診率		43.2% (23 年度)	0.95	47.1% (24 年度)	55.0% (26 年度)
		39.2% (22 年度)	41.1% (23 年度)			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,667	2,735	2,723		
概算人件費		370			
(配置人員)		(41 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 「ヘルシーピープルみえ・21」の最終評価を行い、その結果をふまえて「三重の健康づくり基本計画」を策定
- ・ 運動・食事・禁煙など、県民の皆さんの生活習慣の改善を促進するため、NPOとの協働によるウォーキング大会、たばこの煙の無いお店の登録(286 店舗)などを実施
- ・ 生活習慣病対策のため、市町や県医師会等と連携して生活習慣の改善に向けた普及啓発や、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上への取組を実施
- ・ 保健師、栄養士等に対する研修を実施したほか、大規模災害の発生に備えて、「災害時保健師活動マニュアル」をはじめとした各種マニュアルを作成
- ・ みえ歯と口腔の健康づくり条例に基づく施策を総合的、計画的に推進するために「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定
- ・ 8020 運動推進員が子どもや障がい者に対して歯科保健指導等を行うなど歯科疾患予防を実施
- ・ 自殺対策を総合的に推進するため、「第 2 次三重県自殺対策行動計画」を策定
- ・ メンタルパートナーの養成(10,513 名、累計 15,781 名)や地域自殺・うつ対策ネットワークの設置(9 か所)など、各地域における自殺対策の基盤づくりを推進
- ・ 医療相談、訪問相談、訪問診療等を実施し、難病患者の在宅療養生活を支援
- ・ 県難病支援相談センターにおいて各種相談(4,293 件)に応じるとともに、筋無力症患者会の設立を支援
- ・ 56 疾病 12,000 人余りの特定疾患患者等に対して医療費を助成
- ・ 児童の臓器移植時に迅速に虐待情報を回答するための体制を整備

平成 24 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ・ 関係機関・団体等とともに「三重の健康づくり基本計画」を策定する中で、関係者で健康づくりに対する意識の醸成が図られました。特定健康診査の受診率(三重県保険者協議会調査)は、市町国保が他の医療保険者と比較して低く、特に 40 歳代、50 歳代男性の受診率が低いことから、対象を絞った重点的な取組が必要です。

- ・新たに「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定し、市町、関係機関・団体等と歯科保健に関するそれぞれの役割をあらためて確認するとともに、大学、歯科医療関係者と連携して、児童虐待早期発見のため、M I E S*（ミエス）の開発・改良を進め、学校歯科健診時の活用に向けて検討を行いました。今後、子どものフッ化物の普及や災害時の歯科保健対応等の課題に対応していく必要があります。
- ・「第2次三重県自殺対策行動計画」を策定するとともに、メンタルパートナーの養成や地域自殺・うつ対策ネットワークを9地域で設置し、県民の皆さんが相談できる体制づくりを進めました。また、養成したメンタルパートナーの活用やフォローアップの方法を確立する必要があります。
- ・市町や保健所、こころの健康センター等においてうつ病等に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、こころの健康づくりに関する様々な相談に対応しました。今後も、様々な課題や相談に対応できる人材の養成、資質の向上を図るとともに、関係機関・団体の十分な連携が必要です。
- ・ひきこもり支援の取組を推進するため、関係機関とのネットワークの構築や情報を広く提供する体制の整備が必要です。
- ・特定疾患患者に対する医療費助成により、患者の安定的な療養生活を支援しましたが、国において、法制化も含め見直しが進められている難病対策の検討結果を受けて、本県が実施する難病対策事業も見直しが必要になります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・特定健康診査・特定保健指導の受診率向上のため、市町国保等が実施する、年齢層などターゲットを絞った受診勧奨やがん検診との同時実施の取組を促進します。また、実践者育成研修を実施するなど、市町等の取組を支援します。
- ・県内各地域で、ソーシャルキャピタル（人々の信頼関係や結びつき）を活用した健康づくりを進めるため、NPOや関係機関・団体、大学、市町等と連携して先駆的な健康づくりの情報収集、調査等を行う研究会を設置します。また、みえライフイノベーション総合特区の取組との連携を検討します。
- ・歯科口腔保健を一元的に推進する機関として、歯科医師、歯科衛生士を配置した口腔保健支援センターを県庁内に設置し、フッ化物を利用した歯科疾患予防対策など歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発に取り組みます。また、東日本大震災をふまえた災害発生時の歯科保健医療体制の確保や中山間地域等における歯科検診、M I E Sを活用した歯科保健からの児童虐待防止について、市町、関係機関・団体等と取組を進めます。
- ・「第2次三重県自殺対策行動計画」に基づき、対象者を明確にした課題別の対策に取り組みます。また、メンタルパートナーの活用等が課題となっていることから、カリキュラムの見直しを行うとともにスキルアップ研修を実施して、より専門性の高い人材を育成します。
- ・こころの健康づくりに関する普及啓発や相談窓口担当者等を対象にした対処方法の研修を実施します。また、関係機関・団体がその役割・機能を明確化、共有化して、連携した支援体制の強化に向けて各地域において取組を進めます。
- ・ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり支援に取り組む関係機関と連携を強化します。
- ・国における難病対策の検討状況を注視しながら、適切な難病対策が行えるよう国に提言を行うとともに、法制化など難病対策の見直しに迅速・的確に対応していきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【健康福祉部医療対策局 医療政策総括監兼次長 佐々木 孝治 電話：059-224-2326】

- ・ ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりを進めるため、関係者で構成する研究会を設置し、県内外の先駆的な健康づくりについて情報収集、調査等を行います。
- ・ こころの健康の保持・増進、自殺者の減少を図るため、人材育成や関係機関の連携に取り組みます。
- ・ 口腔保健支援センターにおいて、歯と口腔に関する正しい知識や生活習慣の改善、フッ化物の利用に関する普及啓発に取り組むとともに、歯科保健からの児童虐待防止の取組について市町や県歯科医師会等と取組を進めます。

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は、目標値を達成しましたが、活動指標の平均達成率が約 92% であることから、「ある程度進んだ。」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
刑 法 犯 認 知 件数		21,900 件以下	1.00	21,300 件以下	21,000 件以下
	22,215 件	21,493 件			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1 年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数				
25 年度目標 値の考え方	官民一体となった犯罪抑止活動等を推進した結果、平成 24 年の目標値を達成しましたので、その実績値を踏まえた上で、目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進（警察本部）	街頭犯罪等の認知件数		3,200 件以下	0.93	3,200 件以下	3,200 件以下
		3,641 件	3,458 件			
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化（警察本部）	凶悪犯の検挙率		80.0%	0.91	80.0%	80.0%
		71.6%	73.0%			
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化（警察本部）	主な侵入犯罪の検挙人員		210 人	0.92	210 人	210 人
		194 人	193 人			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13103 組織犯罪対策 の推進（警察本部）	暴力団検挙人員		280 人	0.77	280 人	280 人
		250 人	216 人			
13104 犯罪被害者等 支援対策の充実（警察本 部）	犯罪被害者等支援の 理解者数		3,500 人	1.00	3,500 人	3,500 人
		2,603 人	4,284 人			
13105 県民の安全を 守る活動基盤の整備（警 察本部）	交番・駐在所施設の充 実度		40.0%	1.00	41.0%	43.0%
		38.8%	40.0%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	3,945	3,428	3,443		
概算人件費					
（配置人員）					

平成 24 年度の取組概要

- ・地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関、団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進（防犯ボランティア 8 団体に防犯活動物品支援）
- ・少年の非行防止と健全育成を図るため、大学生ボランティアと連携した非行少年等の立ち直り支援活動などを推進（「少年の居場所づくり」を 8 回実施）
- ・街頭犯罪や子ども・女性を対象とする犯罪等を抑止するため、街頭緊急警報装置を整備（6 基を更新）
- ・県民に不安を与える凶悪犯罪、侵入犯罪等の早期検挙を図るため、初動捜査活動の強化、科学捜査活動の高度化、各種捜査支援システムの拡充などを推進（平成 9 年伊賀署管内発生の強盗殺人事件を検挙）
- ・暴力団等による組織犯罪に対処するため、あらゆる法令を活用した戦略的な取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進（薬物事犯被疑者 123 人を検挙、拳銃 8 丁を押収）
- ・暴力団排除条例を活用し、社会全体で暴力団の排除に取り組むための各種広報・啓発活動等を実施（条例施行 1 周年キャンペーンを 4 月に実施）
- ・犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターを始めとする関係機関・団体と連携し、きめ細かな支援を推進するとともに、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運の醸成に向けた各種広報・啓発活動を実施（「命の大切さを学ぶ教室」を 16 回開催）
- ・地域における「生活安全センター」である交番・駐在所の機能を強化するため、相談室を始め、地域住民がより利用しやすい環境に配慮し、建て替え整備を推進（駐在所 2 か所を建て替え）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・「安全で安心な地域社会」の実現に向けて、警察の活動はもとより、県民と連携・協働した活動を推進した結果、県内における平成 24 年中の刑法犯認知件数は、21,493 件と、前年に比べ 722 件減少し、過去 10 年間で最少を記録しました。とはいえ、個別に見ていくと、例えば、県民に強い不安を

与える凶悪犯罪の検挙率は、殺人と強盗は前年に比べて上昇しているものの、強姦と放火は低下しています。また、主な侵入犯罪の検挙人員は、侵入窃盗は増加したものの、侵入強盗、住居侵入は減少していることから、これらの検挙向上が課題となっています。

- ・こうした厳しい治安情勢の中で、犯罪の減少傾向を定着させ、県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、地域と一体となった犯罪抑止活動や凶悪犯罪、侵入犯罪等に対する検挙活動を一層推進する必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・街頭犯罪等の発生状況を分析し、自主防犯活動団体等への犯罪情報の提供や連携した街頭活動を推進するなど、地域の犯罪情勢に即した抑止対策を展開します。また、子ども等が犯罪の被害に遭いにくい生活環境を確保するため、学校や駅周辺に街頭緊急警報装置を整備します。
- ・県民が強い不安を感じる凶悪犯罪や凶悪犯罪に移行しやすい侵入犯罪を早期に検挙するため、初動捜査活動の強化を始め、現場における鑑識活動の徹底、捜査支援システムの活用などの捜査を強力に推進します。
- ・暴力団等による組織犯罪に対処するため、暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除に取り組むほか、あらゆる法令を活用した違法行為の取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。
- ・社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、関係機関・団体等と連携した幅広い広報・啓発活動を実施します。
- ・警察活動を支える基盤を充実強化するため、交番、駐在所等の施設や、複雑化、多様化、広域化する犯罪等に的確に対応する各種捜査支援システムなどを整備します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【警察本部 警務部首席参事官 西川 稔 電話：059-222-0110】

- ・県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、サイバー犯罪等の変化する犯罪情勢に的確に対応するとともに、特に県民に強い不安を与える凶悪犯罪の徹底検挙を強力に推進します。
- ・地域における自主防犯活動の活性化を図るため、次代を担う若者の参画を促進するほか、積極的に犯罪情報・地域安全情報の提供を行うことで、地域住民の防犯意識の高揚を図り、地域社会の連帯感や絆を強化して、県民の身近で発生する犯罪を減少させていきます。

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、過去最少であった平成 23 年と同数を維持したものの目標を達成できませんでしたが、活動指標については、3 項目のうち 1 項目は目標を達成し、残り 2 項目においても目標の 90%を超える実績であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数		90 人以下	0.95	85 人以下	75 人以下
	95 人	95 人			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数				
25 年度目標 値の考え方	第 9 次三重県交通安全計画において平成 27 年の目標値を 75 人以下としていることから、平成 24 年度の現状を踏まえ、10 名の減少をめざすこととしました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数		13,300 人以下	0.99	12,800 人以下	11,800 人以下
		13,908 人	13,382 人			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13202 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	信号機の整備箇所数（累計）		3,160 か所	1.00	3,190 か所	3,250 か所
		3,133 か所	3,163 か所			
13203 交通秩序の維持（警察本部）	シートベルトの着用率		96.5%	0.99	97.0%	98.0%
		95.9%	95.6%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,658	4,642	5,471		
概算人件費		144			
（配置人員）		（16 人）			

平成 24 年度の取組概要

- 交通安全教育の裾野を広げ、地域等に根付かせるため、三重県交通安全研修センターを活用した、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を育成（1,217 人）
- 老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全活動指導員〔シルバーリーダー〕）の育成（指定自動車教習所での参加・体験・実践型交通安全教育の受講者数：311 人、連絡会議：警察署の区域単位（15 か所）で開催）
- 四季の交通安全運動など、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施（四季の交通安全運動への参加者数：126,825 人）
- 「交通安全アドバイザー」による子どもを中心とした交通安全教育・啓発活動の実施（交通安全教室開催回数：424 回、交通安全教室への参加者数：29,071 人）
- シルバーリーダーによる交通安全活動の実施（交通安全講習会、通学路における交通安全指導、街頭啓発活動の実施など）
- 信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備（信号機新設：30 基）
- 全国で相次いで発生した通学児童死傷者多数事故を受けて、公立小学校等の通学路に対する緊急合同点検の実施（392 校）
- 飲酒運転や速度違反などの悪質・危険な違反に重点を置いた取締り、シートベルトの着用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動の実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- 県内の交通事故による死者数・負傷者数は、長期的に見るといずれも減少を続けていますが、反面、1 日当たり約 37 人もの県民の方が死傷するなど厳しい情勢が続いていることから、引き続き、県民の皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けていただくため、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- 平成 24 年 1 月の「交通安全教育のあり方検討懇話会」提言を受け、三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型教育を推進し、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を養成するとともに、全ての県民に対して質の高い交通安全教育を提供できるよう、事業の充実や設備・機器の改善等を図っていく必要があります。
- 高齢社会の進展に伴い、平成 20 年以降、交通事故死者数の半数以上を 65 歳以上の高齢者が占める状

況（平成 24 年 50.5%）が続いていることから、引き続き、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。

- ・特に、高齢者の交通事故を防止するためには、高齢者自らが安全な交通行動を実践するだけでなく、他の高齢者や地域の交通安全に貢献できる仕組みづくりを進め、地域主体の交通安全活動の輪を広げていく必要があります。
- ・通学路緊急合同点検等により交通安全施設整備等の必要箇所が把握されたことから、緊急性等を勘案しながら整備等を推進していく必要があります。
- ・県内の飲酒運転による取締件数は、道路交通法改正により年間 600 件程度まで減少してきていますが、根絶には至っていません。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・県内における主体的な交通安全活動の輪を広げるため、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者の育成に努めます。
- ・交通安全に関する知識を普及し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践の習慣化を促進するため、三重県交通安全研修センターを活用して、交通安全教育を推進します。
- ・高齢者の交通事故を防止するため、老人クラブで交通安全活動を行うシルバーリーダーに対して、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施して新たな人材の育成・資質向上（フォローアップ）に取り組みます。
- ・県民一人ひとりの交通安全意識を向上させるため、変化する交通情勢に的確に対応した、「交通安全アドバイザー」による交通安全教育および広報啓発活動を推進し、交通事故抑止の原動力となる、交通安全に対する県民力を一層高めます。
- ・生活道路や新設道路について、信号機の新設、改良などを計画的に推進し、歩行者をはじめとする道路利用者の安全で快適な交通環境を実現するとともに、特に、通学路における重点的な交通安全施設整備に取り組んでいきます。
- ・交通ルールの遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な交通違反やシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底に重点を置いた指導取締りを行うとともに、交通安全教育・広報啓発活動を推進し、正しい交通マナーの実践を促進します。
- ・三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の施行を受けて、飲酒運転根絶に関する基本的な計画の策定や関係機関・団体等と連携・協力した啓発等の取組を進めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 次長 伊藤 久美子 電話：059-224-2468】

- ・三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根付かせるため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に育成するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実強化や設備・機器の改善を行い、センターがより有効活用されるよう取り組んでいきます。
- ・高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者の方に「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全を推進していただけるよう、シルバーリーダーの育成・活用に力点を置いて取り組みます。
- ・通学路緊急合同点検結果等による交通安全施設整備等の必要箇所を優先するよう配意しつつ、生活道路や新設道路における信号機の新設・改良、横断歩道等の設置等を重点的に推進します。
- ・三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の趣旨をふまえて、飲酒運転根絶に向けて関係機関・団体等と連携・協力して総合的な取組を進めます。

【主担当部局：環境生活部】

めざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

平成 27 年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成できませんでしたが、2つの活動指標は達成し、消費者トラブルの予防や解決に向けた知識の習得や意識の醸成が進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
消費生活情報を県民が利用している件数		54,500 件	0.94	54,500 件	56,000 件
	53,322 件	51,032 件			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できなかったため、その目標値 54,500 件を再度めざすこととしました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13301 消費者の自立のための支援（環境生活部）	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合		97.6%	1.00	98.9%	100%
		96.8%	98.4%			
13302 消費者被害の防止・救済（環境生活部）	消費生活相談の解決につながる助言を行った割合		97.3%	1.00	98.6%	100%
		96.8%	98.0%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	118	168	95		
概算人件費		135			
(配置人員)		(15 人)			

平成 24 年度 of 取組概要

- ・「みえ・くらしのネットワーク」会員との連携による消費者月間記念講演会（5 月）や消費者教育シンポジウム（12 月）、出前講座（34 回）、青少年消費生活講座（15 回）等啓発事業を実施するとともに、ホームページ等さまざまな広報媒体による情報提供を実施
- ・消費者啓発地域リーダー養成講座を開催（5 回 22 人登録）するとともに、消費者教育教材の DVD（高齢者向け・若者向け）や Web コンテンツを製作し、市町や学校に配付
- ・消費生活相談員（啓発担当）の 2 名配置、不当商取引指導専門員の 1 名増員、専門家活用等による県消費生活センターの機能強化
- ・金融分野の消費生活相談員通信講座の開催、研修への派遣による消費生活相談員の資質向上
- ・市町相談窓口の巡回訪問事業、市町ホットラインによる助言、相談マニュアル作成等による市町相談窓口の技術的な支援を行うとともに、市町の広域連携による相談体制充実の助言、調整
- ・事業者に対して、特定商取引法に基づく行政処分や指導（7 回）、景品表示法に基づく調査・指導を実施（35 回）、近隣県や関係機関との連携強化による情報共有と合同指導を実施（11 回）

平成 24 年度 of 成果と残された課題（評価結果）

- ・消費生活講座等の開催やさまざまな広報媒体による情報提供・啓発活動、相談における自主的解決に向けた助言、事業者指導等を行った結果、県民の皆さんの消費者被害の未然防止に関する意識が醸成されるとともに、相談を受けた消費者トラブルを解決につなげることができました。
また、市町への支援を行った結果、消費生活相談員が配置された市町のうち 2 市 1 町で、相談員配置日が増設され、相談窓口が充実しました。
- ・相談件数は減少傾向にありますが、商取引の複雑化、多様化に伴い、新たな消費者トラブルが発生するとともに、高齢者が被害に遭う割合が増加しています。
- ・県民の皆さんに一番身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制充実のための働きかけや支援を引き続き行う必要があります。
- ・悪質な被害事例が依然として発生していることから、消費者被害の発生・拡大防止を図るため、関係機関等との連携を強化し、事業者指導に取り組む必要があります。

平成 25 年度 of 改善のポイントと取組方向

- ・消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等さまざまな主体が参画するネットワークの拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行うことにより、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。
特に高齢者の被害を防止するため、市町等と連携し、消費者啓発地域リーダーの養成及び活動支援、老人会等への働きかけなどにより、地域における自主的な啓発活動を促進し、地域で支え合う意識を醸成します。
- ・「消費者教育を総合的、一体的に推進する」ことを目的に制定された、消費者教育推進法の施行を受け、関係団体等との連携を強化し、消費者教育推進地域協議会の設置や消費者教育推進計画の検討を行うとともに、消費者教育の指導者研修や教材の充実に取り組みます。

- ・消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談員の人材育成や専門家活用等を行うことで、市町相談体制の維持充実を支援します。また、県相談員による市町相談窓口への日常的助言のほか、単独での相談員配置が難しい市町に対して、広域的連携による相談体制について助言や調整等支援を行うとともに、基金活用による積極的取組を働きかけ、県内の相談体制充実を図ります。
- ・悪質な商取引について、国や他都道府県及び警察など他機関との連携を強化し、効果・効率的な事業者指導を実施するとともに、ネットワークを活用して事業者団体の自主行動基準策定への働きかけを行うなど、取引の適正化を図ります。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 次長 伊藤久美子 電話：059-224-2468】

- ・国や県、市町が役割分担し、一体となって消費者行政に取り組んでいくため、基金を活用して整備された市町の相談体制の維持・充実に向け、単独での相談員配置が難しい市町や周辺市町に対して広域的連携による体制整備を働きかけていきます。
- ・消費者教育推進法の施行を受け、学校や地域、大学等の関係機関との連携を強化し、消費者教育の推進策を協議する場を設けるとともに、事業実施期間が延長された基金を活用して人材育成や教材充実等の具体的取組を進めます。
- ・地域における消費者教育については、特に高齢者の被害を防止するため、引き続き市町等と連携し、消費者啓発地域リーダー等の担い手育成や教材提供等により、自主的な啓発活動を促進します。

施策 1 3 4

薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で 24 年度目標値を達成しており、県内各地で薬物乱用防止対策が進んでいることから、「進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
薬物乱用防止講習会の参加者数（累計）		245,200 人	1.00	295,200 人	395,200 人
	204,790 人	264,566 人			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、薬物乱用防止講習会の開催に集中的に取り組んだ結果、目標値を達成しました。平成 25 年度においては、27 年度の目標達成に向けて、24 年度目標値を基準として毎年 5 万人の参加をめざす目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13401 薬物乱用防止対策の推進（健康福祉部）	薬物乱用防止事業の協力者数		2,981 人	1.00	3,052 人	3,194 人
		2,933 人	3,014 人			
13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保（健康福祉部）	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合		0 %	1.00	0 %	0 %
		0 %	0 %			
13403 生活衛生営業の衛生水準の確保（健康福祉部）	生活衛生営業施設における健康被害発生件数		0 件	1.00	0 件	0 件
		0 件	0 件			
13404 人と動物との共生環境づくり（健康福祉部）	犬・猫の引取り数		3,351 頭	1.00	3,285 頭	3,285 頭
		3,373 頭	3,249 頭			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	164	156	160		
概算人件費		361			
(配置人員)		(40 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 小・中・高校生を対象とした薬物乱用防止教室などの薬物乱用防止講習会を開催（参加者数 59,776 人）
- ・ 薬物依存者やその家族からの相談に対して、薬物問題に取り組む関係機関と連携して対応（相談件数 32 件）
- ・ 民間団体と連携して薬物依存者の家族を対象とした家族教室を開催（教室開催：5 回）
- ・ 医療用麻薬等の不正流通を防止するため、医療用麻薬や向精神薬等を取り扱う医療機関や薬局等に立入検査を実施（1,482 施設）
- ・ 医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を実施（2,421 施設）
- ・ 「くすりの相談テレホン」で県民の皆さんからの問い合わせに対応（相談件数 4,153 件）
- ・ 平成 24 年 6 月に、市町のほか民間協力団体や学生ボランティア団体などで構成する三重県献血推進連絡会を設置（開催回数 2 回）
- ・ 三重県献血推進連絡会に参加する学生が中心となって平成 25 年 2 月に三重県学生献血推進連盟（みえっち）が設立され、活動を開始
- ・ 献血意識向上のため、「愛の血液助け合い運動」、「クリスマス献血キャンペーン」等の街頭ページェントを実施（35 回）
- ・ レジオネラ感染症対策として公衆浴場、旅館業等の営業施設等への自主衛生管理の促進（自主衛生管理定着率 95.6%）
- ・ 三重県動物愛護管理推進計画に基づく犬との正しい接し方教室や動物愛護教室を開催（教室参加者数 2,471 名）
- ・ 犬および猫の譲渡事業を実施（犬の譲渡数 54 頭 猫の譲渡数 20 匹）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 薬物乱用防止教室などの薬物乱用防止講習会を開催するとともに、関係機関や民間団体などと連携して啓発活動を行い、青少年を中心とした多くの県民の皆さんに薬物乱用の恐ろしさを知っていただくことができました。今後も、これらの活動を継続していくとともに、連携して取り組んでいただく団体を増やしていく必要があります。
- ・ 違法・脱法ドラッグの販売の恐れのある店舗への立入調査を行うとともに、違法・脱法ドラッグの危険性について、県ホームページでの広報、講習会の活用やパンフレット等の配布などにより県民の皆さんに対して啓発を行いました。引き続き、立入調査や県民の皆さんへの啓発等を行う必要があります。
- ・ くすりの相談テレホンには、非常に多くの相談があり、医薬品等に関する県民の皆さんの関心が高いことから、引き続き情報提供を進める必要があります。
- ・ 市町等との協力体制の確保を目的に三重県献血推進連絡会を平成 24 年 6 月に設置し、25 年 2 月には若年層の献血意識の向上を目的に三重県学生献血推進連盟が設立されました。一方、高校生への啓発活動については、ヤングミドナサポーター（高校生等若年層の皆さんを対象に、献血に関心を

持ってもらうため、街頭献血啓発活動等を行うボランティア）の登録者数が年々増加しているところですが、現時点では、献血者数増には結びついていません。今後は、これらの会と連携して、若年層への啓発活動や献血者数の拡大に取り組んでいく必要があります。

- ・生活衛生営業施設等の監視指導を行うとともに、これらの施設による自主衛生管理を促進した結果、生活衛生営業施設における健康被害は発生しませんでした。レジオネラ感染症のリスクが高い公衆浴場施設について、引き続き、自主衛生管理を促進していく必要があります。
- ・犬との正しい接し方教室や動物愛護教室を開催し、多くの県民の皆さんに動物愛護の精神を学んでいただきました。また、犬・猫の処分頭数を減らすため、犬・猫の譲渡事業を実施しましたが、さらにこの事業をすすめる、県に収容された犬・猫が生存する機会を増やしていく必要があります。
- ・動物愛護管理事業を推進するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に合わせた計画的な対策が必要です。また、三重県動物愛護管理センターの機能充実が求められています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・今後も、民間団体、学校、市町等と連携するとともに、協力団体等を増やすことにより、一人でも多くの県民に薬物乱用の恐ろしさを伝えていきます。また、薬物依存者やその家族からの相談に対しては関係機関と連携し、再乱用防止に努めます。
- ・違法・脱法ドラッグ対策については、平成 25 年 3 月 22 日に、化学構造が類似している物質群を指定薬物として包括的に規制する制度が導入されるなど、規制がより強化されたこともあり、引き続き、関係機関と連携して立入調査を実施し、厳正・的確な対応をしていくとともに、薬物乱用防止講習会などで違法・脱法ドラッグの危険性を伝えていきます。
- ・医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を進めます。
- ・三重県献血推進連絡会を基盤に、三重県学生献血推進連盟や関係機関と連携して、若年層への啓発活動や献血者の確保に取り組んでいきます。特に、高校生の献血意識向上を図るため、各高校を訪問し、ヤングミドナサポーターへの登録、赤十字血液センターが開催する献血セミナーへの協力依頼を行います。
- ・生活衛生営業施設において感染症による健康被害を発生させないために、生活衛生関係営業施設等の監視指導を行います。また、公衆浴場施設でのレジオネラ感染症対策等の自主衛生管理を促進していきます。
- ・犬・猫の譲渡事業を拡大するとともに、犬との正しい接し方教室や動物愛護教室などにより、習性に合わせた飼育や終生飼養等について県民の皆さんに普及啓発を行うことで、さらなる犬・猫の処分頭数の減少に努めます。
- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に合わせた環境省の基本指針が平成 25 年 9 月に定められることから、その内容に則して三重県動物愛護管理推進計画の改訂を行います。また、三重県動物愛護管理センターの機能充実についても引き続き検討します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【健康福祉部 次長 永田 克行 電話：059-224-2321】

- ・薬物の乱用を未然に防止することが重要であり、その恐ろしさについて広く県民の皆さんへ啓発するため、啓発活動に取り組んでいただける団体をさらに拡大していきます。
- ・三重県動物愛護管理推進計画の改訂作業に取り組むとともに、三重県動物愛護管理センターの機能の充実等について検討します。

施策 1 4 1

介護基盤整備などの高齢者福祉の充実

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケア*の取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標は、1 つを除き平成 24 年度目標値を達成しており、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者の解消が進みつつあることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数		1,572 人	0.90 (1,572 人/1,740 人)	1,097 人	0 人
	2,123 人	1,740 人			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数
25 年度目標値の考え方	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者について、施設整備等により平成 26 年度までに計画的に解消することをめざし、25 年度の目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (健康福祉部)	主任ケアマネジャー登録数		636 人	1.00	706 人	846 人
		566 人	656 人			
14102 介護基盤の整備促進 (健康福祉部)	特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)		14,227 床	0.73	14,837 床	16,497 床
		13,477 床	14,027 床			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14103 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)	認知症サポーター 数(累計)		63,000 人 (23 年度)	1.00	87,500 人	87,500 人 (26 年度 80,000 人)
		49,385 人 (22 年度)	65,525 人 (23 年度) 79,983 人 (24 年度)			
14104 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数		741 人	1.00	893 人	930 人
		678 人	874 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	25,055	25,587	25,510		
概算人件費		325			
(配置人員)		(36 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 認定調査員などの資質向上に向けた研修の実施 (1,760 人)
- ・ ケアマネジャーの資質向上に向けた研修の実施 (1,826 人)
- ・ 介護従事者を対象とした資質向上のための研修の実施 (275 人)
- ・ 「三重県介護保険事業支援計画(第5期計画)」に基づき、特別養護老人ホームの整備促進(特別養護老人ホーム 550 床(内 160 床は平成 25 年度に繰越))
- ・ 高齢者関係施設が実施する耐震診断の費用に対する助成(3 施設)
- ・ 地域包括ケアに関する市町、地域包括支援センター*職員等に対する研修の実施 (723 人)
- ・ 介護予防に関する市町、地域包括支援センター職員等に対する研修の実施 (480 人)
- ・ 認知症専門医療等を実施する「基幹型認知症疾患医療センター」の指定 (1 か所)、「地域型認知症疾患医療センター」の指定 (3 か所)
- ・ 認知症にかかる相談対応を行う「認知症コールセンター」の設置
- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ 老人クラブに対する活動費助成 (1,819 クラブ)、全国健康福祉祭への県選手団の派遣 (106 人)

平成 24 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ・ ケアマネジャーや介護職員など、介護サービスを支える人材に対して研修を実施し、知識、技能の修得が進みました。今後も、質の高いサービスが提供されるよう、引き続き介護従事者の人材育成や資質向上に取り組んでいくことが必要です。
- ・ 市町と連携して、特別養護老人ホームの介護基盤の整備を進めましたが、入所待機者の解消に向けての課題として、施設整備計画の内容が十分でない事業者もあることや施設によっては必ずしも介護度が重度で在宅の入所待機者が優先的に入所していない状況等があります。

- ・ 高齢者関係施設の耐震診断の結果、2 施設について耐震補強が必要です。また、大規模災害に備えて、施設間での入所者の受入れ等の協力体制を整備しておくことが重要です。
- ・ 地域包括支援センターの機能強化のため、高齢者の個別具体的な課題や困難事例の解決を図るための専門アドバイザーを派遣（8 回）しました。今後も、高齢化の進展に伴う一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括ケアの取組の充実が必要です。
- ・ 市町職員等を対象とした介護予防研修の実施により、市町をはじめとする関係機関の介護予防に関する取組を促進しました。今後も、高齢化の進展により要支援・要介護認定者が増加する中、介護予防のより効果的な取組が必要です。
- ・ 新たに「基幹型認知症疾患医療センター」を指定することにより、専門医療や専門医療相談を充実させるとともに、市町や企業と連携して認知症サポーター養成講座を進めた結果、当初の想定を超えて認知症サポーターを養成することができました。しかし、認知症高齢者は増加傾向にあることから、今後、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要であるとともに、地域における支援体制の整備が必要です。
- ・ 高齢者虐待は、ここ 3 か年は毎年減少していますが、依然として毎年発生（平成 23 年:293 件）しています。虐待の早期発見に向け、関係機関への研修や関係機関同士のネットワークの構築が必要です。
- ・ 高齢者の社会参加活動や地域貢献活動等に関する研修会などを実施しました。地域の絆が希薄化していることから、今後も、より多くの元気な高齢者が地域社会における活動の担い手となることが期待されています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ ケアマネジャーの資質向上に向けた研修および介護施設等における看護職員や介護職員に対する研修を実施し、サービスの向上を図ります。
- ・ 施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、施設整備を予定している事業者に対して説明会等を実施し、特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備を進めます。また、施設に対して「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った入所基準の適切な運用を促します。
- ・ 特別養護老人ホーム等の入所施設については、災害時の利用者の安全確保が重要であり、また、在宅被災者の避難所ともなることから、耐震補強が必要と判明した施設の耐震化の取組を支援するとともに、施設間等の災害支援協定の締結を支援するなど防災対策を進めます。
- ・ 地域包括ケアの取組が継続的に行われるよう、地域包括支援センターの職員等を対象とした研修の実施や専門アドバイザーの派遣に加えて、新たに事例検討会等を行う地域ケア会議の運営支援を行う専門家を派遣し、地域包括支援センターの機能強化を支援します。また、医療と介護の連携を進めるための研修を開催します。
- ・ 市町における介護予防の効果的な事業実施に向けて、研修の開催や先進事例の情報提供などの支援を行うとともに、新たに市町が実施する介護予防事業の情報収集や分析など事業評価等を行います。
- ・ 高齢者虐待の早期発見・早期対応や成年後見制度の利用促進に向けて、市町、地域包括支援センター職員や介護施設従事者を対象とした研修を関係機関と連携して実施します。また、虐待防止に向け、自治会や民生委員、地域の企業等の地域関係者から構成されるネットワークの構築に取り組む市町を支援するとともに、市町が行う困難事例への対応が円滑に行われるよう、引き続き民間の専門家の協力を得て相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 「地域型認知症疾患医療センター」を東紀州地域において新たに指定するとともに、かかりつけ医への研修や認知症サポーターの養成など、地域における支援体制の構築を進めます。

- ・ 地域貢献活動に取り組む老人クラブをはじめとした高齢者団体等への研修の実施や、高齢者の健康づくり、スポーツ活動などの支援を行うことにより、元気な高齢者が地域社会で活躍できる取組を進めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【健康福祉部 次長 宮川 一夫 電話：059-224-2251】

- ・ 特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けた介護保険施設の整備や施設利用者の安全を確保するための耐震改修等を支援します。
- ・ 効果的な地域包括ケアを推進するため、介護予防事業の事業評価等の実施や地域包括支援センターの機能強化の支援など、市町や関係機関と連携して、在宅サービスの充実、認知症対策、介護予防等に取り組めます。

施策 1 4 2

障がい者の自立と共生

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成 27 年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B	判断理由
*	(ある程度進んだ)	県民指標を達成するとともに、活動指標もほぼ目標を達成しており、障がい者の自立と共生に向けた取組が進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）		1,203 人	1.00	1,294 人	1,476 人
	1,122 人	1,233 人			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数				
25 年度目標値の考え方	グループホームや日常生活の場の計画的な整備等により、障がい者が地域で自立し、また、安心して暮らすことができるよう、平成 25 年度の目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進（健康福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数		4,838 人	1.00	5,438 人	5,438 人
		4,622 人	5,622 人			
14202 障がい者福祉サービスの充実（健康福祉部）	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数		80 人	1.00	85 人	95 人
		75 人	80 人			
14203 障がい者の相談支援体制の整備（健康福祉部）	総合相談支援センター*への登録者数		5,520 人	0.96	5,740 人	6,180 人
		5,299 人	5,315 人			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14204 精神障がい者の 保健医療の確保 (健康福祉部)	社会的入院から地域移行した精神障がい者数 (累計)		410 人	1.00	460 人	560 人
		372 人	418 人			
14205 障がい者の社会 参加環境づくり (健康福祉部)	県障がい者スポーツ大会参加者数		1,450 人	0.90	1,500 人	1,600 人
		1,303 人	1,300 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	15,188	13,999	15,644		
概算人件費		766			
(配置人員)		(85 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム整備数 3 か所）
- ・ 障がい者の安全・安心確保のため県内の障害者入所施設の耐震化を支援（1 件）
- ・ 福祉、雇用、教育、農業分野等が連携して障がい者の就労支援等の取組を進めるため、「三重県障がい者支援施策総合推進会議」を開催（平成 24 年 7 月）
- ・ 共同受注窓口 *により障害者就労施設の受注拡大に向けて関係機関への P R 等を実施
- ・ 社会的事業所 *に対する支援制度を設け、その設置を促進
- ・ 県内障害保健福祉圏域ごとに設置した総合相談支援センターによる相談事業を実施
- ・ 精神障がい者とその家族の地域生活定着のため、アウトリーチ（訪問支援）*事業の実施
- ・ 障がい者スポーツ普及のため、新たな障がい者スポーツ競技団体設立を支援（4 団体設立）
- ・ 芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「障がい者芸術文化祭」を開催（平成 25 年 3 月開催：ステージ発表（19 組、約 240 人）、作品展示（約 230 点））
- ・ 情報コミュニケーション支援のために「三重県聴覚障害者支援センター」を設置（平成 24 年 4 月）
- ・ 補助犬キャラバン隊による普及啓発活動を実施（5 か所）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 新たにグループホーム 3 か所を整備し、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。グループホームとともに、障がい福祉サービス事業所の整備に対するニーズも高いため、こうした施設整備の促進が必要です。また、県内 4 か所の福祉型障害児入所施設において加齢児の地域移行に取り組みましたが、まだ、一部の加齢児は施設に入所を続けている状況です。
- ・ 障がい者関係の入所施設の耐震整備を行いました。未整備の施設が 1 か所残っています。
- ・ 共同受注窓口における受注拡大に取り組んだ結果、10,271 千円の売上実績がありましたが、障がい者の雇用拡大や工賃アップにつなげるためには更なる取組が必要です。また、平成 25 年度から施行される障害者優先調達推進法の具体的な対応方針を定め、障害者就労施設等からの公契約の拡大等を実施していく必要があります。
- ・ 社会的事業所については、設置に向けて、意欲のある法人および関係市町に協力を依頼しましたが、先例の少ない新たな取組であることや事業の継続性の面などから理解が得られず、その開設には至りませんでした。
- ・ 制度改正により、平成 26 年度までに、原則、障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい者にサービス等利用計画を作成することとなったため、相談支援体制の充実を図る必要があります。

- ・ 精神科病院と関係機関等が連携しアウトリーチを実施し、精神障がいのある人 25 名に対する支援を行いました。また、輪番制による精神科救急医療体制と電話による 24 時間精神科医療相談を実施し、平成 24 年度は、緊急入院 337 件、外来診療 437 件、その他相談助言も含め 2,965 件の利用実績がありました。今後も、精神障がいのある人やその家族が、いつでも、どこでも安心して医療などが受けられるような体制を継続していく必要があります。
- ・ 平成 33 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて、新たに 4 競技団体が結成されましたが、引き続き、新たな競技団体の結成・育成支援、既存の障がい者スポーツ競技団体の強化や障がい者スポーツ指導者の育成が求められています。
- ・ 障がい者芸術文化祭を初めて開催し、障がい者の芸術文化活動への参加機会の充実を図りましたが、今後もこうした障がい者の社会参加のための取組が必要です。
- ・ 新たに設置した三重県聴覚障害者支援センターが行う情報・コミュニケーション支援により、聴覚障がい者の情報保障が進みました。引き続き、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行い、情報保障を充実していくことが重要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや障がい者福祉サービス事業所の整備を進めるとともに、コーディネーターを配置し、関係機関等の調整を行うことにより加齢児の地域移行の支援に取り組みます。
- ・ 耐震化等が未整備の障がい者関係の入所施設の耐震化を支援します。
- ・ 障がい者の工賃アップと受注拡大に向けて、外部の経営コンサルタントによる指導に加え、共同受注窓口みえに設置する運営委員会による研修会の開催や情報交換などを行い、福祉事業所の経営意識の向上や商品開発、作業改善等の取組を進めます。また、障害者就労施設等からの公契約を拡大するため、物品等の調達方針を策定し、障がい者の自立の促進を図ります。
- ・ 一定の社会的支援のもとで経済活動を行う、一般就労や福祉的就労でない新しい就労形態の創設について、試行事業の実施を国へ提言するなど、引き続き検討を進めていきます。
- ・ 制度改正による新たな相談支援ニーズに対応できるよう、相談支援体制の強化に努めます。
- ・ 精神障がいのある人の地域移行を推進するとともに、地域で安心して生活が継続できるよう、24 時間対応できる支援体制や精神科救急医療体制の充実にも努めます。
- ・ 平成 33 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて、これまでに県内で設立されていない障がい者スポーツ競技団体の結成・育成支援（平成 25 年度・4 競技団体予定）、県域で活動する障がい者スポーツ団体の活動支援や指導者の技術向上等を図ります。
- ・ 「障がい者芸術文化祭」や「障がい者スポーツ大会」の開催など、障がい者の社会参加のための環境整備を進めます。
- ・ 三重県聴覚障害者支援センターや三重県視覚障害者支援センター等が中心となって、意思疎通支援者の養成等、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行います。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【健康福祉部 次長 宮川 一夫 電話:059-224-2251】

- ・ 障がい者が地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、グループホームや日中活動の場の整備、施設の耐震化等を支援するとともに、障がい者の就労定着支援や工賃アップに向けた福祉事業所への経営指導、共同受注窓口によるさらなる受注拡大などに取り組みます。
- ・ 障がい者が社会のさまざまな活動に参加、参画できるよう、情報・コミュニケーション支援や障がい者のスポーツ、芸術文化活動への参加機会の充実などの環境整備を進めます。

施策 1 4 3

支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標について目標を達成できていない項目もありますが、県民指標はほぼ目標を達成し、地域での支え合い体制づくりの取組が展開されたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
福祉サービス 利用援助を活 用する人数		1,150 人	0.999	1,250 人	1,450 人
	1,026 人	1,149 人			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数				
25 年度目標 値の考え方	事業の円滑な推進に努めた結果、平成 24 年度の目標値はほぼ達成できました。 平成 25 年度においては、27 年度の目標達成に向けて、毎年 100 名程度の増加をめざし目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14301 地域福祉活動 と権利擁護の推進 (健康福祉部)	民生委員・児童 委員活動件数		530,000 件	1.00	541,000 件	562,000 件
		519,755 件	533,821 件			
14302 福祉分野の人 材確保・養成 (健康福祉部)	介護関係職の 求人充足率		29.2%	0.77	32.8%	40.0%
		25.6%	22.6%			
14303 福祉サービ スの適正な確保 (健康福祉部)	適正な運営を行 っている社会福 祉法人の割合		79.0%	1.00	79.5%	80.5%
		78.6%	79.2%			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進 (健康福祉部)	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数		45 件	1.00	70 件	120 件
		22 件	51 件			
14305 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部)	生活困窮者等の就労・増収達成率		50.0% (23 年度)	0.88	50.0% (24 年度)	50.0% (26 年度)
		41.9% (22 年度)	44.2% (23 年度)			
14306 戦傷病者等の支援 (健康福祉部)	戦傷病者等の支援事業への参加者数		1,145 人	0.96	1,145 人	1,145 人
		1,122 人	1,096 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,700	4,638	4,420		
概算人件費		514			
(配置人員)		(57 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 地域支え合い体制づくり事業による地域の取組の支援 (21 市町 69 事業に対して助成)
- ・ 社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業への支援
- ・ 関係団体が参画した成年後見制度の利用推進に向けた検討委員会の開催 (3 回開催)
- ・ 緊急雇用創出事業による介護雇用プログラムの実施 (134 名の離職者等を介護職場で雇用)
- ・ 社会福祉法人等に対する指導監査や実地指導、不適切な運営を行っている法人等に対する継続した改善指導の実施
- ・ 社会福祉法の改正に伴い、平成 25 年度から指導監査権限の一部が市へ移譲されることから、円滑な移譲を図るため、市職員を対象に研修会の開催や指導監査への同行等の支援を実施
- ・ 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の開始及び広報紙、新聞、ラジオ、店頭啓発キャンペーン (延べ 31 店舗) 等を通じた普及啓発の実施
- ・ ユニバーサルデザインの意識づくりのための学校出前授業の実施 (37 校、1,975 人)
- ・ 被保護世帯への支援の実施 (生活保護世帯数 13,076 世帯、生活保護受給者数 17,832 人 (平成 24 年度平均))

平成 24 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ・ 地域支え合い体制づくり事業等の取組により、高齢者や障がい者等の地域での自立した生活が促進されました。今後ますます増大する福祉ニーズに対応するためには、こうした取組等を参考としながら、地域を主体とした民生委員・児童委員やボランティア活動、NPO等の取組をさらに進めていくことが必要となっています。
- ・ 日常生活自立支援事業により、判断能力に不安のある高齢者や障がい者等が地域で安心して暮らしていけるように支援しましたが、高齢化の進展等により、今後も当事業の利用者の増加が見込まれ、それに応じた実施体制の確保が課題となっています。また、あわせて、成年後見制度の利用推進に

向けた取組を進める必要があります。

- ・ 離職した人が介護施設等で働きながら介護資格を取得する事業や福祉人材センターによる各種事業などにより、介護分野における人材の確保を進めましたが、毎年介護施設等の整備が進められていることから、介護現場では依然として人材不足が続いています。今後の高齢化の進展をふまえ、中長期的な観点で福祉・介護人材の確保・育成を進めることが必要となっています。
- ・ 社会福祉法人や介護保険事業者への定期的な指導監査の結果、社会福祉法人の運営費の資金流用や介護保険事業者の不正請求など不適正な運営が確認されており、今後とも増加する事業者への的確な指導監査の実施が必要です。

また、平成 25 年度から社会福祉法人の指導監督権限の一部が市に移譲されることから、円滑な移譲を図るため、研修会の開催や指導監査への同行訪問等の支援を行ってきましたが、移譲後の市への支援が課題となっています。

- ・ 障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、平成 24 年 10 月 1 日から「三重おもいやり駐車場利用証制度」を全市町の協力を得て開始し、利用証の交付者数は 10,201 人、「おもいやり駐車場」の登録届出数は 1,560 施設、3,296 区画となりました。今後さらに当制度を定着させるとともに、そのための普及啓発活動などを通じ、地域での自主的、自立的なユニバーサルデザインの活動を広げていくことが課題です。
- ・ 生活保護受給者の増加傾向が続いており、稼働可能な受給者に対するさらなる就労・自立支援が必要となっています。また、生活保護世帯の子どもが一般世帯と比較して高校進学率が低いという傾向があることから、大人になって再び生活保護を受給するといった「貧困の連鎖」の防止が課題です。
- ・ 戦傷病者や戦没者遺族など援護の対象者が高齢化しており、きめ細かな配慮による援護の実施が必要となっています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 地域の高齢者や障がい者の見守り活動の活性化など、市町等が行う地域の支え合い体制づくりの取組を支援します。また、一斉改選を迎える民生委員・児童委員の研修や活動支援を行うとともに、ボランティア活動の活性化を図ります。
- ・ 日常生活自立支援事業における利用者数の著しい増加に対応できるよう、必要な財政措置等について国へ要望を行うとともに、関係団体と連携して成年後見制度の利用推進に取り組みます。
- ・ 福祉・介護分野の人材確保を図るため、離職者を対象として、介護施設等で働きながら介護資格を取得する就職支援や、福祉人材センターによる新たな人材の確保、求人・求職者のマッチング等を実施するとともに、若い人材の参入促進のため、県内の中学校・高等学校の生徒、教員等に対するセミナーの開催等を行います。
- ・ 社会福祉法人や介護保険事業者等の不正事案に対して、実効性のある指導監査を実施していきます。また、平成 25 年度から社会福祉法人への指導監督権限の一部が市に移譲されるため、市と連携し、的確な指導監査に取り組みます。
- ・ 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の定着に向けた取組を進めます。また、当制度の普及啓発活動やユニバーサルデザインの学校出前授業など、県民の皆さんにとって身近な取組を通じ、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりを行うとともに、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。
- ・ 指導監査等を通じて生活保護の適正な実施を図るとともに、生活保護受給者の経済的自立を支援するため、福祉事務所の就労支援員による就労支援やハローワークと連携した就労支援事業を進めま

す。また、生活保護世帯の中学生の高校進学を支援する学習支援事業に取り組みます。

- ・ 戦傷病者や戦没者遺族にかかる援護事業について、きめ細かな配慮を行いながら適切に実施します。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【健康福祉部 次長 宮川 一夫 電話:059-224-2251】

- ・ 福祉・介護分野の人材確保を図るため、福祉人材センターに求人・求職情報を集約し、就労希望者への相談支援を的確に行うとともに、職場体験や就職フェア等を通じて福祉・介護職場に対する理解や関心を高め、新たな人材の参入につなげます。
- ・ 生活保護世帯の子どもの将来の自立を図るため、生活保護世帯の中学生に対して学習支援を行い、高校進学を支援します。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標は達成しているものの、活動指標において、目標に対してあまり進まなかった項目もあることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
温室効果ガス 排出量の基準 年度比（森林 吸 収 量 を 含 む）		+6.3%以下 （22 年度）	1.00	+4.7%以下 （23 年度）	+1.5%以下 （25 年度）
	+3.6% （21 年度）	+4.9% （22 年度）			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度（平成 2(1990)年度）比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成 32(2020)年度の目標値は基準年度比で、－10%としています。				
25 年度目標 値の考え方	平成 20 年秋のリーマンショックによる影響がある平成 21、22 年度の値ではなく、影響の少ない平成 20 年度の値（+9.7%）から、「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、毎年、均等に削減するという前提のもとに目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15101 温室効果ガス 排出削減の取組推進 （環境生活部）	大規模事業所における 温室効果ガスの排出量 の増減比率		+0.6% 以下 (23 年度)	0.32	+1.2% 以下 (24 年度)	+2.4% 以下 (26 年度)
		0% (22 年度)	+1.9% (23 年度)			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15102 環境経営の促進 (環境生活部)	三重県版小規模事業所 向け環境マネジメント システム (M-EMS) 認証事業所数 (累計)		290 件	0.73	330 件	420 件
		246 件	278 件			
15103 環境行動の促進 (環境生活部)	環境活動参加者数		5,300 人	0.92	5,600 人	6,000 人
		4,957 人	4,875 人			
15104 環境教育の推進 (環境生活部)	環境教育参加者数		30,000 人	1.00	33,000 人	33,000 人
		29,454 人	33,797 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	590	411	351		
概算人件費		153			
(配置人員)		(17 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・環境審議会に、地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方の審議を諮り、中間案とりまとめ
- ・電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業において、伊勢市をモデル地域とし、企業、団体、大学、行政等が参画した協議会を設立し、協議会の取組や各主体の役割等を定めた行動計画（おかげさま Action!）を策定
- ・気候変動による影響への適応について、防災、健康、食料等さまざまな分野で、本県の地域特性を踏まえた気候変動による影響等に関する基礎的な調査を実施
- ・三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム * (M-EMS) の商工会議所等と連携した普及啓発の実施（新規認証取得：32 社）
- ・地球温暖化防止活動推進センターを拠点とし、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座やイベント等における地球温暖化防止に係る啓発活動の実施（参加者数：15,453 人）
- ・企業、小学校、行政等が連携して環境教育を進める「キッズ ISO14000 プログラム *」の取組を県内の小学校において実施（実施小学校：23 校、860 人）
- ・環境学習情報センターにおける講座、イベント等による環境教育、啓発活動の実施（環境教育参加者数：33,797 人）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・地球温暖化対策の推進に係る条例制定に向け、今後、パブリックコメントの実施や関係団体から意見を聴きながら、さまざまな主体が、自主的かつ積極的に取り組める内容にしていく必要があります。
- ・平成 24 年度に策定した行動計画（おかげさま Action!）に沿った取組を着実に進めるため、各主体がそれぞれの役割に応じて、取組を進めていく必要があります。
- ・気候変動による影響への適応については、平成24年度に行った調査結果を踏まえて、こうした影響への対策についての取組の方向性を検討していく必要があります。
- ・産業部門について、自主的な排出削減の取組を促進していくため、地球温暖化対策計画書制度の実効性を担保する仕組みの構築や三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS) の導入を促す普及啓発などを行う必要があります。

- ・県民の省エネ・節電に対する意識が高まりましたが、意識の高まりを行動につなげていく必要があります。
- ・環境教育の推進については、県民の地球温暖化対策への行動が、より効果があがるよう環境学習情報センターを中心に取組を進める必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・パブリックコメント等により、県民、事業者等の意見を広く聴きながら、環境審議会の答申を踏まえ、条例化の取組を進めていきます。
- ・電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、協議会が策定した行動計画を国の補助制度を活用した取組などにより着実に進めていきます。
- ・気候変動による影響について課題等を整理し、関係機関が各分野において、施策や事業を実施するにあたり、必要とされる考え方を示すことにより、気候変動による影響への適応に向けた取組を促進するとともに、県民、事業者等と情報を共有し、自主的な取組を促進していきます。
- ・温室効果ガス排出削減の自主的な取組を促進するため、産業部門においては、地球温暖化対策計画書制度への評価・公表制度の導入や三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）の一層の普及拡大を図るとともに、運輸部門においては、新たに自動車地球温暖化対策計画書制度の導入を図ります。
- ・家庭部門については、地球温暖化防止活動推進員等が行う啓発活動等において、省エネ等に係る具体的な事例や効果を示した啓発冊子（平成 24 年度作成）等を活用するなど、「見える化」の取組を通じて、県民一人ひとりの意識をさらに高め、行動につなげていきます。
- ・環境学習情報センターを拠点に行う啓発活動について、市町や学校等関係機関との連携を進めるとともに、県民の環境への関心の高まりや環境学習の機会の多様化、県民の環境活動、環境学習に対するニーズなどを踏まえ、各種講座やイベント等の環境保全に係る取組を引き続き進めていきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 次長 岡本 弘毅 電話：059-224-2305】

- ・地球温暖化防止のためには、これまでの多くの化石燃料に依存した暮らしから、温室効果ガスの排出が極力抑制され、省エネルギーでかつ豊かな暮らしが実感できる低炭素社会に移行することが求められています。
そのため、さまざまな主体が、自主的かつ積極的に取り組める内容を盛り込んだ地球温暖化対策の推進に係る条例制定に向けた取組を進めます。
- ・また、伊勢市をモデル地域とした電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、協議会の各メンバーと連携して、行動計画に基づき観光プランの作成や国の補助事業を活用した電気自動車の導入、充電器の設置等に取り組むとともに、温室効果ガス削減取組の「見える化」を通じて、県民一人ひとりの意識をさらに高め、行動につなげていくことにより、温室効果ガスの排出削減を図ります。

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成し、活動指標についても3項目のうち2項目で目標を達成しており順調に推移していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量		352 千トン以下 (23 年度)	1.00	338 千トン以下 (24 年度)	306 千トン以下 (26 年度)
	360 千トン (22 年度)	345 千トン (23 年度)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度において廃棄物の最終処分量は目標値を達成しました。廃棄物処理計画の目標値の考え方を踏まえて設定した平成 27 年度目標値の達成に向けて、平成 25 年度の目標値を 338 千トン以下と設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15201 ごみゼロ社会づくりの推進（環境生活部 廃棄物対策局）	1 人 1 日あたりのごみ 排出量（一般廃棄物の 排出量）		951 g/人・日 以下 (23 年度)	0.98	939 g/人・日 以下 (24 年度)	913 g/人・日 以下 (26 年度)
		966 g/人・日 (22 年度)	967 g/人・日 (23 年度)			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の再生利用率		39.2% (23 年度)	1.00	41.5% (24 年度)	42.2% (26 年度)
		36.9% (22 年度)	41.1% (23 年度)			
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の不法投棄総量		440トン 以下	1.00	370トン 以下	370トン 以下
		462トン (22 年度)	150トン			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,015	1,040	2,332		
概算人件費		775			
(配置人員)		(86 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物（がれき）の広域処理について、ガイドラインを策定するなど災害廃棄物処理の安全性確保に向けた取組を行い、環境省からの岩手県久慈市の災害廃棄物（可燃物）処理の協力要請を受け、市町等とともに受入に向けた調整を実施
- ・南海トラフ地震等の大規模災害に備え、災害廃棄物処理において重要となる初期対応について、東日本大震災等における事例を参考にするために現地調査を実施
- ・ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や子どもを対象とした「もったいない」啓発資材配付など、環境イベント（2 回）等において普及啓発を実施するとともに、市町の廃棄物処理施設の円滑な整備に向けて、国の循環型社会形成推進交付金を確保できるよう技術的支援を実施
- ・RDF*焼却・発電事業について安全で安定した運転を行うとともに、経営改善を図るため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度に移行
また、廃棄物処理センター事業により整備される、災害廃棄物処理の受入機能も有する産業廃棄物最終処分場について、国や県補助金を交付し、平成 24 年 12 月に一部供用を開始
- ・産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、多量排出事業者に対して処理計画の策定指導のほか、電子マニフェスト*や優良認定処理業者の利活用について個別訪問による働きかけ（590 社）を実施
また、高濃度 PCB 廃棄物について平成 28 年 7 月までの処理終了に向けた取組を実施
- ・バイオマス系産業廃棄物を対象にエネルギー利用も含めた再資源化等の事業化可能性調査に着手し 5 件のモデル事例の具体的検討を進めるとともに、三重県リサイクル製品利用推進条例を的確に運用
- ・産業廃棄物の不適正処理事案等については迅速な対応を行い、早期発見・早期是正し、又は未然防止するとともに、文書による法令遵守の徹底を図り、悪質事業者に対しては、改善命令（5 件）を行うなど厳正に対処
- ・生活環境保全上の支障等が生じている 4 つの産業廃棄物の不適正処理事案について、産廃特措法に基づく国の支援を得て平成 25 年度から恒久対策に着手できるよう、実施計画を策定し、環境省との協議を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・平成 25 年 1 月 25 日に環境省から通知があり、久慈市の災害廃棄物（可燃物）の処理先が決まったことから、三重県での受入の必要はなくなりましたが、被災地の復旧・復興は道半ばであることから引き続き支援を行っていく必要があります。
- ・市町等とともに南海トラフ地震等の大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備の検討を進めていく必要があります。
- ・一般廃棄物の最終処分量（平成 23 年度 4 万 6 千 t（災害廃棄物を除く）→平成 24 年度（速報値）4 万 2 千 t）は減少し、1 人 1 日当たりのごみの排出量（平成 23 年度 967g/人・日（災害廃棄物を除く）→平成 24 年度（速報値）981g/人・日）は増加する見込みです。今後、一般廃棄物の 3 R をさらに進めるため、生ごみ等の排出削減や資源化に向けた取組を一層推進する必要があります。
- ・R D F 焼却・発電事業について、固定価格買取制度への移行等を踏まえた収支計画に改定するなど、事業運営の適正化に向けて、引き続き関係市町等との協議が必要です。また、R D F 焼却・発電事業終了後のごみ処理体制が確実に構築される必要があります。
- ・産業廃棄物の 3 R の推進により産業廃棄物の最終処分量（平成 23 年度 29 万 9 千 t→平成 24 年度（推計値）28 万 9 千 t）は減少し、再生利用率（平成 23 年度 41.1%→平成 24 年度（推計値）41.8%）は増加する見込みです。今後とも、産業廃棄物の 3 R や適正処理を進めていく必要があります。また、多量排出事業者に対しては適正管理計画の策定指導を行うとともに、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用が一層進むよう取り組む必要があります。
- ・バイオマス系産業廃棄物の再資源化等に関する事業化可能性調査結果を踏まえ、今後、実証試験に向けた検討を進める必要があります。
- ・県民、事業者等からの不法投棄に関する通報、苦情及び情報提供に対しては、その受理後、速やかに現場に赴き、事情の聴取等を行って適切な対応を図っており、新たな不法投棄（7 件）は全て撤去済となりました。引き続き、間隙のない監視指導を行っていく必要があります。
- ・産業廃棄物が不適正処理された 4 事案全てにおいて、国の支援を得て、実施計画に基づく恒久対策を進めていく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・被災地の復旧・復興に向けて災害廃棄物処理を進めるため、岩手県に職員を派遣する等の支援を行います。
- ・南海トラフ地震等における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、発生量の調査・推計を行い、市町の災害廃棄物処理計画を改定するための指針の策定や、県の災害廃棄物処理計画の策定検討を進めます。
- ・「もったいない」という環境意識の普及啓発を進めるため、学校等と連携し、学校現場や地域における環境学習を行うとともに、市町の循環型廃棄物処理施設の整備や生ごみ減量化の取組について技術的支援を行います。
- ・R D F 焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保しつつ、市町等と協議のうえ収支計画の見直しを進めるとともに、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が着実に整備されるよう、市町と一体となって検討を進めます。また、廃棄物処理センター事業の最終処分場整備が計画どおり平成 25 年度に完了するよう支援を行います。
- ・産業廃棄物の適正処理を進めるため、マニフェスト発行件数の多い事業者や横ならび感の強い業界を重点的に訪問するなど効率的、効果的な方法により、電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用を促進します。
- ・平成 24 年度に実施したバイオマス事業化検討・評価の結果等を受け、事業スキームや実施計画の策定

など事業化に向けた具体的な検討を進めます。また、三重県リサイクル製品の利用を推進します。

- ・不適正処理の未然防止や早期発見をするため、引き続き、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの継続活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、市町、民間事業者、県内自主活動団体等さまざまな主体との連携を強めていきます。
- ・産業廃棄物不適正処理の4事案全てにおいて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づく恒久対策に早期に着手し、対策工事を着実に実施します。なお、工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や有害物質の検出状況のモニタリング結果等を適時、的確に情報共有します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【環境生活部 廃棄物対策局 次長 田畑 知治 電話：059-224-2375】

- ・南海トラフ地震等の大規模災害時の災害廃棄物の発生量推計を行い、市町の災害廃棄物処理計画を改定するための指針の策定等を進めます。また、RDF焼却・発電事業について、市町等と協議のうえ収支計画の見直しを進めるとともに、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が着実に整備されるよう、市町と一体となって検討を進めます。
- ・廃棄物の3Rを進めるため、バイオマス系廃棄物の再資源化等に向けた取組や市町への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の適正処理を一層確保するため、排出事業者責任の徹底を図る取組を進めます。
- ・産業廃棄物の不適正処理等に対して、引き続き間隙のない監視指導を行うとともに、不適正処理された4事案全てにおいて、実施計画に基づく恒久対策に着手し、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

平成 27 年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B	判断理由
*	(ある程度進んだ)	県民指標の目標値を達成するとともに、活動指標 3 項目のうち 1 項目は達成、1 項目についても概ね目標値を達成しており、自然環境の保全と活用が進んでいることから「ある程度進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
生物多様性の 保全活動実施 箇所		44 か所	1.00	54 か所	74 か所
	34 か所	44 か所			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計				
25 年度目標 値の考え方	平成 27 年度の目標達成に向け、毎年 10 か所の箇所数の増大をめざし目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15301 生物多様性保全 の推進（農林水産部）	ニホンジカの推定生息 頭数		49,000 頭	0.65	63,000 頭	10,000 頭
		51,800 頭	75,335 頭			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15302 自然環境の維持・回復（農林水産部）	自然環境の新たな保全面積（累計）		3ha	1.00	56ha	163ha
		—	9.9ha			
15303 自然とのふれあいの促進（農林水産部）	自然とのふれあいの場の満足度		82.0%	0.99	83.0%	85.0%
		81.4%	81.2%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	105	177	170		
概算人件費		198			
（配置人員）		（22 人）			

平成 24 年度の取組概要

- 「みえ生物多様性推進プラン」の理解促進のため、市町等への説明会を 7 回実施、県民を対象にした「みえ生物多様性活動発表交流会」を 8 月に開催、NPO 等が自主的に行う希少野生動植物の保全活動に対して 4 団体を支援、里地里山保全活動に対して「里地里山保全活動計画 *」の認定 36 団体のうち 15 団体を支援
- 平成 26 年度作成に向けた「三重県レッドデータブック *」の改訂委員会及び専門部会を開催、こどもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を 4 回実施
- ニホンジカやイノシシの狩猟期間における捕獲頭数等の制限緩和を実施、狩猟を始めようとする者に対し狩猟免許試験を 3 回実施、狩猟免許更新者に対し狩猟免許更新講習会を県内各地で 35 回開催、特定鳥獣保護管理計画 * に基づき、ニホンジカの保護管理を推進するため、生息頭数のモニタリング調査を実施、また、鳥獣の保護及び狩猟等の適正化を図るため鳥獣保護員を県内各地に 54 名配置
- 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ * ウイルス保有状況調査を 4 回実施
- 国定公園及び県立自然公園の許可申請及び届出を適正に処理、香肌峡県立自然公園（松阪市飯高町）において、公園計画の策定に向けた取組及び生態系維持回復事業計画 * 策定のための調査を実施
- 祓川自然環境保全地域の生態系維持回復事業計画を策定し公表、計画実施に向け関係団体と協議
- 紀伊半島大水害で被災した飛雪ノ滝野営場や、平成 23 年の台風 12 号及び 15 号により被災した自然歩道 2 箇所、平成 16 年に被災した大杉谷登山歩道の復旧に向けた取組、老朽化している自然公園施設 2 箇所の修繕を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- 生物多様性の自主的な保全活動の促進に取り組み、保全活動実施箇所は 44 か所と目標を達成しました。また、里地里山認定団体による保全活動は、拡大しつつあります。今後も生物多様性の必要性について、普及啓発を図るとともに、県指定希少野生動植物種の保全活動や里地里山等の保全活動への支援制度などを通して、県民の自発的活動を促進する必要があります。
- 「三重県レッドデータブック改訂委員会専門部会」による再評価対象種の検討作業が進められるとともに、こどもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を 4 回実施しました。引き続き、「三重県レッドデータブック」の平成 26 年度作成に向け、こどもたちの自然への関心や生物多様性の理

解を高め、自主的に豊かな自然環境を支える県民を増やす必要があります。

- ・ ニホンジカの捕獲頭数制限等の緩和に取り組み、適正生息頭数へ誘導を進めましたが、ニホンジカの推定生息頭数は 75,335 頭となり、目標を下回りました。この生息頭数の推定は「糞粒法 *」によるもので、調査年度ごとの変動が大きいとの指摘があることから、より信頼性の高い推定方法の導入を検討する必要があります。
- ・ ニホンザルによる被害が拡大していることから、適正な生息数への誘導を進める特定鳥獣保護管理計画について、ニホンザルの生息状況調査や他県の計画内容の情報収集など、策定のための準備を進めました。
- ・ 死亡野鳥等に係る高病原性鳥インフルエンザの対応については、関係機関との連携により迅速に行う必要があります。
- ・ 県民が自主的に自然環境を保全する活動をサポートするため、里地里山の保全活動を実施する団体への支援を行い、自然環境の新たな保全面積は 9.9ha となり目標を達成しました。今後は、香肌峡県立自然公園の特別地域の指定などにより地域の貴重な自然環境の保全を進める必要があります。
- ・ さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進するため、平成 24 年度に祓川自然環境保全地域の生態系維持回復事業計画を地域住民、関係団体、関係行政機関と連携して策定しました。この事業計画に基づき、保護すべき野生動物に指定されているタナゴ類 4 種、及び淡水二枚貝類 7 種の維持回復を図るため、地域住民等と連携しながら事業を進めて行く必要があります。
- ・ 自然公園施設等の維持管理や災害復旧及び修繕に取り組んだ結果、自然とのふれあいの場の満足度は 81.2%と目標をやや下回ったもののある程度進みました。今後は被災している施設の復旧や老朽化が目立つ施設の補修を計画的に進め、県民の満足度の向上に努める必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、県民が自主的に行う里地里山保全活動の団体認定や保全活動を支援します。
- ・ 県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を的確に把握し、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、引き続き子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行いながら「三重県レッドデータブック」のリストの見直しを進めるほか、県指定希少野生動植物種の保全、保護管理計画の策定、外来生物対策にかかる普及啓発を行います。
- ・ ニホンジカやイノシシについて、狩猟期間終了後の捕獲頭数を調べ、その結果を適正な生息管理等に反映させるとともに、ニホンジカの生息頭数の推定方法は、「糞粒法」からより信頼性の高い推定方法とされる「ベイズ推定法 *」の導入を検討します。また、鳥獣の保護及び狩猟等の適正化を図るため、鳥獣保護員により、狩猟の取締りや指導を行います。
- ・ ニホンザルについて、各地域で計画的な被害対策が行えるよう、市町や関係団体と連携しながら、特定鳥獣保護管理計画の平成 25 年度内策定に向け取り組みます。
- ・ 死亡野鳥等に係る高病原性鳥インフルエンザの対応については、国、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に対応します。
- ・ 香肌峡県立自然公園における平成 24 年度の実態調査等を踏まえ、特別地域の指定を含めた公園計画の変更を行い、優れた自然の保全や生態系の維持回復を進めます。
- ・ 祓川生態系維持回復事業計画に基づき、地域住民、関係団体、関係行政機関と連携・協力して事業を実施し、祓川自然環境保全地域の生態系の維持回復を進めます。
- ・ 県民の自然とのふれあいの場の満足度を高めるため、自然公園施設等の適正な維持管理に努めるとともに、大杉谷登山歩道など被災している施設の復旧や老朽化した施設の補修などを計画的に進め

ます。また、関係機関と協力し、体験イベント等の取組を進めます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【農林水産部 次長 吉川 敏彦 電話:059-224-2501】

- ・ 県民の自主的な自然環境保全活動を促進するため、生物多様性の調査や計画の策定を県民の皆さんとともに進めます。
- ・ 県民の自然とのふれあいを推進するため、被災した大杉谷登山歩道の全線開通に向け早期復旧を図ります。また、優れた自然環境の保全や重要な生態系の維持回復のための取組を進めます。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準*が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由
		県民指標については、目標を達成できませんでしたが、活動指標においては5項目のうち4項目で目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率		93.9%	0.99	95.0%	97.0%
	76.7%	92.9% (速報値)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合				
25 年度目標値の考え方	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率		100%	0.99	100%	100%
		99.2%	99.3%			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15402 自動車環境対策 の推進（環境生活部）	NOx・PM 法対策地域内 の大気環境基準達成率	 60.0%	100% (速報値)	1.00	100%	100%
15403 生活排水対策の 推進（環境生活部）	生活排水処理施設の整 備率	 78.0% (22 年度)	78.8% (23 年度) 79.1% (23 年度)		79.7% (24 年度)	81.4% (26 年度)
15404 伊勢湾の再生 （環境生活部）	水環境の保全活動に参 加した県民の数	 16,475 人	19,000 人 23,834 人	1.00	24,500 人	26,500 人
15405 環境保全のため の調査研究の推進 （環境生活部）	調査研究成果件数	 3 件	4 件 4 件		4 件	4 件

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	15,597	14,330	14,162		
概算人件費		1,244			
（配置人員）		（138 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 29 測定局で二酸化窒素、光化学オキシダント等を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果（速報値）をホームページに掲載
- ・ 工場・事業場の立入検査を実施（検体採取を伴う立入工場・事業場数 45、その他の立入工場・事業場数 654）し、ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物 * 及びダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認するとともに、基準を超過した工場・事業場に対して改善を指導
- ・ 光化学スモッグ予報 * を 2 日、延べ 3 地域に、注意報を 1 日、延べ 1 地域に発令し、光化学スモッグ * による被害を未然に防止（光化学スモッグによる被害報告なし）
- ・ NOx・PM 法 * 対策地域において二酸化窒素および浮遊粒子状物質の環境基準を確保するため、平成 32 年度を目標年度とする NOx・PM 総量削減計画を策定。一方、道路管理者、運輸業者、荷主及び県・市等で構成する流入車対策検討会議を設置し、流入車対策について検討を開始
- ・ PM2.5（微小粒子状物質）* について、国が広く一般に注意を促すための「暫定的な指針」を示したことから、県内における注意喚起の体制を整備
- ・ 47 河川 62 水域、4 海域 8 水域における BOD*、COD* 等の水質測定並びに地下水 30 地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ・ 工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施（採水を伴う立入工場・事業場数 272、その他の工場・事業場数 397）し、基準を超過した工場・事業場に対して改善を指導
- ・ 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に向けた調査を実施し、類型指定案を作成
- ・ 伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施
- ・ 平成 23 年度に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づく対策を推進していくため、県内各地域（6 地域）において関係機関による協議会を開催し、海岸漂着物問題について地域での議論

を実施

- ・ 東海三県一市で海岸漂着物対策検討会を開催し、発生抑制に向けた取組や国への提言活動等を実施
- ・ 海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施
- ・ 社会情勢や経済情勢の変化を踏まえ、生活排水処理アクションプログラムの見直しを実施
- ・ 市町及び関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めたところ、整備率が78.0%（平成22年度）から79.1%（平成23年度）に進捗

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 県内の二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等における環境基準の達成状況は、すべての測定局（29測定局）で環境基準を達成（速報値）する見込みで、おおむね良好な大気環境を維持しています。
- ・ 発生源については、検体採取を伴う立入検査を、大気環境に与える影響が大きいと思われる45工場・事業場で実施したところ、光化学オキシダントの主な発生原因物質である揮発性有機化合物を使用する2工場で排出基準を超過したことから改善を指導しました。
- ・ 光化学スモッグ予報等が毎年発令されていることなどから、引き続き光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ・ 昨年度設置した流入車対策検討会議で流入車対策の具体策を検討してきましたが、引き続き十分な議論を行うことが必要です。
- ・ PM_{2.5}の常時監視体制について、国の「大気汚染状況の常時監視に関する事務処理基準」に則した体制を整えるためには、県として必要な測定局を整備する必要があります。（1測定局）
- ・ 閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は56%（平成24年度 速報値）であり、近年60%弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生するなど、改善対策が必要な状況にあります。このため、平成23年度に策定した第7次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷を一層削減するほか、生活排水について、生活排水処理アクションプログラムに基づく施設整備を着実に進めていく必要があります。
- ・ 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定案を作成しましたが、一部、追加の調査を実施したうえで、基準を決定する必要があります。
- ・ 伊勢湾再生に向けた検討を進めるため、関係機関と連携して実施した貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を引き続き実施する必要があります。
- ・ 地域における協議会を開催し、海岸漂着物の問題に係る議論を開始しましたが、今後は海岸漂着物等の回収・処理を進めることはもとより、発生抑制対策等の推進が必要です。
- ・ 東海三県一市が連携し、伊勢湾総合対策協議会として海岸漂着物対策に係る国への提言活動等を行ったところ、国の平成24年度補正予算においては、「海岸漂着物地域対策推進事業」として全国で約100億円（本県分約2億7千万円）という大規模な予算が措置されました。
- ・ 「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で2万3千名以上の方々に参加されたほか、民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。
- ・ 生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率（79.1%）は全国平均（87.6%）に比較してまだ低く、単独処理浄化槽（約11万基）や汲み取り世帯（約5万世帯）が多く残されています。
- ・ 新たに創設した合併処理浄化槽への転換に係る上乗せ補助制度について、平成24年度は旧制度の選

択も可能とした暫定措置を設けたため、新制度に移行した市町が少数となりました。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 大気環境の改善のため、引き続き、工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・ 揮発性有機化合物の排出削減を図るため、削減効果があり他事業者でも実施可能な対策を調査し、関係事業者に周知します。
- ・ 流入車対策については、流入車対策検討会議において関係団体等から十分意見を聴取した上で、地域の実状に応じた具体策を取りまとめます。
- ・ PM_{2.5}については、県民の皆さんに必要な注意喚起の情報を速やかに伝えるとともに、国の「大気汚染状況の常時監視に関する事務処理基準」に則した常時監視体制を整えるため、測定局の整備を行います。（1 測定局）
- ・ 公共用水域等の水質改善のため、引き続き、工場・事業場における排水基準等の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・ 水生生物の保全に向けた環境基準の類型指定について、平成 25 年度中に県内 43 河川を対象にした指定を行います。
- ・ 伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ・ 「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づく取組を着実に実施するため、関係機関、民間団体等の協議により各地域の実状に応じた対策を進めます。
- ・ 国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進事業」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を進めます。
- ・ 東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、引き続き、発生抑制等の検討、国への提言などに積極的に取り組みます。また、海岸漂着物対策では、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、連携・協力をさらに強化するとともに、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ・ 生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町及び関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。
- ・ また、県費上乗せ補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進します。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【環境生活部 次長 岡本 弘毅 電話:059-224-2305】

- ・ 豊かな自然に恵まれた三重県の美しい森・川・海や良好な大気環境を、現在及び将来の世代が引き続き享受できるよう保全していく必要があります。そのため、水環境の保全については、伊勢湾再生や海岸漂着物対策など、県域にとらわれず流域の全体で連携しなければ解決が難しい問題への積極的な対応のほか、河川や海域のさらなる水質改善に向けて、生活排水対策等を推進していきます。
- ・ 大気環境の保全については、NO_x・PM総量削減計画が昨年度策定されたことから、計画の目標を達成するため、流入車対策検討会議で地域の実状に応じた具体策を取りまとめます。また、光化学スモッグや近年関心が高まっているPM_{2.5}については、迅速に情報提供を行っていきます。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成できませんでしたが、活動指標 4 項目中 2 項目で目標を達成し、県民指標および活動指標 2 項目で目標の 90% を超える実績であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合		27.0%	0.99	29.0%	33.0%
	24.9%	26.7%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合				
25 年度目標値の考え方	県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、4 年間で 8 % 程度増加させることをめざしていることから、平成 25 年度の目標値を 29.0% と設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数		950 人	0.93	1,000 人	1,040 人
		903 人	881 人			
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者数		39,500 人	1.00	40,000 人	41,000 人
		38,649 人	40,247 人			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21103 人権教育の推進 (教育委員会)	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合		55.0%	1.00	60.0%	70.0%
		41.2%	55.2%			
21104 人権擁護の推進 (環境生活部)	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数		1,050 人	0.94	1,100 人	1,200 人
		994 人	990 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	818	609	674		
概算人件費		514			
(配置人員)		(57 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(平成 23 年 3 月策定)に基づく取組の進捗管理及び年次報告の作成と公表、人権問題に関する県民意識調査の実施
- ・人権が尊重されるまちづくりの普及、取組の推進を目的とした研修会等への講師等の派遣(講師派遣件数 23 件、参加者数 881 人)
- ・市町が設置する隣保館が、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして生活上の各種相談事業、人権問題の解決のための各種事業を総合的に実施できることを目的とした隣保館職員への人材育成支援及び事業費の一部補助
- ・各種媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、及び参加型啓発等、幅広い年齢層に対応した多様な手法を活用した人権を身近に感じてもらうための啓発活動の実施(人権メッセージ・人権フォトコンテスト・人権ポスターの募集、スポーツ組織(伊賀 F C くノ一)と連携した啓発イベント、テレビスポットの放映、ラッピングバスの運行、県民人権講座の開催(5 講座)、ミニ人権大学講座・トップセミナー等の開催、商業施設等での啓発活動など)
- ・「三重県人権教育基本方針」に基づく、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的行動ができる力」を育むための、教育活動全体を通じた取組の推進(人権学習教材等の活用のための連続講座の実施、小中学校及び県立学校の管理職等を対象とした人権教育研修会の開催、人権教育に係る実践研究の公開・報告集の発行、人権教育推進協議会の活性化など)
- ・人権センターの人権相談窓口における相談対応(相談件数 921 件、弁護士による法律相談月 2 回、臨床心理士によるカウンセリング月 1 回実施)。人権相談に関わる人材の育成支援を目的とした、県内各種相談機関の相談員を対象とするスキルアップ講座の開催(16 講座、参加者数 990 名)、及び相談員相互のネットワーク形成のための支援(人権に関わる相談員の交流会 2 回開催)
- ・インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリング活動の実施と、モニタリング活動が各地域で展開されることを目的としたネットモニターリーダー養成講座の開催(3 回開催、参加者数 49 人)

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・地域においてさまざまな主体により人権に関わる自主的な取組が展開されており、人びとの人権意識は高まりつつありますが、平成 24 年中に津地方法務局管内で 585 件の人権侵犯事件が発生し、かつ増加傾向にあるなど、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生している状況です。このため、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいた人権施策の着実な推進が必要です。
- ・県民一人ひとりが人権意識を高めるとともに、地域社会のあらゆる活動が人権尊重の視点から行われていくよう、人権が尊重されるまちづくりの普及、取組の推進が重要です。
- ・市町が設置する隣保館を交流拠点として、地域住民への福祉の向上、人権啓発の充実、地域交流の促進が図られました。引き続き、支援を行っていく必要があります。
- ・県人権センターを拠点として、各種人権啓発活動をさまざまな手法を工夫して実施しましたが、単なる知識の習得に留まることなく、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していけることを目標として、より効率的、効果的に推進していく必要があります。
- ・人権の大切さについて一定の理解が図られてきましたが、一方では、今もなお子どもたちの生活の中で差別やいじめなどの人権に関わる問題が発生しています。そのような課題を解決するためには、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進する必要があります。また、地域の実情に応じた特色ある人権教育の取組を市町教育委員会が展開できるよう、引き続き支援していく必要があります。
- ・県人権センターにおいて人権相談に対応しましたが、その内容は多様化・複雑化してきています。速やかな問題解決には、県だけでなく各相談機関がその機能を充実させるとともに、相互に連携強化を図っていけるよう環境づくりを推進していく必要があります。
- ・インターネット上の差別的な書き込み等に対して、さまざまな主体によりモニタリング活動や削除対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動が展開されるよう支援していく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、全庁的な調整と進捗管理を行うとともに、年次報告を作成・公表し、さまざまな主体への情報発信を行います。また、平成 24 年度に実施した人権問題に関する県民意識調査で得られたデータを詳細に分析し、人権教育・啓発等の施策に活用します。
- ・人権が尊重されるまちづくりが県内全域で進められるよう、講師派遣等の支援地域や団体等の拡大を図るとともに、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体等に対して、そのニーズに応じた助言や研修等の支援を行います。
- ・市町が設置する隣保館に対して引き続き支援を行い、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた環境づくりを進めます。
- ・人権啓発の実施にあたっては、対象者や目的を明確にし、最適な啓発手法を工夫しながら、より効率的、効果的な人権啓発を実施します。具体的には人権メッセージ、ポスターの募集といった県民参加型の啓発や、スポーツ組織と連携した啓発イベント等あらゆる世代が親しめる啓発活動、テレビ・ラジオでのスポット啓発といった感性に訴える啓発とともに、県内各地の商業施設等において啓発活動を行う移動人権啓発事業を実施するなど、誰もが人権を身近に感じてもらうためのさまざまな取組を展開します。また、地域の特性を踏まえ、虐待やインターネット上の人権問題といった人びとの関心が高い課題等をテーマとして取り上げるなど、県民の皆さんの理解がより深まるよう工夫していきます。

- ・人権教育の推進にあたっては、学校だけでなく、保護者や地域住民等が一体となって取り組む仕組みを構築し、子どもたちを取り巻く差別やいじめなど人権に関わる問題の解決や未然防止を図るなど、さまざまな取組を総合的かつ効果的に実施します。
- ・人権に関わる相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成を進めるため、各種相談事業に従事する相談員を対象としたスキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供します。
- ・インターネット上の差別的書込み等に対応するため、引き続きモニタリング活動を実施するとともに、地域においてモニタリング活動を指導する人材の育成支援として、ネットモニターリーダー養成講座を開催します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 次長 伊藤 久美子 電話：059-224-2468】

- ・本年度に実施する人権問題に関する県民意識調査の詳細分析を通じて、県民の人権意識をしっかりと把握することにより、課題に対応した人権教育・啓発等が実施していけるよう力を注ぎます。
- ・県民一人ひとりが、人権課題を自らの問題として考え行動に移していくことができることを目標に、県人権センターを拠点として、人権教育・啓発を実施するとともに、地域のあらゆる活動が人権尊重の視点から行われるよう、人権が尊重されるまちづくりの推進に力点を置いて取り組みます。
- ・人権啓発行事等に参加する機会が少ない県民に対して、人権について考えてもらうきっかけづくりの場を提供できるよう、商業施設等に出向いて行う移動人権啓発に力を注ぎます。
- ・複雑化、多様化する人権相談に対応していくには、各相談員が専門的知識だけでなく人権課題に関する幅広い知識の習得と、相談窓口相互の連携が必要です。そのため、県人権センターを拠点として、県内の各種相談機関の相談員を対象としたスキルアップ講座等を開催し、県全体の人権相談への対応力の向上に力を注ぎます。

施策 2 1 2

男女共同参画の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成できませんでしたが、活動指標は 4 項目中 3 項目で目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合		15.0%	0.77	15.0%	18.0%
	13.9%	11.5%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	e モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できなかったため、その目標値 15.0%を再度めざすこととしました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（環境生活部）	県・市町の審議会等における女性委員の登用率		25.7%	0.98	26.7%	28.7%
		24.7%	25.1%			
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（環境生活部）	男女共同参画フォーラムの男性参加率		30.0%	1.00	43.0%	45.0%
		23.5%	42.2%			
21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進（環境生活部）	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合		24.6%	1.00	27.0%	27.0%
		23.6%	27.9%			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21204 性別に基づく暴力等への取組（健康福祉部）	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数		15 か所	1.00	18 か所	24 か所
		12 か所	15 か所			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	205	150	131		
概算人件費		189			
（配置人員）		（21 人）			

平成 24 年度 of 取組概要

- ・ 庁内各部局へ、県附属機関等の委員への積極的な女性登用、及び「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿った男女共同参画施策の推進を要請
- ・ 三重県男女共同参画審議会による、県の男女共同参画施策の実施状況に対する評価を実施
- ・ 男女共同参画施策の実施状況に係る年次報告を作成し、議会に報告。ホームページで県民に公表
- ・ 市町担当職員を対象とした研修会（4 回）等により、情報共有や連携・支援を図るとともに、審議会等への女性登用の働きかけを実施。基本計画未策定の町を訪問等して策定を促進
- ・ 男女共同参画を推進する団体と協働して、「意思決定の場への女性の参画を促進するための事業」を四日市市、亀山市、伊賀市、伊勢市、志摩市の 5 市で実施
- ・ 三重県男女共同参画センター（「フレンテみえ」）において、講座・セミナーの開催、研修講師の派遣、フォーラムの開催、情報誌の発行等により、男女共同参画意識を普及（男女共同参画センター主催事業の参加者数 21,919 人）
- ・ 女性の就労を支援するために、県内 4 か所（四日市市、津市、伊賀市、伊勢市）で定期就労相談や再就職準備ぷちセミナー等を開催したほか、母子家庭の母親等を対象とするパソコン講座等、キャリア再形成のためのセミナー等を開催（定期就労相談：相談件数 426 件、開設日数 136 日）
- ・ 企業等に対して、女性の就労継続や育児休業からのスムーズな職場復帰に関する診断・アドバイスを実施（実施数 7 企業等）。また、育児休業中の女性等に対して、職場復帰前に考えておくべきことなどをアドバイスするセミナーを開催（参加者 延べ 49 人）
- ・ 男女共同参画推進サポーター（31 名）が、自身の身の回りで個性を生かした情報発信を行うなど地域に根ざした活動を展開し、各地域の男女共同参画を推進（活動件数 811 件）
- ・ 性別に基づく暴力等の防止のため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に街頭啓発を実施（13 か所）するとともに、ドメスティック・バイオレンス（DV）*防止の啓発セミナーを開催（2 か所）
- ・ カード型 DV 相談機関一覧を作成し、公共施設等の他、県内コンビニエンスストアやショッピングセンター等に配置して、相談・支援体制の周知を実施（490 か所）
- ・ DV 被害者に対する相談・保護・自立支援を実施（相談件数 1,333 件）
- ・ デート DV 防止について、高校生等若者を対象にデート DV 防止の出前講座（29 回）を実施したほか、県立高校（全日制）の全生徒に啓発資料を配布

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・政策や方針の決定過程への女性の参画水準は依然として低く、未だ十分とはいえない状況ですが、県・市町の審議会等への女性委員の登用率が 25.1%となるなど女性の参画は徐々に進んでいます。県の男女共同参画施策が「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿って、より一層進められるよう、さらに各部局に働きかけていく必要があります。
- ・市町においては、基本計画等を策定した市町は 3 町増えて 14 市 12 町になりました。残る 3 町において策定が進むよう支援するとともに、各市町の基本計画に基づき男女共同参画が進むよう支援していく必要があります。
- ・三重県男女共同参画センターが実施する各種の事業により、広く男女共同参画意識の普及が図れましたが、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っています。男女共同参画への一層の理解促進、意識浸透のためには、これまで男女共同参画センターが実施する事業に関心の低かった男性、若年層、企業等に働きかける必要があります。
- ・定期相談や講座・セミナー等により女性の就労支援を行った結果、相談者の不安払拭、基礎知識や基礎的技能の獲得、意欲の向上等を図ることができたとともに、就労を考える女性が多く潜在している実態を確認できました。定期相談については、県内全体をカバーしていく方法についての検討が必要です。
- ・企業等における女性の就労継続の取組について診断・アドバイスを行った結果、それぞれの企業等で新たな制度の構築や運営方法の見直しが行われ、女性の活躍や就労継続に関する職場の理解も高まりました。今回の企業等の事例を、広く他の企業等の取組につなげていく必要があります。
- ・養成したサポーターの地域に根ざした活動により、草の根レベルで男女共同参画意識の普及が進みました。平成 15 年度から 5 期 10 年にわたる取組で、約 200 名の人材を養成できたこと等から事業を終了しますが、引き続き、養成した人材が地域のさまざまな主体と連携して、地域における男女共同参画への理解促進や意識浸透のための活動を展開し、男女共同参画を推進していくことが必要です。
- ・DVをはじめとする女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題であるとの認識の周知や相談・支援体制の周知が図られるとともに、DV被害者の保護と自立支援を行うことができました。DV被害者支援については、市町との役割分担を明確にするとともに、相談窓口を明確にするため、配偶者暴力相談支援センターの市町設置を進める必要があります。
- ・平成 25 年度に最終計画年度を迎える「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」について、DV被害者の相談状況をみると、県内の女性相談件数は増加していますが、平成 23 年度に実施した内閣府の実態調査では約半数のDV被害者は「誰にも相談していない」という状況です。現計画の進捗状況や課題を検証したうえで、次期計画の策定を行う必要があります。
- ・デートDV防止について、高校生等若者に広く啓発することができました。今後も、高校生等を中心とする若年層への啓発が必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・男女共同参画への理解が一層深まり、性別に関わらず能力を発揮して積極的に社会参画できる社会づくりが進展するよう、「第一期実施計画」をふまえ各施策を実施していきます。
- ・三重県男女共同参画審議会による各部局の男女共同参画施策の実施状況の聴取や、庁内推進組織の活用などにより、県附属機関等の委員への女性登用及び男女共同参画施策の総合的・効果的な推進を図るとともに、市町や関係機関等と連携して企業、地域における男女共同参画を進めます。
- ・市町担当職員研修会等の開催により情報共有や連携を図り、各市町の基本計画の推進や基本計画の

策定について支援していきます。

- ・男女共同参画に関する意識の普及を図るために、三重県男女共同参画センターで実施する講座・セミナー等のさまざまな事業について、新規参加者の増加に向けて、対象者、企画内容、開催日時の設定、周知方法等に一層の創意工夫を図ります。
- ・女性の就労支援については、雇用経済部に移管して企業や関係機関等とのネットワーク等を生かし、再就職支援や就労継続支援を効率的・効果的に実施します。
- ・男女共同参画サポーター事業で養成したサポーター等が、引き続き主体的に地域のさまざまな主体と連携して男女共同参画推進の活動を展開できるよう支援していきます。
- ・性別に基づく暴力等の防止について、街頭啓発やセミナーを実施し、広く県民への啓発を進めるとともに、相談・支援体制を周知します。また、市町や民間団体と連携し、被害者相談・保護・自立支援等の充実を図ります。
- ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の計画期間が25年度で終了することから、計画の進捗状況や課題を検証し、計画の見直しを行います。

特に注力するポイント（平成25年度）【環境生活部 次長 伊藤久美子 電話：059-224-2468】

- ・今年度9月に実施される三重県男女共同参画審議会による知事への提言も効果的に活用しながら、他部との連携を図り、総合的に男女共同参画施策を進めていきます。特に、女性の社会参画に向けた女性の就労、働く場での女性の活躍促進等については雇用経済部と、男女共同参画社会の実現を阻害するDVをはじめとした女性に対する暴力の防止については健康福祉部と、それぞれ連携を深めて啓発に取り組んでいきます。
- ・三重県男女共同参画センターとの連携を強化し、各種の講座・イベント等により男女共同参画意識の効果的な普及を進めるとともに、これまで十分にアプローチができていなかった男性、若年層、企業等に対して働きかけていきます。特に、地域リーダー養成講座等による人材育成や男女共同参画フォーラム等による企業等への働きかけを行います。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標とも目標を達成していますが、災害時の支援などについて取組を強化する必要があることから「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
多文化共生に 取り組む団体 数		160 団体	1.00	175 団体	200 団体
	146 団体	161 団体			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度は、多文化共生啓発事業等に、さまざまな主体と協働で取り組んだ結果、目標値を達成しました。このため、平成 27 年度の目標に向けて目標値を 175 団体と設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21301 外国人住民との円滑なコミュニケーション支援（環境生活部）	日本語指導ボランティア数		670 人	1.00	680 人	700 人
		655 人	671 人			
21302 外国人住民の地域社会参画支援（環境生活部）	セミナー、ボランティア研修等参加者数		350 人	1.00	400 人	500 人
		279 人	383 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	202	143	193		
概算人件費		81			
(配置人員)		(9 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）で防災等生活に必要な情報を提供、自治会やPTAの仕組み等を映像で提供
- ・ 日本語指導ボランティア研修の開催（紀北町、伊賀市）
- ・ 外国人住民向け防災セミナー、災害時外国人サポーター研修の開催（参加者 147 名）
- ・ 多言語での外国人住民相談窓口の設置や専門家による相談会（7 回）・出前セミナー（8 回）開催、医療通訳ボランティア養成研修（6 回）を実施
- ・ 市町教育委員会等と連携して、外国人の先輩の成功例を紹介するキャリアガイドDVDの普及活動を展開
- ・ NPO、経済団体、市等が参画する実行委員会を立ち上げ、多文化共生イベントを実施（平成 24 年 11 月 2 日～4 日 参加者 約 20,000 名）
- ・ 小中学校等に対し、外国人児童生徒巡回相談員（12 名）及び外国人児童生徒教育コーディネーター（4 名）を派遣
- ・ 電話等による教育相談に対応する外国人児童生徒教育専門員（1 名）を教育委員会事務局に配置
- ・ 飯野高校に外国人生徒支援専門員（1 名）及び日本語支援員（2 名）を配置し、課外授業等による適応指導や生徒の進路指導、日本語指導、保護者対象の教育相談等を実施
- ・ 日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム*）についての実践研究を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 多言語ホームページでは、市町、自治組織、学校等からの意見を踏まえ、自治会やPTAの仕組み等を紹介する情報を映像で提供しましたが、今後もニーズを踏まえた情報提供を行うとともに、ホームページ閲覧者を増やしていく必要があります。
- ・ 紀北町で日本語指導ボランティア研修を実施したところ、地域の気運が高まり、日本語教室が開設されました。日本語教室の活動の活性化のためには、団体間の連携を図る必要があります。
- ・ 多言語での外国人住民相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会・出前セミナーの開催、医療通訳の育成等により、外国人住民の抱える多様な課題に対応しました。県内で医療通訳が常駐している医療機関は、三重大学附属病院のみであることから、外国人住民の集住する地域の医療機関を中心に医療通訳の配置を促進するよう働きかけていくことが必要です。
- ・ 外国人住民向け防災セミナー及び災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、外国人とサポーターが合同で実践的な研修を行うとともに、新たな取組として、県の総合防災訓練の中で、外国人被災者を想定した避難所運営訓練を実施しました。今後は、外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。また、大規模災害時には、NPO等の中核的支援機関をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があります。

- ・ キャリアガイドの普及啓発では、県内9か所で約4,000人の民生委員・児童委員を対象とする研修会の実施をはじめとして、進路ガイダンスにおいて、キャリアガイドDVDを上映し、外国人住民の状況について説明を行いました。民生委員・児童委員だけでなく、さまざまな主体の協力のもと、外国人住民を支援する裾野を地域で広げていく必要があります。
- ・ 多文化共生啓発イベントの実施にあたり、初めての試みとして、民間のイベントと同時開催するとともに、NPO、経済団体、市等が参画する実行委員会形式で実施しました。その結果、さまざまな主体との連携が広がり、多文化共生についての意識啓発の取組が進みました。しかしながら、意識については未だ高いとは言えず、多文化共生社会づくりに向けての啓発が必要なことから、今まで関わりのあまりなかった団体等の主体的な参画を促し、取組を広げる必要があります。
- ・ 小中学校に関しては、就学支援の体制が充実し、初期適応指導教室*での個に応じた指導、外国人児童生徒巡回相談員や外国人児童生徒教育コーディネーターの派遣により、生活言語の習得や学校生活への円滑な適応が図られました。また、JSLカリキュラムの三重県モデルの作成について、平成24年度は、「外国人児童生徒の教科指導研究推進会議」において作成方針、作成計画等を策定するとともに、国語、算数・数学を中心に指導事例を収集し、三重県モデルの作成に向けた検討を進めました。
- ・ 高等学校においては、日本語支援員や日本語補助員、外国人生徒支援専門員を配置し、日本語指導体制の充実を図りました。また、JSLカリキュラムを踏まえた授業改善に向け研究を行い、国語、英語などの一部の教科において学習指導案に係る事例を収集しました。今後は、JSLカリキュラム研修会において指導事例を更に収集し、三重県モデルの作成に向け研究を深めていく必要があります。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・ ホームページの閲覧者を増やすため、ニーズの高い内容を取り上げていきます。
- ・ 日本語教室間の連携が図れるようネットワークを強化するとともに、日本語指導ボランティアが外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を果たせるよう研修を充実します。
- ・ 医療通訳については、これまでの通訳派遣に加え、医療機関へモデル的に通訳を配置し、その効果について検証します。
- ・ 外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境づくりに注力します。大規模災害時に設置する「みえ災害時多言語支援センター」が円滑に運営できるよう、人材育成や図上訓練に取り組むとともにさまざまな主体とのネットワークの拡充を図ります。
- ・ 外国人住民を支援する具体的な取組につながるよう、地域における支援の担い手を対象とした研修会や進路ガイダンス等でキャリアガイドの普及啓発を行います。
- ・ 多文化共生啓発イベントについては、さまざまな主体が企画段階から参画した実行委員会形式で引き続き実施する予定ですが、大学等との新たな連携を試行するなど、主体的活動の拡大を図ります。
- ・ 小中学校における外国人児童生徒の就学相談や初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援します。また、高等学校では、日本語運用力を把握する方法や日本語指導についての研究を進めるとともに、中学校、地域と連携した日本語指導体制の充実を図ります。
- ・ JSLカリキュラムの三重県モデルの作成に向け、昨年度に引き続き、指導事例を収集するとともに、それらの実践をとおして、県内の多くの学校で活用しやすいものとし、外国人児童生徒の日本語で学ぶ力の育成と社会的自立につなげていきます。

- ・ 外国人が利用する機会が多い医療機関に医療通訳の配置が進むよう、医療通訳の育成を進めるとともに、医療機関との関係構築に努めます。
- ・ 「みえ災害時多言語支援センター」の運営が円滑に行えるよう、図上訓練やコーディネーターとなれる人材の育成に取り組むとともに、新たに防災関係団体や外国人と直接接している日本語教室等との連携の強化を図ります。

施策 2 1 4

NPOの参画による「協創」の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、お互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	C (あまり進まなかった)	判断理由	NPO法人の条例指定制度の導入に向けた準備や、「新しい公共」のヒント集の策定等NPOが自立して活動するための環境整備が進みましたが、県民指標と1つの活動指標で目標を達成できなかったことから、「あまり進まなかった」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	9.5%	12.5% 7.7%	0.62	12.5%	20.0%
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア、市民活動への参加状況について「参加している」と答えた人の割合				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標を達成できなかったため、その目標値 12.5%を再度めざすこととしました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21401 県民の社会参画活動への支援(環境生活部)	NPO法人に対する寄付金総額	124,938 千円 (22 年)	140,000 千円 (23 年)	1.00	160,000 千円 (24 年)	200,000 千円 (26 年)
			152,088 千円 (23 年)			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21402 NPOが活発に活動できる環境の充実（環境生活部）	認定NPO法人数		5 法人	0.60	10 法人	30 法人
		1 法人	3 法人			
21403 NPOとさまざまな主体との「協創」の推進（環境生活部）	NPOと県の連携・協働事業数		65 事業	1.00	67 事業	75 事業
		58 事業	65 事業			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	308	221	104		
概算人件費		63			
（配置人員）		（7 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・NPO法人の信頼性の向上と財政基盤の強化を目的としたNPO法の改正に伴う認証・認定事務等を新たに行うとともに、従来からの認証、相談、法人の会計事務支援、情報管理等を実施（認証 59 件、解散等 25 件、法に基づく認定累計 3 件）
- ・NPO法人の活動基盤の強化を図り、地域における活動を促進するため、「特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例（仮称）」の素案とりまとめを実施
- ・「新しい公共推進指針」（仮称）策定事業については、議論の過程での各主体間の交流が進み、協創の必要性の認識が深まり、さまざまな議論の末、「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集」（以下「ヒント集」という）を策定（円卓会議計 4 回、地域円卓会議 8 地域で各 3 回）また、NPOの活動基盤整備については、顔の見える基金としての市民ファンドの設立や特色あるコンセプトの情報誌やITラジオ等による情報発信などの事業を実施（8 地域 9 事業）
- ・NPO等からの協働事業提案として、NPO、地域住民、企業、行政などさまざまな主体が協働しながら、地域の諸課題の解決に取り組む企画を募集し、23 年度採択分と合わせて実施（新たに 6 件を採択し、11 件の協働事業）
- ・県内におけるNPOと企業の連携・協働の実態や課題等を把握・整理するために、県内のNPO・企業を対象とした調査を実施（回答企業 754 社の 95%以上が「経営には地域との関係づくりが重要」と回答）。また、CSRの切り口からNPOと企業の協創を考えるセミナーを開催
- ・NPO、企業、行政などにおいて、協創の必要性を理解するとともに、協創の現場を充実したものにするスキルやノウハウを持つ人材育成の取組を推進（研修、セミナー等参加者数 272 人）
- ・ボランティア関係組織と連携して「みえ災害ボランティア支援センター」を運営し、東日本大震災支援活動を実施（平成 25 年 3 月までにボランティアバス 63 便に、延べ 1,108 人（うち平成 24 年度は 27 便、延べ 480 人）が参加し継続中）
- ・災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、災害支援活動を行う市町、社会福祉協議会、NPO等の間で平時からの顔の見える関係づくりが必要であるため、各主体の活動実態にかかる基礎調査や、災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる訓練を実施（訓練に 49 団体、104 人が参加）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・説明会等を通じて、法改正に伴う法人の事務手続の必要性については一定の理解が得られましたが、手続が済んでいないNPO法人に対して更なる周知が必要です。
- ・「特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例（仮称）」の素案をとりまとめましたが、条例を制定し、周知を図るとともに、認定NPO法人拡充に向けた制度として適切に運用していく必要があります。
- ・「ヒント集」の策定を通じて、NPOや地縁団体、企業等さまざまな主体の交流が進展しました。またNPOの活動基盤整備事業は、NPOの認知度、信用度等の向上に一定の成果を上げました。今後は、「ヒント集」を周知し実践を促すための取組を進めるとともに、基盤づくりの取組が継続されるよう、相談や情報提供などの支援を行う必要があります。
- ・協働事業提案に取り組む中で、NPOの視点から他の主体に協創の事業企画を提案し、一緒に取り組むことの必要性・有効性についての認識が広がりました。今後は、より多くの取組が生まれ、実践されるよう促すとともに、NPOの企画をより提案しやすくする仕組みを検討する必要があります。
- ・「NPOと企業の連携・協働実態調査」で、NPOと企業が連携・協働に取り組むうえでのニーズや課題（アドバイス機関の存在、具体的な事例紹介など）が明らかになりましたので、対応方法などを検討する必要があります。
- ・研修等を通じて、協創に携わる関係者のノウハウ・スキルの習得や、他セクターとの交流が進んでいます。その成果をより多くの協創の現場で生かす仕組みを検討する必要があります。
- ・「みえ災害ボランティア支援センター」では、岩手県山田町や本県への避難者に対する支援を行いました。
- ・「三重県災害ボランティア支援及び非営利活動促進基金」を財源とし、災害時に活動するNPOを支援する仕組みを構築しました。今後は、県民やNPO等へこの制度を周知し、理解を求めるとともに、NPOの参画や寄付の促進による財源の確保・充実を図っていく必要があります。
- ・市町における災害ボランティアセンターの設置や運営にかかる準備状況について調査した結果、運営マニュアルの未整備や訓練の不足等の課題が明らかになりました。研修・訓練を通して、関係機関に平時からの体制強化を進めるよう促していく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・改正NPO法の内容についてよりきめ細かな周知と指導、相談等を行います。
- ・NPO法人を条例指定する制度を構築し、適切に運用するとともに、認定NPO法人の拡充にむけて、制度の内容、基準、必要な手続等の周知に努めます。
- ・「ヒント集」を活用して、NPO法人、地縁団体、企業等を訪問し、考え方や掲載された事例の周知、活用についての意見交換等を行うことにより、各主体の実践を促進します。併せて、実践活動が各地域で一層広がるよう優秀事例の発表会や表彰を行います。
- ・NPOが他の主体に提案する協創の事業企画の質を高める支援や、パートナーを見つける支援を行うとともに、これまで運用してきた事業提案制度の検証などを進めます。
- ・NPOと企業の連携・協働を促進するために、平成 24 年度の調査で把握した先進的な事例の企業にヒアリングし、モデル事例として情報発信するとともに、「関心」を「実践」につなげるために助言等を行います。また、企業・NPO関係者とともに、今後必要な取組の検討などを行います。
- ・協創に活用できるスキル・ノウハウを研修するとともに、その成果を実際に現場で確認するなど、学びを実践につなげる仕組みづくりを行います。

- ・「みえ災害ボランティア支援センター」を平成 25 年 12 月まで設置し、9 月末までボランティアバスによる東日本大震災の被災者・被災地支援を行うとともに、東日本大震災の教訓と支援の成果を生かして、県民の防災意識の向上とボランティア活動への参加促進に取り組みます。
- ・NPOに災害時の活動を支援する仕組みへの参画を促すとともに、災害時に備えた連携を強化します。また、県民や企業等への働きかけを行い、基金への寄付を促進していきます。
- ・市町や社会福祉協議会等との意見交換や訓練を通じ、災害ボランティアセンターの設置訓練やマニュアル作成を促進するとともに、災害時に備えたネットワーク構築や関係団体との連携の必要性についても理解を深めます。

特に注力するポイント（平成25年度）【環境生活部 次長 伊藤 久美子 電話：059-224-2468】

- ・NPO法人の活動基盤強化と地域における活動の促進が図られるよう、認定NPO法人の拡充にむけて、条例の制定と制度の適切かつ円滑な運用に取り組みます。
- ・「ヒント集」の活用にあたっては、対話によって気づきを促し、活動の活発化につなげるため、県内全てのNPO法人（約 600 法人）を訪問します。
- ・これまでの被災者支援の活動が、今後は、地元の関係団体による主体的で持続的な取組につながるように、現地の体制づくりを支援します。また、東日本大震災の教訓や支援の経験を県内の関係者や県民へ周知するため、報告書を作成するとともに、防災意識の向上とボランティア・市民活動への参加を促すため、報告会を開催します。さらに、ボランティアバスの参加者は、県内で発災した場合に支援活動の中心的な役割を担うことが期待されるため、防災対策部等の関係部局と連携して、参加者のネットワークを生かし、県民の防災意識の向上に取り組みます。
- ・県内市町において災害ボランティアセンターの設置や運営が円滑に進むよう、基礎調査の結果を反映した意見交換会や研修を実施し、平時からマニュアルの作成やコーディネーターの養成を促進します。

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体による教育への取組が進む中で、子どもたちに自ら課題を解決する力、他者と共に学び高め合う力が育まれています。

平成 27 年度末での到達目標

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学力向上を図ることで一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、安心して学習できる環境の中で、充実した学校生活をおくっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が目標値を少し下回りましたが、学力向上に向けた機運が高まり、教育指導の改善などの取組が進みつつあることから、活動指標の達成状況も踏まえ、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
学 校 に 満 足 し て い る 子 ど も た ち の 割 合		80.5%	0.98	82.0%	85.0%
	78.7%	78.7%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	県内の公立小学校 5 年生、中学校 2 年生、高等学校 2 年生の子どもたちを対象とする「学校生活 についてのアンケート（授業内容の理解、相談や質問ができる雰囲気、学校生活の安心感、目的 意識の有無の 4 項目）」の平均値から算出した、学校に満足している割合				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度は平成 23 年度と同じ実績値となりましたが、平成 27 年度の目標値（85%）の達成 を目指して、平成 25 年度の目標値を 82.0%に設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22101 子どもたちの学力の定着と向上（教育委員会）	授業内容を理解している子どもたちの割合		82.0%	0.98	83.0%	85.0%
		81.2%	80.6%			
22102 社会に参画する力の育成（教育委員会）	新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1 年後定着している割合		86.0% (23 年度)	0.98	88.0% (24 年度)	92.0% (26 年度)
		84.4% (22 年度)	84.5% (23 年度)			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22103 教職員の資質の向上（教育委員会）	研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合		91.0%	1.00	99.0%	100%
		87.8%	98.1%			
22104 学びを支える環境づくりの推進（教育委員会）	1,000 人あたりの暴力行為発生件数		3.3 件	0.83	3.2 件	3.0 件以下
		4.0 件	4.0 件			
22105 私学教育の振興（環境生活部）	特色化教育実施事例数		85 件	1.00	90 件	100 件
		71 件	87 件			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	15,867	15,363	15,980		
概算人件費		133,437			
（配置人員）		（14,799 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・「みえの学力向上県民運動推進会議」を立ち上げ（10 月）、キックオフイベント（11 月）を開催するほか、チラシの配付、ホームページの活用等による県民運動の周知・啓発を推進
- ・全国学力・学習状況調査を実施（抽出・希望利用を合わせて、全体の 99.3%の小中学校で実施）
- ・実践推進校（98 校）への非常勤講師の配置、授業改善の指導助言を行う学力向上アドバイザーの派遣
- ・Mie SSH（Super Science High School）（5 校）を指定し、大学等と連携した講習会やセミナー、最先端技術の研究を行う施設・研究室等での研修、小学校向け理科教室を実施
- ・Mie SELHi（Super English Language High School）（8 校）を指定し、三重県高校生英語キャンプや高校生英語スピーチ・スキット・英作文コンテスト等高校生が英語を使う機会を提供、英語教育のリーダーシップを取れる教員を育成
- ・大学等と連携し、高度な知識・技術を習得した実践力のある人材の育成のための指導方法や内容の研究等による各職業学科のさらなる活性化に向けた取組を推進（3 校を指定）するとともに、職業学科における難度の高い資格取得等へ向けての支援
- ・小学校 1、2 年生での 30 人学級（下限 25 人）、中学校 1 年生での 35 人学級（下限 25 人）を継続するとともに、新たに国の加配定数を活用して小学校 2 年生の 36 人以上学級を解消
- ・地域を指定し、各学校段階を通じたキャリア教育の実践研究を実施（9 地域）
- ・インターンシップやデュアルシステム等を行う県立高等学校を支援（34 校）
- ・就職支援相談員（10 人）を県立高等学校に配置し、進路相談や求人開拓、進路ガイダンス等を行い、就職活動を支援
- ・就業体験拡充支援員（2 名）を採用し、職場体験・インターンシップ受入事業所を開拓（247 事業所）
- ・経験年数の異なる教職員（初任者、5 年・10 年経験者 837 名）が、校種別、教科別の研修班を構成し、授業研究を通じて相互に学び合う「授業実践研修」（年間 4 回）を実施
- ・8 市の小中学校 15 校と県立学校 1 校を重点推進校に指定し、「授業研究担当者育成研修」（集合研修 3 回、学校支援延べ 76 回）を実施

- ・小学校高学年用及び中学校用の「三重県心のノート」を作成
- ・知事と県教育委員会委員長による「かけがえのない命！いじめを絶対に許さない緊急アピール」を実施（7月）
- ・いじめ問題に関する緊急調査を実施（9月）
- ・「子どもたちの輝く未来づくりに向けた集い」を開催し、いじめ問題について保護者等との意見交換を実施（10月）するとともに、警察との連携会議（11月）及び市町等教育委員会との合同会議（年間3回）を開催
- ・子ども・家庭局との連携のもと、子ども虐待防止・いじめ防止キャンペーン活動を実施（11月）
- ・中学校区を単位とする重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間のスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化（15中学校区）
- ・子ども支援ネットワーク*を構築し、相互が連携を密にしながら安心して学べる環境づくりを推進（10中学校区）
- ・体罰に係る実態調査の実施（1月）及び体罰の防止に関する報告書の学校への周知
- ・運動部活動指導者研修会の開催（1月）及び映像教材「教育活動における体罰防止」の作成（3月）
- ・県総合教育センター内に「体罰に関する電話相談窓口」を設置（2月）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・子どもたち一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人、職業人として自立するために必要な能力や態度、知識を身につけられるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育んでいくため、「みえの学力向上県民運動」をスタートさせました（平成 27 年度までの 4 年間実施）。
- ・県民運動の展開を図るため、「みえの学力向上県民運動推進会議」を立ち上げるとともに、庁内に「みえの学力向上推進プロジェクト会議」を設置し、県民総参加の取組を推進していく体制が整いました。今後、県民運動をより広く周知・啓発し、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から学力向上に向けて取り組み、県民総参加の運動となるよう更に連携を図っていく必要があります。特に、子どもたちの読解力や表現力に課題が見られることから、その有効な対策として読書活動を推進する必要があります。
- ・平成 24 年度全国学力・学習状況調査の結果から、授業改善の必要性や家庭での学習時間の短さなど、多くの課題が明らかになりました。この調査結果を、教育指導に生かす学校が増えてきています。また、実践推進校 98 校への非常勤講師の配置、授業改善に係る指導助言を行う学力向上アドバイザーの派遣等による支援を進めていますが、学力向上アドバイザーについては、派遣要望が多く、全ての要望に対応しきれていない状況です。
- ・高校生が卒業後、社会人・職業人として自立していくために必要となる能力や態度・知識を身につけることや、基礎的・基本的な学力の習得が課題となっています。
- ・各分野でリーダーとして活躍できる人材を育成するため、Mie SSH や Mie SELHi により、理数教育や英語教育の充実を図るとともに、『若き「匠」育成プロジェクト』により、高度な知識・技術の習得を目指し、大学等との連携を進めることができました。今後は、指定校における取組を進めるとともに、それぞれの研究成果を地域や各高等学校に普及・還元し、また、小中学校等とのネットワークを構築していく必要があります。
- ・職業学科において、第 3 種電気主任技術者試験で 4 名、測量士試験で 6 名が合格するとともに、介護福祉士試験の合格率が 98%を達成するなど、地域の担い手となる高度な技術力を持った人材を育成することができました。

- ・基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、本県独自の取組である小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続するとともに、新たに国の加配定数を活用して小学校2年生の36人以上学級の解消を図るなど、少人数学級と少人数授業の両面できめ細かな少人数教育を進めました。
- ・就業体験の充実や地域社会で活躍する卒業生等による授業の実施や小・中・高等学校の教員が参加する実践交流会の開催により、児童生徒の職業意識が高まるとともに、地域におけるキャリア教育プログラムの策定が進みました。今後さらに取組を拡充するとともに、小・中・高等学校の各学校段階を通じたキャリア教育の充実を図る必要があります。
- ・多様な主体との連携や就職支援相談員の配置等により、高校生の就職指導に取り組んだ結果、県立高等学校卒業生徒の就職内定率向上につながりました。また、学校や経済団体から就職指導の課題についてヒアリングを行い、就職試験前の指導の在り方について検証を進めました。
- ・「授業実践研修」を通じて若手教員一人ひとりの授業力向上につなげることができました。また、「授業研究担当者育成研修」を通じて校内研修の改善や活性化を図ることができました。引き続き、若手教員の授業力をはじめとする実践的指導力の向上を図るとともに、校内研修の活性化に向けて研修成果を県内全ての市町に広げていくことが課題となっています。
- ・子どもたちにとって身近な郷土の伝統や文化などを活用し、道德教育の一層の充実を図るため、「心のノート」と地域教材「三重の文化」を組み合わせ、小学校高学年用及び中学校用の「三重県心のノート」を作成しました。今後は、各学校において、「三重県心のノート」が積極的に活用されるよう、有効な活用方法について検討を進めていく必要があります。
- ・9月に実施したいじめ問題に関する緊急調査の結果、いじめの認知件数が国公立あわせて1,319件と前年度の約5倍になりました。いじめの認知件数の約6割が小学校で発生していることから、小学校における教育相談体制の充実を図る必要があります。
- ・児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めていくためには、いじめの早期発見・早期対応の取組を進める一方で、子どもたちが自らの力でつながり合い、課題を解決していく力を身につけるよう取組を進めていく必要があります。
- ・いじめや不登校等、子どもたちを取り巻く課題の解決や未然防止を図るため、中学校区を単位として重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間のスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化を図ることにより小中学校間での情報共有が進みつつあります。
- ・中学校区において子ども支援ネットワークを構築し、相互が連携を密にしながら安心して学べる環境づくりを進めていますが、学校・家庭・地域の連携を図る中で、特定の高等学校において高水準で推移する不登校や中途退学の未然防止に向けた対策が必要となっています。
- ・体罰の実態調査を行った結果、運動部活動に係る事案が多いことから、運動部活動指導者等が、体罰によらない効果的な指導方法を身につける必要があります。
- ・公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、私立学校への支援や保護者等の経済的負担の軽減を行う必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 県民総参加による学力向上の取組を展開するため、市町等の取組に対する支援として「みえの学力向上県民運動推進会議」の委員を地域で開催される研修会等に派遣します。また、市町等の県民運動の取組等を収集しホームページ等を通じて発信するとともに、学校・家庭・地域別に啓発のためのリーフレット等を作成します。読書活動を推進するため、民間業者への委託により、専門性の高い図書館司書有資格者を小中学校に派遣し、司書教諭を中心とした教職員が実施する学校図書館を活用した効果的な授業実践に対する支援、ファミリー読書の推進に積極的に取り組みます。
- ・ 地域の教育力を活用しながら、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学力を育んでいくきっかけをつくるために、各市町において活動するまなびのコーディネーター*を委嘱し、地域において子どもたちが学習や体験等を行うことができる「みえの学び場」づくりを進めます。まなびのコーディネーターは、学校等のニーズをもとに、地域住民によるまなびのボランティアの調整を図り、子どもたちの活動を支援します。
- ・ 学力の定着と向上を図るため、平成 24 年度の全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、また福井県の取組などを参考にしながら、国語、算数・数学、理科におけるワークシート等課題の改善に向けた効果的な教材の作成・充実、授業改善の推進、授業での学校図書館の活用促進等の取組を進めます。また、引き続き、実践推進校へ非常勤講師を配置するとともに、学力向上アドバイザーによる授業改善に係る指導助言体制を充実させます。
- ・ 高校生の基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、生徒の国語・数学・英語の学力等を把握するとともに、課題の明確化を行い、カリキュラムの開発など課題解決のための効果的な指導方法等を研究します。
- ・ 研究指定校等の取組を幅広く地域に発信し、他の高等学校や教員に普及するよう事業を進めるとともに、教職員の資質向上に向け、継続的に事業を実施していきます。特に Mie SSH については、これまで他の事業と合同で行っていた成果発表会を単独で実施するなど、より効果的に成果を普及することができるよう取り組みます。また、『若き「匠」育成プロジェクト』については、職業学科が対象のため、学科により専門性が大きく異なることから、より多くの学科に効果が及ぶよう取組の充実を図ります。
- ・ 小学校 2 年生以降の学級編制標準の引き下げについて、引き続き国に要望するとともに、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた、より効果的な少人数教育の推進に取り組んでいきます。
- ・ 子どもたちが主体的に社会に参画する力を身につけられるよう、様々な分野で活躍する人々の生き方や多様な価値観、職業観に触れ、自らの生き方を考える機会を創出するとともに、小・中・高等学校の各学校段階を通じたキャリア教育の拡充に取り組みます。
- ・ 学校から社会への円滑な移行に向け、多様な主体との連携を強化するとともに、就職指導プロセスの改善に取り組みます。
- ・ 教職員の授業力向上に向けた研修を体系化し、より学校に近い場所で研修を実施する等、教職員研修の充実を図ります。
- ・ 「授業実践研修」をより効果的に実施するため、経験に応じて求められる力を明らかにし、研修内容の充実を図ります。また、学校の組織的な取組により教職員の授業力向上を図るため、福井県への職員派遣の成果を踏まえ、「授業研究担当者育成研修」をより実践的な研修プログラムに改善するとともに、校内研修担当者を対象とした研修を各地域で実施するなど、県内の学校に研修成果を普及します。
- ・ 基礎的な知識・技能の定着と向上を図りつつ、思考力・判断力・表現力等を育む授業改善モデルを作成するため、小中学校の教科別のプロジェクトチームを編成し、授業改善モデルの実践研究に取

り組みます。また、県内全ての小中学校でこの授業改善モデルの活用を推進するため、教職員の授業力向上をめざす研修を実施します。

- ・子ども安全対策監を設置し、学校だけでは対応が難しい事案については、スクールソーシャルワーカー等の専門家によるチーム支援を行い、関係機関と連携しながら、いじめや体罰の問題への的確な対応を図ります。
- ・小学校におけるスクールカウンセラーの配置を大幅に拡充し、小学校における教育相談体制の強化を図るとともに、スクールソーシャルワーカーを3名増員して7名体制とし、いじめや体罰等の様々な問題解決の取組を進めます。
- ・中学校区を単位としたスクールカウンセラーの配置や子ども支援ネットワーク構築による子どもたちへの支援を引き続き進め、安心して学べる環境づくりを推進します。
- ・深刻化するいじめの未然防止を図るため、県内29中学校区において行う学級満足度調査を活用し、子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めることにより、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを充実させていきます。また、いじめを許さない「絆」プロジェクト会議において、各中学校区の取組の交流や検証を行うとともに、県内の指導者を養成するため、指導者養成講座を開催します。
- ・いじめや体罰の問題について、児童生徒理解に基づいた生徒指導のあり方及び運動部活動のあり方について研修会を開催し、教職員の資質向上を図るとともに、アンケート調査や電話相談等による状況把握により、早期対応につなげていきます。
- ・体罰によらない指導方法を普及し、体罰を一掃するため、運動部活動指導者研修会や生徒指導担当者を対象とした研修会を実施するとともに、映像教材「教育活動における体罰の防止」を活用した校内研修を実施します。
- ・私立学校への支援や保護者等の経済的負担の軽減を行うことにより、私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう努めます。

特に注力するポイント（平成25年度）【教育委員会 次長 白鳥 綱重 電話：059-224-2942】

- ・子どもたちの学力向上に向けて、授業改善をはじめとする県の施策を充実し、市町教育委員会や関係機関等と連携し、学校・家庭・地域が一体となって取り組む「みえの学力向上県民運動」を展開します。
- ・みえの学力向上県民運動の枠組みのもと、新学習指導要領に対応した授業改善、教職員の指導力向上、きめ細かな少人数教育、豊かな心や社会参画力を育む教育、開かれた学校づくり、子どもたちの学びを保障するための環境づくり、読書活動など、県の施策を総合的に進めます。

施策 2 2 2

地域に開かれた学校づくり

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、家庭や地域と連携した開かれた学校づくりが進み、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組む社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

それぞれの地域において、開かれた学校づくりの取組が進められ、家庭や地域と連携した学校運営や教育活動が展開されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標の教材「三重の文化」*の活用率が目標値を下回ったものの、県民指標が目標値を上回ったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合		93.0%	1.00	97.0%	100%
	90.0%	95.3%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなど、保護者や住民等が学校運営や教育活動へ参画する仕組みを取り入れている学校の割合				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、地域に開かれた学校づくりを進めた結果、目標値を達成できました。平成 25 年度は、平成 27 年度の目標値(100%)の達成を目指して、目標値を 97.0%に設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22201 地域とともにある学校づくりの推進 (教育委員会)	学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者や住民等の参画を進めている県立学校の割合		40.0%	1.00	88.0%	100%
		—	81.2%			
22202 地域で支える教育活動の推進 (教育委員会)	教材「三重の文化」を活用した中学校の割合		80.0%	0.77	85.0%	100%
		—	61.9%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	36	40	39		
概算人件費		99			
(配置人員)		(11 人)			

平成 24 年度 of 取組概要

- ・各学校における開かれた学校づくりの仕組みの導入を促進するため、市町教育委員会を対象とした「開かれた学校づくり推進協議会」を地域別に開催（4 地域）
- ・コミュニティ・スクール等の実践経験をもつ退職校長、学校運営協議会委員等、開かれた学校づくりサポーターを学校の研修会等に派遣（7 名）
- ・「みえの開かれた学校づくり推進フォーラム」を開催（参加者 約 140 名）
- ・学校関係者評価の理解浸透を図るため、学校関係者評価委員や教職員を対象とした学校関係者評価研修会を実施（県内 4 箇所）
- ・「学校支援地域本部 *」の仕組みにより、大学生や教員経験者等、地域住民の知識・技能を活用する学習支援等（授業における学習支援、放課後等の学習指導）の取組を支援（7 市町）
- ・各市町から 50 名が参加し、学校支援等コーディネーター研修会を開催
- ・教材「三重の文化」活用授業実践推進会議（11 月）を開催し、教材「三重の文化」の授業実践にかかる情報交換を実施
- ・教材「三重の文化」の題材をもとにした「ふるさと三重かるた」の読み札を公募（29 市町の 147 校（小学校 391 校中 102 校、中学校 166 校中 45 校）で取組実施、12,400 人（小学校 7,928 人、中学校 4,472 人）の児童生徒から応募）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・それぞれの地域で開かれた学校づくりの取組が進むよう、各市町教育委員会を訪問し、コミュニティ・スクール等開かれた学校づくりの推進に向けた具体的な情報交換を進めており、県内のコミュニティ・スクールは、51 校（小学校 36 校、中学校 14 校、高等学校 1 校）となりました。また、松阪市 3 校、鈴鹿市 2 校、亀山市 1 校、県立学校 1 校で、文部科学省の「コミュニティ・スクールの導入促進に関する調査研究事業」を、伊賀市 2 校で県事業の「小中学校におけるコミュニティ・スクール推進のための実践研究事業」を実施するなど取組が進んできました。今後、地域別の担当者会議や開かれた学校づくりの実務経験者の派遣等による支援を進め、学校関係者評価も含め、仕組みの導入がない地域を中心に、開かれた学校づくりが広がるよう、普及・促進を働きかけていくとともに、導入済みの学校への適切な支援を行う必要があります。
- ・県内の公立小中学校の 93.5%、県立学校の 100% で学校関係者評価を実施しており、学校運営の改善や教育活動の充実に向け取組が進んできました。今後、学校関係者評価が効果的に実施され、有効に機能するよう、運営方法の確立や、具体的な成果につなげるための研修の充実などの支援が必要となります。
- ・地域住民等による学校支援を進めるため、開かれた学校づくり推進協議会（県内 4 地域で開催）における情報交換等とおして、大学生や教員経験者等地域住民の知識・技能を活用する学習支援（授業における学習支援、放課後等の学習指導）等の取組を中心に、その拡大に向けて取り組みました。これにより、地域住民等による学校支援に取り組んでいる市町が 26 市町に増加するなど取組が広がってきています。また、この事業に関わるコーディネーターを対象に、ワークショップや講義を

実施し、学校・家庭・地域を結ぶための知識や技能等を習得するように働きかけました。今後、学習支援活動が全ての学校で実施されるよう、さらに働きかけていく必要があります。

- ・『教材「三重の文化」活用授業実践推進会議』を開催し、教材「三重の文化」を活用した実践事例の交流等を行いました。取組の広がりには課題があります。実践事例の収集・普及を広く行い、各中学校の実態に応じた活用が積極的に実施されるよう働きかけていく必要があります。
- ・各市町教育委員会に「ふるさと三重かるた」の作成に向けた協力を要請し、県内の公立小中学生から広く読み句を公募することで、三重の良さを実感できる教材を活用した郷土教育の推進につながりました。今後、制作会議において、郷土に対する興味・関心を高め、言語活動の充実に効果的なかるたの作成を進めます。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・市町教育委員会と連携し、地域の状況に応じた開かれた学校づくりを促進するよう、県内 4 地域に設置する「開かれた学校づくり推進協議会」における協議の充実を図ります。また、地域とともにある学校づくりを中学校区単位で推進する実践研究をモデル的に実施し、研究の成果を他の市町に普及・啓発します。
- ・学校関係者評価の質を高めるため、学校関係者評価研修会を引き続き実施します。また各学校で年度末に行われる学校評価（関係者評価を含む）に基づく改善活動が組織的、継続的に行われるよう、引き続き支援を行います。
- ・市町が実施する地域による学力向上の取組を支援するため、学校と地域住民等をつなぐコーディネーターの育成等の支援を行います。また、取組成果等の報告会を開催するなど、事業成果の共有と取組の普及を図り、平成 27 年度には全ての市町で地域人材を活用した学習支援活動が実施・定着されるよう支援します。
- ・各教科等における教材「三重の文化」を活用した授業の実施を各中学校に働きかけるとともに、各市町から効果的な実践事例を集約し、県教育委員会の Web ページを通じて、活用方法の普及を図ります。また、社会科を中心として、年間指導計画に教材「三重の文化」の活用を位置づけて、計画的に指導を進めるよう助言していきます。さらには、教材「三重の文化」の題材をもとに作成した「三重県 心のノート」の活用とも連動させて、教材「三重の文化」の活用を推進していきます。
- ・教材「三重の文化」を用いた郷土教育が一層充実するよう、「ふるさと三重かるた」を作成するとともに、かるたの活用・普及に取り組めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【教育委員会 次長 白鳥 綱重 電話：059-224-2942】

- ・市町教育委員会等と連携・協力し、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した「開かれた学校づくり」の取組の輪を広げ、みえの学力向上県民運動の枠組みのもとで、地域や家庭の教育力を取り入れた教育活動を推進します。
- ・三重の良さを実感できる教材や地域資源等を活用した郷土教育を充実します。

施策 2 2 3

特別支援教育の充実

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

障がいに対する理解が進み、子どもたちが、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合う感性を、幼少時から育むことができる教育環境が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導と支援の充実を図ることで、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けて必要な力を育んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	全ての指標において、平成 24 年度の目標値におおむね到達することができ、特別支援教育の推進が着実に進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県立特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率	34.2%	30.0% 38.7%	1.00	30.0%	30.0%
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	県立特別支援学校高等部卒業生に占める進学および一般企業就労者の割合				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、外部人材による職場開拓を進めた結果、目標値を達成できましたが、厳しい雇用状況等をふまえ、平成 25 年度も引き続き 30% を目標値に設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22301 特別支援教育の推進（教育委員会）	個別の教育支援計画＊を作成している県立高等学校の割合	31.0%	50.0% 41.1%	0.82	60.0%	100%
22302 就労の実現（教育委員会）	県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入している学校数	2 校	3 校	1.00	5 校	8 校
22303 学習環境の整備（教育委員会）	暫定校舎の教室数	18 教室	10 教室 8 教室	1.00	8 教室	0 教室

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,019	1,073	1,495		
概算人件費		10,144			
(配置人員)		(1,125 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・障がいのある子どもたちの就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を整備するため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ *の作成、活用による支援体制構築の推進（パーソナルカルテ推進強化市町として 18 市町を指定）
- ・高等学校に在籍する発達障がいのある生徒の支援のため、発達障がい支援員を配置（3 校）して巡回相談を実施、医師や言語聴覚士等の専門家チームを派遣
- ・特別支援教育に係る中核的な教員養成のため、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催（7 日間 20 講座）
- ・職業に関するコース制を導入（3 校）
- ・ビルメンテナンス協会と連携し、清掃技能に関するカリキュラムを開発し、清掃技能検定を実施
- ・生徒本人の適性に合った職場実習先の開拓を組織的に推進するため、職業適性アセスメント用教材を活用し、生徒本人の適性と職種のマッチングを実施
- ・キャリア教育サポーター（5 名）や職域開発支援員（9 名）を配置し、職場開拓を充実
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の増加や障がいの重度化等の緊急課題に対応するため、くわな特別支援学校を 4 月に開校するとともに、特別支援学校東紀州くろしお学園本校（統合）及び松阪地域特別支援学校（仮称）の整備地を決定し、あわせて、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（平成 23 年度～平成 26 年度）を改定
- ・スクールバスの整備と計画的な運行を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・障がいのある子どもたちの就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を整備するため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成とその活用を推進するパーソナルカルテ推進強化市町として 18 市町を指定し、支援体制構築に係る理解を深めながら取組を進めることができました。支援情報の円滑な引継ぎが行える市町が増えた一方で、幼稚園・保育所から小学校への引継ぎにはまだ課題があります。
- ・高等学校に在籍する発達障がいのある生徒を支援するため、3 校に発達障がい支援員を配置して巡回相談を行ったほか、医師や言語聴覚士等の専門家チームを派遣するなど、効果的な支援体制づくりを進めてきました。一方で、中学校から高等学校への生徒の支援情報の引継ぎや高等学校における「個別の教育支援計画」の作成状況に課題があることから、市町教育委員会との情報共有を進めながら円滑な引継ぎが行える体制を構築する必要があります。
- ・特別支援教育に係る中核的な教員を養成するため、7 日間 20 講座におよぶ特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催し、教員の専門性の向上を図りました。今後も引き続き、特別支援教育の充実に向け、専門性を有する教員を増やしていく必要があります。
- ・教育課程の改編を進め、職業に関するコース制を導入するとともに、清掃技能に関するカリキュラムを開発し、清掃技能検定を実施しました。また、生徒本人の適性に合った職場実習先の開拓を進めていくため、職業適性アセスメントを試行的に活用し、本人の適性と職種のマッチングを図ると

- ともに、キャリア教育サポーター（5名）、職域開発支援員（9名）を配置し、職場開拓に努めた結果、事業所就労率が向上し、生徒の就労希望の実現につなげることができました。厳しい雇用状況の中、今後は、企業に生徒の可能性や強みを提示する提案型の職場開拓が必要になってきています。
- ・ 特別支援学校における児童生徒の増加や障がいの重度化等さまざまな緊急課題に対応するため、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（平成 23 年度～平成 26 年度）の見直しを行いました。学校の適正な規模・配置を実現するため、新たな学校の整備を進めるとともに、教室不足等の緊急的な課題に対応する必要があります。
 - ・ 小中学校の通常学級及び特別支援学級を支援するため、特別支援学校のセンター的機能の強化や市町との連携を図る必要があります。
 - ・ 児童生徒の通学時間短縮を図るため、スクールバスの整備を行いました。計画的な運行等を検討する必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 障がいのある子どもたちの就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を整備するため、平成 24 年度のパーソナルカルテの作成状況を把握し、その実態をふまえて、パーソナルカルテ推進強化市町のさらなる指定を行うなど、パーソナルカルテの活用促進や市町の就学指導担当者との共通理解を図ります。
- ・ 高等学校に在籍する発達障がいのある生徒の支援体制を充実させるため、市町教育委員会と情報共有するとともに、パーソナルカルテの有効な活用をとおして、中学校から高等学校への生徒の支援情報の円滑な引継ぎと高等学校における「個別的教育支援計画」の作成を進めます。
- ・ 特別支援教育に係る中核的な教員を養成するため、引き続き、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催し、教員の専門性の向上に取り組めます。
- ・ 特別支援学校生徒の就労につなげるため、企業との連携による技能検定制度 * の活用や職業に関するコース制を導入する学校の拡大、コースにおける学習内容の充実に取り組めます。また、企業に対して、積極的に生徒の可能性や強みを提示する等の提案型の職場開拓を行うため、引き続き、企業経験の豊かな外部人材を特別支援学校に配置し、職場実習先等の開拓を進めるとともに、他部局、関係機関と連携し、障がい者雇用の理解と啓発を図ります。
- ・ 特別支援学校の児童生徒の増加やさまざまな緊急課題に対応し、学校の適正な規模・配置を実現するため、特別支援学校東紀州くろしお学園本校の統合整備や松阪地域特別支援学校（仮称）等の整備に取り組むとともに、教室不足の解消を図ります。
- ・ 発達障がいのある児童生徒への対応や、小中学校の通常学級及び特別支援学級に対する支援を強化するため、こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校における特別支援教育のあり方も含め、特別支援学校のセンター的機能の強化を図っていくとともに、指導支援ネットワークの構築や専門性を有する教職員の育成に取り組めます。
- ・ 児童生徒の通学時間短縮を図るため、スクールバス運行の見直し等に取り組めます。
- ・ 今後の三重県における特別支援教育のあり方について、特別支援教育に関する総合推進計画の策定に向け検討を進めます。

- ・特別支援学校のセンター的機能や関係機関とのネットワークの構築も含め、発達障がいを含む特別支援を必要とする子どもたちに係る支援情報の円滑な引継ぎと、自立支援に向けた支援体制の充実を図ります。
- ・「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づき、県立特別支援学校の整備等を進めます。

施策 2 2 4

学校における防災教育・防災対策の推進

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが、災害対応能力を身につけるとともに、大規模地震や津波、風水害などの自然災害への対策が十分に行われた、安全で安心して学習できる環境が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった学校防災の課題をふまえた防災教育・防災対策が行われ、子どもたちが安全で安心して学習できる環境の中で学校生活をおくっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が 24 年度目標値を上回っているほか、活動指標についても概ね 24 年度目標値を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合		63.0%	1.00	76.0%	100%
	—	64.9%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	自主防災組織や地域住民等と連携した避難訓練等を実施している学校の割合（教育総務課調べ）				
25 年度目標値の考え方	いつ発生してもおかしくないとされている東海・東南海・南海地震等に対する対策として、地域との連携が不可欠であることから、当該指標を採用しています。4 年間で 100%になることを目指し、年間約 12 ポイントの改善を図ります。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22401 防災教育の推進 (教育委員会)	防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の割合		100%	0.98	100%	100%
		—	98.3%			
22401 防災教育の推進 (教育委員会)	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合		50.0%	1.00	100%	100%
		—	99.7%			
22402 防災対策の推進 (教育委員会)	県立学校の非構造部材*の耐震対策実施率		10.0%	0.41	20.0%	100%
		—	4.1%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,288	1,596	2,127		
概算人件費		126			
(配置人員)		(14 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員養成のための研修会を開催（四日市、津、伊勢、尾鷲の4会場）
- ・学校における体験型防災学習や地域と連携した防災の取組を強化するため、防災タウンウォッチング、地域住民等との避難訓練、防災学習等の支援を実施（延べ133校）
- ・公立小中学校及び県立学校において「防災ノート」を活用した学習を実施（全体の98.3%の学校）
- ・三重県の中学生と宮城県の中学生とが、防災に関する意見交換、発表等を行う「子ども防災サミット in みえ」を8月に鳥羽市及び志摩市で開催
- ・「小中学校防災機能強化補助金」を創設し、非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤の整備、備品等の転倒落下防止対策、ガラス飛散防止対策等、学校の防災機能強化を支援（7市179校、4町33校、1学校組合1校）
- ・全ての県立学校に児童生徒及び教職員分の防災用毛布・保温シートを、孤立想定地区の県立学校10校に2日分の水及び食料を備蓄し、県立学校の防災機能を強化したほか、全ての県立学校のAEDを更新
- ・県立学校施設の耐震補強工事の実施により、耐震化率が向上（98.8%から99.4%に向上）
- ・県立学校施設の非構造部材の耐震対策、老朽対策等の工事を実施（外壁改修10校、屋上防水4校、吊り天井改修1校、体育施設改修3校、給水管等設備改修8校）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員を養成するため、防災教育の進め方等について研修会を開催し、教職員のスキルアップを図ることができました。今後、研修会で学んだことを学校での実践につなげていく必要があります。
- ・学校における防災マップづくりや地域住民等との合同避難訓練、防災学習等について支援を行い、体験型防災学習や地域と連携した防災の取組を強化することができました。他にも取組が必要な学校があることから、今後、支援を継続していく必要があります。
- ・学校現場において、児童生徒や教職員が、自分の命は自分で守ることができるよう、公立小中学校及び県立学校において「防災ノート」を活用した学習が実施されるよう取り組んだ結果、98.3%の学校で「防災ノート」を活用した学習が実施されました。今後、全ての学校で実施されるよう取組を続けていく必要があります。
- ・宮城県の中学生を三重県に招待し、防災に関する意見交換、発表等を行う「子ども防災サミット in みえ」を開催することにより、三重県の中学生の防災意識を高めるとともに、宮城県の中学生の心のケアを図ることができました。今回の成果を生かし、生徒等の防災意識をさらに高めていく必要があります。
- ・小中学校防災機能強化補助金を創設し、市町が実施する非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤の整備、ガラス飛散防止対策、備品等転倒落下防止対策の取組について支援することにより、小中学校の防災機能を強化できました。今後、津波への対応等、さらなる防災機能の強化を図

るため、事業の積極的な活用を促していく必要があります。

- ・県立学校においては、耐震性が確保されていない校舎等の耐震化対策を平成 25 年度に完了させる必要があります。非構造部材の耐震対策については、本年度 13 校で実施したところですが、専門家による非構造部材の点検を全校（74 校）で実施した結果、耐震対策の必要性を新たに指摘された校舎等もあることから、今後は非構造部材の耐震対策に注力し、計画的に進めていく必要があります。
- ・公立小中学校施設の安全性確保を目的に、校舎等の建物や非構造部材の耐震対策、老朽対策、防災機能強化のための工事を市町が実施する場合、補助制度の活用等について積極的に情報提供と助言を行っていますが、財政事情等により、耐震対策の取組が遅れている市町があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員をさらに養成するため、引き続き、災害発生時及び発生後の対応に係る研修会を開催します。
- ・体験型防災学習や地域と連携した防災の取組を行う学校を拡大するため、引き続き、防災マップづくりや地域住民等との合同避難訓練、防災学習等を行う学校に対する支援を行います。特に、通学範囲が広く小中学校に比べて地域での連携が図りにくい県立学校に対しては、地域と連携した避難訓練等を実施するよう働きかけていきます。
- ・児童生徒や教職員が、自分の命は自分で守れるよう、全ての公立小中学校及び県立学校において、「防災ノート」を活用した学習が実施されるよう取り組みます。
- ・生徒の防災意識を高めるため、三重県の中学生が宮城県を訪問し、「子ども防災サミット in みえ」での交流を継続します。
- ・小中学校の防災機能を強化するため、市町が実施する非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤の整備等の取組を引き続き支援し、津波から逃げ遅れた際の「最後の砦」としてライフジャケットについても補助の対象とします。
- ・県立学校施設の校舎等の耐震化を平成 25 年度中に完了できるよう、引き続き取り組みます。また、非構造部材の耐震対策については、平成 24 年度に実施した点検結果を踏まえ、計画的に進めていきます。
- ・公立小中学校施設の安全性を確保するため、市町に対する財政措置が拡充されるよう国に要望するとともに、耐震対策の取組が遅れている市町に対し、補助制度の活用等について積極的に情報提供と助言を行うとともに、対策の早期完了を働きかけます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【教育委員会 副教育長 真伏利典 電話:059-224-2942】

- ・全ての小中学校と県立学校において、防災に関する専門的な知識とスキルを持つ「学校防災リーダー」の養成を引き続き進めるなど、平常時の防災教育・防災対策の充実と災害時における児童生徒の安全確保を図ります。
- ・平成 24 年度からの 2 ヶ年事業である小中学校防災機能強化補助金について、平成 25 年度は、補助要件を一部緩和して市町の活用促進を図り、小中学校の防災機能強化を支援します。
- ・校舎等の耐震対策を平成 25 年度の完了に向けて取り組みます。
- ・施設老朽対策の長寿命化にかかる改修を進めるとともに、非構造部材の耐震対策にかかる要素を加えた改修を実施していきます。

施策 231

子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子ども自身の持つ力を育み伸ばそうとする「子どもの育ちを支える視点」が社会全体で共有され、子どもを見守り、豊かに育てることのできる家庭・地域づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度		判断理由	
＊	C (あまり進まなかった)		活動指標は 3 項目のうち 2 項目を達成し、また、子ども専用相談電話で多くの相談を受けることができましたが、県民指標を 0.5%しか伸ばせなかったことから、「あまり進まなかった」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「三重県子ども条例」の認知度		50.0%	0.71	60.0%	100%
	35.0%	35.5%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	「三重県子ども条例」を知っている県民の割合				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、「みえの子ども白書フォーラム」の開催などにより前年度に比べて条例の認知度を伸ばす努力をしたものの、目標達成には至りませんでした。平成 25 年度は、子どもや子育て家庭が関わる事業、関係機関や市町と連携し、あらゆる機会を生かして三重県子ども条例の啓発に努めることとし、目標値を 60.0%に設定します。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23101 子ども条例の普及と推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	キッズ・モニター活用 事業数		8 事業	1.00	9 事業	10 事業
		7 事業	8 事業			
23102 家庭力・地域力の向上支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数 (累計)		1,155 会員	0.71	1,270 会員	1500 会員
		1,048 会員	1,124 会員			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23103 子どもの保護対策の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合		92.5%	1.00	95.0%	100%
		90.0%	92.7%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	245	72	61		
概算人件費		126			
(配置人員)		(14 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 「三重県子ども条例」の認知度の向上を図るため、フリーマガジン (2 紙)、FM三重、県政だより、県庁玄関ロビー液晶掲示板、HPや出前講座等において啓発を実施
- ・ 子どもと大人の意識などをまとめた「みえの子ども白書」に対する理解の浸透を図る「みえの子ども白書フォーラム」を開催 (参加者 180 人)
- ・ e-モニター制度を利用した「キッズ・モニター」の実施 (8 事業) (キッズ・モニター：平成 24 年度最大登録者数 389 人)
- ・ 子どもの悩みや不安に寄り添い、ともに問題の解決を図る子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の運営 (相談件数 3,445 件)
- ・ 保護者の子育ての不安感や負担感の軽減を図る「親なびワーク」を小学校等県内 18 か所で開催 (参加者 445 人)
- ・ 子育てサポート講座の開催 (公開講座 2 回、出前講座 28 回) による「みえの子育てサポーター」の養成 (1,532 人)
- ・ 子育てサポーターが支援し子どもが主体的となって実施した「やるぞ！子ども会議」(5 事業)、子育てサポーターや地域の大人が連携した「子育て支援活動」(8 事業)の実施
- ・ 家族が互いの理解を深め、絆を認識する機会として、「家族の絆 一行詩コンクール」を実施 (応募 7,017 作品)
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数の拡大 (会員数：1,124 (内企業 626、団体 498)、対前年度 76 会員増)、メールマガジンの発刊、会員総会における取組事例の発表など
- ・ 第 7 回「子育て応援！わくわくフェスタ」を「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して開催 (来場者 27,000 人、出展・出演 120 団体、運営ボランティア延べ 339 人)
- ・ 「家庭の日」調査票を県内企業約 4 万社に送付し、「家庭の日」について PR を実施
- ・ 「家庭の日」協力事業所の登録状況 (81 社) とその取組内容を県ホームページ等で紹介
- ・ 三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を、地域別・計画的に実施
- ・ 子どもの利用が多い店舗に積極的に働きかけ、「青少年健全育成協力店」として登録 (青少年協力店割合：92.7%)

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・「三重県子ども条例」の認知度について、広報媒体の活用や事業を実施する中で周知を図りましたが、目標を達成するには至りませんでした。市町や学校等の関係機関と連携し、あらゆる機会を捉えて広報・啓発を行う必要があります。
- ・「みえの子ども白書フォーラム」を開催したことで、保護者や地域の大人による「子どもに対する理解」の浸透を図りました。引き続き、子どもの自己肯定感の向上や子どもの育ちについて大人が考える機会づくりが必要です。
- ・キッズ・モニターを活用して子どもの意見を聴取し、県施策（8 事業）の参考としました。引き続き、モニター数やモニター制度を活用する県施策の事業数を拡大する必要があります。
- ・子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営する中で、専門的な対応が必要な相談については、児童相談所や教育委員会等関係機関につなぐことができました。悩みを抱えた子どもが気軽に相談できるよう「こどもほっとダイヤル」の周知に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図る必要があります。
- ・ワークショップ形式の「親なびワーク」を実施し、子育て中の親の悩みの共有や連携が深まりました。一方で、現在のワークシートは、利用者の満足度は高いものの学齢期の子どもの親中心のプログラムとなっており、「親なびワーク」の対象を見直す必要があります。
- ・子育てサポート講座の開催により「みえの子育てサポーター」を養成しましたが、出前講座の募集開始が遅れたため、計画通りに養成することができませんでした。また、今後は、サポーターの具体的な活動について、地域で連携するしくみを検討していく必要があります。
- ・「家族の絆 一行詩コンクール」を実施し、家族をはじめ学校や地域の中で子どもと大人が互いの理解を深め、絆を認識する機会を提供しました。さらに多くの絆が育つよう、コンクールの効果的な周知・啓発を行い、参加者を増加させる必要があります。
- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大について、企業等へ働きかけを行いましたが、目標を達成するに至りませんでした。今後は、新たな業種の開拓やエリアの拡大が図れるよう周知・啓発を行う必要があります。
- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して第 7 回「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催し、地域の企業や団体に、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪を広げました。今後は、ネットワーク会員の自主的、主体的な活動が促進されるように各地域での交流を深める必要があります。
- ・第 2 回みえ県民意識調査によれば、県民の皆さんが希望する子どもの人数の平均は 2.5 人となっていますが、合計特殊出生率は 1.47（平成 24 年概数）となっています。子どもを産みたい人に対して、子どもを産み育てやすい環境が整っていないことが課題と考えます。
- ・子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する地域社会づくりをめざし、「家庭の日」の周知をはかりました。協力事業所の登録数を増やして、その取組内容について紹介することで、「家庭の日」を周知していく必要があります。
- ・三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を、地域別・計画的に行うとともに、子どもの利用が多い店舗に対して、「青少年健全育成協力店」として登録していただくよう積極的に働きかけることにより、子どもを有害環境から保護する取組が進みました。引き続き立入調査や協力店への登録要請等継続的な活動が必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「三重県子ども条例」の認知度の向上に向けて、三重県ホームページ・キッズサイトの充実や県庁見学者(子ども)への説明を行うとともに、市町が主催する子ども向けイベントや学校で学習し、家庭へ持ち帰り家族で考えるような流れを検討するなど、市町や教育関係機関との連携強化を図ります。また、「三重県子ども条例」の基本理念にのっとり、子どもが参加し意見を表明する機会や、大人が子どもの力を信頼し子どもとの接し方を考える機会となるような取組を、新たに団体・企業から提案を受けて実施します。
- ・「キッズ・モニター」登録数を増やすよう普及・啓発を図るとともに、モニター制度の活用について全庁的に働きかけ、制度の利用促進を図ります。
- ・「こどもほっとダイヤル」の周知・広報に努め、悩みを抱える子どもに向き合い、子ども自身の育ちを支えるとともに、対処が必要な案件についてはより良い支援が行われるよう、関係機関連絡会議、定期的な運営会議や事例検討会を開催し連携を強化していきます。
- ・子育て中の親の悩みの共有や親同士のつながりを促進するため、ワークショップ形式の「親なびワーク」について、児童虐待未然防止の観点もふまえて、乳幼児を持つ親を重点的な対象としてリニューアルします。
- ・年度当初から市町を通じて関係機関等での子育てサポート講座の活用を働きかけ、「みえの子育ちサポーター」を養成するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の企業・団体との連携や市町事業への協力など地域での実践的な活動を促進していきます。
- ・「家族の絆 一行詩コンクール」のこれまでの作品を活用して、コンクールの効果的な周知・啓発を図るとともに、学校で応募作品を教材として活用したり、家庭へ持ち帰り家族で考えるような流れを検討するなど、学校における取組の促進を図っていきます。
- ・地域の企業や団体に、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪が一層広がっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して家族の絆が深まるようなフェスティバルを開催するとともに、さらなるネットワーク会員の拡大を図っていきます。また、地域での自主的な活動が進むよう、会員の取組情報の共有や会員間の交流の場づくりを行います。
- ・希望するすべての人が、子どもを安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、10 県の「子育て同盟」で他県と連携し具体的な取組を進めます。また、第 2 子出生には男性の育児参加が影響するともいわれていることから、市町や関係機関と連携し、平成 26 年度に、男性の育児参加や地域全体で子育てを支援する機運を醸成するための全国大会を開催することをめざします。
- ・「家庭の日」協力事業所の登録をすすめる、その取組内容を県ホームページ等で紹介するなど、「家庭の日」について引き続き PR していきます。
- ・「青少年健全育成協力店」への登録について、三重県青少年健全育成条例に基づく立入対象店舗のうち、引き続き子どもの利用の多い店舗（コンビニエンスストア、書店、ネットカフェ、カラオケ店）を重点的な対象として働きかけていきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【健康福祉部子ども・家庭局 次長 亀井 敬子 電話：059-224-2317】

- ・「三重県子ども条例」の認知度の向上に向けて、ホームページ等により県からの情報発信力を強化するとともに、市町や教育委員会等の関係機関と連携し、みえの子ども白書も活用して、条例の趣旨の周知に努めます。
- ・希望するすべての人が、子どもを安心して産み育てることのできる地域社会づくりをめざして、「みえ次世代育成応援ネットワーク」、「みえの子育ちサポーター」などの活動が、各地域の子どもや子

育て家庭を応援する実践的な取組となるよう市町や関係機関と連携して進めていきます。

- ワークショップ形式の「親なびワーク」を児童虐待未然防止の観点もふまえて、乳幼児を持つ親を重点的な対象としてリニューアルし、市町や関係機関と連携して取り組みます。

施策 2 3 2

子育て支援策の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子育てサービスを提供するさまざまな主体と共に、子育て支援策を進めることにより安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

保育サービス、母子保健対策等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標をはじめ、3つの指標で 24 年度目標値を達成しており、子育て支援策全体が進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
低年齢児（0～2歳）保育 所利用児童数		12,200 人	1.00	12,550 人	12,950 人
	11,962 人	12,418 人			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	入所待機となりがちな低年齢児（0～2歳）の保育所利用児童数				
25 年度目標 値の考え方	平成 25 年度は、市町の実施する保育所整備等に対する補助や市町が主体的に実施する取組等の相乗的な効果から、入所待機となりがちな低年齢児童の入所がさらに進むと考え、目標値を 12,550 人としました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23201 保育・放課後児童対策等の充実 (健康福祉部子ども・家庭局)	病児・病後児保育所の実施地域数（広域利用含む）		16 地域	0.94	17 地域	20 地域
		15 地域	15 地域			
23202 母子保健対策の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	三重県不妊専門相談センターへの相談件数		200 件	1.00	220 件	220 件
		193 件	273 件			
23203 ひとり親家庭等の自立の支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	ひとり親家庭情報交換会参加者数（累計）		100 人	1.00	300 人	1,000 人
		36 人	121 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	16,083	16,631	16,670		
概算人件費		1,713			
(配置人員)		(190 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 待機児童の解消のため、安心こども基金を活用した市町が行う保育所整備等を促進（6 市 8 か所、保育所定員 530 人増）
- ・ 待機児童の多くを占める低年齢児（0 歳～2 歳）の保育所入所を進めるため、低年齢児保育事業を実施する市町に対する補助（19 市町）
- ・ 子育て家庭の就労形態の多様化等に伴う地域ニーズに対応するため、延長保育をはじめ特別保育事業を実施する市町に対する補助（延長保育実施市町：15 市町）
- ・ 平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に関し、市町に対する説明会を開催し、平成 27 年度に施行予定の子ども・子育て支援新制度 * についての情報提供を実施
- ・ 多くの児童が放課後児童クラブを利用できるよう、放課後児童クラブの運営費と施設整備費に関し、市町に対し補助を実施
(県内の放課後児童クラブ数：平成 24 年 5 月 1 日 292 か所（平成 23 年 5 月 1 日 282 か所）)
- ・ 特定不妊治療費の一部助成は、助成件数が大幅に増加（助成件数：2,326 件）、県単独補助事業については、所得制限を 300 万円未満から 400 万円未満に緩和
- ・ 不妊専門相談件数 273 件
- ・ ひとり親家庭情報交換会を開催（4 か所 121 名参加）
- ・ 市町が実施する子ども医療費助成事業に対して、平成 24 年 9 月から、県が支援する対象を、義務教育就学前までの児童の入通院から小学校 6 年生までの児童の入通院に拡大
- ・ こども心身発達医療センター（仮称）の整備について、地権者との協議や用地測量、地形測量、環境調査等を実施。関係者により整備計画概要をとりまとめ、設計業者を選定
- ・ 発達障がい児に対する早期支援を図るため、市町の保健師・保育士・教員を1年間あすなろ学園に受け入れ（研修生は発達障がいに関する専門的な支援方法を学び、研修後は市町の核となるみえ発達障がい支援システムアドバイザーとして活動）
- ・ 子育てに悩む保護者のサポートを行う子育て支援ストレスマネージャーの育成を実施（24年度研修受入：みえ発達障がい支援システムアドバイザー5名、子育て支援ストレスマネージャー3名）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 待機児童解消のためには保育士の確保が重要ですが、保育現場における保育士の離職や、処遇等の問題から保育士養成施設を卒業後も保育士にならない学生が増加しているなど、保育士不足が深刻になっています。
- ・ 待機児童解消のため、保育所整備等を進めましたが、働く親の増加などから、平成 24 年 10 月 1 日現在の待機児童数は 333 人となり、前年同期に比べ 9 人増加しました。そのため、市町が保育所整備を地域のニーズをふまえ計画的に進められるよう、引き続き支援していく必要があります。
- ・ 保育に関する地域の実情やニーズを確認するため、全市町を訪問して、聴き取りや意見交換を行いました。その結果、延長保育のニーズが高く、今後取組を進めていく市町がある一方、休日保育を実施している市町では利用者が少ない、病児・病後児保育を実施できる医療機関が確保できず取組

が進まない、といった状況がわかりました。今後も、子育て家庭が必要とする特別保育等のサービスがそれぞれの市町において適切に提供できるよう、引き続き協議しながら取組を進めることが必要です。

- ・平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が本格実施される予定であり、市町は平成 25 年度中に地域の保育・教育・放課後児童クラブのニーズを調査し、子ども・子育て支援事業計画策定等の準備を行うこととなります。そのため、県は市町に必要な情報提供・協議を行うことが必要となります。
- ・放課後児童クラブに関する地域の実情等について、全市町を訪問して、意見交換を行なった結果、放課後児童クラブを利用できない小学校区の多くが小規模校であることや、市町が小規模なクラブを存続させるために努力している状況がわかりました。子ども・子育て支援新制度が実施される際には、放課後児童クラブに関する国庫補助の見直しが予想されます。
- ・放課後児童クラブを利用する児童の健康管理や安全の確保、遊びを通して児童の自主性、社会性、創造性を培っていくためには、放課後児童指導員の資質の向上を図っていく必要があります。
- ・特定不妊治療の助成要件を緩和した結果、多くの方々の不妊治療に関する経済的負担が軽減しました。また、不妊や不育症の相談体制を充実したことにより、多くの方からの相談を受け付けましたが、再相談や長時間に及ぶ相談者の増加傾向も見られ、引き続き相談状況の検証や相談体制の見直しが必要です。
- ・ひとり親家庭の情報交換会を開催し、ひとり親家庭の持つ孤立感の解消に努めましたが、さらに拡大することで、多くのひとり親家庭の孤立感の解消を促進する必要があります。また、ひとり親家庭の子どもは、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることが多く、学習意欲の低下を招くことで、不利な就職へとつながっていく「貧困の連鎖」の可能性が指摘されているため、学習環境に恵まれない子どもに対する学習支援に取り組む必要があります。
- ・市町が実施する子ども医療費助成事業の対象年齢の小学校 6 年生までの引き上げにより、安心して子どもに医療を受けさせられるようになりました。
- ・こども心身発達医療センター（仮称）の整備に向け、統合効果を十分に発揮するため、関係者間で同センターの機能検討を行いながら、着実に測量や環境調査、設計等を進めました。一方で、同センターが子どもの発達支援の総合拠点としての機能を発揮するには、医療・福祉・教育との連携が不可欠であることから、三重病院、三重大学附属病院、三重県医師会等関係機関に加え、教育委員会からなる連絡協議会を立ち上げました。今後も、医療・福祉・教育が一体となって進めることが重要です。
- ・発達障がい児への早期支援を図るため、みえ発達障がい支援システムアドバイザーや子育て支援ストレスマネージャーなどの人材の育成を行い、併せて市町の発達総合支援室設置に向けた取組により、平成 25 年 4 月には県内 18 市町に窓口機能ができました。引き続き早期支援の体制が三重県全体に広まるよう取組を展開していくことが必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・不足している保育士の確保に向けて、市町を通じ、民間保育所が早期の処遇改善計画を策定し、保育士の処遇改善にすみやかに対応できるよう取り組むとともに、保育士・保育所支援センターを開設し、潜在保育士等を対象とした就職相談を充実します。また、保育士養成施設の学生に対して、保育現場の理解を深める取組を実施します。
- ・待機児童解消に向けて、保育所整備等を促進するとともに、県内で新たに家庭的保育等を実施する市町を支援します。また、延長保育や病児・病後児保育など特別保育のサービスが必要とされる子育て家庭に提供できるよう市町に引き続き働きかけを行います。また、病児・病後児保育のニーズ

があっても、医療機関での実施が困難などの理由により取組が進まない地域においては、各市町のファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かり事業の実施拡大を働きかけていきます。

- ・ 放課後児童クラブ指導員の資質の向上を図るため、研修を実施します。また、小規模な放課後児童クラブが継続的に運営できるよう、国庫補助制度の拡充について国への提言を行うとともに、市町の子ども・子育て支援事業計画の策定に関する助言を行うなかで、小規模な放課後児童クラブの有する課題の解決に向けた協議を行います。
- ・ 市町の子ども・子育て支援事業計画の策定準備のため、県と市町の地域づくり連携・協働協議会において、必要な情報提供、計画策定に向けての協議等を行うとともに、三重県版の子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援事業支援計画 *策定の準備を開始します。
- ・ 不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減のため、特定不妊治療費助成について実情をふまえながら、引き続き実施していきます。また、晩婚化、晩産化により不妊だけでなく不育症に悩む女性が増えており、三重県不妊専門相談センターの相談状況を検証し、県民ニーズに的確に応えられるよう相談体制の充実に取り組むほか、国に対して不育症や特定不妊治療の検査や治療の保険診療適用化の実施などによる患者の経済負担の軽減とともに、特定不妊治療支援事業の制度改正や見直しを行う際には十分な猶予期間を設けることについて提言します。
- ・ ひとり親家庭情報交換会の開催を拡大します。また、ひとり親家庭の子どもたちが十分な教育を受けられるよう、子どもに対する学習支援に取り組みます。
- ・ 子育てに対する経済的負担を軽減し、子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、市町が実施する子ども医療費助成事業に対して、引き続き支援します。
- ・ こども心身発達医療センター（仮称）の整備にあたっては、工事に着手し、計画的に整備を進めるとともに、医療・福祉・教育の連携が不可欠であることから、引き続き関係者間の連携の強化・課題の共有を図ります。
- ・ 発達障がい児への早期支援を図るため、引き続き、みえ発達障がい支援システムアドバイザーや子育て支援ストレスマネージャーなどの人材育成を行い、市町が設置する発達総合支援室の整備を促進します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【健康福祉部子ども・家庭局 次長 亀井 敬子 電話：059-224-2317】

- ・ 子どもを持ちたいと希望する人が安心して産み育てられる地域づくりを進めるため、保育士確保、待機児童解消に向けた取組及び放課後児童対策を支援します。
- ・ 子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、子ども・子育て支援事業計画の策定に関する市町の取組を支援します。
- ・ 不妊や不育症に悩む方々のために、相談体制の充実や特定不妊治療助成事業を実施します。
- ・ ひとり親家庭の子どもに対する学習支援に取り組み、学習意欲や進学率の向上を図っていきます。
- ・ 県全体の子どもの発達支援体制の強化のため、関係機関による連絡協議会等を開催し、課題の洗い出し、解決に向けた検討を行うとともに、「こども心身発達医療センター（仮称）」の工事に着手します。

施策 2 3 3

児童虐待の防止と社会的養護の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

児童虐待相談が増加傾向にある中で、地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られています。また、社会的養護を必要とする児童に対する適切な支援が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	C	判断理由
*	(あまり進まなかった)	県民指標や活動指標は概ね目標を達成しましたが、県内で児童虐待による死亡事例が2件発生したことから、「あまり進まなかった」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待通告 に対する 48 時間以内の安全 確認の実施 率		100%	1.00	100%	100%
	100%	100%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	児童虐待通告を受けて、48 時間以内に安全確認を実施した割合				
25 年度目標 値の考え方	児童相談所運営指針において、児童虐待通告を受けて 48 時間以内に安全確認を行うことが望ましいとされていることから、これを 100%達成することをめざして目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23301 児童虐待対応力の強化 (健康福祉部子ども・家庭局)	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数		29 件	1.00	29 件	29 件
		—	29 件			
23302 児童虐待の未然防止の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	思春期ピアサポーター養成者数（累計）		30 人	0.97	60 人	120 人
		—	29 人			
23303 社会的養護が必要な児童への支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	要保護児童に対する家庭的ケアの実施率		35.8%	1.00	41.0%	43.0%
		34.3%	40.2%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,883	2,856	3,457		
概算人件費		1,118			
(配置人員)		(124 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 県内 5 箇所の児童相談所において、虐待、養護、障がい及び非行等の相談に対する助言や児童及び保護者への援助の実施 (3,664 件)
- ・ 県内 2 箇所の一時保護所の運営による、虐待からの保護や指導を必要とする児童を保護し、処遇方針を定めるための専門的診断等を実施 (7,217 人・日)
- ・ 中勢児童相談所に併設の一時保護所における入所児童の処遇向上を目的に男女別棟化等の増改築を実施
- ・ 児童虐待にかかる相談対応力を強化するため、警察官OBの配置及び研修の実施
- ・ 市町の児童相談体制強化のため、全ての市町と定期的協議を行い、要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣 (11 市町) や研修実施 (受講者 219 人) 等により市町を支援
- ・ 11 月の子ども虐待防止啓発月間において、市町やみえ次世代育成応援ネットワーク等、関係機関・団体の協力を得て、街頭啓発を始めとする子ども虐待防止キャンペーンの実施 (街頭啓発 12 回)
- ・ 大学生を対象に思春期ピアサポーターを養成 (29 人)、中学校 1 校 2 クラスにおいてピアサポーターによる性に関する正しい知識の提供や価値観の共有化を図るピア活動 (仲間教育) を実施
- ・ 子育て支援に関わる保育士、看護師、保健師等を対象に乳児揺さぶられ予防研修会を県内 5 地域 (受講者 139 名) で実施
- ・ 若年層に対する望まない妊娠や性の悩みに対応するための相談電話、「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を平成 24 年 11 月に開設 (平成 24 年度実績：17 件)
- ・ 「三重県社会的養護のあり方検討会」を設置し、社会的養護のあり方について検討
- ・ 社会福祉法人が行う児童養護施設の小規模グループケア化を図る大規模修繕に要する経費への補助 (1 施設)
- ・ 新規里親開拓に取り組み、養育 8 組、養子縁組希望 7 組、親族 7 組、専門 2 組の計 24 組の新規登録
- ・ 三重県里親会に里親養育相互援助事業を委託し、里親相互の交流、養育技術の向上等の事業を実施
- ・ 児童養護施設に入所している小学生の児童を対象に、学びサポーターを配置し、学習支援を実施 (140 人)
- ・ 県内唯一の児童自立支援施設である国児学園を運営し、不良行為やそのおそれのある児童等に対して自立の支援を実施

平成 24 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ・ 県内の児童虐待相談件数が増加する中、平成 24 年に発生した 2 件の死亡事例にかかる三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の検証等においては、児童相談案件に対する的確なアセスメントや児童相談センターにおける法的対応力の強化、介入型支援、関係機関との連携による適切な支援が必要であるなどの課題が明らかになりました。
- ・ 平成 24 年度から市町との定期的協議に基づき、アドバイザー派遣等による児童相談体制強化のための支援に着手しましたが、母子保健や精神保健分野との連携等体制強化に向け、市町の実情に応

じたさらなる支援が求められています。

- ・ 11 月の子ども虐待防止啓発月間を中心に啓発活動を行いました。引き続き県民の皆さんの児童虐待防止への関心をより一層高め、地域社会全体で虐待防止に取り組む必要があります。
- ・ 大学生を「思春期ピアサポーター」として養成し、中学生にピア活動（教師や親とは違う仲間教育）を実践した結果、安心感や仲間観が得られ、「普段聞きにくい性に関する知識や友達の意見が聞けた」、「自分の意見が言えた」など中学生から高い評価を得ることができました。今後は、更にピアとなる学生の確保並びにピア活動実践校の拡大を図る必要があります。
- ・ 「乳幼児ゆさぶられ症候群」は虐待の中でも予防が可能と言われており、引き続き予防啓発が必要です。
- ・ 「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を開設し、若年層の望まない妊娠や性の悩みなどの電話相談を実施し、10 歳代の対象者を地域の支援機関につなぐことができました。一方、相談窓口の周知については、普及啓発用カードを作成し公共機関へ配置するとともに、高校生への周知について各学校に協力を依頼し、カードの保健室への配置や希望者への配布等を行いました。今後は、より広く周知するため全校生徒への配布に向けて協力を依頼するとともに、相談後の支援について、医療、保健、教育等関係機関による連携した支援を進めていく必要があります。
- ・ 児童虐待事例の多くが若年妊娠、養育困難等の複雑な問題を抱えており、思春期を含め妊娠早期からの支援がこれまで以上に求められています。
- ・ 児童養護施設の小規模グループケアを進めるとともに、新規里親の開拓や里親委託の促進に取り組んだことにより、要保護児童に対する家庭的な養育環境の中できめ細かなケアの提供が進みました。今後も小規模ケア化等を進めるため、平成 25 年度には各施設において「家庭的養護推進計画」*を策定する必要があります。
- ・ 「三重県社会的養護のあり方検討会」を設置し、今後の施設種別ごとの方向性について協議を行ってきました。今後、この結果をふまえ、関係施設と具体的な協議を進めていく必要があります。
- ・ 児童養護施設の入所児童は、基本的な学習習慣が身につけていない傾向があり、引き続き入所児童の学習意欲を向上させることが課題となっています。
- ・ 要保護児童の親子再構築に向けた支援を行うとともに、保護者の養育拒否や放任等、就職にあたって必要な援助が受けられず、就職等に支障をきたす場合もあることから、身元保証などの支援を行う必要があります。
- ・ 国児学園においては、入所児童の過半数が被虐待児であり、軽度の発達障がいがある児童も増加していることから、より専門的なケアを行える体制づくりが課題となっています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会における検証をふまえ、本庁に新たに設置した子ども虐待対策監や、児童相談センターに新設した法的対応室に配置した弁護士、警察官等の専門人材により、法的対応や介入型支援等の体制強化や職員の専門性の向上を図ります。また、虐待通告時によりの確な対応を行うためのアセスメントツールの研究開発やリスク情報の共有化を図るシステムの導入等に取り組めます。さらに、市町の児童相談体制の強化に向け、児童相談センターに新たに設置した市町支援プロジェクトチームにより、専門的な助言や人材育成支援等、市町の実情に応じた支援に取り組めます。
- ・ 県民の皆さんが児童虐待問題についての理解を深め、地域社会全体で虐待防止に取り組むよう、関係団体との連携による子ども虐待防止キャンペーンを実施します。
- ・ 思春期ピアサポーターによるピア活動（仲間教育）を他校へと展開し、中高生が抱える思春期の性

をめぐる問題解決に取り組むことにより若年層の児童虐待未然防止を図ります。

- ・ 「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」については、関係機関会議や相談支援実務者会議を開催して相談内容や相談状況について協議し、相談支援体制の構築に取り組むとともに、普及啓発用カードが一人でも多くの生徒や学生に届くよう、学校長会や教育関係者会議の場で協力依頼を行い、さらに、コンビニエンスストア、自動車教習所等若者が多く集まる場でカードが手に取れるよう妊娠レスキューダイヤルの周知啓発に努めます。
- ・ 児童虐待防止に影響が大きい若年妊婦や支援の必要な妊婦に対する出産前からの支援体制の推進を図るため、医療、教育、市町等関係機関の連携体制の充実や、母子保健に携わる保健師、助産師等の人材育成に取り組めます。
- ・ 児童養護施設等の「家庭的養護推進計画」の策定を支援するとともに、乳児院の創設等や児童養護施設等の小規模ケア化、里親委託の促進など施設等の種別に応じた整備等の促進を図ります。
- ・ 児童養護施設の入所児童に対する学習支援を行い、児童の学力向上と自立に向けた支援を行います。
- ・ 要保護児童の家庭復帰に向けた親子関係の改善に取り組むとともに、社会に出るにあたって身元保証等の支援を行います。
- ・ 国児学園は、県内唯一の児童自立支援施設として、関係機関からのニーズや期待が大きいことから、より実効性の高い支援が行えるよう検討していきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【健康福祉部 子ども・家庭局 次長 亀井 敬子 電話：059-224-2317】

- ・ 児童虐待による死亡・重篤事例を二度と発生させないよう、弁護士等専門人材を活用し、各児童相談所の法的対応、介入型支援の充実・強化を図るとともに、アセスメントツールの研究開発及びリスク情報の共有化を図るシステムを導入します。また、児童相談所、各市町における職員の人材育成に努め、専門性の向上を図ります。さらに市町との定期的協議を実施し、市町の実情に応じた支援を行うとともに、関係機関との連携強化に努めます。
- ・ 児童虐待未然防止に向け、特定妊婦支援等、妊娠期からの支援体制の充実に取り組むとともに、出産前後からの親子支援の推進等、保健、医療分野との連携体制の強化をはかります。
- ・ 三重県社会的養護のあり方検討会での結果をふまえ、各施設等と引き続き協議を行い、「家庭的養護推進計画」の策定に向けた取組を進めるとともに、里親の新規開拓や里親等への委託促進、各児童入所施設等の整備を計画的に進めます。

施策 2 4 1

学校スポーツと地域スポーツの推進

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが、学校や地域で主体的に運動やスポーツに取り組み、いきいきと活動しています。

県民の皆さんが、スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりをとおして、健康で生きがいのある生活を営むとともに、人と人、地域と地域との絆づくりが進み、地域に活力が生まれています。

平成 27 年度末での到達目標

学校スポーツが充実することによって、子どもたちが運動に親しむ習慣を身につけ、体力が向上しています。

また、地域に総合型地域スポーツクラブ*が定着することによって、より多くの方がスポーツに取り組むようになっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標で目標値を達成することができなかったものの、目標値に近い状況であるため、ある程度進んだ、と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率		55.0%	0.99	56.5%	60.0%
	53.7%	54.5%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	e-モニターを活用した調査において、1 週間に 1 回以上、運動やスポーツ（ウォーキング、ランニング、水泳、テニス、バレーボールなど）を実施している県民（成人）の割合				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、目標値を達成できなかったものの、平成 23 年度より順調に数値は伸びており、平成 27 年度の目標値（60%）を見据えて、平成 25 年度の目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
24101 学校スポーツの充実（教育委員会）	新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合		74.0%	0.95	76.0%	80.0%
		71.9%	70.6%			
24102 地域スポーツの活性化（地域連携部スポーツ推進局）	総合型地域スポーツクラブの会員数		24,750 人	1.00	25,000 人	25,500 人
		24,216 人	27,005 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	590	494	485		
概算人件費		162			
(配置人員)		(18 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・学校体育担当者を対象に、学習指導要領の改定内容や移行措置等を周知するため、研究協議会を 11 会場で開催
- ・中学校の武道必修化に伴う課題解決を支援するため、11 市 7 町の中学校 43 校に、武道授業の外部指導者として、地域の武道指導者 55 人を派遣
- ・運動部活動を充実させるため、14 市 9 町の中学校 64 校に 96 人の外部指導者を、高等学校 50 校に 70 人の外部指導者を派遣
- ・県立高等学校において運動部活動への関心を高め、生徒たちの活動意欲の向上を図るため、3 団体、3 校及び 67 人の優秀選手や 36 人の指導者を表彰
- ・「三重県スポーツ推進審議会」を 4 回、県営スポーツ施設整備にかかる専門委員会を 3 回開催
- ・スポーツをととした地域の活性化を推進するため、「みえのスポーツ・まちづくり会議」を開催（12 月 16 日）
- ・県民に対してスポーツを「支える」機会を提供するために、「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」を設置し、結成記念イベントの実施（1 月 26 日）
- ・スポーツを地域の経済や観光の振興につなげる市町の取組に対してアドバイザーの派遣（鈴鹿市、紀北町）、市町のスポーツイベントにおいてメディカルサポートの実施（名張市、菰野町）やトップチームの派遣（名張市、菰野町）
- ・総合型地域スポーツクラブの育成に向けて、2 回のクラブ訪問をするとともに、スポーツ情報に関するメールマガジンを 32 回発信
- ・みえスポーツフェスティバル 2012 を県内各地で 67 の種目別大会を開催（参加者約 25,000 人）
- ・第 6 回美し国三重市町対抗駅伝の開催
- ・吉田沙保里選手のオリンピック 3 連覇達成のパレード（参加者約 50,000 人）、国民栄誉賞受賞県民報告会（参加者約 1,000 人）の実施
- ・第 22 回世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会の開催

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・学校体育担当者を対象とした研究協議会を開催することにより、体育・保健体育科の目標実現に向け、授業の工夫改善や教員の指導力向上が図られるとともに、学習指導要領の周知を図ることができました。
引き続き、児童生徒の体力向上を図るためには、学習指導要領に基づき、安全かつ効率的な授業を行う必要があります。
- ・中学校の保健体育科の武道授業に地域の武道指導者を外部指導者として派遣したことにより、外部指導者ととともに武道を指導した全ての保健体育科担当教員が、アンケートで「安全性が向上した」と回答するなど、安全を確保した武道の授業が展開されました。
- ・子どもたちの体力向上に関する取組を継続的に推進するモデル市町（5 市町）に体育活動を支援す

る地域の人材を 10 人配置することにより、学校の体力向上に向けた取組が進みました。

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、新体力テストの総合評価が「A」「B」「C」の子どもたちの割合が低く、よく運動する子どもとそうでない子どもの 2 極化傾向が見られるとともに、小学生の体力に大きな課題があることが確認されました。一方、本県の中学生の体力合計点は上昇傾向にあり、特に中学校 2 年生女子は全国平均をわずかながら上回る結果となり、全体として体力向上が進んでいるところです。
- ・中学校及び高等学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として活用することにより、運動部活動における指導を充実させることができました。今後も、地域のスポーツ指導者と学校とが連携を深め、継続的で効果的な運動部活動の運営ができるよう支援していく必要があります。
- ・県立高等学校の運動部の優秀選手や指導者を顕彰することにより、生徒の運動部活動への関心を高め活動意欲の向上を図りました。
- ・「三重県スポーツ推進審議会」において、さまざまな立場や視点から広く意見等を聞き、三重県のスポーツ推進に向けた取組や「三重県スポーツ施設整備計画」の取りまとめに活かすことができました。引き続き、多様な視点でのご意見をいただき、スポーツ施策に反映していく必要があります。
- ・「みえのスポーツ・まちづくり会議」の開催を通じて、スポーツによる元気な三重づくりについて、さまざまな立場や視点から広く意見等を聞くことができました。当会議での議論を踏まえて、関連施策に反映していく必要があります。
- ・「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」を設置し、スポーツを支える機会の提供につながりました。今後は広報やボランティア組織の充実を進め、登録人数の増加を図る必要があります。
- ・「スポーツコミッション推進事業」「メディカルサポート活用事業」「トップチーム地域活性化活用事業」を実施し、スポーツをとおした地域の活性化等につながりました。今後も取り組む市町の拡充と市町及び関係団体との連携を図る必要があります。
- ・スポーツに関わるさまざまな取組を支えるため、新たな財源確保等に取り組む必要があります。
- ・総合型地域スポーツクラブの運営にかかる指導者不足や活動場所の不足等の課題について、クラブ訪問やクラブ間の情報共有を図る取組により、課題解決に向けた支援を行いました。今後もクラブの安定した運営のために支援する必要があります。
- ・スポーツ指導者による体罰等の指導上の課題が指摘されていることから、地域スポーツの指導者に対しても、研修会や指導者養成講習会等の機会を通じて適切な指導方法について啓発していく必要があります。
- ・みえスポーツフェスティバル 2012 の参加者へのアンケート結果から、種目別大会の満足度は「満足」「ほぼ満足」を合わせて全体の 98%となりました。今後は、県民への一層の周知と、各種目別大会の実施方法を工夫し、参加者の拡大を進める必要があります。
- ・第 6 回美し国三重市町対抗駅伝では、新たにオープン参加チーム、友好レース枠の拡大を行い、より多くの参加を得ることができました。今後も区間設定のあり方など内容の充実について、実行委員会に働きかけていく必要があります。
- ・吉田沙保里選手のオリンピック 3 連覇のパレードや国民栄誉賞受賞県民報告会の実施で、多くの県民の皆さんと夢や感動を共有することができ、スポーツによる一体感の醸成を図ることができました。
- ・第 22 回世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会では、世界 15 の国、地域から 324 人の子どもたちが野球や交流行事を通じて国際理解を深め、国や地域を越えた友情を育むとともに、平成 23 年の台風 12 号により被災された地域とそこに暮らす皆さんを勇気づけることができました。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・子どもたちの体力向上を図るためには、学習指導要領に基づき、運動量の確保された安全かつ効果的な授業を行う必要があります。そのため授業を担当する教員が、継続して最新の指導方法を学ぶとともに、高い指導力を有する外部指導者を学校に派遣する取組を進めます。
- ・子どもの体力向上学校支援事業を見直し、運動習慣・生活習慣・食習慣を総合的に形成する事業を新たに進めます。
- ・外部指導者の派遣については、学校のニーズに応えることができるよう、適切な配置に努めます。また、体育の授業や運動部活動を安全に行うため、最新の指導法や指導中の配慮すべきことなどについて、継続して指導者に対する研修活動を行います。
- ・子どもたちの元気づくり推進事業の成果を生かして、子どもたちの運動習慣を確立するとともに、食習慣や睡眠など基本的な生活習慣を見つめ直し、その改善に向けた取組を総合的に推進する子どもの体力向上総合推進事業を進めます。
- ・「三重県スポーツ推進審議会」、「みえのスポーツ・まちづくり会議」において、幅広い分野やさまざまな立場から、スポーツ施策に対する有益な意見をいただき、スポーツの推進に向けた取組に活かします。
- ・「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」の普及啓発・育成を図るため、講習会・研修会の開催を通じた広報活動を充実させるとともに、「みえのスポーツ応援隊」の組織のあり方についての検討を進めます。また、県内で開催される大規模なスポーツイベント等での活動場所の調整を行っていきます。
- ・スポーツをとおした地域の活性化を推進するため、市町におけるスポーツコミッションの取組を支援するとともに、市町のスポーツイベント、スポーツ教室等に国内トップリーグに参加する県内のクラブチームの派遣や、メディカルサポートを行うことで、地域のスポーツ活動の充実と人材育成を図ります。
- ・スポーツに関わるさまざまな取組を支えるため、県民や企業などから広く支援をいただけるよう、体育スポーツ振興基金の活用や新たな基金の創設等を検討します。
- ・みえ広域スポーツセンター*を中心として、各市町・総合型地域スポーツクラブへの訪問等を通じて現状・課題を把握し、クラブの実情に即した支援を関係団体等と連携して行うことで、総合型地域スポーツクラブの安定した運営と定着を図ります。
- ・地域スポーツの指導の場において適正な指導が図られるよう、研修会や指導者養成講習会等の機会を通じて意識啓発に取り組みます。
- ・みえスポーツフェスティバルの充実のために、実施種目団体に対し、広報活動を工夫するとともに、実施種目団体や関係団体に内容の充実を図れるよう連携・協力体制を強化していきます。
- ・美し国三重市町対抗駅伝では、各市町、各種関係団体、関連企業等と連携し、より親しみがもてるイベントとなるよう、実行委員会において検討・協議します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【地域連携部スポーツ推進局 次長 村木 輝行 電話：059-224-2986】

- ・本県の子どもたちの体力は平成 24 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、特に小学生の体力が全国状況からみて低いことから、新たに「子どもの体力向上推進会議（仮称）」を設置するとともに体力向上推進アドバイザーの配置、体力向上サポーターの活用等をとおして、各学校の体力向上に係る取組について支援します。
- ・スポーツを活用した地域の活性化と地域スポーツに関わる人材の育成が図れるよう、市町におけるスポ

ーツコミッションの取組や、市町のスポーツイベント等を支援するとともに、みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）の普及啓発、育成に取り組めます。また、総合型地域スポーツクラブの充実を図るため、活動場所の確保や指導者の養成等を支援し、安定した運営と定着をめざします。

- ・スポーツに関わるさまざまな取組を支えるため、県民や企業などから広く支援をいただけるよう、体育スポーツ振興基金の活用や新たな基金の創設等を検討します。

施策 2 4 2

競技スポーツの推進

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

県民の皆さんとめざす姿

オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県出身選手の活躍をととして、県民の皆さんが、夢、感動、勇気を得るとともに、郷土を愛する意識や一体感が醸成されています。

ジュニア競技者が発掘・育成され、三重生まれ、三重育ちのアスリートが国内外の大会で活躍しています。

平成 27 年度末での到達目標

県内のトップアスリートの強化、将来を担うジュニア競技者の育成や指導者の確保・養成に取り組むことにより、選手の育成・強化が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	C	判断理由	活動指標の一つは目標を達成し、県民指標の実績値は目標値の 30 位台であったが、昨年に比べ順位を落としていることから、あまり進まなかった、と判断しました。
*	(あまり進まなかった)		

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
国民体育大会 の男女総合成 績		30 位台	1.00	20 位台	20 位台
	32 位	38 位			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	国民体育大会における正式競技の参加得点（ブロック大会を含む）と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位				
25 年度目標 値の考え方	平成 25 年度においては、平成 33 年の国民体育大会へ向けて、競技力向上対策本部を設置し、競技力向上対策に取り組んでいくことから、目標値 20 位台を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
24201 競技力の向上 （地域連携部スポーツ推 進局）	全国大会の入賞数		106 件	0.91	111 件	121 件
		101 件	96 件			
24202 スポーツ施設の 充実（地域連携部スポー ツ推進局）	県営スポーツ施設年間 利用者数		804,856 人	1.00	820,953 人	854,000 人
		802,313 人	847,468 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	738	729	991		
概算人件費		63			
(配置人員)		(7 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・「みえのスポーツ強化推進委員会」における、本県競技力向上対策の協議・検討、並びに平成 33 年本県で開催される国民体育大会に向けた競技力向上対策の指針となる「三重県競技力向上対策基本方針」(仮称)の策定検討(年 3 回)
- ・県内トップレベルの成年選手及び少年(高校)選手の強化(38 競技)およびジュニア(小中学校)選手の育成・強化(31 競技)
- ・各競技団体の指導者や強化担当者、ジュニア選手や中学校・高等学校運動部の指導者を対象にした研修会の開催(5 回)
- ・高等学校運動部の強化指定による高等学校運動部活動の支援(6 高校 8 運動部)
- ・スポーツ医・科学等の知識を持つ専門家の派遣による、選手の競技力や指導者の指導力の向上(3 競技)
- ・競技経験のない小・中学生を対象とした競技者の発掘・育成(3 競技)
- ・優れた指導実績を有する指導者をみえスポーツアドバイザーとして競技団体や学校運動部に派遣し、ジュニア選手の育成等に関する指導・助言(1 名採用、月 16 回派遣)
- ・第 76 回国民体育大会三重県準備委員会の設置、開催(8 月 31 日)および各種専門委員会の設置・開催
- ・平成 33 年第 76 回国民体育大会の円滑な運営に必要な経費の財源に充てるため、三重県国民体育大会運営基金の設置
- ・スポーツ推進局の所管する 4 スポーツ施設(鈴鹿スポーツガーデン、ライフル射撃場、松阪野球場、総合競技場)について、指定管理者制度を活用した管理運営(第 2 期指定管理期間(平成 21 年度～平成 25 年度))
- ・利用者の利便等に配慮した鈴鹿スポーツガーデン、総合競技場における修繕等工事の実施
- ・総合競技場の陸上競技場公認改修工事の実施による、第 1 種公認陸上競技場としての検定の更新
- ・県営スポーツ施設の整備や市町スポーツ施設の整備支援の考え方をまとめた「三重県スポーツ施設整備計画」の策定

平成 24 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ・国民体育大会の男女総合成績における競技得点は 792.5 点(昨年度比 66 点減)で、順位は 38 位(昨年度 32 位)となりました。また全国大会(全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、国民体育大会)の入賞数は 96 件(昨年度 101 件)となりました。さらに上位をめざし、取り組んでいく必要があります。
- ・本県の競技力は、国民体育大会において、長期にわたり入賞のない競技団体や競技人口の少ない競技団体があることや、女子の競技力の低迷が課題です。
- ・本県の競技力向上を図るうえで、指導者の養成・確保に取り組む必要があります。
- ・平成 33 年の国民体育大会に向けて、中・長期的な視点に立った取組の方向性を示す「三重県競技力向上対策基本方針」(仮称)の検討を行い、最終案を取りまとめました。今後はこの方針を確定

させ、取組を具体化し、計画的に実施していく必要があります。

- ・ ウェイトリフティング、なぎなた、ヨットの3競技団体において、ジュニア発掘に取り組み、新たな選手候補を確保できました。他にも競技人口の少ない競技があり、今後は競技団体の対象拡大や多くのジュニア選手が競技活動を継続していけるよう、体験会の広報やジュニア選手等への研修会の内容充実などさらなる工夫が必要です。
- ・ 平成 24 年度より新規事業として高校運動部の強化指定事業を行い、全国トップレベルにある運動部活動を支援しました。今後は、強化指定の対象範囲や支援内容など制度の拡充を検討していく必要があります。
- ・ 指導者研修会において、指導者が身につけたいと思う指導技術やメンタルトレーニング、コンディショニングの方法など多様な指導技術を提供できました。引き続き、指導者の求める研修内容やみえスポーツアドバイザーの派遣要望に応えていく必要があります。
- ・ 県内各界の代表者による参画をいただき、国民体育大会三重県準備委員会を設立しました。今後は個別の検討を進めるため、専門委員会を立ち上げるとともに、県民や企業をはじめとして幅広く民間主体からのご理解をいただく必要があります。
- ・ 会場地となる市町の選定に向けて会場候補となる施設の状況などを把握しながら、市町、競技団体の意向調整を進める必要があります。
- ・ 指定管理者が各種大会やイベント、スポーツ教室等を積極的に開催したことにより、利用者が増加しました。
- ・ 鈴鹿スポーツガーデン、総合競技場において修繕等工事を行い、利用者の安全や利便性に配慮した施設の整備を行いました。
- ・ 総合競技場の陸上競技場について、県内唯一の第1種公認陸上競技場として検定を更新し、引き続き、大規模大会等の開催などに供することとなりました。
- ・ 老朽化が進んでいる施設などについては、県民の皆さんの安全性や利便性に配慮して施設の改修・補修などが必要です。
- ・ 利用者の拡大を図るため、より一層の広報活動やサービスの向上を図ることが必要です。
- ・ スポーツ推進局所管のスポーツ施設について、第2期の指定管理期間が25年度で満了するため、第3期の指定管理者公募の手続きを進める必要があります。
- ・ 「三重県スポーツ施設整備計画」に基づき、県営施設や市町施設に対する対応を図る必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 本年度における国体成績の上位獲得をめざして「三重のスポーツ強化事業」により、本年度出場予定の選手を中心に、その強化活動を支援します。
- ・ 平成 33 年国民体育大会での天皇杯獲得を目指して「三重県競技力向上対策本部」を設置し、「三重県競技力向上対策基本方針」を策定するとともに、本県競技力向上の取組を進めます。
- ・ ジュニア競技者の発掘の対象を拡大するとともに、ジュニア選手及び高校生アスリートの育成・強化に取り組みます。
- ・ 競技力向上を図るため、高等学校運動部の強化指定校数を拡充するとともに、新たに大学・企業・クラブチームなどの強化指定を行い、活動を支援します。
- ・ 女子の競技力向上を図るため、高等学校運動部における女子強化指定枠を設けるとともに、成年種別において活躍が期待できる競技団体の活動を支援します。
- ・ 指導者研修会等の研修内容の充実に努めるとともに、みえスポーツアドバイザーの派遣による助言

等の支援を行うことにより、指導者の資質向上を図ります。

- ・ 中学校や高等学校の運動部の充実を図るため、外部指導者の活用を進めるとともに、スポーツ特別選考による教員の採用等により指導者の確保に努めます。
- ・ 第 76 回国民体育大会三重県準備委員会第 2 回総会を開催するとともに、専門委員会を順次開催します。
- ・ 県民の皆さんに幅広く国民体育大会の広報を行い、ご理解とご協力をお願いするとともに、民間企業へも協力依頼を行います。
- ・ 会場地市町の第 1 次選定候補を作成し、準備委員会（常任委員会）で審議決定します。
- ・ 会場地市町の第 2 次選定に向けて、会場地候補となる市町、競技団体との協議、調整を進めます。
- ・ 国民体育大会運営基金条例に基づき、平成 33 年の大会開催に向けて、計画的に基金の積立を行います。
- ・ 引き続き、指定管理者制度を活用し、指定管理者と連携を図りながら、より一層のサービスの向上や経費削減に努めます。また広告収入等の募集など新たな財源確保に努めます。
- ・ 施設の安全性や利便性の確保については、関係団体と協議を行いながら、必要な修繕について計画的に実施していきます。
- ・ 総合競技場においては、体育館の老朽化対策について、指定管理者や関係団体と連携しながら、工事に着手していきます。
- ・ スポーツ推進局所管のスポーツ施設について、平成 26 年度からの指定管理者選定に向けて、公募選定のための手続きを進め、本年度内に指定管理者を選定します。
- ・ 「三重県スポーツ施設整備計画」に基づき、県営施設や市町施設に対する対応の具体化を進めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【地域連携部スポーツ推進局 次長 村木 輝行 電話：059-224-2986】

- ・ 三重県競技力向上対策本部を設置し、あらゆる主体の参画を得て、中長期にわたる競技力向上対策の検討とその計画的な実施を図ります。
- ・ 平成 33 年の国民体育大会開催に向けて、準備委員会等を開催するとともに、会場地となる市町選定に向けて、市町、競技団体の意向について把握調整を行い、円滑な選定に取り組みます。
- ・ 「三重県スポーツ施設整備計画」に基づき、県営施設や市町施設に対する対応の具体化を進めます。
- ・ スポーツ推進局所管のスポーツ施設について、第 3 期の指定管理者を公募し、選定します。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

県民の皆さんとめざす姿

南部地域において、働く場の確保が図られ、定住が促進されているとともに、生まれ育った地域に住み続けたいというあらゆる世代の地域住民の思いがかなう地域社会が創られています。

平成 27 年度末での到達目標

南部地域の課題解決や活性化に向け、市町が連携した取組が進むとともに、県、市町、大学等の連携した中間支援機能が構築され、県の取組が市町や地域のニーズに応じて効率的・効果的に進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は若干目標値を下回りましたが、南部地域の課題解決や活性化に向けた取組が順調に進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
南部地域の市町における生産年齢人口の減少率		15.6%	0.95	15.6%	15.6%
	15.4%	16.4%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	南部地域の市町における生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の平成 17 年から平成 27 年までの減少率				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できませんでしたが、平成 25 年度においても、平成 12 年と平成 22 年の国勢調査による確定値を基に比較した生産年齢人口の減少率（15.6%）以内に維持することをめざすこととしました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25101 市町のフレキシブルな連携（地域連携部南部地域活性化局）	南部地域において市町の連携した取組数（累計）		2 取組	1.00	4 取組	10 取組
		-	2 取組			
25102 課題解決に向けた県の取組（地域連携部南部地域活性化局）	集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数（累計）		3 地域	0.67	6 地域	10 地域
		-	2 地域			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	—	88	51		
概算人件費		72			
(配置人員)		(8 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・南部地域の市町が連携して行う、若者の働く場の確保や定住を促進する取組への支援と、地域や市町のニーズに応じた事業を実施するため、南部地域活性化基金（以下「基金」という。）を創設
- ・基金を活用した事業化や、集落支援モデルの構築事業の協議および南部地域の活性化に関する情報共有を図るため、13 市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会（以下「協議会」という。）」を 4 回開催したほか、基金を活用した具体的な取組等の検討を進める場として 4 つの部会（「集落支援・空き家活用」「移住・交流」「観光・交流」「起業支援」）を設置
- ・南部地域への移住を促進するため、三大都市圏での「移住フェア」の開催（3 回）や移住希望者向けポータルサイトの整備を行うとともに、田舎暮らし情報を紹介するパンフレットを作成
- ・集落機能を維持するための取組を市町・大学と連携し、モデル地域（尾鷲市と志摩市の 2 地域）において実施
- ・農林水産物などの地域資源を活用し、新たなビジネスを展開しようとする事業者と連携して、10 名の雇用を創出

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・基金を活用した取組として、平成 24 年度は 9 月補正予算において「第一次産業の担い手確保対策事業」を計上するとともに、25 年度当初予算では「移住交流推進事業」など 11 事業を計上しました。今後も、協議会の各部会等において市町との協議を進め、より効果的な事業の具体化を図っていく必要があります。
- ・基金の取り崩し後の残額は約 1 千万円となることから、平成 25 年度当初予算では、新たに基金を積み立てず、当面は、これを財源として事業化に取り組むこととしています。今後の基金の在り方について、基金条例に対する附帯決議も踏まえながら検討していく必要があります。
- ・三大都市圏での「移住フェア」の開催により、都市部において一定の移住希望者がいることを確認することができました。今後、より効果的な広報活動のあり方や移住者の受入体制の充実が求められています。
- ・集落機能の維持に向けた大学生との協議を通じて、地域住民が集落の魅力を再発見し、課題解決に向けて主体的に取り組むはじめています。今後は、取組の具体化を支援するとともに、モデル地域での取組を他地域に広めていく必要があります。
- ・地域資源を活用して新たな事業展開を行う事業者への雇用面での支援については、平成 24 年度は 8 事業者が 10 名の雇用を創出しましたが、一時的な雇用ではなく、今後も雇用が継続されるよう、事業者へのサポートが必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・新たに設置した地域活性化局等と連携し、基金を活用した事業の着実な進捗を図るとともに、ノウハウの蓄積や人材育成等、活性化に向けた取組が地域で継続していけるよう市町等を支援していきます。

- ・今後の基金の在り方については、基金条例に対する附帯決議を真摯に受け止め、基金を活用した事業の検証や今後の事業提案の状況、関係市町の意見も踏まえながら検討します。
- ・協議会の各部会や市町との個別協議において、引き続き個々の課題やニーズなどの情報共有を図るとともに、課題解決に向けた検討を進めていきます。
- ・三大都市圏における移住セミナーや相談会の開催等、より効果的な情報発信を行うとともに、空き家バンクの整備や田舎暮らし体験の実施など、市町と連携しながら移住者の受入体制を充実していきます。
- ・集落機能の維持に向けた取組については、平成 24 年度のモデル地域（尾鷲市、志摩市）において、引き続き取組を進めるとともに、平成 25 年度は、新たに南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、大学と連携して取り組みます。また、これまでの取組で得たノウハウを協議会等で共有することにより、他の市町や市町内の他地域への波及に向けた準備等を進めます。
- ・地域資源を活用して新しい事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して新たな雇用の創出を支援するとともに、国や関係部局の施策も活用しながら、今後も雇用が継続されるようサポートします。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【地域連携部南部地域活性化局 次長 水島 徹 電話：059-224-2192】

- ・南部地域の活性化を図るため、協議会などにおいて関係市町と十分に情報共有を図りながら着実に取組を進めるとともに、関係部局とも連携し、効果的・効率的な事業展開に努め、若者の雇用の場の確保や定住の促進をめざします。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

県民の皆さんとめざす姿

東紀州地域は多様で豊かな自然や歴史風土の中で、豊かでゆとりある暮らしが実現できる地域です。地域の人びとだけでなく都市部の人びとにとっても魅力的な地域をめざし、地域のさまざまな主体が連携し、地域の自然や歴史とともに生きる暮らしを大切にしながら、地域経済が活性化され、地域社会が健全に維持されています。

平成 27 年度末での到達目標

台風 12 号等の災害復興が進み、これまでの熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興、まちづくりの取組を一層進めることにより、個性豊かな地域づくりが行われ、地域の人びとが誇りを持った魅力的な地域となることで、集客交流人口が増加するとともに、地域商品の販路拡大や商品開発等の促進が図られています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成しました。なお、一部の活動指標については目標値を達成できませんでしたが、紀伊半島大水害からの復興が進み、観光面での回復も見られることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
東紀州地域に係る 1 人あたりの観光消費額		25,853 円	1.00	26,629 円	28,936 円
	25,100 円	25,956 円			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	東紀州地域において観光客が消費する 1 人あたりの平均利用額				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、目標値を達成したため、平成 25 年度においても、毎年平均 3%増をめざし目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25201 地域の自立に向けた環境整備（地域連携部南部地域活性化局）	公社がまちづくり等に対し参画した件数（累計）		9 件	1.00	10 件	11 件
		8 件	9 件			
25202 地域資源を生かした集客交流（地域連携部南部地域活性化局）	熊野古道の来訪者数		285 千人	0.96	320 千人	390 千人
		250 千人	274 千人			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25203 地域資源を生かした産業振興（地域連携部南部地域活性化局）	地域内で開発された新商品数（累計）		51 件	1.00	54 件	59 件
		48 件	51 件			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	504	410	425		
概算人件費		126			
（配置人員）		（14 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・紀伊半島大水害からの観光面での復興を進めるため、7 月に「第 22 回世界少年野球三重・奈良・和歌山大会」、9 月に「紀伊半島大水害復興イベント～行ってみよら♪東紀州元気祭～」を開催
- ・東紀州観光まちづくり公社における熊野古道を核とした旅行商品の企画やエージェントセールスなどの観光振興、地域産品の高付加価値化や販路拡大などの産業振興、みえ熊野学講座の開催や情報誌の発行など東紀州の資源を生かした地域づくりの推進
- ・熊野古道センターにおいて、魅力ある企画展や地域産品を活用した体験教室、地域と連携した交流イベント等を実施するとともに、紀南中核的交流施設において、魅力ある宿泊・日帰りプランの設定、体験プログラムの実施、熊野里人市の開催、割引クーポン発行など地元商店街と連携した取組等を実施
- ・東紀州地域 5 市町とともに、「世界遺産登録 10 周年事業企画委員会」を立ち上げ、事業実施に向けた検討・準備
- ・名古屋、大阪での観光展や物産展等さまざまな機会を捉えて熊野古道伊勢路等の情報発信を行うとともに、小規模事業者の販路拡大を図るための商品カタログの作成と通販事業者へのセールスの実施
- ・紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の整備の促進およびこれらにアクセスする県管理道路の整備の推進
- ・木質バイオマスを安定的に供給できる体制の構築に向け、新たに取り組み始めた「尾鷲木材市場協同組合」および「三重くまの森林組合」に対し、未利用間伐材等の搬出を支援
- ・活力ある農村づくりに向けた基幹農道や畑地かんがい施設等農業生産基盤の整備やかんきつ、尾鷲ヒノキ、マハタなど第一次産品の高品質化に向けた研究開発等

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・紀伊半島大水害の影響により、熊野古道等への来訪者数は、平成 23 年 9 月以降大きく落ち込みましたが、観光面での復興に向け地域が一体となって取り組むことで、徐々に回復の兆しが見えはじめています。引き続き地域や関係機関等と連携し、地域の魅力の発信や来訪者の利便性向上に取り組む、東紀州地域への誘客促進を図る必要があります。
- ・東紀州観光まちづくり公社による商談会等への出展支援や通販事業者へのセールスにより、消費者ニーズの把握や販路拡大につながりました。東紀州観光まちづくり公社は、今後も地域や関係機関と連携し、地域のコーディネーターとして観光振興や産業振興の面において、引き続き地域をリードしていく必要があります。
- ・熊野古道センターや紀南中核的交流施設では、来館者・宿泊者数は徐々に回復しつつありますが、

今後さらなる集客促進を図るため関係機関との連携を強化し、より効果的に事業に取り組んでいく必要があります。

- ・平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年は、今後の地域活性化にとって大きなチャンスであることから、引き続き地域と連携し事業実施に向けた準備を進める必要があります。
- ・平成 25 年 3 月に紀勢自動車道の紀勢大内山 I C から紀伊長島 I C 間約 10.3km が供用され、所要時間が短縮されました。地域間の交流連携の促進や災害時、救急医療などの地域の安全・安心の確保のためにも、引き続き全線の早期供用に向けて整備促進を図る必要があります。
- ・木質バイオマスについては、東紀州地域における新たな木質バイオマスの供給目標量 2,000 t に対し、2,223 t の供給量が確保されました。今後も安定供給体制の構築に向けた取組を進める必要があります。
- ・東紀州地域の基幹産業である第一次産業の活性化に向けて、引き続き生産基盤の整備や研究開発等を進める必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・紀伊半島大水害からの復興を確実なものとしていくために、関係者と連携して地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興等の取組をさらに進めます。
- ・東紀州地域振興公社（平成 25 年 4 月 1 日より東紀州観光まちづくり公社から名称変更）が、東紀州地域の観光振興、産業振興などの取組を総合的に推進する地域のコーディネーターとしての役割を果たすよう引き続き支援します。
- ・熊野古道センターでは、地域との連携を図りながら企画展や交流イベント等を展開することにより、情報収集・集積、情報発信、集客交流の機能を充実させていきます。また、紀南中核的交流施設では、魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベントの開催等により、集客交流の機能を充実させていきます。
- ・平成 25 年度は式年遷宮や高速道路の概成に加え、熊野古道世界遺産登録 10 周年の前年にあたることから、地域と連携してプレイベントやキャンペーンを実施するなど誘客促進に向けた情報発信に取り組むとともに、世界遺産登録 10 周年事業の準備を着実に進めていきます。
- ・市町や関係機関等と連携して東紀州地域の観光・産業の情報発信を充実するとともに、地域産品の販路拡大を支援します。
- ・引き続き、紀勢自動車道および熊野尾鷲道路の整備促進を図るとともに、これらにアクセスする道路等の整備を推進します。
- ・木質バイオマスを安定的に供給できる体制を構築するため、「尾鷲木材市場協同組合」および「三重くまの森林組合」に対して、未利用間伐材等の搬出支援を引き続き行っています。
- ・第一次産業の活性化に向けて、引き続き農業生産基盤の整備等を推進するとともに、地域の主産品であるかんきつ、マハタ等の高品質化および生産基盤強化のための研究開発を進めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【地域連携部南部地域活性化局 次長 水島 徹 電話：059-224-2192】

- ・世界遺産登録 10 周年や式年遷宮、高速道路の概成を好機ととらえて、地域のコーディネーターである東紀州地域振興公社、集客交流拠点である熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら、プレイベントやキャンペーンを実施し、東紀州地域への集客交流に一層取り組んでいきます。

県民の皆さんとめざす姿

地域住民、企業、NPO等のさまざまな主体が、「アクティブ・シチズン」として自主的・主体的に地域づくり活動を行うことで、人と人、人と地域、人と自然の絆を深め、特色ある地域資源を生かした自立・持続可能で元気な地域づくりが進められています。

平成 27 年度末での到達目標

県内各地で、地域づくりの担い手育成が進み、自主的・主体的に地域をよりよくしていこうとする住民の皆さんによる、特色ある地域資源を生かして地域の魅力や価値を向上させる活動が展開されるとともに、地域内外や分野を問わず交流・連携の輪が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標について目標をわずかに達成しませんでした が、パートナーグループ登録数などの活動指標を単年度 で見ると、平成 21 年度から平成 23 年度まで減少ま たは横ばい傾向が続いていたものが、平成 24 年度にお いては過去最高を記録するなど急速なV字回復となりま した。登録動機の大きな要因である「口コミ」とさらな る営業活動により、今後右肩上がり登録数が広がる可 能性もあることから、「ある程度進んだ」と判断しました。															
			<table><tr><td></td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td></tr><tr><td>パートナーグループ登録数</td><td>153</td><td>110</td><td>79</td><td>175 (廃止取消 4)</td></tr><tr><td>ネットワーク構築数</td><td>109</td><td>167</td><td>112</td><td>1,067</td></tr></table>		H21	H22	H23	H24	パートナーグループ登録数	153	110	79	175 (廃止取消 4)	ネットワーク構築数	109	167	112	1,067
	H21	H22	H23	H24														
パートナーグループ登録数	153	110	79	175 (廃止取消 4)														
ネットワーク構築数	109	167	112	1,067														

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域の活動などに参加している住民の割合		34.6%	0.98	36.0%	40.0%
	33.6%	33.8%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	e- モニターを活用した調査で、地域の活動への参加状況について、「積極的に参加している」、「お付き合いで参加している」と答えた人の割合				
25 年度目標値の考え方	平成 26 年度までのパートナーグループの増加をもとに、住民への活動の広がりを年 1％の増加と見込み、さらに、「美し国おこし・三重」の取組は、取組の最終年に向けてさらなる広がりが見込まれることから、より高い目標設定を行うこととし、平成 25 年度の目標値は 36.0％と設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25301 「地域での美し国おこし」の推進（地域連携部）	パートナーグループ登録数（累計）		700 グループ	0.48	900 グループ	1,000 グループ
		342 グループ	513 グループ			
25302 イベント手法を活用した情報発信力のある取組の展開（地域連携部）	パートナーグループネットワーク構築数（累計）		2,100	0.62	2,700	3,000
		388	1,455			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	178	161	168		
概算人件費		126			
（配置人員）		（14 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・座談会や説明会等を市町と調整のうえ平成 24 年度は 715 回、取組の開始以降 2,527 回開催
- ・パートナーグループに、前年度比約 2.2 倍の 175 グループが新たに登録、平成 24 年度末で 513 グループが登録
- ・人材育成研修として、マネジメント研修を 3 地域で実施、合わせて延べ 96 人が参加
- ・専門家派遣を、25 件（延べ 65 回（日））実施
- ・パートナーグループによる地域づくりを進めるため必要な初期投資にかかる経費を対象に、パートナーグループに対して 3 件、市町が参画する実行委員会に対して 2 件、計 5 件、市町と合わせて約 769 万円（うち実行委員会負担約 378 万円）の財政的支援を実施
- ・地域や活動分野を越えた連携・交流のきっかけづくりや「美し国おこし・三重」の取組をアピールするための拡大座談会を 27 か所で開催し、1,788 人が参加
- ・「人と地域の絆づくり」の理念に基づき、『地域の誇り・地域の夢』をテーマとして、「物語おこしプロジェクト」16 事業のテーマプロジェクトを県内各地で展開
- ・「人と人の絆づくり」の理念に基づき、『つむぐ想い・つながる心』をテーマとして、「人と人の絆の場づくりプロジェクト」15 事業、「人と人の絆づくり実践プロジェクト」2 事業のテーマプロジェクトを県内各地で展開
- ・平成 24 年度に展開しているテーマプロジェクトを広く発信し、より多くの県民の皆さんのテーマプロジェクトへの参加・参画を促進するため、フォトコンテストを実施、74 名から 192 作品の応募
- ・フォトコンテストの告知と「美し国おこし・三重」の PR を目的として、近畿日本鉄道（株）の名古屋線などで運行中の「美し国おこし・三重」ラッピング電車車内に「美し国おこし・三重」フォトコンテスト募集ポスターや入賞作品等を集中掲出する AD（アド）トレインを 10 月と 3 月に運行
- ・「ワクワク！うまし発見フェスタ ～みえの地域づくり大集合～」(平成 24 年度「美し国おこし・三重」成果発表・交流会)を開催、参加・来場者数は 約 3,700 人で過去最高を記録
- ・「美し国おこし・三重」県民力拡大プロジェクト企画案を策定

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・パートナーグループ登録数が前年度を大幅に上回るなど、地域の皆さんが地域づくりに自発的に取り組む機運も向上しつつあります。また、パートナーグループ「CORORO」のイベント“Fata festival”や「熊野宮川を守る会」の“ソーシャルレジャープロジェクト”、「ISOMON[®]」の“^に丹敷戸^と畔^べの謎解明プロジェクト”など、自発的に複数のグループが連携した取組事例も出てきました。今後は、平成 26 年の取組終了後も自立・持続可能で元気な地域づくりが続けられるよう、きめ細かなパートナーグループの支援を進めていくとともに、県内の中間支援組織・機能等との連携を一層密にし、グループ同士の広域的なネットワークづくりなどの支援を、県民を巻き込みながら、地域の実情に応じた形で一層進めていくことが必要です。
- ・情報発信については、定期情報誌のリニューアルやフェイスブックの開設、フォトコンテストの実施、ラッピング電車の活用など、PR 効果の高いものに改善しました。今後はさらに、広報媒体間の連携を図るなど、効果的な情報発信を行っていく必要があります。また、平成 26 年の県民力拡大プロジェクトやその前年のプレイベントについては、情報発信力のある取組を全県的に展開していくことで、県民の皆さんの地域づくり活動をさらに加速する必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「美し国おこし・三重」の取組終了後の姿を見据えつつ、引き続きプロデューサーの助言や専門家派遣、財政的支援など、パートナーグループごとにきめ細かな担い手支援を行っていきます。また、プロデュース業務を委託した県内中間支援組織と共同で拡大座談会を開催するなどにより、グループ同士の広域的なネットワークづくりなどの支援を、地域の実情に応じた形で進めていきます。
- ・平成 26 年の県民力拡大プロジェクトへの県内外からの注目を喚起するとともに、期待感を醸成するため、平成 25 年の秋に県民力拡大プロジェクトプレイベント（プレ縁博みえ、プレ三重県民大縁会）を実施します。その中で、パートナーグループからの企画提案事業などにより、パートナーグループの皆さんの活動のさらなる磨き上げを行うとともに、県民の皆さんの一層の参加・参画を促進します。
- ・情報発信については、平成 26 年の県民力拡大プロジェクトに向けてその機運を盛り上げるため、定期情報誌やホームページなどをさらに改善し、より効果的な情報発信を行っていきます。プレイベントについては、パートナーグループの皆さんの活動を一定期間集中的に PR することで、情報発信力のある取組としていきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【地域連携部 次長 紀平 勉 電話：059-224-2420】

- ・プロデューサーの助言や専門家派遣、財政的支援、ネットワーク化の支援などの「地域での美し国おこし」に引き続き取り組みます。また、平成 26 年の県民力拡大プロジェクトへの注目を喚起するとともに期待感を醸成するため、プレイベントを実施し、パートナーグループの皆さんの活動のさらなる磨き上げを行うとともに、県民の皆さんの一層の参加・参画を促進します。

県民の皆さんとめざす姿

農山漁村地域に暮らす人びとや地域内外のさまざまな主体が参画する中で、農山漁村地域で新しい経済活動（「いなかビジネス＊」）が展開されることにより、就業等の機会が創出されるとともに、地域の有する多面的機能＊が次世代に引き継がれる体制が整い、農山漁村地域の持続性が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

これまでの農山漁村の地域づくりや都市農村交流の促進などの取組の発展をとおして、農林水産業をはじめ豊かな地域資源を生かした地域の産業が活性化され、地域を訪れる人びとが増加しています。また、農林水産業の鳥獣被害が軽減されるなど安全・安心な農山漁村づくりや資源保全活動が積極的に進められ、農山漁村地域の活力向上につながっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	C (あまり進まなかった)	判断理由	県民指標の農山漁村地域における交流人口が減少するなど目標を下回ったことに加え、活動指標の1つである野生鳥獣による農林水産被害金額が増加したことなどから、「あまり進まなかった」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
農山漁村地域の交流人口		5,160 千人 (23 年度)	0.94	5,230 千人 (24 年度)	5,370 千人 (26 年度)
	5,086 千人 (22 年度)	4,874 千人 (23 年度)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度（23 年度）は災害等により一時的に農山漁村地域の交流人口が減少しましたが、平成 25 年度（24 年度）は、平成 24 年度目標値の 1.5%増として目標を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25401 安全・安心な農山漁村づくり (農林水産部)	生活環境を整備する 農山漁村集落数(累計)		4 集落	1.00	8 集落	18 集落
		2 集落	4 集落			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25402 獣害につよい 農山漁村づくり (農林水産部)	野生鳥獣による農林 水産被害金額		728 百万円 (23 年度)	0.89	698 百万円 (24 年度)	600 百万円以下 (26 年度)
		751 百万円 (22 年度)	821 百万円 (23 年度)			
25403 人や産業が元 気な農山漁村づくり (地域連携部)	「いなかビジネス」の 取組数		125 件	1.00	140 件	170 件
		108 件	125 件			
25404 農業の多面的 機能の維持増進 (農林水産部)	農村の資源保全活動 対象集落数		460 集落	1.00	500 集落	500 集落
		424 集落	502 集落			
25405 水産業の多面的 機能の維持増進 (農林水産部)	藻場 *・干潟 *等の保 全活動対象面積		273ha	1.00	278ha	290ha
		268ha	286ha			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,480	3,676	4,777		
概算人件費		857			
(配置人員)		(95 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 地域資源を生かし、都市との交流等を通じて所得の向上を図る「いなかビジネス」の創出に向けた活動の展開
- ・ 情報の発信を通じて県内の集客交流施設や農山漁村（里）を応援してくれる「三重の里ファン（倶楽部）」づくりに向けたイベントやホームページ等による情報発信
- ・ 地域資源の活用により新たな価値の創出など地域の自立的な取組を促す「地域活性化プラン *」の取組の推進
- ・ 生活環境や生産基盤の機能向上などに向けた農道、農業集落排水施設等の整備の実施
- ・ 農業用水を活用した小水力発電 *施設の導入に向けた取組の推進
- ・ 集落ぐるみで対策を行う「獣害につよい地域づくり」に向けた活動の展開
- ・ 新たな大量捕獲わなの地域における実証、市町単位での鳥獣被害対策実施隊の設置推進
- ・ 獣肉等の利活用の促進に向けた解体処理業者と外食事業者との連携による供給体制の構築や、商品開発、販路拡大の取組等の展開
- ・ 農業の多面的機能の維持増進に向け、さまざまな主体による水路や農道等生産資源の保全管理活動等への支援や、中山間地域等の農業生産活動における経費負担を軽減するための直接支払いの実施
- ・ 水産業の多面的機能の維持増進に向け、藻場・干潟等の保全活動に対する支援、藻場での食害生物除去や保護区域の設定、干潟での耕うんや稚貝等の増加に向けた活動の実施
- ・ 子ども・学生グループによる農山漁村ふるさと体験受入のための環境整備
- ・ 農山漁村集落と企業の連携に向けたイベントやホームページ等による情報発信を通じたマッチング等の実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 新たなサービスや商品の提供、イベントの定期的開催、各種広報媒体を通じた情報発信など、「いなかビジネス」に積極的に取り組んでいる集客交流施設の利用者数は、比較的確保されていますが、こうした取組が不十分な施設では、利用者数が大きく減少しました。利用者数を確保していくためには、地域人材の育成、集客交流施設間や企業との連携などを通じて「いなかビジネス」の取組を活発化させ、集客力の向上を図る必要があります。
- ・ 中山間地域の豊かな地域資源を生かし、都市との交流等を通じて、所得の向上、雇用機会の拡大につなげる「いなかビジネス」に取り組む団体は 125 団体（平成 24 年 3 月末：108 団体）に増加しましたが、一層の取組団体の拡大とともに、それぞれの経済活動の取組において、新規顧客の獲得やリピート率を高めるための情報発信、多様化する消費者ニーズに対応する集客サービスや商品の開発力向上を図ることが課題です。
- ・ 「地域活性化プラン」については、前年度の 52 プランに加え、61 プランが策定され、農産物の付加価値化や集客交流、新産地づくり、直売所を核にした産地形成、集落営農、地域の農地やコミュニティの維持などの多様な取組が開始されています。プランの実践により、新たに創出された産物や商品の販路開拓など、取組のステップアップを促していくことが課題です。
- ・ 農道（14 地区）や集落排水施設（9 地区）の整備により、農村地域の利便性の向上や生活環境の改善が図られました。引き続き、地域の合意に基づき、計画的に整備を進めることが課題です。
- ・ 小水力発電施設については、関係機関と協議が整い、安濃ダムの河川放流口に整備することとなりました。今後は、整備に向けた手続きなどを着実に進めるとともに、さらなる小水力発電の普及に向けた取組を行うことが必要です。
- ・ 野生鳥獣による農林水産被害額は、前年を上回るなど依然として深刻な状況で、引き続き、重点的な取組が必要です。
- ・ 「獣害対策に取り組む集落」として、新たに 63 集落において、継続的な獣害対策に向けた活動が開始されました（累計 188 集落）。獣害につよい地域の一層の拡大のためには、各集落におけるリーダーの確保・育成と組織体制の整備が課題です。
- ・ 野生鳥獣の捕獲力強化に向け、新たなシカ専用の大量捕獲わなであるドロップネット 8 基を 7 地区に導入しました。また、鳥獣被害対策実施隊が新たに 2 市で設置され、県内における設置市町は 22 になりました。今後は、ニホンジカ以外の大量捕獲技術の開発、地域の捕獲体制の充実・強化、隣接する市町の広域連携、捕獲後に利活用できない野生獣の円滑な処分などが課題です。
- ・ 獣肉等の利活用の促進に向け、外食事業者等と連携して、シカ肉を活用したコロッケ入りカレーなどを商品化しました。解体処理施設の整備支援により、2 か所の施設が整備されました。今後は商品化に向けた取組の拡大や、衛生管理を含む供給体制の整備が課題です。
- ・ 農業の多面的機能の維持増進に向けた「農地・水・環境保全向上対策事業」の活用により、502 集落の 16,689ha（平成 24 年 3 月末：424 集落、15,108ha）で、農地等の保全が進みました。地域資源を活用した農産品等の地域内販売など、経済活動に取り組み始めた地区もありますが、まだ、持続的に発展していける状況にはありません。
- ・ 中山間地域等における農業生産活動への支援を進める「中山間地域等直接支払制度」により、229 集落の 1,667ha（平成 24 年 3 月末：223 集落、1,618ha）の農地において、耕作の継続により地域の多面的機能の維持が図られています。集落内の農業者だけでは耕作の継続が困難な集落において、営農等の広域的なサポート体制の整備に取り組んでいますが、十分な体制が整ったとはいえない状況です。
- ・ 水産業の多面的機能の維持増進に向け、9 市町で地域住民など 1,411 人の参加を得て、漁業者を中心

とした 18 の活動組織による海藻種苗の投入やウニなどの藻類食害生物の除去等、干潟や藻場の保全が行われました。また、水産研究所が英虞湾沿岸の休耕地において取り組んできた干潟再生研究の成果を活用し、企業の CSR（社会貢献）活動へと発展させた干潟再生を図る取組により干潟に生息する生物が 6 種類から 40 種類に増加するなど、沿岸域の環境保全や生態系の維持に貢献しました。今後は、これらの活動を地域や企業などの民間の主導で展開できる体制を構築していくことが課題です。

- ・ 農山漁村ふるさと体験受入地域が 8 地域（平成 24 年 3 月末:5 地域）に増加しましたが、農林漁業体験民宿の開業等が進んでいない状況です。
- ・ 県内 1 地域で、農山漁村と企業の連携に関する協定を締結しましたが、新しい関係づくりに向け、さらなる企業側への効果的な情報発信等が課題です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ グリーン・ツーリズム * や「いなかビジネス」の取組団体の拡大と新規顧客の獲得及びリピート率向上に向け、都市や企業と地域との交流・連携を進めるコーディネーターの養成や、広報誌「三重の里いなか旅のススメ」、ホームページなどのさまざまな広報媒体による情報発信などに取り組みます。また、取組団体における新たな集客サービスや商品の開発に向け、専門家の派遣等による人材育成、食品産業事業者や観光事業者など企業との連携、取組団体相互の交流などを促進させます。
- ・ 「地域活性化プラン」の策定地域の拡大と継続的な実践支援に、農業者等の意欲醸成を図りつつ、市町・農協等との連携のもとで取り組みます。また、販路開拓等に取り組む人材の養成や 6 次産業化事業等の活用を積極的に誘導するとともに、農村地域のリーダー等を対象にビジネス指向の取組に向けた意欲醸成を促していきます。
- ・ 農業の生産性向上のための基盤整備や農村地域の快適性や利便性を確保するための生活環境の整備に取り組みます。特に、生活排水処理施設については、地域の合意形成を促すことにより、整備の円滑化を図ります。
- ・ 安濃ダムの小水力発電施設整備について、実施設計を行います。また、小水力発電の普及を図るため、地域の小水力発電量の賦存量調査を行うとともに、市町及び水路管理者への啓発に取り組みます。
- ・ 「獣害につよい地域づくり」とその拡大に向け、市町と一体となり、集落の取組を推進するためのリーダーの確保・育成、組織体制の構築などに取り組みます。
- ・ 野生鳥獣の捕獲力強化に向け、シカ専用の大量捕獲わなであるドロップネットの普及や、市町、企業等と連携したニホンザルの大量捕獲システムやニホンジカにも応用できるイノシシの誘導式囲いわな技術の開発、市町が行う捕獲活動や実施隊等の活動強化に向けた支援、隣接する市町における広域連携体制の整備などに取り組みます。また、市町との連携により、焼却など捕獲後の処分体制の構築に努めます。
- ・ 獣肉等の利活用を促進するため、「みえフードイノベーション・ネットワーク *」を活用した企業等とのマッチングによる新商品の開発や、「みえジビエ」品質管理マニュアルの普及、解体処理から加工流通までの施設整備の支援など、獣肉の処理・供給体制づくりを進めます。
- ・ 「農地・水・環境保全向上対策事業」の実施を通じて、県土保全や水源涵養、農村文化の継承など、農業・農村の多面的機能の維持増進につながる取組を継続的に発展させるため、学校や NPO と連携した地域コミュニティの活動としての定着や、地域資源を活用した経済活動の取組を促進します。
- ・ 「中山間地域等直接支払制度」の実施集落等に対し聞き取り調査等を行い、明確になった課題について支援を進めます。特に、耕作放棄の防止に向け、集落内の農業者だけでは農地の耕作を継続さ

せることが困難な集落において、営農の広域的な連携によるサポート体制の構築に向けた取組を促進します。

- ・ 藻場・干潟等が持つ水産資源の保護・増大や水質浄化機能等多面的機能を発揮させるため、県が保有するデータや知見、技術を提供し、地域や企業が主体となった藻場・干潟等の保全・再生活動が円滑に推進するよう支援するとともに、それらの活動が民間主導により、持続的に発展していける体制を市町と連携して構築し、水産振興を図っていきます。
- ・ 企業のCSR（社会貢献）活動や企業と地域の連携活動などを支援することにより、多様な主体が農山漁村を支えていく仕組みづくりに取り組むほか、子ども達が農山漁村を体験するために必要な環境整備を支援するとともに、都市等との人・もの・情報の交流を促進するなど、農山漁村地域の活性化を図ります。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【農林水産部 次長 福岡 重栄 電話:059-224-2501】

- ・ 農山漁村の振興にあたっては、引き続き、「地域活性化プラン」などの取組により、農林水産物のみならず、自然環境、歴史、文化など豊かな地域資源を活用してさまざまな商品やサービスの開発を促すとともに、都市との交流などを通じて、誘客し、収入や雇用の安定確保に結びつける「いなかビジネス」の取組を重点的に促進します。
- ・ 獣害対策については、野生鳥獣による農林水産被害の拡大に依然として歯止めがかからず、地域の重大な課題となっていることをふまえ、市町や猟友会等と一体となり野生獣の捕獲力の強化を図るとともに、捕獲獣の解体処理から加工流通までの地域の体制づくりを重点的に進めていきます。
- ・ 農業・農村や水産業の多面的機能の維持・増進に向けた活動が地域において持続的に発展していけるよう、企業や学校、NPOなどさまざまな主体と連携した、地域コミュニティ活動としての定着や地域資源を活用した経済活動の創出などを促していきます。

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿

県と市町が連携した魅力と活力ある地域づくりの推進に向けた取組により、さまざまな地域課題が解決されて、県内各地域での活性化が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県と市町の連携が一層強化されることにより、各地域の特性に応じた地域資源の活用や地域課題の解決が図られるなどの成果があらわれ始めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成することができましたが、活動指標の一つが目標を達成できなかったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県と市町の 連携により 地域づくりに 成果があっ た取組数 (累計)		36 取組	1.00	58 取組	90 取組
	21 取組	40 取組			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において特定の地域課題を解決するために検討会議を設置して取り組んだ結果、成果があった取組数				
25 年度目標 値の考え方	各地域防災総合事務所および各地域活性化局（9ヶ所）が「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（地域会議）検討会議において、地域課題の解決に向けて取り組むことで、毎年2取組の成果を得ることを目標としており、24 年度の 36 取組に対して、25 年度は 58 取組を目標として設定				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25501 市町との連携・ 協働による地域づくり (地域連携部)	県と市町が連携して地 域課題の解決に取り組 んだ件数（累計）		18 件	0.89	27 件	45 件
		9 件	17 件			
25502 過疎・離島・半 島地域の振興（地域連携 部南部地域活性化局）	三重県過疎地域自立促 進計画の進捗率		36.0% (23 年度)	1.00	52.0% (24 年度)	84.0% (26 年度)
		19.8% (22 年度)	41.2% (23 年度)			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25503 特定地域の活性化（地域連携部）	特定地域の利用率		31.7%	1.00	41.2%	42.3%
		31.5%	32.8%			
25504 宮川流域圏づくりの推進（地域連携部）	宮川流域ルネッサンス事業の取組に関わる団体数		65 団体	1.00	69 団体	77 団体
		61 団体	68 団体			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,061	921	1,081		
概算人件費		270			
（配置人員）		（30 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」地域会議において、トップ会議（1 対 1 対談及びサミット会議）、調整会議、検討会議を合計 177 回開催
- ・「三重県過疎地域自立促進計画」及び「三重県離島振興計画」の着実な進捗、過疎地域活性化の取組の支援、離島航路事業の支援
- ・木曽岬干拓地における「わんぱく原っぱ」の造成工事と部分供用に向けた整備の完了、メガソーラー*事業の設置運営事業者の選定など取組の推進、将来の都市的土地利用に向けた調査・検討、今後の土地利用を検討する県と地元市町で構成する「木曽岬干拓地土地利用検討協議会」の設置
- ・大仏山地域の土地利用における、地元市町との協議や里山としての保全・活用にかかる散策路など基盤整備の検討
- ・宮川流域ルネッサンス協議会に多様な主体の一員として参画して、地域資源を生かした地域づくりの取組を推進

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、市町と地域づくりに取り組むことで、県と市町の連携・協働が深まりました。また、地域づくり支援補助金を 8 事業採択し、市町が取り組む地域づくりを支援しました。トップ会議について、「サミット会議」と「1 対 1 対談」の区別を明確にすることが課題です。
- ・「三重県過疎地域自立促進計画」の着実な進捗を図りました。また、新たな「三重県離島振興計画案（平成 25 年度～34 年度）」の策定を進め、国との協議を行っています。
- ・木曽岬干拓地について、「わんぱく原っぱ」の部分供用に向け整備が完了しましたが、全体供用に向けて残りの区域の造成工事を行っていく必要があります。メガソーラー事業については、地域活性化策を含め設置運営事業者と工事進捗に伴う様々な調整が必要になっています。また、「木曽岬干拓地土地利用検討協議会」を中心にして、地元市町とともに今後の土地利用の検討を進める必要があります。
- ・大仏山地域の土地利用について、里山としての保全・活用にかかる散策路など基盤整備の内容を整理するとともに概算事業費について算出を行いました。引き続き、里山としての保全・活用を図るうえでの実施体制など具体的な土地利用に向けた検討を県と地元市町で構成する「大仏山地域土地利用検討協議会」において進める必要があります。また、土地開発公社の土地の処理につ

いても課題になっています。

- ・「宮川プロジェクト活動集」に寄せられる事業が着実に実施されるなど、地域住民等の主体的な活動が定着してきました。宮川流域ルネッサンス協議会の活動予算の減少への対応が課題です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「1 対 1 対談」は知事と市町長との意見交換の場と位置づけ、「サミット会議」は地域共通の課題について議論が必要な場合に開催するなど両者の区別を明確にします。
- ・過疎・離島地域の振興に向けて、引き続き、地域活性化の取組や、離島地域の唯一の公共交通機関である離島航路の確保・維持を支援します。
- ・木曽岬干拓地については、当面の土地利用計画に基づき、わんぱく原っぱに関し、未供用部分の造成工事を引き続き進めるとともに、メガソーラー事業に関し、設置運営事業者と地域活性化策を含めて協議し事業の進捗を図ります。また、将来の土地利用に関しては「木曽岬干拓地土地利用検討協議会」を中心に活用策について議論を重ね、土地利用の方向性を定めます。
- ・大仏山地域の土地利用については、「大仏山地域土地利用検討協議会」を通じ、里山としての保全・活用を図るうえでの枠組や実施体制等の検討を行い、土地利用の具体化に向けて、土地利用構想を策定します。
- ・宮川流域ルネッサンス協議会に多様な主体の一員として引き続き参画し、関係機関と連携して、賛助団体を募集するなど、地域資源を生かした自発的な地域づくりに取り組みます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【地域連携部 次長 紀平 勉 電話：059-224-2420】

- ・木曽岬干拓地の将来の活用策については、「木曽岬干拓地土地利用検討協議会」を中心に議論を重ね、土地利用の方向性を定めます。
- ・大仏山地域については、「大仏山地域土地利用検討協議会」を通じて土地利用の具体化に向けて、土地利用構想を策定します。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体がそれぞれの力を生かし、協力し合いながら三重の文化活動を支えており、県民の皆さんが多様な文化にふれ親しみ、文化活動への参加をとoshit幅広い交流が行われるとともに、歴史的・文化的資産等が地域の誇りとして、大切に守り伝えられ、活用されています。

平成 27 年度末での到達目標

三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標 3 項目中 2 項目で目標を達成できませんでしたが、いずれも目標の 90% を超える実績となっていること、幅広く文化にふれ親しむ環境づくりを進めることができたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した文化活動に対する満足度		64.0%	0.99	64.0%	66.0%
	63.3%	63.2%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	三重県文化会館が実施した公演事業および歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり事業などにおけるアンケート調査で、公演やイベントの内容について、「とても満足している」と回答した人の割合				
25 年度目標値の考え方	文化交流ゾーンを構成する施設等の連携・協働によるイベントや効果的な情報発信などにより、平成 25 年度においては、満足度を 1 %程度向上させることをめざし、目標値として設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数		1,210,000 人	0.98	1,230,000 人	1,360,000 人
		1,190,377 人	1,180,672 人			
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	文化芸術情報アクセス件数		70,000 件/月	0.93	75,000 件/月	100,000 件/月
		57,927 件/月	64,952 件/月			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26102 歴史的資産等の 発掘・保存・継承・活用 (教育委員会)	文化財情報アクセス件 数		16,700 件/月	1.00	16,800 件/月	17,000 件/月
		16,623 件/月	16,723 件/月			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,388	2,017	2,618		
概算人件費		703			
(配置人員)		(78 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・文化交流ゾーン * を構成する施設等が所蔵する資料等を移動型の大型ディスプレイに表示する電子展示システム「大型ディスプレイ電子ミュージアム」を運用開始
- ・総合文化センターと新県立博物館の一体的な利用を促進するため、広場の整備を実施
- ・芸術性の高い音楽・舞台や美術、優れた生活文化などの文化活動の成果を発表する場として、県展、県民文化祭、音楽コンクールを総合的に行う「みえ文化芸術祭」を開催
- ・地域の文化団体が、文化振興を目的に自ら企画して行う活動に対し助成（38 件）
- ・県民の文化芸術活動を顕彰する「三重県文化賞」を 15 人・団体に授与
- ・学校や文化団体などさまざまな主体と連携し、次世代を担う子どもたちを対象に、芸術や歴史など文化にふれ親しむアウトリーチ * 事業を実施
- ・県ホームページ「三重の文化」の充実を図るとともに、メールマガジン、ツイッター、フェイスブックなどのツールによる情報発信の強化
- ・スマートフォン等に表示された絵地図等に現在地を表示して、町歩きを支援するアプリ「伊勢ぶらり」「四日市ぶらり」「伊賀ぶらり」等を提供
- ・俳句の創作を通じて地域に対する愛着を育み、三重の認知度を向上させるため、全国俳句募集「食の一句」を実施（応募総数 95,839 句）
- ・歴史街道の活用やまちかど博物館の充実等、歴史的文化的資産を生かして地域住民が主体的に取り組むまちづくりを支援
- ・三重県史全 30 巻 36 冊のうち、資料編の古代中世と中世 3 および通史編の編さんを実施
- ・奈良県立万葉文化館、島根県立古代出雲歴史博物館および斎宮歴史博物館の文化交流に関する協定の締結
- ・「史跡斎宮跡東部整備基本計画書」に基づき、復元建物の実施設計および区画道路の舗装等の基盤整備を実施
- ・地域の貴重な文化財を守り伝え地域に活かしていくために、国指定等（29 件）、県指定（8 件）を新たに指定し、国・県指定等文化財の所有者等が行う保護事業に対し支援
- ・海女文化の基礎的な情報を収集するために、海女習俗調査を平成 22 年度から継続して実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・近年の社会経済情勢の変化や、新県立博物館の整備の進捗など、取り巻く環境の変化をふまえ、幅広い視点から今後の文化行政のあり方を検討する必要があります。
- ・文化交流ゾーンの形成とその機能の発揮に向け、施設周辺の整備や多様な情報発信等の取組を進めましたが、各施設の連携を一層強化して相乗効果を高め、集積の効果を発揮するためには、各施設の運営のあり方を検討する必要があります。
- ・三重県総合文化センターは、県民のニーズに応える公演やワンストップサービスの充実などにより、利用率と満足度がともに高く、多くの方々から好評を得ました。今後も引き続き、来館者サービスの向上とリピーターの確保に努める必要があります。
- ・みえ文化芸術祭は3事業の一体的な開催により、入場者数の増加や来館者の満足度の向上などの効果があり、また、県展移動展は遠隔地域の方にも美術作品に親しんでいただけることから大変好評を得ました。今後もより多くの県民に親しまれる文化芸術の祭典を実施する必要があります。
- ・歴史街道やまちかど博物館は、地域の自主的な活動として定着しつつあり、県の役割として一定の成果を上げることができました。今後は、住民主体の取組をより活性化・定着させていく必要があります、また、地域住民をはじめ、より多くの人々が地域の資産を活用していただけるようさらなるPRも必要です。
- ・国史跡斎宮跡では、史跡東部整備事業を契機に、地元明和町の「斎宮跡を核としたまちづくり」の取組の機運が高まってきており、今後、観光振興等地域の活性化に資するよう、史跡全体の利活用を町、地元団体と協力して進めていく必要があります。
- ・文化財保護を進めるためには、多くの県民が文化財について学習し、親しみ、その価値を理解することが大切で、活用の取組においても、次代を担う子どもたちや生涯学習に着目した取組が必要となります。また、地域を中心としたさまざまな主体が参画して文化財を守り、活かしていく取組が求められています。
- ・昨年度までに実施した海女習俗基礎調査と今年度から実施している詳細調査の結果をもとに、文化財としての価値を明らかにする必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・県の果たすべき役割や文化交流ゾーンのあり方を明確にしつつ、外部の意見も幅広く取り入れながら、新たな文化振興方針を策定します。
- ・文化交流ゾーンの形成に向け、各施設が有する歴史的・文化的資産等の情報を一元的に管理する「統合型」デジタルアーカイブの構築や連絡ブリッジを整備するなどの環境整備を進めます。
- ・20年に一度の式年遷宮の機会をとらえ、文化交流ゾーンを構成する施設等が「伊勢」をテーマにさまざまな取組を行うなど、各施設の連携強化に取り組みます。また、施設の運営のあり方を検討します。
- ・三重県総合文化センターについては、施設の適切な維持と有効活用を図るとともに、質の高い文化芸術公演の実施、アウトリーチ活動等による文化・芸術の普及・人材育成などを進めます。
- ・みえ文化芸術祭は、有識者や関係団体等の意見を聴きながら、より効果的な運営方法を検討し、さらに参加者の増加と満足度の向上を図ります。
- ・県民の皆さんが、愛着や誇りをもって地域づくりの活動が行えるよう、地域の語り部や専門家等と連携しながら、まちかど博物館や歴史街道等の地域の資産を活用できる環境づくりを進めます。
- ・国史跡斎宮跡について、史跡の保存と活用のための計画的・継続的な発掘調査を進めるとともに、地域と連携・協働しながら、史跡全体の活発な利活用と情報発信の強化に取り組みます。

- ・ 県民の皆さんが文化財の魅力を知り、地域の誇りとして大切に守り伝えていくため、県内の重要な文化財の調査を行い、国・県の指定等を行ったうえで、適切な保存・継承を図るとともに、学校での郷土教育や地域での文化財を活用した取組を支援します。
- ・ 海女習俗基礎調査の結果をもとに、引き続き、調査の対象を絞ったうえで詳細調査を実施し、海女文化の文化財としての価値を明らかにするとともに、県文化財として指定できるよう取り組み、さらに、ユネスコ無形文化遺産の前提条件となる国文化財指定に向けて、年次的・計画的に進めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 副部長 田中 功 電話：059-224-2620】

- ・ 文化審議会や県民の意識調査など、外部の意見も幅広く取り入れながら、新たな文化振興方針を策定します。
- ・ 文化交流ゾーンを構成する施設等が、さまざまな主体と連携・協働し、「伊勢」をテーマとしたシンポジウム、展覧会、講座、演劇などの取組を夏から秋にかけて集中的に実施します。
- ・ 文化交流ゾーンを構成する各施設の連携を一層強化し、文化交流ゾーンの魅力や価値を高めるために施設の運営のあり方を検討します。
- ・ 国史跡斎宮跡東部整備については、平安時代の斎宮が体感できるよう、平成 26 年度の完成をめざして、東部整備基本計画に基づき、3 棟の復元建物の建築工事を行います。また、整備後の史跡全体の利活用を地域と連携・協働しながら検討します。
- ・ 県内にある身近な文化財（鳥羽・志摩地域の海女習俗）について、その価値を再発見するため引き続き調査を進めるとともに、平成 25 年 5 月に保護団体を設立し、年度内には県文化財に指定されるよう取組を進めます。

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えることができる学びの場や機会が、さまざまな主体の力を合わせた活動により数多く生み出され、県民の皆さんが楽しく学びながら、自らの知識や経験を生かして積極的に活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

これまで自己の関心やライフスタイルにあった学習機会を得られなかった県民の皆さんが、容易に自己のニーズにあった学習情報を得ることができ、気軽に学びの場や機会を利用しています。

また、これまで学習活動を行ってきた県民の皆さんも、より高度な知識や技術を習得し、学んだ成果を生かす機会を得ています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および3項目中1項目の活動指標で目標を達成できませんでしたが、いずれも目標の90%を超える実績となっていること、県民の皆さんが生涯学習を行ううえでの環境整備を進めることができたことから「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した学習活動に対する満足度		72.0%	0.99	74.0%	77.0%
	70.2%	71.8%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターが実施した展覧会、講座・セミナーにおけるアンケート調査で、講座の内容等について、「満足している」と回答した人の割合				
25 年度目標値の考え方	新県立博物館の開館1 年前イベントの実施やさまざまな学習機会を提供することなどにより、平成 25 年度においては、満足度を 2 %程度向上させることをめざし目標値として設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	県立生涯学習施設の利用者数		655,000 人	1.00	667,000 人	855,000 人
		636,972 人	700,446 人			
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	「協創」による博物館づくりへの参画者数		330 人	0.98	350 人	550 人
		286 人	324 人			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26202 地域と連携した 社会教育の推進（教育委 員会）	社会教育関係者ネット ワーク会議への参加者 数		110 人	1.00	140 人	210 人
		72 人	132 人			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,321	6,158	2,336		
概算人件費		676			
（配置人員）		（75 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・新県立博物館は、建築及び展示に係る工事を進めるとともに、収蔵資料の適切な保全や整理など新県立博物館での活用に向けた準備を実施
- ・県民の皆さんや幅広い分野からの意見をもとに博物館活動や運営の仕組みづくりを進めるため、「みんなでつくる博物館会議」や有識者で構成する「経営向上懇話会（2 回開催）」を実施
- ・移動展示、各種講座等の実施や、サポートスタッフ活動の促進等を通じて、新県立博物館の魅力を発信したほか、開館に向けた参加型プロジェクトである「MMM（みえ マイ ミュージアム）プロジェクト」を実施
- ・県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づく取組を着実に進めるとともに、図書館情報ネットワーク（M I L A I）を活用した目録検索やオンライン予約サービスを安定的に運用
- ・県立美術館の開館 30 周年を記念して、企画展「蕭白ショック！！曾我蕭白と京の画家たち」展と「KATAGAMI Style 世界が恋した日本のデザイン」展を実施するとともに、子ども向けワークショップ等の教育普及活動を実施
- ・斎宮歴史博物館は、特別展「暦と怪異ー不安な日々の平安貴族ー」や企画展「斎宮・温故知新」等を実施し活動成果を広く紹介するとともに、地元小学校への出前授業（16 回）や外部への講師派遣（30 回）のほか、他地域での広報活動や関係団体との協働による地域交流イベントを実施
- ・生涯学習センターは、県内外の高等教育機関と連携した「みえアカデミックセミナー」やさまざまな主体と連携した「まなびいすとセミナー」に加え、新たに県内博物館と連携して「見る 知る 巡る！ミュージアムセミナー」を開催するなど多様な学習機会を提供
- ・「社会教育施設における体験活動の充実と各施設が連携した社会教育の推進」をテーマとして、三重県社会教育委員の会議を開催（3 回開催）
- ・各市町社会教育主事等行政職員、社会教育委員等を対象に研修及び県内各地における情報交換を実施
- ・市町図書館職員や行政職員、読書ボランティア、保護者等を対象にした読書に係る講演会や研修会を実施するとともに、小中学校図書館における環境整備推進員を配置するなど、公立図書館や学校図書館を充実させることによる子どもの読書活動を促進

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・新県立博物館の開館に向けては、参加型のMMM（みえマイミュージアム）プロジェクトや民間企業等との連携にも取り組み始めるなど、協創と連携は進んできていますが、今後は、効果的かつ効率的な活動と運営のための組織や仕組みを検討し、整備していく必要があります。
- ・県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づく取組を着実に進めており、NPO 法人知的資源イニシアティブ(IRI)が授与する「Library of the Year（ライブラリー・オブ・ザ・イヤー）＊」の優秀賞を受賞しました。今後も、改革実行計画に基づき、さらに取組を進める必要があります。
- ・県立美術館は、開館 30 周年記念事業として三重県にゆかりのある企画展を開催するなどにより、幅広い年齢層の方々に来館していただきました。引き続き、所蔵品等の一層の活用を図りながら多様な県民の関心に応えることができる展示、普及活動に取り組む必要があります。
- ・斎宮歴史博物館では、入館者数は前年度に比べ 6.5%増加しており、また、歴史講座・古典文学講座とも定員以上の応募がありました。今後さらに集客力を向上させる展示・普及活動が必要です。
- ・生涯学習センターは、新たな学習プログラムを提供するなど、学習活動に対する参加者の満足度向上に貢献しました。今後も引き続きさまざまな学習機会の提供とより多くの学習情報の発信を行っていく必要があります。
- ・各地域における社会教育のさらなる推進のため、行政、社会教育委員等社会教育関係者を対象とした全県ネットワーク会議を実施し、研修及び交流を行いました。今後、社会教育関係団体等の間でのより幅広い情報交流や社会教育関係者の研修が必要です。
- ・学校図書館環境整備推進員の配置により、多くの学校で図書館が利用しやすくレイアウトされ、データベース化が進むなど、学校図書館の整備が進みました。今後は、読書活動の普及に向けて、司書教諭や担任教員と連携し、学校図書館の活用を図っていく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・新県立博物館については、平成 26 年春の開館に向け、開館に必要な設備や運営体制、県民参加組織などを整備するとともに、市町の博物館や学校等との連携を進め、「ともに考え、活動し、成長する博物館」の実現のために取り組みます。
- ・県立図書館は、広域ネットワークを形成し、県内図書館の利用拡大を図るとともに、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供します。
- ・県立美術館は、県ゆかりの作家を取り上げる企画展や、所蔵品等の一層の活用を図った展示などを実施し、多様な県民の関心に応えることができる展示、普及活動に取り組めます。
- ・斎宮歴史博物館は、式年遷宮や史跡整備の進展などを意識した展覧会を実施するとともに、島根県、奈良県と連携したシンポジウムや県外交流展示の開催など広域での取組を強化し、斎宮跡の魅力を高め、集客につなげます。
- ・生涯学習センターは、市町や学校等との連携により、魅力ある講座の開催やアウトリーチ ＊事業など、さまざまな学習機会を提供するとともに、三重県生涯学習情報提供システムの運営を行い、多様で魅力ある学習情報を提供します。
- ・次世代を担う子どもを対象に、文化・芸術や歴史などに関する参加体験型の学習機会を提供します。
- ・社会教育関係者の会議や研修会を通じて人材育成を推進します。また、社会教育推進の体制強化および連携に向けた支援を展開するために、社会教育関係者の交流の場の拡充を図り、情報交換、ネットワークづくりを進めます。
- ・県立青少年教育施設においては、平成 25 年 4 月 1 日から、新たに指定管理者を指定し、地域の特性を活かした多様な体験プログラムの開発や新規事業を実施します。また、学校等さまざまな主体と

連携しながら、体験活動の機会の拡充と利用者の拡大に努めます。

- ・子どもが主体的、意欲的な読書活動ができるよう、学校図書館と連携した取組を進めるとともに、市町教育委員会等と連携して地域で活動する人材の養成・育成を図りながら、学校、家庭、地域が一体となって、積極的に子どもの読書活動の普及に取り組みます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 副部長 田中 功 電話：059-224-2620】

- ・新たな「文化と知的探求の拠点 *」として新県立博物館の整備を仕上げるとともに、開館前の広報活動を効果的に展開し、幅広い県民の理解と参加を喚起します。
- ・併せて、効果的かつ効率的な活動と運営の仕組みづくりについて、「新県立博物館整備にあたっての3方向と7項目」をふまえ、県民の皆さんと共につくりあげていきます。
- ・県立美術館、斎宮歴史博物館及び生涯学習センターにおいては、文化芸術に対する感性を育み、本県の文化の継承、発展につなげるため、次世代を担う子ども等を対象に参加体験型の学習機会を提供します。
- ・住民に身近な拠点である公民館や図書館等は、本県の生涯学習の推進に大きな役割をはたしていることから、市町と県の連携を密にし、県民の皆さんがどこでも学習できる環境づくりを進めます。
- ・研修会等を通じて社会教育関係者等の人材育成を推進するとともに、関係者の交流の場の拡充を図り、豊かな体験活動や子どもの読書活動などについて情報交換やネットワークづくりを進めます。

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

豊かで健全な食生活への志向が広がる中で、多様化する期待に応える新たな価値が農林水産業や食品関連産業等に関わるさまざまな主体から積極的に提案され、地域資源の特徴を生かした競争力ある製品等が提供されることにより、県民の皆さんの豊かな暮らしや「もうかる農林水産業」につながっています。

平成 27 年度末での到達目標

本県がこれまで取り組んできた食育や地産地消運動、三重ブランド*をはじめとする取組の戦略的な発展と商品等の研究開発を強化する中で、地域の資源や特徴を生かして新たなビジネスに取り組む農林水産業者や事業者、地域が増加するとともに、新たな市場の開拓や環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待に対応した取組が増加しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	県民指標の数値目標を達成するとともに、全ての活動指標において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県産品に対する消費者満足度		28.0%	1.00	33.0%	40.0%
	25.2%	29.5%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	県産の農林水産物に対して、満足していると回答した県内消費者の割合				
25 年度目標値の考え方	平成 27 年度において、40%の消費者満足度を目指す中で、平成 24 年度の実績値が 29.5%であったことから、毎年度 3.5%ずつ消費者満足度を増やしていくことを目標とし、33.0%と設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31101 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり（農林水産部）	農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数（累計）		10 件	1.00	(達成済)	25 件
		—	29 件			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31102 農畜産技術の研究開発と移転（農林水産部）	農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）		25 件	1.00	50 件	100 件
		—	25 件			
31103 林業・森林づくりを支える技術の開発と移転（農林水産部）	林業の研究成果が活用された商品および技術の数（累計）		5 件	1.00	10 件	20 件
		—	5 件			
31104 水産技術の研究開発と移転（農林水産部）	水産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）		5 件	1.00	15 件	35 件
		—	9 件			
31105 県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくり（農林水産部）	企業との連携による食育等のPR回数		8 回	1.00	8 回	8 回
		—	11 回			

*達成済：目標値が累計値の場合において、27 年度目標値をすでに達成していることを示しています。

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	927	748	910		
概算人件費		1,785			
（配置人員）		（198 人）			

平成 24 年度の取組概要

- 産学官の連携により県内農林水産資源を活用した新商品開発を進める「みえフードイノベーション・ネットワーク*」の創設（平成 24 年 5 月）及び商品の開発
- 三重ブランドの新規認定及び地域ブランド創出支援の実施
- 県内の特徴ある優れた産品を選定する「みえセレクション*」制度の創設（平成 25 年 2 月）及び選定
- 首都圏等大都市圏への販路拡大をめざす事業者を対象に、マーケティングを実践できる人材の育成を行うため、商品の差別化、事業活動の信頼性や営業力の向上を促す内容の研修を実施
- 首都圏営業コーディネーター*の配置、バイヤー招へい、物産展やマッチング交流会の開催による販路拡大支援を実施
- 首都圏百貨店等における三重県フェアの開催、台湾の大型商業施設等における三重県物産展の開催等による積極的な営業活動の実施
- 農業・畜産研究所では、産学官連携による研究コンソーシアム*などの活動を通じた新たな技術開発、農産商品開発及び農畜産業者への商品化技術等の移転
- 林業研究所では、森林の効率的育成やニホンジカによる食害対策に関する調査やきのこ栽培試験などの実施
- 水産研究所では、学識経験者、生産者や加工・流通業者などとの共同研究等による新たな技術開発、水産商品等の開発、干潟*再生の取組等の推進
- 「みえ地物一番」キャンペーン*を中心とした県産品の認知度向上のための情報発信
- 地産地消及び食育推進を目的とした、学校給食従事者や生産者、食品関連事業者等の関係者による研究会の設置及び県産食材を利用した給食用食材の開発

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 県内農林水産資源を活用した新商品開発を進めるため、産学官連携による「みえフードイノベーション・ネットワーク」を立ち上げ、衛生管理された鹿肉を使った新メニューや調味料、米粉や伊勢茶を使った焼き菓子など事業者連携による新商品の開発などに取り組みました。（プロジェクト創出数 29、プロジェクトによる開発商品数 20）。
- ・ また、商品の魅力を磨き上げ発信していくために、商談会シートの作成等を通じ事業者の活動を「見える化」するフードコミュニケーションプロジェクト *を活用し、地域の農林水産資源の高付加価値化に取り組む事業者を育成しています。しかし、市場ニーズに応じた商品開発や、こだわりのある商品の発掘が十分ではありません。
- ・ 三重ブランドの新規認定（1 品目 3 事業者）に加え、一定の地域を統一イメージで売り出すブランディングや、三重の優れた商品を選定・発信する「みえセクション」の創設（22 件選定）などにより、県産品の知名度向上とブランド力の強化に取り組んでいます。今後より多くのブランド認定に結びつけるために、認定に意欲のある事業者や組織などを育成支援する必要があります。
- ・ 県産品を国内外に積極的に売り込むため、首都圏等での販路拡大に向けた商談会を開催するとともに、台湾での物産展を平成 25 年 3 月に開催し、本格的な輸出拡大に向けた取組を行いました。しかし、国内外での販売先や販売量がまだ少ないことから、継続的な情報発信と販路開拓が必要です。
- ・ 農業・畜産研究所では、研究コンソーシアムなどの活動を通じ、植物工場を活用したトマト・イチゴの周年栽培の低コスト化技術の実証や種子繁殖型イチゴ品種の開発に加え、柑橘の新品種を活用した商品、二重被覆と低温保管技術を活用した熟成かぶせ茶、飼料米活用により不飽和脂肪酸の含量を高めた豚肉、携帯電話等から遠隔操作できる野生獣の捕獲装置など 25 商品等を開発しました。
- ・ 林業研究所では、シカ食害防止防護柵に関する改善のポイントを解説したリーフレットを作成し、その普及に取り組みました。また、アラゲキクラゲ、ヒラタケについての生産技術を開発・マニュアル化し技術移転を行いました。
- ・ 水産研究所では、未利用海藻アカモク *を使った食品の開発、真珠の品質向上、養殖マハタ用ワクチンの特許取得及び実用化を図りました。また、干潟再生の取組等を国、市、企業、市民団体等と連携して進めました。
- ・ 農林水産各研究所において、これまでの研究成果が事業者等の商品開発等に十分にはつながっていない事例もあることから、研究成果の移転・普及を積極的に進めるとともに、商品化ニーズを十分に踏まえた研究テーマ設定、食品産業事業者等との連携や研究コンソーシアム形成が必要です。
- ・ 「みえ地物一番」キャンペーンの推進や、「みえの安心食材表示制度」の運用、学校給食への県産食材の活用を進めることにより、食育・地産地消の取組を強化し、消費者と農林水産業との支え合う関係づくりに取り組みました。しかし、県産農林水産物等に対する県民の満足度は、十分でないことから、抗酸化力等の機能性や環境保全など消費者の関心が高い情報の発信や、県産食材を活用した学校給食向け商品のさらなる開発が必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 「みえフードイノベーション・ネットワーク」等を活用して、さらなるプロジェクトの創出を促進することにより、事業者の連携を進め市場ニーズや県外からの来訪者を意識した売れる商品づくりを進めます。

- ・商品の魅力を磨き上げ発信するため、地域の特徴を生かした戦略的なブランド化に向けた支援やマーケティングが実践できる人材の育成を進めるとともに、「みえセレクション」などにより県内の優れた商品を選定し、首都圏営業拠点*等を活用した積極的な営業支援を行います。
- ・本年度に県内で行われる神宮式年遷宮や日台観光サミットの機会等を最大限生かして、国内では全国の有名百貨店と協力した「平成おかげ参りプロジェクト」を実施し、海外では昨年度の台湾に加え、タイでの販路開拓を目的とした三重県物産展を開催するなどして国内外で県産品の情報発信やブラッシュアップ、販路開拓等をさらに強化します。
- ・農林水産各研究所において、生産の効率化、実需者が求める食味等を実現するための環境制御、病虫害や獣害の防止、土壤環境の改善など、生産現場における課題を解決するための技術開発とその定着化を進めます。また、食品産業事業者等のニーズを踏まえた研究テーマの設定を行うとともに、「みえフードイノベーション・ネットワーク」等との連携や研究コンソーシアムの形成、「商品化等コーディネーター*」の活用等による研究成果の商品化を進め、更なる商品開発等に取り組みます。
- ・食育・地産地消を効果的に進めるため、事業者と連携した「みえ地物一番」等の活動を通じ、産地情報や旬に応じた食品の良さやおいしさに加え、機能性や環境保全等の着眼点も加えた情報を発信することにより、消費者の理解を促し購買促進につなげます。また、生産者と給食関係者との調整を図り、給食現場のニーズに対応した県産食材の供給体制を構築するとともに、食材の加工や商品の開発を進めることで、学校給食への県産食材の活用を拡大します。

特に注力するポイント(平成 25 年度 【農林水産部 副部長 岡村 昌和 電話:059-224-2501】)

- ・「みえフードイノベーション・プロジェクト*」等による新たな商品づくりや、地域の特徴を生かした戦略的なブランド化などに取り組み、商品力のさらなる強化を進めます。
- ・「みえフードイノベーション・プロジェクト」等により開発された商品については、首都圏営業拠点等を活用した販路開拓に取り組みます。また、神宮式年遷宮や日台観光サミットの機会を活用して三重を効果的にPRしていくため、国内では全国の有名百貨店と協力した「平成おかげ参りプロジェクト」を、海外では台湾、タイで三重県物産展を開催するなど、販路開拓の取組を強化していきます。
- ・農林水産各研究所において、食品産業事業者等のニーズを踏まえた研究テーマの設定を行うとともに、「みえフードイノベーション・ネットワーク」等との連携や研究成果の商品化等を進めます。

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

農業者をはじめ食に関わるさまざまな主体の自主的な活動が継続的に営まれる中で、消費者の多様化する期待に応えた安全で安心な農産物が生産され、県民の皆さんに安定的に供給されることにより、三重県の食料自給力が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

「作る農業」から「売れる農業」、さらには「もうかる農業」への発展をめざす取組を促進することとあわせて、安全で安心な農産物が安定的に供給される生産から流通に至る体制が構築されるとともに、意欲ある農業者が経営の発展に取り組める環境が整備されることなどにより、消費者の期待に的確に対応した県産農産物の供給や県農業を中心となって支える農業経営体が増加しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を下回りましたが、活動指標において、農業経営体数を除き、4項目で目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
食 料 自 給 率 (カロリーベ ース)		45% (23 年度)	0.98	45% (24 年度)	46% (26 年度)
	44% (22 年度)	44% (23 年度)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合				
25 年度目標 値の考え方	本県の農水産物の供給力向上に向けて、平成 33 年度の食料自給率 51%をめざしており、現状 値や今後の農産物の作付見通し等に基づいて設定しました。				

＊平成 24 年度実績値（23 年度）については県の推計値です。

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31201 水田農業の推進 (農林水産部)	水田利用率		94.0%	1.00	94.5%	96.0%
		93.4%	94.3%			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31202 園芸等産地形成の促進（農林水産部）	新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数（累計）		5 産地	1.00	10 産地	20 産地
		—	5 産地			
31203 畜産業の健全な発展（農林水産部）	近隣府県の畜産産出額に占める割合		13.8% (23 年度)	1.00	13.9% (24 年度)	14.1% (26 年度)
		13.7% (22 年度)	14.4% (23 年度)			
31204 多様な農業経営体の確保・育成（農林水産部）	農業経営体数（認定農業者*、集落営農組織等）		2,410 経営体	0.96	2,475 経営体	2,610 経営体
		2,346 経営体	2,306 経営体			
31205 農業生産基盤の整備・保全（農林水産部）	基盤整備済み農地における担い手への集積率		36.9%	1.00	41.8%	50.0%
		33.4%	38.0%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	10,322	9,747	16,496		
概算人件費		2,290			
（配置人員）		（254 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき策定した基本計画等の市町や関係機関への周知と進捗状況のとりまとめの実施
- ・ 農業者戸別所得補償制度のもと、需要に応じた米、麦、大豆、新規需要米*等の生産指導、「三重 23 号（結びの神）」や小麦、大豆、飼料用米などの P R 等需要拡大に向けた取組、共同利用施設の整備支援
- ・ 野菜や果樹の価格安定の推進、産地改革計画等の達成に向けた指導や共同利用施設の整備支援
- ・ 直売所を核とした多品目適量産地*づくりに向けた支援
- ・ 伊勢茶や県産花き・花木に係る需要拡大に向けた活動
- ・ 畜産経営体の経営改善や技術高度化、商品開発に向けた指導、基幹食肉処理施設*の健全な運営に向けた支援、肉用子牛増産体制の整備に向けた取組
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ*対策としての農場調査・防疫訓練等や県内産肉用牛の放射性物質全頭検査の実施
- ・ 地域資源の活用による新たな価値の創出など地域の自立的な取組を促す「地域活性化プラン*」の取組の推進
- ・ 「人・農地プラン*」の市町への作成支援や、集落を核とした水田営農システムづくりに向けた活動の展開
- ・ 認定農業者などの農業経営体の確保に向けた取組や、マーケティングなど経営力強化に向けた取組、新規就農者の定着に向けた地域のサポート体制の構築や、新規参入企業、障がい者等の就農促進に向けた活動等の展開
- ・ 営農の低コスト化、高度化等のための区画整理やパイプライン化などの計画的な整備、頭首工や用水路等農業用施設の長寿命化を図るための整備の実施

- ・ 紀伊半島大水害により被害を受けた農地等の復旧

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき策定した基本計画について、市町や関係団体等で周知が図られました。今後は、基本計画等の的確な進捗管理とともに、T P P*をはじめとする経済連携やそれを踏まえた国の対策などに的確に対応していく必要があります。
- ・ 米（主食用）の 1 等米比率が 54.1%（速報値）と、昨年産よりも向上しましたが、全国平均に比べ依然低い状況です。品質低下を招く夏場の高温に強く、おいしいお米として県が開発した新品種「三重 23 号（結びの神）」は、関係機関と策定した戦略に基づき、初年度として 30ha で導入を図り、実需者と連携した販売を開始しましたが、ターゲットを定めた販売促進が必要です。小麦は、生産量は増加したものの、依然として実需者の必要量を確保するまでには至っていません。新規需要米については、畜産農家や食品産業事業者等との連携のもと、飼料用米は 555ha、米粉用米では 109ha と、昨年度に比べ生産面積が拡大しました。また、水田を活用した地域特産品として、ソバやナタネ、大麦、マコモなどの生産が拡大しました。平成 26 年度から新たにスタートする経営所得安定対策等を地域に円滑に導入・定着させていく必要があります。
- ・ 野菜や果樹については、価格安定制度等により、生産者の経営安定を図りました。漬物需要に対応した野菜の産地化、東紀州地域のみかん産地でのタイへの輸出や県が開発した新品種（三重紀南 1 ～4 号）の導入など、新たな取組に挑戦する産地が育成されてきており、こうした産地を今後も育成することが必要です。
- ・ 直売所等を核とした多品目適量産地の取組では、野菜等の計画的な生産販売、新たな品目の導入や品質向上に向けた助言などの支援を行っていますが、時期によっては、品目や数量の偏りの発生などから、価格維持や全量販売が困難な直売所も見られます。
- ・ 茶では、平成 24 年 11 月に本県で開催した関西茶業振興大会や、平成 23 年度に開発した「伊勢本かぶせ茶」の販売戦略に関する外部の専門家等との懇談会開催など、伊勢茶の認知度向上に取り組んできていますが、全国的な認知度は依然として低い状況にあります。花き花木では、県内小学校教員と連携した「花育」の推進や、首都圏（幕張）での商談会への出展、品評会の開催など、消費の拡大や販路の開拓に取り組んでいます。販売量は伸び悩んでいます。
- ・ 畜産では、堆肥の供給と稲わらの確保による水稻農家等との連携や新しい商品の開発などが促進され、経営体の経営力の強化が図られてきていますが、配合飼料の高止まりなど、畜産経営を取り巻く環境は厳しい状況です。
- ・ 鳥インフルエンザ対策など家畜防疫の取組を進めてきたことにより、畜産経営体の衛生面における危機管理意識は高まってきており、これを維持・強化していくことが必要です。県産牛の放射性物質については、流通業界等から、引き続き、全頭検査の実施を求められています。
- ・ 「地域活性化プラン」については、前年度の 52 プランに加え、61 プランが策定され、農産物の付加価値化や集客交流、新産地づくり、直売所を核にした産地形成、集落営農、地域の農地やコミュニティの維持などの多様な取組が開始されています。プランの実践により、新たに創出された産物や商品の販路開拓など、取組のステップアップを促していくことが課題です。
- ・ 「人・農地プラン」については、県内 16 市町において 94 プランが作成されました。集落等の主体的な土地利用調整のもとで、農業経営体への農地集積を円滑に進める「水田営農システム」を確立した集落は、676 に増加したものの、全体集落（約 2,000）に占める割合は 3 割にとどまっています。
- ・ 農業経営体については、稲・麦等の土地利用型の経営体の経営規模の拡大、経営者のマーケティングスキルの習得促進が進みましたが、その数は前年度と同程度（2,306 経営体）となりました。新規

就農者については、関係機関と連携した就業相談等の実施、就業・就職フェアの開催などにより、117名（45歳未満）が就農するとともに、7市町においては就農者の定着に向けた地域のサポート活動が実施されました。新規参入を促進していくためには、就農者の定着を支援する地域の環境づくりや、企業等が農業参入できる農地の確保、農福連携による障がい者の参画促進に向けた関係者の意識向上などが課題です。

- ・ ほ場整備（5地区）やパイプライン化（11地区）を進め、実施地区における農業経営体への農地集積等を促していくことが必要です。用水路など農業用施設の老朽化が進んでいる中、長寿命化のための整備を7地区で行っており、引き続き、計画的に農業基盤の整備を進めることが必要です。
- ・ 紀伊半島大水害により被災した農地や農業用施設等の復旧については事業対象の92%が復旧しました。引き続き、早期の完全復旧に向けて関係者と協力しながら、事業を着実に進めていく必要があります。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画について、PDCAサイクルを通じて的確な進捗管理を行うとともに、施策の取組状況を公表していきます。また、TTPをはじめとする経済連携やそれを踏まえた国の対策などの状況を的確に把握し、施策に反映させていきます。
- ・ 米については、一等米比率の向上に向け、技術指導の徹底を図るとともに、高温障害が出にくい「三重23号」の作付の拡大を進めます。小麦については、単収と品質向上に向け、「農林61号」から「さとのそら」への品種転換や湿害対策を徹底していきます。「三重23号（結びの神）」については、販売先となる小売業等を特定し、集中的にPRなどの販売促進に取り組みます。新しい経営所得安定対策等に関する情報については、関係機関と共有するとともに、地域への提供を的確に行っていきます。
- ・ 野菜や果樹については、担い手の確保・育成や品質向上に向けた産地改革計画等を策定した産地の支援のほか、特色ある品種・生産技術を生かした統一ブランド化や県外産地と連携した販路開拓など、新たな取組に挑戦する産地の育成を進めます。
- ・ 直売所等を核とした多品目適量産地については、食の安全・安心の確保、消費者ニーズに対応したさまざまな品目や品種、需要に応じた販売数量の確保など、計画的な生産販売や、地域産品を生かした加工品の生産などを促進し、地域の消費者に信頼される産地に育成していきます。
- ・ 茶では、伊勢茶の特徴を生かした新たな商品の開発とPRを進め、特に、県外での認知度向上を図ります。花き・花木では、新たな品目や品種の導入促進を図り、関西、中京圏での商談会への出展や、東北地域での認知度向上などを通じて、販路の開拓を促進します。
- ・ 畜産経営の発展に向けて、家畜防疫や経営指導、衛生面での危機管理意識の徹底、肉用子牛の県内増産システムの構築、地域畜産物のブランド力の向上、水田を活用した自給飼料の生産拡大等に取り組みます。
- ・ 農家段階での危機管理体制の強化や関係機関との連携強化に向け、高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアルを円滑に機能させるための講習会や仮想訓練等に取り組みます。県産肉用牛の放射性物質検査については、検査の仕組みを見直し、実施します。
- ・ 「地域活性化プラン」の策定地域の拡大と継続的な実践支援に、農業者等の意欲醸成を図りつつ、市町・農協等との連携のもとで取り組みます。また、販路開拓等に取り組む人材の養成や6次産業化*事業等の活用を積極的に誘導するとともに、農村地域のリーダー等を対象にビジネス指向の取組に向けた意欲醸成を促していきます。

- ・ 農業経営体への農地集積を円滑に進めるため、市町・農協等と連携して、地域農業のマスタープランである「人・農地プラン」の作成や集落の合意形成を促し、水田営農システム確立地域の拡大を図ります。また、地域の実情に応じて、集落営農組織等の設立、法人化、多角化等を促進するとともに、さまざまな方針決定の場への女性登用、女性起業家の育成等に向けた取組を進めます。
- ・ 農業経営体の収益力の向上のため、消費者ニーズに応え得る品質の確保、6次産業化等高付加価値化の取組の促進とあわせ、イノベーションに挑戦していく人材の育成などを進めます。新規就農者の確保のため、円滑に就農・定着できる環境づくり、雇用力のある農業経営体の育成、集落とのマッチング等による企業等の新規参入の促進、障がい者の農業への参画促進に向けた農業者・障がい者とその家族等への啓発や農作業のユニバーサル化などに、関係機関と連携して取り組みます。
- ・ 生産コストの低減や地域の核となる農業経営体への農地集積を進めるため、計画的に生産基盤の整備を行います。農業用施設については、日常の適正管理を推進するとともに、計画的に長寿命化のための整備を進めます。
- ・ 早期の全面的な営農再開に向け、市町等と連携し、紀伊半島大水害により被害を受けた農地や農業用施設等の復旧に取り組みます。

特に注力するポイント（平成 25 年度） 【農林水産部 次長 赤松 斉 電話：059-224-2501】

- ・ 「もうかる農業」の実現につながる新たな価値創出に向けた取組が産地や集落などで活発に起こるよう、そのスタートアップを支援する「地域活性化プラン」の取組について、市町や関係機関と連携し、引き続き、重点的に進めていきます。
- ・ 水田利用の高度化を図り、食料自給力の向上につなげるため、国の経営所得安定対策の円滑な導入・定着を進め、需要に応じた米の生産や、食品産業事業者等のニーズを踏まえた麦・大豆等の生産拡大を進めます。
- ・ 園芸特産物の産地振興に向けては、県内外における知名度向上と需要の拡大を図るため、高付加価値化や、商圏以外の地域や海外への販路拡大、県外産地と一体となった生産・販売の展開など、企業や地域と連携した県内産地の挑戦的で戦略性のある取組を支援します。
- ・ 畜産経営の発展に向けては、鳥インフルエンザへの対応をはじめ、家畜防疫体制の強化に取り組むとともに、生産者組織による畜産物のブランド力向上に向けた取組を支援します。
- ・ 農業経営体への農地集積を円滑に進めるため、市町・農協等と連携して、地域農業のマスタープランである「人・農地プラン」の作成や集落の合意形成を促し、水田営農システム確立地域の拡大を図るとともに、イノベーションに挑戦していく人材の育成、新規就農の環境づくり、企業等の新規参入や農福連携による障がい者参画の促進などに取り組みます。
- ・ パイプラインなどの生産基盤の整備や既設用排水路の長寿命化のための改修を計画的に進めていきます。
- ・ 全面的な営農の再開に向け、市町等と連携し、紀伊半島大水害の災害復旧事業に取り組みます。

施策 3 1 3

林業の振興と森林づくり

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県産材の需要が拡大し、活発で持続的な林業が展開されるとともに、県民の皆さんによる、さまざまな形での森林づくりへの参画により、森林の再生が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

建築用材だけでなく、エネルギー源など新たな用途での利用が進み、木材生産量が増加しています。また、森林環境教育や森林に親しむ機会の提供に加え、県民の皆さんや企業、ボランティア等が森林づくりに参画しやすい環境整備が進み、さまざまな主体による森林づくり活動が活発に行われるとともに、間伐等の森林整備が進み、森林の適正な管理が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	C (あまり進まなかった)	判断理由	県民指標の県産材素材生産量の目標を下回ったことに加え、活動指標の 1 つである間伐実施面積について目標値を達成できなかったことから「あまり進まなかった」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県 産 材 （ ス ギ ・ ヒ ノ キ ） 素材生産量		303 千 m ³	0.96	336 千 m ³	402 千 m ³
	255 千 m ³	290 千 m ³			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	県内で生産されるスギ・ヒノキの供給量				
25 年度目標 値の考え方	平成 25 年度は、平成 27 年度の目標達成に向け、計画的な生産量の増大をめざし目標値を設定 しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31301 県産材の利用の 促進（農林水産部）	「三重の木」認証材等 出荷量		32,000 m ³	1.00	37,000 m ³	50,000 m ³
		26,737 m ³	33,899 m ³			
31302 持続可能な林業 生産活動の推進 （農林水産部）	施業集約化団地面積 （累計）		20,000ha	1.00	30,000ha	50,000ha
		6,669ha	26,312ha			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31303 林業・木材産業 の担い手の育成 (農林水産部)	新規林業就業者数		40 人	1.00	40 人	40 人
		41 人	42 人			
31304 森林の適正な管 理と公益的な機能の発揮 (農林水産部)	間伐実施面積 (累計)		9,000ha	0.65	18,000ha	36,000ha
		—	5,870ha			
31305 森林づくりへの 県民参画の推進 (農林水産部)	森林づくり参加者数		27,000 人	1.00	28,000 人	30,000 人
		23,449 人	32,539 人			
31306 森林文化および 森林環境教育の振興 (農林水産部)	森林文化・森林環境教 育の活動回数		1,700 回	1.00	1,800 回	2,000 回
		1,538 回	1,749 回			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	8,268	8,400	9,863		
概算人件費		685			
(配置人員)		(76 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 「三重の木」認証事業者等が行う 44 の P R 活動を支援、平成 24 年度からの新たな取組として「あかね材」モデルハウスを建築する「造るパートナー企業」19 社及び「あかね材」を商業施設の内装等に使用する「見せるパートナー企業」3 社を選定、首都圏での大規模展示会への出展、県有施設の木材利用と市町・民間の公共施設の木造化を促進
- ・ 県内 9 地域の「地域林業活性化協議会」に木質バイオマス推進員を配置、木質バイオマスの安定供給体制づくりのためのセミナー等を 6 回開催、木質バイオマス原料供給事業者の収集・運搬機械の導入等を支援 (8 事業体)、水田跡造林地 41ha において木質バイオマス資源量調査を実施、木質バイオマス発電事業計画立案を支援
- ・ 市町や森林組合等の林業事業体を対象に森林経営計画制度に関する研修会を開催、森林経営計画の作成促進に向けて境界確認、合意形成などの取組を支援、間伐材の搬出及び路網整備を促進
- ・ 林業関係団体と連携した就業フェアを 2 回開催、高校生の職場体験研修を 6 校で開催、建設業等異業種の参入促進のための研修会を 3 回開催、高性能林業機械 * の操作研修会を 3 回開催、森林施業プランナー * の育成研修会を開催
- ・ 間伐等の森林整備を促進、環境林整備の事業規模要件や協定期間など仕組みの見直しを図り、環境林整備を促進
- ・ 森林フェスタ 2012 伊勢二見を 10 月に開催、団体と協働した森林に親しむイベントを 10 回開催、ホームページやフェイスブック、森林づくりニュースの発行などによる森林づくりに関する情報発信、新たに 5 件の「企業の森 *」をマッチングするなど取組を支援
- ・ 森林環境教育の指導者登録制度を創設、森の講座を 7 回開催、森林の学習推進コーディネーターとの連携や指導者の育成、学校林をフィールドとした体験学習等を 11 回実施
- ・ 紀伊半島大水害等で被災した林道施設等の復旧を支援
- ・ 「森林づくりに関する税検討委員会」の答申、県民の皆さんの意見、県議会の議論を踏まえ、「みえ森と緑の県民税基金条例案」を県議会に提出、税導入の理解促進を図るため、県民集会を 3 回、県民向け説明会を 9 回、市町向け説明会を 10 回、シンポジウムを 2 回開催のほか、イベントや会合等での周知活動を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 「三重の木」「あかね材」等の利用拡大に向けて取り組んだ結果、「パートナー企業」によるPR活動や公共建築物における利用が進み、品質や規格の明確な「三重の木」認証材等出荷量は平成 23 年度の約 1.3 倍の 33,899m³に増加し、目標を達成しました。今後は、さらなる販路開拓や「あかね材」の認知度向上とともに、新たな需要喚起策が必要です。
- ・ 木質バイオマスの安定供給体制づくりとエネルギー利用促進に取り組んだ結果、建築向けの需要が伸び悩むなか、木質バイオマスのエネルギー利用が増加し、供給量は 46,627t となり目標としていた 40,000t を上回りました。また、新たな需要先として、複数の発電事業計画が進められるとともに、県内の林業・木材産業事業者、チップ加工業者、発電事業者からなる「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」が平成 25 年 2 月に設立されました。今後も、発電や熱利用など木質バイオマスのエネルギー利用の拡大とともに、安定供給体制づくりに向けた供給事業者の拡大に取り組む必要があります。
- ・ 間伐等の森林施業の集約化や路網整備を促進するため、森林経営計画制度の普及等に取り組んだ結果、制度の理解醸成が進み、施業集約化団地面積は平成 23 年度の約 4 倍の 26,312ha となり目標を上回りました。さらに、間伐に占める搬出間伐^{*}の割合は平成 23 年度の 10%から 24%に上昇し、搬出間伐による木材生産が進みました。今後も、さらなる制度の普及と定着を図るとともに、森林組合等の林業事業体と森林所有者の合意形成を促進し、森林施業の集約化などを推進することが必要です。
- ・ 水田跡造林地のスギは材質や形状、材色に欠点が多いことから、森林所有者の整備意欲が低下し、間伐などの手入れが遅れています。
- ・ 林業の担い手確保に向けて取り組んだ結果、新規林業就業者数は 42 人となり目標を達成しました。今後も、林業が職業として選択されるよう取り組むとともに、新規就業者が定着できる環境を整える必要があります。また、新規就業後においては、より高度な知識・技術の習得・蓄積が必要です。
- ・ 森林整備の促進に向けて取り組んだ結果、搬出間伐への転換により間伐材の搬出は進んだものの、間伐材の搬出には経費・技術等を要することから、間伐実施面積は 5,870ha となり目標を下回りました。森林の適正な管理による公益的な機能の発揮を図るため、搬出間伐の低コスト化により生産林の整備を促進するなど、間伐実施面積の増加に向けて取り組む必要があります。
- ・ 環境林整備について、所有者の意向調査や現地の状況調査等の結果を踏まえ、事業規模要件や協定期間などを見直しました。今後は、新しい制度のもと、森林所有者の理解と協力を得て、環境林の整備を進める必要があります。
- ・ 森林づくりへの県民参画の推進に向けて取り組んだ結果、森林づくり参加者数は 32,539 人となり目標を達成しました。今後も、引き続きさまざまな催しや情報ツールを活用して、PRを行っていく必要があります。
- ・ 森林文化及び森林環境教育の振興に向けて取り組んだ結果、森林文化・森林環境教育の活動回数は 1,749 回となり目標を達成しました。今後も小学校等への森林環境教育の浸透をさらに図る必要があります。
- ・ 紀伊半島大水害で被災した林道施設等について、227 箇所^{*}の復旧が完了し、復旧率は 84%となりました。今後も、被災した林道施設等が早期に復旧できるよう計画的な発注に努めていく必要があります。
- ・ 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、「みえ森と緑の県民税」の平成 26 年 4 月からの導入が決定されました。今後は、円滑な税導入に向けて市町との連携を図るとともに県民の皆さんの一層の理解を得ていく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 品質や規格の明確な「三重の木」「あかね材」等の利用拡大を図るため、住宅等への利用促進に向けたPR活動への支援や首都圏における販路開拓などとともに、公共建築物における利用促進に取り組みます。

- ・特に、「あかね材」については、引き続き、モデルハウスや商業施設に「あかね材」を利用する民間企業と連携してPRなどに取り組み、その認知度向上と利用拡大を図ります。また、「三重の木」「あかね材」等の新たな需要喚起策として、国において新たに創設される「木材利用ポイント」制度が有効に活用されるよう、工務店や県民の皆さん等に対し、「三重県木材利用ポイント推進協議会」と連携してPRを行います。
- ・木質バイオマスのエネルギー利用の拡大に向け、木質チップ*の供給や発電・熱利用施設の整備を促進します。また、安定供給については、「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」を活用し、関係者間の連携を強化するとともに、供給事業者への収集・運搬機械等の導入支援を行い、供給事業者の育成に取り組みます。
- ・市町等と連携して、森林経営計画制度の普及・定着に取り組むとともに、計画作成にあたって、森林組合等の林業事業体が森林所有者と合意形成を図るための活動を支援します。
- ・水田跡造林地において、森林所有者等が新たな林業収入を得るための取組として、伐採したスギを木質バイオマスとして利用するとともに、シイタケ原木となるクヌギ等を植林する取組を支援します。
- ・林業の担い手の確保については、就業フェアの開催や職場体験研修、新規参入促進のための研修などを開催するとともに、林業への就業に向けて必要な知識の習得等を行う青年に対して支援します。また、県産材の効率的な生産に必要な機械操作に習熟した技術者を育成するとともに、森林施業の集約化を担う森林施業プランナーなどを育成します。
- ・間伐実施面積の増加を図るため、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による搬出間伐の低コスト化を進め、生産林の整備を促進します。
- ・新しい制度のもと、森林組合等の林業事業体や市町が取り組む間伐等の施業を支援し、環境林の整備を進めます。
- ・森林づくりへの県民参画を推進するため、イベント、ホームページやフェイスブック、森林づくりニュース等の森林づくりに関する啓発ツールを活用してPRを行い、県民の皆さんの森林に対する理解醸成を図ります。また、10月の「三重のもりづくり月間」での重点的な取組に加え、関係団体等と連携し1年を通してさまざまな啓発活動を行うとともに、新たに、三重県緑化推進協会等と連携して5月に植樹祭を開催するなど森林づくりへの参加機会の拡大に取り組みます。
- ・森林文化および森林環境教育については、指導者養成講座の開催などにより指導者の増加とスキルアップを図るとともに、小学校への必要な情報の提供と森林環境教育活動の支援を進めていきます。
- ・紀伊半島大水害により被災した林道施設等の復旧については、市町等と連携して平成25年度完了に向けて取り組みます。
- ・「みえ森と緑の県民税」の円滑な導入に向けて、市町との協議や災害に強い森林づくりを行う予定地の調査など必要な準備を進めるとともに、県民の皆さんの理解促進を図るため、植樹祭や森林フェスタなどのイベントやショッピングセンター等での周知活動、地域でのさまざまな集会や会議等を活用した説明、主要駅やコンビニ等へのポスターの掲示、テレビ・ラジオなどさまざまな媒体を活用した広報など、丁寧な普及啓発活動に取り組みます。

特に注力するポイント(平成25年度)【農林水産部 次長 吉川 敏彦 電話:059-224-2501】

- ・紀伊半島大水害により被災した林道施設等の復旧について、平成25年度完了に向けて取り組みます。
- ・「もうかる林業」への転換を図るため、国の「木材利用ポイント」制度の活用や公共建築物等の木造・木質化のほか、木質バイオマスのエネルギー利用を進め、県産材の利用拡大に取り組むとともに、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による木材生産の低コスト化を進め、県産材素材生産量の増大に取り組みます。

- ・ 「あかね材」については、引き続き、モデルハウスや商業施設に「あかね材」を利用する民間企業と連携してPR等に取り組み、その認知度向上と利用拡大を図ります。
- ・ 森林の適正な管理による公益的な機能の発揮を図るため、搬出間伐の低コスト化により生産林の整備を促進するとともに、環境林の整備を進め、間伐実施面積の増加に向けて取り組みます。
- ・ 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、平成26年4月から施行する「みえ森と緑の県民税」の円滑な導入に向け、市町と連携して取り組みます。

施策 3 1 4

水産業の振興

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県内産の魚介類などを安定的に供給できる希望ある水産業・漁村が実現され、県民の皆さんは豊かな水産物等をとおして水産県であることのすばらしさを実感しています。

平成 27 年度末での到達目標

県 1 漁協のもと、さまざまな主体の参加による豊かな海の回復、持続的な水産資源の利用と収益性向上などを図ることにより、県民の皆さんの多様化する期待に応える水産物の安定的な供給が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	県民指標の数値目標を達成するとともに、全ての活動指標において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
主要魚種生産 額の全国シェ ア		7.46% (23 年)	1.00	7.61% (24 年)	7.61% (26 年)
	7.41% (22 年)	7.64% (23 年)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	海面漁業における主要 18 種の生産額の全国シェア				
25 年度目標 値の考え方	27 年度目標値として全国シェア 7.61%をめざす中で、平成 24 年度の実績値は平成 27 年度目標 値を上回りました。25 年度については、27 年度の目標値を維持することとして、27 年度目標 値と同値としました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31401 水産業・漁村のマネジメント体制の確立 (農林水産部)	県内の沿海地区漁協数		21 漁協	1.00	20 漁協	1 漁協
		21 漁協	20 漁協			
31402 高い付加価値を生み出す水産業の確立 (農林水産部)	資源管理に参加する漁業者数		700 人	1.00	1,000 人	1,500 人
		441 人	712 人			
31403 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築（農林水産部）	沿岸の浅海域再生面積（累計）		65ha	1.00	68ha	74ha
		63ha	65ha			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	3,280	2,498	4,817		
概算人件費		929			
(配置人員)		(103 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 「地域水産業・漁村振興計画」の策定・実践への支援
- ・ 県 1 漁協の実現に向けた漁協合併への支援
- ・ 産学官連携によるマダイ、ノリ、アサリ、マグロを対象とした新たな商品開発や、水産研究所が中心となった学識経験者、生産者や加工・流通業者などとの共同研究等による水産物の新たな活用法の検討
- ・ 東日本大震災の津波により被災した定置網等の復旧および県内産カキ種苗の生産に向けた支援
- ・ 持続的な生産が可能な水産業の確立を図るための重要魚種の種苗生産と放流の実施、漁業共済と燃油高騰対策を組み合わせた資源管理・漁業経営安定対策の活用やTAC（漁獲可能量）による適切な資源管理、密漁防止対策協議会への参加や漁業取締船による取締活動等の推進、遊漁船業務主任者講習会等での啓発
- ・ 就職体験や就業相談、就業に必要な資金の融資、地域外からの新たな参入希望者を受け入れる仕組みづくり（漁師塾）など水産業の担い手確保に向けた支援
- ・ 消費者に安全で安心な養殖生産物を安定的に供給するために生産者自らが行う養殖水産物に対する衛生管理体制の整備の促進や貝毒検査の実施
- ・ 魚礁の設置による生産性の向上、沿岸海域で効用が低下している漁場の環境を改善するための干潟造成・藻場造成・底泥浚渫等の実施
- ・ 持続的な生産を支えるため、水産業の活動拠点である漁港の係留施設や漁港間を結ぶ道路などの整備
- ・ 内水面資源の維持・増大のため、アユの種苗放流や外来魚の駆除

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 「三重県水産業・漁村振興指針」に基づき、地域自らが取り組む「地域水産業・漁村振興計画」については、平成 23 年度に策定した 3 地区での計画の実践を支援するとともに、地域の漁業者を中心とした話し合いがまとまった新たな 10 地区で計画が策定されました。計画の実践を通じて新たに創出された商品等の販路開拓を円滑に進めることや策定を検討している地域における早期の計画策定が課題です。
- ・ 県 1 漁協合併については、平成 24 年 5 月に県内の全ての沿海地区漁協の組合長等で構成された「漁協合併推進協議会」が設置されました。今後、合併計画の策定等の実務的な作業の着実な推進や各組合の役員や組合員における早期の合併に向けた合意の形成が課題となっています。また、平成 22 年 2 月に合併した三重外湾漁協の財務改善は、国・県・市町等の支援のもとで進みました。
- ・ 「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用して、産学官連携によるマダイ、ノリ、アサリ、マグロを対象とした新たな商品開発や、水産研究所が中心となった異業種連携による商品開発を進めました。マダイについては、養殖マダイの飼料にハーブ等（海藻、かんきつ、茶葉）を使用して、身質を向上させた「伊勢まだい」を生産し、スーパーや土産物等へ出荷しました。また、ノリについては、新芽で加工した高品質で美味しい「一番摘み黒ノリ」を生産・出荷し、同一漁場の他の海苔に比べ 1.5～2.6 倍の価格で販売されました。アサリについては、カキ養殖業者が肉厚アサリの養殖・販売に取り組み、カキ養殖の閑散期の収入確保による経営の安定化が進みました。マダイ、マグロにおいては知名度の向上や流通販売体制の充実が、ノリ・アサリにおいては生産の安定化や流通販売体制の構築が課題となっています。

- ・ 東日本大震災で被害を受けた定置網の復旧が完了したほか、県内産カキ種苗について成長等の追跡調査及び出荷後の市場評価等を実施しました。引き続き、必要な種苗の大部分を県外に頼る県内カキ養殖の安定に向けて、県内産カキ種苗の確保と活用に向けた研究開発を進める必要があります。
- ・ 平成 23 年度に作成した養殖施設の減災ガイドラインについては、県内での紹介や、平成 24 年 11 月に全国研究発表会で発表を行うなど、東北地方を含めた県外の関係機関にも情報提供しましたが、県内での普及が進んでいないことが課題です。
- ・ 漁業資源の増殖・管理の徹底や漁業経営の安定化を図るため、マダイ等重要魚種の種苗生産・放流を行うとともに、資源管理計画の策定を支援し、漁業共済や燃油高騰に対応した国の制度への加入を促進しました。今後、策定した計画への参加者を増やすとともに、新たな計画の策定や漁業共済等への加入を促進することが課題です。また、密漁防止対策協議会の活動等により密漁者に対する監視・取締りを強化しました。遊漁者の資源管理の重要性に対する理解の促進や、取締船の航行の安全性確保が課題となっています。
- ・ 水産業の担い手確保については、就職体験や就業相談、就業に必要な資金の融資のほか、地域外からの新たな参入希望者が漁業技術を習得し、円滑に漁村に定着できるよう受入の仕組みづくり（漁師塾）に取り組む 2 漁協を支援しました。新たな地域での漁師塾の仕組みづくりなど水産業の担い手確保対策の充実が課題です。
- ・ 養殖水産物の水産用医薬品残留検査、貝毒検査（58 回）や養殖業者に対する衛生管理指導の実施により、安全・安心な水産物を消費者に供給することができましたが、今後は、通常の検査に加え、突発的に発生した貝毒や赤潮による被害に迅速に対応するため、検査頻度や地点数の増大と、迅速かつ簡便な検査手法の確立が課題です。
- ・ 漁場の改善では、青ノリの主要生産地域である英虞湾の富栄養化対策として 2ha の浚渫を実施したところ、アマモの繁茂を確認し、底質改善の効果が見られました。また、伊勢湾内沿岸域において、アサリの産卵期にあわせて稚貝の着底基盤材を 790 m²の範囲に設置しました。今後とも、沿岸域の漁場環境の再生・改善を着実に進めていくことが課題です。
- ・ 漁港施設の長寿命化を図るため、新たに奈屋浦漁港他 5 漁港で機能保全計画を策定しました。策定済みの漁港において、機能保全計画に基づく保全工事を計画的に実施するとともに、未策定の 49 漁港について、平成 29 年度までに計画策定を完了することが課題です。
- ・ 内水面資源の維持・増大をめざし、内水面漁協が実施するアユの種苗放流、カワウや外来魚の駆除対策、自然地形を利用した簡易な魚道整備などを支援することで、魚類等の生育に適した環境づくりを促進しました。引き続き内水面水域におけるアユなど内水面資源の維持・増大を図っていくことが課題です。
- ・ 平成 24 年 9 月に発生した三重県漁船「堀栄丸」衝突海難事故を教訓に、今後二度とこのような海難事故が発生しないよう取り組むことが必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 「地域水産業・漁村振興計画」については、さらに新たな地区での計画の策定を支援するとともに、平成 24 年度までに計画を策定した 13 地区での計画の実践を、県の水産業・漁村振興計画スタートアップ促進事業をはじめ県の各事業や国の補助金等を活用して支援し、地域の特性に応じた水産業・漁村の活性化を促進していきます。
- ・ 県 1 漁協合併については、「漁協合併推進協議会」の合併計画策定作業や沿海地区漁協の組合員への説明会を市町とともに支援するなど、早期実現に向けて取組を進めます。また、三重外湾漁協の財務状況の改善に向け、国・市町等と連携して支援を継続します。
- ・ 三重県を代表する水産物（マダイ、ノリ、アサリ、マグロ）について、「みえフードイノベーション・ネットワーク」と連携することで、産学官のさまざまな主体の知識や技術等を結集し、新たな商品開発、生産体制の確立・強化、販売戦略の検討等を進めます。また、水産研究所が中心となって、県内水産物の高付加価値化について異業種連携を促進し、「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した商品開発につなげます。

- ・ 東日本大震災で被害を受けた県内養殖業については、県内産カキ種苗の安定生産技術の確立等により安定供給を図るなど、その復興を促進していきます。また、養殖施設の減災ガイドラインを、引き続き県内の養殖漁業者に普及し、施設改良による減災への取組を進めます。
- ・ 漁業資源の増殖・管理や漁業経営の安定化については、引き続き重要魚種の種苗生産・放流を実施するとともに、漁業者説明会等をとおして、資源管理や漁業経営のコスト対策の重要性を示し、漁業共済や燃油高騰に対応した国事業へのさらなる加入促進を図ります。また、密漁者に対する監視・取締りの強化や遊漁者に対する資源管理の取組への理解の醸成を図るほか、取締船の定期検査を実施します。
- ・ 水産業の担い手の確保については、国、市町、水産関係団体等と連携しながら、国の制度を活用し、就職体験や就業相談、漁船や資材などの取得に要する資金面の支援、漁師塾の地区の拡大等の対策の充実を図ります。
- ・ 安全・安心な水産物の供給については、通常の貝毒検査に加え、突発的に発生した貝毒や赤潮による被害にも対応が可能となるよう検査態勢の強化に努めます。また、迅速かつ簡便な検査手法を確立するために必要な基礎データを蓄積します。
- ・ 漁場の改善については、英虞湾での浚渫、伊勢湾の底質改善のための海底耕耘、熊野灘での藻場造成等を計画的に推進していくことで、沿岸域の漁場環境の再生・改善を着実に進めるとともに、効果の検証を行い、水産資源や生産力の回復を図っていきます。
- ・ 漁港施設については、機能保全計画を着実に策定（10 地区予定）していくとともに、その計画に基づき、施設の保全工事等を実施することで長寿命化を図るなど、安全で使いやすい漁港施設の整備、安全で快適な漁村づくりを推進します。
- ・ アユの種苗放流、カワウ・外来魚の駆除対策、魚類等の生育に適した環境づくり等により、内水面資源の維持・増大を引き続き促進します。
- ・ 漁業操業の安全確保のため、水産団体や県内の各海上保安部と連携を図りながら、漁船への船舶自動識別装置（AIS:Automatic Identification System）の紹介や導入を促進するとともに、漁業者が集まる会議等の場で安全啓発パンフレットの配布等を行うなど啓発に努め、漁業者やこれから漁業を始めようとする方が安心して操業できるよう推進します。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【農林水産部 次長 藤吉 利彦 電話:059-224-2501】

- ・ 水産物に対する県民ニーズの多様化に応えることができる水産業・漁村を実現し、「もうかる水産業」への転換を図ります。
- ・ 水産業・漁村のマネジメント体制の確立のため、「地域水産業・漁村振興計画」の実践と新たな地区での策定への支援、漁協合併への支援を進めます。
- ・ 高い付加価値を生み出す水産業の確立のため、「みえフードイノベーション・ネットワーク」と連携した新たな商品開発や販売戦略の検討、資源管理・漁業経営安定対策を活用した資源管理の徹底、人材育成や就業・就労支援を行う仕組みである漁師塾を活用した漁業の担い手の確保等を進めます。
- ・ 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村を構築するため、沿岸域の漁場環境の再生・改善や安全で使いやすい漁港施設の整備、水産業・漁村の多面的機能の発揮に向けた漁業者等の活動の促進、アユの種苗放流、カワウ等の駆除等による内水面の生態系・環境の保全等を進めます。
- ・ 東日本大震災や紀伊半島大水害等から復旧した水産業を、災害に強く生産性の高い水産業へと変革していくため、県内産カキ種苗の安定生産技術の確立、自然災害による養殖施設への被害を最小限にするための減災ガイドラインの普及等に取り組みます。
- ・ 海難事故の未然防止を推進するため、海上保安部等関係機関と連携を図りながら、漁業者やこれから漁業を始めようとする方が安心して操業できるよう安全確保に向けた啓発に努めます。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

国際競争力のある産業や成長性のある産業など多様な産業が活発に事業活動を行える環境づくりが進むとともに、企業や関係機関などのネットワークが広がっていく中で、国内外の企業から県内への投資が続く強んで多様な産業集積につながっています。

平成 27 年度末での到達目標

県内には高い技術を有する中小企業や国際競争力の高い大手企業の集積があり、この強みを生かした国内外とのネットワークが構築されるとともに、県内において、多様な産業の活発な事業活動が展開され、県内への企業立地等設備投資が活発に行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	C	判断理由	新たな企業誘致制度の構築等を行いました。県民指標の目標値及び企業誘致の推進に関する活動指標の目標値が未達成であることから、「あまり進まなかった」と判断しました。
*	(あまり進まなかった)		

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県内への設備投資額（累計）		330 億円	0.48	660 億円	1,320 億円
	—	160 億円			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	県と立地協定を締結した誘致企業に対するアンケート調査による県内への設備投資額の合計				
25 年度目標値の考え方	県内における活発な事業展開を示す指標であることから、24 年度と同額の目標値としました				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32101 国内外の企業誘致の推進（雇用経済部）	企業誘致件数（累計）		40 件	0.65	80 件	160 件
		—	26 件			
32102 クリーンエネルギーバレー構想*の推進（雇用経済部）	クリーンエネルギーバレー構想で取り組むプロジェクト数（累計）		3 件	1.00	8 件	18 件
		—	3 件			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32103 ライフイノベーションの推進（健康福祉部）	医療・健康・福祉分野の製品開発取組数（累計）		16 件	1.00	24 件	40 件
		9 件	18 件			
32104 国内外のネットワークづくり（雇用経済部）	新たに構築した産学官等のネットワーク数（累計）		3 件	1.00	6 件	12 件
		—	3 件			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,360	2,190	2,106		
概算人件費		261			
（配置人員）		（29 人）			

平成 24 年度 of 取組概要

- 平成 24 年 7 月、「みえ産業振興戦略*」を策定し、その戦略の具現化に向けた取組を推進。また、戦略策定後も「アドバイザーリーボード*」を設置（2 回開催）し、具現化に向けた取組の評価に加え、「みえ産業振興戦略」の更新・改訂（ローリング）を開始
- 本県の地域特性、産業特性を踏まえて、今後の成長産業として期待されている「環境・エネルギー関連分野」の育成・集積を図ることをねらいとする「みえグリーンイノベーション構想*」を、平成 25 年 3 月に策定
- クリーンエネルギー、ライフイノベーション等の成長性のある産業や、外資系企業等の誘致活動を実施（企業訪問実績：696 件）するとともに、「操業するなら、三重県で！」とする新たな企業投資促進制度を、平成 25 年 3 月に取りまとめ
- 県内産業の振興をはかるため、企業と幅広いネットワークを持つ金融機関と協定を締結（3 銀行、6 信金）するとともに、上記協定に基づく民間のノウハウを生かした投資セミナーの開催（1 回、12 月 4 日、大阪にて開催、107 社参加）
- 企業、大学、経済団体、市町など産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」を平成 24 年 10 月 1 日に設立し、①環境・エネルギー関連産業の育成及び集積を目的とした「グリーンイノベーション推進部会」、②地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を目的とした「新エネルギー導入部会」、③環境・エネルギー技術の活用によるまちづくりを目的とした「地域モデル検討部会」の 3 部会において、具体的テーマを設定して研究会やプロジェクト検討会を立ち上げて、取組を実施
- 「グリーンイノベーション推進部会」では、企業ネットワークの構築と県内企業の技術・シーズの掘り起こしを目的とした「エネルギー関連技術研究会」（平成 24 年 7 月 20 日設置）を 2 回開催するとともに、同研究会のもと、4 つの分科会（燃料電池、太陽光エネルギー利用、二次電池、システムの関連技術分科会）を開催し（計 7 回）、県内中小企業とエネルギーに関する共同研究開発を実施（創エネ：2 件、蓄エネ：1 件）
- 高度部材イノベーションセンター*（AMIC）などを拠点として、産業界と連携して高度部材にかかる研究開発を推進、「太陽光発電関連技術の研究開発」では 10 社、「全固体ポリマーリチウム二次電池」の実用化を推進する協議会では 12 社が参画するなど、全体では 113 社がクリーンエネルギー関連分野の研究開発にかかるネットワークに参画し、新しい研究開発の取組方向を模索

- ・ 高度部材イノベーションセンター（AMIC）では、最新技術動向や研究シーズの提供を行うAMICセミナー（6回）やAMICサロン（8回）を開催するなど、川上産業と川下産業*の連携、大企業と中小企業の連携、多様な人材・研究機関の交流を進め、産学官による研究開発（16プロジェクト）のコーディネートや企業の研究開発支援を行うとともに、産業技術人材の育成などの取組を展開
- ・ 地域資源を活用した医薬品等や、医療・福祉等の現場のニーズに基づいた医療・福祉機器等の製品化を進める企業等に対して、試作品の製作や改良の助言、補助金交付等に向けた総合的支援を行うとともに、異業種分野から本分野への参入を支援（製品開発取組件数：9件）
- ・ メディカルバレーの推進母体である代表者会議やフォーラム等により、産学官民の連携体制を充実（フォーラム開催日：1月30日、参加者：163名）、総合的な情報発信により効果的な活動PRを行う（メールマガジン発行27回）とともに、研究会や技術支援等のサポーターの派遣により、医療・健康・福祉関連企業の研究開発、製品開発を支援（研究会：12研究会を設置、延べ44回活動、サポーター派遣41回）
- ・ 「みえライフイノベーション総合特区」を部局横断的に推進するため、知事を本部長とする推進本部を平成24年10月に設置

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 平成24年度の企業誘致件数は26件と低迷、特に外資系企業の誘致については目標の1件を達成することが出来ませんでした。従来の地域における企業誘致活動を転換し、企業の国内外での操業環境の変化を的確に捉え、より戦略的な企業誘致を展開していく必要があります。
- ・ 企業などと幅広いネットワークを持つ金融機関等と連携し、企業訪問や投資セミナーを開催しましたが、引き続きこれらの取組を進めていくことに加え、今後は、首都圏営業拠点*なども活用した企業経営者とのネットワークの構築にも取り組んでいく必要があります。
- ・ 平成24年度に策定した「みえグリーンイノベーション構想」を着実に進め、環境・エネルギー関連産業の集積と育成につなげていく必要があります。そのためには、企業をはじめより多くの関係者を巻き込み、新たなビジネスモデルや社会モデルを発掘していくためのアイデアや知恵を集結させ、具体的なプロジェクト化を図っていくことが必要です。
- ・ 中小企業への共同研究に向けた技術支援や情報提供などを通じて中小企業の環境・エネルギー分野等への進出を促していくことが必要です。
- ・ 本県の産業特性等を生かして、バイオマスによる新たな産業創生をめざすため、バイオリファイナリー*（石油化学に代わり、再生可能資源であるバイオマスから燃料や化学製品を創出）に着目した取組を進めていく必要があります。
- ・ 高度部材イノベーションセンター（AMIC）では、産業界と連携して高度部材*にかかる研究開発の新たな方向性を模索することに加え、ものづくり中小企業の生産活動や研究開発に対して技術的なアドバイスを行ったほか、提携や取引が行える企業や研究機関への橋渡し、競争的資金の情報や獲得の支援等を行いました。今後、さらなる研究開発を推進していくために、産学官連携による研究会の立ち上げや、共同研究フォーメーションの構築などに取り組んでいくとともに、県研究機関と、より緊密に連携して県内中小企業の取組を支援していく必要があります。
- ・ 平成24年7月に「みえライフイノベーション総合特区」が国の指定を受け、11月には利子補給制度を盛り込んだ「みえライフイノベーション総合特区計画」が国に認定されました。今後は特区制度を活用し、国の支援を受けて整備をめざす統合型医療情報データベース（医療情報DB）と7研究開発支援拠点（みえライフイノベーション推進センター：Mi e L I P）により、県内企業等の

研究開発、製品開発力を高めることが必要です。また、県が産学官民関係組織と連携してM i e L I Pの活動を支援するとともに、本特区への国内外の企業等の参画を促進していくことが必要です。

- ・医薬品や医療機器等の製品開発に取り組む企業等に対し総合的な支援を行うことにより、試作品等が開発されるなど、県内で次々に製品が生み出される「イノベーション」を起こす機運の醸成が進みました。引き続き、製品開発の意欲の高い企業等に支援するとともに、将来を見据え、新たな産業の創出の取組を進めることが必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「みえ産業振興戦略」の更新・改訂（ローリング）については、従来のローリングではなく、「みえ産業振興戦略」アドバイザーボードでの有識者の知恵や知識をもらうとともに、国の新たな産業戦略の動向を踏まえながら、リニューアルしていきます。
- ・今後の企業誘致活動においては、「マイレージ制度 *」による立地済企業の再投資や、県外からの新たな投資の呼び込みに加え、「マザー工場化 *」の促進、さらには、従来訪問を行ってこなかった「サービス産業」の誘致にも取り組んでいくこととします。その際、引き続き、金融機関等との連携による企業訪問や投資セミナーなどを行っていくことに加え、首都圏営業拠点なども活用し、企業毎に当該企業の関連企業も含めて、知事との懇談会を開催するなどし、企業経営者との強いネットワークを構築していきます。また、県外からの新たな企業誘致にも果敢に挑戦していくこととし、そのための積極的、集中的な県外における企業誘致活動を展開していきます。
- ・立地済企業の国際競争力強化や県内外からの新たな投資を促進していくため、企業のイノベーションを推進するとともに、企業の現場ニーズを踏まえた規制緩和等を働きかけるなど、高コスト構造を是正し、自由で円滑な事業環境を整備していきます。
- ・外資系企業の誘致については、在日大使館・外国商工会議所等ネットワークを活用し、国内外の外資系企業に対し県内操業環境の定期的な情報発信を行うとともに、県内外資系企業の動向把握に努めるなどにより、県内投資の促進に取り組みます。
- ・企業誘致を効果的に展開していくため、さらには、三重県の強みである産業集積を進化させていくためにも、職員自らの「企業 1,000 社訪問」を通じて、県内の産業構造を企業個別の活動から分析（企業診断）していきます。また、これらの分析結果なども踏まえ、「みえ産業振興戦略」アドバイザーボードにおいて、戦略の更新・改訂（ローリング）を行っていくことに加え、時機を捉え、政府に対して地域からの実感を踏まえた具体的な提案を行っていけるようボードの運営を行います。
- ・「みえグリーンイノベーション構想」により、産官学連携の交流・連携の場を設け、プロジェクト化に向けたネットワークづくりを行います。このネットワークの中で、三重県の地域特性・産業特性を生かし、県域を越えた広域連携をも視野に入れたオープンイノベーションを推進・加速させ、研究開発の促進・販路拡大・市場拡大につなげることで、関連産業の育成と集積を図るとともに、多様な産業の育成に取り組んでいきます。併せて、三重県の地域資源を生かしつつ、さまざまな主体の参画によって太陽光発電、風力発電、中小規模水力発電、木質バイオマスの利用等の新エネルギーの導入や、省エネルギーを推進することにより、地域における安全で安心なエネルギーの創出につなげます。また、将来実用化が期待されている次世代のエネルギー資源に関連する地域活性化の取組方策を検討します。
- ・企業、大学等の産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」を核とし、「グリーンイノベーション推進部会」、「新エネルギー導入部会」及び「地域モデル検討部会」の研究会・プロジェクトを運営し、産業特性や地域特性など本県の強みを生かし、環境・エネルギー技術に加え、I T技術

を活用したビジネスモデルや社会モデルの提案にも挑戦し、幅の広い新たなビジネスの創出を図ります。

- ・ 高度部材・素材を強みとする四日市コンビナート企業などを中心とする「みえバイオリファイナリー研究会」を設立し、みえ発の研究開発プロジェクトに挑戦していきます。
- ・ 高度部材イノベーションセンター（AMIC）については、国内外の大学等研究機関との連携を進め、高度部材をテーマとした産業界との共同研究や製品の耐久性評価などを通じ、産学官連携の結節点としての役割を高めます。さらに、いわゆる中小企業者の「町医者」的な存在として活動していく県工業研究所の駐在を設け、AMICのネットワークやコーディネート機能を相互に連携させて、中小企業の技術的支援に取り組んでいきます。
- ・ 「みえライフイノベーション総合特区」については、国との協議を進め、財政的支援や規制緩和の早期実現を図り、県内の産学官民が連携して、医療情報DBの構築やMiELIPの整備・運営などに取り組みます。
- ・ 本特区への国内外の多くの企業等の参画を促すため、国内の大学、企業等の訪問など戦略的PR活動を行うとともに、県内の産学官民が連携して、海外の大学、企業等を訪問するなど海外との連携を図ることで総合特区の基盤の充実・強化を図ります。
- ・ 医薬品や医療機器等の開発、新たな産業化の可能性調査など総合特区促進プロジェクト事業に取り組み、製品開発や製品化の促進を図るとともに、新産業の創出を図ります。

特に注力するポイント(平成 25 年度)

【雇用経済部 雇用経済企画総括監 村上 亘 電話：059-224-2414】

- ・ 「みえ産業振興戦略」については、地域の成長戦略としての実効性が担保されるよう、職員による企業訪問やその時々を経済情勢等をふまえて、更新・改訂（ローリング）を行っていきます。
- ・ 県内企業の競争力を高めるため、新たに創設した企業投資促進制度のもと、マイレージ制度を活用し、成長が見込まれる分野や地域経済への波及効果の高いサービス産業の誘致などを推進します。
- ・ AMIC等において産学官連携による共同研究等に取り組むことにより、県内企業による新分野への新たな製品・サービスへの事業展開を促進するための基盤整備を進めます。
- ・ 「みえライフイノベーション総合特区」については、国の財政的支援や規制緩和の早期実現を図り、総合特区の取組を強力に推進していきます。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

三重のものづくり産業が、強みを生かしてさらに国際競争力を高め、国内外から「メイド・イン・三重」として広く認知されることで、技術力向上、市場開拓、雇用創出の好循環につながり、日本経済の活性化を支えています。

平成 27 年度末での到達目標

多くの県内ものづくり企業が、それぞれが持つ特徴や強みを生かして自らまたは連携して課題解決に取り組み、三重県ならではのオンリーワン型の企業^{注) 15}として、海外市場を取り込んで事業活動を展開しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	多くの県内ものづくり企業が課題解決に取り組み、県民指標並びに活動指標の全ての目標値を達成することができたため、「進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
製造業に係る 中小企業の付加価値 額の伸び率		103 (23 年)	1.00	112 (24 年)	112 (26 年)
	100 (22 年)	117 (速報値) (23 年)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	中小企業（製造業）の従業員 1 人あたり付加価値額（利益、減価償却費、人件費）の平成 23 年（平成 22 年実績数値）を 100 とした場合の伸び率（工業統計より）				
25 年度目標 値の考え方	近年の経済情勢から減少傾向にある中（平成 18 年から平成 21 年の 4 年間で 22.5%減。毎年減少している。）、ものづくり三重を強力に推し進めてきたことなどにより、24 年度の実績値は 27 年度の目標値を上回りました。25 年度の目標値については、27 年度目標値を維持することとして、27 年度目標値と同値としました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32201 海外事業展開の促進（雇用経済部）	海外事業展開に取り組む企業数（累計）		10 社	1.00	20 社	40 社
		—	10 社			
32202 中小企業の基盤技術の高度化（雇用経済部）	経営戦略に基づく事業化への取組企業数（累計）		25 社	1.00	50 社	100 社
		—	32 社			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32203 新分野展開・市場開拓への支援（雇用経済部）	販路開拓支援により新たな取引につながった数（累計）		50 件	1.00	100 件	200 件
		—	73 件			
32204 産業技術人材の育成と確保（雇用経済部）	企業の成長を支える産業技術人材の育成数（累計）		100 人	1.00	200 人	400 人
		—	153 人			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	470	311	395		
概算人件費		307			
（配置人員）		（34 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 県内中小企業の海外展開を促進していくため、中国及びアセアン諸国での県内企業の事業展開を支援する海外展開拠点（ビジネス・サポートデスク）を中国・上海、タイ・バンコク及び県内に設置
- ・ 平成 24 年 5 月、中国商務部主催の「第 1 回中国（北京）国際サービス貿易交易会」の日本ブース内に、県内企業等 6 者と共同で出展するとともに、ジャパン・デーのレセプションにおいて、忍者パフォーマンスや海女文化の紹介、県の食材などを提供し、三重県の「産業・観光・文化」をアピール
- ・ 平成 24 年 7 月、台湾政府経済部台日産業連携推進オフィス（T J P O）との間で産業連携に関する覚書（MOU）を締結
- ・ 平成 24 年 8 月に「日台企業連携訪日団」が来県し、県内企業を視察するとともに日台企業連携セミナー及び交流会を開催
- ・ 平成 24 年 9 月に、企業 26 社で構成される「三重県中国（上海）販路開拓ミッション団」を結成して、「日中ものづくり商談会@上海 2012」への出展や中国現地大手日系企業等との展示商談会等を実施
- ・ 平成 24 年 9 月、知事を団長に、三重大学、県内企業及び企業団体等で構成される「三重県タイ販路開拓ミッション団」を結成して訪タイし、県内企業の商談機会の創出を行うとともに、工業大臣及びタイ投資委員会（B O I）長官と意見交換を行った結果、本県と B O I との間で産業連携の覚書（MOU）を締結することで概ね合意
- ・ 平成 25 年 2 月、台北駐日経済文化代表処代表が来県され、「リーディング産業展みえ 2013」にて、日台産業の今後の連携について講演会を開催
- ・ 平成 25 年 2 月の「リーディング産業展みえ 2013」において、タイ投資委員会（B O I）大阪事務所のブースを設け、県内企業への個別相談会を実施するとともに、B O I 大阪事務所所長によるセミナーを開催
- ・ 平成 24 年 11 月、ドイツの NRW 州経済ミッション団が来県し、日独環境エネルギービジネスシンポジウムを開催するとともに、参加者間の交流、ディスカッションを実施
- ・ 平成 25 年 1 月、三重大学と連携し、ヨーロッパで中小企業等の技術開発や事業化支援を行うスイスの C S E M 社のサテライトオフィスを、三重大学地域戦略センター内（C S E M－三重連携オフ

イス）に誘致

- ・ 県内中小企業がオンリーワン型企業をめざしていくことを促進するため、県研究機関とも連携し、ものづくり基盤技術の開発や、新市場開拓につながる改良開発型の技術開発を支援
- ・ 優れた技術等を有する県内の中小企業が連携し、試作品の開発、大学等との共同研究、海外の販路開拓、さらには、県内外の企業グループとの連携などに取り組むことを支援（新規3者、継続3者）
- ・ 県内ものづくり中小企業の新技術・新製品等を、大企業など川下企業*の製造拠点あるいは研究開発拠点において、直接アピール・意見交換を行う展示会・面談会等（出前商談会等）を11回開催
- ・ 出前商談会等には、延べ253社の県内ものづくり中小企業等が参加し、2,800人を超える川下企業の開発・購買担当者等が来場。また、出前商談会等をきっかけとして、384件の新たな商談等が開始され、このうち、既に11件（平成25年3月末現在）の新たな取引が成立
- ・ 平成25年2月13日、14日に、四日市ドームにて「リーディング産業展みえ2013」を開催したところ、200者の出展を得て、3,937名の来場者があり、開催期間中に722件の商談が行われ、出展者全体で計62件の取引が成立
- ・ 県内ものづくり中小企業の新たな連携を模索し、「三重県・北海道」産業連携推進会議を設置、現在、北海道十勝地域の農家と農商工連携など具体的なプロジェクトを構築中
- ・ 産業技術人材を育成するため、産学官連携による「技術者基礎技術講座」等を開催（5講座）。うち1講座は、北勢、中勢、南勢地区の中核的企業に委託し、各地区で実施（153名受講）
- ・ 中小企業の中核人材となり得る優秀な若手人材の確保に向け、企業の価値の「可視化」を促進するため、企業の魅力をわかりやすく伝える映像を制作（8社）。また、三重県中小企業団体中央会が国の補助を受け実施した「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」に協力・支援

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 海外展開拠点（ビジネス・サポートデスク）では、活動開始当初はメールによる情報提供をはじめ情報セミナーを開催するなど、サポートデスクの存在を周知すること、平成24年9月後半以降については、尖閣諸島問題を踏まえた中国経済の現地動向などを県内企業へ情報提供するとともに、各種イベント併せた個別相談、展示商談会などによる県内企業の販路開拓支援を実施しました。今後は、「足で稼いだ現地の生の情報がほしい」、「現地で困ったときの駆け込み寺であってほしい」など、サポートデスク活用企業の声も踏まえた取組を展開していくことが必要です。
- ・ MOUを締結した台日産業連携推進オフィス（TJPO）や行政院全球招商聯合服務中心（インベスト台湾サービスセンター）、タイ投資委員会（BOI）などと県とのネットワークを通じて、県内企業が現地及び県内で海外政府機関から個別相談や情報提供などのサポートを受ける体制を構築することができました。
- ・ 海外展開拠点（ビジネス・サポートデスク）や「CSEM－三重連携オフィス」などを活用して、県と海外政府関係機関や試験研究機関とのネットワークが県内企業の販路の拡大や海外企業・試験研究機関等との業務提携などに結びつく案件を増やしていく必要があります。
- ・ 中小企業は、業態や取り組む内容・課題が異なることから支援には細かな対応が必要なため、メイド・イン・三重ものづくり推進事業などにおいて、研究機関と支援機関が連携して企業それぞれの段階に応じた取組を支援していくことが必要です。
- ・ 国の平成24年度補正予算において、ものづくり中小企業・小規模事業者の試作開発等を支援する制度が創設されたことから、当該制度等を有効に活用することにより、今後も引き続き中小企業のそれぞれの発展段階に応じ、よりきめ細やかな支援制度を構築し、事業展開を行っていく必要があります。

- ・これまで県内に結成された7つの中小企業連携体に対し、試作品の開発などを支援してきたところ、グループとしての受注実績があがり、取引拡大、技術力向上、新分野進出等につながる成果が出てきているところですが、組織体制の整備と受注拡大への取組をさらに促し、活動の自立化、継続化を図る必要があります。
- ・出前商談会等の開催により、川下企業と県内企業が、技術・製品開発に関する意見交換を直接行い、川下企業とのネットワークの構築や技術ニーズ等の把握を進めるとともに、多くの具体的な商談が開始され、この中から新たな取引の成立も生まれました。一方で、商談がスムーズに進んでいない案件や取引成約に至らなかった案件も見受けられることから、その理由を把握・整理し、技術的課題等の解決に向けた支援を進め、取引の成約に向けて的確なフォローアップを行う必要があります。
- ・県内中小企業の有する技術・製品は多様であり、今まで取引のない異業種分野にも応用が可能なことから、多様な分野の川下企業での出前商談会等の開催に向けて取り組むとともに、より効果的なマッチングや商談の開始につながるよう、出前商談会等の設定・運営方法などを検討する必要があります。
- ・「三重県・北海道」連携推進会議においては、十勝地域を中心に（十勝ラウンド）、北海道の農家と県内ものづくり中小企業の連携を模索しているところですが、当該地域でのプロジェクトを構築していくことに加え、他の地域における連携へと拡大していくことも必要です。
- ・平成24年度のリーディング産業展は、従来の方針を見直し、企業間の商談創出を重視した企画内容に変更した結果、昨年度より大幅に商談件数が増加し、販路開拓や新商品開発に向けた新たな連携など、今後の展開につながる機会を提供することができましたが、今後さらに、川下企業の来場及び出展企業との面談を促進し、商談の質・量ともに拡大・充実を図る必要があります。
- ・中小企業等の人材の確保・育成については、大学等と連携した「技術者基礎技術講座」等を開催（4講座）するとともに、北勢、中勢、南勢地区の中核的企業と連携した講座（153名参加）も実施しました。さらに、中小企業への若年者人材の確保に向け、企業の魅力をわかりやすく伝える映像を制作（8社）するとともに、三重県中小企業団体中央会とも連携し、国の「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」を実施、大学生約1,000人が参画し、実際に35名の学生の就労に結びつきました。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・海外展開拠点（ビジネス・サポートデスク）については、県内企業への現地情報の提供、個別相談、商談機会創出の支援という活動を実施していく際、多種多様なネットワークを活用して「現地ではか入手できない生の情報」を充実していくこととし、県内企業の業種・業態や海外展開の経験度合いなどにきめ細かく対応したサポートを行っていきます。さらに、日本貿易振興機構（JETRO）、中小企業基盤整備機構、三重県産業支援センター、三重県工業研究所等関連支援機関や大学等と連携して、技術的な支援や国事業の活用による、サポート体制のより一層の充実・強化に取り組みます。
- ・海外現地の企業団体や研究機関、国内外の専門家などとの新たなネットワークの構築を図り、海外展開拠点のバックヤード機能とも言える「情報収集」及び「ネットワーク構築」の充実を図っていきます。
- ・県内中小企業の課題を解決し、商品開発につなげていくため、国のものづくり中小企業・小規模事業者による試作開発等の支援制度を有効に活用するとともに、県においても、県研究機関と産業支援機関が連携し、ものづくり技術基盤の開発、新たな市場開拓につながる改良開発型の技術開発に加え、ニーズの高い中小企業の予備的な研究としての「可能性試験」の3段階で企業の段階・業態

に応じた支援に取り組みます。

- ・ 中小企業連携体の自立化に向けた活動支援のため、市町の支援機関との一層の連携を図るとともに、県内中小企業による地域を超えた交流に取り組んでいる全国的な中小企業連携体との連携も促進します。
- ・ 出前商談会等において明らかになった参加企業の技術課題等について、工業研究所が中心となりの確な支援を行い、商談の進捗を促進させるとともに、当該川下企業への再提案や他の川下企業への提案等のチャレンジを支援します。
- ・ 県内ものづくり中小企業や農家などの新たな連携を模索していくため、北海道をはじめ、他の地域においてもローカル・トゥ・ローカル*の取組を進めていきます。
- ・ リーディング産業展は、商談機会の創出を重視した「B to B 中心の産業展」という基本的な方向性は継続しつつ、出展企業の要望を踏まえて、開催時期や効果的な運営方法等を検討します。また、事前予約型商談会の開催や来場促進に向けた仕組みづくりなどを早期に検討・決定し、より効果的なマッチング支援を進めます。
- ・ 産業人材育成については、講座にかかる広報を見直すとともに、内容、カリキュラムについて、企業からのヒアリング等を適宜行い、ニーズを反映し、より効果的な講座を実施していきます。
- ・ 中小企業の人材確保・定着支援のため、三重県中小企業団体中央会と連携し、三重県事業との相乗効果を図りつつ、大学等やハローワーク等との連携をより一層緊密にするとともに、より多くの学生と中小企業との出会いの場の創出を通じて内定者の増につなげていきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【雇用経済部 副部長 佐伯 雅司 電話：059-224-2414】

- ・ 海外展開拠点（ビジネス・サポートデスク）のよりきめ細かなPRに努めるとともに、JETRO、中小企業基盤整備機構、三重県産業支援センター等の関連支援機関と連携して、サポート態勢のより一層の充実・強化に取り組みます。
- ・ 県内企業のニーズを的確に把握し、海外政府関係機関や試験研究機関とのネットワークを、県内企業の販路の拡大や海外企業・試験研究機関等との具体的な業務提携などに結びつけていくためコーディネート機能の強化に取り組みます。
- ・ 県内中小企業の課題を解決し付加価値を向上させていくため、国のものづくり中小企業・小規模事業者による試作開発等の支援制度を有効に活用するとともに、県においても、県研究機関と産業支援機関が連携し、ものづくり技術基盤の開発、新たな市場開拓につながる改良開発型の技術開発に加え、ニーズの高い中小企業の予備的な研究としての「可能性試験」の3段階で企業の段階・業態に応じた支援に取り組みます。
- ・ 多様な分野の川下企業のニーズを把握して、出前商談会等が開催できる新たな川下企業を発掘し、多様な分野における出前商談会等の開催をめざすとともに、県内企業に対し川下企業のニーズ・製品・加工方法等の情報を事前に提供するなどして、さらに効果的に出前商談会等の設定・運営を図ります。

施策 3 2 3

地域の価値と魅力を生かした産業の振興

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

地域の中小企業者等が、経営環境の変化をふまえて自らの創意工夫や地域が持つ価値や魅力など地域資源の活用により、新たな事業活動を活発に行うことで地域の産業が活性化しています。

平成 27 年度末での到達目標

地域資源を活用した新たな産業創出に向けた取組が増えてきている中、さまざまな主体が活力を結集して地域づくりを進め、地域の中小企業者等が自らの経営革新、地域資源を活用した新商品の開発および販路開拓への積極的なチャレンジや、市町の取組と連携した商店街等の魅力向上により、地域産業の活性化が図られています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度		判断理由	
＊	B (ある程度進んだ)	県民指標は目標値を下回りましたが、地域資源等を活用した新たな事業展開に取り組み、4 つの活動指標のうち 3 つの指標は目標値を達成していることから「ある程度進んだ」と判断しました。	

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域資源活用 関連産業の製 造品出荷額等 の伸び率		103 (23 年)	0.97	106 (24 年)	112 (26 年)
	100	100 (推計値)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	工業統計調査用産業分類における地域資源活用関連産業分野（食料品製造業、木材・木製品製造業、陶磁器・鋳物製造関連）の製造品出荷額等の平成 23 年（平成 22 年実績数値）を 100 とした場合の伸び率（経済産業省「工業統計調査」）				
25 年度目標 値の考え方	県内の事業者等が地域の資源など価値や魅力を活用して産業の活性化に取り組むことを推進していくことにより、年平均 3 % の伸びを目標値として設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32301 地域資源を活用した産業の振興（雇用経済部）	地域資源を活用した新商品を開発し、売上に繋がった企業数（累計）		10 社	1.00	20 社	40 社
		—	11 社			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32302 新たなビジネスの創出等の促進（雇用経済部）	新しい商品・サービス等の創出件数（累計）		10 件	1.00	20 件	40 件
		—	10 件			
32303 地域の特性に応じた商業の振興（雇用経済部）	商業活性化の取組により集客増や収益向上に結びついた事業者等の数（累計）		3 者	1.00	6 者	12 者
		—	3 者			
32304 経営基盤の強化（雇用経済部）	商工業団体等の支援により新たな事業展開に至った件数（累計）		160 件	0.97	320 件	650 件
		—	155 件			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,968	4,639	4,410		
概算人件費		316			
（配置人員）		（35 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 県内外の集客拠点における販売につなげるため、地域資源活用事業者を対象に、首都圏で活躍するデザイナーやシェフ、ジャーナリスト等による販路開拓アドバイスを実施（27 事業者）
- ・ 御在所サービスエリアや鳥羽一番街など、県内集客拠点と連携しテスト販売や実演販売（31 事業者、60 品目）、地域の食材を使った新たなメニューの提供を行い、地域資源の魅力を発信
- ・ 海外に向けて伝統産業・地場産業の魅力を総合的に提案する事業者をデザイナー・クリエイターと連携し、支援する「グローバルビジネス創出促進事業費補助金」において、2 事業者の取組を支援。そのうち地場産業の 1 事業者がブラジルでの展示会に出展し、海外販路開拓に成功
- ・ サービス事業者等にサービスの生産性向上のヒントをつかんでいただくために、サービス産業の生産性向上セミナーを開催（参加者数 115 名）
- ・ 顧客と従業員の満足度向上を実現する経営を推進するため、おもてなし経営推進フォーラム（参加者数 190 名）を開催
- ・ 創業志望者や新事業展開をめざす中小企業を対象にビジネスプランコンテストを開催し、ブラッシュアップ講座等を経て 5 件の優秀プランを選定し、支援
- ・ 次世代を担う経営者や後継者の育成をめざし、三重大学と連携して「M I E 経営者育成道場」を開催し実践講座等を経て 5 件の優秀プランを選定し、支援
- ・ 経営革新に取り組む意欲ある企業等に対する支援を行い、経営革新計画 52 件を承認
- ・ 依然として厳しい経営環境にある中小企業の経営の安定をはかるため、セーフティネット資金（1,570 件、融資額 396.5 億円）を実施
- ・ 創業など中小企業の前向きな取組を支援するため、創業・再挑戦アシスト資金（120 件、融資額 6.5 億円）や産業活性化推進資金（8 件、融資額 1.4 億円）を実施
- ・ 行政をはじめ、地域住民や商業者等さまざまな主体が連携し、中心市街地や商店街等の活性化に向けて共に活動するための話し合い等の取組を、県内 4 カ所（津市、亀山市、松阪市、四日市市）で

実施

- ・ 商工団体と連携し、経営指導員等が融資をはじめ、労務、税務等経営全般に対する基礎的支援を行うとともに、専門家の活用を図りながら、経営革新計画の承認支援、新商品等の開発等の専門的支援を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 県内の地域資源を活用した事業者の新商品開発等を、「みえ地域コミュニティ応援ファンド」(31 件) や、「みえ農商工連携推進ファンド」(9 件) などを通じて支援しました。今後、より多くの県内事業者が、特色ある地域資源を活用した取組を展開していくことが出来るよう、ファンドを効果的に活用していく必要があります。
- ・ 地域連携促進フォーラム開催や「御在所サービスエリア」での販売促進の取組、デザイナー等を活用した販路開拓アドバイスの実施を通じて、地域資源関連事業者の商品開発や販路開拓に関する意欲の向上が図られました。今後、さらに取組が進むよう、県内外の専門家との連携機会の創出や、県内集客拠点や首都圏営業拠点等を活用した商品開発や商品ブラッシュアップ支援などの環境整備を進める必要があります。
- ・ 伝統産業・地場産業事業者等との意見交換等を実施する中で上げられた「デザイナー等との連携の方法がわからない」、「県内ではデザイナー等との出会いの場が少ない」、「海外に販路を求めたいが進め方がわからない」という意見を受け、伝統産業・地場産業事業者と県内外のデザイナー等のお互いが納得する効果的なマッチングの機会を創出し、それらの連携により革新的なデザインによる商品企画及び海外を見据えた販路開拓を行う仕組みづくりが必要となっています。
- ・ 中小・小規模事業者の販売や収益向上のため、県外から多くの観光客が訪れる神宮式年遷宮を好機と捉え、県内集客拠点を活用し、商品のテスト販売や顧客を明確にしたブラッシュアップを行うなど情報発信や販路開拓を支援していく必要があります。
- ・ 「みえ産業振興戦略*」においてもサービス産業（非製造業）とものづくり産業（製造業）は産業の両輪であるとしていることから、サービス産業の生産性向上セミナーを開催し、生産性向上に対する事業者の関心が高まりました。今後は具体的な改善活動につなげていくことが必要です。
- ・ 中小企業の成長や新たなビジネスを創出し、地域中小企業の雇用の維持・創出に結びつけていくために、中小企業の新事業展開等をビジネスプラン段階から支援し、15 件のプランのブラッシュアップを行うとともに、10 件の事業化や事業拡大を支援しました。今後は、国や民間等の資金的支援が充実してきたことから、助成金等による支援ではなく、更なる事業拡大や事業継続に重要となってくる経営者の人脈づくりやビジネスマッチング、ネットワーク構築等の取組を支援していく必要があります。
- ・ 中小企業の企業力を向上するために、経営革新計画を立案するメリット（新事業展開の可視化、専門家による経営診断など）や計画承認後の支援内容等を周知するなど経営革新に取り組む気運を醸成し、自発的な挑戦の促進を図る必要があります。
- ・ 市町をはじめ、住民や商業者等さまざまな主体による商業活性化に向けた話し合いの場づくりとして「まちゼミ」等の取組を進めてきたことにより、商店街等の重要性を再認識し、まちの魅力発見を行うなど、共に取り組む気運の醸成や商店主による魅力ある店づくりに向けた意識改革等の動きが出てきました。しかし、商店街等の活性化に向けては、新たな消費の掘り起こしや、個店と住民（顧客）及び商店主同士のネットワーク化を進めることに加え、商店街等の受益者を考えた際、例えば高齢者が必要とする行政機関、病院、福祉施設等の基盤的な機能が容易に訪れうる場所に維持・集約される「コンパクトなまちづくり」を形成する視点も重要です。

- ・ 中小企業者への経営状況に応じた低利融資制度により、利用者の負担を軽減し、資金供給の円滑化による経営基盤の強化を図りましたが、中小企業者を取り巻く経営環境には、まだまだ厳しさが残ることが予想され、中小企業金融円滑化法も終了することから、状況に応じて必要な資金繰り対策を実施するとともに、新規開業、新分野進出、海外展開等の中小企業の新たな取組を支援していく必要があります。
- ・ 経営指導員の巡回や専門家の活用等により、小規模事業者等の経営面等において安定と改善が図られるとともに、経営革新や創業、地域資源活用等の新たな事業展開につながりました。今後、さらに、支援機関が一体となった地域横断、分野横断的連携による支援、グループ化などの事業者間連携による小規模事業者の弱点の克服、専門家、クリエイターとの連携による生産性向上、商品開発、販路開拓などの支援を強化していくことが必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 「みえ地域コミュニティ応援ファンド」や「みえ農商工連携推進ファンド」などを県内事業者が効果的に活用できるよう、商工団体をはじめ産業支援機関とも連携し、説明会の開催、事業実施に向けた個別相談、事業実施後のフォローアップなどに取り組んでいきます。
- ・ 県内事業者に対して地域資源関連商品の開発から販路までの一貫した支援を行うため、県内の集客拠点における販売店とのマッチングによる商品のブラッシュアップの実施や、首都圏におけるデザイナー、クリエイター等の専門家を活用して新たな需要拡大へのチャレンジを支援するための具体的な仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 伝統産業・地場産業事業者の積極的な取組を支援するため、県内外のデザイナー等との出会いの場としてマッチング交流会や事業者の現場見学会を実施し、お互いに納得した新商品の開発や販路開拓等の企画立案を行う仕組みづくりに取り組み、革新的なデザインによる商品企画及び販路開拓の取組を促進していきます。
- ・ サービス産業の高付加価値化を促進するため、これまで商店、ガソリンスタンド、旅館など多様な業種においてそれぞれで行ってきた勉強会を、QCサークル活動等で経験やノウハウを持つ製造業とも連携する中で、地域別等の勉強会を開催し、勉強会での課題と成果をネットワーク化することにより、優良事例や改善手法の共有を通じた実践とPDCAを支援する体制づくりをめざします。
- ・ 中小企業の成長や新たなビジネスの創出に向けては、雇用の維持・創出につながる力強い経営者の育成をめざして、三重大学などと連携した経営者育成道場（座学）に、実践カリキュラムを導入するなど、より実践的な経営人材の育成に取り組めます。さらに、「首都圏営業拠点＊」なども活用し、三重の若手経営者と首都圏の経営者などの出会いの場をつくり、県内中小企業の更なる事業拡大や事業継続のキーとなる経営者の人脈づくりなども支援していきます。
- ・ 中小企業の企業力を向上するため、商工団体、県産業支援センター等関係機関と連携して現場キャラバン隊等を実施し、経営革新に取り組む気運醸成や、経営革新に取り組む意欲ある企業の事業戦略の構築から販路開拓等の実務までの総合的支援に取り組めます。
- ・ さまざまな主体による商業活性化に向けた新しい価値を考える取組等への支援に加え、地域産品等を活用した商店街等の販売力向上につながる取組(例えば、空き店舗を活用した地域産品販売のトライアルショップ＊開設等)など、地域商店街等による売上増加や収益向上の具体的な成果に結びつく取組を支援していきます。
- ・ 中小企業金融円滑化法の終了後、県内中小企業の経営環境の悪化が予想されることから、三重県中小企業支援ネットワーク会議の参加機関などと連携し、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るとともに、中小企業再生ファンド組成について、県内金融機関等とともに、本県における具体

的な企業事例を踏まえながら、働きかけていきます。

- ・ 中小・小規模事業者が持てる力を発揮し、自発的に挑戦するアクティブ・カンパニーとして、「みえ産業振興戦略」に位置付けられた成長戦略に取り組む際に活用できる新たな県単融資制度や、市町と連携した地域産業の課題解決のための金融助成制度を創設し、中小企業の新たな取組を支援していきます。
- ・ 小規模事業者の支援にあたっては、市町や商工団体等と連携し、さらなる現場ニーズの把握、個別課題解決の支援、小規模事業者のグループ化等を通じて新たな事業展開につなげられるよう支援していきます。
- ・ 「みえ産業振興戦略」を具現化し、中小企業への支援をさらに積極的に進めていくため、国の中小企業基本法や小規模企業支援法の改正に向けた議論や、県議会の三重県地域産業振興条例の検証などと整合を図りながら、「三重県中小企業振興条例（仮称）」の制定に向け検討していきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【雇用経済部 副部長 佐伯 雅司 電話:059-224-2414】

- ・ 首都圏や県内において、デザイナー等の専門家とのマッチングや商品開発のための具体的な仕組みづくりを進め、県内地域資源関連産業の価値創造型の産業への転換を進めます。
- ・ 支援機関の横断的な連携のもと、現場キャラバン隊による小規模事業者の現場ニーズの把握、個別課題の解決支援、グループ化による事業者間連携などにより新たな事業展開につなげていくことで小規模事業者の活性化を図ります。
- ・ 新たな雇用を生む力強い経営者の育成をめざし、より実践的なカリキュラムの人材育成事業を行うとともに、中小企業の新事業創出（ニュービジネス創出等）を促進するため、新たに首都圏営業拠点を活用したビジネスマッチング等による三重の若手経営者と首都圏の企業家との出会いの場の構築など人的ネットワークづくりに取り組みます。
- ・ サービス産業の高付加価値化を促進するため、QCサークル活動等で経験やノウハウを持つ製造業とも連携する中で、地域別等の勉強会を開催し、勉強会での課題と成果をネットワーク化することにより、優良事例や改善手法の共有を通じた実践とPDCAを支援する体制づくりをめざします。
- ・ 「みえ産業振興戦略」を具現化し、中小企業への支援を積極的に進めていくため、「三重県中小企業振興条例（仮称）」の制定に向けた取組を進めます。

施策 3 2 4

中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

県内中小企業が、技術の高度化を図り、高付加価値化や新分野への展開に結びついていることで、地域の産業の活性化が進み、県民の皆さんの豊かさにつながる科学技術の進展に寄与しています。

平成 27 年度末での到達目標

県内の中小企業が、自らの技術課題解決や新たな分野展開に挑戦するための技術・開発力向上に向けて、県研究機関のハブ機能を生かして、共同研究などに積極的に取り組んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標の一部は目標値を達成できませんでしたが、県民指標の目標値を達成し、多くの企業の課題を発掘し共同研究につなげることができたため、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
中 小 企 業 等 との 共 同 研 究 件 数 （ 累 計 ）		30 件	1.00	60 件	120 件
	—	39 件			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	県研究機関と県内中小企業等が産学官（産官）で連携しながら、新製品や新技術等の開発に取り組んだ共同研究の件数				
25 年度目標 値の考え方	課題発掘後に可能性試験を実施し、共同研究による課題解決の効率化を図ります。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32401 研究開発の推進 （雇用経済部）	企業の課題解決数（累計）		20 件	1.00	40 件	80 件
		—	23 件			
32402 県研究機関による技術開発の推進（雇用経済部）	県研究機関における新分野関連技術開発件数（累計）		10 件	1.00	20 件	40 件
		—	12 件			
32403 科学技術の担い手づくり（雇用経済部）	県民等の科学技術に対する理解度		75.0%	0.88	80.0%	90.0%
		67.3%	65.9%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	538	296	246		
概算人件費		388			
(配置人員)		(43 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 工業研究所が、技術相談（面談等）（2,741 件）、依頼試験（6,091 件）、機器開放（1,744 件）といった支援や、延べ 216 社の企業訪問による業況や企業ニーズなどの聞き取りなどを実施し、中小企業が抱える技術課題の掘り起こしを行い、企業の課題解決に向けた研究プロジェクト（共同研究）39 件を実施
- ・ 地域資源の活用などによる技術開発を推進するため、産学官連携による研究会等を開催し、共同研究につなげることにより、試作開発等を実施。特に、「みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点」を活用した食品関連企業との共同研究等により 2 件の特許を出願。
- ・ エネルギー分野における新技術である全固体ポリマーリチウム二次電池プロジェクトの実用化・市場化に向けて、電池の充放電特性や安全性についての詳細な評価実証試験・研究を実施するとともに、県内メーカーの部材・材料を利用した新たな電池部材の開発を推進
- ・ 次世代自動車産業の振興を技術面から進めるため、自動車の軽量化等に関する研究会（複合プラスチック、軽量金属、接合技術、CAE 活用、電動・電装部品の 5 研究会）を 17 回開催し、延べ 173 社 363 名の参加を得たとともに、工業研究所による技術調査や共通課題に対する試験の実施及び情報提供等を推進
- ・ 技術研究講座（9 講座、122 名受講）や先進技術セミナー（4 講座、90 名受講）、機器取扱講習会（14 機器対象、220 名受講）、出前技術講座（2 講座、44 名受講）を開催し、中小企業技術者の技術習得を支援
- ・ 県公設試験研究所の研究に対する県民の理解増進や、特に次世代を担う子どもたち科学技術への関心を高めるため、工業研究所の施設公開を実施（科学技術週間（4 月 16 日から 22 日まで）中、入場者：593 名）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 工業研究所が実施した企業ニーズに応じた段階的な課題解決型共同研究において 23 件の技術課題を支援しました。しかし、企業の製造現場などには技術的な課題が潜在的に存在していることから、高度部材イノベーションセンター*（AMIC）と連携し、これらの案件を顕在化させ、共同研究を通じて企業の技術力の底上げを図る必要があります。
- ・ 地域資源を活用した新しい技術開発や試作品の製作などを産学官が連携して行いましたが、今後は、新たな地域でのニーズ調査を行うとともに、引き続き研究会を開催して事業者と意見交換を行い、ニーズや課題を的確に捉え、連携を密にして企業の商品開発につながる技術開発を進めていく必要があります。
- ・ 全固体ポリマーリチウム二次電池について、外部資金（競争的研究資金）を活用した研究において、計画どおり分担課題を実施できました。また、工業研究所に二次電池試作インフラを整備し、二次電池分野の技術支援能力が向上しました。しかし、二次電池単体の研究開発を企業における事業化につなげるには、二次電池そのもののみならず、創エネ、蓄エネ等総合的な視点で開発を進める必要があります。

- ・ 自動車の軽量化等に関する 5 つの研究会に多くの県内企業の参加があり、そのうち、研究会で取り上げた新たな素材や加工・設計技術の加工テスト等に 9 社が取り組みました。また、参加企業が抱える技術的課題を把握し、その解決に向けて 4 社と共同研究を進めました。今後、さらに多くの県内企業の研究会への参加促進、工業研究所による共通課題に関する試験評価、参加企業の課題解決に向けた的確な支援などに取り組むため、参加企業とより積極的な交流による技術課題の把握、出前商談会等におけるニーズの把握、他機関との連携による技術開発などを進める必要があります。
- ・ 技術研究講座や先進技術セミナーの開催により、中小企業技術者の技術習得支援を行いました。中小企業等の技術人材を育成するためには、講座受講に留まらず、企業が抱える課題解決を担う人材育成支援を図っていく必要があります。
- ・ 工業研究所の施設公開では、工業研究所職員による「科学体験教室」を開催し、子どもたちが科学に興味を持ち楽しく科学体験ができました。しかし、科学技術に対する理解度は目標達成に至らなかったため、さらに理解度向上へつなげる工夫を重ねていく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 工業研究所が企業の技術課題を解決するためには、高度部材イノベーションセンター（AMIC）に設ける駐在も活用することにより、「町医者」的な存在として活動し、各企業の技術課題を整理することで、共同研究などで、より効果的な課題解決を行っていくことも必要です。その意味で、共同研究の前段階となる技術開発等の可能性調査支援を実施するとともに、研究員や企業の退職人材を派遣する現場派遣型技術支援などを実施します。
- ・ 地域資源を活用した新しい商品、技術開発や試作品の製作などについて、多様な主体と連携を進め、研究拠点整備事業で整備した機器等も活用しつつ、ニーズの把握、共同研究により技術課題の解決を支援し、商品化につなげます。
- ・ 環境・エネルギー関連技術では、より出口視点での開発を進める必要があるため、クリーンエネルギー研究推進事業と統合し、省エネを含めたエネルギー分野の総合的な技術支援の中で、システム全体を見据えた二次電池開発や関連するプロジェクト研究に積極的に取り組みます。
- ・ 自動車の軽量化技術に関する取組について、引き続き、出前商談会等とも連携し、県内企業におけるニーズを捉えた技術・製品の開発、自動車関連技術の高度化を支援するとともに、必要に応じ大学や支援機関をはじめ、他地域の公設試やラボ機能を持つ企業との連携を進め、よりの確な技術支援、さらには研究開発プロジェクトへの展開を図ります。
- ・ 技術研究講座や機器取扱講習会の受講者が、中小企業の技術開発の促進に向けた開発人材として育成されるよう、人材育成型共同研究などを実施します。
- ・ 工業研究所の「科学体験教室」では、新たなテーマの提供だけでなく、テーマの科学的根拠や原理をわかりやすく説明し、体験者の科学に対する理解や親しみを促します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【雇用経済部 副部長 佐伯 雅司 電話：059-224-2414】

- ・ 県研究機関としてのハブ機能を生かし、所内に連携担当を配置し、共同研究の前段階となる県内企業の課題抽出後の連携担当による情報共有、現場派遣型技術支援や、技術開発等の可能性試験を実施することにより、研究プロジェクト（共同研究）による課題解決の向上につなげていきます。
- ・ 地域資源を活用した技術開発については、多様な主体と連携して研究会活動を進め、技術開発、試作開発を共同研究などによって支援し、ブランド力強化に向けた新商品の開発につなげていき

ます。

- ・ 自動車の軽量化技術に関する取組については、出前商談会での技術提案に向けた県内企業の独自技術開発を支援するとともに、大手企業との商取引への新規参入を促します。

県民の皆さんとめざす姿

県内企業の技術と地域資源を生かして、環境・エネルギー分野の産業が戦略的に展開され、安全で安心な新エネルギーの導入が広がるとともに、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革が進み、省エネルギーや多様なエネルギーの適切な組み合わせのもと、県民生活や産業活動の基盤となるエネルギーが安定的に供給されています。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さん、事業者、市町等と連携した取組により、地域資源を生かした新エネルギーの導入による「安全で安心なエネルギー」が確保されています。また、県民生活や産業活動等での省エネルギーが促進されエネルギーが効率的に利用されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標の一部が目標値を下回りましたが、新エネルギーに係る活動指標は達成できたことから「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
新エネルギー の導入量（世 帯数換算）		230 千世帯 （23 年度）	0.98	255 千世帯 （24 年度）	307 千世帯 （26 年度）
	204 千世帯 （22 年度）	226 千世帯 （23 年度）			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賄ったと仮定した 場合の世帯数				
25 年度目標 値の考え方	三重県新エネルギービジョンで掲げた平成 32 年度の目標値（461 千世帯）に向けて設定し ました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32501 エネルギー政策 の総合的推進（雇用経済 部）	エネルギー政策を総合 的に推進するための取 組件数		5 件	1.00	6 件	8 件
		4 件	5 件			
32502 地域における新 エネルギーの導入促進 （雇用経済部）	大規模な新エネルギー 施設数（累計）		5 件	1.00	6 件	8 件
		4 件	5 件			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32503 省エネルギー技術等の導入促進（雇用経済部）	企業の省エネ取組の件数（累計）		5 件	0.60	10 件	20 件
		—	3 件			
32504 次世代エネルギー等の調査研究（雇用経済部）	次世代エネルギー等に関連する調査研究のテーマ数（累計）		1 件	1.00	2 件	3 件
		—	1 件			
32505 公営電気事業における電力の供給（企業庁）	水力発電の年間供給電力目標の達成率		100%	0.97	100%	—
		85.0%	96.5%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	3,173	4,026	4,404		
概算人件費		658			
（配置人員）		（73 人）			

平成 24 年度 of 取組概要

- ・ 企業、大学、経済団体、市町など産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」を平成 24 年 10 月 1 日に設立し、3 つの部会（グリーンイノベーション推進、新エネルギー導入、地域モデル検討部会）を設置
- ・ 本県の地域特性や地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を図るため、木曽岬干拓地へのメガソーラー*事業者の決定やメガソーラー事業に取り組む事業者の相談に応じたほか、洋上風力について既存文献等による基礎調査を実施
- ・ 木曽岬干拓地において、メガソーラー事業者が仕掛け人となり、地元企業による環境・エネルギー関連分野へ新たなビジネス展開の促進など、産業振興に向けた取組を検討する「メガソーラー地域活性化研究会」を発足（平成 25 年 2 月 18 日）
- ・ 次世代のエネルギー資源として注目されているメタンハイドレート*を産業振興、地域活性化につなげる「メタンハイドレート地域活性化研究会」を発足（平成 25 年 3 月 28 日）
- ・ 「三重県エネルギー対策本部*」において、夏・冬の厳しい電力需給を踏まえ、省エネ・節電対策を県民の皆さまに呼びかけるとともに、県庁 I S O 14001 を中心にした庁舎内の省エネ・節電への取組
- ・ 省エネ効果が高い保冷システムの開発や、室内ファンなどに活用できる省エネ効果が高い電動機の開発に支援する（2 社）など、県内企業の省エネ技術等を生かした新たな事業展開への取組を促進
- ・ 大規模太陽光発電を促進するため、建設と合わせて実施する防災対策や環境学習などの地域貢献策に対し支援
- ・ 地域コミュニティ単位で地産地消型の地域エネルギーの創出を目指す小水力発電の可能性調査や市民出資による太陽光発電の実証実験に対する支援、家庭及び事業者等の新エネルギー導入に対し支援
- ・ 大規模太陽光発電事業参入予定者やメガソーラー事業への土地提供者への相談、メガソーラー候補地の情報提供
- ・ 地域での新エネルギーの普及啓発活動を担っていただく新エネサポーターに対し、県の施策等の情報提供
- ・ 県自らが実施する水力発電、R D F *焼却・発電による安定した電力供給に努めるとともに、水力発電事業の民間譲渡に向けての取組を計画的に実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・「みえスマートライフ推進協議会」には、①環境・エネルギー関連産業の育成及び集積を目的とした「グリーンイノベーション推進部会」、②地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を目的とした「新エネルギー導入部会」、③環境・エネルギー技術の活用によるまちづくりを目的とした「地域モデル検討部会」の 3 部会を設置し、具体的テーマを設定して研究会やプロジェクト検討会を立ち上げました。今後、早い段階で、具体的なプロジェクト化を図っていきます。
- ・「グリーンイノベーション推進部会」では、企業ネットワークの構築と県内企業の技術・シーズの掘り起こしを目的とした「エネルギー関連技術研究会（平成 24 年 7 月 20 日設置）」を 2 回開催するとともに、同研究会のもと、4 つの分科会（燃料電池、太陽光エネルギー利用、二次電池、システムの関連技術分科会）を開催し（計 7 回）、県内中小企業とエネルギーに関する共同研究開発を実施しました（創エネ：2 件、蓄エネ：1 件）。
- ・「新エネルギー導入部会」では、本県の地域特性や地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を図るため、木曽岬干拓地へのメガソーラー事業者の決定やメガソーラー事業に取り組む事業者の相談に応じるほか、次世代のエネルギー資源として注目されているメタンハイドレートを、産業振興、地域活性化につなげる「メタンハイドレート地域活性化研究会」の発足（平成 25 年 3 月 28 日）や洋上風力について既存文献等による基礎調査を実施しました。
- ・「地域モデル検討部会」では、県内 29 市町への意向調査を実施したうえで、桑名市（市街地）、熊野市（中山間部）鳥羽市（沿岸部）をモデル地域として選定するとともに、3 地域の住民や県内の企業を対象にアンケート調査を実施し、環境・エネルギー技術や IT 技術を活用した安全安心のまちづくりや産業振興など地域課題解決につなげるプロジェクトについて検討を行いました。
- ・桑名市の「陽だまりの丘」をフィールドとした防災や子育て支援など安全・安心につながる事業等を検討する「桑名プロジェクト検討会」を発足（平成 25 年 2 月 26 日）、また、熊野市の旧紀和町をフィールドとした木質バイオマスの利用による産業振興や防災対策等につながる事業等を検討する「熊野プロジェクト検討会」を発足しました。（平成 25 年 2 月 4 日）
- ・鳥羽市の離島をフィールドとした検討会の発足を準備し、答志島において蓄電池を搭載した超小型電動車両を活用した住民や観光客の島内移動の利便性や地域活性化にかかる社会実証を実施しました。
- ・メタンハイドレート、洋上風力など次世代エネルギーについては、漁業との共生や環境・エネルギー関連産業の創出など地域経済への波及効果が高まるような取組が必要です。
- ・県内中小企業が、自らの既存技術が省エネに資するまたは生かせる技術であることを認識・発掘するためには、情報提供や新たな事業展開につながるモデルプロジェクトの提案が必要です。
- ・県庁においては、県庁 ISO14001 の取組を進め、庁舎内における冷房や照明等の省エネ・節電や LED 照明への切り替えの設備投資など省エネ・節電に努めた結果、6 月～9 月の電力使用量は、平成 22 年度に比べて県施設全体では約 8.9% 節減、総合庁舎（本庁舎・各地域庁舎）に限っては約 18% 節減に取り組みましたが、今後もエネルギーを取り巻く状況は不透明であり、引き続き、省エネ・節電に取り組む必要があります。
- ・水力発電事業は、効率化によるコスト縮減に努めながら電力の安定供給を図るとともに、民間譲渡に向けて取り組む必要があります。また、RDF 焼却・発電事業は、安全で安定した運転を行う必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「みえスマートライフ推進協議会」活動の情報発信や「みえグリーンイノベーション構想 *」等の推進により、産学官の交流・連携の場を広げ、プロジェクト化に向けたネットワークづくりを行います。このネットワークの中で、本県の地域特性・産業特性を生かし、県域を越えた広域連携をも

視野に入れたオープンイノベーション*を推進・加速させ、研究開発の促進・販路拡大・市場拡大につなげるにより、関連産業の育成と集積を図るとともに、多様な産業の育成に取り組んでいきます。併せて、三重県の地域資源を生かしつつ、さまざまな主体の参画によって太陽光発電、風力発電、中小規模水力発電、木質バイオマスの利用等の新エネルギーの導入や、省エネルギーを推進することにより、地域における安全で安心なエネルギーの創出につなげます。また、将来実用化が期待されているメタンハイドレート等次世代のエネルギー資源に関連する地域活性化の取組方策を検討します。

- ・ 企業、大学等の産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」を核とし、「グリーンイノベーション推進部会」、「新エネルギー導入部会」及び「地域モデル検討部会」の研究会・プロジェクトを運営し、産業特性や地域特性など本県の強みを生かし、環境・エネルギー技術やIT技術を活用したビジネスモデルや社会モデルを提案していき、新たなビジネスの創出を図ります。
- ・ 新たな産業創生に向けて高度部材・素材を強みとする四日市コンビナート企業などを中心とする「みえバイオリファイナリー*研究会」を5月に設立し、みえ発の研究開発プロジェクトをめざします。
- ・ 環境への負荷の少ない自立分散型の電源確保および産業振興のため、「三重県新エネルギービジョン」に基づき、三重県の地域資源を生かしつつ、さまざまな主体の参画によって太陽光発電、風力発電、中小規模水力発電、木質バイオマスの利用等の新エネルギーの導入や、省エネルギーを推進することにより、地域における安全で安心なエネルギーの創出につなげます。また、メタンハイドレート等将来実用化が期待されている次世代のエネルギー資源に関連する地域活性化の取組方策を検討します。
- ・ 県、工業研究所、高度部材イノベーションセンター*（AMIC）が連携して、情報提供や取り組むべき技術課題を見出すための勉強会・研究会を設置するなど、既存技術を生かした省エネ技術への展開をめざしたネットワークづくりを行い、情報提供や新たな事業展開につながるモデルプロジェクトを提案していきます。
- ・ 「三重県エネルギー対策本部」において、電力需給を踏まえ、省エネ・節電対策を県民の皆さまに呼びかけるとともに、県庁ISO14001を中心にした庁舎内の省エネ・節電への取組を行います。
- ・ 水力発電事業については、安定的な電力供給に努めるとともに、必要な設備改修を行うなど民間譲渡に向けた取組を進めます。また、RDF焼却・発電事業については、引き続きRDFに対する安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行います。

特に注力するポイント（平成25年度）

【雇用経済部 雇用経済企画総括監 村上 亘 電話：059-224-2414】

- ・ 産学官連携による「みえスマートライフ推進協議会」のもと多種多様な研究会等が設置されていることから、新たなビジネスモデルや社会モデルを創出していくためのアイデアや課題を協議するために、関係者の連携と横断的な取組に努めます。
- ・ 次世代のエネルギー資源に関連する地域活性化の取組方策の検討に当たっては、市町や利害関係者等の協力体制が重要であることから、「メタンハイドレート地域活性化研究会」を起点に、関係者の連携と横断的な取組に努めます。

施策 3 3 1

雇用への支援と職業能力開発

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

企業、NPO、行政等が連携して地域の実情に応じた雇用支援や職業能力開発が行われることにより、働く意欲のある人が、性別や年齢、障がいの有無等に関わりなく働いています。

平成 27 年度末での到達目標

働く意欲はあるものの就労が困難な若年者、障がい者、高齢者などの就労や、若年無業者の職業的自立が進んでいます。

また、雇用のセーフティネットとしての職業訓練等が充実するとともに、技能向上に積極的に取り組む企業や勤労者が増加しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	厳しい雇用情勢にもかかわらず県民指標が概ね達成できたこと、活動指標についてもほぼ達成できたことから「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
雇用対策事業による就職者数		1,440 人	0.95	1,465 人	1,520 人
	1,410 人	1,374 人 (見込み)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	県が実施する（共催を含む）雇用対策事業により支援した人のうち支援終了後 3 か月以内に就職した人数				
25 年度目標値の考え方	雇用対策事業による就職者数を平成 24 年度の目標値より 2 % 程度増加させることを目標として設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
33101 若年者の雇用支援（雇用経済部）	県が就職に向けて支援した延べ若年者数		15,750 人	0.90	16,000 人	16,500 人
		15,503 人	14,214 人			
33102 障がい者、高齢者等の雇用支援（雇用経済部）	民間企業における障がい者の実雇用率		1.54%	1.00	1.58%	1.65%
		1.51%	1.57%			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
33103 雇用施策の地域展開（雇用経済部）	地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数		750 社	1.00	760 社	780 社
		733 社	815 社			
33104 職業能力開発への支援（雇用経済部）	県が実施または支援する職業訓練への参加者数		3,140 人	0.98	3,180 人	3,250 人
		3,099 人	3,086 人			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	6,590	5,895	3,568		
概算人件費		397			
（配置人員）		（44 人）			

平成 24 年度の取組概要

- 産業政策と連動した雇用政策を展開していくため、産業界や労働界と連携して「三重県雇用創造懇話会」を開催（4 回）し、新しい雇用政策を検討、若年者の雇用をはじめ、女性や障がい者などの潜在的労働力の活用なども検討
- 若年者の就労支援については、大学等と連携した人材育成などに加え、高等学校の就職指導プロセスの改善に取り組むとともに、「おしごと広場みえ」を拠点に、就職に関する相談や就職のためのセミナー、合同企業説明会等を実施（7 回）
- 早期の就職促進を図るため、未就職卒業者等を対象に、社会人としての基礎的な知識習得と企業での実地研修を組み合わせた研修を開催（2 回 159 人）
- 若年無業者の職業的自立を進めるため、NPO 等さまざまな主体による包括的な支援体制の整備を進めるとともに、厚生労働省委託事業の地域若者サポートステーション（県内 4 カ所）と連携し、相談や支援情報の提供（約 6,500 件）、訓練講座（約 350 回）、就労体験等（約 40 カ所）を実施
- 障がい者雇用アドバイザー（3 名）による事業主への啓発（379 社）や、ジョブサポーターを活用した職場定着支援等を実施するとともに、優良事例の創出（4 社）、特例子会社の設立に対する補助金の交付決定（2 社）や、障がい者の就職面接会を 7 回開催（参加 157 社 775 人）
- 障がい者委託訓練、障がい者就労アプローチ支援事業など障がい者の態様に応じた多様な職業能力開発機会を提供、125 人が受講
- 高齢者の多様な就労を促進するため、シルバー人材センターに対する指導、助言、研修等の支援やハローワーク等関係機関と連携した就職面接会を 6 回開催（141 社 655 人）
- 女性の就労を支援するため、就労支援相談を実施するとともに、企業に対して女性の就労継続や職場復帰に関するアドバイスを実施
- 国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」により創設した基金を活用し、県と市町合わせて約 2,500 人の雇用を創出
- 津高等技術学校では、高等学校卒業生や離職者を対象として、機械制御システム科、電子制御情報科などの 4 つの普通課程やパソコン CAD 科、配管設備科などの 7 つの短期課程、経理・事務や医療事務分野などの委託訓練、また、在職者を対象として、アーク溶接や玉掛けなどの訓練に取り組

み、1,171 人が受講（うち 304 人は翌年度へ継続）し、3 月末時点で 462 人が就職

- ・機械保全や半導体製品製造などの技能検定の実施や四日市建設職業訓練協会などの民間の職業能力開発校（11 校）に対して助成するとともに、優秀な技能者の表彰等を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・三重県雇用創造懇話会において、「障がい者の雇用支援」、「若者の雇用支援」をテーマに議論を行いました。「障がい者の雇用支援」では、障がい者雇用の促進に県民総ぐるみで取り組むために、その重要性を認識してもらえそうな「場」が重要との意見が出されました。また、「若者の雇用支援」については、定着支援のために離職者の離職理由を把握する必要がある等の課題が提起され、引き続き産業政策と連動するかたちでの課題や対応策についてさらに議論を深めていく必要があります。
- ・「おしごと広場みえ」や他の就労支援機関では職業相談やセミナーなど多くの就労支援サービスを提供していますが、各機関が独自にサービスを提供しているため、就職のためのセミナーなど一部で重複が見られます。
- ・大学進学者の多くが県外に進学することから、県外進学者も合同企業説明会に参加しやすい環境づくりが求められています。
- ・県内 4 カ所の地域若者サポートステーションが、若年無業者の就労支援を実施していますが、利用者の無業期間の長期化など、多様な課題に対する支援のあり方等を検討することが必要になっています。
- ・ハローワークを通じた障がい者の就職件数が増加傾向にあるものの、障がい者の働く場は、十分確保されていないことから、企業等における障がい者雇用が促進される具体的な仕組みづくりと機運の醸成など、障がい者雇用の促進に向けた一層の取組が必要です。
- ・公益社団法人へと移行したシルバー人材センターに対する指導、助言、研修を行うとともにハローワーク等関係機関と連携し、高齢者の就業できる場の確保に向けて支援を実施しましたが、高齢者を取り巻く雇用環境は依然として厳しいことから、高齢者が今まで培ってきた経験や能力を発揮できる多様な就労機会の提供が引き続き必要です。
- ・女性の就労支援については、「女性の就労継続促進事業」として、育児休業中の女性の職場復帰、就労継続への取組を促進できるよう企業診断とアドバイスを 7 社に対して実施したところ、各社から社内制度の見直しや社内での両立支援への機運が醸成された等の成果が得られましたが、県内全体へ普及拡大する必要があります。
- ・また、職場復帰した女性が能力を発揮し就労継続できるよう「育児休業女性等へのセミナー」を 2 回開催した結果、再就職希望者ほか人事担当者等約 50 名の参加者から高満足度評価を得ましたが、環境整備の拡大促進に向け、企業メリットの明確化とともに、理解促進やインセンティブを高める周知・啓発が必要です。
- ・国の交付金を活用した基金創設により約 2,500 人の雇用を創出した成果もあり、県内の有効求人倍率は 0.8 倍台と一定の水準まで回復していますが、依然として厳しい状況にあります。引き続き緊急的な雇用の創出に取り組むとともに、地域の雇用の受け皿自体を創出、拡大するため、産業政策と緊密に連携して「起業」や「新事業展開」を支援していく必要があります。
- ・就職者数は訓練終了後 3 ヶ月時点で確定するため、今後増加し前年度を上回ることが見込まれます。しかし、個々のコースで見ると、農業やファッション系コースなど前年度より受講生が大きく減少した訓練コースも出てきていることから、求職者、企業側のニーズに応じた、販売ビジネス系の訓

練コース等を検討することが必要です。

- ・ 民間の職業能力開発校が実施する職業訓練への参加者数は前年度を上回りましたが、産業の国家間の分業や企業の国際展開が進む中、本県の産業競争力を維持していくための人材育成の必要性が増しています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 雇用維持が中心であった従来の雇用政策を転換し、産業構造の変化にあわせた雇用政策が求められていると認識しています。労働力人口が減少していくなかで、雇用のミスマッチを解消することに加え、貴重な人材を成長産業や中小企業にうまく橋渡ししていく雇用政策を展開し、県内経済の成長につなげていくことが重要です。
- ・ 新たな取組方向として、本県の経済をけん引する製造業の維持・強化に取り組んでいくなかで、例えば、次世代自動車に関する大学の寄付講座の開設や、産業界における高度技術者雇い入れによる新分野展開や技術力向上の支援、中小企業等の研究人材の育成と雇用支援などを国や産業界と連携し、パッケージとして取り組む雇用創造プロジェクトを働きかけていきます。
- ・ 「おしごと広場みえ」を構成する各機関や他の就労支援機関と協議しながら、新卒者やフリーターなど利用者に応じたセミナー内容に整理・統合するなど利用者の視点に立った就労支援サービスの整理・統合に取り組むとともに、国が実施する事業との連携や、長期インターンシップなどの実践的な就業体験プログラムの実施、定着支援の充実等について検討します。
- ・ 合同企業説明会については、県外大学進学者と県内企業とが接する機会を増やすため、大学進学者の約 4 割が進学する中京圏での開催や、京都、大阪から県内会場までの無料送迎バスの運行など来場者が参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、新たに設置する首都圏営業拠点を活用した U ターン就職への支援など若者と企業等とのマッチング機会の充実に取り組みます。
- ・ 無業の期間が長くなると、就職が困難になりやすいことから、学校、教育委員会、地域若者サポートステーションと連携を図り、学校から社会への移行が円滑に行えるよう取り組みます。
- ・ 平成 25 年度から障がい者の法定雇用率が引き上げられ、障がい者雇用の促進が一層求められていることから、障がい者の雇用モデルを通じて障がい者の就労と定着の支援を行うとともに、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立支援や、障がい者雇用アドバイザー等による普及啓発、就職面接会の開催などにより、障がい者雇用の取組をより一層促進します。また、社会全体の障がい者に対する理解と雇用の促進を図るアンテナショップカフェの機能や運営のあり方など、障がい者雇用支援の新たな仕組みづくりの検討を行います。
- ・ 高齢者の就業機会の拡大を図るため、シルバー人材センターへの継続的な支援とともに、ハローワークや商工会議所等関係機関と連携し、来場者が参加しやすい就職面接会を開催します。
- ・ 女性の就労支援に関する業務を雇用経済部で総合的に担うことにより、雇用施策やワーク・ライフ・バランス*等の取組と一体的な実施を図り、効果的な支援や企業への働きかけに取り組めます。
- ・ 県と市町が一体となって、緊急雇用創出基金事業を実施するとともに、若い企業を主な対象に、地域資源を活用したサービスの提供等の取組を支援することにより、企業の成長を促し、地域経済の活性化を図り、雇用の創出・拡大につなげていきます。
- ・ 三重労働局や（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構等の関係機関と連携し求人求職双方のニーズから、販売ビジネス系の訓練コースを新たに設定するなど、ニーズに応じた訓練コースを検討するとともに、民間企業が持つ研修のノウハウを活用した、企業における製造管理の基本等を学ぶ在職

者向けの製造管理者育成基礎講座を新に実施するなど企業の人材育成に対する支援を充実します。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【雇用経済部 副部長 佐伯雅司 電話:059-224-2414】

- ・雇用創造懇話会における「若者の雇用支援」の議論を基に、未就職卒業者、正社員を希望する非正規就労者、自立が困難な若年無業者等が持つ多様な課題を解決できるよう支援内容の見直しを進め、就職件数の増加につなげていきます。
- ・障がい者がいきいきと働き、社会全体の障がい者に対する理解と雇用の場の確保にも資する障がい者の訓練の場の運営方法等について検討し、実現に向けての課題整理を行います。
- ・働く意欲のある女性の就労支援について、「女性の再チャレンジ促進事業」等により経済・労働団体や行政機関による検討会議、子育て世代女性への就労意識アンケート調査の実施、ロールモデルを発信するセミナーや情報交換の場としてサロン等を開設します。
- ・女性の能力活用を促進するサロン等を開設する事業の連携対象として、国のマザーズサロンや市の男女共同参画センターだけでなく、三重県中小企業レディース中央会、三重県経営者協会女性懇話会なども想定し、効果的な支援や企業への働きかけに取り組みます。
- ・「女性の就労相談事業」の託児機能強化などにより相談体制を充実するとともに就労ニーズを的確に把握し、企業に共有していくことで、雇用創出につなげていきます。
- ・国の「緊急雇用創出臨時特例交付金」を活用した「起業支援型地域雇用創造事業」により、地域に根ざした事業の起業や新事業展開を支援し、雇用の受け皿の創出と拡大に取り組みます。
- ・求職者の就職に直結できるよう、求職、求人側の的確なニーズ把握による訓練コースの設定に取り組むとともに、在職者向けの人材育成事業による県内企業の競争力強化につなげていきます。

施策 3 3 2

働き続けることができる環境づくり

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

企業、経済団体、労働団体、行政等が、働き続けることができる環境づくりに向けて主体的に取り組むことにより、働いている人が、性別や年齢等に関わりなくいきいきと働くとともに、家庭生活や社会貢献活動、地域づくり活動なども充実し、仕事と生活を調和させています。

平成 27 年度末での到達目標

企業等で働き続けることができる環境の整備が進み、勤労者と経営者双方が協力し、ワーク・ライフ・バランス * 推進のための自主的な取組が増加しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成できなかったものの、活動指標は 3 項目とも目標値を大きく上回ったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【* 進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合		29.5%	0.97	32.0%	37.0%
	27.1%	28.6%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	調査対象事業所（従業者規模 10 人以上 300 人未満の県内事業所から抽出）のうち、「何らかの形でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標達成には至りませんでしたが、平成 25 年度は好事例の周知や女性の就労継続のための職場環境づくりへの専門家派遣等により、企業の取組を支援することとして 32.0%の目標値としました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
33201 ワーク・ライフ・バランスの推進（雇用経済部）	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合		95.0%	1.00	98.0%	98.0%
		94.2%	98.0%			
33202 男女が共に働きやすい職場づくり（雇用経済部）	「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数（累計）		126 件	1.00	159 件	200 件
		73 件	141 件			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
33203 勤労者福祉の推進（雇用経済部）	「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合		93.0%	1.00	93.2%	93.5%
		92.6%	95.4%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,186	1,021	712		
概算人件費		54			
（配置人員）		（5 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・ワーク・ライフ・バランスの認知の向上と取組の促進を図るため、経営者や労働者の代表、学識経験者等で構成する検討会を開催し、働き方改革に関する優良な取組事例の収集や取組の進め方について検討
- ・2月28日は四日市市、3月5日は伊勢市、6日は津市で企業のトップ、人事労務担当者等を対象にワーク・ライフ・バランスの必要性や働く方改革に関するセミナー等を開催し、延べ147人が参加
- ・雇用機会の均等や女性の活躍支援、ワーク・ライフ・バランス及び次世代育成支援などを積極的に推進する企業等（「男女がいきいきと働いている企業」）を県が公募し、68社を認証するとともに、認証企業のうち、特に意欲的な取組を行う知事表彰企業4社を選定
- ・若者の職場定着を促進するため、企業見学による職業感の醸成や「働くルール」を学ぶ講座を実施し、企業見学会には19高校、1,292人が参加するとともに、「働くルール」講座には、18校、2,423人が参加
- ・労使双方から寄せられる労働相談に対応する「労働相談室」を運営し、年間相談件数は1,405件

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ワーク・ライフ・バランスの認知の向上と取組の促進を図るため、セミナーの実施や労使団体や国などと連携し、周知啓発活動に取り組んだ結果、ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合は目標値達成しましたが、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合は目標値を達成できなかったことから、企業等が具体的に取り組むための支援が必要です。
- ・「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度の周知活動を労使団体等と連携して展開した結果、前年度を大きく上回る申請がありましたが、特定業種割合が依然高いことから、多様な業種からの申請に向けて取り組む必要があります。
- ・企業の現場を知るための企業現場等見学会や働くルールを啓発する出前講座に参加した学生の95%以上から「役に立った」との評価を得ましたが、労働関係法令に関する知識を重要と考える割合が低いといった課題があることから、アンケート結果を受けた事業の充実を図っていく必要があります。
- ・労働相談窓口での的確な対応や窓口の周知に向けて、関係機関等との連携を強めたことから、相談件数は前年度より増加（64件増）していますが、より多くの方にさらなる周知の強化等に取り組む必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 集めた好事例を基に企業等がワーク・ライフ・バランスに取り組んだ手法や効果をまとめ、セミナーや県ホームページ等を活用して普及・啓発活動するとともに、女性の就労継続のための職場環境づくり等について専門家派遣等を行う等、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むための支援を充実します。
- ・ 「男女がいきいきと働いている企業」認証企業拡大に向けて、多様な業種からの申請につながるよう評価項目や提出書類の見直しを行うとともに、商工団体や市町との連携等による周知をさらに強めます。
- ・ 高校生の就労支援や早期離職防止に対してより効果的な事業となるよう、働くルールの出前講座のアンケートで評価が低かった項目の説明方法の検討や企業現場の見学先の開拓等に取り組みます。
- ・ 現在実施している周知方法に加えて、女性の就労支援施策との連携など新たな連携による周知の強化に取り組みます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【雇用経済部 副部長 佐伯雅司 電話:059-224-2414】

- ・ 労働団体や使用者団体と連携し、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことの効果や取組事例の啓発を行うことで、取組企業の拡大を図るとともに、『男女がいきいきと働いている企業』認証制度に多様な業種から申請されるよう申請書類の見直しや優れた取組の周知方法の充実を図り、いきいきと働き続けることができる企業を増やしていきます。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

三重の産業の持つ魅力や価値が、県が先頭に立った営業活動を通じて国内外から共感を呼び、産業の活発化や地域経済の活性化につながるとともに、県内への企業立地、製品・県産品等の売り上げ向上や観光旅行者の増加につながっています。

平成 27 年度末での到達目標

首都圏等における営業（セールス）機能が強化され、三重が誇れるものづくり中小企業や観光商品・県産品等の魅力や価値が、トップセールスを中心とした強力な営業活動により広く情報発信されることで、国内外から共感を呼び、魅力ある地域として三重の認知度が高まっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標のうち 1 項目が未達成となりましたが、県民指標と活動指標の 1 項目については目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
三重が魅力ある地域であると感じる人*の割合		45.0%	1.00	50.0%	60.0%
	40.0%	52.5%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	首都圏等における県事業を通じて把握した、三重が魅力ある地域であると感じる人の割合				
25 年度目標値の考え方	三重が魅力ある地域であると感じる人の割合を、イベント等の県事業で把握するとともに、新たに首都圏営業拠点 * の整備による波及効果等をあわせて調査する中で、2 人に 1 人から三重が魅力ある地域であると感じていただけるよう、目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
34101 営業機能の強化（雇用経済部）	営業本部活動回数（累計）		100 回	1.00	300 回	400 回
		—	233 回			
34102 効果的な情報発信戦略の推進（雇用経済部）	三重の応援団など三重県を応援する三重県ファン数（累計）		250 人	0.42	500 人	1,000 人
		—	105 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2	105	386		
概算人件費		162			
(配置人員)		(18 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・首都圏における営業活動を総合的に進める首都圏営業拠点の整備に向けた準備・調整を進め、賃貸物件を決定。また、効果的運営検討業務事業者や運営事業者も決定
- ・効果的運営検討業務事業者や運営事業者とも連携し、首都圏営業拠点の基本コンセプト、基本的機能などを整理
- ・首都圏営業拠点を核にした面的な情報発信につなげるため、三重を応援いただける店舗や企業、三重ファンとのネットワークを構築
- ・東京六本木の「東京ミッドタウン」や東京丸の内の飲食店街「クニギワ」など、集客力や情報発信力の高い場所や商用施設において、三重県フェア等を開催
- ・関西圏の営業拠点である大阪事務所の役割や機能の見直しを検討
- ・関西圏における観光誘客活動、企業誘致活動、県産品等の販路開拓支援活動、ネットワークづくり活動

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・首都圏営業拠点のオープンに向けて、営業拠点の整備を適切に進めていくことに加え、県内市町や関係団体等とも連携し、営業拠点での商品アイテムの選定や、更には営業拠点を活用したイベント（事業）などの具体的な検討が必要です。
- ・三重県フェアに協賛いただいた店舗に県産食材等の活用や情報発信への協力を働きかけてきましたが、今後は、県内事業者の販路拡大など、一過性に終わらない具体的成果につなげていくことが必要です。
- ・三重の応援店舗や応援企業など三重ファン等とのネットワークの構築を進め、県内市町や関係団体、産業界（例えば流通事業者等）などとも連携し、営業拠点以外での積極的な情報発信を行っていき、三重の認知度向上に向けた面的な取組を実施していく必要があります。
- ・三重ファンを発掘し、ファン個人が持つネットワーク（例えばSNS*など）を生かして、コアな三重ファン*を拡大し、三重の認知度向上につなげていくことが必要です。
- ・大阪事務所では、県人会などのネットワークの拡大やマスコミ等への情報発信、市町と連携した販路拡大支援に取り組みました。今後、平成 25 年の神宮式年遷宮*や平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年の好機を生かし、観光誘客の増加や県産品の販路拡大につなげていくため、市町、鉄道事業者、商工・農林水産関係団体等との連携を一層強めて「打って出る営業活動」を展開する必要があります。今後は、大阪府内だけでなく兵庫県や京都府など含む関西圏全域で展開していくため、組織を「関西事務所」としました。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・首都圏営業拠点での商品アイテムについては、県内事業者をはじめ各市町や商工団体などから広く公募し、選定委員会などで選定していきたいと考えています。また、商品アイテムから漏れた商品についても、運営事業者などとも連携し、県内事業者の魅力ある商品づくりをフォローアップして

いきます。

- ・「経済効果指標検討会」などで早々に検討を進め、営業拠点にかかる成果指標を決定し、効果的な運営へつなげていきます。
- ・日本橋周辺の飲食店や三重ゆかりの企業等との連携によるイベントや、さらには大手流通事業者との連携による三重県フェアを開催するなど、営業拠点オープンに向けて積極的に三重を売り込んでいきます。
- ・商社機能などを有する県内事業者を活用し、首都圏等との物流ネットワークの構築にも取り組みます。例えば、県内事業者の商品を集約し、首都圏等の大都市圏へ発送するための受発注・配送システム、物流ネットワークの構築に挑戦します。
- ・三重県フェアへの協力店舗・企業をはじめ、三重県出身者が経営者であるなど三重ゆかりの店舗等への営業活動を通じ、三重の応援店舗・企業を拡大し、県内事業者の販路開拓・拡大につなげていきます。
- ・首都圏営業拠点を活用し、知事や三重ゆかりの賢人主催のトークライブなど、注目度の高い講座を開催するほか、新たに日本橋での講座を開催するとともに、首都圏の方々が三重とのかかわりを持つ三重の歴史や文化等をコンセプトにした企画を展開していくことにより、コアな三重ファンの獲得、ネットワークの拡大につなげていきます。
- ・関西圏における三重の認知度を向上させるため、関西事務所を中心に、県人会をはじめ経済界や大学、鉄道事業者、小売・流通事業者等とのネットワークづくりを強化し、そのネットワークを生かした営業活動を展開します。
- ・関西圏における三重ゆかりの店舗や企業のニーズを把握し、大手流通事業者などへの売り込みや出前商談会の開催などにより、県産品の販路拡大に取り組むとともに、関西圏で売れる三重の魅力づくりにつなげます。
- ・関西圏からの来訪客を拡大していくため、鉄道事業者との連携を強化し、主要駅での交通広告等を活用するなど、季節に応じたより具体的な観光情報を提供していくとともに、三重県観光キャンペーンの取組の一つである「みえ旅おもてなし施設」との連携による取組を進めるなど、観光誘客活動を積極的に展開していきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【雇用経済部 雇用経済企画総括監 村上亘 電話：059-224-2414】

- ・首都圏営業拠点の開設に向けて、三重を売り込む仕組みの構築に必要な流通や企業等とのネットワークに関わる知識、経験が豊富な者を民間企業から招聘し総括本部員として任命するなど準備体制を強化したことから、適切な組織マネジメントにより、営業拠点の整備、成果指標の検討、ソフト事業の展開を同時並行で適切に行っていきます。また、日本橋近隣の店舗や企業を始め、三重ゆかりの店舗や企業等と連携し、首都圏全体で面的な情報発信が展開できるよう、ネットワークづくりを進めていきます。
- ・関西事務所においては、兵庫や京都を含めた関西全域に対して、食や観光など三重の魅力について営業活動を展開していくとともに、「関西営業戦略（仮称）」を策定し、さらなるネットワークや情報発信力の拡充、販路拡大や観光誘客の取組の強化につなげます。

施策 3 4 2

観光産業の振興

【主担当部局：雇用経済部 観光・国際局】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さん、市町、観光事業者および観光関係団体等との連携により、観光振興の取組が進み、国内外からの誘客が促進されるとともに、県内地域において魅力ある観光地が形成され、観光産業が本県の経済をけん引する産業の一つとして確立され、持続的に発展しています。

平成 27 年度末での到達目標

式年遷宮により全国から本県に注目が集まる絶好の機会を生かした国内外に対する観光宣伝活動の強化、県内での周遊性・滞在性の向上、観光人材の育成等、観光産業の基盤強化を進めるなどの取組が展開され、本県の認知度が高まり来訪者が増加し、観光産業の活性化が図られています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標及び活動指標の一部が目標値を下回りましたが、活動指標の1つである観光レクリエーション入込客数が、順調に伸びていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
観 光 消 費 額 の伸び率		116	0.87	127	127
	100	101			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	観光旅行者が県内において支出した観光消費額（交通費、宿泊費、土産品費、その他の費用）の平成 23 年を 100 とした場合の伸び率				
25 年度目標 値の考え方	10 月の御遷宮効果が見込まれることから、首都圏等遠方からの誘客効果や周遊性・滞在性を向上する取組を強化することで、23 年度からの観光消費額の伸び率を 2 割強増加とし、「127」が妥当であると考え設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
34201 式年遷宮＊の好機を生かした国内誘客戦略（雇用経済部観光・国際局）	観光レクリエーション入込客数		3,650 万人	1.00	4,000 万人	4,000 万人
		3,565 万人	3,787 万人			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
34202 三重県を訪れる 海外誘客戦略（雇用経済 部観光・国際局）	県内の外国人延べ宿泊 者数		100,000 人	0.95	120,000 人	150,000 人
		90,900 人	94,660 人			
34203 来訪を促進する 観光の基盤づくり（雇用 経済部観光・国際局）	リピート意向率		82.0%	1.00	88.0%	100.0%
		77.8%	83.9%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	914	2,329	722		
概算人件費		243			
（配置人員）		（27 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・「三重県観光キャンペーン」を平成 25 年 4 月から実施するため、官民一体となった推進協議会を設置（平成 24 年 10 月）、キックオフ大会（平成 24 年 11 月、伊勢）、スタートイベント（平成 25 年 3 月、県庁）を実施
- ・県全体でキャンペーンの機運醸成及びキャンペーンの周知を図るため、キックオフ大会（平成 24 年 11 月、伊勢）、スタートイベント（平成 25 年 3 月、県庁）を開催するとともに、桂 三輝（サンシャイン）さんを隊長とする三重県観光キャンペーン P R 隊を組織し、県内市町と連携した P R 活動を実施、三重県観光キャンペーン推進協議会でキャンペーンの愛称を公募し、全国から寄せられた 1,644 件から「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」を選定し、キャンペーンロゴマークを作成
- ・三重県観光キャンペーンにおける「県内での周遊性、滞在性の向上」「三重ファン・リピーターの増加」を行うため、「みえ旅パスポート」、「ホームページ」、「ガイドブック」、「エリアパンフレット」を作成するとともに、「みえ旅案内所」（68 施設）、「みえ旅おもてなし施設」（平成 25 年 3 月現在約 600 施設）を設置
- ・島根県、奈良県など「遷宮」や「古事記」など共通テーマを活用し連携した観光 P R を実施
- ・三重の観光営業拠点（桜通りカフェ）については、新たに 3 市町が参加し、あわせて 10 市町が参加し、参加市町における旅行商品の造成や情報発信、特産品の販売等を実施
- ・台湾にミッションを派遣し「日台観光サミット」を三重県に誘致
- ・中部広域観光推進協議会や「昇龍道プロジェクト」等広域連携による取組に参画し、連携したプロモーション活動を実施
- ・フェイスブックやツイッター等を活用し、三重県の情報発信を実施
- ・県内の受入体制整備のために「ことなび」を運営し電話通訳サービスや県内事業者等のパンフレットの翻訳等の多言語対応を支援、また県内観光施設に W i - F i 環境を整備
- ・海女や忍者を活用した三重県観光モデルの構築に向けて、「海女振興協議会」（平成 24 年 6 月）と「伊賀流忍者観光推進協議会」（平成 24 年 8 月）を地域が主体となって設立し、情報発信や誘客に向けたコンテンツづくりに着手
- ・地域資源を活用したニューツーリズムとして、スポーツツーリズム*やエコツーリズム、ロケ地観光等の支援を開始

- ・三重県観光連盟による人材育成事業を支援するとともに、そのフォローアップとして「三重県can-co-本気塾」事業を実施
- ・地域における観光産業の実態を把握するため、観光庁の調査に合わせ、観光による地域への経済効果等の調査を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・平成 25 年 4 月から実施する三重県観光キャンペーンの組織体制の構築を行うとともにマスコミへの露出も増加するなどキャンペーンを順調にスタートさせることができました。また、「三重県の認知度の向上」、「周遊性・滞在性の向上」、「県民の観光行動の促進」、「三重ファン・リピーターの増加」を図るため、「みえ旅パスポート」の作成、「みえ旅案内所」、「みえ旅おもてなし施設」の設置など本キャンペーンの核となる仕組みを構築しました。今後は、作成したロゴマーク、観光大使を活用した情報発信や「みえ旅パスポート」、「みえ旅案内所」、「みえ旅おもてなし施設」などの取組を積極的に展開する必要があります。
- ・島根県、奈良県など共通テーマを持つ他県と連携して観光PRを行うことにより、メディアへの露出も増えました。今後とも継続して取り組んでいく必要があります。
- ・「2013 日台観光サミット in 三重」開催までの期間を台湾との「重点強化期間」に位置づけていますが、集中的に三重県をPRし、認知度を高めていくことが課題です。
- ・「昇龍道プロジェクト」や中部広域観光推進協議会と連携したプロモーションを行っており、さらなる有効活用が課題です。
- ・フェイスブックやツイッター等で情報発信していますが、多くの人に閲覧してもらいフォロワーを増やすことが課題です。
- ・「ことなび」による外国人向けの電話通訳サービスや県内事業者等のパンフレットの翻訳等を行っていますが、利用拡大のため県内事業者や旅行者への周知が課題です。
- ・海女や忍者を活用した三重県観光モデルの構築については、平成 24 年 6 月に海女振興協議会、同年 8 月に伊賀流忍者観光推進協議会を発足しましたが、今後、協議会を中心に地域が一体となって主体的に事業を進めていくことが課題です。
- ・平成 25 年度 J F C（ジャパンフィルムコミッション）総会を 9 月に伊勢市二見町に誘致することができました。また、6 月には、「バリアフリー観光を推進する全国フォーラム伊勢大会」が開催されることから、これらの機会を生かし、新しい観光として地域に定着させることが課題です。
- ・首都圏営業拠点*、関西事務所、名古屋の桜通りカフェを活用した市町等との連携をさらに深め、訴求力のあるメディアやエージェントなどへの情報発信を進める必要があります。
- ・地域で観光をけん引するキーパーソンの育成とネットワーク化が図られました。育成した人材が地域において、地域の魅力を発掘するとともに、これらを活用した商品企画に結びつくような支援が課題です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「三重県観光キャンペーン」の周知を図るために、首都圏営業拠点や関西事務所、桜通りカフェを活用し、首都圏等大都市圏での情報発信を実施するとともに、女性誌等のメディアや、旅行エージェント等への情報発信、観光大使の充実を進め、三重県の認知度を高めます。
- ・現在、68 箇所ある「みえ旅案内所」や、約 600 箇所ある「みえ旅おもてなし施設」の設置数を増加させ周遊パスポートの発給を促進することにより、盛り上げを図っていきます。

- ・ 各地域部会と連携して県内各地の魅力の磨き上げを図り、各地を繋ぐ商品化を行うことで県内各地の周遊性、滞在性の向上を図ります。
- ・ 島根県や奈良県など共通のテーマで、引き続きメディアやエージェントへの情報提供などを連携して行っています。また、首都圏営業拠点を活用した講座の開催など日本橋を中心とした首都圏での情報発信を推進していきます。
- ・ 「2013 日台観光サミット in 三重」の開催をチャンスと捉え、台湾における観光PR、誘客活動に集中的に取り組むとともに、台湾との観光交流関係を具体的な形にして、一過性に終わらせない取り組みを行います。
- ・ 「昇龍道プロジェクト」など広域連携による取組を中部広域観光推進協議会と一体となって進めます。昇龍道プロジェクト推進協議会が選定した「昇龍道百選」を有効に活用し、三重県の魅力ある観光資源を海外にPRするとともに、新しいコースづくりに取り組みます。
- ・ フェイスブックやツイッターで県内観光地の旬な情報をタイムリーに提供するとともに、観光展などにおいて周知を図ることにより閲覧者を増加させ、三重県の認知度向上に繋がります。
- ・ 観光案内所において「ことなび」（外国人向けの電話通訳サービス、及び県内事業者への翻訳サービス）の周知、指さし会話集の設置を行うとともに、観光施設等でのWi-Fi環境の整備を図ることにより外国人の受入環境の向上に繋がります。
- ・ スマートフォンアプリを活用した、観光情報提供を進めていきます。
- ・ 海女、忍者を活用したモデル事業について、海女振興協議会において、海外プレス海女密着ツアー、済州島海女祝祭参加事業や、伊賀流忍者観光推進協議会では、伊賀流忍者ロゴ、新忍者衣装の製作や忍者ゆかりの地を紹介するガイドブックの作成などとともに、観光庁が創設した「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」の採択を受けるなど、国内外に向けて、積極的な情報発信を進めています。
- ・ ニューツーリズムについては、JFC（ジャパンフィルムコミッション）総会が本県で開催されることから、全国のFC（フィルムコミッション）との交流で、県内の素晴らしいロケーションを広くPRすることによりロケの誘致促進に繋がっていきます。また、バリアフリー観光については、NPOとの連携で、6月に開催する「全国フォーラム伊勢大会」を契機に、バリアフリー観光先進県としての情報発信やモデルプランの造成に取り組んでいきます。
- ・ 地域で観光を牽引するキーパーソンのネットワークを図り、地域の魅力の磨き上げと商品造成に繋げ、市町等と連携しながら、首都圏営業拠点や三重の観光営業拠点（名古屋桜通りカフェ）、三重県観光キャンペーンにおいて情報発信します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【雇用経済部 観光・国際局 次長 岩田 賢 電話：059-224-2414】

- ・ 平成 25 年 4 月から開始した「三重県観光キャンペーン」を内外の関係者と連携して集中的に取り組む、「三重県の認知度の向上」「周遊性・滞在性の向上」「三重ファン・リピーターの増加」を通じて、式年遷宮後も観光客数や観光消費額を維持することをめざします。
- ・ 島根県や奈良県など、共通のテーマ性を有する自治体等と連携して、マスコミや首都圏、関西圏等においても興味を引くテーマ性の高い情報発信をすることで、マスメディアでの報道等を通じた三重県らしい観光魅力のPRに努め、物販や観光誘客面で寄与することとします。
- ・ 外国人誘客について、「2013 日台観光サミット in 三重」の開催をチャンスと捉え、台湾旅行会社と連携して、持続的な送客がなされる取り組みを実施します。また、海外でのPRは、三重県単独では限界があるため、「昇龍道プロジェクト」など広域連携を中部運輸局や中部広域観光推進協議会

と一体となって進め、地域全体での知名度向上を行います。

- 国内、そして世界にアピールできる三重県独自の観光素材として、「忍者」や「海女」などを活用し、話題性の強いイベントやストーリーを通じた情報発信を実施することにより、マスコミでの報道や記事等を通じて、首都圏等他の地域における知名度向上を行います。
- 観光産業が、裾野の広い産業であることから、地域資源を活用した新商品開発やサービスの向上、新たな観光需要の創造等に取り組み、本県の経済をけん引する産業の一つとして確立することをめざします。

施策 3 4 3

国際戦略の推進

【主担当部局：雇用経済部 観光・国際局】

県民の皆さんとめざす姿

姉妹・友好提携先に加えて、欧米やアジアなど、今後結びつきを強める必要のある地域を設定し、産業や観光、文化などのさまざまな分野で横断的に取り組むことにより、世界から優れた企業、人材の呼び込み県内企業の海外展開が進み、地域に新たな活力と価値が創造されています。

平成 27 年度末での到達目標

国際社会のグローバル化に対応するため、姉妹・友好提携先や各国の駐日大使館等との連携を強化するとともに、新たな国際ネットワークを構築し、海外に向けて県の持つ高い技術や観光資源等の魅力を発信することにより、海外自治体等との連携が進み、文化、経済的交流が活性化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B	判断理由	県民指標並びに活動指標については、目標値を達成しましたが、具体的には、今後の進展によることから「ある程度進んだ」と判断しました。
*	(ある程度進んだ)		

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
海外自治体等との連携により新たに創出された事業数（累計）		5 件	1.00	20 件	20 件
	—	15 件			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	海外の自治体や駐日大使館等との連携から、新たに生まれた、産業や観光、文化関連の事業数				
25 年度目標値の考え方	24 年度、海外の自治体や駐日大使館等とのネットワーク強化を進めることにより新たに 15 件の連携事業を創出できたことから、25 年度に 27 年度の目標値である 20 件を早期達成することを目標として設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
34301 国際交流・貢献活動のネットワーク化の推進（雇用経済部観光・国際局）	みえ国際協力大使数（累計）		140 人	1.00	160 人	200 人
		125 人	142 人			
34302 企業活動を支える国際的なネットワークづくりの推進（雇用経済部観光・国際局）	新たに連携構築を行った国際的なネットワークの数（累計）		1 件	1.00	2 件	6 件
		—	1 件			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
34303 海外自治体等と連携した誘客戦略の展開（雇用経済部観光・国際局）	観光における海外自治体等との連携事業数（累計）		2 件	1.00	5 件	10 件
		—	3 件			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	78	90	111		
概算人件費		144			
（配置人員）		（16 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・平成 24 年 4 月に河南省から副省長を団長とする河南省代表団を受入。平成 24 年 5 月に河南省代表団受入。同省との間で締結した観光協定に基づき、津市内で「河南省観光プロモーション」を開催
- ・平成 24 年 6 月に駐日韓国大使が来県。県内視察及び地元関係者や知事との意見交換を実施
- ・平成 24 年 7 月に台北駐日経済文化代表処の協力のもと知事の台湾ミッションを実施
- ・平成 24 年 7 月に駐名古屋韓国総領事館の協力のもと副知事の韓国ミッションを実施。韓国の港湾との関係強化や韓国との世界無形文化遺産登録に向けた海女文化交流を推進
- ・平成 24 年 7 月にブラジル・サンパウロ州姉妹提携 40 周年（平成 25 年）事前調整とフェスティバル・ド・ジャポンへ参加のため職員 2 名を含む三重県訪問団がサンパウロ州を訪問
- ・平成 24 年 9 月に海女振興協議会からの依頼を受け、海女振興協議会から、鳥羽市長とともに観光・国際局長が、韓国・済州特別道で開催された海女祝祭に参加し日韓共同での世界無形文化遺産登録に向け鳥羽志摩の海女文化をアピール
- ・平成 24 年 9 月に駐名古屋中国総領事館等の協力のもと知事の上海・タイミッションを実施。上海、バンコク及び県内にビジネスサポートデスクを設置
- ・平成 24 年 11 月に駐日ベトナム大使が来県。県内視察及び産学官関係者や知事との意見交換を実施
- ・平成 24 年 11 月に知事が奈良県で開催された東アジア地方政府会合に出席しベトナム・フートー省知事とバイ会談を実施。同会合に参加後、来県したベトナム・フエ省副知事と副知事が面談
- ・平成 24 年 11 月に外務省が主催する外国大使グループ（14 カ国）の都道府県訪問を受入。県内企業、教育機関との意見交換や観光地等の視察を実施
- ・平成 24 年 11 月にスペイン・バレンシア州姉妹提携 20 周年を機に職員 2 名を含む三重県訪問団が訪伯。バレンシア市内各所で開催の「ジャパンウィーク 2012」に参加
- ・平成 25 年 2 月に台北駐日経済文化代表処の代表が「リーディング産業展みえ 2013」での講演のため来県。県内視察及び県内産業関係者や知事との意見交換を実施
- ・平成 25 年 2 月に知事が訪台し「ランタンフェスティバル」に参加
- ・平成 25 年 3 月に「三重県物産展」を台中市、台北市で開催
- ・青年海外協力隊等に参加する三重県出身者 17 人を「みえ国際協力大使」に委嘱

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・台湾ミッション等の結果、台湾政府経済部（台日産業連携推進オフィス）との産業連携に関する覚書（MOU）の締結、「2013 日台観光サミット in 三重」の誘致、台湾ランタンフェスティバルでの

効果的なPR等の成果をあげることができました。今後は、これらを契機に、産業連携、海外誘客、販路拡大について一過性でなく継続的に取り組むための仕組みづくりが課題です。

- ・ 駐日大使グループの受入や台湾、韓国、ベトナム、フィリピン等の大使等の受入などを通じて、駐日大使等とのネットワークづくりが進みました。今後は、各種課題解決のための連携等に活用すべくネットワークの維持・強化が課題です。
- ・ 上海・タイミッションの結果、海外展開拠点の設置などの具体的成果をあげることができました。今後は、これらをベースに情報収集と適切な情報提供、迅速な相談対応、現地企業とのマッチング機会の提供など海外展開に取り組む県内中小企業へのきめ細やかなサービス提供が課題です。
- ・ ブラジルミッションでは、これまでの友好交流から経済交流へとつなげていくことが課題です。
- ・ 河南省と観光面の連携強化に取り組んだ結果、河南省の鄭州新鄭国際空港と関西国際空港の直行便（上海空港経由）が24年7月から運航を開始しましたが、中国からの観光客が大きく減少しており、「昇龍道プロジェクト」など広域連携のさらなる有効活用が課題となっています。
- ・ JICAボランティアを「みえ国際協力大使」に委嘱し、赴任国で三重県の紹介・PRを行っていただくなど、国際親善交流に活用しています。三重県をより効果的に海外に売り込み、海外誘客や県産品の販路拡大などにつなげていくには、外国人の視点から三重県をPRしていただくことが非常に有効であり、外国人による観光情報等の発信など新たな取組が必要です。
- ・ 海外展開の取組を効果的・効率的に進めていくためには、その羅針盤となるべき明確な国際戦略の策定が課題であり、「みえ産業振興戦略*」アドバイザリーボード*において検討いただいています。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 国際戦略については、これまでの友好提携や産業連携で築いてきたネットワーク、産業振興・観光誘客の市場としてのポテンシャル、パートナーとしての互恵的な関係などを考慮し、ターゲットとする国・地域を絞り込み、本県がめざすべき海外展開を行っていくことが重要です。今後、「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボードなどで議論を重ね、今年度前半には国際戦略を策定します。
- ・ 台湾について、観光面では、「2013日台観光サミット in 三重」の開催をチャンスと捉え、台湾における観光PR、誘客活動に集中的に取り組むとともに、台湾との観光交流関係を具体的な形にして、一過性に終わらせない取組を行います。産業面では産業連携に関する覚書(MOU)に基づく台日産業連携推進オフィス(TJPO)との産業連携推進実施計画を早急に策定し、産業連携を着実に進めていきます。
- ・ 県内中小企業の海外展開を促進すべく、中国(上海)、タイ(バンコク)のサポートデスクの機能を高めるため、現地の企業団体や研究機関、国内外の専門家との新たなネットワークの構築などで、「情報収集能力」と「ネットワーク力」の強化を図っていきます。
- ・ ブラジルミッションについては、これまでの友好関係の維持強化に加えて、産業、観光などの面から、新たな交流の契機となる取組を検討していきます。
- ・ ヨーロッパとの産業連携の維持強化に加え、世界全体への情報発信地でもあり、あらゆるイノベーションの源泉地でもあるアメリカとの産業連携を検討するなど、独自の技術を有する県内中小企業の付加価値率の更なる向上につながるグローバルな取組を進めていきます。
- ・ 海外誘客については、「昇龍道プロジェクト」など広域連携による取組を中部広域観光推進協議会と一体となって進めます。昇龍道プロジェクト推進協議会が選定した「昇龍道百選」を有効に活用し、三重県の魅力ある観光資源を海外にPRするとともに、新しいコースづくりにも取り組みます。
- ・ 県単独事業あるいはビジット・ジャパン地方連携事業により、台湾、香港、タイなど東南アジアへの海外ミッション派遣や観光展覧など積極的に取り組みます。

- ・「みえ国際協力大使」を三重県と赴任国の国際親善交流に活用していくことに加え、県内に在住する留学生などの人材を活用し、外国人の視点で三重県の観光情報等をSNS*などで発信する取組を行います。
- ・公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）が、これまで培ってきたネットワーク等を活用した新たな国際環境ビジネスの展開へと活動の幅を広げていくことができるよう、関係機関等との検討を進める中で、海外展開支援に関する取組の方向性を打ち出していきます。
- ・外資系企業等の県内立地に向け、金融機関等との協定の活用や、在日公館等との連携強化に取り組むことにより、海外からの投資を呼び込んでいきます。
- ・東京、名古屋、大阪など、在日公館等との人的ネットワークの強化を継続して図っていきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）

【雇用経済部 観光・国際局 次長 岩田 賢 電話：059-224-2414】

- ・これまでの友好交流で得た人脈等資源を、経済交流（観光連携、産業連携）などに幅広く活用していくとともに、三重県の海外関連施策展開の羅針盤となる明確な国際戦略を策定し選択と集中のもと、海外からの誘客活動や県内産業の海外展開に産学官民で一体となって取り組んでいきます。
- ・国際戦略について、特に、財政的、人的制約を考慮し、対象国や対象事業等を絞り込み、具体的に目に見える成果を出すことをめざします。また、「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボードなどで議論を重ね、三重県が目指すべき海外展開、海外対応の方針を明確にし、産学官民で総合力を持って対応できるようにします。
- ・外国人誘客については、単に観光客を対象とする観光誘客のみならず、産業や物産と一体となって国内外で三重県の魅力を総合的にPRし、ビジネス客も含めた外国人来県者全体の増加をめざします。また、海外でのPRは、「昇龍道プロジェクト」など広域連携を中部運輸局や中部広域観光推進協議会と一体となって進め、地域全体での知名度向上を通じた誘客を行います。
- ・台湾との交流についても、一過性に終わらせることなく、「2013 日台観光サミット in 三重」を契機としたテーマ性を持ったモデルコースづくり、台湾旅行会社との連携を実施します。また、産業面においても、産業連携に関する覚書（MOU）に基づく台日産業連携推進オフィス（TJPO）との産業連携推進実施計画を早急に策定し、台湾との持続的な産業連携の枠組みを構築します。
- ・ブラジルミッションについては、これまでの親善友好関係から踏み出し、産業、観光などの経済交流面で新しい連携や貢献ができるよう、今後につながる取組を実施します。

施策 351

道路網・港湾整備の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外、海外との交流・連携を広げています。

平成 27 年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能を強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	道路については全ての指標で 24 年度目標値を達成しており、幹線道路等の整備推進や適切な維持管理により、利用者の安全性と利便性が向上しました。また、港湾については目標値に届かなかったものの、四日市港の外貿コンテナ貨物取扱量が過去最高値を記録したことなどから「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長		15.3km	1.00	60.6km	94.9km
	0.3km	21.3km			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長(累計)				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、県管理道路を整備推進することにより目標値を達成しました。平成 25 年度においては、紀勢自動車道や熊野尾鷲道路、紀宝バイパス、第二伊勢道路などを合計 39.3km 新規供用することをめざし、目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35101 道路ネットワークの形成(県土整備部)	県内の幹線道路の新規供用延長		10.3km	1.00	40.6km	59.9km
		—	10.3km			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35102 適切な道路の維持管理(県土整備部)	舗装の維持管理指数		5.0 以上	1.00	5.0 以上	5.0 以上
		5.3	5.3			
35103 四日市港の機能充実(雇用経済部)	四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量		20 万 TEU*	0.91	22 万 TEU	26 万 TEU
		17 万 TEU	18.3 万 TEU			
35104 県管理港湾の機能充実(県土整備部)	県管理港湾の入港船舶総トン数		1,503 万トン (23 年度)	0.98	1,503 万トン (24 年度)	1,503 万トン (26 年度)
		1,503 万トン (22 年度)	1,475 万トン (23 年度)			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	45,368	51,826	52,890		
概算人件費		3,354			
(配置人員)		(372 人)			

平成 24 年度の取組概要

- 大規模災害などから県民の皆さんの命と暮らしを守り、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路、北勢バイパス、中勢バイパス等の直轄国道の整備促進や未事業化区間の早期事業化に向けた取組、これらにアクセスする道路や緊急輸送道路*等の県管理道路の計画的な整備を推進。さらに、道路防災総点検*に基づく要対策箇所、落石・崩壊等の変状発生箇所における路線の重要度や変状の状況による優先度を考慮した対策を計画的に実施
- 県管理道路の安全な機能の確保を目的に、道路パトロール等の適正な道路管理や、安全性・快適性の向上に向けた道路施設の補修や補強などを実施
- 四日市港の国際競争力の強化と背後地域の一層の発展を目的に、国直轄事業臨港道路霞 4 号幹線の整備や、四日市地区における耐震強化岸壁の整備を促進するとともに、背後圏住民の暮らしの安全・安心を守るため、海岸保全施設等の維持管理を促進
- 県管理港湾が担うべき機能を強化させるため、効率的・安全に利用できるように、既存港湾施設の老朽化対策を推進

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- 紀勢自動車道の紀勢大内山から紀伊長島間約 10.3km とそのアクセス道路や伊勢南北幹線道路、四日市鈴鹿線（鈴鹿橋）等の県管理道路約 10.7km の供用、緊急輸送道路整備（橋梁耐震対策も含む）、道路防災対策を進めたことにより、走行時間が短縮され、地域間の交流・連携が進むとともに、災害時や救急医療など地域の安全・安心が高まりました。また、地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）や地域高規格道路*磯部バイパスの新規事業着手、亀山西ジャンクションのフルジャンクション化や鈴鹿 P A スマート I C の連結が決定しました。さらに、紀伊半島のミッシングリンク*の解消に向け、熊野大泊から新宮間については、地域の皆さんの声や学識経験者

等の意見をふまえ、平成25年4月に概ねのルートが決定され、うち紀宝から新宮間については、新宮紀宝道路（熊野川河口大橋（仮称）含む）として5月に新規事業化されるなど、大きく前進しました。加えて、地域の実情に応じた道路整備を行うため、早期に事業効果が発現できる局部的な改良などの柔軟な対応について、メニュー等を検討する会を設置し、普及・拡大を図る取組も行いました。道半ばにある道路網の現状に対し、道路利用者が安全・安心に通行でき、県内外との交流・連携に資するとともに、大規模災害等に備えた道路整備をさらに推進する必要があります。

- ・ 道路利用者が安全・安心に通行できるよう、道路パトロールや道路施設の点検等により発見された道路の損傷箇所・危険箇所への早急な対応や、路面性状調査*を活用した計画的な舗装補修を実施することができました。今後も把握した路面の調査結果を活かして計画的に補修を行う必要があります。
- ・ 四日市港では、臨港道路霞4号幹線について、天カ須賀工業団地地先の橋梁下部工等の工事が進められるとともに、新たに川越町地内において工事着手されました。また、四日市地区第3ふ頭15号岸壁の耐震化や富田港地区における護岸の耐震化が図られました。背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるための港湾施設や臨港道路の早期整備、背後圏住民の暮らしの安全・安心を守るための海岸保全施設の維持管理が必要です。
- ・ 港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるために、津松阪港（大口地区）および宇治山田港において、老朽化した港湾施設の補修工事を進めています。港湾は、県民生活の安全・安心の確保および地域経済の活性化、発展に不可欠なものであることから、今後とも港湾施設を適切に整備、管理、補修、更新することが必要です。また、大規模地震発生時の輸送路を確保するため、臨港道路の橋梁について、耐震検討・対策が必要です。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 災害時の復旧・復興を担うとともに、式年遷宮を契機とした県内外との交流連携の促進に向け、平成25年度供用開始予定となっている紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、紀宝バイパス、第二伊勢道路や四日市湯の山道路をはじめ、県内の高規格幹線道路、直轄国道および県管理道路が一体となった道路網の早期整備をめざします。また、「新たな命の道」として地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンクの事業化をめざします。このため、国などに強く働きかけ、関係機関と連携し整備促進を図るとともに、これらにアクセスする県管理道路の整備を推進します。さらに、緊急輸送道路整備（橋梁耐震対策も含む）を、重点的かつ効率的に推進していくとともに、安全な交通を確保するため落石等の対策や交通安全対策等を実施していきます。また、通学路における児童等の安全確保を図るため、昨年度実施した合同点検をふまえ、防護柵やラバーポール設置等の簡易対策について、地域との協議のうえ実施します。
- ・ 将来にわたって機能を充分発揮するよう、道路施設の長寿命化に向けて効率的かつ計画的に維持補修を進めていきます。また、式年遷宮により来訪者の増加が見込まれることから、周辺主要幹線道路等の修繕を行います。さらに、老朽化する道路施設が年々増加する中で、道路施設を適正に維持管理するため、従来の点検に加えてトンネル等の詳細な点検を実施し、その結果をふまえた対策を進めます。
- ・ 四日市港では、国道23号への環境負荷増大の回避、貨物輸送の定時性・即時性の確保、災害時のリダンダンシーの確保を図るため、臨港道路霞4号幹線の早期供用に向けて、事業主体の国と協力し、引き続き地元関係者や関係機関と協議を進めます。また、緊急時の物資輸送等に資する岸壁の耐震整備のほか、海岸保全施設や上屋の耐震補強を進めます。
- ・ 県管理港湾について、今後、港湾施設が求められる機能を満足するよう、維持管理計画に基づいて適切に維持管理を行っていきます。また、物資輸送等の災害復興活動等に利用できるよう、臨港道路にある橋梁の耐震検討を進め、必要な箇所について耐震対策を行っていきます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【県土整備部 次長 森若 峰存 電話:059-224-2651】

- 平成 25 年度の供用開始予定となっている紀勢自動車道(紀伊長島～海山)、熊野尾鷲道路(三木里～熊野大泊)、紀宝バイパス、第二伊勢道路や四日市湯の山道路(高角～吉沢)等の整備を進めます。また、「新たな命の道」として地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンクとなっている熊野大泊以南の未事業化区間の早期事業化などを図ります。
- 交通需要への対応と交通渋滞の解消、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進を図ります。
- 交通の安全確保のため、トンネル、照明灯や道路標識等の詳細な点検を実施し、事故等につながる重大な損傷が発見された場合は、早急に対策を行います。

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿

バスや鉄道などの生活交通について、県民の皆さんと共に、路線の維持・確保に取り組み、利便性の向上等を図ることにより、県民の皆さんが円滑に移動できています。また、空路やリニア中央新幹線などによる広域的な高速交通網の整備が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんの円滑な移動のため、国や市町、事業者など関係機関との適切な役割分担のもと、県内のバスや鉄道などの地域における公共交通が確保されているとともに、中部国際空港および関西国際空港の機能充実やリニア中央新幹線の開通に向けた整備や取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともに目標値を達成していますが、県民指標の実績値のうち「満足している」と回答した割合が全体の 10.3%であるため、ある程度進んだものと判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県内の公共交通機関の利便性に関する満足度		41.0%	1.00	42.0%	44.0%
	40.0%	41.2%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	e-モニターを活用した「公共交通等の利用について」の調査で、県内の公共交通機関の利便性について、「満足している」「やや満足している」と感じている県民の割合				
25 年度目標値の考え方	現状値（平成 23 年度）が 40.0%であることから、年 1 ポイントずつ増加させることを目標に、平成 25 年度値を 2 ポイント増の 42.0%と設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35201 生活交通の確保 (地域連携部)	地域間幹線系統＊数		40 系統	1.00	43 系統	43 系統
		37 系統	43 系統			
35202 広域・高速交通 ネットワークの形成(地 域連携部)	中部国際空港および関 西国際空港の就航便数		1,715 便	1.00	1,784 便	1,784 便
		1,691 便	1,819 便			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	496	391	591		
概算人件費		72			
(配置人員)		(8 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・複数市町をまたぐ地域間の幹線バスについて、県民、市町、事業者等が参画する県協議会で協議し、国と協調して支援するとともに、市町の自主運行バス等に対して支援
- ・伊勢鉄道が行う安全性の向上を図るための施設整備に対して、国、沿線市町と協調して支援
- ・J R 名松線の復旧に向けて、J R 東海、津市との三者協定に基づき、治山工事を実施するとともに、運行再開後の利用促進等について津市と協議開始
- ・中部国際空港および関西国際空港の国際拠点空港としての機能充実等を図るため、関係自治体や経済団体と連携し、国等への要望活動や利用促進の取組を実施
- ・中部国際空港の海上アクセスの利用促進を図るため、関係市や運航事業者とで構成する「海上アクセス利用促進調整会議」で協議し、P R 冊子やポスターによる情報発信等の取組を実施
- ・リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業や県内ルート及び駅位置の早期公表等に向けて、県期成同盟会の取組を中心に沿線都府県とも連携し、国や J R 東海への要望活動等を実施
- ・リニア中央新幹線の名古屋・大阪間中間駅設置予定県である奈良県及び両県の経済団体と連携して、全線同時開業や三重・奈良ルートの早期実現に向けた建設促進会議を開催するとともに、国等への要望活動等を実施
- ・J R 関西本線、紀勢本線の利用促進に向けて、県期成同盟会等による活動を中心に、地元団体と連携した事業者への路線の機能向上等の働きかけや、フォトコンテスト、ウォーキングガイドの配布等の取組を実施
- ・鳥羽伊良湖航路の利用促進を図るため、関係県市や地元団体等で構成する同航路活性化協議会の活動を通じて、旅行商品の造成や誘導看板の設置等の取組を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・地方バス路線を確保・維持していくためには、地域の特性に応じた生活交通体系の構築や利用促進策について、各地域が主体的に取り組んでいく必要があります。
- ・安全性や利便性の向上等に資する鉄道の施設整備を進めるため、国の制度を活用し、引き続き、支援していく必要があります。
- ・中部国際空港および関西国際空港について、L C C の新規就航等に伴い、航空ネットワークの拡充が図られたところですが、国際拠点空港として、両空港の一層の機能充実を図っていくことが必要です。
- ・中部国際空港海上アクセスについて、関係市・事業者との連携を強化し利用促進に取り組んだ結果、津航路の利用者が前年度を上回りました。しかし、事業者の経営環境は非常に厳しいことから、引き続き利用促進に取り組んでいく必要があります。
- ・リニア中央新幹線の全線同時開業に向け、県期成同盟会や全国期成同盟会の活動のほか、奈良県及び両県の経済団体とも連携し、引き続き、取組を強力に進めていく必要があります。
- ・J R 関西本線について、事業者との意見交換を行うなど連携が図れたほか、地元団体とともに利用促進の取組を進めることができました。しかし、事業者は設備投資等に対して消極的な姿勢を崩していないことから、さらなる働きかけや利用促進策に取り組む必要があります。
- ・鳥羽伊良湖航路について、同航路活性化協議会の目標である年間利用者 35 万人を達成できました。運航事業者の自立に向け、同航路活性化協議会の事業を進めていく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・国の制度を活用して、複数市町をまたぐ地域間の幹線バスに財源を集中して支援し、市町の自主運行バスに対する補助金は、経過措置を行った後、廃止します。また、引き続き、市町に対して助言や情報提供を行うとともに、市町の地域公共交通会議等に参画し、地域の特性に応じた生活交通の確保について、住民や事業者とともに検討していきます。
- ・利用者の安全性、利便性等の向上を図るため、国や沿線市町と協調して、鉄道事業者が実施する老朽化対策、耐震対策、安全性対策に対して支援します。また、鉄道に対する国の支援制度の拡充等を提言していきます。
- ・ＪＲ名松線の日でも早い運行再開に向け、ＪＲ東海、津市と連携して取り組みます。
- ・中部国際空港の航空路線の維持・拡充を図るため、関係自治体や経済団体と連携して、訪日外国人を対象とした新たな観光ツアー商品の企画造成や地元企業等に対する優先的な利用の呼びかけといった利用促進策の実施、あわせて二本目滑走路の整備促進などの機能充実に係る国等への要望活動等に取り組みます。
- ・関西国際空港のＬＣＣ拠点や国際貨物ハブ空港としての機能を強化するため、関係機関と連携しながら、アクセス利便性の向上や貨物需要の創出に向けた航空会社の定着促進等に取り組みます。
- ・中部国際空港海上アクセスは、自治体と事業者の適切な役割分担の下、調整会議の協議結果に基づき、利用促進策に取り組みます。
- ・リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業や県内ルート及び駅位置の早期公表等に向けて、県期成同盟会の取組を中心に沿線都府県とも連携し、国やＪＲ東海への要望活動等を進めていきます。
- ・奈良県及び両県の経済団体との連携をさらに強化し、リニア中央新幹線の全線同時開業や三重・奈良ルートの早期実現に向けた取組を展開していきます。
- ・ＪＲ関西本線、紀勢本線については、県期成同盟会等の活動を中心に、地元団体と連携して、事業者にも路線の機能向上等を働きかけるとともに利用促進策に取り組んでいきます。
- ・運航事業者の自立に向け、鳥羽伊良湖航路活性化協議会において、関係県市、経済団体と連携し、利用促進策を協議、実施していきます。
- ・「三重県総合交通ビジョン（仮称）」（平成 26 年度策定予定）の策定に向け、有識者や事業者、県民や市町等の意見を踏まえながら、県内交通にかかる諸課題を整理し、今後の交通政策の基本方針を検討していきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【地域連携部 副部長 鈴木 伸幸 電話：059-224-2202】

- ・複数市町をまたぐ地域間の幹線バスについて、市町、事業者、県民等が参画する県協議会で協議し、国と協調して支援します。また、市町に対して助言や情報提供等を行い、市町のバス路線も国の補助が受けられるよう支援していきます。
- ・国や沿線市町と協調し、鉄道事業者が行う安全性、利便性等の向上のための施設整備に対して、支援します。
- ・中部国際空港については効果的な利用促進策を図るとともに、二本目滑走路の整備促進など機能充実に係る国等への要望活動等に取り組みます。また、関西国際空港については関係機関と連携しながら、アクセス利便性の向上や貨物需要の創出に向けた航空会社の定着促進等に取り組みます。
- ・リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業に向けて、県期成同盟会の活動を中心に、名古屋・大阪間の中間駅設置予定県である奈良県をはじめ、沿線都府県や経済団体と連携し取組を進めていきます。
- ・「三重県総合交通ビジョン（仮称）」の策定においては、有識者や事業者、県民や市町等の意見を踏まえ、中長期的な方向性を整理していきます。

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*（コンパクトなまちづくり）の構築が進むとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが自由に活動し、快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を上回ったものの、活動指標については目標値に達していない事業があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数		3 区域	1.00	6 区域	9 区域
	1 区域	5 区域			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	集約型都市構造（コンパクトなまちづくり）の形成につながる土地利用を促進する取組（都市計画制度による土地利用の規制や誘導等）が行われている都市計画区域の数				
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度の実績値に、改定した三重県都市マスタープランの見直し方針や、都市計画基礎調査の結果により、土地利用を促進する取組が想定される 1 区域を加えた 6 区域を目標値として設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35301 快適なまちづくりの推進（県土整備部）	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率		73.9%	1.00	85.1%	100%
		63.9%	77.3%			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（健康福祉部）	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）		2,317 施設	0.90	2,485 施設	2,845 施設
		2,170 施設	2,303 施設			
35303 快適な住まいづくりの推進（県土整備部）	新築住宅における認定長期優良住宅*の割合		26.2%	0.91	26.8%	28.0%
		25.7%	24.0%			
35304 適法な建築物の確保（県土整備部）	特殊建築物等の維持保全適合率		55.0%	0.98	56.5%	59.5%
		50.1%	53.9%			
35305 参画と協働による景観まちづくりの推進（県土整備部）	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数（累計）		31 件	1.00	32 件	34 件
		30 件	31 件			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,093	4,121	5,077		
概算人件費		1,019			
（配置人員）		（113 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・集約型都市構造の形成、災害に強いまちづくりの構築を進めるため、2 区域の都市計画区域マスタープラン*を改定したほか、5 区域の都市計画区域マスタープランを都市計画審議会に付議。マスタープランに基づく都市計画区域の見直し等の促進とともに、市街地整備や街路事業等都市基盤の整備を推進
- ・地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりに向け、景観づくりに取り組む市町を支援するとともに、三重県景観計画に基づく周辺景観と調和した建築物への誘導に取り組んだほか、熊野川流域の景観保全に向けた検討や尾鷲市三木里地区及び熊野市木本地区における景観まちづくり事業の推進、違反屋外広告物の是正の取組を実施
- ・住生活に関する将来像を示すために平成 23 年度末に改定した三重県住生活基本計画*をもとに、長期優良住宅の認定、県営住宅等の高齢者向け住戸改善、三重県あんしん賃貸支援事業*等を実施
- ・東日本大震災等の被災者を対象として県営住宅を提供
- ・安全で安心な建築物の確保に向け、建築基準法に基づき、不特定多数が利用する既存建築物の定期報告の審査や防災査察等を実施したほか、中間検査及び完了検査の検査率向上や違反建築物の是正指導等を実施
- ・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき公共的施設の設計段階で事前協議を行い、完成した公共的施設に対して適合証を交付

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・都市計画区域マスタープランは平成 24 年度までに 18 区域の改定を終えました。残る 6 区域の改定を進めるとともに、市街地整備や鉄道と道路の立体交差化等都市基盤の計画的な整備を進める必要があります。

- ・平成 24 年 8 月 1 日、志摩市が自ら良好な景観づくりを推進することができる景観行政団体になりました。引き続き、景観づくりに取り組む市町への支援や普及啓発に努めるとともに、違反屋外広告物の是正の取組を行う必要があります。また、熊野川流域の景観保全に向けて、関係市町や住民とともにさらに取組を進める必要があります。
- ・災害に強く安心して住み続けられる住まいづくりや住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等の支援がこれまで以上に求められており、平成 23 年度末に改定した三重県住生活基本計画に基づく取組を様々な主体と連携して着実に実行していく必要があります。
- ・長期にわたって使用可能な質の高い住宅の供給に向けて、依然として占める割合の低い長期優良住宅の更なる普及に努めるとともに、住宅セーフティネットの充実に向けた取組を進める必要があります。
- ・東日本大震災等の被災者に県営住宅を提供することで、被災者の生活の安定に寄与することができました。
- ・不特定多数が利用する既存建築物の維持保全適合率及び報告率は伸び悩んでいる状況であり、これらを引き上げるため、当該建築物の所有者等に粘り強い指導を行う等、一層の取組強化が必要です。
- ・商業施設等のバリアフリー化については、経済情勢の影響等から、民間における公共的施設整備が伸び悩み、目標値を下回りました。今後、整備基準に適合する施設を増やすために、各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解、賛同を得ることがより一層必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・快適なまちづくりの推進においては、人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成（コンパクトなまちづくり）、災害に強いまちづくりの構築をさらに進めるため、残る都市計画区域でマスタープランの改定を進めるとともに、改定したマスタープランに基づき、適正な土地利用促進の取組を進めていきます。また引き続き、市街地整備や鉄道と道路の立体交差等都市基盤の整備、景観づくりに取り組む市町への支援、違反屋外広告物の是正の取組を進めます。
- ・快適な住まいづくりの推進においては、高齢者への配慮や将来世代にわたって住み続けることができる住宅・居住環境の構築を推進するために、長期優良住宅等耐久性、耐震性などを備えた質の高い住宅を普及させていきます。また、安全安心な建築物を確保するため、不特定多数が利用する既存建築物の所有者等に対する建築基準法に基づく建築物の定期報告制度の周知・普及に努めるとともに、不特定多数が利用する大規模建築物等の所有者に耐震診断を義務づける耐震改修促進法の改正に伴う国の動きにあわせ、対応していきます。
- ・都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進します。
- ・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりについては、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正を契機に、条例の理念等を P R することで、施設整備を担う人たちの意識向上を図り、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を支援します。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【県土整備部 副部長 横山 賢 電話:059-224-2651】

- ・集約型都市構造の形成（コンパクトなまちづくり）につながる土地利用を促進するため、県と市町との連携を密にし、計画的に用途地域の指定や特定用途制限地域及び特別用途地区の指定を進めるとともに、市街地整備や、鉄道と道路立体交差等都市基盤整備の取組を進めます。
- ・不特定多数が利用する既存建築物の安全を確保するため、当該建築物への立入調査を徹底し、改善指

導を行います。

- ・ 5 月 18 日に熊野灘臨海公園で開催の第 24 回全国「みどりの愛護」のつどいなどを通じて、県南部の魅力を全国に発信するとともに、都市緑化意識の高揚に努めます。

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿

水や土地は、限られた貴重な資源であり、県民の皆さんの生活や経済活動にとって不可欠な基盤です。安全で安心な水資源がいつでも安定して使用できる基盤整備が進むとともに、市町、関係機関等と連携した供給体制が確保され、水が大切に利用される社会が構築されています。

また、計画的かつ適正な土地利用が図られ、自然環境と調和のとれた豊かな県土が次世代に引き継がれています。

平成 27 年度末での到達目標

近年の気候変動により安定的な水供給への影響が懸念されていることから、これまでの水の安定供給への取組に加え、地元自治体などと連携して必要な水資源開発を進める一方で、渇水や地震の非常時に影響を最小限に抑える基盤整備や、県・市町・県民の皆さんそれぞれが主体となった水資源の有効利用に向けた取組が進んでいます。

また、土地の基礎情報を把握する地籍調査を着実に進めることによって、個々の土地情報が整備され、県土全般の計画的な土地利用が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	地籍調査は目標に達しなかったものの、水の安定供給に向けて耐震化等着実に進んでいることから「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地 籍 調 査 の 実施面積（累 計）		469km ²	0.38	486km ²	534km ²
	448km ²	456km ²			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	国有林および公有水面を除いた県土を対象として、市町等が地籍調査した面積				
25 年度目標 値の考え方	各市町における過去の実績に、「国土調査第 6 次十箇年計画」で掲げる数値及び大規模公共事業の用地測量成果面積を活用したうえで、目標値を設定しました。				

活動指標		23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35401 水資源の確保と有効利用（地域連携部）	飲料水の供給に対する満足度		87.2%	1.00	90.0%	90.0%
		86.2%	89.9%			
35402 水の安全・安定供給（企業庁）	浄水場等における主要施設の耐震化率		93.3%	1.00	95.3%	97.9%
		92.7%	94.8%			
35403 土地の基礎調査の推進（地域連携部）	地籍調査の実施市町数		24 市町	0.96	25 市町	29 市町
		23 市町	23 市町			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	17,372	18,787	19,911		
概算人件費		1,605			
（配置人員）		（178 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・木曽三川上流域の森林整備による水源涵養の向上
- ・確保した水源に要する水資源機構割賦負担金について繰上償還を実施
- ・川上ダム建設事業の推進に向けた関係機関との調整及び国への提言活動を実施
- ・県内の水道事業体が実施する国庫補助事業に係る事務や、許認可等に係る指導監督及び水道事業の水質管理強化の推進
- ・水道、工業用水道において、管路や水管橋、浄水場などの施設の計画的な更新、改良及び耐震工事を実施
- ・水道、工業用水道において、ISO9001 品質マネジメントシステムを活用し、品質管理の徹底と業務改善の実施。また、市町・民間事業者（浄水場運転監視等受託者）・ユーザーと研修や訓練などを実施
- ・地籍調査を実施している市町に対する技術的支援や講習会・説明会等の事業の進展に向けた取組を実施
- ・地籍調査の休止市町に対する事業再開に向けた取組を実施
- ・国土利用計画法に基づく土地取引の監視、届出・勧告制度などの運用
- ・土地利用基本計画や地価調査結果等を県ホームページにより、県民等へ情報提供

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・長良川河口堰にかかる水資源機構の建設費割賦負担金軽減のため、約 7.5 億円の繰上償還を実施し、約 1.2 億円の利息を軽減しました。
- ・川上ダム建設事業は国による検証の対象とされたため、実施計画に対して事業の進捗が遅れています。引き続き、早期完成に向けた取組が必要です。
- ・県内の水道事業体において、未普及地域の解消、簡易水道の再編や耐震化等によるライフライン機能強化等に係る事業が実施されていますが、引き続きその推進が求められています。
- ・ISO9001 を活用した品質管理や業務改善に取り組むとともに、施設の更新や改良、耐震化を計画的に実施し、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」の安定供給に取り組みましたが、工業用水道において漏水事故による給水障害が 1 件発生しました。

- ・水道、工業用水道において、関係市町と危機管理体制強化などの研修・訓練を行うことにより、災害時に迅速な対応がとれるよう連携強化を図りました。
- ・市町等と連携して地籍調査を実施していますが、市町では、財政状況の悪化や行政ニーズの多様化などにより予算や職員の確保が困難であるとともに、実施に当たって優先順位が高い DID 地区や住宅周辺部は一筆あたりの面積が小さくかつ筆数が多いため、これらにより調査実績の進捗が抑制されています。
- ・地籍調査を休止している 6 市町に対して再開に向けた取組をおこなった結果、平成 25 年度から 1 町が事業再開となる予定となりました。引き続き、休止市町の解消に向けた取組が必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・川上ダム建設事業は、関係機関と連携を図りながら早期完成に向けて国等へ働きかけます。
- ・未利用水源については、有効利用に向け、関係機関と連携して取り組みます。
- ・「安全・安心・安定」な水道水の供給に向けて、県内の水道事業体を実施する国庫補助事業に係る事務を行うとともに、許認可等に係る指導監督や水質管理強化の推進を図ります。
- ・水道、工業用水道において、本格的な施設の更新時期に対応するとともに、将来発生が予測される大規模地震に備えるため、老朽劣化対策や耐震化などの施設改良を計画的・効率的に実施します。また、津波を含む地震対策については、国等の基準・指針等の改定状況を見定め、対策の検討を行います。
- ・「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、引き続き ISO9001 品質マネジメントシステムを活用し、品質管理の徹底と業務の改善に取り組みます。
- ・水道、工業用水道において、県全体の「安全・安定」供給を進めるため、市町・民間事業者（浄水場運転監視等受託者）・ユーザーと連携した取組を進めます。
- ・東日本大震災・紀伊半島大水害による被災地の迅速な復旧に地籍調査の重要性が再認識されたことから、事業を一層進めるため、県庁部局横断的な取り組みや、国や市町等との連携を進めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【地域連携部 副部長 鈴木 伸幸 電話：059-224-2202】

- ・水資源の確保と有効利用を図るとともに、川上ダムについては、独自に検証を行った伊賀市の対応を注視しつつ、早期完成に向けて取り組みます。
- ・水道用水・工業用水の安全・安定供給を確保するため、老朽劣化対策や耐震化などの施設改良を計画的・効率的に進めます。また、品質管理の徹底と業務の改善に取り組むとともに、災害時などの関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・土地の基礎情報を把握する地籍調査を着実に進めることによって、災害復旧・復興の迅速化が可能となります。地籍調査の休止市町の解消に向けた取組を進めるとともに、公共事業等の既存測量・調査の成果を反映できるよう県庁内関係部局による横断的な取組を進めます。

第 3 章

選択・集中プログラムの取組

(1) 選択・集中プログラムの取組とは

選択・集中プログラムは、厳しい財政状況のもとで「みえ県民力ビジョン」を推進していくにあたり、特に注力すべき政策課題として取り上げ、「行動計画」の計画期間中（4年間）に行政経営資源を効率的かつ効果的に投入し、課題の解決や「協創」の取組を進めるものです。

選択・集中プログラムには、「緊急課題解決プロジェクト」と「新しい豊かさ協創プロジェクト」の2種類を設けているほか、「南部地域活性化プログラム」に取り組んでいます。

選択・集中プログラムには、各プロジェクト等に、その成果や取り組んだことの効果を表す指標を設け、実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。また、進行管理を的確に行い、県民の皆さんに各プロジェクト等の進捗状況をお示しすることができるよう、実践取組ごとに年次目標を設定しています。

平成25年版成果レポートでは、平成24年度に県が取り組んだ選択・集中プログラムの取組の成果と課題を検証しています。

また、成果と課題の検証結果を踏まえた、各プログラムごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントを中心に明らかにしています。

【選択・集中プログラムの指標の考え方】

＜選択・集中プログラム＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「プロジェクトの数値目標」、「実践取組の目標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げています。

平成25年版成果レポートでは、行動計画で掲げた平成27年度目標値とあわせて、今年度の目標値もお示ししています。

○ プロジェクトの数値目標

「プロジェクトの数値目標」は、各＜選択・集中プログラム＞のこの計画における目標（「平成27年度末での到達目標」）をふまえ、当該＜選択・集中プログラム＞において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

＜選択・集中プログラム＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

○ 実践取組の目標

「実践取組の目標」は、各＜選択・集中プログラム＞の目標を達成するために、県が＜選択・集中プログラム＞を構成する＜実践取組＞として取り組んだことの直接的な事業効果をあらわす指標です。

＜選択・集中プログラム＞は複数の＜実践取組＞から成り立っていますので、＜実践取組＞の効果が相まって＜選択・集中プログラム＞の成果につながります。このため、＜選択・集中プログラム＞の進行管理において、「プロジェクトの数値目標」を補足する指標として用います。

(2) 選択・集中プログラムの取組一覧

選択・集中プログラムの取組		頁
緊急課題解決プロジェクト	1 命を守る緊急減災プロジェクト	332
	2 命と地域を支える道づくりプロジェクト	342
	3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト	344
	4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト	350
	5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト	354
	6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト	360
	7 三重の食を拓く「みえフードイノベーション」 ～もうかる農林水産業の展開プロジェクト	364
	8 日本をリードする「メイド・イン・三重」 ～ものづくり推進プロジェクト	368
	9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト	374
	10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	378
新しい豊かさ 協創プロジェクト	1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト	382
	2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト	388
	3 スマートライフ推進協創プロジェクト	392
	4 世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト	398
	5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト	404
南部地域活性化プログラム		410

＊ 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法については、55 ページ～56 ページをご覧ください。

(3) 選択・集中プログラムの取組数値目標等一覧

選択・集中プログラムの 取組名		数値目標					
		目標項目		24年度 目標値	24年度 実績値	目標達成 状況	進展度
緊急課題 解決1	命を守る緊急減災 プロジェクト	プロジェクト の数値目標	緊急減災に向けた行動項目（アクション）の進捗率	30.2%	37.5%	1.00	B
		実践取組	緊急に減災対策を実施する市町の数	29市町	29市町	1.00	
			防災講演会、研修会等への参加促進	8,500人	10,376人	1.00	
			耐震基準を満たした住宅の割合	84.5%	83.7%	0.99	
			県立学校の耐震化率	99.0%	99.4%	1.00	
			私立学校の耐震化率	88.4%	90.1%	1.00	
			災害拠点病院等の耐震化率	71.4%	68.6%	0.96	
			新たな防災対策の計画的な推進				
			学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる 学校の割合	50.0%	99.7%	1.00	
			防災に関連した人材の育成(累計)	80人	62人	0.78	
緊急課題 解決2	命と地域を支える 道づくりプロジェク ト	プロジェクト の数値目標	命と地域を支える道の供用延長	86.8km	86.8km	1.00	A
		実践取組	命を支える道の供用延長	55.5km	55.5km	1.00	
			地域を支える道の供用延長	31.3km	31.3km	1.00	
緊急課題 解決3	命と健康を守る医 療体制の確保プロ ジェクト	プロジェクト の数値目標	二次救急病院における勤務医師数	1,322人 (23年度)	1,330人 (23年度)	1.00	B
			がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23年度)	乳がん 19.8% 子宮頸がん 28.3% 大腸がん 23.4% (23年度)	乳がん 0.81 子宮頸がん 0.98 大腸がん 0.97	
		実践取組	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	180人	181人	1.00	
			県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	644人	566人	0.88	
			救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療 機関数	593機関	576機関	0.97	
			がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数 (累計)	681人	673人	0.94	
緊急課題 解決4	働く意欲が生かせる 雇用確保プロ ジェクト	プロジェクト の数値目標	県内労働力人口に占める就業者の割合	96.7%	96.6%	0.99	B
		実践取組	本プロジェクトにより支援した人の数	29,200人	26,744人 (見込)	0.92	
			事業参加者の県内中小企業への就労	30人	35人 (見込)	1.00	
			新規就農希望者等への就業・就農支援	100人	117人	1.00	
			漁師育成機関の整備推進(累計)	2か所	2か所	1.00	
			福祉人材センターにおける相談・支援による就職者数	210人	315人	1.00	
			県が就職に向けて支援した述べ若年者数	15,750人	14,214人	0.90	
緊急課題 解決5	家族の絆再生と子 育てのための安心 プロジェクト	プロジェクト の数値目標	「みえの子育ちサポーター」認証者数(累計)	3,250人	2,822人	0.78	B
		実践取組	「家族の絆」一行詩コンクールへの参加作品数	7,500点	7,017点	0.94	
			思春期ピアサポーター養成者数(累計)	30人	29人	0.97	
			子どもの医療費助成の実施				
緊急課題 解決6	「共に生きる」社会 をつくる障がい者 自立支援プロジェ クト	プロジェクト の数値目標	県の就労支援事業により一般就労した障がい者数	318人	324人	1.00	B
		実践取組	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,838人	5,622人	1.00	
			民間企業における障がい者の実雇用率	1.54%	1.57%	1.00	
			福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額 総合相談支援センターへの登録者数	13,000円 5,520人	12,412円 5,315人	0.95 0.96	
緊急課題 解決7	三重の食を拓く「み えフードイノー ベーション」～もうかる農 林水産業の展開プロ ジェクト	プロジェクト の数値目標	「みえフードイノベーション」から生まれる新商品等の数 (累計)	50件	62件	1.00	A
		実践取組	大都市圏等への販路拡大をめざす事業者への売上げ 伸び率	101	104	1.00	
			「みえフードイノベーション」による連携プロジェクト創出 数(累計)	10件	29件	1.00	
			地域活性化プラン等の策定・実践への支援	110プラン	126プラン	1.00	
緊急課題 解決8	日本をリードする 「メイド・イン・三重」 ～ものづくり推進プロ ジェクト	プロジェクト の数値目標	操業しやすいと感じる企業の割合の伸び率	110	115	1.00	B
		実践取組	外資系企業の誘致	1件	0件	0.00	
			海外展開等による取引先の拡大 世界に誇れるものづくり中小企業の創出				
緊急課題 解決9	暮らしと産業を守る 獣害対策プロジェ クト	プロジェクト の数値目標	野生鳥獣による農林水産被害金額	728百万円 以下(23年度)	821百万円 (23年度)	0.89	B
		実践取組	ニホンジカの捕獲頭数	17,800頭	14,790頭	0.83	
			有害捕獲野生獣のうち利活用された頭数	1,000頭	1,037頭	1.00	
			野生鳥獣の生息しやすい森林づくりに取り組む地域数	4地域	9地域	1.00	
緊急課題 解決10	地域を守る産業廃 棄物の不適正処理 是正プロジェクト	プロジェクト の数値目標	不適正処理事案における支障除去の着手件数(累計)	3件	2件	0.50	B
		実践取組	不適正処理事案における支障除去の着手件数(累計)	3件	2件	0.50	
			処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	3% (23年度)	9% (23年度)	1.00	

選択・集中プログラムの 取組名		数値目標					
		目標項目		24年度 目標値	24年度 実績値	目標達成 状況	進展度
新しい 豊かさ 協創1	未来を築く子ども の学力向上協創プロジェクト	プロジェクト の数値目標	授業内容を理解している子どもたちの割合	82.0%	80.6%	0.98	B
		実践取組	子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合	70.0%	87.0%	1.00	
			地域住民等による学校支援に取り組んでいる市町数	8市町	26市町	1.00	
			研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	91.0%	98.1%	1.00	
			1,000人あたりの不登校児童生徒数	11.4人	11.4人	1.00	
新しい 豊かさ 協創2	夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト	プロジェクト の数値目標	県内スポーツ大会・イベントの参加者数	187,410人	240,989人	1.00	B
		実践取組	「スポーツボランティアバンク」登録人数	250人	95人	0.38	
			スポーツによる地域経済の活性化に取り組む市町数(累計)	2市町	2市町	1.00	
			強化指定する高校運動部活動数	6部	8部	1.00	
			県障がい者スポーツ大会参加者数	1,450人	1,300人	0.90	
新しい 豊かさ 協創3	スマートライフ推進協創プロジェクト	プロジェクト の数値目標	県民の皆さんや企業をはじめとしたさまざまな主体が連携して取り組むプロジェクト数(累計)	7件	7件	1.00	B
		実践取組	クリーンエネルギー関連に取り組む企業のネットワーク化	20社	113社	1.00	
			自動車の軽量化・省エネ化に取り組む企業の支援(累計)	18社	22社	1.00	
			大規模な新エネルギー施設の導入	1施設	1施設	1.00	
			協議会(電気自動車等を活用したまちづくりを検討する協議会)での検討・取組数	5件	5件	1.00	
			企業の省エネルギーにつながる取組	5社	3社	0.60	
新しい 豊かさ 協創4	世界の人々を呼び込む観光協創プロジェクト	プロジェクト の数値目標	観光レクリエーション入込客数	3,650万人	3,787万人	1.00	B
		実践取組	延べ宿泊者数	770万人	833万人	1.00	
			リピート意向率	82.0%	83.9%	1.00	
			県内の外国人述べ宿泊者数	100,000人	94,660人	0.95	
			海外の自治体等との連携事業者数(累計)	2	3	1.00	
			受講生が取り組んだ地域活動数(累計)	10	13	1.00	
新しい 豊かさ 協創5	県民力を高める絆づくり協創プロジェクト	プロジェクト の数値目標	地域活動に参加している学生の割合	15.0%	18.4%	1.00	B
		実践取組	パートナーグループネットワーク構築数(累計)	2,100	1,455	0.62	
			認定NPO法人数	5法人	3法人	0.60	
			学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数	5回	5回	1.00	
			県の取り組む多文化共生社会づくり事業に参画した主体数(累計)	28団体	29団体	1.00	
			パーキングパーミット制度における利用証の保有者数(累計)	8,500人	10,201人	1.00	
			パートナーグループ登録数(累計)	700グループ	513グループ	0.48	
南部地域活性化プログラム		プログラムの 数値目標	若者の定住率	62.4%	60.1%	0.96	B
		実践取組	集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数(累計)	3地域	2地域	0.67	
			東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額	25,853円	25,956円	1.00	
			南部地域活性化局による総合的・横断的な事業の推進				

＊斜線の欄は、数値目標を設定していない取組を表しています。

(4)改善・注カールコメント

選択・集中プログラム名	
改善・注カールコメント	
緊1 命を守る緊急減災プロジェクト	主担当部局 防災対策部
「三重県地域防災計画(震災対策編)」を抜本的に見直すとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これらの計画を「災害に強い三重づくり」の共通指針としていきます。さらに、石油コンビナート防災アセスメント調査や風水害対策の検討に向けた基礎調査など、新たな防災対策に向けた取組を進めます。 また、市町の対策への支援のほか、「津波避難に関する三重県モデル」等の取組を、地域防災総合事務所等との連携や地域の防災人材の活用を通じて県内各地に広く展開するなど、地域防災力の向上を図ります。 さらに、木造住宅の耐震化の促進、「防災ノート」等を活用した防災教育の充実にも取り組んでいきます。	
緊2 命と地域を支える道づくりプロジェクト	主担当部局 県土整備部
平成25年度供用予定の紀勢自動車道(紀伊長島～海山)、熊野尾鷲道路(三木里～熊野大泊)、第二伊勢道路や四日市湯の山道路(高角～吉沢)の整備を進めるとともに、これらに合わせて供用するアクセス道路等の整備を推進します。また、「新たな命の道」として地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンクとなっている熊野大泊以南の未事業化区間の早期事業化などを図ります。 交通需要への対応と交通渋滞の解消および、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進を図るとともに、これらと合わせ幹線道路を形成する県管理道路の整備を推進します。	
緊3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト	主担当部局 健康福祉部医療対策局
医師確保では、三重県地域医療支援センターにおいて、新たに医師の需給状況の把握・分析等を行うとともに、若手医師の確保定着に向けた、MMC卒後臨床研修センター等関係機関との連携や、後期臨床研修プログラムの作成等の取組を進めます。看護職員の定着促進では、「24時間保育」など多様な保育ニーズに対応できる病院内保育所設置を進めます。救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進では、アンケートの実施等を通じて、より参加しやすいシステムへの改修等を図ります。また、がん対策では、がん検診に関する啓発等を行うとともに、がん対策推進に関する条例の制定に取り組みます。	
緊4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト	主担当部局 雇用経済部
産業・労働・教育の3つの分野の連携による「三重県キャリア教育支援協議会(仮称)」を設置し、若者の就労と企業等の人材確保を支援します。特に、若者を取り巻く雇用環境については、求人と求職のミスマッチによる早期離職が課題であることから、産学官が連携し長期インターンシップなどの実践的な就業体験プログラムの実施や首都圏営業拠点を活用したUターン就職への支援などビジネスマッチング等による三重の若手経営者と首都圏の企業家との出会いの場の構築などといった人的ネットワークづくりを進めます。 また、出産や育児等を契機に離職した女性の就労を促進するため、相談会やセミナー、女性経営者を交えたサロンを開催します。	
緊5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト	主担当部局 健康福祉部子ども・家庭局
「みえの子育ちサポーター」を養成するとともに、「家族の絆一行詩コンクール」について、教育委員会と連携し、学校における取組の促進を図っていきます。また、地域の企業や団体に、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪が一層広がっていくよう、「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、家族の絆が深まるようなフェスティバルを開催します。 不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減のため、特定不妊治療費助成について、実情をふまえながら引き続き実施していきます。	
緊6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト	主担当部局 健康福祉部
障がい者の地域移行を進めるため、必要となる施設の整備や関係機関の調整に取り組めます。また、障がい者の工賃アップと受注拡大に向けて、経営コンサルタントによる指導、共同受注窓口みえに設置する運営委員会による研修会の開催や情報交換などを行い、福祉事業所の経営意識の向上や商品開発、作業改善等の取組を進めます。さらに、キャリア教育マネージャーを配置するなどして、特別支援学校における就労支援を促進するとともに、アンテナ・ショップの創設に向けた取組を進めるなど、障がい者の就労に向けた新たな仕組みづくりを進めます。 また、県全体の子どもの発達支援体制の強化に向けて、こども心身発達医療センター(仮称)の工事に着手します。	

選択・集中プログラム名	
	改善・注カールコメント
緊7 三重の食を拓く「みえフードイノベーション」 ～もうかる農林水産業の展開プロジェクト	主担当部局 農林水産部
首都圏営業拠点を核とした営業展開については、市町や関係団体とも連携しながら、県内への誘客や県産品の販路拡大に向けた取組を進めます。また、神宮式年遷宮や日台観光サミットの機会等を最大限生かして、国内では全国の有名百貨店と協力した「平成おかげ参りプロジェクト」を実施し、海外では台湾及びタイでの販路開拓を目的とした三重県物産展を開催するなど、国内外での県産品の販路開拓等をさらに進めます。さらに、「みえフードイノベーション・プロジェクト」のさらなる創出を促進するとともに、県外からの来訪者を意識した売れる商品づくりを進め、県内農林水産業を牽引していく売れる新商品の開発を強化します。	
緊8 日本をリードする「メイド・イン・三重」 ～ものづくり推進プロジェクト	主担当部局 雇用経済部
県内企業の再投資や県内外からの新たな投資を呼び込む仕組みとして「マイルージ制度」を活用し、新たな成長分野であるクリーンエネルギー分野やライフイノベーション分野の企業や外資系企業、マザー工場、研究施設など、高付加価値創出型施設の誘致に取り組むとともに、地域経済への波及効果が高い集客交流施設など、サービス産業の誘致の推進、研究者や技術者など人材の誘致にも取り組みます。 海外展開拠点(ビジネス・サポートデスク)については、多種多様なネットワークを活用して「現地でしか入手できない生の情報」を充実し、日本貿易振興機構(JETRO)等関連支援機関と連携して、技術的な支援等によるサポート体制のより一層の充実・強化に取り組みます。	
緊9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト	主担当部局 農林水産部
獣害につよい地域づくりを推進するため、新たな事業を創設し、地域における野生獣の追い払い等の取組を強化するとともに、地域の獣害対策を担う人材等の育成に努めます。また、野生獣の捕獲力強化に向け、ものづくり企業などと連携した大量捕獲技術等の開発、捕獲技術の向上などに取り組みます。 さらに、獣肉等の需要の拡大に向け、首都圏の飲食店事業者等への販売促進や食品産業事業者等との連携による新商品の開発・販売、流通する獣肉等の食中毒菌等のモニタリング調査等を実施します。 野生鳥獣の生息環境創出のための森林整備等については、実施箇所の拡大等に取り組んでいきます。	
緊10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	主担当部局 環境生活部廃棄物対策局
産業廃棄物不適正処理の4事案について、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づく恒久対策に早期に着手し、対策工事を着実に実施します。なお、工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況等を適時、的確に情報共有します。 不適正処理事案の未然防止のため、多量排出事業者への働きかけにあたっては、マニフェスト発行件数の多い排出事業者や、横ならび感の強い業界を重点的に訪問し、電子マニフェストと優良認定処理業者の活用を一層促進します。	

選択・集中プログラム名	
改善・注力コメント	
協1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト	主担当部局 教育委員会
子どもたちの学力向上に向け、学校における授業改善の取組への支援や読書活動を推進するとともに、「みえの学び場づくり」など地域の教育力を活用した取組を実施し、学校・家庭・地域が一体となって取り組む「みえの学力向上県民運動」をより一層進めます。あわせて、授業力向上に向けた研修の充実を図ることにより、教職員の実践的な指導力を高めます。 また、安心して学べる環境づくりを推進するため、中学校区を単位としたスクールカウンセラーの配置や子ども支援ネットワークの構築により、子どもたちへの支援を引き続き進めます。	
協2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト	主担当部局 地域連携部スポーツ推進局
「みえのスポーツ・まちづくり会議」での意見をスポーツの推進に向けた取組に活かすとともに、市町におけるスポーツコミッション等の取組を支援するなどスポーツによる地域の活性化を図るための取組を進めます。また、競技力向上を図るため高校運動部の強化指定校数の拡充と新たに女子強化枠を設けます。さらに、スポーツ推進スローガンをスポーツイベント等の場で活用を図ります。 障がい者スポーツについては、団体競技の育成・強化と、障がい者スポーツ指導員の資質向上などに取り組み、障がい者のスポーツ参加の機会の充実を図ります。	
協3 スマートライフ推進協創プロジェクト	主担当部局 雇用経済部
「三重県新エネルギービジョン」の具現化を図るという観点から、防災対策、観光振興、健康・医療など地域のニーズや課題と、環境・エネルギー技術とを結び付けるため、「みえスマートライフ推進協議会」のもとに、「グリーンイノベーション推進部会」、「新エネルギー導入部会」、「地域モデル検討部会」を設け、モデルプロジェクトを推進し、産業振興等に生かしていきます。 具体的には、次世代型コンビナートをめざす「バイオリファイナリー研究会(仮称)」や、中小企業の環境・エネルギー関連分野への参入を促進するための「エネルギー関連技術研究会」において関連産業の振興を図ります。	
協4 世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト	主担当部局 雇用経済部観光・国際局
国内誘客戦略については、神宮式年遷宮や世界遺産登録10周年の好機を捉えて、官民一体となって「三重県観光キャンペーン」を実施します。キャンペーンを通じて、「三重県の認知度の向上」「周遊性・滞在性の向上」「県民の観光行動の促進」「リピーターの増加」を図っていきます。また、共通テーマを持つ他県との連携や海女・忍者など三重県が世界に誇る観光資源を活用して情報発信を行っていきます。 海外からの誘客については、5月に志摩市で開催される「日台観光サミット」を契機に台湾への観光PR、誘客活動を重点的に行っていきます。	
協5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト	主担当部局 戦略企画部
大学生等の地域活動を促進するため、「大学サロンみえ」における議論等を踏まえ、学生への効果的な情報発信やコーディネーターの派遣等、地域と学生をつなぐ中間支援機能の強化を進めます。 また、「美し国おこし・三重」の取組終了後の姿を見据えつつ、パートナーグループごとにきめ細かな担い手支援を行うとともに、県民力拡大プロジェクトプレイベントを実施し、県民の皆さんの一層の参加・参画を促進します。 さらに、多くの県民の皆さんによる「協創」の地域づくりを推進するために、NPO、地縁団体、企業等を訪問し、「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」の周知等を通じて実践活動を促します。	
南部地域活性化プログラム	主担当部局 地域連携部南部地域活性化局
市町や関係機関と十分に情報共有を図りながら、南部地域活性化基金を活用した取組、移住の促進や集落機能を維持する取組など、南部地域の活性化に向けた取組を着実に進めます。 紀伊半島大水害からの復興を確実なものとしていくため、関係者と連携して観光振興、産業振興等の取組をさらに進めます。また、熊野古道世界遺産登録10周年や式年遷宮、高速道路の概成を好機ととらえ、地域と連携してプレイベントやキャンペーンの実施など世界遺産登録10周年事業の準備を進めます。 新たに設置した地域活性化局や関係部局との連携を密にし、効果的・効率的な事業展開に努めます。	

(5) 選択・集中プログラムの取組評価表の見方

緊急課題解決○

○○○○○

【主担当部局：○○○○○】

プロジェクトの目標

このプロジェクトに取り組むことによって課題解決が進んだ4年後の状態を記載しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	施策の進展度をA～Dの4段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行動計画における 選択・集中プログラム の目標項目を記載して います。		24 年度の目標値 ※ 1	24 年度の目標の 達成状況※ 2	25 年度の目標値 ※ 1	27 年度の目標値 ※ 1
	23 年度の現状値 ※ 1	24 年度の実績値 ※ 1			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。				
25 年度目標 値の考え方	この目標項目に設定した、平成 25 年度における目標値設定の考え方、理由などを記載して います。				

※ 1 当該年度の取組結果を評価する時点で、当該年度の現状値・実績値が把握困難な指標は、把握可能な最新年(度)の数値を用い、「(○○年(度))」と併記しています。これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年(度)を「(○○年(度))」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※ 2 24 年度における目標達成の状況を 1.00（達成）～0.00 までの数値で表記しています。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
実践取組名を記載しています。	実践取組の目標項目名を記載しています。		24 年度の 目標値	24 年度の 目標達成 状況	25 年度の 目標値	27 年度の 目標値
		23 年度の 現状値	24 年度の 実績値			

・ 23 年度現状値の判明に伴い、23 年度の取組結果を踏まえ、行動計画に掲げた 27 年度目標値を再設定している場合には、「27 年度目標値」欄で、再設定後の目標値を上段に、行動計画に掲げた目標値を下段に（ ）書きでお示ししています。

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等				

平成 25 年版成果レポート(案)では、事業費（「予算額等」欄）は、平成 24 年度は決算額、平成 25 年度は予算額を記載しています。

平成 24 年度 of 取組概要

平成 24 年度の取組内容（県の取組（活動）結果）を具体的に明らかにしています。

文中「＊」の付いている語句は、巻末（参考）の用語説明のページに説明を掲載しています。

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

平成 24 年度の取組結果について、平成 27 年度末までの到達目標を踏まえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議でいただいた主な意見を記載しています。

＊新しい豊かさ協創プロジェクトのみ。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

検証結果を踏まえ、平成 25 年度における改善のポイントと取組方向を明らかにしています。

(6) 選択・集中プログラムの取組評価表

緊急課題解決 1

命を守る緊急減災プロジェクト

【主担当部局：防災対策部】

プロジェクトの目標

県民の皆さんの命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画（仮称）」、災害に強い地域づくりをめざす「三重風水害等対策アクションプログラム」等の計画に基づく取組を確実に進めていきます。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の推進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていきます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は達成したものの、実践取組については10項目中6項目での目標達成（平均達成率 92.7%）となり未達成の項目があることから、県内各地域において防災・減災対策が「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
緊急減災に向けた行動項目（アクション）の進捗率		30.2%	1.00	61.8%	100%
	—	37.5%			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県関係部局が減災に向けて緊急に取り組む行動項目（アクション）の進捗率の平均値
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、「防災講演会、研修会等への参加促進」、「県立学校及び私立学校の耐震化」、「学校防災リーダーの養成」、「脆弱化した海岸堤防の補強対策」等の取組に集中的に取り組んだ結果、目標値を達成しました。平成 25 年度の目標設定にあたっては、各行動項目の目標をふまえ、プロジェクト全体の進捗率を 61.8%とすることを目標値としました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「『逃げる』」ための課題」を解決するために	緊急に減災対策を実施する市町の数		29 市町	1.00	29 市町	29 市町
		29 市町	29 市町			
	防災講演会、研修会等への参加促進		8,500 人	1.00	10,000 人	10,000 人
		8,000 人	10,376 人			

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために	耐震基準を満たした住宅の割合		84.5%	0.99	86.4%	90.0%
		82.2%	83.7%			
	県立学校の耐震化率		99.0%	1.00	100%	100%
		98.2%	99.4%			
	私立学校の耐震化率		88.4%	1.00	91.6%	92.4%
		87.8%	90.1%			
	災害拠点病院等の耐震化率		71.4%	0.96	68.6%	82.9%
		62.9%	68.6%			
3 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために	新たな防災対策の計画的な推進	策定・見直し 新たな取組の計画的な実施				
4 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するために	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合		50.0%	1.00	100%	100%
		—	99.7%			
	防災に関連した人材の育成（累計）		80 人	0.78	160 人	320 人
		0 人	62 人			
5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために	脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所（累計）		40 か所	1.00	111 か所	200 か所
		—	55 か所			
	農地・漁港海岸保全施設等の整備延長（累計）		2,243m	0.54	2,964m	4,134m
		1,680m	1,983m			

（単位：百万円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	9,490	17,617		

平成 24 年度の取組概要

【実践取組 1 「逃げる」ための課題解決】

- ・ 東日本大震災で明らかになった避難に関する課題（津波からの避難、避難所運営）への対応として、「津波避難に関する三重県モデル事業」を実施するとともに、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改定
- ・ また、市町が緊急かつ集中的に実施する避難対策推進事業に対して、地域減災力強化推進補助金により重点的に支援を実施
- ・ 防災啓発については、知識習得から行動促進への転換を図るため、住宅耐震化や避難訓練など視覚に訴える啓発番組（レッツ！防災）を年 50 回放送したほか、防災シンポジウムについても、市町等と連携して地域に根ざした内容とすることにより 3 回開催（南伊勢町、川越町、伊賀市）

- ・ さらに、平成 24 年 8 月に民間団体と「災害用物資（白い小箱）を活用した防災活動に関する協定」を締結し、これに基づく防災啓発活動（キャラバン）を 11 月から県内各地域で展開

【実践取組 2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- ・ 木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施。耐震化を促進するため、未耐震の住宅所有者への住宅訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を市町と連携して実施
- ・ 県立学校では、3 棟の耐震補強工事、2 棟の解体工事を実施。また、非構造部材*の耐震対策を進めるため、全ての県立学校において専門家（建築士）による点検を実施。私立学校では、3 棟の耐震補強工事を実施
- ・ 災害拠点病院等では、二次救急医療機関 2 病院において、耐震化工事を完了。1 病院が耐震化工事から全面建替えに整備計画を変更し工事完成を平成 26 年度に延期
- ・ 社会福祉施設については、高齢者関係施設 3 か所、障がい者関係施設 1 か所、児童福祉施設 8 か所において、耐震診断を実施

【実践取組 3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ・ 平成 23 年 10 月に策定した「三重県緊急地震対策行動計画」の取組を集中的に実施
- ・ 東日本大震災で明らかになった課題や最新の知見等をふまえて、「三重県地震被害想定調査」の実施、「三重県地域防災計画（震災対策編）」の見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定など、新たな防災・減災対策の基本となる取組を推進
- ・ 南海トラフを震源域とする大規模地震・津波への対策を推進するため、「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める 9 県知事会議」（以下「9 県知事会議」という。）を通じ、「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定など、国等に対する政策提言（6 回）を実施
- ・ また、災害対応力の充実・強化を図るため、図上訓練等を通じた災害対策本部体制についての検証、台風 17 号来襲時の東紀州地域の市町への職員派遣体制の実証、「三重県市町災害時応援協定」の改訂を行ったほか、広域防災拠点等のあり方についての検討を実施
- ・ 災害発生時に迅速で的確な応急復旧活動を実施するため、民間団体等と新たに 17 の協定や覚書を締結
- ・ 災害医療体制の整備については、DMAT*（災害派遣医療チーム）隊員や災害医療を担う医療従事者を対象として訓練や研修を実施（DMATの実動訓練参加 18 名、技能維持研修 43 名、災害看護研修 320 名）。東日本大震災における医療救護班の活動や紀伊半島大水害の対応等をふまえて、「三重県災害医療対応マニュアル」を見直し
- ・ 災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の整備を推進。また、大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備を推進
- ・ 地域における防災拠点として重要な交番・駐在所の機能強化に取り組むため、50 か所の交番・駐在所に避難誘導用資機材等を整備

【実践取組 4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ・ 学校における防災教育・防災対策を推進するため、「防災ノート」等を活用した防災教育が全ての公立小中学校及び県立高校において実施されるよう働きかけ。また、学校防災のリーダーとなる教職員の養成、地域と連携した避難訓練や防災学習、小中学校防災機能強化補助金を活用した資機材整備等の取組を実施。さらに、平成 24 年 8 月に宮城県の中学生を三重県に招待し、防災に関する意見

交換、発表等を行う「子ども防災サミット in みえ」を鳥羽市及び志摩市で開催

- ・ 地域防災力向上のための人材育成については、自主防災組織リーダー研修（9回）、みえ防災コーディネーター*の養成（81名）、みえ防災コーディネータースキルアップ研修（22回）など、これまで継続してきた取組に加え、平成24年度は新たに東日本大震災での避難所運営において女性視点の不足が課題となったことをふまえ、女性防災人材の育成（53名）に取り組んだほか、高校生を対象とした防災人材として、さきもりジュニア（9名）についても育成
- ・ 企業が自主的に防災力を高めていけるよう、「みえ企業等防災ネットワーク*」を活用し、企業向けのBCP（事業継続計画）セミナー（4回）や、地域別企業防災研修（5回）を開催。また、「三重県中小企業BCPモデル」を活用し、継続的な啓発を実施

【実践取組5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

- ・ 地震や津波に対しても壊れにくくするため、河川堤防については、損傷箇所を特定するための津波浸水予測区域内の詳細調査等を実施。また、海岸堤防については、空洞化等により対策が必要な箇所の補強工事を実施。さらに、津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所については、避難地・避難路を保全するため、急傾斜地崩壊防止施設を整備
- ・ 風水害対策については、河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止・軽減を図るため、堆積した土砂を撤去するとともに、堆積土砂撤去の箇所選定の仕組みを検討。また、土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設を保全するための土砂災害防止施設を整備
- ・ さらに、津波被害が想定される沿岸地域において施工した避難路等の安全な通行を確保するため、市町と協議を進め、改修等を実施。また、農村地域における災害時の避難路を確保するため、農道の整備を進めたほか、津波や高潮による漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、防波堤など漁港施設の整備を実施

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

【実践取組1 「逃げる」ための課題解決】

- ・ 「津波避難に関する三重県モデル事業」の実施においては、県内2地域のモデル地区（伊勢市二見地区、熊野市有馬地区）において、住民一人ひとりの津波避難計画「My まっぷらん*」の実証など地域と一体となった取組を進めることができました。また、同事業では、災害時要援護者の避難対策、自動車による避難、さらには、「かけがえのない命を最後まであきらめずに守り抜く」ため、津波対応型救命艇や「最後の最後の砦」としてのライフジャケットなど、新たな施設・設備等についても提案しました。
- ・ 「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定では、要援護の当事者となる方にも参画いただいた委員会を設置し、関係機関へのヒアリング調査等を経て、男女共同参画の視点、災害時要援護者への対応を充実させました。
- ・ 今後、策定したモデルと指針が、県内市町や地域において広く活用されるよう取組を進めていく必要があります。
- ・ また、市町が行う避難対策への支援については、地域減災力強化推進補助金の活用により、津波避難タワーや避難所の整備、津波ハザードマップの作成など「逃げる」ための環境整備や避難体制の整備が進みました。国による南海トラフ巨大地震の被害想定等をふまえた津波避難対策に加え、「三重県地震被害想定調査」等の結果を受け、引き続き、市町における対策検討が必要と見込まれます。また、東日本大震災での課題を受けて災害時要援護者の避難対策、さらに紀伊半島大水害のような風水害対策についても取組を強化していく必要があります。

- ・ 「逃げる」ための課題を解決するため、震災後、緊急かつ集中的に取り組を進めてきたところですが、平成 24 年度に実施した「防災に関する県民意識調査」によると、「震災発生時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている」人が 39.4%いる一方、ほぼ同率の 41.9%の人が「時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と回答しました。震災を機に高まった意識を風化させず、行動に結びつけていく取組が必要となっています。

【実践取組 2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- ・ 木造住宅の耐震化補助については、診断 2,904 戸、設計 487 戸、補強工事 416 戸に対して実施し、耐震化を促進することができました。引き続き、診断結果を受けて確実に補強工事へとつなげていくため、診断を終えた方に直接促していく取組が必要です。
- ・ 県立学校の耐震化率は 99.4%となりました。平成 25 年度に耐震化が完了することから、今後、非構造部材の耐震対策を早期に進めていく必要があります。私立学校の耐震化率については 90.1%となりました。
- ・ 災害拠点病院等の耐震化率は、二次救急医療機関 2 病院の耐震化が完了しましたが、1 病院が耐震化工事から全面建替えに整備計画を変更したことに伴い、工事完成が平成 26 年度となり、耐震化率は 68.6%となりました。今後も、大規模災害時に地域の医療提供の拠点となる災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化を進めていく必要があります。
- ・ 高齢者関係及び障がい者関係施設の入所施設については、平成 24 年度で耐震診断が完了しました。今後、診断結果に基づく耐震補強等を支援していく必要があります。

【実践取組 3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ・ 「三重県緊急地震対策行動計画」の取組状況を取りまとめ、進捗状況を検証した結果、全 82 の行動項目のうち 80 項目について目標を達成するなど、着実に取組が進みました。
- ・ 新たな防災・減災対策に向けた取組については、「三重県地震被害想定調査」は、県防災会議の専門部会として「被害想定調査委員会」を設置するとともに、ハザードやリスクを評価するための専門ワーキンググループも設置し、被害想定項目など具体的な意見交換を行いました。「三重県地域防災計画」は、県防災会議（平成 24 年 5 月開催）において、「震災対策編」から「地震・津波対策編」に改める等見直しの方針を固め、具体的な見直し作業を進めました。「三重県新地震・津波対策行動計画」は、県防災会議の専門部会として「防災・減災対策検討会議」を設置し、計画の基本的な考え方や方向性について議論するとともに、庁内ワーキンググループを設置し、具体的な策定作業を進め、平成 25 年 3 月に、中間案としてのとりまとめを行いました。
- ・ しかしながら、国による南海トラフ巨大地震にかかる想定震源モデル等の提示の遅れは、本県の作業進捗にも大きな影響を及ぼしており、これらの取組については平成 25 年度も継続して進めていくこととしました。
- ・ また、平成 25 年度は、「三重県地震被害想定調査」の結果をふまえた石油コンビナート防災アセスメント調査の実施や、紀伊半島大水害での課題をふまえた風水害対策についての検討を行う必要があります。
- ・ 国等に対する政策提言については、「9 県知事会議」による提言活動を展開した結果、議員立法による「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定に向けた取組が本格化するなど道筋をつけることができました。
- ・ 次に、災害対応力の充実・強化に向けては、実動訓練や図上訓練等さまざまな訓練を実施し、平成 23 年度に見直した災害対策本部体制の検証を行うとともに、平成 24 年度は新たに地方部組織の見直

しを行いました。

- ・ また、広域的な応援・受援体制を整備するため、全国知事会、近畿2府7県（関西広域連合と連携県）において災害時応援協定を見直したほか、中部9県1市では実施細目の見直しを行いました。さらに、平成24年8月に「三重県市町災害時応援協定」の改訂を行い、災害発生時における人的派遣の仕組みなど市町との協議を進めました。
- ・ 広域防災拠点・資機材整備のあり方については、県防災会議の専門部会として「広域防災拠点施設等構想検討委員会」を設置し、広域防災拠点のあり方、北勢拠点の候補地等について検討を行いました。広域防災拠点のあり方については、「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」を策定しましたが、北勢拠点の候補地については、調整事項が残されており2か所の候補地が残る結果となりました。
- ・ 引き続き、災害対策本部の機能強化に取り組むとともに、平成24年度は原子力災害対策や原子力事故等発生時の対応について学識経験者からアドバイスをいただく体制を整備したことから、今後、これらの対策について検討を進めていく必要があります。
- ・ 災害医療体制の整備については、災害時の医療にあたる医師・看護師等の医療従事者に対して、その対応力の向上を目的とした訓練や研修等を実施したほか、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しを行いました。今後も訓練や研修等を実施することにより、医療従事者の能力の維持、向上を図るとともに、見直しを行った「三重県災害医療対応マニュアル」の実効性を確認していく必要があります。
- ・ 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備に重点的かつ効率的に取り組みました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、整備を推進する必要があります。
- ・ 道路啓開対策として、道路啓開マップを作成するとともに、マップを活用した国・市町・建設企業との連携による訓練を実施し、迅速な啓開作業に向けた態勢整備を図りました。今後は迅速な啓開作業を補完するため、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備及びびりダンダンシーの確保が困難な箇所について道路構造の強化を進めていく必要があります。

【実践取組4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ・ 「防災ノート」を活用した防災教育は、98.3%の学校において実施されました（「平成24年度学校防災取組状況調査」調べ）。教職員を対象とした研修については、初任者・5年・10年・新任管理職等の階層別研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー研修を県内4か所で開催するなど充実を図りました。また、延べ416校において地域と連携した防災学習、防災に関する訓練、防災に関する会議などの取組が実施されました（平成25年3月末現在）。
- ・ さらに、学校の防災機能については、小中学校213校において、非常用発電機、投光器、簡易トイレ等の整備、備品等の落下防止対策、ガラス飛散防止対策等が進みました。県立学校についても、全ての学校で防災用毛布・保温シートを整備したほか、孤立想定地区の学校では2日分の水及び食料の備蓄を行いました。
- ・ 児童生徒、教職員の防災意識の向上、避難行動等の取組は絶えず見直し、向上させていく必要があります。また、学校の防災機能についてもさらに充実・強化していく必要があります。
- ・ 地域の防災人材については、継続して人材育成を進めてきた結果、地域の防災・減災活動の中心的な役割を果たすことができる人材が県内各地域で育ってきました。今後、これまで育成してきた防災人材のフォローアップを図るとともに、「育成から活用へ」を主眼に、防災人材の育成・活用に関する新たな仕組みの検討を行っていくことが必要です。

- ・ 地域防災の一翼を担う企業において、従業員向けの防災啓発・教育の実施など、具体的な取組が進むよう、「みえ企業等防災ネットワーク」を活用し、企業の活動を支援していくことが必要です。また、企業におけるBCPの作成促進や、地域との連携を強化するため、同ネットワークによる活動の活性化を図り、企業防災力を高めていくことが必要です。

【実践取組 5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

- ・ 地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の県管理区間のうち、特に緊急性の高い河口部付近について、損傷箇所の特定に向けた詳細調査や、河川改修に合わせた耐震対策を実施しました。今後は調査結果に基づく計画的な補強や耐震対策を進めることが必要です。海岸堤防については、緊急な対応が必要な脆弱箇所の補強や高潮対策等に合わせた耐震対策を実施しました。引き続き、計画的な補強や耐震対策を進めることが必要です。また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊防止施設については、擁壁や階段の整備を進めました。引き続き、市町及び住民との調整を図るとともに、効率的に対策を進めていくことが必要です。
- ・ 風水害対策については、治水上支障となっている河川堆積土砂の撤去を進めました。市町からの要望も多いことから、対象箇所の情報等を市町と共有しながら、より一層の取組を進めることが必要です。また、土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設については、砂防えん堤や擁壁等の整備を進めました。引き続き、市町及び住民との調整を図り、対策を進めることが必要です。
- ・ また、避難路の整備については、改修や崩落・落石対策を実施しました。農道については、4地区において新設や改良等の整備を進めました。漁港施設については、5地区において防波堤等の整備を進めました。
- ・ 引き続き、緊急性が高く早期に効果が発現できる基盤施設の整備について、計画的に事業を進めていく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

【実践取組 1 「逃げる」ための課題解決】

- ・ 「津波避難に関する三重県モデル」や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用した取組が、県内市町や地域において広く展開されるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局との連携により、市町への説明会（勉強会）の開催をはじめ、自主防災組織の活性化、みえ防災コーディネーターの活動支援など、県内に水平展開する仕組みを確立させ、普及を図っていきます。
- ・ また、市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援については、平成 25 年度に実施する地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）において、災害時要援護者避難対策推進事業を新たに設け、地域防災総合事務所・地域活性化局とも連携し、要援護者の個別避難支援計画の作成促進を図るほか、風水害対策として洪水・土砂災害ハザードマップの作成や防災倉庫等の整備を支援するなど、取組を加速させていきます。
- ・ 防災啓発については、引き続き、メディアを活用した啓発や市町と協働したセミナー等を実施します。また、「小さな費用で大きな効果」をめざし、各家庭や地域において防災意識の向上・定着を図るため、災害用備蓄物資を活用した啓発活動（白い小箱運動）と連携した取組を県内各地域で展開します。
- ・ これらの取組など取り得る手段を講じて、県民の皆さんの「防災意識」を「防災行動」へと結びつけ、「防災の日常化」の定着をめざしていきます。

【実践取組 2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- ・ 木造住宅の耐震化については、引き続き、診断、設計や補強工事等の補助を行うとともに、住宅訪問、診断を終えた方を対象とする耐震補強相談会等を市町と連携して実施していきます。
- ・ 県立学校については、平成 25 年度の耐震化完了に向けて、引き続き取組を進めます。また、非構造部材の耐震対策も併せて進めます。私立学校については、耐震補強（改築）工事を 6 棟において実施します。
- ・ 災害拠点病院等については、建替工事に変更した病院が予定どおり平成 26 年度に完成できるように働きかけるとともに、耐震化工事が未実施の病院について、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し計画的に耐震化を進めていきます。
- ・ 高齢者関係施設については、平成 25 年度から避難所指定を受けている入所施設に対して、耐震補強に要する経費の一部を支援する取組を進めます。障がい者関係の入所施設については、未耐震の施設等の整備を促進します。また、児童福祉施設については、引き続き耐震診断に要する経費の一部を支援していきます。

【実践取組 3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ・ 国の南海トラフ巨大地震対策の検討状況をふまえ、引き続き「三重県地震被害想定調査」を進めます。また、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」、「三重県新地震・津波対策行動計画」を、「災害に強い三重づくり」の共通指針とするため、平成 24 年度から取り組んでいる策定作業についても着実に進めていきます。
- ・ さらに、「石油コンビナート等防災計画」の見直しに向けて、石油コンビナート防災アセスメント調査を実施するほか、紀伊半島大水害での課題をふまえ「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」等の見直しに向けた基礎調査を行います。
- ・ 災害対応力の充実・強化に向けては、「訓練でできないことは、いざという災害の時に絶対にできない」との強い思いのもと、住民の迅速な津波避難や災害時の地域医療体制など、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練等を実施し、災害対応力の強化を図ります。
- ・ 県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、「三重県市町災害時応援協定」に基づき、物的支援や広域避難について、地域防災総合事務所・地域活性化局の役割を含め、検討を行っていきます。
- ・ 広域防災拠点については、北勢拠点の最終的な整備地決定に向け、地元四日市市との協議を進めていきます。
- ・ また、原子力災害対策については、学識経験者のアドバイスを得ながら検討を行っていきます。
- ・ 災害医療体制の整備については、医療関係機関との連携を図りながら、医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、「三重県災害医療対応マニュアル」に基づく訓練の実施により、マニュアルの実効性等の確認を行います。
- ・ 緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めるとともに、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組めます。

【実践取組 4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ・ 引き続き、「防災ノート」等を活用した防災教育の充実を図るほか、保護者や地域住民等との合同の訓練や防災学習の実施など、学校・家庭・地域の連携による防災対策を促進していきます。また、学校の防災機能の強化にも取り組んでいきます。
- ・ 地域の防災人材については、特に女性を中心とした人材育成に取り組み、男女共同参画の視点に配

慮した防災・減災対策の推進や災害時要援護者を支援する体制整備を進めます。

- ・ また、みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等の防災人材の協力を得て、「My まっぷラン」を活用した津波避難計画づくりや避難所運営マニュアルの作成等の取組を、県内各地域に普及させていくなど、地域を起点とした実践を通じて、人材の活用を進めていきます。
- ・ さらに、「防災ノート」を活用して正しい知識と行動力を身につけることができた児童生徒が、引き続き、地域住民の一員として「My まっぷラン」に取り組むことによって、次世代の防災の担い手として育つことができるよう、「防災ノート」と「My まっぷラン」を関連させた取組についても、地域において進むよう支援を行っていきます。
- ・ 「みえ企業等防災ネットワーク」を活用し、地域防災における企業の役割等について検討を行うとともに、BCPの作成促進に引き続き取り組んでいきます。また、県内の企業を対象とした「企業防災力診断」を実施し、企業の防災取組の現状を把握するとともに、今後の効果的な企業への支援方法について検討を行います。

【実践取組5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

- ・ 地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を進めます。また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所については、引き続き、関係市町との連携を強化し、避難地・避難路の保全を進めます。
- ・ 河川堆積土砂撤去については、治水安全上の優先度や地元要望をふまえ、対象箇所の情報を市町と共有し、箇所毎の優先度を市町に分かりやすく示す方法の検討を進め、優先度の高い箇所から取り組みます。また、土砂災害危険箇所に立地する災害時要援護者関連施設については、引き続き、関係市町との連携を強化し、土砂災害防止施設による保全を進めます。
- ・ 引き続き、避難路の整備について必要な改修等を実施するほか、防波堤など漁港施設の整備を進めます。

【主担当部局：県土整備部】

プロジェクトの目標

社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進捗度と判断理由

進捗度 ＊	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で 24 年度目標値を達成しており、幹線道路等の整備を進めたことにより、地域の安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が進んだことから「進んだ」と判断しました。

【＊進捗度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
命と地域を支える道の供用延長		86.8km	1.00	129.7km	147.8km
	74.6km	86.8km			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の高規格幹線道路＊や主要な直轄国道、地域高規格道路＊、アクセス道路の供用延長
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、県管理道路を整備推進することにより目標値を達成しました。平成 25 年度においては、紀勢自動車道や熊野尾鷲道路などの幹線道路およびそのアクセス道路を合計 42.9km 新規供用することをめざし、目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「命を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	命を支える道の供用延長		55.5km	1.00	86.8km	88.6km
		43.3km	55.5km			
2 「地域を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	地域を支える道の供用延長		31.3km	1.00	42.9km	59.2km
		31.3km	31.3km			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	19,618	19,639		

平成 24 年度の取組概要

- ・ 大規模災害などから県民の命と暮らしを守り、産業・観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路、北勢バイパス、中勢バイパス等の直轄国道の整備促進や未事業化区間の早期事業化に向けた取組、これらにアクセスする県管理道路の整備を推進
- ・ 高規格幹線道路および直轄国道に関して、提言活動などにより事業主体である国や中日本高速道路(株)に対し、整備促進を強く働きかけるとともに、関係府県や市町等と連携して必要性をアピールし、整備機運を盛り上げるためのシンポジウムや大会などを開催

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 式年遷宮を契機とした連携を広げ、地域を結ぶ道づくりに向けて、紀勢自動車道（大内山～紀伊長島）約 10.3km とそのアクセス道路である紀伊長島インター線約 1.1km などの供用や、中勢バイパスにおいて伊勢自動車道津 I C と市街地を結ぶ県道津芸濃大山田線との交差点が立体化されたことなどにより、走行時間が短縮され、地域間の交流・連携が進むとともに、災害時や救急医療などの地域の安全・安心が高まりました。
- ・ 地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、紀伊半島のミッシングリンク*の解消に向け、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）が新規事業化され、各種の調査が実施されました。また、熊野大泊から新宮間については、地域の皆さんの声や学識経験者等の意見を踏まえ、平成 25 年 4 月に概ねのルートが決定され、うち紀宝から新宮間については、新宮紀宝道路（熊野川河口大橋（仮称）含む）として 5 月に新規事業化されるなど、大きく前進しました。新名神高速道路においては亀山西ジャンクションのフルジャンクション化や鈴鹿 P A スマート I C の連結が決定されました。また、地域高規格道路磯部バイパスが補助事業として新規事業採択され各種の調査を実施しました。
- ・ 自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予測され、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれています。また、交通渋滞が頻発している現状に対し、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支える幹線道路等の整備が求められています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 災害時の復旧・復興を担うとともに、式年遷宮を契機とした県内外との交流連携の促進に向け、平成 25 年度の供用開始予定となっている紀勢自動車道（紀伊長島～海山）、熊野尾鷲道路（三木里～熊野大泊）、紀宝バイパス、第二伊勢道路や四日市湯の山道路（高角～吉沢）の整備を進めるとともに、これらに合わせて供用するアクセス道路等の整備を推進します。また、「新たな命の道」として地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンクとなっている熊野大泊以南の未事業化区間の早期事業化などを図ります。
- ・ 交通需要への対応と交通渋滞の解消および、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の事業化区間の整備促進を図るとともに、これらと合わせ幹線道路を形成する県管理道路の整備、桑名東部拡幅（伊勢大橋）の早期工事着手や北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

プロジェクトの目標

- ・医師の県内医療機関への定着と医師・看護師等の不足・偏在の解消に向けた取組が進んでいます。
- ・県民一人ひとりの受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携が進むとともに、救急医療体制の整備が進んでいます。
- ・がん検診受診率が向上し、早期発見が進むとともに、新たにウイルス性肝炎の治療を受ける人が増加し、がんによる死亡率が減少しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	二次救急病院における勤務医師数にかかる目標を達成したほか、医師確保対策などで三重県地域医療支援センターの設置等推進体制の整備等が図られたことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
二次救急病院における勤務医師数	 1,305 人 (22 年度)	1,322 人 (23 年度) 1,330 人 (23 年度)	1.00	1,344 人 (24 年度)	1,373 人 (26 年度)
がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）		乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23 年度)	乳がん 0.81 子宮頸がん 0.98 大腸がん 0.97	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24 年度)	乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0% 大腸がん 35.0% (26 年度)
	乳がん 20.8% 子宮頸がん 26.7% 大腸がん 20.5% (22 年度)	乳がん 19.8% 子宮頸がん 28.3% 大腸がん 23.4% (23 年度)			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	・県内の二次救急病院（33 病院）における勤務医師数 ・乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
25 年度目標値の考え方	・平成 24 年度は、医師確保対策等に総合的に取り組んだ結果、二次救急病院における勤務医師数目標値を達成しました。このため、平成 25 年度においても、平成 27 年度の目標達成に向けて、毎年 14 人程度の向上をめざして目標値を設定しました。 ・平成 24 年度は、がん予防・早期発見に取り組む市町への支援事業をスタートさせました。平成 23 年度実績は、乳がん検診受診率を除き前年度より改善されていますが、目標値を達成できていません。平成 25 年度においては、平成 27 年度の目標値を計画的に達成できるよう目標値を設定しました。

実践取組の目標						
実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「医師や看護師等の不足・偏在」を解消するために	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数		180 人	1.00	192 人	217 人
		167 人	181 人			
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数		644 人	0.88	651 人	665 人
		574 人	566 人			
2 「地域の救急医療体制の課題」を解決するために	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数		593 機関	0.97	618 機関	668 機関
		568 機関	576 機関			
3 「がんに対する不安・悩み」を解消するために	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数（累計）		681 人	0.94	804 人	1,050 人
		557 人	673 人			

（単位：百万円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,762	3,219		

平成 24 年度の取組概要

- ・ 医師の不足・偏在の解消に向けて、医師不足の影響を当面緩和する取組として、医師無料職業紹介事業（問い合わせ 22 名、成約 8 名（常勤 4 名、非常勤 4 名）、病院勤務医師負担軽減対策（7 病院 7 事業）等を実施
- ・ 中長期的な医師確保対策として、医師修学資金貸与制度の運用（新規貸与 67 名）、地域医療研修センター事業（研修医 33 名受け入れ）、研修病院魅力向上支援（10 病院 1 団体 13 事業）、総合診療医育成拠点整備支援（4 病院 1 診療所）、子育て医師等復帰支援（1 病院）、指導医育成支援（1 病院 1 団体）等を実施
- ・ 三重県地域医療支援センターを平成 24 年 5 月に設置し、若手医師へのキャリア形成支援と医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに着手
- ・ 看護師確保対策として、修学資金の貸与（65 名）、実習指導者養成講習会（67 名）、実習施設への受入支援（14 施設）、養成所への運営支援（11 施設）を実施
- ・ 看護師養成所の定員数増加（30 名）に向けた国への申請に関して、指導・助言を実施
- ・ 定着促進対策として、21 施設に病院内保育所への運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築のため、体制整備支援（40 施設）、アドバイザー派遣（4 施設）、多施設合同研修事業（参加者延べ 1,225 名）、研修責任者研修（参加者 31 名）、教育担当者研修（73 名）、実地指導者研修（100 名）等を実施
- ・ 看護師の資質向上のため、訪問看護及びがん看護に関する専門研修を実施（訪問看護：37 名、がん看護：8 名）
- ・ 救急医療情報システムの参加医療機関の増加は 8 機関にとどまったが、電話案内件数は 85,138 件、電話案内利用の増加に伴い 2 回線増設
- ・ ドクターヘリの出動件数は、272 件（うち、現場出動 162 件、病院間搬送 110 件）、訓練回数は、離島 5 回、高速道路 4 回、検証については、毎月実施

- ・ 周産期医療体制の強化を図るため、県総合医療センター及び市立四日市病院の新生児集中治療管理室（NICU）整備を支援するとともに、伊勢赤十字病院の母体胎児診断センター設置を支援
- ・ 各市町において在宅医療を担う多職種の連携を進める地域リーダーの養成研修を開催（135 名養成）
- ・ がんの予防・早期発見を推進するため、9 市町が実施する全国の先進事例に基づくがん予防の取組を支援するとともに、民間企業やNPOと連携して啓発活動を実施
- ・ 緩和ケアの質の向上を図るため、がん診療に携わる医師・看護師等を対象に緩和ケアの基本的な知識・技能を習得するための研修会を 7 病院で実施（受講者 116 名、累計 673 名）
- ・ 科学的根拠に基づくがん対策の推進のため、県内のがん患者について、その診断・治療・予後に関する情報を収集する地域がん登録を推進（14 病院、登録届出件数 27,629 件、累計件数 40,359 件）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 今後、県内で勤務を開始する医師修学資金貸与者（貸与者累計 348 名・返還者を除く）等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として県内の地域間、診療科目間の偏在解消には時間を要するものと考えられることから、これらの若手医師の県内定着と偏在解消を進める仕組みが必要です。
- ・ 三重県地域医療支援センターの設置により、若手医師へのキャリア形成支援と医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等を行う体制が整備されるとともに、三重大学等関係機関が共同して取り組むことへのコンセンサスが得られました。年度後半には、4 つの診療領域（内科、外科、救急科、総合診療）における後期臨床研修プログラムの作成を開始しました。今後、これらのプログラムを完成させ、若手医師への周知を図るとともに、他の診療科のプログラムの作成にも順次着手していく必要があります。
- ・ 研修病院の魅力向上支援を通じて、MMC 卒後臨床研修センターが取り組む、県内全ての研修病院が相互に協力病院となり研修医の選択肢を拡充するMMCプログラムの運用が開始され、全国的にも先進的な事例として関心を集めるなど、今後臨床研修医の確保につながるものとして期待されています。このため、三重県地域医療支援センター等の取組と相乗効果を生み出すようさらに連携を図っていく必要があります。
- ・ 平成 25 年度から看護師養成所の定員数の 30 名増が認可されたことから、今後の県内看護職就業数の増加が見込まれます。一方、看護職員の定着促進を目的とした新人看護職員の卒後研修については、一定規模以上の病院で取組が進み、多施設合同研修受講割合は平成 23 年度の 75%から 92%と増加しましたが、100 床未満の小規模施設の受講割合は 56%と低いため、今後も施設規模に応じた取組を実施する必要があります。
- ・ 「三重県医療機関等看護職員需要調査」の分析から、病院内保育所の充実が入職 5 年後の看護職員の定着に効果があることが検証されたことから、今後「24 時間保育」や「病児保育」など多様な保育ニーズに対応できる施設を増やしていくことも必要です。
- ・ ドクターヘリについては、救命率の向上等の効果があったと考えますが、他県との相互応援については、具体的な連携体制の構築には至っていません。また、県民の皆さんが休日・夜間等でも安心して受診できるよう、救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関をさらに増加させる必要があります。
- ・ 救急搬送における軽症の割合が 50%を超えるなど、適切な受診行動が定着していないことから、かかりつけ医を持つことなどに関して、県民の皆さんの理解と協力が得られるよう、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。

- ・ 新生児集中治療室(NICU)の増床や母体胎児診断センターの設置により、周産期医療の体制が整備されました。今後、新生児の死亡率を低下させるため、リスクの高い出産を担う周産期母子医療センターとリスクの低い出産を担う産科医療機関・助産所との機能分担、連携体制を構築していく必要があります。
- ・ できる限り住み慣れた自宅や地域で療養生活を送ることができるよう在宅医療の充実を図る必要があります。そのためには、医療と介護にまたがる多職種が連携し、患者・家族をチームとしてサポートする体制の構築が必要であり、連携の調整を行う市町の主体的な取組が求められます。
- ・ がん検診受診率向上のため市町の取組を支援するとともに、日本女子サッカーリーグに属するサッカーチームと乳がん検診推進のための協定締結などにより、県民の皆さんに対して、がんに関する正しい知識とがん検診の重要性について普及啓発を進めましたが、本県の乳がん検診の受診率は 19.8%と目標値 24.4%を下回っています。内閣府の調査によると、がん検診を受診しない理由は「受ける時間がない」の外、「がんであると分かるのが怖い」、「費用がかかり経済的負担が大きい」、「健康状態に自信があり必要性を感じない」などとなっており、調査結果をふまえた受診促進のための普及啓発に取り組む必要があります。
- ・ 地域がん登録の届出件数は、13 病院 12,730 件（平成 23 年度末）から 14 病院 40,359 件（平成 24 年度末）に増え、がんの実態把握を進めているものの、平成 23 年から開始したがん登録の集計データでは、罹患数、生存率を正確に把握するには至っていません。精度の高いがん登録を実施するためには、がん登録の届出数の増加とともに、がん登録担当者の資質向上に取り組む必要があります。また、がん登録データを集計分析して、がん対策の基礎資料として活用につなげる必要があります。
- ・ 関係機関・団体等と「三重県がん対策戦略プラン第 2 次改訂」の策定に取り組みました。策定したプランの実効性を確保するとともに、県民の皆さんと一体となってがん対策に取り組む必要があります。
- ・ 緩和ケアの体制を充実させるため、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修を 7 病院において実施しましたが、がんと診断された時から心のケアも含めた緩和ケアの提供をするためには依然として人材が不足しています。
- ・ 三重医療安心ネットワークを拡充する取組を進めた結果、病院の処方や検査結果、画像情報等の共有化が進んでいます。今後、主要病院の参加拡大により、検査の重複をなくすなど患者の負担軽減を図るとともに、診療情報の共有化による医療機関の連携策を検討する必要があります。
- ・ 県肝疾患専門医療連絡協議会を開催して、肝炎に関し医療機関と情報共有、意見交換を行うとともに、広報誌、リーフレット等を通じた正しい知識や早期治療に関する普及啓発に取り組みましたが、肝炎対策のコーディネーター養成は実施態勢が整わず遅れています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 医師確保については、特に、三重県地域医療支援センターにおいて、新たに行う医師の需給状況の把握・分析等を通じた今後の取組への反映や、MMC 卒後臨床研修センター等の関係機関と連携した若手医師の県内定着に向けた取組を進めるとともに、平成 24 年度後半から作成を開始した後期臨床研修プログラムについて、県内における診療領域ごとの指導医や研修病院等の状況をふまえ、三重大学や医療機関と綿密な調整を行いながら、より多くの診療領域におけるプログラムの作成を進めていきます。
- ・ 看護職員の定着促進については、小規模施設における新人看護職員多施設合同研修の受講者割合が低いことから、小規模病院を中心に看護管理者研修会などを行い支援していきます。また、病院内保育所の充実が課題であることから、中堅看護職員の定着に向け、「24 時間保育」や「病児保育」など多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置を進めていきます。

- ・ ドクターヘリの広域連携について、事務局である愛知県等と具体的な連携策について検討を進めます。また、救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進については、目標達成に向け、引き続き新規の開業医を中心に参加を働きかけるとともに、登録済みの医療機関とアンケートを実施し、より参加しやすいシステムへの改修を図るなど、三重県医師会等の関係団体と連携して取り組んでいきます。
- ・ 県内の地域医療を守る活動を行っている団体等と連携して、適正な受診行動の普及啓発に取り組んでいきます。
- ・ 安心して産み育てる環境づくりについて、周産期医療における産科医療機関と周産期母子医療センターとの連携体制を構築するため、診療所医師と高度専門医療機関の医師とが共同診療できる産科オープンシステムの拡充に取り組みます。
- ・ 在宅医療の充実に向けて、市町に対して、多職種による事例検討会の開催など在宅医療連携体制の構築を支援するとともに、各地域において県民の皆さんへの在宅医療に関する普及啓発を実施します。
- ・ がん検診の受診率向上に有効と考えられる個別受診勧奨や個別検診の推進、特定健診との同時実施など受診しやすい環境づくりを各市町に働きかけます。また、「2人に1人が、がんにかかること」など、がんに関する正しい知識の習得と理解を深めることができるよう、さまざまな機会を通じて周知を図るとともに、民間企業等と連携して、がん及びがん検診の必要性に関する啓発の取組を展開します。さらに医療関係者やがん患者等の参画を得ながら、がん対策推進に関する条例の制定に取り組めます。
- ・ 医療機関に対して院内がん登録の実施を働きかけ届出件数の増加を図るとともに、地域がん登録に関わる担当者の資質向上のための実務研修を開催します。また、三重大学において地域がん登録で収集したデータを解析して、がんに関する予防・治療対策の評価・立案の活用を検討します。
- ・ 緩和ケアに関する医療体制充実のため、がん診療拠点病院以外の医師の研修修了者を増加させるため、さまざまな機会を通じて研修会への医師の受講参加を促進します。緩和ケアの人材不足の課題に対しては、看護師、薬剤師等の医療従事者にも受講の対象をさらに拡大し人材育成を進めます。
- ・ 医療連携を強化する三重医療安心ネットワークについて、参加する医療機関の拡大を進めるとともに、地域の中核病院と地区医師会が三重医療安心ネットワークを活用して、急性期から在宅まで切れ目ない医療連携のシステム化に取り組めます。
- ・ 医療機関との連携を図りながら、市町、民間企業等を対象に肝炎対策コーディネーター養成のための研修を開催します。

【主担当部局：雇用経済部】

プロジェクトの目標

- ・ 中小企業の成長支援や新産業の創出、農林水産業の振興等により、雇用の場を創出し、大学・大企業・中小企業・経済団体等との連携により、雇用に結びつく新たな仕組みが構築されています。
- ・ 求職者に対して、求人ニーズをふまえた能力開発の機会を提供するとともに、求人側と求職側のミスマッチを解消することで、厳しい雇用情勢の緩和が進んでいます。
- ・ 厳しい若年者の就職状況をふまえ、安定した就労に向けた重点的な支援を行うことにより、若者の不安定な就労状況の解消が進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	厳しい雇用情勢の中、プロジェクトの数値目標並びに実践取組の一部について目標値を達成することができませんでしたが、ほぼ目標値に近いものとなったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県内労働力人口に占める就業者の割合		96.7%	0.99	97.0%	97.5%
	96.4%	96.6%			
本プロジェクトにより支援した人の数		29,200 人 (25,000 人)	0.92	30,100 人	31,500 人 (27,100 人)
	28,529 人	26,744 人 (見込)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	○県内労働力人口に占める就業者の割合 ○本プロジェクトの構成事業のうち、人材育成、就労支援等の事業により支援した人の数				
25 年度目標値の考え方	「県内労働力に占める就業者の割合」は、平成 27 年度にリーマンショック前の状況に戻すという目標に向けて、24 年度より割合が増すよう設定しました。「本プロジェクトにより支援した人の数」は、当プロジェクトを構成する様々な事業の目標値の合計値としています。				

実践取組の目標						
実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「雇用の場の不足」 を産業振興の視点から 解決するために	事業参加者の県内 中小企業への就労		30 人	1.00	30 人	30 人
		—	35 人 (見込)			
	新規就農希望者等 への就業・就農支援		100 人	1.00	100 人	100 人
		—	117 人			
	漁師育成機関の整備 推進(累計)		2 か所	1.00	3 か所	3 か所
		—	2 か所			
2 「求人と求職のミスマッチ」を解消するために	福祉人材センター における相談・支援 による就職者数		210 人	1.00	270 人	270 人
		254 人	315 人			
3 「若者の未就職や不安定な就労状況」を解決するために	県が就労に向けて 支援した延べ若年 者数		15,750 人 (12,500 人)	0.90	16,000 人	16,500 人 (13,250 人)
		12,470 人	14,214 人			
	県立高等学校卒業 生徒の内定率		97.0%	0.99	98.0%	100.0%
		96.8%	96.6%			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	581	584		

平成 24 年度の取組概要

- 産業政策と連動した雇用政策を展開していくため、産業界や労働界と連携して「三重県雇用創造懇話会」を開催（4 回）し、新しい雇用政策を検討、若年者の雇用をはじめ、女性や障がい者などの潜在的労働力の活用なども検討
- 若年者の雇用維持・創出に向けては、中小企業の成長や新たなビジネスの創出等と連動していくため、大学等と連携した企業人材の育成や、中小企業の成長を支える人材確保のための魅力発信を実施
- 新たなビジネス創出による雇用の場の創出を行っていくため、創業志望者や新事業展開をめざす中小企業を対象に「ビジネスプランコンテスト」を開催し、プランのブラッシュアップを実施するとともに、三重大学と連携して「MIE 経営者育成道場」を開催
- 農業・漁業への就労支援については、市町や関係団体等と連携して人材の受入れを地域で支える新たな仕組みづくりに関する取組を実施
- 求人と求職のミスマッチの解消については、働く意欲のある方の就労を支援するため、職業訓練の実施により技術や資格を修得する機会を提供

- ・求人数が求職者数を上回る福祉・介護分野については、福祉人材センターにおける相談や就職フェア等を実施
- ・女性の就労を支援するため、就労支援相談を実施するとともに、企業に対して女性の就労継続や職場復帰に関するアドバイスを実施
- ・若年者の就労支援については、大学等と連携した人材育成などに加え、高等学校の就職指導プロセスの改善に取り組むとともに、「おしごと広場みえ」を拠点に、就職に関する相談や就職のためのセミナー、合同企業説明会等を実施
- ・若年無業者の職業的自立を進めるため、包括的な支援体制を整備し、厚生労働省委託事業の地域若者サポートステーションと連携し、相談や支援情報の提供、訓練講座、就労体験等を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・中小企業等の人材の確保・育成については、大学等と連携した「技術者基礎技術講座」等を開催（4 講座）するとともに、北勢、中勢、南勢地区の中核的企業と連携した講座（153 名参加）も実施しました。さらに、中小企業への若年者人材の確保に向け、企業の魅力をわかりやすく伝える映像を制作（8 社）するとともに、三重県中小企業団体中央会とも連携し、国の「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」を実施、大学生約 1,000 人が参画し、実際に 35 名の学生の就労に結びつけました。
- ・中小企業の成長や新たなビジネスを創出し、地域中小企業の雇用の維持・創出に結びつけていくために、中小企業の新事業展開等をビジネスプラン段階から支援し、15 件のプランのブラッシュアップを行うとともに、10 件の事業化や事業拡大を支援しました。今後は、国や民間等の資金的支援が充実してきたことから、助成金等による支援ではなく、更なる事業拡大や事業継続に重要となってくる経営者の人脈づくりやビジネスマッチング、ネットワーク構築等の取組を支援していく必要があります。
- ・農業では、119 名が「みえの就農サポートリーダー」に登録され、13 名の就農希望者が支援を受けるなど、地域における新規就農者への支援が行われました。水産業では、就職体験や就業相談のほか、地域外からの新たな参入希望者を受け入れる仕組みづくり（漁師塾*）に 2 地域（18 名）で取り組みました。今後はこれらの取組を他地域に普及させることが必要です。
- ・1,171 名の求職者等が職業訓練を受講（うち 304 名は訓練継続中）し、25 年 3 月末までに 462 人の就職につながっています。しかし、農業やファッション系コースなど前年度から受講者数が大きく減少した訓練コースがあるなど、訓練ニーズの変化が見られます。このため、関係機関と連携のもと、ニーズに応じた訓練となるよう見直しを行っていくことが必要です。
- ・職業紹介や就職フェア等の実施により、315 名の福祉・介護職場への就職が内定しましたが、福祉分野は、依然として雇用ニーズの高い分野であるため、引き続き重点的な支援が必要です。
- ・女性の就労支援については、相談件数 674 件、7 企業にアドバイスを行いました。女性の就労支援を充実させるためには、個々の女性への支援と企業への働きかけをより効果的に行うことが必要です。
- ・県立高等学校に就職支援相談員を 10 名配置するとともに、経済団体と連携して高校生を対象とした就職相談会を開催しましたが、就業意識や勤労観・職業観の醸成が必要な生徒がおり、生徒の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実が必要です。
- ・「おしごと広場みえ」を中心に、三重労働局をはじめとする関係機関と連携して、相談・セミナー・合同企業説明会等を実施しましたが、雇用創造懇話会において現在提供しているサービスが若者のニーズにあっているかの確認、定着支援のための離職理由の調査が必要等の意見をいただいております。

これらの課題への対応が必要です。

- ・ 県内 4 カ所の地域若者サポートステーションが、若年無業者の就労支援を実施していますが、利用者の増加に伴い、多様な課題に対する支援のあり方等を検討することが必要になっています。
- ・ 若年者の雇用については、「三重県雇用創造懇話会」などでの議論も踏まえ、現在提供しているサービスが若者のニーズに適合しているかの検証、安易な離職を防ぐための離職理由の調査、働き続けるために求職者が勤務先に求める施策の調査、そして、それに応じた定着支援の拡充などを検討していく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 雇用維持が中心であった従来の雇用政策を転換し、産業構造の変化にあわせた雇用政策が求められていると認識しています。労働力人口が減少していくなかで、雇用のミスマッチを解消することに加え、貴重な人材を成長産業や中小企業にうまく橋渡ししていく雇用政策を展開し、県内経済の成長につなげていくことが重要です。
- ・ 中小企業の人材の確保・育成については、中核となる人材育成のため、より効果的な講座を開催することに加え、三重県中小企業団体中央会などと連携した人材確保・育成事業を、引き続き展開します。また、本県の経済をけん引する製造業の維持・強化に取り組んでいくなかで新たな取組方向として、例えば、次世代自動車に関する大学の寄付講座の開設や、産業界における高度技術者雇い入れによる新分野展開や技術力向上の支援、中小企業等の研究人材の育成と雇用支援などを国や産業界と連携し、パッケージとして取り組む雇用創造プロジェクトを創設するなど人材確保・育成と雇用創出を両輪として進めていきます。
- ・ 中小企業の成長や新たなビジネスの創出に向けては、雇用の維持・創出につながる力強い経営者の育成をめざして、三重大学などと連携した経営者育成道場（座学）に、実践カリキュラムを導入するなど、より実践的な経営人材の育成に取り組めます。さらに、「首都圏営業拠点*」なども活用し、三重の若手経営者と首都圏の経営者などの出会いの場をつくり、県内中小企業の更なる事業拡大や事業継続のキーとなる経営者の人脈づくりなども支援していきます。
- ・ 農業では、「みえの就農サポートリーダー」のさらなる登録を進めるとともに、市町や産地における就農希望者の受入体制の構築等に取り組めます。水産業では、漁師塾における研修カリキュラム等を充実するとともに、新たな地域での展開に取り組めます。
- ・ 関係機関と連携した求人・求職ニーズの把握や訓練カリキュラムの見直し、平成 24 年度に一部の訓練に導入したキャリア・コンサルティングの成果と課題を整理しつつ他の訓練に広める等の職業訓練の充実に取り組めます。
- ・ 福祉・介護分野の人材確保を図るため、福祉人材センターによる新たな人材の確保、求人・求職者のマッチング等を実施します。
- ・ 女性の就労支援に関する業務を雇用経済部で総合的に担うことにより、雇用施策やワーク・ライフ・バランス等の取組と一体的な実施を図り、効果的な支援や企業への働きかけに取り組めます。
- ・ 「三重県雇用創造懇話会」などで、若年者の雇用の議論を行い、国が実施する事業との連携や定着支援の充実等を検討するとともに、「首都圏営業拠点」を活用したUターン就職支援、長期インターンシップなどの実践的な就業体験プログラムの実施に取り組めます。また、小・中・高・大を対象とした体系的なキャリア教育の推進と若者の就労、企業等の人材確保を支援するため、「三重県キャリア教育支援協議会（仮称）」を設置します。

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

プロジェクトの目標

- ・子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する取組が進んでいます。
- ・若年層に対する早期からの相談・支援体制の強化などにより、家族観の醸成や児童虐待未然防止の取組が進んでいます。また、放課後児童対策に対する支援が進んでいます。
- ・子育てに関する経済的支援の実施など、安心して子どもを生み育てられる取組が進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は78%しか達成できませんでしたが、実践取組の3項目のうち2項目は達成およびほぼ達成し、全体的には一定の進捗が認められたことから、「ある程度進んだ」と評価しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「みえの子育ちサポーター」 認証者数（累計）		3,250 人	0.78	5,200 人	10,000 人
	1,290 人	2,822 人			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	「子どもの育ちを支える」ための基本的な考え方について研修を受け、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポーター」として県が認証した人の数
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度は、子育てサポート講座を 30 回開催しましたが、目標達成には至りませんでした。平成 25 年度においては、市町に対して早期に講座の案内を行い、関係機関等における講座の活用を働きかけていくこととし、目標値を 5,200 人に設定します。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「希薄化している家族の絆の再生」を図るために	「家族の絆」一行詩コンクールへの参加作品数		7,500 点	0.94	8,000 点	9,000 点
		6,967 点	7,017 点			
2 「子どもの育ちに関する課題」を解決するために	思春期ピアサポーター養成者数（累計）		30 人	0.97	60 人	120 人
		—	29 人			

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
3 「子育てに関する経済的な不安」を解消するために	子どもの医療費助成の実施	補助対象は就学前まで	小学校 6 年生まで対象拡大			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,985	4,007		

平成 24 年度の実践概要

- ・ 「家庭の日」調査票を県内企業約 4 万社に送付し、「家庭の日」について P R を実施
- ・ 「家庭の日」協力事業所の登録状況 (81 社) とその取組内容を県ホームページ等で紹介
- ・ 子育てサポート講座の開催 (公開講座 2 回、出前講座 28 回) による「みえの子育てサポーター」の養成 (1, 532 人)
- ・ 子育てサポーターが支援し子どもが主体的となって実施した「やるぞ！子ども会議」(5 事業)、子育てサポーターや地域の大人が連携した「子育て支援活動」(8 事業)
- ・ 家族が互いの理解を深め、絆を認識する機会として、「家族の絆 一行詩コンクール」を実施 (応募 7, 017 作品)
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数の拡大 (会員数：1, 124 (内企業 626、団体 498)、対前年度 76 会員増)、メールマガジンの発刊、会員総会における取組事例の発表など
- ・ 第 7 回「子育て応援！わくわくフェスタ」を「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して開催 (来場者 27, 000 人、出展・出演 120 団体、運営ボランティア延べ 339 人)
- ・ 保護者の子育ての不安感や負担感の軽減を図る「親なびワーク」を小学校等県内 18 か所で開催 (参加者 445 人)
- ・ 「三重県社会的養護のあり方検討会」を設置し、社会的養護のあり方について検討
- ・ 社会福祉法人が行う児童養護施設の小規模グループケア化等の大規模修繕に要する経費への補助 (1 施設)
- ・ 新規里親開拓に取り組み、養育 8 組、養子縁組希望 7 組、親族 7 組、専門 2 組の計 24 組の新規登録
- ・ 三重県里親会に里親養育相互援助事業を委託し、里親相互の交流、養育技術の向上等の事業を実施
- ・ 児童養護施設に入所している小学生の児童を対象に、学びサポーターを配置し、学習支援を実施 (135 人)
- ・ 「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を平成 24 年 11 月に開設 (相談件数 17 件)
- ・ 大学生を対象に思春期ピアサポーターを養成 (29 人)、中学校 1 校 2 クラスにおいて保健体育の授業を活用しピア活動 (仲間教育) を実践
- ・ 平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に関し、市町に対する説明会を開催し、平成 27 年度に本格施行予定の子ども・子育て支援新制度についての情報提供を実施
- ・ 多くの児童が放課後児童クラブを利用できるよう、放課後児童クラブの運営費と施設整備費に関し、市町への補助を実施
(県内の放課後児童クラブ数：平成 24 年 5 月 1 日 292 か所 (平成 23 年 5 月 1 日 282 か所))
- ・ 市町が実施する子ども医療費助成事業に対して、平成 24 年 9 月から、県が支援する対象を、義務教育就学前までの児童の入通院から小学校 6 年生までの児童の入通院に拡大

- ・ 特定不妊治療費の一部助成は、助成件数が大幅に増加（助成件数：2,326 件）県単独補助事業については、所得制限を 300 万円未満から 400 万円未満に緩和
- ・ 不妊専門相談件数 273 件（平成 24 年度）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する地域社会づくりをめざし、「家庭の日」の周知をはかりました。協力事業所の登録数を増やして、その取組内容について紹介することで、「家庭の日」を周知していく必要があります。
- ・ 子育てサポート講座の開催により「みえの子育てサポーター」を養成しましたが、出前講座の募集開始が遅れたため、計画通りに養成することができませんでした。また、今後は、サポーターの具体的な活動について、地域で連携するしくみを検討していく必要があります。
- ・ 「家族の絆 一行詩コンクール」を実施し、家族をはじめ学校や地域の中で子どもと大人が互いの理解を深め、絆を認識する機会を提供しました。さらに多くの絆が育つよう、コンクールの効果的な周知・啓発を行い、参加者を増加させる必要があります。
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大について、企業等へ働きかけを行いましたが、目標を達成するに至りませんでした。今後は、新たな業種の開拓やエリアの拡大が図れるよう周知・啓発を行う必要があります。
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して第 7 回「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催し、地域の企業や団体に、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪を広げました。今後は、ネットワーク会員の自主的、主体的な活動が促進されるように各地域での交流を深めることが必要です。
- ・ ワークショップ形式の「親なびワーク」を実施し、子育て中の親の悩みの共有や連携が深まりました。一方で、現在のワークシートは、利用者の満足度は高いものの学齢期の子どもの親中心のプログラムとなっており、「親なびワーク」の対象を見直す必要があります。
- ・ 児童養護施設の小規模グループケア化を進めるとともに、新規里親の開拓や里親委託の促進に取り組んだことにより、要保護児童に対する家庭的な養育環境の中できめ細かなケアの提供が進みました。今後も小規模グループケア化等を進めるため、平成 25 年度には各施設において「家庭的養護推進計画」の策定が求められています。
- ・ 「三重県社会的養護のあり方検討会」を設置し、今後の施設種別ごとの方向性について協議を行ってきました。今後、この結果をふまえ、関係施設と具体的な協議を進めていく必要があります。
- ・ 児童養護施設の入所児童は、基本的な学習習慣が身につけていない傾向があり、引き続き入所児童の学習意欲を向上させることが課題となっています。
- ・ 要保護児童の親子再構築に向けた支援が必要です。また、保護者の養育拒否や放任等、就職にあたって必要な援助が受けられず、就職等に支障をきたす場合もあることから、身元保証などの支援を行う必要があります。
- ・ 思春期ピアサポーターによる中高生を対象としたピア活動（仲間教育）を実践し、同世代の視点から性に関する正しい知識を伝え価値観の共感・共有を図ることができました。今後はさらにピアとなる学生の確保ならびに実践校の拡大を図る必要があります。
- ・ 若年層に対する望まない妊娠や性の悩みに対応するための相談電話「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を開設し対象者を地域の支援機関につなぐことができました。一方、相談窓口の周知については、普及啓発用カードを作成し公共機関へ配置するとともに、高校生への周知について各学校に協力を依頼し、カードの保健室への配置や希望者への配布等を行いました。今後は、より広

く周知するため全校生徒への配布に向けて協力を依頼するとともに、相談後の支援について、医療、保健、教育等関係機関による連携した支援を進めていく必要があります。

- ・平成27年度に子ども・子育て支援新制度が実施されるため、市町は平成25年度中に地域の保育・教育・放課後児童対策のニーズを調査し、子ども・子育て支援事業計画策定等の準備を行うこととなります。そのため、県は市町に必要な情報提供・協議を行うことが必要となってきます。
- ・放課後児童クラブに関する地域の実情等について、全市町を訪問して、意見交換を行なった結果、放課後児童クラブを利用できない小学校区の多くが小規模校であることや、市町が小規模なクラブを存続させるために努力している状況がわかりました。子ども・子育て支援新制度が実施される際には、放課後児童クラブに関する国庫補助の見直しが予想されます。
- ・放課後児童クラブを利用する児童の健康管理や安全の確保、遊びを通して児童の自主性、社会性、創造性を培っていくためには、放課後児童指導員の資質の向上を図っていく必要があります。
- ・市町が実施する子ども医療費助成事業の対象年齢の小学校6年生までの引き上げにより、安心して子どもに医療を受けさせられるようになりました。
- ・特定不妊治療の助成要件を緩和した結果、多くの方々の不妊治療に関する経済的負担が軽減しました。また、不妊や不育症の相談体制を充実したことにより、相談件数が大幅に増加したことから、相談体制の見直しを行う必要があります。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・「家庭の日」協力事業所の登録をすすめ、その取組内容を県ホームページ等で紹介するなど、「家庭の日」について引き続きPRしていきます。
- ・年度当初から市町を通じて関係機関等での子育てサポート講座の活用を働きかけ、「みえの子育ちサポーター」を養成するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の企業・団体との連携や市町事業への協力など地域での実践的な活動を促進していきます。
- ・「家族の絆 一行詩コンクール」のこれまでの作品を活用して、コンクールの効果的な周知・啓発をするとともに、学校で応募作品を教材として活用したり、家庭へ持ち帰り家族で考えるような流れを検討するなど教育委員会と連携し、学校における取組の促進を図っていきます。
- ・地域の企業や団体に、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪が一層広がっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して家族の絆が深まるようなフェスティバルを開催するとともに、さらなるネットワーク会員の拡大を図っていきます。また、地域での自主的な活動が進むよう、会員の取組情報の共有や会員間の交流の場づくりを行います。
- ・子育て中の親の悩みの共有や親同士のつながりを促進するため、ワークショップ形式の「親なびワーク」について、児童虐待未然防止の観点もふまえて、乳幼児を持つ親を重点的な対象としてリニューアルします。
- ・児童養護施設等の「家庭的養護推進計画」の策定を支援するとともに、乳児院の創設等や児童養護施設等の小規模ケア化、里親委託の促進など施設等の種別に応じた整備等の促進を図ります。
- ・児童養護施設の入所児童に対する学習支援を行い、児童の学力向上と自立に向けた支援を行います。
- ・要保護児童の家庭復帰に向けた親子関係の改善に取り組むとともに、社会に出るにあたって身元保証等の支援を行います。
- ・思春期ピアサポーターによるピア活動（仲間教育）を他校へと展開し、中高生が抱える思春期の性をめぐる問題解決に取り組むことにより若年層の児童虐待未然防止を図ります。
- ・「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイアル』」については、関係機関会議や相談支援実務者会議を開催して相談内容や相談状況について協議し、相談支援体制の構築に取り組むとともに、普及啓発

用カードが一人でも多くの生徒や学生に届くよう、学校長会や教育関係者会議の場で協力依頼を行い、さらに、コンビニエンスストア、自動車教習所等若者が多く集まる場でカードが手に取れるよう妊娠レスキューダイヤルの周知啓発に努めます。

- ・ 児童虐待防止に影響が大きい若年妊婦や支援の必要な妊婦に対する出産前からの支援体制の推進を図るため、医療、教育、市町等関係機関の連携体制の充実や、母子保健に携わる保健師、助産師等の人材育成に取り組みます。
- ・ 放課後児童クラブ指導員の資質の向上を図るため、研修を実施します。また、小規模な放課後児童クラブが継続的に運営できるよう、国庫補助制度の拡充について国への提言を行うとともに、市町の子ども・子育て支援事業計画の策定に関する助言を行うなかで、小規模な放課後児童クラブの有する課題の解決に向けた協議を行います。
- ・ 市町の子ども・子育て支援事業計画の策定準備のため、県と市町の地域づくり連携・協働協議会を活用し、必要な情報提供、策定に向けての協議等を行い、市町の取組を支援していきます。また、三重県版の子ども・子育て会議を設置し、県子ども・子育て支援事業支援計画策定の準備を開始します。
- ・ 子育てに対する経済的負担を軽減し、子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、市町が実施する子ども医療費助成事業に対して、引き続き支援します。
- ・ 不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減のため、特定不妊治療費助成について、実情をふまえながら引き続き実施していきます。また、晩婚化、晩産化により不妊だけでなく不育症に悩む女性が増えており、三重県不妊専門相談センターの相談状況を検証し、県民ニーズに的確に応えられるよう相談体制の充実に取り組むほか、国に対して不育症や特定不妊治療の検査や治療の保険診療適用化の実施などによる患者の経済負担の軽減とともに、特定不妊治療支援事業の制度改正や見直しを行う際には十分な猶予期間を設けることについて提言します。

【主担当部局：健康福祉部】

プロジェクトの目標

- ・障がいの種別や程度に関わらず、誰もが地域社会の中で暮らせる居住の場や日中活動の場の整備が進んでいます。
- ・障がいのある人が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生活の糧を得ることができるような、就労の場の確保や多様な働き方の展開が進んでいます。
- ・障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制が整っています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標を達成するとともに、一部を除き実践取組の目標も達成し、暮らしや日中活動の場の整備や就労支援が一定程度充実したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県の就労支援事業により一般就労した障がい者数		318 人 (253 人)	1.00	332 人	366 人 (278 人)
	311 人	324 人			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県の就労支援事業（障がい者就労支援事業、農福連携・障がい者雇用推進事業、障がい者の「就労の場」開拓事業、特別支援学校就労推進事業等）によって就労した障がい者数
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、就労支援事業に集中的に取り組んだ結果、平成 23 年度の現状値をもとに再設定した目標値を達成しました。平成 25 年度は、27 年度の目標値を計画的に達成できるよう目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「地域での生活基盤の不足」を解決するために	障がい者の日中活動 を支援する事業 ^{注）1} の利用者数		4,838 人	1.00	5,438 人	5,438 人
		4,622 人	5,622 人			
2 「働くことへの課題」を解決するために	民間企業における障がい者の実雇用率		1.54%	1.00	1.58%	1.65%
		1.51%	1.57%			
	福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額		13,000 円	0.95	13,300 円	13,900 円
		11,527 円	12,412 円			

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
3 「日常生活上の支障や不安」を解決するために	総合相談支援センターへの登録者数		5,520 人	0.96	5,740 人	6,180 人
		5,299 人	5,315 人			

注) 1 日中活動を支援する事業：日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）。

（単位：百万円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	545	883		

平成 24 年度の実践概要

- ・ 障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム整備数 3 か所）
- ・ 企業経験豊かな人材を、職域開発支援員およびキャリア教育サポーターとして配置
- ・ 職業適性アセスメントを活用した、生徒本人の適性と職種のマッチングの促進と、キャリア教育サポーターによる、提案型の就労先及び職場実習先の開拓
- ・ 共同受注窓口事業の実施（受注額：10,271 千円）
- ・ 社会的事業所に対する支援制度を設け、その設置を促進
- ・ 県の関係部局で構成した「農福連携・障がい者雇用推進チーム」による、農業分野における障がい者の就労に関する調査の実施、障がい者が担える農作業の検証
- ・ 障がい者雇用アドバイザーによる求人開拓や各種制度の普及、啓発（379 社）
- ・ 障がい者委託訓練、障がい者就労アプローチ支援事業（受講者 125 人）
- ・ 総合相談支援センターによる相談や自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい・重症心身障がいなどの相談事業の実施
- ・ 発達障がい児に対する早期支援を図るため、市町の保健師・保育士・教員を1年間あすなろ学園に受け入れ、発達障がいに関する専門的な支援方法を学び、研修後は市町の核となるみえ発達障がい支援システムアドバイザーとして活動
- ・ 子育てに悩む保護者のサポートを行う子育て支援ストレスマネージャーの育成を実施（24年度研修受入：みえ発達障がい支援システムアドバイザー5名、子育て支援ストレスマネージャー3名）
- ・ 18 市町をパーソナルカルテ推進強化市町に指定し、共通理解を深めながら、パーソナルカルテの作成と活用を促進
- ・ こども心身発達医療センター（仮称）の整備について、地権者との協議や用地測量、地形測量、環境調査等を実施。関係者により整備計画概要をとりまとめ、設計業者を選定

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 障がい者の暮らしと日中活動の場について、障害保健福祉圏域ごとの状況を考慮した整備を進めましたが、引き続き、ニーズの高い障がい福祉サービス事業所の整備が必要です。また、県内 4 か所の福祉型障害児入所施設において加齢児の地域移行に取り組みましたが、まだ、一部の加齢児は施設に入所を続けている状況です。
- ・ 約 6,400 件の企業訪問を行うなど就労先の開拓に取り組み、生徒の就労希望の実現につなげました。今後も、新たな職域の開発に取り組むとともに、教員の企業開拓に係る交渉力の育成が求められています。

- ・ 共同受注窓口の受注量増に向けた取組を進め、売上げを伸ばすことができました。また、福祉事業所の製品等に関する実態調査を実施し、受注量増に向けた検討を行いました。なお、平成 25 年度から施行された障害者優先調達推進法をふまえ、具体的な対応方針を定め、実施していく必要があります。
- ・ 社会的事業所については、設置に向けて、意欲のある法人および関係市町に協力を依頼しましたが、先例の少ない新たな取組であることや事業の継続性の面などから理解が得られず、その開設には至りませんでした。
- ・ 農業分野における障がい者の就労に関する調査等において、福祉事業所の農業分野への進出の意向が高いことや、工夫により障がい者が担える農作業が数多くあることがわかりました。しかし、農業経営者と障がい者が接する機会が少ないことや、障がい者とその家族にとって、就労先として農業への関心が低いことなども認められ、依然として農業分野での障がい者就労が進まない状況にあります。
- ・ 障がい者の就労の場を確保するため、障がい者雇用アドバイザーによる求人開拓や企業へのコンサルティングによる優良事例の創出等に取り組むとともに、障がい者が個々の適性に応じた仕事を見つけるための職場実習事業に取り組んでいます。働く意欲のあるすべての障がい者に実習機会が確保されている状況ではありません。
- ・ 三重県雇用創造懇話会において「障がい者の雇用支援」をテーマに議論を行ったところ、本県では、企業の約 8 割が「障がい者を雇用するには課題がある」と考えており、社会全体の障がい者雇用の重要性に対する理解が進んでおらず、福祉から雇用へと結びつける福祉事業所についても、魅力的な製品が少ないことがわかりました。
- ・ 制度改正により、平成 26 年度までに、原則、障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい者のサービス等利用計画を作成することとなったため、相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ・ 障がいのある子どもたちへの早期からの途切れのない支援体制を整備するため、パーソナルカルテの推進強化市町を指定し、支援情報の円滑な引継に取り組んでいます。さらに多くの市町へ広げていく必要があります。また、発達障がい児への支援のため、各市町に設置を働きかけている発達総合支援窓口は、研修生の養成などにより、平成 24 年度末で 18 市町となっています。そのほか、虐待防止を含めたストレスマネジメントを活用した人材育成を図りました。今後も引き続き、発達相談支援窓口の設置を進める必要があります。
- ・ こども心身発達医療センター（仮称）の統合効果を十分に発揮するため、関係者で構成された検討ワーキングを立ち上げ、センターの整備概要を作成しました。今後、同センターが子どもの発達支援の総合拠点としての機能を発揮できるよう、センターの機能充実・施設整備に向けて、医療、福祉、教育が一体となって検討を進めることが重要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや障がい者福祉サービス事業所の整備を進めるとともに、コーディネーターを配置し、関係機関等の調整を行うことにより加齢児の地域移行の支援に取り組みます。
- ・ キャリア教育マネージャーを配置するなどして、特別支援学校高等部生徒の職場開拓の拡充を図るとともに、就労支援マニュアルを作成して、教員による就労支援を促進します。
- ・ 障がい者の工賃アップと受注拡大に向けて、外部の経営コンサルタントによる指導に加え、共同受注窓口みえに設置する運営委員会による研修会の開催や情報交換などを行い、福祉事業所の経営意識の向上や商品開発、作業改善等の取組を進めます。また、障がい者就労施設等からの公契約を拡大するため、物品等の調達方針を策定し、障がい者の自立の促進を図ります。

- ・ 一定の社会的支援のもとで経済活動を行う、一般就労や福祉的就労でない新しい就労形態の創設について、試行事業の実施を国へ提言するなど、引き続き検討を進めていきます。
- ・ 農業分野における障がい者の就労促進に向け、農業者、福祉事業関係者への障がい者雇用に関する情報提供、福祉事業所に対する農業技術・経営指導のほか、農業ジョブトレーナーの育成、農作業のユニバーサル化、福祉事業所と農業経営体とのマッチング支援などに取り組みます。
- ・ 「三重県雇用創造懇話会」での意見や企業が障がい者を雇用する際の課題をふまえ、多くの企業や県民の皆さんに、障がい者雇用の促進についての理解をより深めていただくことが必要です。そのため、産業界や労働界などと連携し、障がい者が生き活きと働き、多くの方に障がい者雇用の重要性を認識してもらえる「場」（例えば、障がい者の方々で商品を生産・販売するアンテナショップ・カフェなど）の創設や、障がい者が暮らす地域での一般就労に結びつく多様な職場体験実習や企業等における障がい者雇用が促進される仕組みづくりを検討し、県民総参加での障がい者雇用を推進します。
- ・ 制度改正による新たな相談支援ニーズに対応できるよう、相談支援体制の強化に努めます。
- ・ 発達支援体制の充実・強化に向けて、教育関係機関との連携を進めるとともに、三重病院や三重大学附属病院、三重県医師会などからなる連絡協議会等を開催します。加えて、障がいのある子どもたちの早期から途切れのない支援体制の充実に向け、パーソナルカルテの推進強化市町を新たに指定し、その作成と活用を進めます。
- ・ 発達障がい児への早期支援を図るため、引き続き、みえ発達障がい支援システムアドバイザー及び子育て支援ストレスマネージャーなどの人材育成を行い、市町が設置する発達総合支援室の整備を促進します。
- ・ こども心身発達医療センター（仮称）の整備を進めるため、各種調査・設計委託業務の推進を図り、工事に着手します。あわせて、同センターに併設して、県内の発達障がい児、肢体不自由児等の教育支援の拠点となる特別支援学校の新設に向けて、準備を進めます。

緊急課題解決 7

三重の食を拓く「みえフードイノベーション」

～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

【主担当部局：農林水産部】

プロジェクトの目標

三重の食を拓く「みえフードイノベーション」の創出をととして、本県の「食」の魅力等を生かした新商品が活発に生まれる環境整備や発信力強化、それを支える農・林・水のものづくり風土の醸成などに取り組むことによって、消費者が求める県産品が増加しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標を達成するとともに、全ての実践取組において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「みえフードイノベーション」から生まれる新商品等の数（累計）		50 件	1.00	112 件	200 件
	—	62 件			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	「みえフードイノベーション」に係る活動等から創出される新たな商品等の数
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度の実績は 62 件と目標を上回りましたが、今後、新たな商品等が継続的に生み出されるためには、積極的な目標設定を行う必要があると考えことから、年間 50 件の新商品等の創出を目標として設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「発信力・営業力の強化に向けた課題」を解決するために	大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率		101	1.00	105	110
		100	104			
2 「商品開発力の強化に向けた課題」を解決するために	「みえフードイノベーション」による連携プロジェクト創出数（累計）		10 件	1.00	(達成済)	25 件
		—	29 件			
3 「創造力の強化に向けた課題」を解決するために	地域活性化プラン ＊等の策定・実践への支援		110 プラン	1.00	170 プラン	290 プラン
		50 プラン	126 プラン			

＊達成済：目標値が累計値の場合において、27 年度目標値をすでに達成していることを示しています。

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	370	848		

平成 24 年度の取組概要

- ・ 首都圏営業拠点 * の開設に向け、首都圏におけるネットワークの構築やコアな三重ファンの拡大のため、三重県フェアや「究極のお伊勢参り講座」を開催するなど、首都圏全体での面的な三重の魅力の情報発信や県食材等の販路開拓を展開
- ・ 首都圏営業拠点が「食べる」、「買う」、「体験する」といった基本的機能を有し、市町や関係団体等と連携して三重の魅力を総合的、効果的に発信することができるよう、外部有識者等の意見も踏まえ、開設場所並びに運営事業者を選定
- ・ 首都圏等大都市圏への販路拡大をめざす事業者を対象に、マーケティングを実践できる人材の育成を行うため、商品の差別化、事業活動の信頼性や営業力の向上を促す内容の研修を実施
- ・ 首都圏営業コーディネーター * の配置、バイヤー招へい、物産展やマッチング交流会の開催による販路拡大支援を実施
- ・ 首都圏百貨店等における三重県フェアの開催、台湾の大型商業施設等における三重県物産展の開催等による積極的な営業活動の実施
- ・ 「あかね材」を実際に使用し、その利用意義等を P R する「パートナー企業」の選定と支援の実施及び首都圏での大規模展示会への出展
- ・ 産学官の連携により県内農林水産資源を活用した新商品開発を進める「みえフードイノベーション・ネットワーク *」の創設及び商品の開発
- ・ 三重ブランド * の新規認定及び地域ブランド創出支援の実施
- ・ 農業、畜産研究所による産学官連携研究コンソーシアム * などの活動を通じた新たな技術開発、農産商品開発及び農畜産業者への商品化技術等の移転
- ・ 水産研究所による学識経験者、生産者や加工・流通業者などとの共同研究等新たな技術開発、水産商品等の開発、干潟 * 再生の取組等の推進
- ・ 地域資源の活用により新たな価値の創出など地域の自立的な取組を促す「地域活性化プラン *」の取組の推進
- ・ 「地域水産業・漁村振興計画 *」の策定・実践への支援
- ・ 地域資源を生かし、都市との交流等を通じて所得の向上などを図る「いなかビジネス *」の創出に向けた活動の展開

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 首都圏において、三重の魅力の総合的な情報発信やコアなファンの囲い込みにつながる取組を推進し、例えば三重県フェアにおいて県産食材を使ったメニュー開発の提案など、販路開拓に取り組んだことにより、多くのレストランで採用いただいたほか、レストランフェア参加店舗への県産食材の継続納入や今後の情報発信への協力等、首都圏における販路開拓やネットワークの構築につながりました。今後、特に目的・ターゲットを明確にした上で、集客力の高いエリアでの情報発信や首都圏全体での面的な情報発信などに取り組む必要があります。
- ・ 関西圏においては、これまでの市町との連携による観光誘客や県産品の販路拡大等の取組を一層強化し、三重県の存在感を高めていくことが求められていることから、県人会をはじめ、経済界や大学、鉄道事業者、小売・流通事業者等とのネットワークを強化するとともに、これらのネットワー

クを活用した営業活動を展開していくことが必要です。

- ・ 県産品を国内外に積極的に売り込むため、首都圏等での販路拡大に向けた商談会を開催するとともに、台湾での物産展を平成 25 年 3 月に開催し、本格的な輸出拡大に向けた取組を行いました。しかし、国内外での県産品の販売先や販売量がまだ少ないことから、継続的な情報発信と販路開拓が必要です。
- ・ 「あかね材」モデルハウスを建築する「造るパートナー企業」19 社及び「あかね材」を商業施設の内装等に使用する「見せるパートナー企業」3 社を選定し、利用拡大に取り組んだ結果「あかね材」出荷量は 13,972m³となりました。今後は、さらなる認知度向上や販路開拓に取り組んでいく必要があります。
- ・ 産学官の連携により県内農林水産資源を活用した新商品開発を進める「みえフードイノベーション・ネットワーク」を立ち上げ、衛生管理された鹿肉を使った新メニューや調味料、米粉や伊勢茶を使った焼き菓子など事業者連携による新商品の開発などに取り組みました(プロジェクト創出数 29、プロジェクトによる開発商品数 20)。また、開発商品の魅力を磨き上げ、発信していくために、専門家による戦略的なブランド育成支援に取り組むとともに、マーケティングスキルの向上などに向けた研修会を開催しました。しかし、県内農林水産業を牽引するまでの商品には至っていないことから、研究開発等と連携したさらなるプロジェクト創出やブラッシュアップなどに引き続き取り組み、商品力を強化していく必要があります。
- ・ 県研究所における研究開発等については、柑橘の新品種を活用した商品、二重被覆と低温保管技術を活用した熟成かぶせ茶、飼料米活用により不飽和脂肪酸の含量を高めた豚肉、未利用海藻アカモク*を使った食品の開発などを行いました。一方、これまでの研究成果が事業者等の商品開発等に十分にはつながっていない事例もあることから、研究成果の移転・普及を積極的に進めるとともに、商品化ニーズを十分に踏まえた研究テーマの設定や食品産業事業者等との連携等が必要です。
- ・ 「地域活性化プラン」については、前年度の 52 プランに加え、61 プランが策定され、農産物の高付加価値化や集客交流、新産地づくり、直売所を核にした産地形成などの多様な取組が開始されています。プランの実践により、新たに創出された産物や商品の販路開拓などビジネス指向の取組に踏み出す農村地域団体のステップアップを促していくことが課題です。
- ・ 漁業者を中心に地域自らが水産業・漁村の活性化を進める「地域水産業・漁村振興計画」については、平成 23 年度に策定した 3 地区での計画の実践を支援するとともに、地域の漁業者を中心とした話し合いがまとまった新たな 10 地区で計画が策定されました。計画の実践を通じて新たに創出された商品等の販路開拓を円滑に進めることや策定検討地域における早期の計画策定が課題です。
- ・ 「いなかビジネス」に取り組む団体については、125 団体(平成 24 年 3 月時点 108 団体)に増加しましたが、県内の農山漁村集落数からみれば、まだまだ少ない状況です。また、重点的に支援した団体からは未利用魚を活用した真空パック商品など、地域外への販売が期待できる商品が開発された事例もありますが、商品等の独自性や販路の確保などが十分でない取組団体も多くみられます。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 首都圏営業拠点を核とした営業展開については、これまで首都圏で築いてきたネットワークを活用・拡大し、目的・ターゲットを明確にしつつ、市町や関係団体とも連携しながら、県内への誘客や県産品の販路拡大に向けた取組を進めます。特に、東京日本橋エリアの商業施設等や、三重ゆかりの大手流通事業者と連携して三重県フェアを開催することなどにより、県内事業者の首都圏等における販路拡大を支援します。
- ・ 関西圏における営業機能を強化するため、関西事務所による関西全域を対象とした営業活動を展開

していくとともに、三重ゆかりの企業等とのネットワークづくりや情報発信力の拡充、集客施設やショッピングモール等での「食」や「観光」など三重の魅力を消費者に分かりやすく伝える三重県フェアの開催、さらには神宮式年遷宮や平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年の好機を捉え、鉄道事業者との連携による観光誘客に取り組むなど、「打って出る営業活動」を行います。

- 本年度に行われる神宮式年遷宮や日台観光サミットの機会等を最大限生かして、国内では全国の有名百貨店と協力した「平成おかげ参りプロジェクト」を実施し、海外では昨年度の台湾に加え、タイでの販路開拓を目的とした三重県物産展を開催するなどして国内外で県産品の情報発信やブラッシュアップ、販路開拓等をさらに強化します。
- 「あかね材」については、引き続き、モデルハウスや商業施設に「あかね材」を利用する民間企業と連携して利用意義をPRするとともに、公共建築物における利用促進に取り組み、その認知度向上と利用拡大を図ります。
- 産学官連携による「みえフードイノベーション・プロジェクト*」のさらなる創出を促進するとともに、県外からの来訪者を意識した売れる商品づくりを進めます。地域の特徴を生かした戦略的なブランド化に向けた支援や、フードコミュニケーションプロジェクト*を活用した研修等を開催することにより、マーケティングが実践できる人材育成に取り組み、県内農林水産業を牽引していく売れる新商品の開発を強化します。
- 県研究所において、「みえフードイノベーション・ネットワーク」等との連携による研究ニーズの的確な把握や、研究成果に関する評価・活用を行う仕組みを強化し、産学官の研究コンソーシアムの形成や、企業・大学等との共同研究などに取り組みます。こうした研究開発と成果の移転を通じて、生産者や食品産業事業者等による県民の皆さんの多様化する期待に応える新たな商品やサービスの提供に向けた取組を支援します。
- 「地域活性化プラン」の策定地域の拡大と継続的な実践支援に、農業者等の意欲醸成を図りつつ、市町・農協等との連携のもとで取り組みます。また、販路開拓等の人材養成や6次産業化*事業等の活用を積極的に誘導するとともに、ビジネス指向の比較的弱い農村地域団体のリーダー等を対象にビジネス展開に向けた意欲醸成を促していきます。さらに、地域で新たに創出された産物や商品をより付加価値の高いものへと発展させるため「みえフードイノベーション・ネットワーク」等による異業種からの提案に対応できる産地づくり等を積極的に支援します。
- 「地域水産業・漁村振興計画」の策定支援に加え、計画実践にあたっては、市町・漁協等との連携や「みえフードイノベーション・ネットワーク」の活用、「みえフードイノベーション・プロジェクト」への参画を通じて、「もうかる水産業」をめざす商品化等の取組を加速化させるなど、売れる商品づくりに取り組みます。
- グリーン・ツーリズム*や「いなかビジネス」の取組団体の拡大に向け、広報誌やホームページなどさまざまな広報媒体を通じて、先進的な取組事例の情報発信に取り組みます。また、取組団体における商品等の開発・改善や販路の開拓などに向け、マーケティング能力の高い人材の育成や「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等との連携促進に取り組みます。

緊急課題解決 8

日本をリードする「メイド・イン・三重」 ～ものづくり推進プロジェクト

【主担当部局：雇用経済部】

プロジェクトの目標

- ・ 県内産業の空洞化懸念を払拭し、三重のものづくり産業が、「メイド・イン・三重」として日本をリードし、世界に打っていくことで、産業が活発で県内外から投資が呼び込める環境が整備されています。
- ・ 三重のものづくり産業の強じんな基盤づくりや国内外からの企業誘致を進め、働きがいあふれる雇用の場が増加しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	実践取組の1つは目標を達成することができませんでしたが、企業の設備投資による事業の拡大にはつながったこと、また、プロジェクトの数値目標を達成することができたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
操業しやすいと感じる企業の割合の伸び率		110	1.00	130	150
	100	115			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県が国内で操業しやすい環境が整備されていると感じる企業の割合の平成 23 年度を 100 とした場合の伸び率
25 年度目標値の考え方	24 年度実績値を踏まえ、25 年度における「三重県が国内で操業しやすい環境が整備されていると感じる企業の割合」について同程度の伸び率を目標値として設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「立地環境の魅力低下」を解決するために	外資系企業の誘致		1 件	0.00	1 件	1 件
		1 件	0 件			
2 「海外展開の障害となる課題」を解決するために	海外展開による取引先の拡大	—	4 年間で 40 社以上が取引を拡大			

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
3 「ものづくり中小企業の課題」を解決するために	世界に誇れるものづくり中小企業の創出		30 社	1.00	30 社	30 社
		—	32 社			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,476	168		

平成 24 年度の実践取組概要

- 平成 24 年 7 月、「みえ産業振興戦略 *」を策定し、その戦略の具現化に向けた取組を推進。また、戦略策定後も「アドバイザーボード *」を設置（2 回開催）し、具現化に向けた取組の評価に加え、「みえ産業振興戦略」の更新・改訂（ローリング）を開始
- クリーンエネルギー、ライフイノベーション等の成長性のある産業や、外資系企業等の誘致活動を実施（企業訪問実績：696 件）するとともに、「操業するなら、三重県で！」とする新たな企業投資促進制度を、平成 25 年 3 月にとりまとめ
- 県内中小企業の海外展開を促進していくため、中国及びアセアン諸国での県内企業の事業展開を支援する海外展開拠点（ビジネス・サポートデスク）を中国・上海、タイ・バンコク及び県内に設置
- 平成 24 年 7 月、台湾政府経済部台日産業連携推進オフィス（T J P O）との間で産業連携に関する覚書（MOU）を締結
- 平成 25 年 1 月、三重大学と連携し、ヨーロッパで中小企業等の技術開発や事業化支援を行うスイスの C S E M 社のサテライトオフィスを、三重大学地域戦略センター内（C S E M－三重連携オフィス）に誘致
- 県内中小企業がオンリーワン型企業をめざしていくことを促進するため、県研究機関とも連携し、ものづくり基盤技術の開発や、新市場開拓につながる改良開発型の技術開発を支援
- 優れた技術等を有する県内の中小企業が連携し、試作品の開発、大学等との共同研究、海外の販路開拓、さらには、県内外の企業グループとの連携などに取り組むことを支援（新規 3 者、継続 3 者）
- 県内ものづくり中小企業の新技術・新製品等を、大企業など川下企業 *の製造拠点あるいは研究開発拠点において、直接アピール・意見交換を行う展示会・面談会等（出前商談会等）を 11 回開催
- 県内ものづくり中小企業の新たな連携を模索し、「三重県・北海道」産業連携推進会議を設置、現在、北海道十勝地域の農家と農商工連携など具体的なプロジェクトを構築中
- 県内外の集客拠点における販売につなげるため、地域資源活用事業者を対象に、首都圏で活躍するデザイナーやシェフ、ジャーナリスト等による販路開拓アドバイスを実施（27 事業者）
- 海外に向けて伝統産業・地場産業の魅力を総合的に提案する事業者をデザイナー・クリエイターと連携し、支援する「グローバルビジネス創出促進事業費補助金」において、2 事業者の取組を支援。そのうち地場産業の 1 事業者がブラジルでの展示会に出展し、海外販路開拓に成功

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- 平成 24 年度の企業誘致件数は 26 件と低迷、特に新たな外資系企業の誘致については目標の 1 件を達成することが出来ませんでした。既存の外資系企業における既設工場内への設備追加により、生産体制の増強や一定の雇用の創出が見込まれる予定です。今後は、従来の地域における企業誘致活動を転換し、企業の国内外での操業環境の変化を的確に捉え、より戦略的な企業誘致を展開していく必要があります。
- 企業などと幅広いネットワークを持つ金融機関等と連携し、企業訪問や投資セミナーを開催しましたが、引き続きこれらの取組を進めていくことに加え、今後は、首都圏営業拠点なども活用した企

業経営者とのネットワークの構築にも取り組んでいく必要があります。

- ・ 外資系企業の誘致に向けて、大使館、在日外国商工会議所等のネットワークをさらに強固にしてい
くことも必要です。
- ・ 海外展開拠点（ビジネス・サポートデスク）では、活動開始当初はメールによる情報提供をはじめ
情報セミナーを開催するなど、サポートデスクの存在を周知すること、平成 24 年 9 月後半以降に
ついては、尖閣諸島問題を踏まえた中国経済の現地動向などを県内企業へ情報提供するとともに、
各種イベント併せた個別相談、展示商談会などによる県内企業の販路開拓支援を実施しました。今
後は、「足で稼いだ現地の生の情報がほしい」、「現地で困ったときの駆け込み寺であってほしい」
など、サポートデスク活用企業の声も踏まえた取組を展開していくことが必要です。
- ・ MOUを締結した台日産業連携推進オフィス（T J P O）や行政院全球招商聯合服務中心（インベ
スト台湾サービスセンター）、タイ投資委員会（B O I）などと県とのネットワークを通じて、県
内企業が現地及び県内で海外政府機関から個別相談や情報提供などのサポートを受ける体制を構
築することができました。
- ・ 中小企業は、業態や取り組む内容・課題が異なることから支援には細かな対応が必要なため、メイ
ド・イン・三重ものづくり推進事業などにおいて、研究機関と支援機関が連携して企業それぞれの
段階に応じた取組を支援していくことが必要です。
- ・ これまで県内に結成された 7 つの中小企業連携体に対し、試作品の開発などを支援してきたところ、
グループとしての受注実績があがり、取引拡大、技術力向上、新分野進出等につながる成果が出て
きているところですが、組織体制の整備と受注拡大への取組をさらに促し、活動の自立化、継続化
を図る必要があります。
- ・ 出前商談会等の開催により、川下企業と県内企業が、技術・製品開発に関する意見交換を直接行い、
川下企業とのネットワークの構築や技術ニーズ等の把握を進めるとともに、多くの具体的な商談が
開始され、この中から新たな取引の成立も生まれました。一方で、商談がスムーズに進んでいない
案件や取引成約に至らなかった案件も見受けられることから、その理由を把握・整理し、技術的課
題等の解決に向けた支援を進め、取引の成約に向けて的確なフォローアップを行う必要があります。
- ・ 平成 24 年度のリーディング産業展は、従来の方針を見直し、企業間の商談創出を重視した企画内
容に変更した結果、昨年度より大幅に商談件数が増加し、販路開拓や新商品開発に向けた新たな連
携など、今後の展開につながる機会を提供することができましたが、今後さらに、川下企業の来場
及び出展企業との面談を一層促進し、商談の質・量ともに拡大・充実を図る必要があります。
- ・ 「三重県・北海道」連携推進会議においては、十勝地域を中心に（十勝ラウンド）、北海道の農家
と県内ものづくり中小企業の連携を模索しているところですが、当該地域でのプロジェクトを構築
していくことに加え、他の地域における連携へと拡大していくことも必要です。
- ・ 地域連携促進フォーラム開催や「御在所サービスエリア」での販売促進の取組、デザイナー等を活
用した販路開拓アドバイスの実施を通じて、地域資源関連事業者の商品開発や販路開拓に関する意
欲の向上が図られました。今後、さらに取組が進むよう、県内外の専門家との連携機会の創出や、
県内集客拠点や首都圏営業拠点等を活用した商品開発や商品ブラッシュアップ支援などの環境整
備を進める必要があります。
- ・ 伝統産業・地場産業事業者等との意見交換等を実施する中で上げられた「デザイナー等との連携の
方法がわからない」、「県内ではデザイナー等との出会いの場が少ない」、「海外に販路を求めたいが
進め方がわからない」という意見を受け、伝統産業・地場産業事業者と県内外のデザイナー等のお
互いが納得する効果的なマッチングの機会を創出し、それらの連携により革新的なデザインによる
商品企画及び海外を見据えた販路開拓を行う仕組みづくりが必要となっています。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 今後の企業誘致活動においては、「マイレージ制度 *」による立地済企業の再投資や、県外からの新たな投資の呼び込みに加え、「マザー工場化 *」の促進、さらには、従来訪問を行ってこなかった「サービス産業」の誘致にも取り組んでいくこととします。その際、引き続き、金融機関等との連携による企業訪問や投資セミナーなどを行っていくことに加え、首都圏営業拠点なども活用し、企業毎に当該企業の関連企業も含めて、知事との懇談会を開催するなどし、企業経営者との強いネットワークを構築していきます。また、県外からの新たな企業誘致にも果敢に挑戦していくこととし、そのための積極的、集中的な県外における企業誘致活動を展開していきます。
- ・ 外資系企業の誘致については、在日大使館・外国商工会議所等ネットワークを活用し、国内外の外資系企業に対し県内操業環境の定期的な情報発信を行うとともに、県内外資系企業の動向把握に努めるなどにより、県内投資の促進に取り組みます。
- ・ 企業誘致活動を効果的に展開していくため、さらには、三重県の強みでもある産業集積を進化させていくためにも、職員自らの「企業 1,000 社訪問」などを通じて、県内の産業構造を企業個別の活動から分析（企業診断）していきます。
- ・ 「企業 1,000 社訪問」などの分析結果なども踏まえ、「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボードにおいて、戦略の更新・改訂（ローリング）を行っていくことに加え、時機を捉え、政府に対して地域からの実感を踏まえた具体的な提案を行っていけるようボードの運営を行っていきます。
- ・ 海外展開拠点（ビジネス・サポートデスク）については、県内企業への現地情報の提供、個別相談、商談機会創出の支援という活動を実施していく際、多種多様なネットワークを活用して「現地でしか入手できない生の情報」を充実していくこととし、県内企業の業種・業態や海外展開の経験度合いなどにきめ細かく対応したサポートを行っていきます。さらに、日本貿易振興機構（JETRO）、中小企業基盤整備機構、三重県産業支援センター、三重県工業研究所等関連支援機関や大学等と連携して、技術的な支援や国事業の活用による、サポート体制のより一層の充実・強化に取り組みます。
- ・ 海外現地の企業団体や研究機関、国内外の専門家などとの新たなネットワークの構築を図り、海外展開拠点のバックヤード機能とも言える「情報収集」及び「ネットワーク構築」の充実を図っていきます。
- ・ 県内中小企業の課題を解決し、商品開発につなげていくため、国のものづくり中小企業・小規模事業者による試作開発等の支援制度を有効に活用するとともに、県においても、県研究機関と産業支援機関が連携し、ものづくり技術基盤の開発、新たな市場開拓につながる改良開発型の技術開発に加え、ニーズの高い中小企業の予備的な研究としての「可能性試験」の 3 段階で企業の段階・業態に応じた支援に取り組みます。
- ・ 中小企業連携体の自立化に向けた活動支援のため、市町の支援機関との一層の連携を図るとともに、県内中小企業による地域を超えた交流に取り組んでいる全国的な中小企業連携体との連携も促進します。
- ・ 多様な分野の川下企業のニーズを把握して、出前商談会等が開催できる新たな川下企業を発掘し、多様な分野における出前商談会等の開催をめざすとともに、県内企業に対し川下企業のニーズ・製品・加工方法等の情報を事前に提供するなどして、さらに効果的な出前商談会等の設定・運営を図ります。
- ・ 出前商談会等において明らかになった参加企業の技術課題等について、工業研究所が中心となりの確な支援を行い、商談の進捗を促進させるとともに、当該川下企業への再提案や他の川下企業への

提案等のチャレンジを支援します。

- ・ 県内ものづくり中小企業や農家などの新たな連携を模索していくため、北海道をはじめ、他の地域においてもローカル・トゥ・ローカルの取組を進めていきます。
- ・ 県内事業者に対して地域資源関連商品の開発から販路までの一貫した支援を行うため、県内の集客拠点における販売店とのマッチングによる商品のブラッシュアップの実施や、首都圏におけるデザイナー、クリエイター等の専門家を活用して新たな需要拡大へのチャレンジを支援するための具体的な仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 伝統産業・地場産業事業者の積極的な取組を支援するため、県内外のデザイナー等との出会いの場としてマッチング交流会や事業者の現場見学会を実施し、お互いに納得した新商品の開発や販路開拓等の企画立案を行う仕組みづくりに取り組み、革新的なデザインによる商品企画及び販路開拓の取組を促進していきます。

【主担当部局：農林水産部】

プロジェクトの目標

- ・集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備等を行う「被害対策」と、有害鳥獣等の適正な駆除や野生鳥獣が生息しやすい森林整備等を行う「生息管理」に取り組み、「獣害につよい三重」づくりが進んでいます。
- ・「被害対策」と「生息管理」への的確な取組とあわせ、未利用資源活用の観点での「獣肉利用」を関係させて進めることにより、本県の野生鳥獣による農林水産被害が減少しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は達成できなかったものの、獣肉等の利活用や森林再生に向けた実践取組の目標は達成していること、また、獣害対策に取り組む集落の増加、捕獲技術の開発などがはかられてきていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
野生鳥獣による農林水産被害金額		728 百万円 以下 (23 年度)	0.89	698 百万円 以下 (24 年度)	600 百万円 以下 (26 年度)
	751 百万円 (22 年度)	821 百万円 (23 年度)			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度は、目標値の達成が出来ませんでした。しかし、獣害対策に取り組む集落の増加、捕獲技術の開発などの取組が進んでいることから、平成 25 年度目標値については、平成 27 年度目標値の達成に向け段階的に被害を減少させることをめざして設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「野生鳥獣による農林水産被害」を解消するために	ニホンジカの捕獲頭数		17,800 頭	0.83	17,800 頭	17,800 頭
		15,393 頭	14,790 頭			

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
2「獣肉等の利活用に 向けた課題」を解決す るために	有害鳥獣捕獲野生獣 のうち利活用された 頭数		1,000 頭	1.00	1,200 頭	1,600 頭
		800 頭	1,037 頭			
3「集落周辺への頻繁 な出現」を解決するた めに	野生鳥獣の生息しや すい森林づくりに取 り組む地域数		4 地域	1.00	4 地域	4 地域
		—	9 地域			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	607	925		

平成 24 年度の実践取組概要

- ・鳥獣被害防止施設整備や地域協議会の活動、有害鳥獣捕獲など、市町が鳥獣被害防止特措法の規定により作成した被害防止計画に基づく取組に対する支援
- ・獣害につよい集落づくりに向けた、座談会の開催や技術実証、アドバイスなどの集落支援活動を展開
- ・市町と連携したニホンジカを大量捕獲するためのドロップネットの導入推進、また、県農業研究所が町と連携してドロップネットの実証試験を行い、捕獲マニュアルを作成
- ・民間企業等と連携した、ドロップネットの遠隔操作システムの開発と商品化
- ・市町に対する鳥獣被害対策実施隊の設置推進
- ・野生獣による被害について理解を深めるために「野生鳥獣による農林水産物の被害について考える月間」を制定し、広く県民を対象としたフォーラム（9 月）や県の取組を紹介する事例報告会（7 月）を開催
- ・民間事業者の『『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル』を遵守した解体処理施設の整備を支援
- ・研修会の開催など、野生獣肉の品質や安全性などを確保するための『『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル』の普及活動
- ・獣肉等の消費を拡大するために、解体処理業者や民間企業との連携・マッチングによる獣肉等を利用した商品開発や、レストランとのタイアップによる獣肉料理のメニュー化、鹿肉及び猪肉料理教室の開催
- ・森林再生による野生鳥獣の生息環境の創出に関する事業計画を策定する市町への支援

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・野生鳥獣による農林水産被害額は、前年を上回るなど依然として深刻な状況で、引き続き、重点的な取組が必要です。
- ・「獣害対策に取り組む集落」として、新たに 63 集落において、獣害状況の把握が行われ、継続的な獣害対策に向けた話し合いや活動が開始されました。（累計 188 集落）。しかし、集落代表者アンケートでは 800 以上の集落で被害が発生していることから、さらに、地域の人材育成や組織体制を整備し、「獣害対策に取り組む集落」の拡大に取り組む必要があります。
- ・集落内非農家等の理解と協力に加え、深刻な獣害被害の現状に対する都市住民の理解を促進するため、「野生鳥獣による農林水産物の被害について考える月間」を制定（毎年 9 月）し、広く県民を対象としたフォーラムの開催等に取り組んできましたが、集落内非農家、都市住民の理解は十分なものとなっておりません。

- ・野生獣の捕獲力の強化に向け、新たなシカ専用の大量捕獲わなであるドロップネット 8 基を 7 地区に導入するとともに、町と連携して実証試験を行い、ドロップネットによる捕獲マニュアルの作成を行いました。また、民間事業者等との連携により、ドロップネットの遠隔操作システムの商品化を実現し、捕獲者の労力軽減に貢献することができました。カワウについては、漁協等による追い払いや猟友会による捕獲が行われていますが、被害が減少しない状況です。
- ・今後は、これまで設置されている捕獲わなの捕獲率を向上させるとともに、ドロップネットのさらなる普及やニホンジカ以外の大量捕獲技術の確立が課題です。加えて、地元猟友会などとの連携により、地域の捕獲体制を充実・強化するとともに、隣接する市町の広域連携に取り組む必要があります。また、市町と連携し、捕獲後に利活用できない野生獣の処分を円滑に行う必要があります。
- ・カワウについては、漁協等による追い払いや猟友会による捕獲が行われていますが、被害が減少しない状況です。
- ・獣害対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊が 2 市で新たに設置（計 22 市町で設置）され、活動が開始されていますが、実施隊員の獣害対策に関する知識や技術等を向上させる必要があります。
- ・獣肉等の利活用の促進に向け、『『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル』を遵守した解体処理施設が新たに 2 か所で整備され、消費者が求める品質や安全性を確保した野生獣肉の供給量は増えてつありますが、まだ、安定的かつ十分に供給できる体制にはなっていません。
- ・解体処理業者や食品関連事業者等との連携・マッチングによる獣肉等を利用した新商品の開発（調味料、ペットフード、皮製品等）や、チェーンレストラン等とのタイアップによる獣肉料理のメニュー化（シカ肉を活用したコロッケ入りカレー等）につなげることができましたが、さらなる認知度向上、消費の拡大に向け、解体処理業者と食品産業事業者等との連携による新商品の開発や P R、販路の開拓などが必要です。
- ・さらに、安全性や品質が確保された獣肉を提供していくための捕獲技術や解体処理技術の向上に向けた取組を進めていくことが必要です。
- ・森林再生による野生鳥獣の生息環境の創出に関する事業計画が 7 市町 9 地域において策定され、森林の再生整備等が進められています。今後は、さらに、再生整備に取り組む実施箇所を拡大させるとともに、より効果的な手法を取り入れながら、再生整備を進める必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・獣害につよい地域づくりを推進するため、新たに「獣害対策に取り組む集落育成事業」を創設し、野生獣の追い払いに利用する煙火の購入やモンキードッグ * 訓練経費等を支援するとともに、引き続き、地域の獣害対策を担う人材育成のための研修会等を開催します。また、集落の実態調査、座談会等を実施しながら、集落リーダーの掘り起こしや確保・育成、組織体制の構築など、市町が主体となった獣害につよい地域づくりの取組を支援していきます。
- ・「野生鳥獣による農林水産物の被害について考える月間」を中心に、フォーラムの開催、県・市町広報誌やマスコミ等の広報媒体を通じて、集落内非農家や都市住民等への獣害対策に関する意識啓発に取り組んでいきます。なお、フォーラムについては、獣害対策に取り組む地域の情報交換や獣害を軽減するための資料展示の場として、開催していきます。
- ・捕獲力の強化に向け、ドロップネットの実証で得た捕獲マニュアル等の普及に取り組み、既設捕獲わなの捕獲率の向上につなげていきます。
- ・シカ専用の大量捕獲わなであるドロップネットの普及とともに、市町やものづくり企業などと連携したニホンザルの大量捕獲システムや、ニホンジカにも応用できるイノシシの誘導式囲いわな技術の開発に取り組めます。

- ・ カワウについては、引き続き、国の事業などを活用し、漁協等が行う捕獲などの取組を支援します。
- ・ また、野生獣捕獲の専門的技術の普及や、実施隊員等の狩猟免許更新のための支援、隣接する市町における広域捕獲体制の整備、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の活用などによる地域の実情に応じた捕獲力の強化に、地元猟友会など関係団体とも連携して取り組むとともに、市町との連携により、焼却など捕獲後の処分体制の構築に努めます。
- ・ 獣肉等の利活用を促進するため、『『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル』を遵守した民間事業者の解体処理施設の整備を引き続き支援し、安全で品質の高い獣肉等の安定供給を図ります。
- ・ 獣肉等の需要の拡大に向け、首都圏の飲食店事業者等や大規模な流通事業者への販売促進等を行うとともに、解体処理業者と食品産業事業者等との連携・マッチングによる新商品の開発・販売に取り組みます。また、品質が確保された獣肉を提供できる販売事業者の登録などを通じて、獣肉等の供給体制の整備に取り組みます。
- ・ 獣肉の安全性や品質の確保に向け、流通する獣肉等の食中毒菌等のモニタリング調査や、捕獲者や解体処理業者に対する衛生面における技術研修会を開催します。
- ・ 野生鳥獣が生息できる森林環境を創出するため、市町の森林再生に向けた事業計画の策定を促し、森林再生整備等に取り組む実施箇所の拡大を図ります。また、各地域における森林の再生整備前後の植生や野生鳥獣の生息状況の変化をモニタリング調査し、更新伐の規模などの違いによる影響を分析したうえで、より効果の高い森林再生整備の手法の確立と普及に取り組みます。

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

プロジェクトの目標

- ・恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。
- ・また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は達成できませんでした が、着手の前提となる国との協議が4事案とも概ね 整ったことおよび実践取組2の目標を達成したことを 総合的に判断して、「ある程度進んだ」としました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
不適正処理事案における支障除去の着手件数（累計）		3 件	0.50	4 件	4 件
	1 件	2 件			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	過去の不適正処理4事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数
25 年度目標値の考え方	国との協議が4事案とも概ね整ったことから、平成 25 年度においては、4 事案すべての着手をめざし目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「不適正処理事案」を早期に解決するために	不適正処理事案における支障除去の着手件数（累計）		3 件	0.50	4 件	4 件
		1 件	2 件			
2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合		3 % (23 年度)	1.00	10 % (24 年度)	33 % (26 年度)
		0 % (22 年度)	9 % (23 年度)			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	364	1,719		

平成 24 年度の取組概要

- 生活環境保全上の支障等が生じている 4 つの産業廃棄物の不適正処理事案について、産廃特措法による国の支援を得て平成 25 年度から恒久対策に着手できるよう、実施計画を策定し、環境省との協議を開始。各事案の状況は下記のとおり
- ①四日市市大矢知・平津事案については、平成 24 年 7 月に具体的な対策工法の詳細について地元合意が得られ、9 月には詳細設計のための現地測量等に着手（県単での行政代執行）
- ②桑名市源十郎新田事案については、平成 24 年 4 月に瀬替え工が完了し、廃油の滲出は抑止。廃油の拡散防止を図る鋼矢板での囲い込み工に早期着手できるよう準備を実施
- ③桑名市五反田事案については、引き続き、促進酸化施設による浄化措置を実施し、恒久対策として汚染物質の高濃度箇所掘削・撤去に着手できるよう、準備を実施
- ④四日市市内山事案については、平成 24 年 6 月に環境大臣の同意を得て、同年 11 月に恒久対策（霧状酸化剤注入による硫化水素発生抑制対策）に着手
- 継続的なモニタリングが必要と判断されたその他の事案について、水質の分析調査等を行い、地元住民及び関係市町に分析結果を報告
- 不適正処理事案の未然防止のため、排出事業者の処理責任を徹底することから、平成 24 年度から新たに 7 人の環境技術指導員を地域機関に配置し、多量排出事業者（全ての対象事業者 590 社を訪問）に電子マニフェスト*や優良認定処理業者の活用に係る働きかけを実施
また、電子マニフェストの加入料助成（167 事業者）や操作研修会（22 回開催）を実施
- 電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用を促進するためには、処理業者側の取組も必要となることから、処理業者を対象とした優良認定制度説明会（9 回）の開催に加え、業界団体（三重県産業廃棄物協会）との協議、調整を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- 産廃特措法は平成 24 年度までの 10 年間の時限立法でしたが、国の予算編成等に関する提言などを通じて期限を延長するよう、要望活動を行ってきました。平成 24 年 8 月には、平成 34 年度まで期限を延長する法改正がなされました。
- 4 つの不適正処理事案の恒久対策について、産廃特措法に基づく実施計画を策定しました。当該計画については、平成 24 年 8 月の三重県環境審議会において審議され、妥当である旨、答申されました。
- 産廃特措法の新しい基本方針が平成 24 年 11 月に示され、実施計画にかかる技術的審査の終了後、4 事案全てについて環境省との正式協議を開始し、平成 25 年 3 月 26 日には 2 事案についての大巨同意が得られました。
- 平成 25 年度には 4 事案とも恒久対策に着手し、地元及び関係機関との調整を図りつつ的確に事業を進め、平成 34 年度までに完了させる必要があります。
- 平成 24 年度に訪問した多量排出事業者 590 社のうち、電子マニフェスト制度に加入し、かつ優良認定処理業者に処理委託した多量排出事業者は 155 社でしたが、紙マニフェスト利用など現状維持で十分と考える排出事業者もあることから、今後とも排出事業者に対して効率的、効果的に働きかけ

を行うとともに、産廃処理業者に対する働きかけも必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・産業廃棄物不適正処理の 4 事案全てにおいて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づく恒久対策に早期に着手し、対策工事を着実に実施します。なお、工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や有害物質の検出状況のモニタリング結果等を適時、的確に情報共有します。
また、引き続き、排出事業者等への責任追及に取り組むとともに、粘り強く原因者への費用求償を行っていきます。
- ①四日市市大矢知・平津事案については、廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策を実施することとし、平成 25 年度は処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置に着手します。
- ②桑名市源十郎新田事案については、PCB（ポリ塩化ビフェニル）や VOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとし、平成 25 年度は、鋼矢板による囲い込み工に着手し、廃油の回収は引き続き実施します。
- ③桑名市五反田事案については、地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所掘削・除去を実施することとし、平成 25 年度は、掘削廃棄物等の選別・ストックヤードの整備を実施します。
- ④四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施することとし、平成 25 年度は、硫化水素発生抑制対策の効果を確認しつつ、整形覆土工に着手します。
- ・不適正処理事案の未然防止のため、環境技術指導員の多量排出事業者への働きかけにあたっては、マニフェスト発行件数の多い排出事業者や、横ならび感の強い業界を重点的に訪問し、電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用を一層促進します。また、産業廃棄物排出事業者団体への働きかけを行い、自主的な取組を求めるとともに、電子マニフェストの加入料助成の継続と操作研修会の充実化により、更なる普及促進を行います。
- ・産廃処理業者においても電子マニフェストや優良認定制度の取組が必要であるため、三重県産業廃棄物協会に設置された優良事業者評価推進専門部会と緊密に連携して優良認定処理業者の育成に取り組むことに加え、新たに、処理実績が多い産廃処理業者への個別訪問を行います。また、環境配慮契約法上の国の優良認定処理業者の活用状況を踏まえ、県自らが優良認定処理業者を優先して活用する仕組みについて、関係部局との協議、検討を進めます。

【主担当部局：教育委員会】

プロジェクトの目標

子どもたちが、自らの夢の実現をめざし、主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力とともに、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力を身につけています。

この実現に向け、4年後には、学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの学力向上を支援する取組が進められるとともに、各学校では、教職員の授業力の向上などにより継続的な授業改善が行われ、子どもたちがわかる喜びや学ぶ意義を実感して学習できる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標が目標値を少し下回りましたが、学力向上に向けた機運が高まり、実践取組の目標を含め、概ね達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
授業内容を理解している子どもたちの割合		82.0%	0.98	83.0%	85.0%
	81.2%	80.6%			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生で学校の授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもたちの割合
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標値に至りませんでしたが、平成 27 年度の目標値（85%）の達成を目指して、平成 25 年度の目標値を 83.0%に設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「県民総参加による学力の向上」に挑戦します	子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合		70.0%	1.00	90.0%	100%
		—	87.0%			
「地域に開かれた学校づくり」に挑戦します	地域住民等による学校支援に取り組んでいる市町数		8 市町	1.00	27 市町	29 市町
		—	26 市町			

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「教職員の授業力向上」に挑戦します	研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合		91.0%	1.00	99.0%	100%
		87.8%	98.1%			
「安心して学べる環境づくり」に挑戦します	1,000 人あたりの不登校児童生徒数		11.4 人	1.00	11.2 人	10.8 人
		11.7 人	11.4 人			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,413	1,513		

平成 24 年度の実践取組概要

- ・「みえの学力向上県民運動推進会議」を立ち上げ（10 月）、キックオフイベント（11 月）を開催するほか、チラシの配付、ホームページの活用等による県民運動の周知・啓発を推進
- ・全国学力・学習状況調査を実施（抽出・希望利用を合わせて、全体の 99.3%の小中学校で実施）
- ・実践推進校(98 校)への非常勤講師の配置、授業改善の指導助言を行う学力向上アドバイザーの派遣
- ・Mie SSH (Super Science High School) (5 校)を指定し、大学等と連携した講習会やセミナー、最先端技術の研究を行う施設・研究室等での研修、小学校向け理科教室を実施
- ・Mie SELHi (Super English Language High School) (8 校)を指定し、三重県高校生英語キャンプや高校生英語スピーチ・スキット・英作文コンテスト等高校生が英語を使う機会を提供、英語教育のリーダーシップを取れる教員を育成
- ・大学等と連携し、高度な知識・技術を習得した実践力のある人材の育成のための指導方法や内容の研究等による各職業学科のさらなる活性化に向けた取組を推進（3 校を指定）するとともに、職業学科における難度の高い資格取得等へ向けての支援
- ・小学校 1、2 年生での 30 人学級（下限 25 人）、中学校 1 年生での 35 人学級（下限 25 人）を継続するとともに、新たに国の加配定数を活用して小学校 2 年生の 36 人以上学級を解消
- ・「学校支援地域本部＊」の仕組みにより、大学生や教員経験者等、地域住民の知識・技能を活用する学習支援等（授業における学習支援、放課後等の学習指導）の取組を支援（7 市町）
- ・コミュニティ・スクール等の実践経験をもつ退職校長、学校運営協議会委員等、開かれた学校づくりサポーターを学校の研修会等に派遣（7 名）
- ・経験年数の異なる教職員（初任者、5 年・10 年経験者 837 名）が、校種別、教科別の研修班を構成し、授業研究を通じて相互に学び合う「授業実践研修」（年間 4 回）を実施
- ・8 市の小中学校 15 校と県立学校 1 校を重点推進校に指定し、「授業研究担当者育成研修」（集合研修 3 回、学校支援延べ 76 回）を実施
- ・教職員の学校経営や学級づくりの力を向上するために中核となって取組を進める人材を養成する集合研修（延べ 10 回）を実施
- ・中学校区を単位として重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間のスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化（15 中学校区）

- ・子ども支援ネットワーク*を構築し、相互が連携を密にしながら安心して学べる環境づくりを推進(10中学校区)

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・子どもたち一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人、職業人として自立するために必要な能力や態度、知識を身につけられるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育てていくため、「みえの学力向上県民運動」をスタートさせました（平成 27 年度までの 4 年間実施）。
- ・県民運動の展開を図るため、「みえの学力向上県民運動推進会議」を立ち上げるとともに、庁内に「みえの学力向上推進プロジェクト会議」を設置し、県民総参加の取組を推進していく体制が整いました。今後、県民運動をより広く周知・啓発し、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から学力向上に向けて取り組み、県民総参加の運動となるよう更に連携を図っていく必要があります。特に、子どもたちの読解力や表現力に課題が見られることから、その有効な対策として読書活動を推進する必要があります。
- ・平成 24 年度全国学力・学習状況調査の結果から、授業改善の必要性や家庭での学習時間の短さなど、多くの課題が明らかになりました。この調査結果を、教育指導に生かす学校が増えてきています。また、実践推進校 98 校への非常勤講師の配置、授業改善に係る指導助言を行う学力向上アドバイザーの派遣等による支援を進めていますが、学力向上アドバイザーについては、派遣要望が多く、全ての要望に対応しきれていない状況です。
- ・基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、本県独自の取組である小学校 1、2 年生での 30 人学級（下限 25 人）、中学校 1 年生での 35 人学級（下限 25 人）を継続するとともに、新たに国の加配定数を活用して小学校 2 年生の 36 人以上学級の解消を図るなど、少人数学級と少人数授業の両面できめ細かな少人数教育を進めました。
- ・各分野でリーダーとして活躍できる人材を育成するため、Mie SSH や Mie SELHi により、理数教育や英語教育の充実を図るとともに、『若き「匠」育成プロジェクト』により、高度な知識・技術の習得を目指し、大学等との連携を進めることができました。今後は、指定校における取組を進めるとともに、それぞれの研究成果を地域や各高校に普及・還元し、また、小中学校等とのネットワークを構築していく必要があります。
- ・地域に開かれた学校づくりの取組が進むよう、各市町教育委員会を訪問し、コミュニティ・スクール等の推進に向けた具体的な情報交換を進めたところ、県内のコミュニティ・スクールは、51 校（小学校 36 校、中学校 14 校、高等学校 1 校）となりました。また、文部科学省の「コミュニティ・スクールの導入促進に関する調査研究事業」を 7 校が、県事業の「小中学校におけるコミュニティ・スクール推進のための実践研究事業」を 2 校が実施するなど取組が進みました。今後、地域別の担当者会議や開かれた学校づくりの実務経験者の派遣等による支援を進め、開かれた学校づくりの仕組みの導入がない地域を中心に、取組が広がるよう働きかけていくとともに、導入済みの学校への適切な支援を行う必要があります。
- ・地域住民等による学校支援を進めるため、開かれた学校づくり推進協議会（県内 4 地域で開催）における情報交換等とおして、大学生や教員経験者等地域住民の知識・技能を活用する学習支援（授業における学習支援、放課後等の学習指導）等の取組を中心に、その拡大に向けて取り組みました。これにより、地域住民等による学校支援に取り組んでいる市町が 26 市町に増加するなど取組が広がってきています。また、この事業に関わるコーディネーターを対象に、ワークショップや講義を実施し、学校・家庭・地域を結ぶための知識や技能等を習得するように働きかけました。今後、学

習支援活動が全ての学校で実施されるよう、さらに働きかけていく必要があります。

- ・「授業実践研修」を通じて若手教員一人ひとりの授業力向上につなげることができました。また、「授業研究担当者育成研修」を通じて校内研修の改善や活性化を図ることができました。引き続き、若手教員の授業力をはじめとする実践的指導力の向上を図るとともに、校内研修の活性化に向けて研修成果を県内全ての市町に広げていくことが課題となっています。
- ・校内でマネジメントスキルの向上に向けた支援を管理職とともに担う中核的な人材を養成することができました。今後、その成果を県内に普及していくことが必要です。
- ・いじめや不登校等、子どもたちを取り巻く課題の解決や未然防止を図るため、中学校区を単位として重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間でのスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化を図ることにより小中学校間での情報共有が進みつつあります。
- ・中学校区において子ども支援ネットワークを構築し、相互が連携を密にしながら安心して学べる環境づくりを進めていますが、学校・家庭・地域の連携を図る中で、特定の高等学校において高水準で推移する不登校や中途退学の未然防止に向けた対策が必要となっています。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ・子どもたちには、自分で考えて創造する力が求められており、学力の向上は、単に知識を得るという教育ではなく、「活用力」を育て、世の中の様々な課題を解決できる人材を育成するという大きな観点で取り組んでいくべきである。
- ・子どもたちが、将来の夢や目標を持っていないと勉強していても方向性を持ちにくい。子どもたちの意欲をどう伸ばすかが大事である。
- ・学校だけでなく、家庭や地域の教育力により、子どもたちの学力を支えていくことが大切である。地域には教員経験者などの人材がいるので、その人たちを活用していくべきである。また、子どもたちが地域に出て、地域の方々とふれ合い、コミュニケーション力を生かす活動が、豊かな人間性を育てる。
- ・幼い頃からの教育が大切であり、家庭学習が大きなポイントとなる。また、学校の教育で成果を得るためにも、子どもを育てる保護者を支援していく必要がある。
- ・三重県は、全国と比較して「授業研究を伴う校内研修」の実施が多いという強みがある。これを生かして教員の学びあいの環境をつくっていくことが大切である。
- ・全国学力・学習状況調査の結果について学習会を行うなどにより、課題を明らかにして指導改善につなげていくことが大切である。
- ・少人数教育は学力向上にとって大切である。
- ・いじめについては、保護者や地域に対して学校の考え方を明確に示すことが大切である。クラス全体の環境や人間関係を変えていかないといじめの問題はなくなる。お互いを認め合う、ポジティブな関係の楽しいクラスになると良い。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・県民総参加による学力向上の取組を展開するため、市町等の取組に対する支援として「みえの学力向上県民運動推進会議」の委員を地域で開催される研修会等に派遣します。また、市町等の県民運動の取組等を収集しホームページ等を通じて発信するとともに、学校、家庭、地域別に啓発のためのリーフレット等を作成します。読書活動を推進するため、民間業者への委託により、専門性の高い図書館司書有資格者を小中学校に派遣し、司書教諭を中心とした教職員が実施する学校図書館を

活用した効果的な授業実践に対する支援、ファミリー読書の推進に積極的に取り組みます。

- ・地域の教育力を活用しながら、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学力を育んでいくきっかけをつくるために、各市町において活動するまなびのコーディネーター*を委嘱し、地域において子どもたちが学習や体験等を行うことができる「みえの学び場」づくりを進めます。まなびのコーディネーターは、学校等のニーズをもとに、地域住民によるまなびのボランティアの調整を図り、子どもたちの活動を支援します。
- ・学力の定着と向上を図るため、平成 24 年度の全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、また福井県の実践などを参考にしながら、国語、算数・数学、理科におけるワークシート等課題の改善に向けた効果的な教材の作成・充実、授業改善の推進、授業での学校図書館の活用促進等の取組を進めます。また、引き続き、実践推進校へ非常勤講師を配置するとともに、学力向上アドバイザーによる授業改善に係る指導助言体制を充実させます。
- ・高校生の基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、生徒の国語・数学・英語の学力等を把握するとともに、課題の明確化を行い、カリキュラムの開発など課題解決のための効果的な指導方法等を研究します。
- ・小学校 2 年生以降の学級編制標準の引き下げについて、引き続き国に要望するとともに、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた、より効果的な少人数教育の推進に取り組んでいきます。
- ・研究指定校等の取組を地域に幅広く発信し、他の高等学校や教員に普及するよう事業を進めるとともに、教職員の資質向上に向け、継続的に事業を実施していきます。特に Mie SSH については、これまで他の事業と合同で行っていた成果発表会を単独で実施するなど、より効果的に成果を普及することができるよう取り組みます。また、『若き「匠」育成プロジェクト』については、職業学科が対象のため、学科により専門性が大きく異なることから、より多くの学科に効果が及ぶよう取組の充実を図ります。
- ・市町教育委員会と連携し、地域の状況に応じた開かれた学校づくりを促進するよう、県内 4 地域に設置する「開かれた学校づくり推進協議会」における協議の充実を図ります。また、地域とともにある学校づくりを中学校区単位で推進する実践研究をモデル的に実施し、研究の成果を他の市町に普及・啓発します。
- ・市町が実施する地域による学力向上の取組を支援するため、学校と地域住民等をつなぐコーディネーターの育成等の支援を行います。また、取組成果等の報告会を開催するなど、事業成果の共有と取組の普及を図り、平成 27 年度には全ての市町で地域人材を活用した学習支援活動が実施・定着されるよう支援します。
- ・「授業実践研修」をより効果的に実施するため、経験に応じて求められる力を明らかにし、研修内容の充実を図ります。また、学校の組織的な取組により教職員の授業力向上を図るため、福井県への職員派遣の成果を踏まえ、「授業研究担当者育成研修」をより実践的な研修プログラムに改善するとともに、校内研修担当者を対象とした研修を各地域で実施するなど、県内の学校に研修成果を普及します。
- ・教職員の学校経営や学級づくりの力を向上させるため、より実践的な研修プログラムに改善するとともに、市町教育委員会と連携し県内全ての市町にその成果を広めていきます。
- ・基礎的な知識・技能の定着と向上を図りつつ、思考力・判断力・表現力等を育む授業改善モデルを作成するため、小中学校の教科別のプロジェクトチームを編成し、授業改善モデルの実践研究に取り組みます。また、県内全ての小中学校でこの授業改善モデルの活用を推進するため、教職員の授業力向上をめざす研修を実施します。
- ・中学校区を単位としたスクールカウンセラー配置や子ども支援ネットワーク構築による子どもたち

への支援を引き続き進めるとともに、スクールソーシャルワーカーを充実します。

- ・県内 29 中学校区の児童生徒の実態を学級満足度調査で把握し、各校の取組の工夫改善を行います。
また、いじめを許さない「絆」プロジェクト会議において、各中学校区の取組の交流や検証を行うとともに、県内の指導者を養成するため、指導者養成講座を開催します。
- ・深刻化するいじめの未然防止を図るため、学級満足度調査を活用した子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めることにより、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを充実させていきます。

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

プロジェクトの目標

地域のスポーツ活動が活性化し、スポーツを通じて産業や観光の振興が図られるとともに、本県の選手がオリンピックやパラリンピックなどの国際大会や国民体育大会などで一層活躍し、県民の皆さんが、その姿に夢と感動、郷土の誇りを感じることで、地域の一体感が醸成され、活力に満ちた元気な三重となっています。

そのため、4年後には、スポーツを地域経済の発展等につなげる市町の取組が推進され、また、次代を担うジュニア競技者の育成や、障がい者スポーツの充実などによって、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まっています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	目標を下回る実践取組があるものの、プロジェクトの数値目標を達成したこと、また目標を達成した実践取組もあることから、ある程度進んだ、と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県内スポーツ 大会・イベント の参加者数		187,410 人 (169,710 人)	1.00	192,417 人	202,700 人 (184,000 人)
	182,509 人	240,989 人			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	県、市町が主体となって実施するスポーツ大会・スポーツイベントの参加者数
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度はオリンピック選手の活躍によるイベントで約 50,000 人の参加者数があるなど、大きく目標を達成しましたが、当初の平成 24 年度目標値の 2%増+1 大会当たり平均参加者数 1,255 名を加えた数値を平成 25 年度の目標値として設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「スポーツによる地域の活性化」に挑戦します！	「スポーツボランティアバンク」登録人数		250 人	0.38	400 人	600 人
		—	95 人			
	スポーツによる地域経済の活性化に取り組む市町数（累計）		2 市町	1.00	4 市町	8 市町
		—	2 市町			
2 「みえのスポーツを支える人づくり」に挑戦します！	強化指定する高校運動部活動数		6 部	1.00	10 部	20 部
		—	8 部			
	県障がい者スポーツ大会参加者数		1,450 人	0.90	1,500 人	1,600 人
		1,373 人	1,300 人			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	49	53		

平成 24 年度の取組概要

- ・スポーツをととした地域の活性化を推進するため、「みえのスポーツ・まちづくり会議」を開催（12月16日）
- ・県民に対してスポーツを「支える」機会を提供するために、「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」を設置し、結成記念イベントの実施（1月26日）
- ・スポーツを地域の経済や観光の振興につなげる市町の取組に対してアドバイザーの派遣（鈴鹿市、紀北町）、市町のスポーツイベントにおいてメディカルサポートの実施（名張市、菰野町）やトップチームの派遣（名張市、菰野町）
- ・高等学校運動部の強化指定による高等学校運動部活動への支援（6 高校 8 運動部）
- ・スポーツ医・科学等の知識を持つ専門家の派遣による、選手の競技力や指導者の指導力の向上（3 競技）
- ・競技経験のない小・中学生を対象とした競技者の発掘・育成（3 競技）
- ・ジュニア選手の指導者や中学校・高等学校運動部の指導者の研修会の開催（4 回）
- ・優れた指導実績を有する指導者をみえスポーツアドバイザーとして競技団体や学校運動部に派遣し、ジュニア選手の育成等に関する指導・助言（1 名採用、月 16 回派遣）
- ・「三重県競技力向上対策基本方針」の最終案の策定
- ・三重県のスポーツ推進の旗印となるスローガンの募集（1,493 件の応募）
- ・競技種目別障がい者スポーツ団体の結成および育成、県域で活動するスポーツ組織の活動支援と障がい者スポーツの参加機会の増加
- ・全国の障がい者スポーツ大会の情報提供と三重県代表チームの大会出場に対する支援
- ・障がい者の競技者の増加に向けて、障害福祉サービス事業所や特別支援学校等における PR とホームページなどを用いて広く県民への周知

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・「みえのスポーツ・まちづくり会議」の開催を通じて、スポーツによる元気な三重づくりについて、さまざまな立場や視点から広く意見等を聞くことができました。当会議での議論を踏まえて、関連施策に反映していく必要があります。
- ・「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」を設置し、スポーツを支える機会の提供につながりました。今後は広報やボランティア組織の充実を進め、登録人数の増加を図る必要があります。
- ・「スポーツコミッション推進事業」「メディカルサポート活用事業」「トップチーム地域活性化活用事業」を実施し、スポーツをととした地域の活性化等につながりました。今後も取り組む市町の拡充と市町及び関係団体との連携を図る必要があります。
- ・ウェイトリフティング、なぎなた、ヨットの 3 競技団体において、ジュニア発掘に取り組み、新たな選手候補を確保できました。他にも競技人口の少ない競技はあり、今後は競技団体の対象拡大や多くのジュニア選手が競技活動を継続していくよう、周知のあり方や研修内容などのさらなる工夫が必要です。
- ・平成 24 年度より新規事業として高校運動部の強化指定事業を行い、全国トップレベルにある運動部活動を支援しました。今後は、強化指定の対象範囲や支援内容など制度の拡充を検討していく必要があります。
- ・指導者研修会において、指導者が身につけたいと思う指導技術やメンタルトレーニング、コンディショニ

ングの方法など多様な指導技術を提供できました。引き続き、指導者の求める研修内容やみえスポーツアドバイザーの派遣要望に応じていく必要があります。

- ・スポーツをする人とみる人、支える人とがともに夢と感動を分かち合い、スポーツを通じて人・地域との一体感を持てる、「幸福実感日本一」の三重づくりに向けた、その象徴となるスローガンとして「光る汗、光るハートに夢三重る」を決定しました。今後はあらゆる機会にこのスローガンを活用する必要があります。
- ・障害福祉サービス事業所や特別支援学校等に直接出向いてPRすることで、聴覚障がい者バレーボール（男・女）、知的障がい者ソフトボール、知的障がい者フットベースボールの4競技団体が新たに結成されました。
- ・障がい者を支援する障害者スポーツ指導員の資質向上とより上位の障害者スポーツ指導員の育成が必要です。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

（スポーツによる地域の活性化）

- ・県内でどのようなスポーツがなされているのか、どこで実施しているのかなど、まずは県民の皆さんに知ってもらうことが必要である。テレビなどのメディアを上手く利用してみては。
- ・財源確保に向けて、ネーミングライツや寄附を受けた個人名をプレートに刻み、施設内に掲示する取組等を導入してはどうか。

（地域スポーツを支える人材の育成）

- ・競技人口が少なくても優秀な指導者がいれば、好成績を出せる種目はあるので、三重県としてどう戦略を立てるかということと、目標を設定して1年ごとの到達地点をおき、その結果を評価する。その評価によって強化費を分配するしくみが大切。
- ・県民の皆さんがスポーツを身近に感じるように、中学校や高校の体育教員らが、地域の小学校を巡回訪問し、出前授業をするなど、スポーツに親しむ環境づくりを働きかける。
- ・スポーツの裾野を拓げるためには、トップレベルの競技団体同士でタイアップし、スポーツ教室を特に小学校等で共同開催するなど連携する。
- ・部活動をしている高校生について、高校卒業後の受け皿が課題。高校と地域の商工会との連携を図っていく必要がある→国では、経済同友会と連携しながら、「あすなびプロジェクト」として、オリンピックに出場する選手を1社1人程度受け入れ雇用するという取組をしている。三重県でも、商工会と連携して、同じような取組ができないか。
- ・アスリートを応援していく雰囲気や風土づくりも必要で、スポーツに対する理解や関心を呼び起こしていく行動が必要である。

（障がい者スポーツの推進）

- ・障がい者スポーツについて、施設のバリアフリー化等のハード面が不十分な状況である。また、競技者の高齢化や指導者が不足していることが課題である。
- ・テニスなどの種目では、健常者と障がい者が共に競技をしているが、今後は、その他の競技でも同じ大会に参加できるように、連携をしていくことが必要である。
- ・障がい者スポーツについて、年間20校から25校程度、障がい者スポーツ競技者等が小・中・高校へ講演会等で巡回している。小学校を巡回し、子ども達に実際にスポーツを見て、やって、知っていただく機会をつくっている。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「みえのスポーツ・まちづくり会議」において、幅広い分野やさまざまな立場から、スポーツ施策に対する有益な意見をいただき、スポーツの推進に向けた取組に活かすとともに、メディアを活用するなど広報に努めます。
- ・「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」の普及啓発・育成を図るため、講習会・研修会の開催を通じた広報活動を充実させるとともに、「みえのスポーツ応援隊」の組織のあり方についての検討を進めます。また、県内で開催される大規模なスポーツイベント等での活動場所の調整を行っていきます。
- ・スポーツをとおした地域の活性化を推進するため、市町におけるスポーツコミッションの取組を支援するとともに、市町のスポーツイベント、スポーツ教室等に国内トップリーグに参加する県内のクラブチームの派遣や、メディカルサポートを行うことで、地域のスポーツ活動の充実と人材育成を図ります。
- ・ジュニア競技者の発掘の対象を拡大するとともに、ジュニア選手及び高校生アスリートの育成・強化に取り組めます。
- ・競技力向上を図るため、高等学校運動部の強化指定校数を拡充するとともに、新たに大学・企業・クラブチームなどの強化指定を行い、活動を支援します。
- ・女子の競技力向上を図るため、高等学校運動部における女子強化指定枠を設けるとともに、成年種別において活躍が期待できる競技団体の活動を支援します。
- ・指導者研修会等の研修内容の充実に努めるとともに、みえスポーツアドバイザーの派遣による助言等の支援を行うことにより、指導者の資質向上を図ります。
- ・中学校や高等学校の運動部の充実を図るため、外部指導者の活用を進めるとともに、スポーツ特別選考による教員の採用等により指導者の確保に努めます。
- ・「三重県競技力向上対策本部」を設置し、「三重県競技力向上対策基本方針」を策定するとともに、推進会議で出された意見も踏まえ、対策本部で今後の具体取組について検討していきます。
- ・スローガンを掲載したPRグッズを作成し、県や市町のイベントや競技大会などに活用していきます。
- ・引き続き、知的障がい者バレーボール(男・女)、知的障がい者バスケットボール(男・女)の結成に向けて取り組むとともに、平成 24 年度に育成した 4 競技団体の強化や、初級障害者スポーツ指導員の資質向上を図ります。
- ・障がい者の競技団体の意見を聴きながら、ニーズの把握、情報提供に努め、総合的・効果的に実施し、推進組織の自立化を検討します。

【主担当部局：雇用経済部】

プロジェクトの目標

二歩先を見据えて、環境・エネルギー関連分野の技術の活用やエネルギーの効率的な利用を図りながら、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革を促す取組を進め、4年後には、環境負荷を減らしながら、県民の皆さんが豊かさを実感できる「スマートライフ」への転換が進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は達成したものの、実践取組の1つが数値目標を達成できなかったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県民の皆さんや 企業をはじめと したさまざまな 主体が連携して 取り組むプロジ ェクト数（累計）		7 件	1.00	13 件	25 件
	—	7 件			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	「みえグリーンイノベーション構想 *」などの中で取り組むプロジェクト数				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度の実績値を踏まえ、平成 25 年度も引き続き同程度（6 件）のプロジェクト創出 をめざすための目標値を設定しました。				

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「環境・エネルギー関連産業の集積と育成」に挑戦します！	クリーンエネルギー関連に取り組む企業のネットワーク化		20 社	1.00	20 社	20 社
		—	113 社			
	自動車の軽量化・省エネ化に取り組む企業の支援（累計）		18 社	1.00	27 社	33 社
		13 社	22 社			
2 「地域資源を生かした安全で安心な新エネルギーの導入」に挑戦します！	大規模な新エネルギー施設の導入		1 施設	1.00	1 施設	1 施設
		—	1 施設			

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
3 「県民の皆さんや企業と取り組む省エネをはじめとした地域づくりの推進」に挑戦します！	協議会での検討・取組数		5 件	1.00	5 件	5 件
		—	5 件			
	企業の省エネルギーにつながる取組促進		5 社	0.60	5 社	5 社
		—	3 社			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	85	177		

平成 24 年度の取組概要

- ・ 本県の地域特性、産業特性を踏まえて、今後の成長産業として期待されている「環境・エネルギー関連産業」の育成・集積の取組方向を取りまとめた「みえグリーンイノベーション構想」を策定。
- ・ 企業、大学、経済団体、市町など産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」を平成 24 年 10 月 1 日に設立し、3 つの部会（グリーンイノベーション、新エネルギー導入、地域モデル検討部会）を設置
- ・ 木曽岬干拓地において、メガソーラー*事業者が仕掛け人となり、地元企業による環境・エネルギー関連分野へ新たなビジネス展開の促進など、産業振興に向けた取組を検討する「メガソーラー地域活性化研究会」を平成 25 年 2 月 18 日に発足
- ・ 次世代のエネルギー資源として注目されているメタンハイドレート*を、産業振興、地域活性化につなげる「メタンハイドレート地域活性化研究会」を発足（平成 25 年 3 月 28 日）
- ・ 自動車の共通課題である軽量化・省エネ化を背景にして、自動車の軽量化に向けた研究会（5 研究会）を開催
- ・ 木質バイオマスの安定供給体制づくりを促進するため、県内 9 地域の「地域林業活性化協議会」に木質バイオマス推進員を配置するとともに、県内の林業関係者を対象に安定供給体制づくりのためのセミナー等（6 回）を開催したほか、供給事業者の収集・運搬機械の導入等を支援（8 事業体）
- ・ 農業用水を活用した小水力発電施設の導入に向け、通年発電が可能な農業用水施設を有する地区をモデル地区に設定し導入を検討、また、農業用水に関わる水利権の取得に向けた協議を実施
- ・ 電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業において、伊勢市をモデル地域とし、企業、団体、大学、行政等が参画した協議会を設立し、協議会の取組や各主体の役割等を定めた行動計画（おかげさま Action!）を策定

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 「みえスマートライフ推進協議会」には、①環境・エネルギー関連産業の育成及び集積を目的とした「グリーンイノベーション推進部会」、②地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を目的とした「新エネルギー導入部会」、③環境・エネルギー技術の活用によるまちづくりを目的とした「地域モデル検討部会」の 3 部会を設置し、具体的テーマを設定して研究会やプロジェクト検討会を立ち上げました。今後、早い段階で、具体的なプロジェクト化を図っていきます。
- ・ 「グリーンイノベーション推進部会」では、企業ネットワークの構築と県内企業の技術・シーズの掘り起こしを目的とした「エネルギー関連技術研究会（平成 24 年 7 月 20 日設置）」を 2 回開催す

るとともに、同研究会のもと、4つの分科会（燃料電池、太陽光エネルギー利用、二次電池、システムの関連技術分科会）を開催し（計7回）、県内中小企業とエネルギーに関する共同研究開発を実施しました（創エネ：2件、蓄エネ：1件）。

- ・「新エネルギー導入部会」では、本県の地域特性や地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を図るため、木曽岬干拓地へのメガソーラー事業者の決定やメガソーラー事業に取り組む事業者の相談に応じるほか、次世代のエネルギー資源として注目されているメタンハイドレートを、産業振興、地域活性化につなげる「メタンハイドレート地域活性化研究会」の発足（平成25年3月28日）や洋上風力について既存文献等による基礎調査を実施しました。
- ・「地域モデル検討部会」では、県内29市町への意向調査を実施したうえで、桑名市（市街地）、熊野市（中山間部）鳥羽市（沿岸部）をモデル地域として選定するとともに、3地域の住民や県内の企業を対象にアンケート調査を実施し、環境・エネルギー技術やIT技術を活用した安全安心のまちづくりや産業振興など地域課題解決につなげるプロジェクトについて検討を行いました。桑名市の「陽だまりの丘」をフィールドとした防災や子育て支援など安全・安心につながる事業等を検討する「桑名プロジェクト検討会」を発足（平成25年2月26日）、また、熊野市の旧紀和町をフィールドとした木質バイオマスの利用による産業振興や防災対策等につなげる事業等を検討する「熊野プロジェクト検討会」を発足しました。（平成25年2月4日）また、鳥羽市の離島をフィールドとした検討会の発足を準備しつつ、答志島において蓄電池を搭載した超小型電動車両を活用した住民や観光客の島内移動の利便性や地域活性化にかかる社会実証を実施しました。
- ・省エネ効果が高い保冷システムの開発や、室内ファンなどに活用できる省エネ効果が高い電動機の開発に補助金を交付する（2社）など、県内企業の省エネ技術等を生かした新たな事業展開を促進しました。
- ・高度部材イノベーションセンター*（AMIC）などを拠点として、「太陽光発電関連技術の研究開発」に10社、「全固体ポリマーリチウム二次電池」の実用化を推進する協議会に12社が参画するなど、全体では113社がクリーンエネルギー関連分野の研究開発にかかるネットワークに参画し、取組を展開しました。今後は、県内中小企業への共同研究に向けた技術支援や情報提供やモデルプロジェクトの構築などを通じて、中小企業の環境・エネルギー関連分野への進出を促していくことが必要です。
- ・自動車の軽量化に向けた研究会（複合プラスチック、金属材料、接合技術、CAE、電動・電装部品に関する5研究会）については、計17回開催し、県内企業延べ173社が参加しました。今後は、自動車の共通課題として今後さらに求められている軽量化技術・省エネ技術・新素材活用等に関する県内企業の関心は高いことから、研究会を通じて、県内企業に対する技術動向等の情報発信や技術開発の支援を継続・発展させる必要があります。特に、研究会で取り上げる内容（新素材とその加工・接合方法、シミュレーション技術等）について、研究会参加企業が実際に試作・テスト等を実施できるよう、大学等研究機関や他県公設試等との連携、及び県工業研究所の支援能力の向上等に、より一層取り組む必要があります。
- ・新たな木質バイオマスの供給目標量9千tに対し、10,620t（118%）の供給量が確保されました。また、新たな需要先として、複数の発電事業計画が進められるとともに、未利用間伐材の安定供給体制づくりや木質バイオマスエネルギーの利用促進、水分量のなどの品質規格の統一、木質バイオマス証明制度の推進などを目的として、三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会が設立されました。今後は、安定供給体制づくりに向けて、供給事業者の拡大とともに発電や熱利用など木質バイオマスエネルギー利用の拡大に取り組む必要があります。
- ・小水力発電施設の導入について、関係機関と協議が整い、安濃ダムの河川放流口に小水力発電施設

を整備することとなりました。今後は、整備に向けた手続きなどを着実に進めるとともに、さらなる小水力発電の普及に向けた取組が必要です。

- ・昨年度策定した行動計画（おかげさまA c t i o n !）に沿った取組を着実に進めるため、各主体がそれぞれの役割に応じて、取組を進めていく必要があります。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

（スマートライフ推進にかかる意見）

- ・スマートライフ推進のためには、地域の価値を高める「ブランディング」が鍵となる。
- ・スマートライフの情報発信については、企業へのアピールと住民への理解がポイントとなる。モデルケースの取組によって、住民にとってどのようなメリットがあり、ライフスタイルがどのように変わるのか、三重県の魅力、アピールポイントを住民に対して分かりやすく説明する必要がある。

（具体的なプロジェクト化に向けた意見）

- ・プロジェクトでの国の補助金を活用するためには、全国に水平展開していく視点を意識することが重要である。
- ・プロジェクトがビジネスとして採算が取れるまでには、しばらくかかるので、当面は防災対策など公共事業として実施する中で地域の産業振興につなげるという観点が必要ではないか。
- ・ビジネスモデルとして採算性が難しい事業については、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行うスキームを活用して企業からの提案を求める必要があるのではないか。
- ・補助金がなくなった後も運営の仕組みとして持続できるプロジェクトにするべきではないか。
- ・プロジェクトでは、エネルギーコストの観点だけでなく、地域とどう関わっていくかの視点での取組を考えないと定着しないのではないか。
- ・特に、地域モデルの熊野市、鳥羽市の取組では、エネルギー利用効率化の観点だけでなく、産業振興の視点が重要になる。
- ・三重県には、多様な地域資源があるが、つながっていない。区切らないでトータルでマネジメントしていく視点が重要。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「みえスマートライフ推進協議会」活動の情報発信や「みえグリーンイノベーション構想」等の推進により、産学官の交流・連携の場を広げ、プロジェクト化に向けたネットワークづくりを行います。このネットワークの中で、本県の地域特性・産業特性を生かし、県域を越えた広域連携をも視野に入れたオープンイノベーション *を推進・加速させ、研究開発の促進・販路拡大・市場拡大につなげることで、関連産業の育成と集積を図るとともに、多様な産業の育成に取り組んでいきます。併せて、三重県の地域資源を生かしつつ、さまざまな主体の参画によって太陽光発電、風力発電、中小規模水力発電、木質バイオマスの利用等の新エネルギーの導入や、省エネルギーを推進することにより、地域における安全で安心なエネルギーの創出につなげます。また、将来実用化が期待されているメタンハイドレート等次世代のエネルギー資源に関連する地域活性化の取組方策を検討します。
- ・企業、大学等の産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」を核とし、「グリーンイノベーション推進部会」、「新エネルギー導入部会」及び「地域モデル検討部会」の研究会・プロジェクトを運営し、産業特性や地域特性など本県の強みを生かし、環境・エネルギー技術やIT技術を活用したビジネスモデルや社会モデルを提案していき、新たなビジネスの創出を図ります。

- ・ 新たな産業創生に向けて高度部材・素材を強みとする四日市コンビナート企業などを中心とする「みえバイオリファイナー*研究会」を設立し、みえ発の研究開発プロジェクトをめざします。
- ・ 県、工業研究所、高度部材イノベーションセンター（AMIC）が連携して、情報提供や取り組むべき技術課題を見出すための勉強会・研究会を設置するなど、既存技術を生かした省エネ技術への展開をめざしたネットワークづくりを行います。
- ・ 自動車の軽量化に向けた研究会は、最新の研究・技術開発動向、出前商談会等で明らかになった自動車メーカー等の技術ニーズ、及び研究会参加企業の抱える技術課題等を踏まえて内容を見直すとともに、素材メーカー、大学等研究機関に加え、試作機能を有する企業との連携により、工業研究所が中心となって、研究会参加企業の技術課題解決や試作・加工テストを支援します。
- ・ 安定供給体制づくりに向けて、三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会を活用し、関係者との連携を強化するとともに、供給事業者への収集・運搬機械等の導入支援を行い、供給事業者の育成に取り組みます。また、林業者だけでなく他業種の参入を促進します。
- ・ 木質バイオマスのエネルギー利用の拡大に向けて、木質チップの供給や発電・熱利用施設の整備を促進するとともに、木質チップ原料のストックヤードの確保を支援し、木質チップ原料の供給を促します。
- ・ 安濃ダムの小水力発電施設整備の実施設計を行います。また、小水力発電の普及を図るため、地域の小水力発電量の賦存量調査を行うとともに、市町及び水路管理者への啓発に取り組みます。
- ・ 電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、協議会が策定した行動計画に基づき観光プランの作成や国の補助制度を活用した電気自動車等の導入、充電器の設置等に取り組んでいきます。

【主担当部局：雇用経済部観光・国際局】

プロジェクトの目標

三重県観光の「予感」（三重へ行ってみたい）・「体感」（三重で旅行を満喫）・「実感」（三重は楽しかった、また行きたい）のサイクルが築かれ、観光産業が本県の経済をけん引する産業の一つとして確立されています。そのため、観光旅行者の多様なニーズに対応するさまざまな観光振興の取組を、県民の皆さん、市町、観光事業者、観光関係団体等と連携して進めます。4年後には、観光の基盤づくりが進み、観光旅行者の満足度が向上し、式年遷宮 *後も観光入込客数が持続的に確保されています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標を達成したほか、実践取組の目標値についても、概ね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
観光レクリエーション入込客数		3,650 万人	1.00	4,000 万人	4,000 万人
	3,565 万人	3,787 万人			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	1 年間に観光レクリエーション等の目的で県内の観光地を訪れた人数について、全国観光統計基準に基づき集計した推計値
25 年度目標値の考え方	遷宮効果による誘客が順調に進んでいることから、平成 25 年度の目標値を 4,000 万人に前倒しし、高い水準での維持を図っていくこととします。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「さまざまな主体との連携による観光PR・誘客」に挑戦します！	延べ宿泊者数		770 万人	1.00	800 万人	800 万人
		708 万人 (22 年)	833 万人			
	リピート意向率		82.0%	1.00	88.0%	100.0%
		75.7% (22 年度)	83.9%			

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
2 「海外での認知度アップによる来訪者の増加」に挑戦します！	県内の外国人延べ宿泊者数		100,000 人	0.95	120,000 人	150,000 人
		90,900 人	94,660 人			
	海外の自治体等との連携事業数（累計）		2	1.00	5	10
		—	3			
3 「来訪を促進する観光の基盤づくり」に挑戦します！	受講生が取り組んだ地域活動数（累計）		10	1.00	20	40
		—	13			

（単位：百万円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	52	252		

平成 24 年度の実践取組概要

- ・「三重県観光キャンペーン」を平成 25 年 4 月から実施するため、官民一体となった推進協議会を設置（平成 24 年 10 月）、キックオフ大会（平成 24 年 11 月、伊勢）、スタートイベント（平成 25 年 3 月、県庁）を実施
- ・県全体でキャンペーンの機運醸成及びキャンペーンの周知を図るため、キックオフ大会（平成 24 年 11 月、伊勢）、スタートイベント（平成 25 年 3 月、県庁）を開催するとともに、桂三輝(サンシャイン)さんを隊長とする三重県観光キャンペーンPR 隊を組織し、県内市町と連携したPR 活動を実施、三重県観光キャンペーン推進協議会でキャンペーンの愛称を公募し、全国から寄せられた 1,644 件から「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」を選定し、キャンペーンロゴマークを作成
- ・三重県観光キャンペーンにおける「県内での周遊性、滞在性の向上」「三重ファン・リピーターの増加」を行うため、「みえ旅パスポート」、「ホームページ」、「ガイドブック」、「エリアパンフレット」を作成するとともに、「みえ旅案内所」（68 施設）、「みえ旅おもてなし施設」（平成 25 年 3 月現在 約 600 施設）を設置
- ・島根県、奈良県など「遷宮」や「古事記」など共通テーマを活用し連携した観光PR を実施
- ・三重の観光営業拠点（桜通りカフェ）については、新たに 3 市町が参加し、あわせて 10 市町が参加し、参加市町における旅行商品の造成や情報発信、特産品の販売等に取り組みました。
- ・台湾にミッションを派遣し「日台観光サミット」を三重県に誘致
- ・中部広域観光推進協議会や「昇龍道プロジェクト」等広域連携による取組に参画し、連携したプロモーション活動を実施
- ・フェイスブックやツイッター等を活用し、三重県の情報発信を実施
- ・県内の受入体制整備のために「ことなび」を運営し電話通訳サービスや県内事業者等のパンフレットの翻訳等の多言語対応を支援、また県内観光施設にWi-Fi 環境を整備
- ・海女や忍者を活用した三重県観光モデルの構築に向けて、「海女振興協議会」（平成 24 年 6 月）と「伊賀流忍者観光推進協議会」（平成 24 年 8 月）を地域が主体となって設立し、情報発信や誘客に向けたコンテンツづくりに着手

- ・ 地域資源を活用したニューツーリズムとして、スポーツツーリズム*やロケ地観光の支援を開始
- ・ 三重県観光連盟による人材育成事業を支援するとともに、そのフォローアップとして「三重県 can-co-本気塾」事業を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 平成 25 年 4 月から実施する三重県観光キャンペーンの組織体制の構築を行うとともにマスコミへの露出も増加するなどキャンペーンを順調にスタートさせることができました。また、「三重県の認知度の向上」「県民の観光行動の促進」「三重ファン・リピーターの増加」を図るため、「みえ旅パスポート」の作成、「みえ旅案内所」、「みえ旅おもてなし施設」の設置など本キャンペーンの核となる仕組みを構築しました。今後は、作成したロゴマーク、観光大使を活用した情報発信や「みえ旅パスポート」、「みえ旅案内所」、「みえ旅おもてなし施設」などの取組を積極的に展開する必要があります。
- ・ 島根県、奈良県など共通テーマを持つ他県と連携して観光PRを行うことにより、メディアへの露出も増えました。
- ・ 「2013 日台観光サミット in 三重」開催までの期間を台湾との「重点強化期間」に位置づけていますが、集中的に三重県をPRし、認知度を高めていくことが課題です。
- ・ 「昇龍道プロジェクト」や中部広域観光推進協議会と連携したプロモーションを行っており、さらなる有効活用が課題です。
- ・ フェイスブックやツイッター等で情報発信していますが、多くの人に閲覧してもらいフォロワーを増やすことが課題です。
- ・ 「ことなび」による外国人向けの電話通訳サービスや県内事業者等のパンフレットの翻訳等を行っていますが、利用拡大のため県内事業者や旅行者への周知が課題です。
- ・ 海女や忍者を活用した三重県観光モデルの構築については、平成 24 年 6 月に海女振興協議会、同年 8 月に伊賀流忍者観光推進協議会を発足しましたが、今後、協議会を中心に地域が一体となって主体的に事業を進めていくことが課題です。
- ・ 平成 25 年度 JFC（ジャパンフィルムコミッション）総会を 9 月に伊勢市二見町に誘致することができました。また、6 月には、「バリアフリー観光を推進する全国フォーラム伊勢大会」が開催されることから、これらの機会を生かし、新しい観光として地域に定着させることが課題です。
- ・ 首都圏営業拠点、関西事務所、名古屋の桜通りカフェを活用した情報発信については、市町等との連携をさらに深め、訴求力のあるメディアやエージェントなどへの情報発信を進める必要があります。
- ・ 地域で観光をけん引するキーパーソンの育成とネットワーク化が図られました。育成した人材が地域において、地域の魅力を発掘するとともに、これらを活用した商品企画に結びつくような支援が課題です。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

（情報発信について）

- ・ 三重県には、忍者や海女、伊勢神宮、熊野古道など光るものがたくさんあるが、時代背景などのストーリー性を持って発信することが大事である。
- ・ 20 年に一度、メディアに注目されるこの機会に、神宮にだけ参拝に来て帰ってもらうのではなく、三重の本当の魅力を知ってもらい、次（20 年後）への布石とすべき。三重県観光キャンペーンは、

地域が連携して発信するいい機会である。売り込みたいポイントを絞って情報発信していくのが効果的である。また、三重ファンやリピーターを獲得していくためには、遷宮後も継続して情報発信していく必要がある。

- ・ 20 年に一度の神宮式年遷宮は、記念日的な意味あいもあり、伊勢は、新しいアトラクションをつくらなくても、何度でも来ていただける要素がある観光地であり、観光の原点である。

(おもてなしについて)

- ・ お客様のニーズは一人ひとり違う。お客様の希望にあった旅が提案でき、喜んでいただくことが励みになっている。伊勢志摩でのバリアフリー観光のノウハウを県内各地に広げ、県全体でレベルアップしていきたい。
- ・ 20 年前は、まつり博等もあり、伊勢志摩に人が一極集中した結果、キャパを超えるお客さんに対応しきれなかった。そのようなことは 2 度と繰り返してはならない。リピーターとして来ていただけるよう全力でおもてなしをしなければいけない。
- ・ 観光で大事なものは満足度である。イベント等で一気に人が増えると、何も発信できないところか不満を持って帰った人により、マイナスの評判が広がってしまう。時期や場所を平準化させてピークをつくらぬような誘客が理想である。また、クレームを最小限に抑えるシステムやクレームを魅力に反転させていくことが、三重ファンの増加につながる。

(観光の産業化について)

- ・ 観光は、産業として確立されていないのが現状であり、早く確立する必要がある。儲かる企業をどれだけ作れるか、付加価値を付けて利益の出る企業体制をつくるのはどうしたらいいかを考えるべきである。
- ・ 観光の産業化に対する取組が弱い、好調な時にこそ取り組むべき課題である。

(交通対策について)

- ・ 年明けくらいから伊勢市内での交通渋滞がひどくなってきた。周遊性にも影響を与えることから、シャトルバスを使ったパーク＆ライドを実施すべきである。その際には、バス専用路線をタクシーや観光バスも通行できるようにしたほうがいい。
- ・ 今、一番の課題は交通渋滞対策である。地元が、交通渋滞対策にしっかり取り組んでいる姿勢が大事である。駐車場など収容力が不足するのであればマイナスの情報であっても発信すべきである。
- ・ 田舎ほど公共交通機関がない。津なぎさ町や駅前のレンタカーをネットワーク化して周遊の仕組みをつくれぬか。

(インバウンドについて)

- ・ インバウンドについては、モニターツアーを積極的に受け入れ、モデルルートを確立する必要がある。
- ・ 情報発信のエリアとターゲットを明確にしないと狙ったところまで情報が届かない。
- ・ 海外からのお客さんに対して消極的である。国内客と同様に“WELCOME MIE”と歓迎の気持ちをアピールすべき。
- ・ ビジターズセンターなど、旅の総合案内所が必要である。海外に比べて、日本の窓口案内機能はまだ弱い。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 式年遷宮の好機を生かした国内誘客戦略の推進については、「ストーリー性を持たせた情報発信」、「売り込むポイントを絞る」、「案内窓口の充実」などの委員の意見も踏まえ、官民一体となった協議会により、平成 25 年 4 月から 3 年間、「三重県観光キャンペーン」に集約して情報発信や誘客

促進、おもてなし向上など地域の受入体制の充実を進めるとともに、首都圏営業拠点 *や関西事務所を活用しながら首都圏等大都市圏での三重の旬の情報を発信していきます。

- ・ 交通渋滞対策については、伊勢地域観光交通対策協議会の一員として、委員から寄せられた意見も反映させながら課題解決に向けて取り組んでいきます。
- ・ 6 月には、「バリアフリー観光を推進する全国フォーラム伊勢大会」、9 月には、J F C（ジャパンフィルムコミッション）の平成 25 年度総会が伊勢市二見町の賓日館で開催されることから、これらを契機として、新たなツーリズムとして地域に定着するよう関係機関と連携しながら取り組んでいきます。
- ・ 海外誘客戦略の推進については、「2013 日台観光サミット in 三重」の開催をチャンスと捉え、委員の意見にあったように、「選択と集中」によりターゲットの明確化に留意しながら、台湾との観光交流関係を具体的な形にして、一過性に終わらせない取組を行います。また、「昇龍道プロジェクト」など広域連携による取組を中部広域観光推進協議会と一体となって進め、「昇龍道百選」を有効に活用し、三重県の魅力ある観光資源を海外に P R するとともに、新しいコースづくりにも取り組みます。
- ・ 観光基盤の強化については、本県が世界に誇る海女、忍者を活用した、国内外の情報発信の強化に引き続き取り組みます。
- ・ スマートフォンを活用した、観光情報提供を進めていきます。
- ・ 観光産業が、裾野の広い産業であることから、地域資源を活用した新商品開発やサービスの向上、新たな観光需要の創造等に取り組み、本県の経済をけん引する産業の一つとして確立することをめざします。

プロジェクトの目標

さまざまな分野において、多くの県民の皆さんが、アクティブ・シチズンとして自らの個性や能力を発揮しながら、地域の課題解決に主体的に取り組み、成果を上げるとともに、充実した生活を送っています。

このような社会をめざして、子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、さまざまな主体の参画を促進するための支援や場づくり、連携の仕組みづくりに取り組むことにより、4年後には、より幅広い層の県民の皆さんが、自らの能力を発揮しながら積極的に社会に参画したり、地域づくりの担い手として、地域の課題解決に取り組んだりしています。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの平成 24 年度数値目標の達成は 1 / 3 となりましたが、実践取組の目標達成は、4 / 5 となっており、ある程度進んだと判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域活動に参画している学生の割合		15.0%	1.00	21.0%	27.0%
	13.4%	18.4%			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内高等教育機関の学生のうち、地域活動へ参画している学生の割合
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度の実績値を踏まえ、学生の地域活動への参画を促進するための「学生」×「地域」カフェを開催するなど、平成 27 年度目標値の着実な達成に向けて、平成 25 年度目標値を 21.0%と設定しました。

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
パートナーグループネットワーク構築数（累計）		2,100	0.62	2,700	3,000
	388	1,455			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	地域をよりよくしていこうとするパートナーグループのネットワーク構築数
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、拡大座談会等のネットワーク化支援に積極的に取り組んだ結果過去最高を記録するなど急速なV字回復となりましたが、目標には達しない見込みです。平成 25 年度においては、パートナーグループ登録数（累計）の目標値を 900 グループと設定しており、1 パートナーグループにつき 3 つのネットワークが構築されるとして 2,700 と設定しました。

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
認定 N P O 法人 人数		5 法人	0.60	10 法人	30 法人
	1 法人	3 法人			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	県内の特定非営利活動法人のうち、その運営組織および事業活動が適正であり、公益の増進に資するものとして、認定を受けた特定非営利活動法人（認定NPO法人）の数				
25 年度目標 値の考え方	平成 25 年度は、NPO法人条例指定制度を導入し、その効果として認定NPO法人数の増加が見込まれることから、10 法人と設定しました。				

実践取組の目標						
実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「次代を担う子ども・若者の県民力を高める仕組みづくり」に挑戦します	学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数		5 回	1.00	5 回	5 回
		0 回	5 回			
2 「さまざまな事情で支援が必要な県民の皆さんの能力発揮・参画の支援」に挑戦します	県の取り組む多文化共生社会づくり事業に参画した主体数（累計）		28 団体	1.00	32 団体	40 団体
		20 団体	29 団体			
	三重おもいやり駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）における利用証の保有者数（累計）		8,500 人	1.00	11,200 人	11,500 人
		—	10,201 人			
3 「『美し国おこし・三重』の新たな展開」に挑戦します	パートナーグループ登録数（累計）		700 グループ	0.48	900 グループ	1,000 グループ
		342 グループ	513 グループ			
4 「NPOの活動を支える仕組みづくり」に挑戦します	NPOの提案から取り組んだ「協創」の実践活動数（累計）		10 事業	1.00	15 事業	25 事業
		5 事業	11 事業			

（単位：百万円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	490	373		

平成 24 年度の取組概要

- ・ 県内高等教育機関と連携し、地域の皆さんと大学生等が地域の課題について意見交換等を行う交流フォーラムを 5 地域で開催するとともに、学生団体の地域貢献活動を対象としたコンテストを開催
- ・ 将来の地域の担い手となる子どもたちの農村における地域活動への参画を促進するため、農地・農業用施設・景観の保全活動に取り組む 251 集落において技術的な助言などを実施
- ・ 若者による少年の非行防止活動を拡大するため、大学生 40 名を少年警察ボランティアに委嘱し、非行少年等の立ち直りを目的とした「少年の居場所づくり」を 8 回実施
- ・ 犯罪被害者等支援に関する若者の理解を深めるため、県内の中学校、高校及び大学で「命の大切さ

- を学ぶ教室」を16回開催し、6,590人が受講したほか、「犯罪被害者支援を考える集い」を開催する等、社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成を図るための広報啓発活動を実施
- ・ 外国人住民の暮らしを守るため、在住外国人を対象とした防災セミナーや災害時外国人サポーター研修などの事業を実施
 - ・ 外国人住民の地域社会への参画を促進するため、多言語ホームページ（英語、ポルトガル語、スペイン語、日本語）で自治会やPTAのしくみなど地域社会で生活するうえで必要な情報を映像も含めて提供
 - ・ 地域における多文化共生啓発を目的としたイベントを民間のイベントと同時開催するとともに、NPO、経済団体、市等が参画する実行委員会形式で実施（参加者数約20,000人）
 - ・ 外国人の児童生徒が自らの能力を発揮し、生活していけるよう、児童生徒が多く在籍する7市で就学相談窓口を設置するとともに、外国人児童生徒巡回相談員（12名）により外国人児童生徒の日本語や学校生活への適応指導を実施（2,656回実施）
 - ・ 外国人生徒が、将来、社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、飯野高校に外国人生徒支援専門員を1名配置し、課外授業等による適応指導や生徒の進路相談を実施するとともに、教職員との協働により日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム）を研究
 - ・ 障がい者が積極的に社会に出て、持っている力を発揮できるようになるため、障がい者の芸術文化活動の活性化を図る目的で、芸術文化能力の発表の場として、平成25年3月に「第1回障がい者芸術文化祭」を開催（ステージ発表（19組、約240人）、作品展示（約230点））
 - ・ 障がい者の外出を支援するため、補助犬の受入啓発のポスター、パンフレットを作成し、補助犬使用者とボランティアが啓発活動を実施するとともに、事業者と補助犬使用者との意見交換会やセミナーを開催
 - ・ 身体に障がいのある人や妊産婦、けが人など、歩行が困難な人の外出を支援するため平成24年10月1日から「三重おもいやり駐車場利用証制度」を開始し、延べ31店舗で店頭啓発キャンペーンを実施
 - ・ 「美し国おこし・三重」の拡大座談会を27か所で開催し、1,788人が参加するとともに、専門家派遣を25件（延べ65回（日））実施 パートナーグループに513グループが登録
 - ・ 県民の皆さんの地域づくり活動を加速させるため、「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」として、「地域の誇り・地域の夢」をテーマに「物語おこしプロジェクト」を16事業、「つむぐ想い・つながる心」をテーマに「人と人の絆の場づくりプロジェクト」など17事業を実施
 - ・ 住民の多様なニーズにさまざまな主体がきめ細かくサービスを提供できる社会の実現のため、協創の指針となる「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」を県内8地域の「地域円卓会議（各3回）」、「新しい公共円卓会議（4回）」において議論し策定
 - ・ NPOとさまざまな主体との協創を促進するため、NPO・行政・企業などさまざまな主体が一緒に地域ニーズに取り組む協創の地域づくりを11事業実施

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 県内高等教育機関の学生と課題を有する地域が意見交換等を行う交流フォーラムの取組や、そこから発展し、地域側から学生の活動の場の提供などの展開に繋がりました。また、大学生ボランティアによる少年の立ち直り支援活動の広がりといった成果が生まれています。一方で、学生への地域活動に関する情報発信や学生と地域等の相互理解の促進が課題となっています。
- ・ 農地や農業用施設、農村景観の保全活動に取り組むほとんどの集落において、地域活動に子どもた

ちが参画するようになりました。今後も、これらの取組が自発的かつ継続的に行われていくことが必要です。

- ・ 外国人住民を対象とした防災セミナーや災害時外国人サポーター研修などの事業を実施してきましたが、大規模災害時には、NPOなどさまざまな主体と一体となって「みえ災害時多言語支援センター」（県と国際交流財団が連携協働）を設置・運営していく必要があります。
- ・ 平成 24 年 10 月 1 日から「三重おもいやり駐車場利用証制度」を開始し、利用証の交付は、10,201 人、「おもいやり駐車場」の登録届出数は、1,560 施設、3,296 区画となりました。一方で、県民の約半数が「三重おもいやり駐車場利用証制度」を知らないこと（e-モニターアンケート結果）、「おもいやり駐車場」において利用証を掲示していない車が多いことなどから、制度の更なる周知啓発を実施することで、障がい者、妊産婦等歩行が困難な人の外出を支援していく必要があります。
- ・ 「美し国おこし・三重」については、パートナーグループ登録数が平成 23 年度を大幅に上回るなど、地域の皆さんが地域づくりに自発的に取り組む機運も向上しつつあります。また、パートナーグループ「CORORO」のイベント“Fata festival”や「熊野宮川守る会」の“ソーシャルレジャープロジェクト”、「ISOMON[®]」の“^{にしきとべ}丹敷戸畔の謎解明プロジェクト”など、自発的に複数のグループが連携した取組事例も出てきました。一方で、取組終了後も自立・持続可能で元気な地域づくりが続けられるよう、パートナーグループの支援を進めていくことが必要であり、平成 25 年のプレイベントや平成 26 年の県民力拡大プロジェクトを実施し、情報発信力のある取組を全県的に展開していくことで、県民の皆さんの地域づくり活動をさらに加速する必要があります。
- ・ 市民ファンドや情報誌の発行などにより、NPOが資源（人材、情報、資金）を確保するための基盤づくりが進んでいます。今後は、「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」なども活用して、把握できた課題やニーズに対する具体的な対応を検討していく必要があります。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ・ 地域活動を行いたいと思っている人はいるので、それらの人を発掘することが重要であり、NPO、地域活動団体、住民、企業、学生等さまざまな主体をつなぐ役割を担う中間的な組織又は人材（コーディネーター）が必要であるとの意見が示されるとともに、これまで地域活動と関わりが薄い学生や企業などがいかに地域活動に参画できるよう支援することが重要である。
- ・ 「三重おもいやり駐車場利用証制度」及び「第 1 回障がい者芸術文化祭」の開催は、評価できる。一方で、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の適正利用に向けた周知、団体に加入していない個人への「障がい者芸術文化祭」の周知など広報面が課題である。
- ・ 「美し国おこし・三重」など多様な人や団体などが、事業の枠を超えてネットワークでつながることでアクティブ・シチズンが増え、更に県民力が高まる。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 大学生等の地域活動を促進するため、学生間の私的なネットワークの活用を含めた学生への効果的な情報発信の手段や、学生と地域が連携した取組への相互理解を促進するコーディネーターの派遣などについて、県内高等教育機関との連携を協議する場である「大学サロンみえ」における議論等を踏まえ、地域と学生をつなぐ中間支援機能の強化を進めます。
- ・ 地域の子どもたちが参加する農地・農業用施設の保全活動等が継続されていくよう、取組集落における学校や自治会などとの連携強化を促進していきます。
- ・ 外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境づくりに注力します。大規模災害時に設置する「みえ災害時多言語支援センター」（県と国際

交流財団が連携協働）が円滑に運営できるよう、人材育成や図上訓練に取り組むとともにさまざまな主体とのネットワークの拡充を図ります。

- ユニバーサルデザインアドバイザー等と連携しながら、さまざまな施設に「おもいやり駐車場」が設置されるよう事業者等へ協力を依頼するとともに、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の定着に向けた普及啓発活動に取り組みます。また、「障がい者芸術文化祭」への出品参加及び来場者の増加に向け早くから周知する必要があります。
- 「美し国おこし・三重」の取組終了後の姿を見据えつつ、引き続きプロデューサーの助言や専門家派遣、財政的支援など、パートナーグループごとにきめ細かな担い手支援を行うとともに、広域的なネットワークづくりなどの支援を地域の実情に応じた形で進めていきます。また、平成26年の県民力拡大プロジェクトへより多くの注目を集め期待感を醸成するため、平成25年の秋に県民力拡大プロジェクトプレイベント（プレ縁博みえ、プレ三重県民大縁会）を実施し、パートナーグループの皆さんの活動のさらなる磨き上げを行うとともに、県民の皆さんの一層の参加・参画を促進します。
- 多くの県民の皆さんによる「協創」の地域づくりを推進するために、NPO、企業、地縁団体などを訪問し、「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」の内容の周知と意見交換を通じて実践活動を促します。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

プログラムの目標

南部地域において、あらゆる世代の人びとが生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなうように、若者の働く場が確保され、安心して住み続けることのできる地域社会が形成されています。

めざす姿の実現に向けて、4 年後には、市町と連携して若者の雇用の確保や、定住の促進などの取組を進めるための仕組みが構築されています。

評価結果をふまえたプログラムの進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	数値目標は若干目標値を下回りましたが、南部地域の課題解決や活性化に向けた取組が順調に進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プログラムの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
若者の定住率		62.4%	0.96	62.4%	62.4%
	62.4%	60.1%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	南部地域の市町における 25 歳～34 歳人口を 20 年前の 5 歳～14 歳人口で除した値				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度は目標値を下回りましたが、平成 25 年度においても、平成 2 年と平成 22 年の国勢調査による確定値を基に算出した若者の定住率（62.4%）を維持することを目指すこととしました。				

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 若者の働く場の確保、定住を進めます！	集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数（累計）		3 地域	0.67	6 地域	10 地域
		—	2 地域			
2 東紀州地域の紀伊半島大水害からの復興を進めます！	東紀州地域に係る 1 人あたりの観光消費額		25,853 円	1.00	26,629 円	28,936 円
		25,100 円	25,956 円			
3 総合的・横断的な事業推進をします！	南部地域活性化局による総合的・横断的な事業の推進		南部地域活性化局を設置			
			関係部局間の事業調整、市町間連携の推進			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	505	451		

平成 24 年度の取組概要

- ・南部地域の市町が連携して行う、若者の働く場の確保や定住を促進する取組への支援と、地域や市町のニーズに応じた事業を実施するため、南部地域活性化基金（以下「基金」という。）を創設
- ・基金を活用した事業化や、集落支援モデルの構築事業の協議および南部地域の活性化に関する情報共有を図るため、13 市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会（以下「協議会」という。）」を 4 回開催したほか、基金を活用した具体的な取組等の検討を進める場として 4 つの部会（「集落支援・空き家活用」「移住・交流」「観光・交流」「起業支援」）を設置
- ・南部地域への移住を促進するため、三大都市圏での「移住フェア」の開催（3 回）や移住希望者向けポータルサイトの整備を行うとともに、田舎暮らし情報を紹介するパンフレットを作成
- ・集落機能を維持するための取組を市町・大学と連携し、モデル地域（尾鷲市と志摩市の 2 地域）において実施
- ・農林水産物などの地域資源を活用し、新たなビジネスを展開しようとする事業者と連携して、10 名の雇用を創出
- ・紀伊半島大水害からの観光面での復興を進めるため、7 月に「第 22 回世界少年野球三重・奈良・和歌山大会」、9 月に「紀伊半島大水害復興イベント～行ってみよう♪東紀州元気祭～」を開催
- ・東紀州観光まちづくり公社における熊野古道を核とした旅行商品の企画やエージェントセールスなどの観光振興、地域産品の高付加価値化や販路拡大などの産業振興、みえ熊野学講座の開催や情報誌の発行など東紀州の資源を生かした地域づくりの推進
- ・熊野古道センターにおいて、魅力ある企画展や地域産品を活用した体験教室、地域と連携した交流イベント等を実施するとともに、紀南中核的交流施設において、魅力ある宿泊・日帰りプランの設定、体験プログラムの実施、熊野里人市の開催、割引クーポン発行など地元商店街と連携した取組等を実施
- ・東紀州地域 5 市町とともに、「世界遺産登録 10 周年事業企画委員会」を立ち上げ、事業実施に向けた検討・準備
- ・木質バイオマスを安定的に供給できる体制の構築に向け、新たに取り組み始めた「尾鷲木材市場協同組合」および「三重くまの森林組合」に対し、未利用間伐材等の搬出を支援
- ・南部地域活性化に向けた取組について情報を共有するとともに、基金事業の具体化に向け関係部局と連携を図るため、知事を本部長とする部局横断組織「南部地域活性化推進本部」を設置

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・基金を活用した取組として、平成 24 年度は 9 月補正予算において「第一次産業の担い手確保対策事業」を計上するとともに、25 年度当初予算では「移住交流推進事業」など 11 事業を計上しました。今後も、協議会の各部会等において市町との協議を進め、より効果的な事業の具体化を図っていく必要があります。
- ・基金の取り崩し後の残額は約 1 千万円となることから、平成 25 年度当初予算では、新たに基金を積み立てず、当面は、これを財源として事業化に取り組むこととしていますが、今後の基金の在り方について、基金条例に対する附帯決議も踏まえながら検討していく必要があります。
- ・三大都市圏での「移住フェア」の開催により、都市部において一定の移住希望者がいることを確認

することができました。今後、より効果的な広報活動のあり方や移住者の受入体制の充実が求められています。

- ・集落機能の維持に向けた大学生との協議を通じて、地域住民が集落の魅力を再発見し、課題解決に向けて主体的に取り組みはじめています。今後は、取組の具体化を支援するとともに、モデル地域での取組を他地域に広めていく必要があります。
- ・地域資源を活用して新たな事業展開を行う事業者への雇用面での支援については、平成 24 年度は 8 事業者が 10 名の雇用を創出しましたが、一時的な雇用ではなく、今後も雇用が継続されるよう、事業者へのサポートが必要です。
- ・紀伊半島大水害の影響により、熊野古道等への来訪者数は、平成 23 年 9 月以降大きく落ち込みましたが、観光面での復興に向け地域が一体となって取り組むことで、徐々に回復の兆しが見えはじめています。引き続き地域や関係機関等と連携し、地域の魅力の発信や来訪者の利便性向上に取り組む、東紀州地域への誘客促進を図る必要があります。
- ・東紀州観光まちづくり公社による商談会等への出展支援や通販事業者へのセールスにより、消費者ニーズの把握や販路拡大につながりました。東紀州観光まちづくり公社は、今後も地域や関係機関と連携し、地域のコーディネーターとして観光振興や産業振興の面において、引き続き地域をリードしていく必要があります。
- ・熊野古道センターや紀南中核的交流施設では、来館者・宿泊者数は徐々に回復しつつありますが、今後さらなる集客促進を図るため関係機関との連携を強化し、より効果的に事業に取り組んでいく必要があります。
- ・平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年は、今後の地域活性化にとって大きなチャンスであることから、引き続き地域と連携し事業実施に向けた準備を進める必要があります。
- ・木質バイオマスについては、東紀州地域における新たな木質バイオマスの供給目標量 2,000 t に対し、2,223 t の供給量が確保されました。今後も安定供給体制の構築に向けた取組を進める必要があります。
- ・南部地域の活性化に向けた課題は多岐にわたることから、関係部局・関係市町と一層連携し、総合的・横断的に事業推進を図る必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・新たに設置した地域活性化局等と連携し、基金を活用した事業の着実な進捗を図るとともに、ノウハウの蓄積や人材育成等、活性化に向けた取組が地域で継続していけるよう市町等を支援していきます。
- ・今後の基金の在り方については、基金条例に対する附帯決議を真摯に受け止め、基金を活用した事業の検証や今後の事業提案の状況、関係市町の意見も踏まえながら検討します。
- ・協議会の各部会や市町との個別協議において、引き続き個々の課題やニーズなどの情報共有を図るとともに、課題解決に向けた検討を進めていきます。
- ・三大都市圏における移住セミナーや相談会の開催等、より効果的な情報発信を行うとともに、空き家バンクの整備や田舎暮らし体験の実施など、市町と連携しながら移住者の受入体制を充実していきます。
- ・集落機能の維持に向けた取組については、平成 24 年度のモデル地域（尾鷲市、志摩市）において、引き続き取組を進めるとともに、平成 25 年度は、新たに南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、大学と連携して取り組みます。また、これまでの取組で得たノウハウを協議会等で共有することにより、他の市町や市町内の他地域への波及に向けた準備等を進めます。

- ・地域資源を活用して新しい事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して新たな雇用の創出を支援するとともに、国や関係部局の施策も活用しながら、今後も雇用が継続されるようサポートします。
- ・紀伊半島大水害からの復興を確実なものとしていくために、関係者と連携して地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興等の取組をさらに進めます。
- ・東紀州地域振興公社（平成 25 年 4 月 1 日より東紀州観光まちづくり公社から名称変更）が、東紀州地域の観光振興、産業振興などの取組を総合的に推進する地域のコーディネーターとしての役割を果たすよう引き続き支援します。
- ・熊野古道センターでは、地域との連携を図りながら企画展や交流イベント等を展開することにより、情報収集・集積、情報発信、集客交流の機能を充実させていきます。また、紀南中核的交流施設では、魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベントの開催等により、集客交流の機能を充実させていきます。
- ・平成 25 年度は式年遷宮や高速道路の概成に加え、熊野古道世界遺産登録 10 周年の前年にあたることから、地域と連携してプレイベントやキャンペーンを実施するなど誘客促進に向けた情報発信に取り組むとともに、世界遺産登録 10 周年事業の準備を着実に進めていきます。
- ・木質バイオマスを安定的に供給できる体制を構築するため、「尾鷲木材市場協同組合」および「三重くまの森林組合」に対して、未利用間伐材等の搬出支援を引き続き行っています。
- ・南部地域の市町が抱える課題等について、関係部局と常に情報を共有し、南部地域の活性化に向けた取組を、関係部局の施策や基金を有効に活用しながら実施します。

第 4 章

行政運営の取組

（１）行政運営の取組とは

「みえ県民力ビジョン・行動計画」では、政策体系に位置づけた＜施策＞を推進するために行う効果的な行政運営の取組内容を政策体系に準じて掲げています。

行政運営の取組は、＜施策＞に準じて進行管理を行うこととし、＜施策＞と同様、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」）と、県（行政）が取り組んだことの効果がわかる指標（「県の活動指標」）を設定しています。

平成 25 年版成果レポートでは、平成 24 年度の取組の成果と課題を、行政運営の取組ごとに整理・検証しています。

また、成果と課題の検証結果を踏まえた、各行政運営の取組ごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントと特に注力する取組を中心に明らかにしています。

（２）行政運営の取組一覧

行政運営の取組		頁
行政運営 1	「みえ県民力ビジョン」の推進	422
行政運営 2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	426
行政運営 3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	430
行政運営 4	適正な会計事務の確保	434
行政運営 5	市町との連携の強化	438
行政運営 6	広聴広報の充実	442
行政運営 7	ＩＴ利活用の推進	446
行政運営 8	公共事業推進の支援	450

＊ 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法については、55 ページ～56 ページをご覧ください。

(3)行政運営の取組数値目標等一覧

行政運営の取組名		数値目標						
		目標項目		24年度 目標値	24年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)
行政 運営1	「みえ県民力ビジョン」の推進	県民指標	各施策の「県民指標」の達成割合	70.0%	48.2%	0.69	B	147
		活動指標	各施策の「県の活動指標」の達成割合	80.0%	60.9%	0.76		
			「選択・集中プログラム」の数値目標の達成割合	80.0%	50.0%	0.63		
			新たに実施する広域連携事業の数(累計)	5件	9件	1.00		
			学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数	5回	5回	1.00		
行政 運営2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	県民指標	行財政改革取組の達成割合	42%	42%	1.00	B	915
		活動指標	事務改善取組の実践(「率先実行大賞」への応募)	55.0%	57.0%	1.00		
			人材育成に関する達成度	78.9%	77.9%	0.99		
行政 運営3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	県民指標	県債残高	8,232億円 (24年度末)	8,358億円 (24年度末)	0.98	B	45,187
		活動指標	県債残高	8,232億円 (24年度末)	8,358億円 (24年度末)	0.98		
			県税の徴収率	96.6% (23年度)	96.7% (23年度)	1.00		
			庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化率	95.5%	95.5%	1.00		
行政 運営4	適正な会計事務の確保	県民指標	県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1か所あたり)	3.1件以下 (23年度)	3.5件 (23年度)	0.89	B	363
		活動指標	出納局が行う会計支援の満足度	3.36	3.30	0.98		
			資金保全率	100%	100%	1.00		
行政 運営5	市町との連携の強化	県民指標	市町への権限移譲事務数(累計)	470事務	475事務	1.00	A	1,458
		活動指標	県と市町による全県的な課題の解決に向けた取組数(累計)	3取組	3取組	1.00		
			財政健全化計画策定団体数	0市町	0市町	1.00		
行政 運営6	広聴広報の充実	県民指標	得たいと思う県情報が得られている県民の割合	55.5%	57.8%	1.00	B	597
		活動指標	県のホームページ(トップページ)へのアクセス件数	172万件	143万件	0.83		
			統計情報利用件数(みえDataBoxアクセス件数)	860,000件	771,789件	0.90		
			公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度	80.0%	34.8%	0.44		
行政 運営7	IT利活用の推進	県民指標	行政手続等のオンライン利用率	55.0%	58.5%	1.00	A	650
		活動指標	電子申請・届出システム利活用件数	170,000件	176,272件	1.00		
			県情報ネットワーク停止時間	34分	14分	1.00		
			携帯電話不通話地域整備数(累計)	68基	70基	1.00		
			新たな手法(システム評価等)による支援を実施した大規模システム数(累計)	7件	9件	1.00		
行政 運営8	公共事業推進の支援	県民指標	公共事業への信頼度	95.0%	97.3%	1.00	B	2,580
		活動指標	公共事業再評価・事後評価達成度	97.2%	97.2%	1.00		
			受注者の地域・社会貢献度	92.8%	97.3%	1.00		

(4)改善・注力カー口コメント

行政運営の取組名	
	改善・注力カー口コメント
行政運営1 「みえ県民カビジョン」の推進	主担当部局 戦略企画部
各部局が「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」の的確な運用を通じて、「みえ県民カビジョン・行動計画」を着実に推進できるよう支援等を行うとともに、知事と部局長等が施策等の展開方向を協議する政策協議や、「三重県経営戦略会議」の議論等を踏まえて、「平成26年度三重県経営方針」を策定します。 地方分権改革にかかる国の動向を注視するとともに、他の自治体とも連携しながら幅広く政策課題の掘り起こしを行い、地方の立場から、地方分権改革に資する提言・提案を実施していきます。	
行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営	主担当部局 総務部
行財政改革の司令塔として、「三重県行財政改革取組」に引き続き全力で取り組みます。あわせて、県政全体の早期の信頼回復に向け、全庁的なコンプライアンスの確立により一層取り組みます。 「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」の本格的な運用を開始し、県民の皆さんに成果を届けていくことができる県政運営の体制を整えます。また、団体及び出資者と十分な調整を図りながら、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく見直しを実施するとともに、その進捗管理を行います。さらに、「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、「仕事を通じた人材育成(OJT)」を人材育成の最も重要な柱に位置づけ、組織全体で人材育成に取り組みます。	
行政運営3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営	主担当部局 総務部
行財政改革の司令塔として、「三重県行財政改革取組」に引き続き全力で取り組みます。 不断の歳出見直しを行うとともに、多様な財源確保や個人住民税などの未収金対策により歳入の確保を図ります。また、県税以外の未収金についても、全庁的な対策を推進し未収金の縮減に取り組みます。さらに、真に必要な事業には的確に対応しつつも、将来世代に負担を先送りしないため、県債残高を減少させる目標の達成に向け取り組むとともに、新しい予算編成プロセスに基づき、メリハリのある予算の編成に取り組みます。 「みえ森と緑の県民税」の平成26年4月の導入に向け、関係部局とともに、市町とも連携しながら、県民の皆さんへの広報に取り組みます。	
行政運営4 適正な会計事務の確保	主担当部局 出納局
物品全般を対象とした「物品利活用方針(仮称)」を年度内に策定します。また、実施可能なものから順次取り組んでいきます。 会計事務に関する検査・相談・研修により、各所属を日常的にサポートする中で、特にOJT研修等について重点化し、会計職員等の能力向上に取り組みます。また、会計事務コンプライアンス研修を実施します。 財務会計システム更新にあたり、経費の節減とセキュリティの確保に努めるとともに、ペイジー標準帳票への変更のための詳細な検討に取り組みます。	
行政運営5 市町との連携の強化	主担当部局 地域連携部
「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」については、総会や調整会議などのさまざまな機会を通じて、市町とのさらなる連携の強化を図っていきます。 また、市町の自主性・自立性の向上に向けて、「三重県権限移譲推進方針」に基づくさらなる権限移譲を進めるとともに、合併市町の新しいまちづくりのための市町村合併支援交付金の交付、さらには行財政運営に関する適切な助言や情報提供等に努めます。	
行政運営6 広聴広報の充実	主担当部局 戦略企画部
県民の皆さんが必要とする県政情報をさまざまな媒体を活用して積極的に発信するとともに、地域の課題やニーズなど「県民の声」を幅広く受信します。また、県広報紙「県政だより みえ」については、適時適切な情報発信が行えるよう紙媒体に加え、テレビのデータ放送の実施に向けた調整に取り組みます。 県民の皆さんが統計を身近と感じることで、統計調査への協力と統計情報の利活用が進められるよう、統計情報の迅速かつ積極的な提供を行うとともに、統計の啓発に努めます。 情報公開・個人情報保護制度研修を充実させ、職員の一層の意識の向上・醸成を図り、制度を的確に運用していきます。	
行政運営7 IT利活用の推進	主担当部局 地域連携部
県民サービスの向上をめざして、情報システムをより使いやすく、わかりやすく提供するとともに、情報セキュリティ対策の推進により基盤となる県情報ネットワークの安定運用に努めます。 また、地域の情報化を推進するため、市町の情報化支援や携帯電話不通話地域の解消に取り組むほか、庁内のIT利活用の一層の効率化を進めるため、全庁的なIT投資管理体制の確立に努めます。	
行政運営8 公共事業推進の支援	主担当部局 県土整備部
事前評価について、事業の費用対効果だけでなく、多面的な評価システムとなるよう見直しに取り組みます。 「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することにより、災害時の緊急対応や地域雇用の確保等のため、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成に取り組みます。 総合評価方式については、国土交通省や他県の取組状況にも注視し、受注者側・発注者側の意見や学識経験者等からの意見を参考にして、25年度下半期に見直し案の試行を実施します。 港湾改修工事に関する不適正な事務をふまえた「再発防止策」に基づき、6月末未契約、10月末未完成である繰越工事を重点管理工事とし、進行管理などを徹底します。	

(5) 行政運営の取組評価表の見方

行政運営〇

〇〇〇〇〇

【主担当部局：〇〇〇〇〇】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんとめざす、平成 23 年度からおおむね 10 年後の長期的な目標を記載しています。

平成 27 年度末での到達目標

行動計画に掲げる取組の行動計画期間内（27 年度末）の目標を記載しています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 ＊	施策の進展度を A～D の 4 段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行動計画における県民指標を記載しています。		24 年度の目標値 ※ 1	24 年度の目標の 達成状況※ 2	25 年度の目標値 ※ 1	27 年度の目標値 ※ 1
	23 年度の現状値 ※ 1	24 年度の実績値 ※ 1			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。				
25 年度目標 値の考え方	この目標項目に設定した、平成 25 年度における目標値設定の考え方、理由などを記載しています。				

※ 1 当該年度の取組結果を評価する時点で、当該年度の現状値・実績値が把握困難な指標は、把握可能な最新年（度）の数値を用い、「（〇〇年（度））」と併記しています。これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年（度）を「（〇〇年（度））」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※ 2 24 年度における目標達成の状況を 1.00（達成）～0.00 までの数値で表記しています。

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
基本事業名を記載しています。	基本事業の目標項目名（活動指標）を記載しています。		24 年度の目標値	24 年度の目標の達成状況	25 年度の目標値	27 年度の目標値
		23 年度の現状値	24 年度の実績値			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	 平成 25 年版成果レポート(案)では、事業費（「予算額等」欄）は、平成 23 年度、平成 24 年度は決算額、平成 25 年度は予算額を記載しています。 また、概算人件費は施策ごとの配置人員を基礎として算出しています。				
概算人件費					
(配置人員)					

平成 24 年度 of 取組概要

平成 24 年度 of 取組内容（県 of 取組（活動）結果）を具体的に明らかにしています。

文中「*」 of 付いている語句は、巻末（参考） of 用語説明 of ページに説明を掲載しています。

平成 24 年度 of 成果と残された課題（評価結果）

平成 24 年度 of 取組結果について、平成 27 年度末までの到達目標を踏まえ、県民にとって of 成果を検証する観点から、取組 of 成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

平成 25 年度 of 改善 of ポイントと取組方向

検証結果を踏まえ、平成 25 年度における改善 of ポイントと取組方向を明らかにしています。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【〇〇部 副部長 〇〇 〇〇 電話：059-224-0000】

平成 25 年度 of 改善 of ポイントと取組方向 of 中でも、施策を推進していくうえで平成 25 年度において特に注力するポイントを明らかにしています。

(6) 行政運営の取組評価表

行政運営 1

「みえ県民カビジョン」の推進

【主担当部局：戦略企画部】

県民の皆さんとめざす姿

「みえ県民カビジョン」に基づく政策が進むとともに、県民の皆さんとの「協創」の取組が広がることで、成果が県民の皆さんに届き、幸福実感が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

「選択・集中プログラム」をはじめ、「行動計画」に基づく施策、事業に取り組むことにより、県政の課題解決が進み、県民の皆さんが取組の成果を感じ始めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	「県民指標」の目標を達成した施策の割合は、48.2%と目標の 70.0%に到達していませんが、「活動指標」の4分の2が目標達成していることや、全施策の目標達成状況の平均※が 0.93 と、ほぼ達成していることから、ある程度進んだと判断しました。 ※全ての施策の「県民指標」における（実績値÷目標値）の平均。目標に対してどれだけ近づいたかを示す値。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
各施策の「県民指標」の達成割合		70.0%	0.69	70.0%	70.0%
	—	48.2%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	「県民指標」の目標値を達成した施策が全施策に占める割合				
25 年度目標値の考え方	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」における各施策の主指標の達成割合（53.3%）を参考にしつつ、県民の皆さんに成果を届けることを県政運営の基本姿勢に掲げていることから、70%が妥当であると考え設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40101 「みえ県民カビジョン」の進行管理	各施策の「県の活動指標」の達成割合		80.0%	0.76	80.0%	80.0%
		—	60.9%			
	「選択・集中プログラム」の数値目標の達成割合		80.0%	0.63	80.0%	80.0%
		—	50.0%			
40102 広域連携の推進	新たに実施する広域連携事業の数（累計）		5 件	1.00	10 件	20 件
		—	9 件			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40103 高等教育機関との連携の推進	学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数		5 回	1.00	5 回	5 回
		—	5 回			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	116	90	66		
概算人件費		180			
(配置人員)		(20 人)			

平成 24 年度 of 取組概要

- ・「みえ県民力ビジョン」を広く県民の皆さんに周知するためのフォーラムを 6 月に開催
- ・県政における政策課題に関して、知事が専門的かつ総合的な知見を有する方と意見交換を行う「三重県経営戦略会議」を 5 回開催
- ・「みえ県民力ビジョン」の的確な進行管理のため、知事と各部局長等による政策協議を春と秋に実施（延べ 10 日間）
- ・県民の皆さんの参画のもと、「新しい豊かさ協創プロジェクト」の進行管理を行う推進会議を、5 つの協創プロジェクトごとに開催（全 16 回）
- ・県民の皆さんの幸福実感を把握し、県政の運営に活用するため平成 23 年度に実施した「第 1 回みえ県民意識調査」結果の詳細を公表、第 2 回調査を実施
- ・平成 25 年度の県政を推進するにあたっての基本方針である「平成 25 年度三重県経営方針」を策定
- ・紀伊半島大水害や海岸漂着物問題など、県境を越えて取り組むべき広域的な課題の解決や真の分権型社会の実現に向けた提言活動を近隣府県や全国知事会等と連携して実施。また、国に対する県独自の提言・提案活動を 5 月、11 月、1 月に実施（全 118 項目）
- ・県内高等教育機関と連携し、地域の皆さんと大学生等が地域の課題について意見交換等を行う交流フォーラムを 5 地域で開催、学生団体の地域貢献活動を対象としたコンテストを 2 月に開催
- ・新しい三重づくりのための政策創造及び提言、政策創造員の政策創造能力の向上等を図るため、部局等の推薦を受けた職員などで構成する政策創造員会議を設置し、調査・研究活動を実施（4 テーマ）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・春の政策協議で明らかになった施策ごとの課題や改善方向を「成果レポート」として県民の皆さんに公表するとともに、秋の政策協議で確認した「選択・集中プログラム」ごとの中間評価と翌年度の取組方向、「三重県経営戦略会議」での議論を踏まえて「平成 25 年度三重県経営方針」を策定しました。平成 25 年度から導入される「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」では、新たに中間評価を導入することから、中間評価の結果が施策展開へ確実に反映され、目標達成につながるよう進行管理に努める必要があります。
- ・県民の皆さんの幸福実感などを調査した「第 1 回みえ県民意識調査」のデータを詳細に分析したところ、調査結果には県民の皆さんの幸福実感を高めるための示唆が含まれており、今後の政策議論の材料となりうるということが分かりました。第 2 回調査の結果が明らかとなる平成 25 年度には、幸福

実感の推移が初めて把握されることから、集計結果や分析内容が各部局等における政策議論等の材料として活用されるよう取り組む必要があります。

- ・ 県境を越えて取り組むべき広域的な課題の解決に向け、紀伊半島知事会議で紀伊半島大洪水からの復旧・復興についての提言活動を行うとともに、東海三県一市知事市長会議で海岸漂着物問題検討会を設置し、海岸漂着物問題について提言活動を実施しました。また、平成 24 年度から取組を始めた二県知事懇談会で、島根県とは式年遷宮を契機とした両県による観光振興の連携、岐阜県とは医療・福祉機器分野での産業振興の連携、北海道とは「ものづくり技術」と「地域資源」の産業連携を行うなど、他府県等と共同して、環境保全や産業振興等の分野で新たに 9 件の連携事業を実施しました。なお、本県独自あるいは他県と共同して、国の制度改正など、国への提言活動を実施しているところですが、本県の課題だけでなく、地方の視点から幅広く政策課題を掘り起こし、地方分権改革に資する提言・提案を実施していく必要があります。
- ・ 県内高等教育機関と連携し、地域との連携の仕組みづくりに取り組んだ結果、学生と地域が連携した取組や地域側からの活動の場の提供などに繋がるとともに、学生に向けた地域活動に関する情報発信や学生と地域等の相互理解の促進が課題であることが明らかになりました。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 各部局が「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を的確に運用し、「みえ県民力ビジョン・行動計画」における各施策等の目標や「平成 25 年度三重県経営方針」に掲げた取組が達成できるよう、必要な支援や助言を行うなど進行管理に努めます。
- ・ 「みえ県民意識調査」の集計結果や詳細な分析内容が、県の年次報告書である「成果レポート」の策定、「三重県経営方針」の策定、当初予算議論等の際に資料等として活用されるよう、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の進行管理の年間スケジュールに合わせて報告書等を取りまとめるなどの工夫をします。
- ・ 全国知事会やブロック知事会といった既存の枠組みだけでなく、圏域にとらわれず共通課題を有する他県との連携を進めていきます。地方分権改革の推進について、各知事会に対して本県独自の提案を積極的に行い、他の自治体とも連携して制度改正等にかかる国への提言・提案を行っていきます。
- ・ 学生と地域の相互理解が十分進んでいないことが懸念されることから、相互理解を促すコーディネーターをモデル的に派遣します。また、学生間の私的なネットワークを活用するなど、より効果的な情報発信のあり方を検討します。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【戦略企画部 副部長 後藤 友宏 電話:059-224-2009】

- ・ 各部局が「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の的確な運用を通じて、「みえ県民力ビジョン・行動計画」を着実に推進できるよう支援等を行うとともに、知事と部局長等が施策等の展開方向を協議する政策協議や、「三重県経営戦略会議」の議論等を踏まえて、「平成 26 年度三重県経営方針」を策定します。
- ・ 地方分権改革にかかる国の動向を注視するとともに、他の自治体とも連携しながら幅広く政策課題の掘り起こしを行い、地方の立場から、地方分権改革に資する提言・提案を実施していきます。

【主担当部局：総務部】

めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任で創っていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場を重視し、自ら課題を発見するとともに、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

平成 27 年度末での到達目標

県政運営の仕組みについては、時代の変化にさらに対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう見直すことで、効果的・効率的な県政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともに、危機の兆候を的確に察知し効果的な対応をとることができる職員が育っています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度	B	判断理由	活動指標のうち1項目は若干目標値を下回りましたが、県民指標は目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
*	(ある程度進んだ)		

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行財政改革取組の達成割合		42%	1.00	71%	100%
	—	42%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目の説明	「三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合				
25 年度目標値の考え方	ロードマップ（工程表）に基づき、平成 27 年度に全ての具体的取組が達成できるよう目標値を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40201 自立的な県行政の運営（総務部）	事務改善取組の実践（「率先実行大賞」への応募）		55.0%	1.00	60.0%	70.0%
		41.4%	57.0%			
40202 人材育成の推進（総務部）	人材育成に関する達成度		78.9%	0.99	79.3%	80.0%
		77.7%	77.9%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	802	736	1,066		
概算人件費		947			
(配置人員)		(105 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・「三重県行財政改革推進本部」を中心として、適切に「三重県行財政改革取組」の進行管理を行うとともに、半期ごとにその状況を取りまとめ公表
- ・ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、これまでの政策を推進するための仕組み（みえ行政経営体系）の見直しを実施
- ・地域機関の見直しやフラット制による組織運営の見直しを実施
- ・公益法人制度改革などの社会情勢の変化等を踏まえ、外郭団体等の目的や事業内容について再点検を実施
- ・「公有財産の管理に関する事務の執行について」をテーマに外部監査を実施
- ・各階層別の昇任時研修に加え新たに次長級の職員を対象とした「危機管理リーダー研修」や各職場での「危機管理意識向上研修」を実施するとともに、全庁的に実践的な危機対応訓練を実施
- ・ワーキンググループの案に基づいて、新たな人材育成の方針を策定
- ・公務員倫理等については、階層別研修等において、具体的な事例を用い、服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底
- ・管理職員にかかる勤務評価制度について検証するとともに、試行中の「県職員育成支援のための評価制度」についても、課題の抽出と対応策の検討を行い、「三重県職員人づくり基本方針」等を踏まえ、見直しを実施
- ・早期に定期健康診断を実施するとともに、健康相談や各種研修会の開催等により総合的な安全衛生対策を実施。また、メンタルヘルス対策については、各種のセミナー等（6 回：延べ 120 名）を開催するとともに、適切なサポートを実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・「三重県行財政改革取組」においては、52 取組のうち、22 取組を計画どおり達成しました。（目標：42%、実績 42%）一方、残された取組については、取組期間中の目標達成に向け適切な進行管理を行う必要があります。
- ・評価等を改善につなげる検討の場と位置付けた「政策協議」を経て、施策等の取組方向や次年度の経営方針・予算編成に確実に反映させる「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）＊」を構築しました。今後は円滑な運用開始に向け、庁内周知等を図っていく必要があります。
- ・平成 25 年度組織改正等においては、首都圏営業拠点の推進体制構築等による三重県のブランド力アップ、新たに設置する「危機管理地域統括監」を地域防災総合事務所長及び地域活性化局長が兼務することによる防災・危機管理機能の強化、児童相談センターの体制強化等による児童虐待やいじめへの対応などに取り組むこととしました。引き続き、行政ニーズに対応した適切な組織編制と適正な定員配置による効率的で効果的な行政運営を進める必要があります。
- ・団体運営の自主・自立の観点からの県関与の見直しなどを主眼とする「三重県外郭団体等改革方針」を策定しました。見直しにあたっては、外郭団体等と丁寧な調整を行っていく必要があります。
- ・平成 24 年度の包括外部監査では、公有財産管理の視点から、公有財産台帳の適正な管理や使用料免除

のあり方、不法占用の対応などについての指摘がありました。

- ・リスクの把握について、全庁的に現場担当者による実効性のある対策が講じられるようになりました。一方、依然として一部の職員が危機発生時における行動を理解していない状況があります。
- ・県職員が目指すべき職員像や能力を明確にし、人材育成の基本的な考え方を示した「三重県職員人づくり基本方針」を策定しました。今後は同方針に基づき、「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」にシフトし、組織全体でより積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」に取り組んでいく必要があります。
- ・去年は、港湾改修工事に係る不適正な事務等が発生し、県民の皆さんの県政全体に対する信頼を大きく損ないました。今後は、チェック機能の強化等とあわせ、公務員倫理やコンプライアンスの徹底により一層取り組む必要があります。
- ・評価制度については、コンプライアンスの確立に対する取組を評価する項目等を加えるとともに、オールインワンシステムと連携して運用できるよう目標設定方法や面接時期を見直しました。試行中の「県職員育成支援のための評価制度」の定着と施行に向けて取り組む必要があります。
- ・定期健康診断の早期実施や研修会の開催等により、職員のセルフケア意識の向上を図りました。また、全職員を対象にメンタルヘルスに関する研修を実施し、正しい知識と対応への理解が進みました。これらの総合的なメンタルヘルス対策により、メンタル疾患の病休者数は近年減少傾向にあります。一方で、職員の年齢構成が年々上昇し、有所見率も高率で推移しているため、職場での安全衛生管理やメンタルヘルス対策に引き続き取り組み、職員の健康保持・増進を図る必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・引き続き、「三重県行財政改革推進本部」を中心として、ロードマップ（工程表）に基づき「三重県行財政改革取組」の推進に全庁挙げて取り組みます。
- ・「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の本格的な運用を開始し、定着に向けた庁内周知を図るなど、県民の皆さんに成果を届けていくことができる県政運営の体制を整えます。また、改善（A c t）機能の強化を図るため、事務事業の見直しの取組について、目標を達成できていない施策を構成している事業を対象に、外部有識者から目標達成に向けた意見・提案を聴き取り、翌年度以降の事業展開の参考とします。
- ・組織編成や定数配置の状況について、毎年度、検証を行い、行政ニーズに対応した見直しを図ります。
- ・団体及び出資者と十分な調整を図りながら、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく見直しを実施するとともに、その進捗管理を行います。
- ・包括外部監査での監査結果について、関係各部と連携を取りながら、指摘事項が行政運営に反映されるよう取り組みます。
- ・平成 25 年度には地域においても危機管理体制の見直しが図られることから、引き続き、研修、訓練等の取組を推進し、成果を確認していきます。また、現場での実効性のあるリスク把握を行うために、引き続き現場担当者によるリスク把握取組を実施するとともに、現場における危機対応力の向上のための実践的な研修・訓練等も継続して実施します。
- ・「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、「仕事を通じた人材育成（O J T*）」を最も重要な柱に位置づけ、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成に取り組んでいきます。
- ・フラット制による個人単位の業務体制を改め、組織内でお互いに確認し合える業務体制を再構築するとともに、「コンプライアンス推進監」を新たに設置し、信頼される公務員としてのあり方をしっかりと職員に浸透させる取組を実施し、全庁的にコンプライアンスの確立に取り組んでいきます。また、階層

別研修等において具体的な事例を用い、服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底するとともに、コンプライアンスの推進を図るため「コンプライアンス推進チーム」を立ち上げます。さらに、巡回法務研修を実施し、職員の法令への習熟度向上を図ります。

- ・管理職員にかかる勤務評価制度を適切に運用するとともに、「県職員育成支援のための評価制度」の定着と施行を図り、職員の意欲・能力や組織力の向上のために、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組みます。
- ・職員自らが積極的に心と体の健康づくりに取り組めるよう、健康相談や各種研修会を開催するとともに、健康指導や就労上の措置等を実施します。

特に注力するポイント（平成 25 年度） 【総務部 副部長 松田 克己 059-224-2101】

- ・県政全体の早期の信頼回復に向け、全庁的なコンプライアンスの確立により一層取り組みます。
- ・行財政改革の司令塔として、「三重県行財政改革取組」に引き続き全力で取り組みます
- ・「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の本格的な運用を開始し、県民の皆さんに成果を届けていくことができる県政運営の体制を整えます。
- ・団体及び出資者と十分な調整を図りながら、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく見直しを実施するとともに、その進捗管理を行います。
- ・「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、「仕事を通じた人材育成（OJT）」を人材育成の最も重要な柱に位置づけ、組織全体で人材育成に取り組みます。

【主担当部局：総務部】

めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

平成 27 年度末での到達目標

平成 19 (2007) 年度以降増加が続いていた県債残高が減少に転じ、財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されるとともに、財政に関する県民の皆さんとの情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は 2 月補正予算を編成したことなどにより目標値を達成できませんでしたが、活動指標の 2 つは目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県債残高 * 1		8,232 億円 (24 年度末)	0.98	8,224 億円 (25 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
	8,190 億円 (23 年度末)	8,358 億円 (24 年度末)			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害 に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。				
25 年度目標 値の考え方	「中期財政見通し」を踏まえ、平成 26 年度末の県債残高が平成 23 年度末よりも減少するよう 目標値を設定しました。				

＊1 各年度、最終補正後の数値で比較。

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40301 持続可能な財政運営の推進 (総務部)	県債残高 ＊1		8,232 億円 (24 年度末)	0.98	8,224 億円 (25 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
		8,190 億円 (23 年度末)	8,358 億円 (24 年度末)			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40302 公平・公正な税の執行と税収の確保（総務部）	県 税 の 徴収率		96.6% (23 年度)	1.00	96.8% (24 年度)	96.9% (26 年度)
		96.5% (22 年度)	96.7% (23 年度)			
40303 最適な資産管理と職場環境づくり（総務部）	庁舎（本館棟・附属棟等）の耐震化率		95.5%	1.00	97.7%	100%
		88.9%	95.5%			

* 1 各年度、最終補正後の数値で比較。

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	72,596	80,268	72,371		
概算人件費		2,813			
（配置人員）		（312 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・平成 25 年度当初予算は、「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、「平成 25 年度三重県経営方針（案）」を踏まえて編成。あわせて、国の緊急経済対策を活用し、緊急かつ集中的に取り組むべき防災対策等を積極的に実施するため、平成 24 年度 2 月補正予算と一体的に 14 ヶ月予算として編成
- ・若手職員等で構成したワーキンググループの予算編成プロセスの見直し案を踏まえ、施策別財源配分（包括配分）制度を廃止し、政策的経費について優先度判断を行うことや、知事と部局長との協議の充実を図るなどの見直しを実施
- ・「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を策定するとともに、導入施設や募集条件の検討、企業等へのアンケート調査を実施
- ・県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行い、滞納者に対する差押を強化するとともに、特別徴収機動班と県税事務所が連携し、機動的に滞納整理を実施
- ・個人県民税の収入確保対策として、個人住民税特別滞納整理班において、9 市町から職員と約 2,400 件の滞納案件を受け入れ、そのうち約 2,200 件を処理。また、全市町による一律の特別徴収義務者の指定に向け、市町と連携して事業者約 19 万箇所への周知などの取組を実施
- ・県税以外の未収金について、全庁的な対策推進の枠組みの構築に向け債権管理推進会議を設けるとともに、全庁的な取組の枠組みを構築する指針を策定
- ・「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、税検討委員会の答申、県民の皆さんの意見、県議会での議論等を踏まえ、「みえ森と緑の県民税」条例案を県議会に提出するとともに、税の周知のため広報や説明会などを実施
- ・未利用資産については、新たにインターネットオークションに参加したことなどにより 12 件 1 億 682 万 8,728 円を売却。また、新たな財源確保策として公用車への広告掲載を開始し 7 社 43 台 47 万円の収入
- ・県庁舎等の長寿命化を図るための新たな指針を策定

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・平成 25 年度当初予算は 14 ヶ月予算として編成し、投資的経費は対前年度 18.3%増と大幅に増額していますが、可能な限り県債発行の抑制を図った結果、平成 25 年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高は、中期財政見通しで示した残高を下回る見込みとなっています。今後も、財政状況が一段と厳しくなることが見込まれる中、引き続き持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組む必要があります。
- ・施策別財源配分制度の廃止により、固定化した部局別割合が変動するなど、メリハリのある予算編成を行いました。また、知事と部局長の協議の場の公開等により予算編成プロセスの透明性が向上し、県民の視線にたった議論がより活発になりました。一方で、各部局からは政策的経費の要求について、機械的に 1/3 ずつ優先度をつけるのは難しいところもあったという意見もありました。
- ・ネーミングライツ導入対象施設は、施設の性格、広告効果、アンケート調査などを踏まえて検討を進め、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の 3 施設を中心に具体の募集条件を検討することにしました。
- ・公平適正な賦課徴収を行い、滞納者に対する差押を強化することにより、平成 25 年 5 月末現在の自動車税の収入未済額は、前年同月と比較し 1 億 1,100 万円を縮減しました。また、高額事案の滞納整理についても、前年度から滞納事案の件数を約 15% 圧縮しました。引き続き収入未済額の縮減に取り組むとともに、納税者の利便性向上のため納税手段の拡大を図る必要があります。
- ・個人住民税特別滞納整理班の直接徴収による滞納処理額が、平成 24 年度の目標 8 億円に対し、8 億 1,900 万円と大きな成果を出しています。一方で、現在直接徴収の対象となっていない未派遣市町にも参加を働きかけ、直接徴収の取組を進める必要があります。また、個人住民税特別徴収加入促進研究会において、平成 26 年度から個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定を県内全市町と三重県が連携し開始することとなりました。
- ・「三重県債権管理適正化指針」の策定により、これまで、各部局単位や債権単位で行っていた基本的な債権管理の手続に共通する課題について、統一的な取扱いを定めることができました。一方で、指針に基づき手続を行ったとしても、一部の未収金については長期間の管理が必要なものがあることから、訴えの提起、和解の手続や債権放棄の手続について、今後検討を深めていく必要があります。
- ・平成 25 年 3 月に「みえ森と緑の県民税」条例案が可決され、平成 26 年度からの導入が決定されました。平成 26 年 4 月の導入に向け、税の周知・理解促進のため、引き続き丁寧な説明に取り組む必要があります。
- ・未利用資産の売却について、平成 24 年度の実績額は目標額 1 億円を上回りました。一方で、条件の整った売却可能資産は減少していることから、建物除却や測量等の売却条件を整備する必要があります。
- ・県庁舎等の保全業務について、事後保全から予防保全に転換することにより、施設の長寿命化を図るとともに、今後発生する施設保全コストの平準化・縮減を図るための基本的な考え方として「県庁舎等適正保全指針」を策定しました。今後は、施設の長寿命化にむけ、施設保全マニュアルの策定など具体的な取組を進める必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制するとともに、総人件費の抑制を図るなど、財政の健全化に取り組みます。
- ・平成 26 年度当初予算の編成にあたっては、要求上限額（シーリング）に一定の加算を行う重点化施策（仮称）を新たに設定するなど、よりメリハリのある予算となるよう、新しい予算編成プロセスの円滑な運用に取り組みます。
- ・ネーミングライツについては、3 施設を中心に具体の募集条件を検討し、可能なものから順次導入を進

めます。

- ・ 県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行うとともに、収入未済額の縮減を図ります。また、納税者の利便性の向上を図るため、クレジットカード納税の導入を進めます。
- ・ 引き続き、個人県民税の収入確保対策として、市町から職員と滞納案件を受け入れ、大量かつ集中的に滞納整理を進めます。また、未派遣市町が派遣を前向きに検討できるよう、特別滞納整理班の実績等を周知するとともに、市町の実態に応じた派遣の働きかけを強めます。さらに、平成 26 年度からの全市町による特別徴収義務者の一斉指定に向け、具体的準備を市町と連携して進めます。
- ・ 県税以外の未収金について、債権管理推進会議において全庁的な対策を推進するとともに、各部局において「三重県債権管理適正化指針」に基づく未収金の縮減に取り組みます。
- ・ 「みえ森と緑の県民税」について納税者の皆さんにより広くご理解いただくため、市町と連携しながら、広報や説明会の開催などに引き続き取り組むとともに、税導入のための税システム改修を行います。
- ・ 「みえ県有財産利活用方針」に基づき、インターネットオークション等の手法も活用し、未利用資産の売却を進めるとともに、公用車の広告掲載を進めるなど、計画的・効果的に財産の利活用を推進します。
- ・ 平成 27 年度の施設保全マニュアル策定に向けて日常点検の試行等を行うとともに、B I M M S（保全情報システム）を活用し翌年度以降の修繕・改修計画に反映させていきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度） 【総務部 副部長 嶋田 宜浩 059-224-2121】

- ・ 行財政改革の司令塔として、「三重県行財政改革取組」に引き続き全力で取り組みます
- ・ 不断の歳出見直しを行うとともに、多様な財源確保や個人住民税などの未収金対策により歳入の確保を図ります。また、県税以外の未収金についても、全庁的な対策を推進し未収金の縮減に取り組みます。
- ・ 真に必要な事業には的確に対応しつつも、将来世代に負担を先送りしないため、県債残高を減少させる目標の達成に向け取り組みます。
- ・ 要求上限額に一定の加算を行う重点化施策（仮称）を設定するなど、新しい予算編成プロセスに基づき、メリハリのある予算の編成に取り組みます。
- ・ 「みえ森と緑の県民税」の平成 26 年 4 月の導入に向け、関係部局とともに、市町とも連携しながら、県民の皆さんへの広報に取り組みます。

【主担当部局：出納局】

県民の皆さんとめざす姿

会計事務の担当職員一人ひとりが法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、県歳入金の収納方法が多様化し県民の皆さんの利便性が向上しています。また、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

適正かつ効率的な会計事務をめざした会計制度および公正で透明な入札・契約制度のもとで、会計事務担当職員が適正な会計事務を行うための会計支援が行われています。また、支払資金が安定的に確保された上で余剰資金が安全で有利に運用されるなど、県の公金が適正に管理されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度		判断理由	
＊	B (ある程度進んだ)		県民指標の監査意見数は、紀伊半島大水害による物品の亡失・損傷件数の増加等により目標値に至りませんでした。達成状況を勘案し、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県の会計事務 に是正・改善 を求める監査 意見数（実施 1 か所あたり）		3.1 件以下 （23 年度）	0.89	3.0 件以下 （24 年度）	2.8 件以下 （26 年度）
	3.2 件 （22 年度）	3.5 件 （23 年度）			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	監査委員が毎年度実施する定期監査結果の財務事務の執行に関し是正・改善を求める意見の総計（人件費に関する事務等への意見を除いた収入、支出誤り等に関する意見数）を監査実施箇所数で除した数値				
25 年度目標 値の考え方	24 年度実績値（監査対象：23 年度分）は紀伊半島大水害による物品の亡失・損傷件数の増加等により 24 年度目標値に至りませんでした。最終目標が達成できるよう設定しました。				

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40401 会計事務の支援（出納局）	出納局が行う会計支援の満足度		3.36	0.98	3.40	3.60
		3.28	3.30			
40402 公金の適正な管理（出納局）	資金保全率		100%	1.00	100%	100%
		100%	100%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	253	234	286		
概算人件費		433			
(配置人員)		(48 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・各所属からの会計相談への対応（相談件数 9,700 件）、本庁・地域機関を合わせて 216 の所属に対する事前検査・事後検査の実施（指導件数 469 件）、職場訪問（O J T *研修、フォローアップ）、各種研修の実施（参加者延べ 1,514 人）など各所属の出納員・会計職員を日常的にサポート
- ・物件等電子調達システムについて、公共事業電子調達システムと統合を行う方針を決定し、3 月に仕様を決定
- ・設計金額 100 万円以上の印刷物調達について、平成 24 年 4 月から最低制限価格 *制度を試行導入し 20 件を入札
- ・収支見込額の的確な把握を行い、支払資金の安定的な確保、歳計現金や基金の安全で有利な運用を実施
- ・県が発行する納付書をペイジー標準帳票 *へ統一する方針を 7 月に決定し、帳票様式作成の手引きを 12 月に作成
- ・クレジットカード収納について、平成 24 年 4 月に会計規則等を改正し、公有財産のネットオークション売却の入札保証金（平成 24 年 10 月）及びふるさと納税（平成 24 年 12 月）の収納が開始されるとともに、自動車税については平成 26 年 5 月から実施されることが決定
- ・予算編成から決算管理・決算統計まで行う財務会計システムを安定稼動
- ・市町の会計事務標準化研究会を県内 3 ブロックでそれぞれ 2 回ずつ開催し、市町に共同アウトソーシング *の意向調査を実施するとともに、納付書のペイジー標準帳票への変更を要請

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・会計事務に是正・改善を求める監査意見数は、実施 1 か所あたり 3 件を上回っていることから、今後、この件数を減少させる必要があります。
- ・高額物品の管理および活用についての行政監査が実施され、高額物品の取得や管理、活用等における再点検と適切な措置についての意見がありました。
- ・次期物件等電子調達システムの構築にあたっては、統合する公共事業電子調達システムと十分な調整が必要です。
- ・印刷物調達について、最低制限価格制度の試行導入により、印刷物の品質確保やダンピング防止に一定の効果が上がりつつあります。今後も精度を向上させ、事業者への一層の浸透を図るため、試行を継続する必要があります。
- ・公金の管理について、資金保全率 100%を確保し、歳計現金で 0.104%、基金で 0.199%の運用利回りを確保しました。
- ・財務会計システムで発行する納付書を、システム更新時にペイジー標準帳票に変更する必要があります。
- ・収納方法の多様化については導入コスト等が課題であり、今後さらに、費用対効果の観点を含め検討が必要です。
- ・財務会計システムはシステム更新に向け、詳細な検討を行う必要があります。

- ・市町の財務会計システムの共同アウトソーシングについて、意向調査の結果を踏まえ、今後も市町への情報提供や助言、市町間の調整等の支援を行っていく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・会計事務に関する事前検査・事後検査および各種研修を引き続き実施します。また、各所属に応じた O J T 研修、フォローアップを重点化するなど、よりきめ細かい会計支援を通じて各所属の出納員・会計職員の能力向上に取り組めます。
- ・物品の適切な保守管理と有効活用のため、「物品利活用方針（仮称）」を、各部局と連携し、年度内に策定します。また、実施可能なものから順次取り組んでいきます。
- ・電子調達システムについて、公共事業部分の平成 26 年 4 月の運用開始に向けて、システムの共通基盤と公共事業部分を構築します。また、物件等部分は、平成 27 年 3 月からの運用開始に向けた取組を行います。
- ・印刷物調達の最低制限価格制度について、平成 25 年度も引き続き試行を継続し、検証します。
- ・資金の安定的な確保と安全で有利な運用を引き続き行います。
- ・財務会計システム更新の基本設計にあわせ、納付書のペイジー標準帳票への変更に取り組めます。また、母子寡婦福祉資金貸付金システムなど、他のシステムで発行する納付書についても同帳票への変更に関係部局と連携して取り組めます。
- ・収納方法の多様化について、関係部局と連携して取り組んでいきます。
- ・財務会計システムの安定稼働を行うとともに、平成 27 年 3 月からの運用開始に向けたシステム更新の基本設計等を実施します。
- ・市町の納付書様式の変更と共同アウトソーシングの研究について、引き続き会計事務標準化研究会を通じて取り組めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【出納局 副局長兼出納総務課長 奥野元洋 電話：059-224-2771】

- ・平成 24 年度行政監査による高額物品の取得や管理、活用等における再点検と適切な措置についての意見を踏まえ、高額物品だけにとどまらず物品全般を対象とした「物品利活用方針（仮称）」を、各部局と連携し、年度内に策定します。また、実施可能なものから順次取り組んでいきます。
- ・会計事務の研修は、初任者向けの研修を年度当初に集中的に実施するとともに、新たに決算担当者向けの研修を実施します。また、各所属からの要請や所属ごとの会計事務処理体制に応じた訪問計画を立て、よりきめ細かで重点的な方法で O J T 研修を実施するとともに、本県や他団体の過去の事例等をもとに会計事務コンプライアンス研修を実施します。
- ・財務会計システム更新のための基本設計等にあたって、経費の節減とセキュリティの確保に努めるとともに、あわせてペイジー標準帳票への変更のための詳細な検討に取り組めます。

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿

県と市町の対等・協力の関係づくりや一層の連携強化により、市町では、地域や市町の抱える課題の解決に向けた取組や効率的・効果的な行財政運営が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

分権型社会の実現に向けてこれまで積み重ねてきた取組に加え、市町との連携を強化し、市町の実情に応じた支援をより一層進めることで、市町では、従来にも増して、行政事務の的確な処理、安定的な財政運営が行われています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともに目標値を達成していることから「進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
市町への権限 移 譲 事 務 数 (累計)		470 事務	1.00	481 事務	485 事務
	465 事務	475 事務			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	年度末までに権限移譲が確定した 1 市町あたりの平均権限移譲事務数				
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度の権限移譲事務数（475）を基に、平成 25 年度は6 事務を移譲するものとして設 定しました。				

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40501 地方分権の推進 (地域連携部)	県と市町による全県的な課題の解決に向けた取組数（累計）		3 取組	1.00	4 取組	6 取組
		2 取組	3 取組			
40502 市町行財政運営 の支援（地域連携部）	財政健全化計画策定団体数		0 市町	1.00	0 市町	0 市町
		0 市町	0 市町			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,360	2,220	2,102		
概算人件費		460			
(配置人員)		(51 人)			

平成 24 年度 of 取組概要

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(全県会議)を適切に運営(総会 1 回、調整会議 2 回、検討会議を 1 つ設置)し、全県的な課題の解決に向けて協議・検討
- ・第 2 次一括法*に基づく法定権限移譲の円滑な実施に向けて取り組むとともに、「三重県権限移譲推進方針」に規定したパッケージ事務を中心に県条例による権限移譲を推進(6 パッケージで移譲協議が成立)
- ・市町における住民自治の取組を支援する地方分権推進アドバイザーを 2 回派遣
- ・合併市町に対し、合併市町の新しいまちづくりを支援する市町村合併支援交付金を 16 市町に交付
- ・市町の自主的・自立的な行財政運営に関する適切な助言や情報提供等を実施

平成 24 年度 of 成果と残された課題(評価結果)

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」での協議を通じて、市町との連携を一層強化することができました。今後、協議会の検討会議に位置付ける会議について、明確にしていく必要があります。
- ・県から市町への権限移譲については、第 2 次一括法に基づく法定権限移譲の円滑な実施や、「三重県権限移譲推進方針」に基づく県条例による権限移譲の推進に取り組んだことにより、住民の利便性や市町の自主性・自立性が高まりました。今後、法定権限移譲された市町に対するフォローアップが重要になるとともに、「三重県権限移譲推進方針」に基づく条例による権限移譲については、パッケージ事務の移譲に対する特別な財政支援が終了することから、権限移譲が鈍化する可能性があります。
- ・地方分権推進アドバイザーの派遣等により県内の一部地域では身近なまちづくりが進みつつありますが、同派遣制度を活用する市町が少なくなっています。
- ・合併市町における市町村建設計画の推進、均衡ある発展、地域間の連携強化等に大きく寄与しました。本県の 16 合併市町(平成 15～17 年度に合併)においては、合併後概ね 10 年が経過することから、今後、合併の特例措置(国・県による財政支援等)が順次終了していくため、特例措置終了後の合併市町の財政運営等に注視していく必要があります。
- ・実質赤字等の発生による財政健全化計画の策定団体となった市町はなく、安定した行財政運営が行われましたが、社会保障費や公債費等の経常支出の高い水準が今後も見込まれることから、市町の行財政運営の厳しさが続くことが懸念されています。

平成 25 年度 of 改善のポイントと取組方向

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」については、市町との連携を一層強化するとともに、有意義で効果的な意見交換の場となるよう、より適切な運営に努めます。
- ・市町における第 2 次一括法に基づく権限移譲事務の実施状況について把握し、状況に応じた支援を行うとともに、「三重県権限移譲推進方針」で規定したパッケージの見直しを行うなど、市町の意向を尊重しながら、県から市町への権限移譲を進めていきます。

- ・市町の地域内分権の取組を更に促進させるため、地方分権推進アドバイザー制度の今までの活用事例や成果等を取りまとめて市町に紹介するなど、同制度の周知を図ります。
- ・合併市町との意見交換等を通じて、合併市町の行財政運営の状況や課題の把握に努めるとともに、課題解決に向けた合併市町の取組に対して、必要な助言等を行います。
- ・市町が自主的・自立的な行財政運営を図ることができるよう、市町の実情に応じた適切な助言や情報提供等に努めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度） 【地域連携部 次長 紀平 勉 電話：059-224-2420】

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」については、総会や調整会議などのさまざまな機会を通じて、市町とのさらなる連携の強化を図っていきます。
- ・市町への権限移譲については、住民の利便性の向上や市町の自主性・自立性を高めるために有効な手段であるため、引き続き、一層の推進に取り組めます。

【主担当部局：戦略企画部】

県民の皆さんとめざす姿

県政に対する理解と関心が深まるとともに、より効果的な県政運営が実施できるよう、県政情報が適切に発信されています。

また、県政の質を高め、参画がより一層進むよう、県政に対する意見・提言等が適切に把握されています。

これらにより、県民等の個人情報適正に管理されている中、県民の皆さん、企業、市町、県などの間で、必要な情報の共有が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんへの一方的なお知らせにとどまらず、多様な媒体を活用した情報発信を行うなど、県民の皆さんが必要とする県政情報が容易に入手できるような広報活動を展開するとともに、県民の皆さんの声を幅広く受信する広聴機能がより一層充実しています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	「県民指標」は目標を達成することができました。「活動指標」は全ての指標で平成 24 年度目標値に達しませんでした。また、「三重県広聴広報基本方針」の策定や「県政だより みえ」の紙面等の見直しなど、広聴広報の充実に向けた取組を進めることができ、ある程度進んだと判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
得たいと思う 県情報が得ら れている県民 の割合		55.5%	1.00	58.0%	60.0%
	54.2%	57.8%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	e-モニターを活用した調査で、得たいと思う県政情報が「十分入手できている」「概ね入手できている」と感じている県民の割合				
25 年度目標 値の考え方	平成 27 年度の到達目標である「60.0%」の達成に向けて、年度ごとの段階的な達成目標として「58.0%」を設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40601 効果的な広聴広 報機能の推進（戦略企画 部）	県のホームページ（ト ップページ）へのアク セス件数		172 万件	0.83	174 万件	178 万件
		161 万件	143 万件			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40602 統計情報の効果的な発信と活用の促進（戦略企画部）	統計情報利用件数（みえ DataBox アクセス件数）		860,000 件	0.90	870,000 件	890,000 件
		851,640 件	771,789 件			
40603 行政情報の積極的な公開と個人情報の適正な保護（戦略企画部）	公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度		80.0%	0.44	80.0%	80.0%
		76.9%	34.8%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	543	512	643		
概算人件費		586			
（配置人員）		（65 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・「県政だより みえ」（毎月 1 回、727,000 部発行）」や「テレビ」（毎週金曜日、年 48 回放映）「ラジオ」「ホームページ」などの広報媒体を活用し、県の政策や事業等の県政情報を発信
- ・知事が行う記者会見（定例会見 23 回）をはじめ、報道機関に積極的に県政情報を提供し、記事やニュースに取り上げてもらうパブリシティ活動を実施
- ・県民の皆さんの意見や提案を県政運営に生かしていくため、「県民の声相談」や「I T 広聴事業（e-モニター）」アンケート（14 回）を実施
- ・現場を重視した県政を展開するため、職員による「みえ出前トーク」（247 回開催、10,774 人参加）や知事が現場に赴く「みえの現場・すごいやんかトーク」（33 回開催、316 人参加）を実施
- ・情報発信の好機を迎える平成 25 年度を前に、県の広聴広報活動に関する基本的な考え方を明確にするとともに、その実践に繋げていくことを目標に「三重県広聴広報基本方針」を策定
- ・「三重県広聴広報基本方針」に即した広聴広報の実践ツールとして「広聴広報ハンドブック」を作成し、広聴広報マネジメント研修として、「広聴広報ハンドブック」の説明会を実施
- ・就業構造基本調査等の周期調査、工業統計調査、学校基本調査等の毎年調査、労働力調査等の経常調査、人口推計調査等の毎月調査に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計、推計を実施
- ・平成 23 年度三重県経済計算（速報）をはじめとした主要経済指標等の最新の統計情報をインターネット（「みえ DataBox」）や刊行物で提供するとともに、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」「三重県勢要覧」を作成、刊行
- ・情報公開事務に関する研修（22 回、668 人受講）及び個人情報保護に関する研修（23 回、1,145 人受講）を開催するとともに、「情報公開の手引」と「個人情報保護ハンドブック」を改訂し、情報公開・個人情報保護制度の的確な運用のための支援を実施
- ・情報公開事務の不適正な対応事案や個人情報流出事案があったことから、情報公開・個人情報保護制度推進要綱を改正し、制度の強化を図るとともに、情報公開・個人情報保護制度推進員研修（12 回、538 人受講）を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・「県政だより みえ」をはじめ、「新聞」「テレビ・ラジオ」「ホームページ」などさまざまな広報媒体を用いて県政情報の発信を行いました。今後も、情報通信技術の進展等に伴い情報入手手段が多様化する中で、県民が利用しやすい広報媒体を活用して情報発信に努める必要があります。
- ・「みえの現場・すごいやんかトーク」については、前年度より 16 回多く 33 回開催し 316 人の県民の皆さんと意見交換ができました。今後も「県民の声」を幅広く受信し、県政に生かせるよう取り組んでいく必要があります。
- ・「三重県広聴広報基本方針」を各所属へ周知するとともに、「広聴広報ハンドブック」を活用し、職員による広聴広報活動の実効性を高める取組を進めていく必要があります。
- ・就業構造基本調査、平成 23 年度三重県経済計算（速報）のほか各種統計調査に取り組み、円滑かつ正確なデータ収集、精査、集計、推計を行いました。今後、調査結果を積極的に公表していく必要があります。
- ・主要経済指標等の最新の統計データを「みえ DataBox」や刊行物で迅速に提供するとともに、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」「三重県勢要覧」も作成、刊行しました。今後とも、県民の皆さんに活用していただけるよう取り組んでいく必要があります。
- ・年々、プライバシー意識の高まりや生活様式の変化など、統計調査環境は厳しさを増しており、統計関係者の士気を高揚していく必要があります。
- ・情報公開事務の不適正な対応事案や個人情報流出事案があったことから、職員の制度に対する一層の意識の向上・醸成を図り、制度を的確に運用していく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・県政運営に係る情報や課題等をわかりやすく提供し、より効果的に事業を実施するため「県政だより みえ」「新聞」「ラジオ・テレビ」「インターネット」などさまざまな媒体の特性を生かしながら、戦略的、計画的に、かつ興味・関心を持ってもらえるように発信していきます。
- ・「県政だより みえ」については、県民ニーズに応じた適時適切な情報発信を行うことができるよう、インターネットのさらなる活用や、これまでの紙媒体に加え、テレビのデータ放送による情報提供の実施に向けた調整に取り組んでいきます。
- ・県民の皆さんの意見や提案を県政運営に生かしていくため、「県民の声相談」や知事や職員と県民の皆さんとのトーク事業など、さまざまな手法を活用した広聴活動を展開していきます。
- ・「三重県広聴広報基本方針」に即した広聴広報活動の実践ツールである「広聴広報ハンドブック」に基づいて、全職員が広聴広報パーソンとしての意識を持ち、具体的な目標設定を行うことで職員の取組を促進したり、広聴広報の優良事例を共有したりするなど広聴広報の実効性を高める取組を全庁的に展開していきます。
- ・住宅・土地統計調査等の周期調査、工業統計調査等の毎年調査、労働力調査等の経常調査、人口推計調査等の毎月調査に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計、推計を行い、その結果をホームページや刊行物で提供していきます。
- ・最新の統計情報を分析・加工し、インターネット（「みえ Data Box」）による公表やわかりやすい分析シリーズ「統計でみる三重のすがた」「三重県統計書」「三重県勢要覧」等の刊行を通じて、県民生活や企業活動、市町等で利活用していただけるよう積極的かつわかりやすく提供していきます。
- ・統計グラフ三重県コンクールにより、小学生以上の幅広い世代に、統計グラフで楽しみながら学ぶ機会を設けていきます。県民の皆さんが統計を身近なものと感じることで、統計調査への協力と統計情報の利活用の推進を図ります。

- ・ 県内の統計関係者の功績を表彰し、日頃の労苦を労い、士気を高揚することによって、統計調査の円滑な実施を図ります。
- ・ 情報公開・個人情報保護制度推進員研修等の職員研修を充実させ、職員の一層の意識の向上・醸成を図り、制度を的確に運用していきます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【戦略企画部 副部長 後藤 友宏 電話:059-224-2009】

- ・ 平成 25 年度を、三重の魅力を大きく発信していく絶好の機会としてとらえ、「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」をはじめとした県の事業や県政情報を、さまざまな広報手段をフルに活用し積極的に県内外へ発信します。
- ・ 県政だよりの新たな情報発信については、県民の皆さんをはじめ、市町、自治会等の関係者の理解が得られるよう、十分な周知や準備に取り組んでいきます。
- ・ 県民の声相談や知事や職員と県民の皆さんとのトーク事業など、さまざまな広聴ツールを活用して県民の声を幅広く収集し、県民の意見やニーズを県政に反映するよう努めます。
- ・ 県民の皆さんが統計を身近と感じることで、統計調査への協力と統計情報の利活用が進められるよう、統計情報の迅速かつ積極的な提供を行うとともに、統計の啓発に努めます。
- ・ 情報公開・個人情報保護制度研修を充実させ、職員の一層の意識の向上・醸成を図り、制度を的確に運用していきます。

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、いつでも、どこでも、安全で安心な I T を利活用して、さまざまな行政サービスを受けられるなど、県民生活の利便性が向上するとともに、自主的な情報発信・情報交流によって、人と人、人と地域の連携が強まり、各地域が活性化しています。

平成 27 年度末での到達目標

時代に応じた情報通信環境が整備されるとともに、県政のさまざまな分野で情報システムが効率的・安定的に運用されることで、県行政運営の効率化が図られ、県民の皆さんへの行政サービスや行政情報の提供が効果的に進んでいます。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標で掲げる項目について、24 年度の目標値を達成しており、I T の利活用が進んだと判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行政手続等の オンライン利用 率		55.0%	1.00	56.0%	58.0%
	52.9% (22 年度)	58.5%			
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	国の定める「利用促進対象 21 手続」における、手続総件数に占めるオンライン利用率				
25 年度目標 値の考え方	対象手続が変わらないなかで普及を図っていくことから、平成 22 年度実績を基に毎年 1 ポイントの利用増を目標として設定しました。				

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40701 I T を利活用した行政サービスの提供 (地域連携部)	電子申請・届出システム利活用件数		170,000 件	1.00	179,000 件	184,000 件
		165,843 件	176,272 件			
40702 情報ネットワークおよび行政情報システムの整備と適正な運用 (地域連携部)	県情報ネットワーク停止時間		34 分	1.00	30 分	24 分
		36 分	14 分			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40703 地域情報化の推進（地域連携部）	携帯電話不通話地域整備数（累計）		68 基	1.00	71 基	71 基
		67 基	70 基			
40704 最適な I T 活用を実現するための仕組みの確立（地域連携部）	新たな手法（システム評価 * 等）による支援を実施した大規模システム数（累計）		7 件	1.00	14 件	28 件
		—	9 件			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	996	979	876		
概算人件費		216			
（配置人員）		（24 人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 県民の皆さんへ行政情報・行政サービスを提供するため、電子申請・届出システム、地理情報システムを運用
- ・ 庁内の情報化を推進するため、電子自治体推進用パソコンの更新、総合文書管理システム等情報システムを運用するとともに基盤となる県情報ネットワークの管理運営を実施
- ・ 共有デジタル地図について市町と協働で更新作業を実施
- ・ 市町とともに市町の自治体クラウド*導入に向けた検討を実施
- ・ 携帯電話の不通話地域を抱える市町と連携して携帯電話事業者に対する要望活動を実施
- ・ C I O 補佐業務*を外部専門事業者に委託し、予算要求前および契約前の審査や必要な支援に加えて情報システム評価制度の運用を開始
- ・ 三重県電子情報安全対策基準（セキュリティポリシー）に関して、職員研修を実施
- ・ システムの安全な運用のため脆弱性診断、ウィルスチェック等を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 電子申請・届出システム、地理情報システムにおいて多くの利用がありましたが、さらなる県民サービスの向上を目指して利用拡大に努める必要があります。
- ・ 県情報ネットワークは、長時間停止の発生もなく安定した運用を確保することができましたが、引き続き安定運用、迅速な障害対応を行っていく必要があります。
- ・ 総合文書管理システム等情報システムの安定的な運用ができましたが、より適正に文書管理を行うためにも総合文書管理システムの電子決裁利用率を高める必要があります。
- ・ 市町の自治体クラウド共同調達に向けて、市町と共に共同調達の効果、仕様や費用について検討しましたが、参加の可否については市町自らが、その効果や、住民サービスへの影響などを総合的に判断し決定する必要があります。
- ・ 移動通信用鉄塔 3 カ所の整備により、携帯電話不通話地域が一部解消されましたが、携帯電話事業者の採算性の問題から、携帯電話用施設の整備が難しい状況となっています。
- ・ C I O 補佐業務による外部専門家の支援により、情報システム評価制度の導入など、I T 投資プロ

セス全体を見通した制度（P D C A サイクル）の構築やセキュリティ対策、人材育成を進めることができましたが、今後とも全庁的な I T 投資管理体制を確立していくとともに、継続的な改善が必要です。

- ・年々巧妙化・多様化する情報セキュリティ上の脅威に対し、常に最新の動向を把握し、対応する技術や知識の習得に努めるほか、大規模自然災害の発生に備えて、データのバックアップの取得や遠隔地保管等を進めていく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・電子申請・届出システムや地理情報システムは、時間や場所に制約されない県民向けサービスとして必要であり、引き続きより使いやすく、わかりやすく提供するとともに利用促進に取り組みます。
- ・県情報ネットワークの適切な監視、点検を継続的にを行い、安定運用に努めます。
- ・総合文書管理システム等情報システムの安定運用に努めるとともに総合文書管理システムの電子決裁利用を促進するため、文書主任者や一般職員に研修を実施します。
- ・市町の自治体クラウド共同調達の検討について、市町と共に継続して取り組んでいきます。
- ・携帯電話は通信インフラとして生活に欠かせないものとなっているため、引き続き、市町の意向を十分ふまえ、市町と一体となって携帯電話事業者に要望活動を行うなど、移動通信用鉄塔整備に向けて粘り強く働きかけていきます。
- ・コスト削減や調達の適正化等を図るため、引き続き、情報システム審査委員会において予算要求前審査、契約前審査を実施します。また、25 年度から、中小システムに対してもシステム評価を実施していきます。
- ・職員のセキュリティマインド向上のため、引き続き計画的な研修等を実施します。また、セキュリティリスクの増大に対する対策を講じるため、ウィルスチェックや脆弱性診断の実施のほか、データのバックアップの取得や遠隔地保管の促進に努めるとともに、その必要性について普及啓発を行っていきます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【地域連携部 副部長 鈴木 伸幸 電話：059-224-2202】

- ・さらなる県民サービスの向上を目指して電子申請・届出システム等情報システムをより使いやすく、わかりやすく提供していきます。
- ・引き続き県情報ネットワーク、情報システムの安定運用に努めます。
- ・市町の情報化の推進について市町の自治体クラウド共同調達の検討を進めるとともに、社会保障・税番号制度の導入も視野に入れた支援を行っていきます。
- ・携帯電話不通話地域解消に向け、引き続き、市町と一体となって取り組んでいきます。
- ・I T 投資管理体制を確立し、さらなるコスト削減や調達の適正化等を図ります。
- ・引き続き情報セキュリティ対策を推進し、セキュリティレベルの向上に努めます。

【主担当部局：県土整備部】

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	公共事業評価システム＊を適切に運用するとともに、企業における地域・社会貢献への取組が進むなど、全ての目標値は達成したものの、港湾改修工事に関する不適正な事務により、公共事業への信頼を損なうこととなったことから「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
公共事業への 信頼度		95.0%	1.00	95.5%	96.3%
	94.6%	97.3%			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式＊の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値
25 年度目標 値の考え方	これまでの実績と今後の審査・取組の見通しを勘案し、「県の活動指標」である「公共事業再評価・事後評価達成度」と「受注者の地域・社会貢献度」の平成 25 年度の平均値を 95.5%として目標に設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40801 公共事業の適正な執行・管理(県土整備部)	公共事業再評価・事後評価達成度		97.2%	1.00	97.3%	97.5%
		97.1%	97.2%			
40802 公共事業を推進するための体制づくり(県土整備部)	受注者の地域・社会貢献度		92.8%	1.00	93.6%	95.0%
		92.1%	97.3%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	5,333	3,130	4,671		
概算人件費		1,614			
(配置人員)		(179 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を向上させるため、公共事業評価システムにより対象箇所の事前評価、再評価及び事後評価を実施
- ・ C A L S / E C* (公共事業支援統合情報システム) について、事務の効率化、事業情報の県民への提供や有効活用のためシステムの運用管理、更新を行うとともに、システムを利用しやすい環境をつくるため利用者の受講ニーズに即した研修を実施
- ・ 災害時の緊急対応や地域雇用の確保等のため、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成をめざして、「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施
- ・ 総合評価方式の適正な運用による客観性・公正性の確保と制度の見直しを実施
- ・ 港湾改修工事に関する不適正な事務をふまえ、再発防止のため公共工事の各段階における部内協議や意思決定の明確化、審査の徹底、手続きの厳格化や、事故繰越手続における外部有識者によるチェックを受ける仕組みの構築などを実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 公共事業評価システムの適切な運用を行ったことにより、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保することができました。事前評価については、事業の費用対効果を中心とした評価を見直す必要があります。
- ・ C A L S / E C により、事業情報の県民への提供や有効活用を進めることができました。今後は、システムの運用経費等の縮減を図る必要があります。
- ・ 総合評価方式において、若手技術者育成の観点で評価を行うことや、企業の技術力向上に関する取組を、より直接的に評価するなどの改定を行いました。また、経営多角化を支援する経営相談会を実施しました。引き続き、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成を進めるため、「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することが必要です。
- ・ 総合評価方式の入札手続きを適正に行い客観性・公正性を確保しました。総合評価方式における事務手続きの簡素化や、審査、評価の公正性・透明性向上の視点で、評価項目、評価基準の見直しについて検討することが必要です。
- ・ 公共事業の適切な執行を図るため、職員のコンプライアンス意識の向上はもとより、公共工事の各段階において、どのような手順を経て意思決定を行うべきかを明確にし、組織の中で徹底するとともに、その執行を適正に行うことが必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 事前評価については、事業の費用対効果を中心とした現在の評価手法の見直しに取り組みます。
- ・ 現行の公共事業電子調達システムと物件等電子調達システムの 2 つのシステムを統合することにより、システム利用者の利便性向上と開発・運用経費のコスト縮減を図ります。
- ・ 「三重県建設産業活性化プラン」に基づき、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成に向けた取組を、着実に推進します。

- ・ 地域・社会に貢献し、技術力を持った企業が受注できるように、引き続き総合評価方式の見直しに取り組めます。
- ・ 港湾改修工事に関する不適正事務をふまえ、今後、同様の事案を二度と起こさないよう、組織を挙げて、職員のコンプライアンス意識、危機意識の向上を図り、公共工事の各段階における部内協議、意思決定の明確化、審査の徹底、手続きの厳格化や、事故繰越の手續における外部有識者によるチェックの実施などの「再発防止策」に着実に取り組めます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【県土整備部 副部長 水谷 優兆 電話:059-224-2651】

- ・ 事前評価について、事業の費用対効果だけでなく、多面的な評価システムとなるように見直しに取り組めます。
- ・ 「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することにより、災害時の緊急対応や地域雇用の確保等のため、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成に取り組めます。
- ・ 総合評価方式については、国土交通省や他県の取組状況にも注視し、受注者側・発注者側の意見や学識経験者等からの意見を参考にして、25 年度下半期に見直し案の試行を実施します。
- ・ 港湾改修工事に関する不適正な事務をふまえた「再発防止策」に基づき、6 月末未契約、10 月末未完成である繰越工事を重点管理工事とし、進行管理などを徹底します。

(参 考)

用 語 説 明

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

- 第1章 : 第1章に掲載されています。
 三桁の数字 : 第2章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。
 緊急○、協創○ : 第3章の該当する番号の選択・集中プログラムの取組に掲載されています。
 行政運営○ : 第4章の該当する番号の行政運営の取組に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ABC(アルファベット)		
ASEAN	東南アジア諸国連合の略称。東南アジア10カ国の経済・社会・文化などの地域協力機構であり、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアが加盟する。約6億人の人口規模を持つASEANは、目覚ましい経済成長を続けており、市場として大きな魅力を有する。なお、「ASEAN6」とは、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ベトナムの6カ国をさす。	第1章
BOD	Biochemical Oxygen Demand、生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量。	154
CALS/EC	公共事業の調査、計画、設計、積算、入札、施工および維持管理等の各段階で発生する各種情報を電子化し、インターネット等のネットワークを利用して、受発注者等の関係者間あるいは各事業段階において効率的に情報の交換・共有・連携をする公共事業支援統合情報システム。	行政運営8
CIO補佐業務	県のITに係る統括責任者(CIO＝Chief Information Officer:情報統括責任者)を補佐し、専門的見地から全庁のIT効率化および効果的な利活用に関する提案・助言等を行う業務。	行政運営7
COD	Chemical Oxygen Demand、化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を化学薬品(酸化剤)によって分解させたときに消費される酸素の量。	154
DMAT	(Disaster Medical Assistance Team、ディーマット)災害急性期(おおむね発災後48時間以内)に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた医師、看護師等で構成する災害派遣医療チーム。	111 緊急1
GAP	Good Agricultural Practiceの略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。	113
HACCP(ハサップ)手法	(Hazard Analysis and Critical Control Point)製造工程の各段階で発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント(加熱工程等)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。	113
HUG	H(hinanzyo避難所)、U(unei運営)、G(gameゲーム)の頭文字を取ったもので、避難者の年齢や性別、それぞれが抱える事情等が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、様々な出来事にどう対応できるかを擬似体験するゲーム。	111
JSLカリキュラム	外国人児童生徒が、一定期間、初期の日本語指導を終えた後、日本語指導と並行して教科指導を実施するためのカリキュラム。学習項目を固定した順序で配置したものではなく、児童生徒一人ひとりの実態に応じたカリキュラムづくりのツールとして開発されている。	213
Library of the Year(ライブラリー・オブ・ザ・イヤー)	これからの日本の公共図書館のあり方を示唆する、先進的な活動を行っている機関に対して、NPO法人知的資源イニシアティブ(IRI)が毎年授与する賞。	262
MIES(ミエス)	児童虐待の可能性のある子どもを早期に発見し見守ることを目的に開発された、むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせた要保護児童スクリーニング指数のこと。(MIES:Maltreatment Index for Elementary Schoolchildren)	第1章 123
MMC卒後臨床研修センター	県内の医療に関わる人材の確保、育成および地域医療の充実に向け、研修医や指導医、臨床研修病院等を対象に、臨床研修を円滑に実施するための事業を実施する、県内の関係医療機関が共同して設立したNPO法人。	121

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
Myまっぷラン	川口淳三重大学大学院工学研究科准教授が提唱する住民一人ひとりが津波避難計画を作成するための手法で、自ら津波避難を考えるツール(道具)になり、家族などで津波避難に関する話し合いをするきっかけになるとともに、津波避難に関する地域の課題を明らかにし、住民の間での共有に活用できる意義がある。	第1章 緊急1
NOx・PM法	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。自動車排出ガスの窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止するため定められた。県内では四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町が対策地域。	154
OJT	on the job trainingの略。 仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる指導手法。	行政運営2 行政運営4
PM2.5(微小粒子状物質)	大気中に浮遊している2.5 μ m(1 μ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子。PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。	154
RDF	ごみ固形燃料。ごみを固めた暖房や発電の燃料。ごみを選別、粉碎した後に乾燥させ、圧力を加えて固めたもの。発熱量は石炭に近く、1kgあたり約4,000～5,000kcalである。	152 325
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしている。	341 343
TAC(漁獲可能量)	マアジ、マイワシ、サバ類など魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を進めるための制度。	314
TEU	(Twenty-Foot Equivalent Unit):コンテナ船の積載能力を示す単位で、1TEUは20フィートコンテナ1個分を示す。	351
TPP	Trans-Pacific Partnershipの略。アジア太平洋での自由貿易圏の構築をめざすための協定で、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、オーストラリア、ペルー、アメリカ、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計11か国(平成25年5月時点)での協定交渉が行われている。	第1章 312
あ行		
アウトソーシング	業務や機能の一部または全部を、外部の企業などに委託すること。業務の効率化やスケールメリットにより、コストダウンが期待される。	行政運営4
アウトリーチ	英語で「手を伸ばすこと」を意味し、生涯学習の観点では、学校や公民館、福祉施設等で出張講座や移動展示などを行うこと。	261 262
アウトリーチ（訪問支援）	入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。	142
アカモク	ワカメやモズクなどと同じ褐藻類で、フコイダンなど、多くの機能性成分を含んでおり、東北地方では重要な食用海藻であるが、三重県では食べられていなかった。最大7m程度まで成長する。	311 緊急7
アドバイザーボード	「みえ産業振興戦略」の具現化やその時々国際情勢や国内雇用経済情勢を踏まえた戦略の新しい方向性を模索していくため、有識者により構成された委員会。	第1章 321 343 緊急8
アマモ	海産植物のうち「海草」に区分され、陸上植物と同様に根・茎・葉を有し花を咲かせる植物の1種。波当たりが穏やかな砂泥底に繁殖する。アマモの群落は、魚類の産卵や稚魚の生息場となることから「海のゆりかご」とも言われる。	314
伊勢まだい	「海藻」、「かんきつ」、「茶葉」の粉末を添加した飼料で一定期間飼育された、鮮度保持力が高く、臭みや脂分が少なく美味しい三重県オリジナルの養	314
一番摘み黒ノリ	養殖開始後、初期に摘み取った新芽で生産された、柔らかく旨みがあり美味しい三重県独自の黒ノリの等級。	314
いなかビジネス	中山間地域において、地域の農林水産物をはじめ自然、文化等の豊かな地域資源を生かして取り組まれる、地域の活性化はもとより、就業機会の創出等にもつながる経済活動のこと。	254 緊急7

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
オープンイノベーション	新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること。一例として、産学官連携プロジェクトや異業種交流プロジェクト、大企業とベンチャー企業による共同研究などが挙げられる。	325 協創3
オンリーワン型の企業	その企業でしか提供していない技術や商品、サービスを持っている企業のこと。	322
か行		
海底耕耘	海底面を、トラクターによる耕耘や鋼製の大型漁具を引き回すなどして攪拌すること。海底面の軟化、栄養塩の溶出などの底質改善の効果事例がある。	314
貝毒検査	春季～夏季にかけて、餌としてプランクトンを食べる沿岸域に生息する二枚貝類の麻痺性及び下痢性貝毒の蓄積状況について調べる検査。	113 314
学校支援地域本部	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てることを目的として、学校支援地域本部を設置し、学校支援ボランティアが学校の教育活動を支援する事業。	222
家庭的養護推進計画	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、平成27～41年度を計画期間として、児童養護施設等の大規模施設の解消や養育単位の小規模化等を家庭的養護を進めていくための計画。	233 緊急5
川下企業	川下企業とは、最終製品を製造・販売する産業を総称している。反対に川上企業とは、川下企業に対して加工サービスや部品の供給等を行う産業を総称している。	第1章 321 322 緊急8
環境基準	環境基本法(1993)の第16条に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。	154
基幹食肉処理施設	県内の主要と畜場である四日市市食肉センターおよび松阪食肉公社食肉流通センターのこと。	312
企業の森	企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。	313
キッズISO14000プログラム	特定非営利活動法人国際芸術技術協力機構が開発し、文部科学省、環境省、経済産業省、日本ユネスコ国内委員会、国連大学、国際環境計画等の後援を受け、日本国内及び世界各国で実施されている子ども向け環境教育プログラム。	151
技能検定制度	特別支援学校において、例えば清掃作業に係る基本的な道具の操作方法など、仕事に関する技能について、その獲得状況を確認するための検定制度。	223
機能保全計画	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るために実施する漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の結果に基づく計画。	314
揮発性有機化合物	トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤(シンナー等)などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。	154
共同受注窓口	授産施設等の福祉就労事業所で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	第1章 142
教材「三重の文化」	子どもたちが、「郷土三重」の自然・地理、歴史、産業、文化・芸術について興味・関心を持ち、自ら課題を見つけ、主体的に郷土についての学習を進めるための教材。	222
漁業取締船	法令違反の有無を調査し、違反する事実を摘発して、違反の防止に貢献するとともに、密漁などを防止・摘発し水産資源を保護することを目的に配置される取締船。 三重県では3隻の取締船と2隻の付属艇が配置されている。	314
魚礁	コンクリートや岩などによって海底に形成された隆起部で、魚類などの水産生物が集まって、漁場を形成している箇所。	314
魚道整備	川にダムや堰などの障害物が設置された場合、魚の遡上が妨げられるため、魚が遡上もしくは降下できるように人工的に設けられた水路。	314

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
緊急輸送道路	大規模災害において、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への物資の供給等に必要、人員及び物資等の輸送を行うため、各地の防災拠点や避難地を連絡する道路。	第1章 111 351 緊急1
クラウド	クラウドコンピューティングの略語。コンピュータのハードウェア、ソフトウェアなどの機能をネットワーク（雲：クラウド）を介して利用する形態のこと。	行政運営7
グリーン・ツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人びととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動。	254 緊急7
クリーンエネルギーバレー構想	今後の成長分野である「環境・エネルギー関連分野」における新技術・新製品の開発をめざす県内企業のネットワークづくりの支援をベースにして、研究開発の促進、事業化促進、販路・市場拡大、ひとづくり、設備投資および立地の促進等の取組を連携させて、環境・エネルギー関連産業の集積・振興を図ることをねらいとした構想。平成25年3月に「みえグリーンイノベーション構想」に名称変更。	321
グローバル	グローバルとローカルを掛け合わせた言葉。世界規模の視野で考え、地域の視点で（根づいて）活動する概念。	323
係留施設	船を留めて漁獲物の陸揚げや漁業生産用資材の積み下ろし等の作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保等を行うために、築造された施設。	314
県1漁協	県内の全ての沿海漁業協同組合が合併して1つにまとまった漁協のこと。	314
研究コンソーシアム	特定の研究テーマのもとに大学、研究機関やさまざまな企業などが集まり、協力しあって効果的、効率的な研究開発を展開する共同研究体のこと。	311 緊急7
減災ガイドライン	台風・津波等自然災害の発生時に想定される県内の魚類養殖施設の被害を減災するために、養殖施設の改良案を取りまとめたガイドライン。	314
コアな三重ファン	三重の持つさまざまな魅力や価値（県産品、観光地、ものづくりの技術など）を理解し、自ら利活用している人。また、魅力等を他の者に薦めたいと思っている人。	341
光化学スモッグ	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等（光化学オキシダント：オゾンやアルデヒドなど）が空气中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。	154
光化学スモッグ予報	予報発令地域内では、県民は健康被害の予防のため、屋外の激しい運動をさけ、また、協力工場は注意報発令に向けた燃料削減の準備等の体制をとることが求められる。	154
高規格幹線道路	国土を縦貫あるいは横断して、主要都市間を連絡する循環型ネットワークを形成し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。	第1章 351 緊急2
公共事業評価システム	三重県が実施する公共事業の効率性及び透明性の一層の確保・向上を図るため、事業の実施前・実施中・実施後に行う一連の評価のしくみ。	行政運営8
高性能林業機械	従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で性能が著しく高い林業機械。	313
高度部材	原材料の純度、組織構造の高度な制御、加工成型技術で創られた優れた性能・機能を持つ素材、部材、部品のこと。	321
高度部材イノベーションセンター（AMIC）	平成20（2008）年3月に開所した財団法人三重県産業支援センターが管理運営する施設。企業間の融合を図る結節点として、県や四日市市と連携し、研究開発の促進、中小企業の課題解決支援、ものづくりを担う人材の育成に取り組み、さらに平成22（2010）年3月の加工技術研究棟の整備により、中小企業の加工技術力の向上を図っている。	321 324 325 協創3
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。	113 153 312
子ども・子育て支援事業支援計画	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供方法、実施時期及び子ども・子育て支援の推進方策等を記載する市町子ども・子育て支援事業計画を支援する県の計画。	232
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。	232

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
子ども支援ネットワーク	いじめなどによって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む組織。	第1章 221 協創1
個別の教育支援計画	一人ひとりの障がいのある子どもについて、学校が中心となり、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、保護者の参画や意見も取り入れながら作成する、一貫した教育的支援を行うための目標や内容等を盛り込んだ長期的な計画。	223
さ行		
最低制限価格	競争入札における下限額のこと。 工事又は製造等の請負を適正に行うのに最低限必要な経費などを発注者が勘案した額のこと、最低制限価格に達しない額の入札は無効とされる。	行政運営4
里地里山保全活動計画	三重県自然環境保全条例に基づく里地里山における自然環境の保全活動に関する計画で知事が認定するもの。	153
式年遷宮 (神宮式年遷宮)	遷宮とは、神社の正殿を造営・修理する際や、正殿を新たに建てた場合に、御神体を遷すこと。式年とは定められた年という意味で、伊勢神宮では20年に一度行われる。	第1章 341 342 協創4
資源管理・漁業経営安定対策	計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した収入安定対策とセーフティネット構築事業によるコスト対策を組み合わせた対策。	314
資源管理計画	国および都道府県が策定する指針に基づき、関係漁業者が魚種または漁業種類ごとに、各々の自主的な取組を基本として作成する水産資源の管理計画。	第1章 314
システム評価	システム開発や再構築時に想定した目的や創出される効果が、運用後に期待どおりに発揮されているかどうかを検証し、改善策に生かしていく取組で、IT投資のPDCAサイクルにおけるC(評価)、A(改善施策検討)のプロセスに相当する。	行政運営7
社会的事業所	障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。	142
若年無業者	15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者	331
集約型都市構造	市町を越えた広域から多くの人やモノを集め、商業・業務、文化等の広域交流や都心居住を促進する多様な都市機能を集約させる区域(広域拠点)や、地域の利便性を高める都市機能の集約を図る区域(地域拠点)を形成・配置し、各拠点の相互連携が可能な都市構造。	第1章 353
首都圏営業拠点	東京日本橋に設置し、首都圏における営業活動を総合的に進めるための施設。	第1章 311 321 323 341 342 緊急4 緊急7 協創4
首都圏営業コーディネーター	「県産品」の商談支援、販路開拓支援活動を通して、首都圏における県産品の流通、取引拡大を行う者。	311 緊急7
浚渫	水深の増加や有害な堆積物を除去するために、海や河川などで、海底や川底の土砂などを取り去ること。	314
小水力発電	農業水利施設等における落差と流量を利用した、発電出力が数十kW～数千kW程度の比較的小規模な水力発電のこと。	254
商品化等コーディネーター	農林水産各研究所が保有する研究成果の商品化・実用化に向けた助言や情報提供及び企業等とのコーディネートを行う外部人材。	311
初期適応指導教室	来日間もない外国人児童生徒等に、一定期間集中した日本語指導や学校生活への適応指導を行う機関。	213

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
新規需要米	米の新規需要となる用途であって、主食用の需給に影響を及ぼさないもの。飼料用、米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）、バイオエタノール用など、さまざまな用途がある。	312
森林施業プランナー	小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。	313
水産用医薬品残留検査	養殖魚に使われる水産用医薬品の残留状況を調べる検査。	113 314
スポーツツーリズム	旅先で観光とともにスポーツを楽しむ、あるいはスポーツ大会への参加とともに旅を楽しむなど、スポーツを通じた新たな魅力の創出、スポーツを核とした交流のこと。	342 協創4
政策創造員会議	各部等の推薦を受け、又は公募により選定した職員で、知事から指名された職員（政策創造員）により構成され、政策創造員の政策創造能力の向上、新しい三重づくりのための政策創造及び提言、各部局の重要施策等の情報共有と連携強化に取り組む会議。	第1章 行政運営1
生態系維持回復事業計画	自然公園及び自然環境保全地域における、生態系の維持又は回復を図る事業の適性かつ効果的な実施に資するため、保全計画に基づき、生態系維持回復事業に関する計画を定めたもの。	第1章 153
船舶自動識別装置	船舶自動識別装置（AIS:Automatic Identification System） 他の船舶の接近を警告したり、自船の位置を他の船舶に伝える事により、船舶同士の衝突を予防するための装置。	314
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、地域の誰もが年齢、技能レベルなどに応じて、いつでも気軽に複数の種目のスポーツが用意されているなどの特徴を持ち、スポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に自主運営を行う地域のスポーツクラブ。	241
総合相談支援センター	県内9つの障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援機関。障がい種別を問わないワンストップでのサービス提供を基本としている。県、市町が社会福祉法人等へ委託して事業を実施している。	142 緊急6
総合評価方式	公共工事の入札方式で、公共工事の品質を確保する上で「価格」のみならず、「受注者の技術力」も含め総合的に評価して契約者を決定する方法。	行政運営8
た行		
第2次一括法	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）のこと。平成23年8月30日に公布された。	行政運営5
多品目適量産地	特定の農産物直売所や量販店等での販売を念頭に置き、その品揃えの確保に向け、多品目の農産物について販売に見合った量の生産に取り組む農産物産地を意味する三重県の造語。	312
多面的機能	農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等のこと。	254 314
地域活性化プラン	「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、地域や産地などを単位に策定される農業および農村の活性化のための活動プランのこと。	第1章 254 312 緊急7
地域間幹線系統	国の「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく都道府県の協議会で認定された複数市町村（平成13年3月31日当時の市町村）をまたぐ幹線バスの系統。	352
地域高規格道路	高規格幹線道路と一体となって高速ネットワークを形成し、地域相互の交流促進や空港・港湾等のアクセス等に資する路線。	第1章 351 緊急2
地域水産業・漁村振興計画	漁村地域を単位に水産業のあり方や漁村の活性化等についての方針を定めた計画。	第1章 314 緊急7
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。	第1章 141

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。	第1章 141
着定基盤材	アサリの産卵後に、海水中を浮遊する幼生が、海底へ着底するための基材。アサリ幼生は、一般的には砂や砂利に着底するが、より良い成長や生き残りを期待して、貝殻などを加工した基盤材も開発されている。	314
長期優良住宅	耐久・耐震・省エネ性に優れ、数世代にわたって暮らせる住宅で、配管等の維持管理や間取りの変更などが容易にできるような一定の措置が講じられた住宅。	第1章 353
電子マニフェスト	紙マニフェストに代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者がインターネットを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組み。紙マニフェストよりも、処理過程の透明化と業務の効率化を図ることができる。	152 緊急10
道路防災総点検	豪雨・豪雪等による災害の未然防止及び必要な防災対策を検討するために実施している道路法面等の点検。	351
特定鳥獣保護管理計画	野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うための「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度。増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画。	153
都市計画区域マスタープラン	正式名称を「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といい、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が都市計画区域を対象として、広域的見地から、区域区分をはじめとした当該都市計画の基本的方針を定めるもの。	第1章 353
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者からの暴力をいう。(Domestic Violence 略称DV(ディーブイ))	212
トライアルショップ	首都圏において、平成23年度に実施した三重の観光情報(ポスター・パンフレット等)と物産品(陳列等)をPRする期間限定の試行的な店のこと。	323
な行		
肉厚アサリ	餌となるプランクトンが豊富な場所において、アサリをカゴ等の容器に収容し、一定期間垂下飼育することで、身入りをよくし、肉厚化させた三重県オリジナルのアサリ。	314
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した経営をめざす農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者。	312
は行		
パーキングパーミット制度	障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方に対して利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくし、外出を支援することを目的とした制度。	第1章 協創5
パーソナルカルテ	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、就学から卒業までの一貫した支援をしていくためのツール。保護者や教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携をしながら作成し、「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」等をひとつにまとめたファイル。	第1章 223
バイオリファイナリー	石油化学に代わり、植物由来の資源からバイオ燃料やプラスチックなどの化学製品を生み出す技術や生産設備のこと。	第1章 321 325 協創3
搬出間伐	間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。	313
干潟	河口部や海岸部に、川から流れた砂泥が堆積した砂泥地で、干潮時に海面上に姿を現す場所。様々な生物の生息の場であり、水質浄化などの重要な役割を果たしている。	311 254 314 緊急7
非構造部材	柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等。	224 緊急1
人・農地プラン	農業者の高齢化や担い手不足が懸念される中、地域や集落の話し合いに基づいて、市町が地域農業の中心となる経営体への明確化や経営体への農地集積のルールづくり、将来ビジョンなどを定める計画で、国がすべての市町での策定を推進している。	312

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
富栄養化	海や河川などの水域で、生活排水などによる栄養分の過剰流入によって、富栄養状態へと移行すること。極端な場合では赤潮等を引き起こす要因となるなど、水産生物を含む生態系に悪影響を与える。	314
フードコミュニケーションプロジェクト	食品事業者、関連事業者、行政、消費者等の連携により、消費者の「食」に対する信頼の向上に取り組むプロジェクトで、事業者と消費者等との対話をベースとした協働の取組を進めることで、フードチェーン全体において食品事業者の「みえる化」を進める取組のこと。	311 緊急7
文化交流ゾーン	新県立博物館の整備を契機として、新たに魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるよう発展をめざす、県立美術館を含めた県総合文化センター周辺地域のこと。	261
文化と知的探求の拠点	県立の図書館や博物館、美術館、文化会館など、モノや情報という形で知識や知恵などが集積し、専門性が高く、文化との接点を有し、知的探求を支援する拠点としての性格が強い文化・生涯学習施設のこと。	262
糞粒法	森林内に生息するニホンジカの個体数推定に糞塊を利用する方法。	153
ペイジー標準帳票	公共料金、税金などの各種料金をパソコン、携帯電話、ATMなどを利用して支払うことができる電子決済サービス(ペイジー収納サービス)に対応した納付書の標準的な様式のこと。	行政運営4
ペイズ推定法	「糞粒法」による調査結果に、捕獲数や狩猟における出合数(目撃情報)等の複数の因子を加味して、総合的に個体数を推計する方法。	153
ま行		
マイレージ制度	県内企業の成長や高付加価値化に向けた再投資を促進するため、今まで対象とならなかった小規模な投資をポイント化し、補助の対象とみなすことができる仕組みをいう。	第1章 321 緊急8
マザー工場	単なる量産工場ではなく、開発、量産試作などの機能を備え、他の工場に対しての技術指導や支援能力を持つなど、高い付加価値を有する施設をいう。	第1章 321 緊急8
まなびのコーディネーター	放課後や休日等に、各地域で子どもたちが学習や体験活動等ができる機会(子どもの「学び場」)の調整役。子どもたちに育みたい力を養う活動計画を立てたり、子どもたちに関わる地域の方々に、それらを浸透させたりする役割を担う。	第1章 221 協創1
三重が魅力ある地域であると 感じる人	首都圏等における県のアンケート調査において、「県産品を購入したい」、「観光目的で来県したい」、「本県で居住したい」、「本県で立地・操業したい」という回答や、「本県の『歴史』、『文化』や『街並み・建造物』などに対して『独自性』や『愛着』等を感じる」と回答した人のこと。	341
みえ企業等防災ネットワーク	民間企業・団体、行政、大学等で構成し、企業等の自然災害に対する被害の軽減や復旧の迅速化をめざすことを目的に、平成22年度に設置されたネットワーク。事務局を三重大学に置き、企業防災力の向上や地域社会との連携の構築など、企業と地域の防災力を高めるための活動を実施している。	111 緊急1
みえグリーンイノベーション構 想	今後の成長分野である「環境・エネルギー関連分野」における新技術・新製品の開発をめざす県内企業のネットワークづくりの支援をベースにして、研究開発の促進、事業化促進、販路・市場拡大、ひとつづくり、設備投資および立地の促進等の取組を連携させて、環境・エネルギー関連産業の集積・振興を図ることをねらいとした構想。	第1章 321 325 協創3
三重県あんしん賃貸支援事業	住宅確保要配慮者の居住の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築をねらいに、高齢者、障がい者、外国人及び子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する情報などを提供するとともに、様々な居住支援サービスの提供を促す事業。	353
三重県営業本部	県産品等の認知度向上と販売促進等に取り組むために設置した、知事を本部長とする組織。	第1章 341
三重県エネルギー対策本部	三重県におけるエネルギーの安定供給の確保、新エネルギーによる地域エネルギーの確保や省エネルギー対策を総合的に推進することを目的に、平成23(2011)年5月に設置した組織。	325
三重県漁船「堀栄丸」衝突海 難事故	平成24年9月24日に三重県漁船「堀栄丸」とパナマ籍貨物船「NIKKEI TIGER」が、宮城県金華山沖約930kmの公海上で衝突し、堀栄丸側の乗組員13名が死亡した海難事故。	第1章 314
三重県住生活基本計画	本県がめざす住生活の将来像の実現に向け、住生活に関する基本方針と実現の方向を定め、総合的に施策を推進していくための計画。	353

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
三重県水産業・漁村振興指針	平成24(2012)年度を初年度とし、10年先の希望ある三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にし、漁業者や水産関係団体、市町、県などが共有・連携して取り組む施策と目標を明らかにするとともに、県民の皆さんをはじめとするさまざまな主体が、県民力による協創によって希望ある三重県水産業・漁村を実現していくためのガイドラインとして作成された計画。	第1章 314
三重県地域医療支援センター	平成24(2012)年5月、県内の医師の地域偏在の解消を目的に、県庁に設置され、あわせて分室が三重大学内に設置。県内の医療機関や医師会、市町、三重大学等と連携して、若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等の取組を推進。	第1章 121
三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS:ミームス)	三重県の小規模事業所向け環境マネジメントシステム。国際規格と比べて取り組みやすく、費用負担の少ない制度となっており、幅広い県内事業者の環境負荷低減取組を促進することを目的とする。平成16年9月から運用を開始。	151
みえ広域スポーツセンター	総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツを推進するため、三重県営鈴鹿スポーツガーデン内に設置した県の機能。	241
みえ産業振興戦略	平成24年7月に策定した三重県における産業振興の方向性を示したもの。	第1章 321 323 343 緊急8
「みえ地物一番」キャンペーン	県産食材を一番に優先するという思いを込め、県産食材に親しむ機会を増やし地産地消を進めるための県独自キャンペーン。家庭の日である毎月第3日曜日とその前日を「みえ地物一番の日」とし、協賛事業者がPRを展開している。 参加事業者数:887事業者(平成25年3月末現在)	311
みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点	食品関連分野におけるイノベーションの創出や、高付加価値商品の開発などを支援することを目的とした研究開発拠点(三重大学と三重県工業研究所の2カ所を整備)で、県内の食品関連企業が産学官連携や農商工連携を通じて活用することを目的とする。	324
みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)	「みえ県民力ビジョン」及び「行動計画」に掲げた理念や目標を各年度の取組や組織に展開するとともに、その進捗状況について、評価、改善を行い、次年度の方針や予算編成につなげていくという県政全般のPDCAの流れをあらわした行政運営の基本的枠組み(マネジメントサイクル)。	第1章 行政運営1 行政運営2
みえセレクション	県内で生産される農林水産物、食品、酒類等において、特徴ある優れた産品を選定し、県が大都市圏などに情報発信することで県産品の販売拡大を目的とした制度。	第1章 311
みえフードイノベーション・ネットワーク	みえフードイノベーションを具体的に進めるために立ち上げる、異業種・産学官によるネットワークのこと。	第1章 254 311 314 緊急7
みえフードイノベーション・プロジェクト	生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官の連携による、県内の農林水産資源を活用した新たな商品又はサービスを開発する取組のこと。	311 緊急7
三重ブランド	県のイメージアップと観光及び物産の振興を目的として、県を代表する産品とその生産者を認定する制度。平成25年3月現在で14品目37事業者が認定されている。	第1章 311 緊急7
みえ防災コーディネーター	県が育成している防災人材。平常時は地域や企業等で防災コーディネーターとして自主的に啓発活動などを行い、災害時は公的な組織と協働して復旧・復興活動を支援するための十分な意思・知識・技能を有することを目的としている。	第1章 111 緊急1
ミッシングリンク	幹線道路などの交通ネットワークの欠落区間。	第1章 351 緊急2

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
密漁防止対策協議会	漁業関係者、海上保安部、地元警察署、市町および県が密接な連携を図り、有効な密漁防止対策を図ることを目的に設立された協議会。	314
メガソーラー	出力1メガワット(1000キロワット)以上の大規模な太陽光発電。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。	第1章 255 325 協創3
メタンハイドレート	永久凍土層や深海下の地層等、低温高压の条件の下で存在するメタンガスと水が結晶化した固体の物質で、分解してガス化することで次世代のエネルギー資源として注目されている。	第1章 325 協創3
木質チップ	木材を機械的に小片化したもの。	313
藻場	沿岸域に形成された様々な海草・海藻の群落。水産生物の産卵や稚魚の成育の場として重要な役割を果たしている。	254,314
モンキードッグ	農林業への被害防止のため、サルを追い払う目的として訓練を受けた犬のこと。	緊急9
ら行		
ライフイノベーション	医療・健康・福祉分野で、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいい、革新的な医薬品、医療機器、医療・介護技術等の研究開発の促進や関連産業の活性化をめざすもの。	第1章 321
漁師塾	若者などの水産業への就業・就労を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。	第1章 314 緊急4
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップし、現状および保護対策をまとめた報告書。	153
ローカル・トゥ・ローカル	地域間の多様な産業交流を通じて、各地域の産業振興を図っていこうとする概念。	第1章 322
6次産業化	1次産業が、加工(2次産業)や流通販売(3次産業)などを自己の経営に取り入れたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態をあらわす言葉。	312 緊急7
路面性状調査	道路舗装の状態を把握するために必要となる「ひび割れ」、「わだち掘れ」、「平坦性」を測定する調査。これにより道路舗装の管理指標が算出される。	351
わ行		
ワーク・ライフ・バランス	ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。	第1章 331 332

